

昭和二十五年政令第二百四十五号

地方税法施行令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基き、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条―第六条の二十二の十三）

第二章 道府県の普通税

第一節 道府県民税（第六条の二十三―第九条の二十三）

第二節 事業税（第十条―第三十五条の四の七）

第三節 地方消費税（第三十五条の五―第三十五条の二十二）

第四節 不動産取得税（第三十六条―第三十九条の八）

第五節 道府県たばこ税（第三十九条の九―第三十九条の十五）

第六節 ゴルフ場利用税（第四十条―第四十二条）

第七節 軽油引取税（第四十三条―第四十三条の二十）

第八節 自動車税（第四十四条―第四十四条の十一）

第九節 鉱区税（第四十五条）

第十節 道府県法定外普通税（第四十五条の二―第四十五条の二の六）

第三章 市町村の普通税

第一節 市町村民税（第四十五条の三―第四十八条の二十）

第二節 固定資産税（第四十九条―第五十二条の十七）

第二節の二 軽自動車税（第五十二条の十八―第五十二条の二十三）

第三節 市町村たばこ税（第五十三条―第五十三条の七）

第四節 鉱産税（第五十三条の八―第五十四条の十一）

第五節 特別土地保有税（第五十四条の十二―第五十四条の五十七）

第六節 市町村法定外普通税（第五十四条の五十八―第五十四条の六十一）

第三章の二 狩猟税（第五十五条―第五十六条の十）

第三章の三 入湯税（第五十六条の十一―第五十六条の十三）

第三章の四 事業所税（第五十六条の十四―第五十六条の八十四）

第三章の五 都市計画税（第五十六条の八十四の二）

第三章の六 水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税（第五十六条の八十五―第五十六条の九十の二）

第三章の七 法定外目的税（第五十六条の九十一―第五十六条の九十四）

第四章 都等の特例等

第一節 都等の特例（第五十七条―第五十七条の四）

第二節 個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の賦課徴収に関する調整（第五十七條の四の二・第五十七條の四の三）

第五章 特定徴収金の収納の特例（第五十七條の五―第五十七條の五の三）

第六章 地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項に係る重加算金の特例（第五十八條―第六十条）

第七章 雑則（第六十一条・第六十二条）

附則

第一章 総則

（道府県及び市町村に関する規定の都及び特別区への準用）

第一条 この政令中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定（法人の市町村民税並びに固定資産税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税に関する規定を除く。）は特別区に準用する。この場合において、「道府県」、「道府県民税」、「道府県たばこ税」又は「道府県知事」とあるのは、それぞれ「都」、「都民税」、「都たばこ税」又は「都知事」と、「市町村」、「市町村民

税」、「市町村たばこ税」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区民税」、「特別区たばこ税」又は「特別区長」と読み替えるものとする。

（市町村の廃置分合等があつた場合における市町村民税の特別徴収税額等の通知）

第一条の二 地方税法（以下「法」という。）第八条の二第一項の規定によつて同項に規定する承継市町村（以下「承継市町村」という。）が同項に規定する消滅市町村（以下「消滅市町村」という。）の地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下「徴収金に係る権利」という。）を承継した場合又は法第八条の三第一項の規定によつて同項に規定する新市町村（以下「新市町村」という。）が同項に規定する旧市町村（以下「旧市町村」という。）の徴収金に係る権利を承継した場合においては、消滅市町村又は旧市町村が当該承継のあつた日前にすでに法第三百二十一条の四第一項後段（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によつて特別徴収義務者に特別徴収税額を通知しているときであつても、当該承継市町村又は新市町村の長は、当該特別徴収義務者に対し、遅滞なく、当該特別徴収義務者が当該承継市町村又は新市町村に納入すべき特別徴収税額、当該特別徴収税額に係る納税義務者の氏名その他の事項で当該承継市町村又は新市町村の長が必要と認める事項を通知しなければならない。

（市町村の廃置分合があつた場合における法人の市町村民税の均等割の承継）

第一条の三 市町村の廃置分合があつたため一の法人（法第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを含む。）の事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）が二以上の承継市町村の区域に所在することとなるときは、消滅市町村の当該法人の均等割に係る徴収金に係る権利については、それぞれその事務所、事業所又は寮等が所在することとなる承継市町村（以下本条中「所在承継市町村」という。）が、当該廃置分合があつた日の前日における消滅市町村の税率を適用して計算した当該法人の市町村民税の均等割の額を所在承継市町村の数で除して得た額を承継するものとする。

2 市町村の廃置分合があつたため二以上の消滅市町村の区域に所在していた一の法人の事務所、事業所又は寮等が一の承継市町村の区域に所在することとなるときは、消滅市町村の当該法人の均等割に係る徴収金に係る権利については、承継市町村は、当該法人が当該廃置分合があつた日の前日に消滅市町村の区域内に所在していたその事務所、事業所又は寮等を当該廃置分合があつた日の前日に有しなくなつたものとみなし、かつ、当該廃置分合があつた日の前日における消滅市町村のそれぞれの税率を適用して計算した当該法人の市町村民税の均等割額の合計額を承継するものとする。

（市町村の廃置分合があつた場合における市町村民税の法人税割の承継）

第一条の四 市町村の廃置分合があつたため一の法人の事務所又は事業所が二以上の承継市町村に所在することとなる場合には、当該法人が消滅市町村に納付した、又は納付すべきであつた法第三百二十一条の八第三十二項に規定する市町村民税の中間納付額については、法第三百二十一条の十三第二項の規定の例により当該法人の事務所又は事業所が所在することとなる承継市町村に按分して得た額をそれぞれ当該承継市町村に納付されたものとみなし、又は納付されるべきものとする。

（消滅市町村の過誤納に係る地方団体の徴収金の取扱）

第一条の五 法第八条の二第一項の規定によつて消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する承継市町村が二以上ある場合において、当該消滅市町村の過納又は誤納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該承継市町村の長が協議して、還付し、又は未納に係る承継市町村に係る地方団体の徴収金に充当するものとし、その協議がととのわないときは、道府県知事（当該承継市町村が二以上の道府県の区域にわたる場合においては、総務大臣）に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。

2 法第八条第二項から第十項までの規定は、前項の申出及び当該申出に係る道府県知事又は総務大臣の決定について準用する。

(相続人の代表者の指定等)

第二条 法第九条の二第一項の規定による相続人の代表者は、その被相続人の死亡時の住所又は居所と同一の住所又は居所を有する相続人その他その被相続人の地方団体の徴収金の納付又は納入につき便宜を有する者のうちから定めなければならない。

2 法第九条の二第二項後段の届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、同項後段の相続人が連署した文書でなければならない。

- 一 被相続人の氏名、死亡時の住所又は居所及び死亡年月日
- 二 各相続人の氏名(法人にあつては、名称。以下同じ。)、住所又は居所(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地。以下同じ。)、被相続人との続柄及び法第九条第二項に規定する相続分
- 三 相続人の代表者の氏名及び住所又は居所
- 四 前二号に掲げる相続人のうち法人番号(法第二十条の十一の二に規定する法人番号をいう。以下同じ。))を有する法人にあつては、当該相続人の法人番号

3 法第九条の二第二項前段に規定する届出がないときには、一部の相続人について同条第一項後段の届出がないときを含むものとする。この場合においては、地方団体の長は、その届出がない一部の相続人について同条第二項前段の指定をすることができる。

4 第一項の規定は、地方団体の長が法第九条の二第二項前段の規定により相続人の代表者を指定する場合について準用する。

5 法第九条の二第二項後段の通知は、次に掲げる事項を記載した文書でしなければならない。

- 一 被相続人の氏名及び死亡時の住所又は居所
- 二 各相続人の氏名、住所又は居所及び被相続人との続柄
- 三 相続人の代表者の氏名及び住所又は居所

6 法第九条の二第二項後段の規定により届出をした相続人は、地方団体の長に届け出て、その指定した代表者を変更することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。

(経営者と特殊の関係のある個人の範囲)

第三条 法第十条の二第三項に規定する経営者の親族その他当該経営者と特殊の関係のある個人で政令で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。

- 一 経営者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、直系血族及び兄弟姉妹
- 二 前号に掲げる者以外の経営者の親族で、経営者と生計を一にし、又は経営者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- 三 前二号に掲げる者以外の経営者の使用人その他の個人で、経営者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- 四 経営者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)
- 五 経営者が法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十号に規定する会社に該当する会社(以下「同族会社」という。)である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前四号の一に該当する関係がある個人

(法定納期限とならない期限)

第三条の二 法第十一条の四第一項に規定する政令で定める期限は、次に掲げる期限とする。

- 一 普通徴収の方法により徴収する地方税の賦課もれ又は追徴に係る賦課決定に係る期限
- 二 換価の猶予に係る期限
- 三 法第七十二条の二十五第二項から第四項まで(これらの規定を法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。)

又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。)

二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第六項において準用する場合を含む。)

四 法第七十四条の十一第一項の規定による期限

五 法第四百七十四条第一項の規定による期限

(実質課税額等の第二納税義務を負わせる地方税の計算等)

第四条 滞納者の地方団体の徴収金のうちに、法第十一条の五各号に掲げる地方団体の徴収金(以下この条において「実質課税額等」という。))が含まれている場合には、実質課税額等の額は、滞納者の地方団体の徴収金の額にそれぞれ次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 道府県民税若しくは市町村民税の所得割、事業税又は事業所に係る実質課税額等 当該滞納者の地方団体の徴収金の課税標準額から実質課税額等がないものとした場合の課税標準額を控除した額が当該滞納者の地方団体の徴収金の課税標準額のうち占める割合
- 二 道府県民税又は市町村民税の法人税割に係る実質課税額等 当該滞納者の地方団体の徴収金の課税の基礎となつた法人税に係る課税標準額から国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)第三十六条各号に掲げる法人税の課税標準額がないものとした場合の課税標準額を控除した額が当該滞納者の法人税の課税標準額のうち占める割合

2 前項の場合において、滞納者の地方団体の徴収金の一部につき納付若しくは納入、充当又は免除があつたときは、まず、その地方団体の徴収金のうち同項に定める額以外の部分の額につき納付若しくは納入、充当又は免除があつたものとする。

3 前二項の規定は、法第十一条の六及び第十一条の七に規定する事業に係る地方団体の徴収金について準用する。この場合においては、第一項第一号中「道府県民税若しくは市町村民税の所得割、事業税又は事業所に係る実質課税額等」とあるのは「道府県民税又は市町村民税の法人税割に係る地方団体の徴収金以外の地方団体の徴収金」と、同項第二号中「道府県民税又は市町村民税の法人税割に係る実質課税額等」とあるのは「道府県民税又は市町村民税の法人税割に係る地方団体の徴収金」と読み替えるものとする。

(納税者等の特殊関係者の範囲)

第五条 法第十一条の七に規定する納税者又は特別徴収義務者が生計を一にする親族その他納税者又は特別徴収義務者と特殊の関係のある個人又は被支配会社で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 納税者又は特別徴収義務者の配偶者その他の親族で、納税者若しくは特別徴収義務者と生計を一にし、又は納税者若しくは特別徴収義務者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- 二 前号に掲げる者以外の納税者又は特別徴収義務者の使用人その他の個人で、納税者又は特別徴収義務者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- 三 納税者又は特別徴収義務者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人(第一号に掲げる者を除く。)
- 四 納税者又は特別徴収義務者が法人税法第六十七条第二項に規定する会社に該当する会社(以下この項において「被支配会社」という。))である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人
- 五 納税者又は特別徴収義務者を判定の基礎として被支配会社に該当する会社
- 六 納税者又は特別徴収義務者が被支配会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員(これらの者と第一号から第三号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社を含む。))の全部又は一部を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社

2 法第十一条の七の規定を適用する場合において、前項各号に掲げる者であるかどうかの判定は、納税者又は特別徴収義務者がその事業を譲渡した時の現況による。

(無償又は著しい低額の譲渡等の範囲等)

第六条 法第十一条の八に規定する政令で定める処分は、国及び法人税法第二条第五号の公共法人以外の者に対する処分が無償又は著しく低い額の対価によるものとする。

2 法第十一条の八に規定する滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 滞納者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
 二 前号に掲げる者以外の滞納者の親族で、滞納者と生計を一にし、又は滞納者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
 三 前二号に掲げる者以外の滞納者の使用人その他の個人で、滞納者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

四 滞納者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人
 五 滞納者が同族会社である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係がある個人
 六 滞納者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
 七 滞納者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第四号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

（株式会社等の取引の範囲）

第六条の二 法第十一条の九に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 各事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額の基因となる取引
 二 各事業年度の販売費又は一般管理費の額の基因となる取引
 三 前二号に掲げるもののほか、法第十一条の九の株式会社、合資会社又は合同会社の事業の状況その他の事情を勘案して、その事業を遂行するために通常必要と認められる取引
 （自動車等の譲渡価額）

第六条の二の二 法第十一条の十第一項に規定する政令で定める額は、同項に規定する自動車等の引渡しと同時にその代金の全額の受渡しを行うものとした場合の価額とする。

（滞納処分費の納付の告知の手続）

第六条の二の三 法第十三条第二項の規定による納付の告知は、次に掲げる事項を記載した文書でしなければならない。ただし、滞納処分費につき直ちに滞納処分をしなければならないときは、徴税吏員に口頭で行わたることができ。

一 滞納処分費の徴収の基因となつた地方団体の徴収金の年度及び税目
 二 納付すべき金額
 三 納期限
 四 納付場所

（繰上徴収の告知の手続）

第六条の二の四 法第十三条の二第三項の規定による告知は、同条第一項の規定により繰上徴収をする旨を法第十三条第一項の文書に記載してしなければならない。ただし、すでに納付又は納入の告知をしている場合及び納付又は納入の告知をすることを要しない場合には、納期限を変更する旨を記載した文書でなければならない。

（強制換価の場合の道府県たばこ税等の徴収に関する通知）

第六条の三 法第十三条の三第二項の規定による執行機関（同項に規定する執行機関をいう。以下同じ。）に対する通知は、次に掲げる事項を記載した文書でなければならない。

一 特別徴収義務者又は納税者の氏名及び住所又は居所
 二 強制換価手続が行われている道府県たばこ税若しくは市町村たばこ税又は軽油引取税の課される製造たばこ又は軽油の名称、数量、性質及び所在並びにその手続が滞納処分以外の手続であるときは、その手続に係る事件の表示
 三 前号の製造たばこ又は軽油につき徴収すべき道府県たばこ税若しくは市町村たばこ税又は軽油引取税の金額

2 法第十三条の三第二項の規定による特別徴収義務者又は納税者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した文書でなければならない。

一 執行機関の名称
 二 前項第二号及び第三号に掲げる事項
 3 前二項の規定は、法第十三条の三第四項において準用する同条第二項の通知について準用する。

（優先質権等の証明手続）

第六条の四 滞納処分における法第十四条の九第三項前段、第十四条の十一第二項前段又は第十四条の十五第二項の規定による証明は、これらの規定に規定する事実を証する文書又はその事実を証するに足りる事項を記載した文書を地方団体の長に提出することによつてしなければならない。

2 滞納処分における法第十四条の九第三項後段（法第十四条の十一第二項後段において準用する場合を含む。）の規定による証明は、地方団体の長に対し、法第十四条の九第三項各号に掲げる書類を提出すること又はこれを呈示するとともにその写を提出することによつてしなければならない。

3 滞納処分における前二項の証明は、売却決定の日の前日（金銭による取立の方法により換価する場合）には、配当計算書の作成の日の前日）までにしなければならない。

（不動産工事の先取特権に関する増価額の評価等）

第六条の五 法第十四条の十三第一項第二号に掲げる先取特権がある財産を滞納処分により換価するときは、当該先取特権に係る工事によつて生じた不動産の増価額は、地方団体の長が評価するものとする。この場合において、地方団体の長は、必要があると認めるときは、鑑定人にその評価を委託し、その評価額を参考とすることができ。

2 前条第一項及び第三項の規定は、法第十四条の十三第二項（法第十四条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定による証明について準用する。

（担保権付財産が譲渡された場合の地方税の徴収手続等）

第六条の六 法第十四条の十六第四項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した文書でなければならない。

一 納税者又は特別徴収義務者の氏名及び住所又は居所
 二 滞納に係る地方団体の徴収金の年度、税目、納期限及び金額
 三 法第十四条の十六第一項に規定する譲渡に係る財産の名称、数量、性質及び所在
 四 第二号の金額のうち法第十四条の十六第一項の規定により徴収しようとする金額
 2 法第十四条の十六第五項の規定による交付要求は、同条第一項に規定する質権者又は抵当権者の氏名及び住所又は居所並びに同条第五項の規定により交付要求をする旨を交付要求書に記載してしなければならない。

3 前二項の規定は、法第十四条の十七第三項において準用する法第十四条の十六第四項又は第五項の規定による通知又は交付要求をする場合について準用する。この場合において、前項中「同条第一項に規定する質権者又は抵当権者」とあるのは、「法第十四条の十七第一項に規定する担保のための仮登記の権利者」と、「同条第五項」とあるのは、「同条第三項において準用する法第十四条の十六第五項」と読み替えるものとする。

（譲渡担保権者の物的納税責任に関する告知等）

第六条の七 法第十四条の十八第二項の告知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 納税者又は特別徴収義務者の氏名及び住所又は居所
 二 滞納に係る地方団体の徴収金の年度、税目、納期限及び金額
 三 譲渡担保財産の名称、数量、性質及び所在
 四 第二号の金額のうち法第十四条の十八第一項の規定により徴収しようとする金額

2 法第十四条の十八第二項後段の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した文書でなければならない。

一 前項第二号から第四号までに掲げる事項
 二 譲渡担保権者の氏名及び住所又は居所

三 法第十四条の十八第二項の告知書を発した年月日

3 法第十四条の十八第六項及び第七項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した文書でなければならない。

一 第一項各号に掲げる事項

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項

三 法第十四条の十八第一項の納税者又は特別徴収義務者の財産として差押えをした年月日（国税徴収法に規定する滞納処分等の例により差押えのために債権差押通知書又は差押通知書の送達を行う場合には、これらの発送年月日）

4 第六条の二の四の規定は、法第十四条の十八第四項において準用する法第十三条の二第三項の規定による告知について準用する。

5 第六条の四第一項の規定は法第十四条の十八第九項前段の規定による証明について、第六条の四第二項の規定は法第十四条の十八第九項後段において準用する法第十四条の九第三項後段の規定による証明について準用する。

6 法第十四条の十八第九項の規定による証明は、譲渡担保財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立ての日の前日までに行われたものによる。

（譲渡担保財産から徴収する地方税及び国税の調整の特例）

第六条の八 法第十四条の十八第一項の規定により譲渡担保財産から徴収する地方団体の徴収金（以下この条において「設定者の地方税」という。）が、譲渡担保権者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金又は国税（法第十四条の十八第一項の規定により徴収する地方団体の徴収金及び国税徴収法第二十四条第一項の規定により徴収する国税を除く。以下この条において「担保権者の地方税等」という。）と競合する場合において、その財産が担保権者の地方税等につき差し押えられているときは、法第十四条の六の規定の適用については、その差押がなかつたものとみなし、設定者の地方税（設定者の地方税の交付要求が二以上あるときは、最も先に交付要求をした担保権者の地方税等）につき交付要求（他の担保権者の地方税等の交付要求があるときは、これよりも先にされた交付要求）があつたものとみなす。

2 前項の場合において、担保権者の地方税等の交付要求（前項の規定によりあつたものとみなされる担保権者の地方税等の交付要求を含む。以下この項において同じ。）の後にされた設定者の地方税の交付要求（前項の規定の適用を受ける設定者の地方税の交付要求を除く。以下この項において同じ。）があるときは、法第十四条の七の規定の適用については、その設定者の地方税の交付要求は、担保権者の地方税等の交付要求よりも先にされたものとみなす。この場合において、設定者の地方税の交付要求が二以上あるときは、これらの交付要求の先後の順位に変更がないものとする。

（徴税吏員の徴収猶予に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第六条の九 法第十五条の二十第十項の徴税吏員（以下この条において「徴税吏員」という。）は、同項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所その他当該物件の留置きに關し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 徴税吏員は、法第十五条の二十第十項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（修正申告等に係る道府県民税、市町村民税又は事業税の徴収の猶予を認めない場合等）

第六条の九の二 法第十五条の四第一項に規定する政令で定める金額は、二千元とする。

2 法第十五条の四第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第十五条の四第一項各号のいずれかに該当する場合において、同項第一号の申告書若しくは同項第三号の修正申告書の提出があつた時まで又は同項第二号の更正の通知を受けた日までに、当該申告書、修正申告書又は更正に係る事業年度に係る法第五十三条第一項若しくは第二

項の申告書、法第三百二十一条の八第一項若しくは第二項の申告書又は法第七十二条の二十五第八項から第十二項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項、第四項若しくは第六項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二条の二十九第四項の申告書（第四号において「事業税の申告書」という。）に係る税額が完納されていないとき。

二 法第十五条の四第一項第一号に該当する場合において、同号の申告書の提出があつた時までに当該申告書に係る事業年度に係る法第五十三条第一項若しくは第二項又は第三百二十一条の八第一項若しくは第二項の申告書が提出されていないとき。

三 法第十五条の四第一項第二号（道府県民税に係る部分に限る。）に該当する場合において、同号の更正の通知を受けた日までに当該更正に係る事業年度に係る事業税につき法第七十二条の三十一第二項の修正申告書（当該事業税に係る法第七十二条の四十八第三項に規定する分割基準である従業者の数に誤りがあつたことによるものに限る。）が提出されていないとき。

四 法第十五条の四第一項第三号に該当する場合において、同号の修正申告書の提出があつた時までに当該修正申告書に係る事業年度に係る事業税の申告書が提出されていないとき、又は法第七十二条の三十一第二項の規定による修正申告書の提出が同条第三項の規定による修正申告書を提出しなかつたことに基づくとき。

（換価の猶予をする金額の限度額）

第六条の九の三 法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項に規定する政令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額とする。

一 納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の額

二 地方団体の長が法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予をしようとする日の前日において当該換価の猶予を受けようとする者が有する現金、預貯金その他換価の容易な財産の価額に相当する金額から次に掲げるその者の区分に応じ、それぞれ次に定める額を控除した残額

イ 法人 その事業の継続のために当面必要な運転資金の額

ロ 個人 その者及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族（その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）の生活の維持のために通常必要とされる費用に相当する金額（その者が負担すべきものに限る。）並びにその者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額

2 前項の規定は、法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項に規定する政令で定める額について準用する。この場合において、前項第二号中「第十五条の五第一項」とあるのは、「第十五条の六第一項」と読み替えるものとする。

（担保の提供手続）

第六条の十 法第十六条第一項第一号又は第二号に掲げる担保のうち振替株式等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項第十二号から第二十一号までに掲げる社債等と同条第二項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。次項において同じ。）以外のもの（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債にあつては、総務省令で定めるもの）を提供しようとする者は、これを供託してその供託書の正本を地方団体の長に提出しなければならない。ただし、登録国債については、その登録を受け、登録済通知書を地方団体の長に提出しなければならない。

2 法第十六条第一項第二号に掲げる担保のうち振替株式等を提供しようとする者は、振替株式等の種類に応じ、当該振替株式等について、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿の地方団体の長の口座の質権欄に増加又は増額の記載又は記録をするための振替の申請をしなければならない。

3 法第十六条第一項第三号から第五号までに掲げる担保を提供しようとする者は、抵当権を設定するために必要な文書を地方団体の長に提出しなければならない。この場合において、その提出を受けた地方団体の長は、抵当権の設定の登記（登録を含む。）を関係機関に嘱託しなければならない。

4 法第十六条第一項第六号に掲げる担保を提供しようとする者は、保証人の保証を証する文書を地方団体の長に提出しなければならない。

（保全担保の提供命令等の手続）

第六条の十一 法第十六条の第三第一項の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した文書でしなければならない。

- 一 担保されるべき地方団体の徴収金の税目及び金額
- 二 提供すべき担保の種類
- 三 担保を提供すべき期限

2 前項第三号に掲げる期限は、同項の文書を発する日から起算して七日を経過した日以後の日としなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者につき法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、この期限を繰り上げることができる。

3 前条の規定は、法第十六条の第三第一項の規定により提供を命ぜられる法第十六条第一項各号に掲げる担保の提供手続について準用する。

4 法第十六条の第三第一項の規定により提供を命ぜられる担保として金銭を提供しようとする者は、これを供託してその供託書の正本を地方団体の長に提出しなければならない。

（保全差押に関する手続）

第六条の十二 法第十六条の四第二項の文書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法第十六条の四第一項の規定により決定した金額
- 二 前号の金額の決定の基因となつた地方団体の徴収金の年度及び税目

2 第六条の十の規定は、法第十六条の四第三項又は第四項第一号の規定により提供する法第十六条第一項各号に掲げる担保の提供手続について準用する。

3 前条第四項の規定は、法第十六条の四第三項又は第四項第一号の規定により提供する担保としての金銭の提供手続について準用する。

4 法第十六条の四第三項又は第四項第一号の規定により担保として金銭を提供した者は、同条第一項に規定する地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定したときは、その金銭をもつてその地方団体の徴収金の納付又は納入に充てることができる。

5 前項の規定により担保として提供した金銭をもつて地方団体の徴収金の納付又は納入に充てようとする者は、その旨を記載した文書を地方団体の長に提出しなければならない。

6 前項の文書の提出があつたときは、その担保として提供された金銭の額（その額が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の額をこえるときは、その地方団体の徴収金の額）に相当する地方団体の徴収金を徴収したものとみなす。

7 前各項の規定は、法第十六条の四第十二項において準用する同条第一項から第十一項までの規定による保全差押えに関する手続について準用する。

（納税者又は特別徴収義務者及び第二次納税義務者の納付又は納入に係る過誤納金の還付等）

第六条の十三 納税者又は特別徴収義務者及びこれらの者の地方団体の徴収金に係る第二次納税義務者が納付し、又は納入した地方団体の徴収金の一部につき過誤納が生じた場合には、その過誤納金の還付又は充当に関しては、まず、第二次納税義務者が納付し、又は納入した額につきその過誤納が生じたものとする。

2 地方団体の長は、前項の規定の適用を受ける還付又は充当をしたときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

3 第二次納税義務者が納付し又は納入した地方団体の徴収金の額につき生じた過誤納金は、法第十七条の四第一項第一号に掲げる過納金とみなして、同項の規定を適用する。

（過誤納金等の充当適当）

第六条の十四 法第十七条の二第四項（法第三百六十四条第六項及び第七百六条の二第二項においてその例による場合を含む。）に規定する政令で定める充当をするに適用することとなつた時は、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金に

ついては、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税に係る延滞金については、その徴収の基因となつた地方税に係る当該各号に定める時とする。）と過誤納金が生じた時（還付加算金については、その計算の基礎となつた過誤納金が生じた時）とのいずれか遅い時とする。

一 法定納期限後にその納付し、又は納入すべき税額が確定した地方税 その納付又は納入の告知書を発した時（申告により税額が確定されたものについては、その申告があつた時）

二 納期を分けている地方税 法又はこれに基づく条例の規定による納期限

三 法第十三条の二第三項の規定により告知がされた地方税 その告知により指定された納期限

四 法第十五条第一項第一号の規定による徴収の猶予（盗難にかつたことによるものを除く。）又は法第四十四条の二、第五十五条の二第二項、第七十二条の三十八の二第一項若しくは第六項、第七十二条の三十九の二第二項、第七十二条の五十七の二第二項、第七十三条の二十五第一項、第七百四十四条の二十九第一項、第三百二十一条の七の十三第一項、第三百二十一条の十一の二第二項、第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を法第六百二十二条第二項又は第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第六百三条第三項、第六百三条の二第五項若しくは第六百二十九条第五項の規定による徴収の猶予に係る地方税 その徴収の猶予の期限

五 督促手数料、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金 その納付又は納入の告知書を発した時

六 滞納処分費 その確定した時

七 第二次納税義務者又は保証人として納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金 その告知に関する文書を発した時

2 前項の規定は、法第七十三条の二第九項（法第七十三条の二十七第二項又は第七十三條の二十七の四第五項において準用する場合を含む。）、第七十四条の十四第三項、第四百四十四の三十第二項、第六百六十四條第七項（法第六百六十五條第三項において準用する場合を含む。）、第四百五十八條第七項（法第四百五十九條第三項において準用する場合を含む。）、第四百七十七條第三項又は第六百一条第八項（法第六百二十二條第二項、第六百三十三條第四項、第六百三十三條の二第六項、第六百三条の二の二第二項又は第六百二十九條第八項において準用する場合を含む。）の規定による充当について準用する。

（充当に係る法の規定の適用除外）

第六条の十四の二 法第十七条の二の二第二項に規定する政令で定める規定は、法附則第二十九条の三（法附則第二十九条の七第六項において準用する場合を含む。）、及び第二十九条の五第十三項並びに法附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の第三項において準用する法第六百一条第八項並びに法附則第三十一条の三の四第九項の規定（これらの規定中充当に係る部分に限る。）とする。

（委託納付又は委託納入をするのに適することとなつた時）

第六条の十四の三 法第十七条の二の二第六項に規定する政令で定める委託納付又は委託納入をするのに適することとなつた時は、未納地方税等（同条第一項第三号に規定する道府県未納徴収金、同項第四号に規定する市町村未納徴収金、同条第二項に規定する納付し、若しくは納入すべきこととなつているその他の道府県の地方団体の徴収金又は同条第三項に規定する納付し、若しくは納入すべきこととなつているその他の市町村の地方団体の徴収金をいう。以下この条において同じ。）の法定納期限（次の各号に掲げる未納地方税等については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税又は森林環境税に係る延滞金については、その徴収の基因となつた地方税又は森林環境税に係る当該各号に定める時とする。）と法第十七条の二の二第一項各号に該当する還付金等（同項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が生じた時（還付加算金については、その計算の基礎となつた同項各号に該当する還付金等が生じた時）とのいずれか遅い時とする。

- 一 法定納期限後にその納付し、又は納入すべき税額が確定した地方税又は森林環境税 その納付又は納入の告知書を発した時（申告により税額が確定されたものについては、その申告があった時）
 - 二 納期を分けている地方税又は森林環境税 法（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又はこれに基づく条例の規定による納期限
 - 三 法第十三条の二第三項（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により告知がされた地方税又は森林環境税 その告知により指定された納期限
 - 四 法第十五条第一項（第一号に係る部分に限り、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による徴収の猶予（盗難にかかったことによるものを除く。）又は法第四十四条の二、第七十二条の五十七の二第一項、第七十三条の二十五第一項、第四百四十四条の二十九第一項、第三百二十一条の七の十三第一項、第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を法第六百二条第二項又は第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第六百三条第三項、第六百三条の二第五項若しくは第六百二十九条第五項若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第十条の規定による徴収の猶予に係る地方税又は森林環境税 その徴収の猶予の期限
 - 五 督促手数料 過少申告加算金 不申告加算金又は重加算金 その納付又は納入の告知書を発した時
 - 六 滞納処分費 その確定した時
 - 七 第二次納税義務者又は保証人として納付し、又は納入すべき未納地方税等 その告知に関する文書を発した時（還付加算金）
- 第六条の十五** 法第十七条の四第一項第四号に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる過誤納金の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
- 一 申告書の提出により納付し、又は納入すべき額が確定した地方税（当該地方税に係る延滞金を含む。）に係る過納金でその納付し、又は納入すべき額を減少させる更正（更正の請求に基づく更正を除く。）により生じたもの その更正があつた日
 - 二 法第十七条の四第一項第四号に掲げる過誤納金のうち、前号に掲げる過納金以外のものの納付又は納入があつた日
- 2 法第十七条の四第五項に規定する政令で定める理由は、次に掲げる理由とする。
- 一 法第二十條の九の三第二項第一号又は第三号の規定に該当することとなる事実が当該地方税の法定納期限後に生じたこと。
 - 二 国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第二十四条第四項に規定する理由（所得税に係るものに限る。）
- （更正 決定等の期間制限の特例に係る理由）
- 第六条の十六** 法第十七条の六第一項第三号に規定する政令で定める理由は、前条第二項に規定する理由とする。
- （課税標準額及び税額の端数計算の特例）
- 第六条の十七** 法第二十條の四の二第一項ただし書に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地方税とする。
- 一 利子等に係る道府県民税
 - 二 特定配当等に係る道府県民税
 - 三 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税
 - 四 道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税であつて、条例で指定するもの
- 2 法第二十條の四の二第三項ただし書に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地方税とする。

- 一 利子等に係る道府県民税
 - 二 特定配当等に係る道府県民税
 - 三 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税
 - 四 道府県たばこ税
 - 五 ゴルフ場利用税
 - 六 軽油引取税
 - 七 市町村たばこ税
 - 八 入湯税
 - 九 道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税であつて、条例で指定するもの
- （期限の特例）
- 第六条の十八** 法第二十條の五第二項に規定する政令で定める期限は、次の各号に掲げる期限とする。
- 一 法第十四條の十八第九項に規定する期限
 - 二 法第七十二條の二十九第三項に規定する残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる日の前日をもつて定めた期限
 - 三 法第三百二十一条の四第二項に規定する期限
 - 三の二 法第三百二十一条の四第五項に規定する四月三十日をもつて定めた期限
 - 四 法第三百七十三條第六項（法第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）又は第七百二十八條第六項に規定する期限
- 2 法第二十條の五第二項に規定する政令で定める日は、土曜日又は十二月二十九日、同月三十日若しくは同月三十一日とする。
- （口座振替に係る納付期日等）
- 第六条の十八の二** 法第二十條の五の四に規定する政令で定める日は、同条に規定する地方団体の徴収金の口座振替の方法による納付又は納入のために地方団体が地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十五條に規定する金融機関に送付する納付書又は納入書が当該金融機関に到達した日から二取引日を経過した最初の取引日（災害その他やむを得ない理由によりその日までには納付し、又は納入することができないと地方団体の長が認める場合には、その承認する日）とする。
- 2 前項に規定する取引日とは、当該金融機関の休日以外の日という。
- 3 法第二十條の五の四に規定する地方団体の徴収金を口座振替の方法により納付し、又は納入しようとする者は、地方自治法施行令第百五十五條の規定による金融機関への請求を、当該地方団体を經由して行わなければならない。
- （期間の計算等）
- 第六条の十九** この政令に定める期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百三十九條から第四百一条まで及び第四百十三條に定めるところによる。
- 2 この政令の規定により定められている期限が民法第四百十二條に規定する休日又は前条第二項に規定する日に該当するときは、この政令の規定にかかわらず、これらの日の翌日をその期限とみなす。
- （地方税を納付した第三者の代位）
- 第六条の二十** 法第二十條の六第一項の規定により地方団体の徴収金を納付し、又は納入した第三者は、同条第二項の規定により地方団体に代位しようとする場合には、地方団体の徴収金の納付又は納入について正当な利益を有すること又は納税者若しくは特別徴収義務者の同意を得たことを証する文書をその地方団体の徴収金の納付又は納入の日の翌日までに地方団体の長に提出しなければならない。

（更正の請求の特例に係る理由）

第六条の二十の二 法第二十条の九の三第二項第三号に規定する政令で定めるやむを得ない理由
は、次に掲げる理由とする。

- 一 申告納付又は申告納入に係る地方税につき、その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた行為の効力に係る官公署の許可その他の処分が取り消されたこと。
- 二 申告納付又は申告納入に係る地方税につき、その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に係る契約が、解除権の行使により若しくは当該契約の成立後生じたやむを得ない事情によつて解除され、又は取り消されたこと。
- 三 帳簿書類の押収その他やむを得ない事情により、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき帳簿書類その他の記録に基づいて課税標準等又は税額等を計算することができなかつた場合において、その後、当該事情が消滅したこと。
- 四 申告納付又は申告納入に係る地方税につき、その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に係る条例の解釈が、更正又は決定に係る訴えについての判決に伴つて変更され、変更後の解釈が地方税に関する法令の解釈として総務大臣により公表されたことにより、当該課税標準等又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなつたことを知つたこと。

（延滞金の免除ができる場合）

第六条の二十の三 法第二十条の九の五第二項第三号に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 地方団体の徴収金についてした交付要求により交付を受けた金銭を当該交付要求に係る地方団体の徴収金に充てた場合 当該交付要求を受けた執行機関が強制換価手続において当該金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間
- 二 差し押さえた不動産（国税徴収法第八十九条の二第一項に規定する換価執行決定（以下この号において「換価執行決定」という。）がされたものに限る。）の売却代金につき交付を受けた金銭を当該差押えに係る地方団体の徴収金に充てた場合 当該換価執行決定をした法第十三条の三第二項に規定する行政機関等が滞納処分において当該売却代金を受領した日の翌日からその充てた日までの期間

（納税証明事項）

第六条の二十一 法第二十条の十に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 請求に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額として確定した額並びにその納付し、又は納入した額及び未納の額（これらの額のないことを含む。）
 - 二 前号の地方団体の徴収金に係る法第十四条の九第一項に規定する法定納期限等（同項第五号及び第六号に定めるものを除く。）又は同条第二項に規定する法定納期限等（国税徴収法第十五条第一項第七号から第十号までに定める日に係るものを除く。）
 - 三 法第十六条の四第二項の規定により通知した金額
 - 四 固定資産課税台帳に登録された事項
 - 五 地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 二 次に掲げる地方団体の徴収金に関する事項は、前項各号（第五号を除く。）に掲げる事項に該当しないものとする。
- 一 地方団体が発行する証紙をもつて払い込む地方団体の徴収金（証紙に代えて、証紙代金収納計器で表示させることにより、又は現金で納付される地方団体の徴収金を含む。）のうち自動車税の種別割に係るものの以外のもの
 - 二 法定納期限が法第二十条の十の規定により請求する日の三年前の日の属する会計年度前の会計年度に係る地方団体の徴収金（前項第一号の規定の適用については、未納の地方団体の徴収金を除く。）

3 法第二十条の十の規定により請求する日の三年前の日の属する会計年度前の会計年度において地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないことは、第一項第五号に掲げる事項に該当しないものとする。

（預貯金者等情報の管理）

第六条の二十一の二 金融機関等（法第二十条の十一の二に規定する金融機関等をいう。以下この条において同じ。）は、預貯金者等情報（法第二十条の十一の二に規定する預貯金者等情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（預貯金者等情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各預貯金等（法第二十条の十一の二に規定する預貯金等をいう。）に係る電磁的記録（法第十五条の二第九項第二号に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。）に当該金融機関等が保有する預貯金者等（法第二十条の十一の二に規定する預貯金者等をいう。）の個人番号（同条に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号を記録しなければならない。

（口座管理機関の加入者情報の管理）

第六条の二十一の三 口座管理機関（法第二十条の十一の三に規定する口座管理機関をいう。以下この条において同じ。）は、加入者情報（法第二十条の十一の三に規定する加入者情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（加入者情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各社債等（法第二十条の十一の三に規定する社債等をいう。）に係る電磁的記録に当該口座管理機関が保有する当該口座管理機関の加入者（同条に規定する加入者をいう。次条において同じ。）の個人番号又は法人番号を記録しなければならない。

（振替機関の加入者情報の管理）

第六条の二十一の四 振替機関（法第二十条の十一の四に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ。）は、加入者情報（法第二十条の十一の四に規定する加入者情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（加入者情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各株式等（法第二十条の十一の四に規定する株式等をいう。）に係る電磁的記録に当該振替機関が保有する当該振替機関又はその下位機関（同条に規定する下位機関をいう。）の加入者の個人番号又は法人番号を記録しなければならない。

（総務省令への委任）

第六条の二十二 第二条から前条まで及び次条から第六条の二十二の十三までに定めるもののほか、法第九条から第二十条の十一まで及び第一章第十六節の規定並びに第二条から前条まで及び次条から第六条の二十二の十三までの規定の実施のための手続その他これらの規定の執行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（領置物件等の封印等）

第六条の二十二の二 当該徴税吏員（法第二十二條の三第一項に規定する当該徴税吏員をいう。以下この章において同じ。）は、物件の領置、差押え又は記録命令付差押え（法第二十二條の四第一項に規定する記録命令付差押えをいう。以下この章において同じ。）をしたときは、これに封印をし、又はその他の方法により、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならない。

（臨検等に係る許可状請求書の記載事項等）

第六条の二十二の三 法第二十二條の四第四項に規定する許可状（以下この条において「許可状」という。）の請求は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 犯則嫌疑者の氏名
- 二 罪名及び犯則事実の要旨

三 臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者

四 請求者の官職氏名

五 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

六 法第二十二條の四第二項の場合には、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

七 日没から日出までの間に臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをする必要があるときは、その旨及び事由

2 当該徴税吏員は、参考人の身体、物件又は住居その他の場所の搜索のための許可状を請求する場合に、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

3 当該徴税吏員は、郵便物、法第二十條第四項に規定する信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの（犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発したものを除く。）の差押えのための許可状を請求する場合には、その物件が犯則事件（法第二十二條の三第一項に規定する犯則事件をいう。第六條の二十二の十三において同じ。）に係るものと認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

（間接地方税の範囲）

第六條の二十二の四 法第二十二條の七第一項に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地方税とする。

- 一 道府県たばこ税
- 二 ゴルフ場利用税
- 三 軽油引取税
- 四 市町村たばこ税
- 五 入湯税
- 六 前各号に掲げる地方税に類する道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税であつて、条例で指定するもの

（領置目録等の記載事項）

第六條の二十二の五 当該徴税吏員は、法第二十二條の十五の規定により作成する領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録に、領置、差押え又は記録命令付差押えをした物件の品名及び数量、その日時及び場所並びに当該物件の所持者の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

（領置物件等の処置）

第六條の二十二の六 当該徴税吏員は、法第二十二條の十六第一項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件をその所有者その他当該徴税吏員が適当と認める者に保管させたときは、その旨を領置、差押え又は記録命令付差押えの際における当該物件の所持者に通知しなければならない。

2 地方団体の長は、法第二十二條の十六第二項の規定により領置物件又は差押物件（以下この条及び第六條の二十二の十二において「領置物件等」という。）を公売に付するときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 公売に付そうとする領置物件等の品名及び数量
- 二 公売の日時、場所、方法及び事由
- 三 買受代金の納付の期限
- 四 保証金に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、公売に関し必要な事項

3 法第二十二條の十六第二項の規定による公売については、前項に規定するもののほか、その性質に反しない限り、国税徴収法第五章第三節第二款（第九十六條を除く。）の規定の例による。

4 法第二十二條の十六第二項の規定により公売に付される領置物件等については、徴税吏員及びその所有者は、直接であると間接であるとを問わず、買受けることができない。

5 地方団体の長は、法第二十二條の十六第二項の規定により領置物件等の売却代金を供託したときは、当該供託に係る領置物件等の知れている所有者、所持者その他の利害関係者にその旨を通知するものとする。

（還付の公告等）

第六條の二十二の七 法第二十二條の十七第二項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 法第二十二條の十七第二項に規定する領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件（以下この項において「還付物件」という。）を還付することができない旨
- 二 還付物件の品名及び数量
- 三 領置、差押え又は記録命令付差押えの年月日及び場所
- 四 還付物件の所持者の氏名及び住所又は居所
- 五 公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、還付物件は、還付物件を領置、差押え又は記録命令付差押えをした当該徴税吏員の所属する地方団体に帰属する旨

2 法第二十二條の十八第二項において準用する法第二十二條の十七第二項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 法第二十二條の十八第一項に規定する記録媒体（以下この項において「交付等物件」という。）を交付し、又は当該交付等物件に記録された電磁的記録を複写させることができない旨
- 二 交付等物件の品名及び数量
- 三 差押えの年月日及び場所
- 四 差押えを受けた者の氏名及び住所又は居所
- 五 公告の日から六月を経過しても法第二十二條の十八第一項の規定による交付又は複写の請求がないときは、交付等物件を交付し、又は当該交付等物件に記録された電磁的記録を複写させることを要しない旨

（鑑定に係る許可状請求書の記載事項）

第六條の二十二の八 法第二十二條の十九第四項に規定する許可状（第六号において「許可状」という。）の請求は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 犯則嫌疑者の氏名
- 二 罪名及び犯則事実の要旨
- 三 破壊すべき物件
- 四 鑑定人の氏名及び職業
- 五 請求者の官職氏名
- 六 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

（夜間執行の制限を受けない地方税）

第六條の二十二の九 法第二十二條の二十第一項ただし書に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地方税とする。

- 一 ゴルフ場利用税
- 二 軽油引取税
- 三 入湯税
- 四 道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税であつて、条例で指定するもの

（調書の記載事項）

第六條の二十二の十 当該徴税吏員は、法第二十二條の二十四各項に規定する調書に、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの事実、日時及び場所並びに質問の調書にあつては答弁の要領及び同条第一項の申立てに係る陳述を記載しなければならない。

(通告の方法等)

第六条の二十二の十一 法第二十二條の二十八第一項の規定による通告（以下この項及び次項において「通告」という。）は、通告を受けるべき者に使送、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして総務省令で定めるものの方法により法第二十二條の二十八第一項に規定する書面を送達して行う。この場合において、使送の方法によるときは、その受領証を徴さなければならない。

2 前項の書面には、法第二十二條の二十八第一項に規定する理由及び納付すべき旨のほか、通告を受けるべき者の氏名及び住所又は居所、犯則についての詳細な事実並びに同項の規定により納付すべき期間及び場所を記載しなければならない。

3 法第二十二條の二十八第一項及び前二項の規定は、同条第三項の規定による更正を行う場合について準用する。この場合において、前項「場所」とあるのは、「場所並びに同条第三項の規定による更正の内容及び理由」と読み替えるものとする。

4 法第二十二條の二十八第一項に規定する没収に該当する物件が当該徴税吏員又は法第二十二條の十六第一項の規定により当該徴税吏員が適当と認めて保管させた者の保管しているものである場合には、法第二十二條の二十八第一項の規定による納付は、当該物件を納付する旨の申出書の提出をもつて足りる。

(犯則の心証を得ない場合の供託書の交付)

第六条の二十二の十二 地方団体の長は、法第二十二條の三十一の規定により犯則の心証を得ない旨を犯則嫌疑者に通知する場合において、法第二十二條の十六第二項の規定により供託した金銭があるときは、供託書の正本に供託金を受け取るべき事由を証する書面を添付し、これを領置又は差押えの際における領置物件等の所持者に交付しなければならない。

(書類の作成要領)

第六条の二十二の十三 犯則事件の調査及び処分に関する書類（法第二十二條の四第一項若しくは第三項、第二十二條の五第一項若しくは第二項又は第二十二條の十九第四項の許可状の請求に関する書類を除く。）には、毎葉に契印しなければならない。ただし、その謄本又は抄本を作成するときは、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。

2 犯則事件の調査及び処分に関する書類について文字を加え、削り、又は欄外に記入したときは、その範囲を明らかにして、訂正した部分に認印しなければならない。ただし、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

第二章 道府県の普通税

第一節 道府県民税

(法第二十三條第一項第四号の二の政令で定める日)

第六条の二十三 法第二十三條第一項第四号の二に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 法第五十三條第一項の規定により申告納付する法人のうち法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）又は第四百四十四條の三第一項（同法第四百四十四條の四第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの、当該申告書に係る法第五十二條第二項第一号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人が当該合併の日を含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務を有する場合にあつては、同日）

二 法第五十三條第二項の規定により申告納付する法人 法第五十二條第二項第二号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人が当該合併の日を含む同号の期間に係る法第五十三條第二項の申告書を提出する義務を有する場合にあつては、同日）

(法第二十三條第一項第四号の二ハの純資産額)

第六条の二十四 法第二十三條第一項第四号の二ハに規定する純資産額として政令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 相互会社（保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社をいう。以下この条において同じ。）で法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により当該法人税に係る申告書を提出する義務があるものが、法第五十三條第一項の規定により当該法人税に係る申告書の提出期限までに提出すべき申告書を提出する場合、当該相互会社のこれらの申告書に係る法第五十二條第二項第一号の期間の末日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に当該期間に係る利益の額又は欠損金の額が計上されているときは、当該利益の額を控除し、又は当該欠損金の額を加算した金額）

二 相互会社で法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務があるもの又は相互会社で法第五十三條第二項に規定する法人であるものが、予定申告書（同条第一項の規定により当該法人税に係る申告書の提出期限までに提出すべき申告書及び同条第二項の規定により提出すべき申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出する場合（次号に該当する場合を除く。）当該相互会社の当該予定申告書に係る法第五十二條第二項第一号又は第二号の期間の直前のこれらの号の期間の末日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に当該期間に係る利益の額又は欠損金の額が計上されているときは、当該利益の額を控除し、又は当該欠損金の額を加算した金額）

三 合併により設立された相互会社が当該合併の日を含む法第五十二條第二項第一号又は第二号の期間に係る予定申告書を提出する場合、当該相互会社の同日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額

(障害者の範囲)

第七条 法第二十三條第一項第十号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者

二 前号に掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者

四 前三号に掲げる者のほか、戦傷病者特別優遇法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

五 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

六 前各号に掲げる者のほか、常に就床を要し、複雑な介護を要する者

七 前各号に掲げる者のほか、精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者で、その障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものとして市町村長（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所が老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の四第二項各号に掲げる業務を行っている場合には、当該福祉に関する事務所の長。第七条の十五の七第六号において「市町村長等」という。）の認定を受けている者

(寡婦の範囲)

第七条の二 法第二十三條第一項第十一号ロに規定する夫の生死が明らかでない者で政令で定めるものは、次に掲げる者の妻とする。

一 太平洋戦争の終結の当時もとの陸海軍に属していた者で、まだ法の施行地内に帰らないもの

二 前号に掲げる者以外の者で、太平洋戦争の終結の当時法の施行地外にあつてまだ法の施行地内に帰らず、かつ、その帰らないことについて同号に掲げる者と同様の事情があると認められるもの

三 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその船舶に乗つていた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた者又は航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその航空機に乗つていた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた者で、三月以上その生死が明らかでないもの

四 前号に掲げる者以外の者で、死亡の原因となるべき危難に遭遇した者のうちその危難が去つた後一年以上その生死が明らかでないもの

五 前各号に掲げる者を除くほか、三年以上その生死が明らかでない者

(ひとり親の範囲)

第七条の二の二 法第二十三条第一項第十二号に規定する配偶者の生死が明らかでない者で政令で定めるものは、前条各号に掲げる者の配偶者とする。

2 法第二十三条第一項第十二号に規定する政令で定める子は、当該年度の初日の属する年の前年(第七条の三の三から第七条の十五の三までにおいて「前年」という。)の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下の子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く)とする。

第七条の三 削除

(恒久的施設の範囲)

第七条の三の二 法第二十三条第一項第十八号に規定する政令で定める場所は、国内(同号ただし書に規定する国内をいう。以下この条において同じ。)にある次に掲げる場所とする。

一 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場

二 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所

三 その他事業を行う一定の場所

2 法第二十三条第一項第十八号に規定する政令で定めるものは、外国法人(同項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。)の国内にある長期建設工事現場等(外国法人が国内において長期建設工事等(建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。以下この項及び第六項において同じ。)を行う場所をいう。外国法人の国内における長期建設工事等を含む。第六項において同じ。)とする。

3 前項の場合において、二以上に分割をして建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供(以下この項及び第五項において「建設工事等」という。)に係る契約が締結されたことにより前項の外国法人の国内における当該分割後の契約に係る建設工事等(以下この項において「契約分割後建設工事等」という。)が一年を超えて行われなかつたとき(当該契約分割後建設工事等を行う場所(当該契約分割後建設工事等を含む。)を前項に規定する長期建設工事現場等に該当しないこととする)が当該分割の主たる目的の一つであつたと認められるときに限る。における当該契約分割後建設工事等が一年を超えて行われるものであるかどうかの判定は、当該契約分割後建設工事等の期間に国内における当該分割後の他の契約に係る建設工事等の期間(当該契約分割後建設工事等の期間と重複する期間を除く。)を加算した期間により行うものとする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

4 外国法人の国内における次の各号に掲げる活動の区分に応じ当該各号に定める場所(当該各号に掲げる活動を含む。)は、第一項に規定する政令で定める場所及び第二項に規定する政令で定めるものに含まれないものとする。ただし、当該各号に掲げる活動(第六号に掲げる活動にあつては、同号の場所における活動の全体)が、当該外国法人の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものである場合に限るものとする。

一 当該外国法人に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること

二 当該外国法人に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること

と 当該保有することのみを行う場所

三 当該外国法人に属する物品又は商品の在庫を事業を行う他の者による加工のためにのみ保有すること

四 その事業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、

第一項各号に掲げる場所を保有すること

五 その事業のために前各号に掲げる活動以外の活動を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること

六 第一号から第四号までに掲げる活動及び当該活動以外の活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること

五 前項の規定は、次に掲げる場所については、適用しない。

一 第一項各号に掲げる場所(国内にあるものに限る。以下この項において「事業を行う一定の場所」という。)を使用し、又は保有する前項の外国法人が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき(当該外国法人が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動及び当該外国法人(国内において当該外国法人に代わつて活動をする場合における当該活動をする者を含む。)が当該事業を行う一定の場所以外の場所(国内にあるものに限る。イ及び第三号において「他の場所」という。)において行う事業上の活動(ロにおいて「細分化活動」という。)が一体的な業務の一部として補充的な機能を果たすときに限る。における当該事業を行う一定の場所

イ 当該他の場所(当該他の場所において当該外国法人が行う建設工事等及び当該活動をする者を含む。が当該外国法人の恒久的施設に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体がその事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものでないこと。

二 事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する前項の外国法人及び当該外国法人と特殊の関係にある者(国内において当該者に代わつて活動をする場合における当該活動をする者(イ及び次号イにおいて「代理人」という。)を含む。以下この項において「関連者」という。)が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき(当該外国法人及び当該関連者が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動(ロにおいて「細分化活動」という。)がこれらの者による一体的な業務の一部として補充的な機能を果たすときに限る。における当該事業を行う一定の場所

イ 当該事業を行う一定の場所(当該事業を行う一定の場所において当該関連者(代理人を除く。以下イにおいて同じ。)が行う建設工事等及び当該関連者に係る代理人を含む。)が当該関連者の恒久的施設(当該関連者が内国法人又は個人である場合には、恒久的施設に相当するもの)に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体が当該外国法人の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものでないこと。

三 事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する前項の外国法人が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合で、かつ、当該外国法人に係る関連者が他の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき(当該外国法人が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動及び当該外国法人(国内において当該外国法人に代わつて活動をする場合における当該活動をする者を含む。)が当該事業を行う一定の場所以外の場所(国内にあるものに限る。イ及び第三号において「他の場所」という。)において行う事業上の活動(ロにおいて「細分化活動」という。)が一体的な業務の一部として補充的な機能を果たすときに限る。における当該事業を行う一定の場所

イ 当該他の場所(当該他の場所において当該外国法人が行う建設工事等及び当該活動をする者を含む。が当該外国法人の恒久的施設に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体が当該外国法人の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものでないこと。

四 当該外国法人が長期建設工事現場等を有する場合に、当該長期建設工事現場等は第四項第四号から第六号までに規定する第一項各号に掲げる場所と、当該長期建設工事現場等に係る長期建設工

事を行う一定の場所と、当該長期建設工事現場等に係る長期建設工

事を行う一定の場所と、当該長期建設工事現場等に係る長期建設工

事を行う一定の場所と、当該長期建設工事現場等に係る長期建設工

事を行う一定の場所と、当該長期建設工事現場等に係る長期建設工

事を行う一定の場所と、当該長期建設工事現場等に係る長期建設工

事を行う一定の場所と、当該長期建設工事現場等に係る長期建設工

事を行う一定の場所と、当該長期建設工事現場等に係る長期建設工

事等を行う場所（当該長期建設工事等を含む。）は前項各号に規定する事業を行う一定の場所と、当該長期建設工事現場等を有する外国法人は同項各号に規定する事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する第四項の外国法人と、当該長期建設工事等を行う場所において事業上の活動を行う場合（当該長期建設工事等を行う場合を含む。）は前項各号に規定する事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合と、当該長期建設工事等を行う場所において行う事業上の活動（当該長期建設工事等を含む。）は同項各号に規定する事業を行う一定の場所において行う事業上の活動とそれぞれみなして、前二項の規定を適用する。

7 法第二十三条第一項第十八号ハに規定する政令で定める者は、国内において外国法人に代わつて、その事業に關し、反復して次に掲げる契約を締結し、又は当該外国法人により重要な修正が行われることなく日常的に締結される次に掲げる契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者（当該者の国内における当該外国法人に代わつて行う活動（当該活動が複数の活動を組み合わせたものである場合には、その組合せによる活動の全体）が、当該外国法人の事業の遂行に与つて準備的又は補助的な性格のもの（当該外国法人に代わつて行う活動を第五項各号の外国法人が同項各号の事業を行う一定の場所において行う事業上の活動とみなして同項の規定を適用した場合に同項の規定により当該事業を行う一定の場所につき第四項の規定を適用しないこととされる場合における当該活動を除く。）のみである場合における当該者を除く。次項において「契約締結代理人等」という。）とする。

一 当該外国法人の名において締結される契約

二 当該外国法人が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

三 当該外国法人による役務の提供のための契約

8 国内において外国法人に代わつて行動する者が、その事業に係る業務を、当該外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合には、当該者は、契約締結代理人等に含まれないものとする。ただし、当該者が、専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の関係にある者に代わつて行動する場合は、この限りでない。

9 第五項第二号及び前項ただし書に規定する特殊の関係とは、一方の者が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の総務省令で定める特殊の関係を用いる。

（二以上の納税義務者がある場合の同一生計配偶者の所属）

第七条の三

法第二十三条第二項の場合において、同項に規定する配偶者が同項に規定する同一生計配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかは、法第四十五条の二第一項の道府県民税に關する申告書を提出する義務を有する者にあつては当該申告書、法第三百七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において法第四十五条の二第一項に規定する給与又は同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において法第二十三条第一項第五号に掲げる給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（法第四十五条の二第二項の規定により同条第一項の道府県民税に關する申告書を提出する義務を有する者を除く。以下この項及び次条第一項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）にあつては当該給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載されたところによる。ただし、給与所得等以外の所得を有しなかつた者が、総務省令で定めるところにより、自己の同一生計配偶者又は扶養親族とする者の氏名その他必要な事項を記載した申請書を賦課期日現在の住所所在地の市町村長に提出したときは、当該申請書に記載されたところによる。

2 前項の場合において、二以上の納税義務者につき同一人が同一生計配偶者又は扶養親族として同項の申告書、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書又は申請書に記載されたとき、その他同項の規定により同一生計配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である道府県民税の納税義務者の同一生計配偶者とする。

（二以上の納税義務者がある場合の扶養親族の所属）

第七条の四

法第二十三条第三項の場合において、同項に規定する二以上の道府県民税の納税義務者の扶養親族に該当する者をいずれの納税義務者の扶養親族とするかは、法第四十五条の二第一項の道府県民税に關する申告書を提出する義務を有する者にあつては当該申告書、給与所得等以外の所得を有しなかつた者にあつては法第三百七条の六第一項の給与支払報告書又は同条第四項の公的年金等支払報告書に記載されたところによる。ただし、給与所得等以外の所得を有しなかつた者が、総務省令で定めるところによつて、自己の扶養親族とする者の氏名その他必要な事項を記載した申請書を賦課期日現在の住所所在地の市町村長に提出したときは、当該申請書に記載されたところによる。

2 前項の場合において、二以上の納税義務者につき同一人が扶養親族として同項の申告書、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書又は申請書に記載されたとき、その他同項の規定によつていずれの納税義務者の扶養親族とするかを定められないときは、当該二以上の納税義務者のうち前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が最も大きいものの扶養親族とする。

（収益事業の範囲）

第七条の五

法第二十四条第四項から第六項まで、第二十五条第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第五十二条第一項の表の第一号の収益事業は、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五条に規定する事業で、繼續して事業場を設けて行われるものとする。ただし、当該事業のうち社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第五十二条第五項の法人が行う事業でその所得の金額の百分の九十以上の金額を当該法人が行う社会福祉事業、更生保護事業、私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の経営（法人税法施行令第五条に規定する事業を除く。）に充てているもの（その所得の金額がなく当該経営に充てていないものを含む。）を含まないものとする。

（法第二十四条第八項の利子等の支払の事務等）

第七条の四の二 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の事務（利子等の支払に關連を有する事務を含む。）で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に規定する公社債（以下この号及び次項第一号において「公社債」という。）の利子（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三条第一項に規定する不適当利子並びに同項第一号及び第四号に掲げる利子を除く。次項第一号において同じ。）のうち当該公社債を発行する者の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該利子の支払の事務

二 所得税法第二十一条第十号に規定する預貯金の利子（次号及び第四号並びに次項第二号及び第三号に掲げる利子を除く。） 当該利子の支払の事務

三 郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下この条において同じ。）への預金のうち郵便貯金銀行において新たな預入の申込みの受付が行われたものの利子 当該受付の事務

四 郵便貯金銀行への預金のうち旧通常郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四十四号）第七條第一項第一号に規定する通常郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項第一号に掲げる郵便貯金を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の利子 当該旧通常郵便貯金の現在高についての情報の管理に關する事務（利子の計算のためのものを除く。）

五 所得税法第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託の収益の分配（次項第四号に掲げる収益の分配を除く。） 当該収益の分配の支払の事務

六 所得税法第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託（次項第五号において「公社債投資信託」という。）の収益の分配（租税特別措置法第三条第一項第二号に掲げる収益の分配を

除く。次項第五号において同じ。）のうち投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十一条に規定する投資信託委託会社をいう。第十一号及び次項において同じ。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの。当該収益の分配の支払の事務

七 租税特別措置法第四条の四第一項に規定する差益 同項に規定する勤労者財産形成貯蓄保険契約等に関する事務を行う営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）を当該営業所等の所在する地域において統轄する事務

八 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十三条第一項の規定による支払（同法第五十八条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号若しくは同項第三号に掲げる給付補填金、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項第七号において同じ。）同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同法第七十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号若しくは第三号に掲げる給付補填金、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項第七号において同じ。）又は同法第七十条第二項ただし書の規定による支払（同法第七十三条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第二号若しくは第三号に掲げる給付補填金、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項第七号において同じ。）のうち預金保険機構の事務所その他これに準ずるものにおいて直接支払われるもの

九 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十五条第一項の規定による支払（同法第六十条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補てん金、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項第八号において同じ。）同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同法第七十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補てん金、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項第八号において同じ。）又は同法第七十条第二項ただし書の規定による支払（同法第七十三条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補てん金、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項第八号において同じ。）のうち農水産業協同組合貯金保険機構の事務所その他これに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該対価又は支払の支払の事務

十 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一号。以下この条において「休眠預金等活用法」という。）第七条第二項に規定する休眠預金等代替金の支払（休眠預金等活用法第四十五条第一項の規定により休眠預金等活用法第四十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる利子、同項第三号若しくは第四号に掲げる給付補填金、同項第五号に掲げる収益の分配又は同項第六号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。以下この条において「休眠預金等代替金の支払」という。）のうち預金保険機構の事務所その他これに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該休眠預金等代替金の支払の支払の事務

十一 法第二十三条第一項第十四号ハに掲げる配当等（次項第十二号において「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」という。）のうち投資信託委託会社、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この号において同じ。）（次項第十二号ロにおいて「委託者非指図型投資信託の受託信託会社」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第十三項に規定する特定目的信託の受託者である信託会社（次項第十二号ロにおいて「特定目的信託の受託信託会社」という。）

の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該配当等の支払の事務

十二 租税特別措置法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等 当該懸賞金付預貯金等の懸賞金等の支払の事務

十三 所得税法第七十四条第三号から第七号までに掲げる給付補填金、利息、利益又は差益 当該給付補填金、利息、利益又は差益の支払の事務

十四 所得税法第七十四条第八号に掲げる差益のうち生命保険契約又はこれに類する共済に係る契約に係るもの 満期保険金若しくは満期共済金又は解約返戻金の支払の請求の受付の事務を行う営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）を当該営業所等の所在する地域において統轄する事務

十五 所得税法第七十四条第八号に掲げる差益のうち損害保険契約又はこれに類する共済に係る契約に係るもの 当該契約に関する事務を行う営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）を当該営業所等の所在する地域において統轄する事務

2 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の取扱いをする者で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める者（当該各号に定める者が当該各号に掲げる利子等の支払を受ける者である場合を含む。）とする。

一 公社債の利子（前項第一号に掲げる利子を除く。） 次に掲げる公社債の利子の区分に応じ、それぞれ次に定める者
イ 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿（以下この項において「振替口座簿」という。）に記載され、又は記録された公社債の利子 当該利子の支払を受ける者に係る同法第二条第六項に規定する直近上位機関（以下この項において「直近上位機関」という。）

ロ イの公社債以外の公社債の利子 当該公社債を発行する者から委託を受けて当該利子の支払をする金融機関又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。以下この項において「金融商品取引業者」という。）（当該利子の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるもの又は金融商品取引業者がある場合には、当該金融機関又は金融商品取引業者）

二 郵便貯金銀行への預金のうち郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百三十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所屬銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。第十号ロにおいて同じ。）において新たな預入の申込みの受付が行われたものの利子 当該銀行代理業の業務を行う日本郵便株式会社

三 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第一号。第六号及び第十四号において「機構法」という。）第十五条第一項の規定により独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（第六号及び第十四号において「機構」という。）から業務の委託を受けて郵便貯金銀行が管理する旧積立郵便貯金等（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金をいう。次項第二号において同じ。）の利子 当該業務の委託を受けた郵便貯金銀行

四 振替口座簿に記載され、又は記録された所得税法第二条第一項第十二号に規定する貸付信託の収益の分配 当該収益の分配の支払を受ける者に係る直近上位機関

五 公社債投資信託の収益の分配（前項第六号に掲げる収益の分配を除く。） 次に掲げる公社債投資信託の収益の分配の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ 振替口座簿に記載され、又は記録された公社債投資信託の収益の分配 当該収益の分配の支払を受ける者に係る直近上位機関

ロ イの公社債投資信託以外の公社債投資信託の収益の分配 投資信託委託会社から委託を受けて当該収益の分配の支払をする金融商品取引業者又は金融商品取引法第二条第十一項に規

定する登録金融機関（第十二号ロにおいて「登録金融機関」という。）（当該収益の分配の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるもの又は金融商品取引業者がある場合には、当該金融機関又は金融商品取引業者）

六 租税特別措置法第四条の四第一項に規定する差益のうち機構法第十八条第一項の規定により機構から業務の委託を受けて郵便保険会社（郵政民営化法第二百六十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下この号及び第十四号において同じ。）が管理する旧簡易生命保険契約（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約をいう。第十四号及び次項第三号において同じ。）に係るもの、当該業務の委託を受けた郵便保険会社

七 預金保険法第五十三条第一項の規定による支払（前項第八号に掲げる支払を除く。）同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同号に掲げる対価を除く。）又は同条第二項ただし書の規定による支払（同号に掲げる支払を除く。）同法第三十五条第一項の規定により預金保険機構の業務の一部の委託を受けた日本銀行又は同法第二条第一項に規定する金融機関

八 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条第一項の規定による支払（前項第九号に掲げる支払を除く。）同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同号に掲げる対価を除く。）又は同条第二項ただし書の規定による支払（同号に掲げる支払を除く。）同法第三十五条第一項の規定により農水産業協同組合貯金保険機構の業務の一部の委託を受けた農水産業協同組合その他の金融機関

九 休眠預金等活用法第十条第一項の規定により金融機関（郵便貯金銀行を除く。）が預金保険機構から同項に規定する支払等業務（以下この項及び次項第四号において「支払等業務」という。）の委託を受けた休眠預金等代替金の支払、当該支払等業務の委託を受けた金融機関

十 休眠預金等活用法第十条第一項の規定により郵便貯金銀行が預金保険機構から支払等業務の委託を受けた休眠預金等代替金の支払、次に掲げる休眠預金等代替金の支払の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ 郵便貯金銀行において新たな預入の申込みの受付が行われた郵便貯金銀行への預金又は旧通常郵便貯金に係る休眠預金等代替金の支払、郵便貯金銀行

ロ 郵便局において新たな預入の申込みの受付が行われた郵便貯金銀行への預金に係る休眠預金等代替金の支払、日本郵便株式会社

十一 法第二十三条第一項第十四号ロに掲げる国外一般公社債等の利子等（以下この号において「国外一般公社債等の利子等」という。）次に掲げる国外一般公社債等の利子等の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ 国外一般公社債等の利子等のうち振替口座簿に記載され、又は記録された租税特別措置法第三条の三第一項に規定する公社債又は受益権に係るもの、当該国外一般公社債等の利子等の支払を受ける者に係る直近上位機関

ロ イの国外一般公社債等の利子等以外の国外一般公社債等の利子等、租税特別措置法第三条の三第一項に規定する支払の取扱者

十二 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等（前項第十一号に掲げる私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等を除く。）次に掲げる私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等のうち振替口座簿に記載され、又は記録された租税特別措置法第八条の二第一項に規定する受益権に係るもの、当該私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の支払を受ける者に係る直近上位機関

ロ イの私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等以外の私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等、投資信託委託会社、委託者非指図型投資信託の受託信託会社又は特定目的信託の受託信託会社から委託を受けて当該配当等の支払をする金融商品取引業者又は登録金融機関（当該配当等の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるもの又は金融商品取引業者がある場合には、当該金融機関又は金融商品取引業者）

十三 法第二十三条第一項第十四号ニに掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等（以下この号において「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」という。）次に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ 国外私募公社債等運用投資信託等の配当等のうち振替口座簿に記載され、又は記録された租税特別措置法第八条の三第一項に規定する受益権に係るもの、当該国外私募公社債等運用投資信託等の配当等の支払を受ける者に係る直近上位機関

ロ イの国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外私募公社債等運用投資信託等の配当等、租税特別措置法第八条の三第一項に規定する支払の取扱者

十四 所得税法第七十四条第八号に掲げる差益のうち機構法第十八条第一項の規定により機構から業務の委託を受けて郵便保険会社が管理する旧簡易生命保険契約に係るもの、当該業務の委託を受けた郵便保険会社

三 前項第六号及び第十四号に掲げる差益、当該差益に係る旧簡易生命保険契約に基づく保険金若しくは満期保険金又は解約返戻金の支払の請求の受付の事務を行う営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）を当該営業所等の所在する地域において統轄する事務

四 前項第九号に掲げる休眠預金等代替金の支払、当該休眠預金等代替金の支払に係る支払等業務に関する事務

五 前項第十号イに掲げる休眠預金等代替金の支払（郵便貯金銀行において新たな預入の申込みの受付が行われた郵便貯金銀行への預金に係るものに限る。）当該受付の事務

六 前項第十号イに掲げる休眠預金等代替金の支払（旧通常郵便貯金に係るものに限る。）当該旧通常郵便貯金に係る休眠預金等活用法第九条第二号に掲げる情報の保管に関する事務（休眠預金等代替金の支払の計算のためのものを除く。）

七 前項第十号ロに掲げる休眠預金等代替金の支払、当該休眠預金等代替金の支払に係る預金の新たな預入の申込みの受付の事務

八 前各号に掲げる利子等以外の利子等、利子等の支払の請求の受付の事務

九 前各号に定めるもののほか、法第二十四条第八項に規定する営業所等に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（法人課税信託等の併合又は分割）

第七条の四の三 信託の併合に係る従前の信託又は信託の分割に係る分割信託（信託の分割によりその信託財産の一部を他の信託又は新たな信託に移転する信託をいう。次項において同じ。）が法人課税信託（法第二十四条第一項第四号の二に規定する法人課税信託をいう。次項及び第四項において同じ。）のうち法人税法第二条第二十九号の二イ又はハに掲げる信託（以下この項において「特定法人課税信託」という。）である場合には、当該信託の併合に係る新たな信託又は当該信託の分割に係る他の信託若しくは新たな信託（特定法人課税信託を除く。）は、特定法人課税信託とみなして、法第二章第一節の規定を適用する。

2 信託の併合又は信託の分割（一の信託が新たな信託に信託財産の一部を移転するものに限る。以下この項及び次項において「単独新規信託分割」という。）が行われた場合において、当該信託の併合が法人課税信託を新たな信託とするものであるときにおける当該信託の併合に係る従前の信託（法人課税信託を除く。）は当該信託の併合の直前に法人課税信託に該当することとなつたものとみなし、当該単独新規信託分割が集団投資信託（法第二十四条の三第一項に規定する集団投資信託をいう。以下この項において同じ。）又は受益者等課税信託（法人税法施行令第十四条の六第二項に規定する受益者等課税信託をいう。以下この項において同じ。）を分割信託とし、

法人課税信託を承継信託（信託の分割により分割信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいう。以下この項及び次項において同じ。）とするものであるときにおける当該承継信託は当該単独新規信託分割の直後に集団投資信託又は受益者等課税信託から法人課税信託に該当することとなったものとみなして、法第二章第一節の規定を適用する。

3 他の信託に信託財産の一部を移転する信託の分割（以下この項において「吸収信託分割」という。）又は二以上の信託が新たな信託に信託財産の一部を移転する信託の分割（以下この項において「複数新規信託分割」という。）が行われた場合には、当該吸収信託分割又は複数新規信託分割により移転する信託財産をその信託財産とする信託（以下この項において「吸収分割中信託」という。）を承継信託とする単独新規信託分割が行われ、直ちに当該吸収分割中信託及び承継信託（複数新規信託分割にあつては、他の吸収分割中信託）を従前の信託とする信託の併合が行われたものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 前三項に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は受益者についての法第二章第一節又はこの節の規定の適用に關し必要な事項は、総務省令で定める。

（道府県民税と信託財産）

第七条の四の四 法第二十四条の三第二項に規定する政令で定める権限は、信託の目的に反しないことが明らかである場合に限り信託の変更をすることができる権限とする。

2 法第二十四条の三第二項に規定する信託の変更をする権限には、他の者との合意により信託の変更をすることができる権限を含むものとする。

3 停止条件が付された信託財産の給付を受ける者は、法第二十四条の三第二項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するものとする。

4 法第二十四条の三第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が二以上ある場合における同条第一項の規定の適用については、同項の信託の信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとする。

（法第二十五条第一項第二号の農業協同組合連合会）

第七条の四の五 法第二十五条第一項第二号に規定する農業協同組合連合会で政令で定めるものは、法人税法別表第二に規定する農業協同組合連合会に該当する農業協同組合連合会とする。

（徴税吏員の道府県民税に關する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第七条の四の六 道府県の徴税吏員は、法第二十六条第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに關し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第二十六条第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（事業に専ら従事する親族の範囲）

第七条の五 法第三十二条第三項又は第四項の所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で専ら当該納税義務者の経営する事業に従事するものとは、その年を通じて六月を超える期間当該納税義務者の経営する所得税法第五十六条に規定する事業に専ら従事する者をいう。ただし、法第三十二条第三項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業に従事することができると認められる期間を通じてその二分の一に相当する期間を超える期間当該事業に専ら従事すれば足りるものとする。

一 当該事業が年の中途における開業、廃業、休業又はその所得割の納税義務者の死亡、当該事業が季節営業であることその他の理由によりその年中を通じて営まれなかつたこと。

二 当該事業に従事する者の死亡、長期にわたる病氣、婚姻その他相当の理由によりその年中を通じてその所得割の納税義務者と生計を一にする親族として当該事業に従事することができなかつたこと。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、同項の事業に従事していても、その該当する者である期間には、当該事業に専ら従事する者に該当しないものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条、第二百二十四条又は第三百三十四条第一項の学校の学生又は生徒である者（夜間において授業を受ける者で昼間を主とする当該事業に従事するもの、昼間において授業を受ける者で夜間を主とする当該事業に従事するもの、同法第二百二十四条又は同項の学校の生徒で常時修学しないものその他事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。）

二 他に職業を有する者（その職業に従事する時間が短い者その他事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。）

三 老衰その他心身の障害により事業に従事する能力が著しく阻害されている者

3 法第三十二条第三項に規定する政令で定める理由は、前年分の所得税につき同項に規定する青色事業専従者所得税法第二条第一項第三十三号の同一生計配偶者又は同項第三十四号の扶養親族としたこととする。

（事業専従者控除額の計算上の事業所得の金額）

第七条の六 法第三十二条第四項第二号の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額は、それぞれ所得税法第二十六条第二項に規定する不動産所得の金額、同法第二十七条第二項に規定する事業所得の金額又は同法第三十二条第三項に規定する残額とする。

（事業が二以上ある場合における事業専従者控除額の計算）

第七条の七 所得割の納税義務者が不動産所得、事業所得又は山林所得のうち二以上の所得を生ずべき事業（法第三十二条第四項に規定する事業専従者の従事する事業に限る。）を経営する場合における法第三十二条第四項第二号の規定の適用については、当該事業に係る同号の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の合計額及び当該事業に従事するすべての事業専従者の数を基礎として同号の規定による金額を計算するものとする。

（事業専従者が二以上の事業に従事した場合の事業専従者控除額の配分）

第七条の八 所得割の納税義務者が不動産所得、事業所得又は山林所得のうち二以上の所得を生ずべき事業を経営し、かつ、同一の事業専従者が二以上の当該事業に従事する場合には、当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上法第三十二条第四項の規定により必要経費とみなされる金額（以下本条において「事業専従者控除額」という。）は、当該事業専従者に係る事業専従者控除額を当該事業専従者のそれぞれの事業に従事した分量に応じて配分して計算した金額とする。ただし、その分量が明らかでない場合は、それぞれの事業に均等に従事したものと計算した金額によるものとする。

（純損失又は雑損失の繰越控除の順序）

第七条の九 法第三十二条第八項又は第九項の規定による損失の金額の控除に關しては、次に定めるところによる。

一 控除する損失の金額が前年前三年間（法第三十三条第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年前五年間。次号において同じ。）の二以上の年に生じたものであるときは、これらの年のうち最も前の年に生じた損失の部分の金額から順次控除を行う。

二 前年前三年間の一の年において生じた損失の金額の控除については、次に定めるところによる。

イ 純損失の金額のうちに総所得金額の計算上の損失の部分の金額（法第三十二条第二項の規定により所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第九十八号第一号から第五号までの規定による計算の例によつてもなお控除することができない損失の金額をいう。ハにおいて同じ。）があるときは、これをまず総所得金額から控除する。

ロ 純損失の金額のうちに山林所得金額の計算上の損失の部分の金額（法第三十二条第二項の規定により所得税法施行令第九十八号第六号の規定による計算の例によつてもなお控除することができない損失の金額をいう。ニにおいて同じ。）があるときは、これをまず山林所得金額から控除する。

ハ イによつてもなお控除することができない総所得金額の計算上の損失の部分の金額は、山林所得金額（ロによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から控除し、次に退職所得金額から控除する。

ニ ロによつてもなお控除することができない山林所得金額の計算上の損失の部分の金額は、総所得金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から控除し、次に退職所得金額（ハによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から控除する。

ホ 雑損失の金額で前年において控除されなかつた部分に相当する金額があるときは、これを総所得金額、山林所得金額、退職所得金額（イからニまでによる控除が行われる場合には、それぞれこれらの控除後の金額）の順序に従い、順次その金額から控除する。

三 前年の所得の金額の計算上の損失の金額があるときは、まず法第三十二条第二項の規定により所得税法第六十九条の規定の例による控除を行つた後、法第三十二条第八項又は第九項の規定による控除を行う。

2 前項（法第三十二条第八項又は第九項の規定による純損失の金額の控除に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額（法第三十三条第一項から第三項までに規定する特定非常災害発生年純損失金額、被災純損失金額及び特定非常災害発生年特定純損失金額（以下この項及び次項において「特例対象純損失金額」という。）以外の純損失の金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額は当該特例対象純損失金額よりも前の年に生じたものとして前項の規定による控除を行う。

3 第一項（法第三十二条第九項の規定による雑損失の金額の控除に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合において、その者の有する他の雑損失金額（法第三十三条第四項に規定する特定雑損失金額（以下この項及び第七条の十三の四第三項において「特定雑損失金額」という。）以外の雑損失の金額をいう。以下この項及び第七条の十三の四第三項において同じ。）又は他の純損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額又は特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の雑損失金額又は当該他の純損失金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして第一項の規定による控除を行う。

（変動所得の範囲）

第七條の九の二 法第三十二条第九項に規定する年々の変動の著しい所得のうち政令で定めるものは、漁獲若しくはのりの採取から生ずる所得、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝若しくは真珠（真珠貝を含む。）の養殖から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬に係る所得又は著作権の使用料に係る所得とする。

（被災事業用資産の損失等に係る純損失の金額）

第七條の九の三 法第三十二条第九項に規定する政令で定める純損失の金額は、同項に規定する前年前三年内の各年に生じた純損失の金額のうち、同項に規定する変動所得の金額の計算上生じた損失の金額及び被災事業用資産の損失の金額に達するまでの金額（既に同項の規定により前年において控除されたものを除く。）とする。

（たな卸資産の範囲）

第七條の十 法第三十二条第十項に規定するたな卸をすべきものとして政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

- 一 商品又は製品（副産物及び作業くずを含む。）
- 二 半製品
- 三 仕掛品（半成工事を含む。）
- 四 主要原材料
- 五 補助原材料
- 六 消耗品で貯蔵中のもの
- 七 前各号に掲げる資産に準ずるもの

（固定資産に準ずる資産の範囲）

第七條の十の二 法第三十二条第十項に規定する固定資産に準ずる資産で政令で定めるものは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に係る所得税法第二条第一項第二十号に規定する繰延資産のうちまだ必要経費に算入されていない部分とする。

（災害の範囲）

第七條の十の三 法第三十二条第十項に規定する政令で定める災害は、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害並びに飢害、火災類の爆発その他の人爲による異常な災害及び害虫、害獣その他の生物による異常な災害とする。

（被災事業用資産の損失に含まれる支出の範囲）

第七條の十の四 法第三十二条第十項に規定する政令で定める支出は、次に掲げる費用の支出とする。

- 一 法第三十二条第十項に規定する災害（以下本節において「災害」という。）により同項に規定する資産（以下本条において「事業用資産」という。）が滅失し、損壊し、又はその価値が減少したことによる当該事業用資産の取壊し又は除去のための費用その他の付随費用
- 二 災害により事業用資産が損壊し、又はその価値が減少した場合その他災害により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となつた場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過する日（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過する日）までに支出する次に掲げる費用その他これらに類する費用
 - イ 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用
 - ロ 当該事業用資産の現状回復のための修繕費
 - ハ 当該事業用資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用
 - ニ 災害により事業用資産につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、当該事業用資産に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用

（総所得金額の算定の特例）

第七條の十の五 法第三十二条第二項の規定により同条第一項の総所得金額を算定する場合には、所得税法第三十五条第四項第一号中「第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第十三号に規定する合計所得金額」と、租税特別措置法第四十一条の三の十一第四項第三号中「所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第九号に規定する扶養親族」と、同法第四号中「所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるのは「地方税法第二十三条第一項第七号に規定する同一生計配偶者」と、同法第四十一条の十五の三第一項中「同条第四項（同法第六十五条第一項において適用する場合を含む。）」とあるのは「地方税法第三十二条第二項の規定によりその例によることとされる所得税法第三十五条第四項」と、「ついでに、同法」とあるのは「ついでに、地方税法施行令第七條の十の五の規定により読み替えられた同法」として、これらの規定の例によるものとする。

（非居住者期間を有する所得割の納税義務者の課税標準の算定）

第七條の十一 前年中に所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者の同法第七条第一項第一号及び第二号に規定する所得並びに同法第六十四条に規定する国内源泉所得に係る法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は法に基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令の規定による同法第六十五条及び所得税法施行令第二百五十八條の所得税の課税標準の計算の例によつて算定するものとする。

2 前項の規定により同項の総所得金額を算定する場合には、所得税法第六十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項第一号中「第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第

十三号に規定する合計所得金額」と、租税特別措置法第四十一条の三の十一第四項第三号中「所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第九号に規定する扶養親族」と、同項第四号中「所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるのは「地方税法第二十三条第一項第七号に規定する同一生計配偶者」と、同法第四十一条の十五の三第一項中「同条第四項（同法第六十五条第一項において適用する場合を含む。）とあるのは「同法第六十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項」と、「ついで、同法」とあるのは「ついで、地方税法施行令第七条の十一第二項の規定により読み替えられた同法」と、所得税法施行令第二百五十八条第二項中「法第三十五条第四項」とあるのは「地方税法施行令第七条の十一第二項の規定により読み替えられた法第三十五条第四項」として、これらの規定の例によるものとする。

3 法第三十二条第三項及び第四項の規定は、第一項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の算定について準用する。この場合において、同条第三項中「第五十七条第二項」とあるのは「第六十五条の規定により準ずることとされる同法第五十七条第二項」と、同条第四項中「第五十六条」とあるのは「第六十五条の規定により準ずることとされる同法第五十六条」と読み替えるものとする。

（特定非常災害に係る純損失又は雑損失の繰越控除の特例）

第七条の十二 法第三十三条第一項各号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 固定資産（所得税法第二条第一項第十八号に規定する固定資産をいう。） 法第三十三条第一項に規定する特定非常災害（次号において「特定非常災害」という。）による損失が生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして所得税法第三十八条第一項又は第二項の規定を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

二 繰延資産（所得税法第二条第一項第二十号に規定する繰延資産をいう。） その繰延資産の額からその償却費として同法第五十条の規定により特定非常災害による損失が生じた日の属する年の前年以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額

2 次条の規定は、法第三十三条第五項に規定する政令で定める親族について準用する。この場合において、次条第一項中「納税義務者の」とあるのは「納税義務者と生計を一にする」と、「する」とあるのは「する」。この場合において、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に該当するかどうかの判定は、法第三十三条第五項の特定非常災害が発生した日の現況による。」と、同条第二項中「第三十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）とあるのは「第三十三条第四項」と読み替えるものとする。

3 法第三十三条第五項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第七条の十三の三第一項第一号から第三号までに掲げる支出とする。

（雑損控除額の控除の適用を認められる親族の範囲）

第七条の十三 法第三十四条第一項第一号に規定する政令で定める親族は、所得割の納税義務者の配偶者その他の親族で前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものとする。

2 前項に規定する親族と生計を一にする所得割の納税義務者が二人以上ある場合における法第三十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該親族は、これらの納税義務者のうちいずれか一の納税義務者の親族にのみ該当するものとし、その親族がいずれの納税義務者の親族に該当するかについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める所得割の納税義務者の親族とする。

一 その親族が同一生計配偶者又は扶養親族に該当する場合 その者を自己の同一生計配偶者又は扶養親族としている所得割の納税義務者

二 その親族が同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める所得割の納税義務者

イ その親族が配偶者に該当する場合 その夫又は妻である所得割の納税義務者

ロ その親族が配偶者以外の親族に該当する場合 これらの納税義務者のうち前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が最も大きいもの（生活に通常必要でない資産の範囲）

第七条の十三の二 法第三十四条第一項第一号に規定する政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 競走馬（その規模、収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるものの用に供されるものを除く。）その他射的行為の手段となる動産

二 通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産（前号又は次号に掲げる動産を除く。）

三 生活の用に供する動産で所得税法施行令第二十五条の規定に該当しないもの

（雑損控除額の控除の対象となる雑損失の範囲等）

第七条の十三の三 法第三十四条第一項第一号に規定する政令で定めるやむを得ない支出は、次に掲げる支出とする。

一 災害により法第三十四条第一項第一号に規定する資産（以下この項において「住宅家財等」という。）が滅失し、損壊し、又はその価値が減少したことによる当該住宅家財等の取壊し又は除去のための支出その他の災害に付随する支出

二 災害により住宅家財等が損壊し、又はその価値が減少した場合その他災害により当該住宅家財等を使用することが困難となつた場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過する日（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過する日）までにした次に掲げる支出その他これらに類する支出

イ 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出

ロ 当該住宅家財等の原状回復のための支出（当該災害により生じた当該住宅家財等の次条第一項の規定により計算される損失の金額に相当する部分の支出を除く。第四号において同じ。）

ハ 当該住宅家財等の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

三 災害により住宅家財等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、当該住宅家財等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出

四 盗難又は横領による損失が生じた住宅家財等の原状回復のための支出その他これに類する支出

2 法第三十四条第一項第一号イに規定する政令で定める金額は、前年中における前項第一号から第三号までに掲げる支出の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）とする。

（雑損控除額の控除の対象となる雑損失の金額の計算等）

第七条の十三の四 法第三十四条第一項第一号の規定を適用する場合において、同号に規定する資産について受けた損失の金額は、当該損失を生じた時の直前におけるその資産の価値（その資産が次の各号に掲げる資産である場合には、当該価値又は当該各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額）を基礎として計算するものとする。

一 所得税法第三十八条第二項に規定する資産（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 当該損失の生じた日には、その資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定（その資産が次に掲げる資産である場合には、次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める規定）を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

イ 昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた資産 所得税法第六十一条第三項の規定

ロ 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となつて建物の 同条第二項の規定

ハ 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権を有する者がその後において取得した当該配偶者居住権の目的となつていた建物 所得税法施行令第六十九条の二第七項の規定

二 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権 当該損失の生じた日に当該配偶者居住権の消滅があつたものとみなして同条第三項の規定を適用した場合に当該配偶者居住権の取得費とされる金額に相当する金額

三 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となつて建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利 当該損失の生じた日に当該権利の消滅があつたものとみなして同条第三項の規定を適用した場合に当該権利の取得費とされる金額に相当する金額

2 その年において生じた法第三十四条第一項第一号に規定する損失の金額のうちに法第三十三条第五項に規定する特定非常災害により生じた損失の金額（以下この項において「特定非常災害により生じた損失の金額」という。）と他の損失金額（当該特定非常災害により生じた損失の金額以外の同号に規定する損失の金額をいう。）とがある場合におけるその年において生じた雑損失の金額は、当該特定非常災害により生じた損失の金額から順次成るものとする。

3 前項の場合において、雑損失の金額のうちに特定雑損失金額と他の雑損失金額とがあるときは、法第三十四条第一項の規定による控除については、当該他の雑損失金額から順次控除する。（医療費の範囲）

第七條の十四 法第三十四条第一項第二号に規定する政令で定める対価は、次に掲げるものの対価のうち、その病状その他総務省令で定める状況に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とする。

一 医師又は歯科医師による診療又は治療
二 治療又は療養に必要な医薬品の購入
三 病院、診療所（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）又は助産所へ収容されるための人的役務の提供

四 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の二に規定する施術者（同法第十二条の二第一項の規定に該当する者を含む。）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二条第一項に規定する柔道整復師による施術
五 保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話
六 助産師による分娩の介助

七 介護福祉士による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第二項に規定する喀痰吸引等又は同法附則第十條第一項に規定する認定特定行為業務従事者による同項に規定する特定行為

（小規模企業共済等掛金控除額の控除の対象とならない小規模企業共済契約）

第七條の十四の二 法第三十四条第一項第四号イに規定する政令で定める共済契約は、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）附則第五条第一項の規定により読み替えられた小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）第九条第一項各号に掲げる事由により共済金が支給されることとなる契約とする。

第七條の十四の三 法第三十四条第一項第四号ハに規定する政令で定める共済制度は、地方公共団体の条例において精神又は身体に障害のある者（以下本条において「心身障害者」という。）を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、当該地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期に支給することを定めている制度（脱退一時金（加入者が当該制度から脱退する場合に支給される一時金をいう。）の支給に係る部分を除く。）で、次に掲げる要件を備えているものとする。

一 心身障害者の扶養のための給付金（その給付金の支給開始前に心身障害者が死亡した場合に加入者に対して支給される弔慰金を含む。）のみを支給するものであること。

二 前号の給付金の額は、心身障害者の生活のために通常必要とされる費用を満たす金額（同号の弔慰金にあつては、掛金の累積額に比して相当と認められる金額）を超えず、かつ、その額について、特定の者につき不当に差別的な取扱いをしないこと。

三 第一号の給付金（同号の弔慰金を除く。次号において同じ。）の支給は、加入者の死亡、重度の障害その他地方公共団体の長が認定した特別の事故を原因として開始されるものであること。

四 第一号の給付金の受取人は、心身障害者又は前号の事故発生後において心身障害者を扶養する者とするものであること。

五 第一号の給付金に関する経理は、他の経理と区分して行い、かつ、掛金その他の資金が銀行その他の金融機関に対する運用の委託、生命保険への加入その他これらに準ずる方法を通じて確実に運用されるものであること。

（新生命保険料の対象となる保険料又は掛金）

第七條の十五 法第三十四条第一項第五号イに規定する政令で定める新生命保険契約等に係る保険料又は掛金は、次に掲げる保険料又は掛金とする。

一 法第三十四条第七項第一号イに掲げる契約の内容及と同項第三号イに掲げる契約の内容及が一体となつて効力を有する一の保険契約のうち、所得税法施行令第二百八条の三第一項第一号の規定により定められたもの（第七條の十五の五第一号において「特定介護医療保険契約」という。）以外のものに係る保険料

二 法第三十四条第七項第一号ハに掲げる契約の内容及と同項第三号ロに掲げる生命共済契約等の内容及が一体となつて効力を有する一の共済に係る契約のうち、所得税法施行令第二百八条の三第一項第二号の規定により定められたもの（第七條の十五の五第二号において「特定介護医療共済契約」という。）以外のものに係る掛金
（旧生命保険料の対象とならない保険料）

第七條の十五の二 法第三十四条第一項第五号イに規定する政令で定める旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金は、次に掲げる保険料とする。

一 一定の偶然的事故によつて生ずることのある損害をてん補する旨の特約（法第三十四条第七項第二号ニに掲げる契約又は同条第一項第五号イに規定する保険金等（第七條の十五の四及び第七條の十五の九において「保険金等」という。）の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの（次号において「傷害保険契約」という。）を除く。）が付されている保険契約に係る保険料のうち、当該特約に係る保険料

二 法第三十四条第七項第二号ニに掲げる契約の内容及と同項第六号イに掲げる契約（傷害保険契約を除く。）の内容及が一体となつて効力を有する一の保険契約に係る保険料
（新生命保険料等の金額から控除する剰余金等の額）

第七條の十五の三 法第三十四条第一項第五号イ（一）（i）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第七項第一号に規定する新生命保険契約等（当該新生命保険契約等が他の保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新生命保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新生命保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、前年中に支払つた当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうちに当該新生命保険契約等に係る同条第一項第五号イに規定する新生命保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2 法第三十四条第一項第五号ロ（一）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第七項第三号に規定する介護医療保険契約等（当該介護医療保険契約等が他の保

険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該介護医療保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該介護医療保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもって当該介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、前年中に支払った当該介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうちに当該介護医療保険契約等に係る同条第一項第五号ロに規定する介護医療保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3 法第三十四条第一項第五号ハ（一）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第七項第四号に規定する新個人年金保険契約等（当該新個人年金保険契約等が他の保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新個人年金保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新個人年金保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもって当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、前年中に支払った当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうちに当該新個人年金保険契約等に係る同条第一項第五号ハに規定する新個人年金保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

（介護医療保険契約等に係る保険金等の支払事由の範囲）

第七条の十五の四 法第三十四条第一項第五号ロに規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 疾病にかかったこと又は身体の傷害を受けたことを原因とする人の状態に基因して生ずる法第三十四条第一項第五号ロに規定する医療費その他の費用を支払ったこと。
- 二 疾病若しくは身体の傷害又はこれらを原因とする人の状態（法第三十四条第七項第三号に規定する介護医療保険契約等に係る約款に、これらの事由に基因して一定額の保険金等を支払う旨の定めがある場合に限る。）
- 三 疾病又は身体の傷害により就業することができなくなったこと。

（介護医療保険料の対象となる保険料又は掛金）

第七条の十五の五 法第三十四条第一項第五号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げる保険料又は掛金とする。

- 一 法第三十四条第七項第一号イに掲げる契約の内容及と同項第三号イに掲げる契約の内容及が一体となつて効力を有する一の保険契約のうち、特定介護医療保険契約に係る保険料
- 二 法第三十四条第七項第一号ハに掲げる契約の内容及と同項第三号ロに掲げる生命共済契約等の内容及が一体となつて効力を有する一の共済に係る契約のうち、特定介護医療共済契約に係る掛金

（地震保険料控除額の控除の対象とならない保険料又は掛金）

第七条の十五の六 法第三十四条第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金は、同号に規定する損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金のうち、次に掲げる保険料又は掛金とする。

- 一 法第三十四条第一項第五号の三に規定する地震等損害（次号において「地震等損害」という。）により臨時に生ずる費用、同項第五号の三に規定する資産（次号において「家屋等」という。）の取壊し又は除去に係る費用その他これに類する費用に対して支払われる保険金又は共済金に係る保険料又は掛金
- 二 一の法第三十四条第一項第五号の三に規定する損害保険契約等（当該損害保険契約等においてイに掲げる額が地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）第二条に規定する金額以上とされているものを除く。）においてイに掲げる額のロに掲げる額に対する割合が百分の二十未満とされている場合における当該損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（前号に掲げるものを除く。）

イ 地震等損害により家屋等について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金の額（当該保険金又は共済金の額の定めがない場合にあつては、当該地震等損害により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額）

ロ 火災（地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とするものを除く。）による損害により家屋等について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金の額（当該保険金又は共済金の額の定めがない場合にあつては、当該火災による損害により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額）

（特別障害者の範囲）

第七条の十五の七 法第三十四条第一項第六号に規定する政令で定める障害者は、次に掲げる者とする。

- 一 第七条第一号に掲げる者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者
- 二 第七条第二号に掲げる者のうち、同号の精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する障害等級が一級である者として記載されている者
- 三 第七条第三号に掲げる者のうち、同号の身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者
- 四 第七条第四号に掲げる者のうち、同号の戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第三項症までである者として記載されている者
- 五 第七条第五号又は第六号に掲げる者
- 六 第七条第七号に掲げる者のうち、その障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

（承認規定等の範囲）

第七条の十五の八 法第三十四条第七項第一号に規定する確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三条第一項第一号その他政令で定める規定は、同法第六条第一項（同法第七十九条第一項若しくは第二項、第八十一条第二項、第七十七条第一項、第一百十條の二第三項、第一百一条第二項又は附則第二十五条第一項に規定する権利義務の移転又は承継に伴う同法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約（次項において「規約」という。）の変更について承認を受ける場合に限る。）、第七十四条第四項及び第七十五条第二項の規定とする。

2 法第三十四条第七項第一号に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第二号その他政令で定める規定は、同法第十六条第一項（同法第七十六条第四項、第七十七条第五項、第七十九条第一項若しくは第二項、第八十条第二項、第七十七条第一項、第一百十條の二第三項又は附則第二十五条第一項に規定する権利義務の移転又は承継に伴う規約の変更について認可を受ける場合に限る。）、第七十六条第一項、第七十七条第一項及び第一百二十二条第一項の規定とする。

（生命保険料控除額の控除の対象とならない保険契約等）

第七条の十五の九 法第三十四条第七項第一号イに規定する政令で定める保険契約は、保険期間が五年に満たない保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約のうち、被保険者が保険期間満了の日に生存している場合に限り保険金等を支払う定めのあるもの又は被保険者が保険期間満了の日に生存している場合及び当該期間中に災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項若しくは第三項に規定する一類感染症若しくは二類感染症その他これらに類する特別の理由により死亡した場合に限り保険金等を支払う定めのあるものとする。

2 法第三十四条第七項第一号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約は、共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約のうち、被共済者が共済期間の満了の日に生存している場合に限り

り保険金等を支払う定めのあるもの又は被共済者が共済期間の満了の日に生存している場合及び当該期間中に災害、前項に規定する感染症その他これらに類する特別の理由により死亡した場合に限り保険金等を支払う定めのあるものとする。

3 法第三十四条第七項第二号ニ規定する政令で定めるものは、外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの期間（次項において「海外旅行期間」という。）内に発生した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約とする。

4 法第三十四条第七項第三号ロに規定する政令で定めるものは、海外旅行期間内に発生した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる同項第一号ハに規定する生命共済契約等とする。

（生命共済契約等の範囲）

第七條の十五の十 法第三十四条第七項第一号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約に類する共済に係る契約は、次に掲げる契約とする。

一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の締結した生命共済に係る契約
二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十二号若しくは第九十三条第一項第六号の二の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会の締結した生命共済に係る契約（漁業協同組合又は水産加工業協同組合の締結した契約にあつては、所得税法施行令第百二十条第二号に規定する要件を備えているものに限る。）

三 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第一項第四号の事業を行う消費生活協同組合連合会の締結した生命共済に係る契約

四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同項に規定する特定共済組合、同法第九条の九第一項第三号に掲げる事業を行う協同組合連合会又は同条第四項に規定する特定共済組合連合会の締結した生命共済に係る契約
五 法律の規定に基づく共済に関する事業を行う法人の締結した生命共済に係る契約で、所得税法施行令第百二十条第五号の規定により指定されたもの（退職年金に関する契約の範囲）

第七條の十五の十一 法第三十四条第七項第一号ニ規定する退職年金に関する契約で政令で定めるものは、法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約とする。

（年金給付契約の対象となる契約の範囲）

第七條の十五の十二 法第三十四条第七項第四号に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。

一 法第三十四条第七項第一号イに掲げる契約で年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。）のうち、当該契約の内容（同条第五号ハに規定する特約が付されている契約又は他の保険契約に附帯して締結した契約にあつては、当該特約又は他の保険契約の内容を除く。）が次に掲げる要件を満たすもの

イ 当該契約に基づく年金以外の金銭の支払（剰余金の分配及び解約返戻金の支払を除く。）は、当該契約で定める被保険者が死亡し、又は重度の障害に該当することとなつた場合に限り行うものであること。
ロ 当該契約で定める被保険者が死亡し、又は重度の障害に該当することとなつた場合に支払う金銭の額は、当該契約の締結の日以後の期間又は支払保険料の総額に応じて通増的に定められていること。

ハ 当該契約に基づく年金の支払は、当該年金の支払期間を通じて年一回以上定期に行うものであり、かつ、当該契約に基づき支払うべき年金の額（年金の支払開始日から一定の期間内に年金受取人が死亡してもなお年金を支払う旨の定めのある契約にあつては、当該一定の期間内に支払うべき年金の額とする。）の一部を一括して支払う旨の定めがないこと。

ニ 当該契約に基づく剰余金の金銭による分配（当該分配を受ける剰余金をもつて当該契約に係る保険料の払込みに充てられる部分を除く。）は、年金の支払開始日前において行わないもの又は当該剰余金の分配をする日の属する年において払い込むべき当該保険料の金額の範囲内の額とするものであること。

二 法第三十四条第七項第一号ロに規定する旧簡易生命保険契約で年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。）のうち、当該契約の内容（同条第一項第五号ハに規定する特約が付されている契約にあつては、当該特約の内容を除く。）が前号イからニまでに掲げる要件を満たすもの

三 法第三十四条第七項第一号ハに規定する農業協同組合の締結した生命共済に係る契約又は第七條の十五の十第一号若しくは第二号に掲げる生命共済に係る契約で、年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。次号において同じ。）のうち、当該契約の内容（法第三十四条第一項第五号ハに規定する特約が付されている契約又は他の生命共済に係る契約に附帯して締結した契約にあつては、当該特約又は他の生命共済に係る契約の内容を除く。）が第一号イからニまでに掲げる要件に相当する要件その他の総務省令で定める要件を満たすもの

四 第七條の十五の十第三号又は第五号に掲げる生命共済に係る契約で年金の給付を目的とするもののうち、所得税法施行令第百二十一条第四号の規定により指定されたもの（生命保険料控除額の控除の対象となる年金給付契約の要件）
第七條の十五の十三 法第三十四条第七項第四号ハに規定する政令で定める要件は、前条各号に掲げる契約に基づく同項第四号イに規定する者に対する年金の支払を次のいずれかとするものであることとする。

一 当該年金の受取人の年齢が六十歳に達した日の属する年の一月一日以後の日（六十歳に達した日が同年の一月一日から六月三十日までの間である場合にあつては、同年の前年七月一日以後の日）で当該契約で定める日以後十年以上の期間にわたつて定期に行うものであること。
二 当該年金の受取人が生存している期間にわたつて定期に行うものであること。
三 第一号に定める年金の支払のほか、当該契約に係る被保険者又は被共済者の重度の障害を原因として年金の支払を開始し、かつ、当該年金の支払開始日以後十年以上の期間にわたつて、又はその者が生存している期間にわたつて定期に行うものであること。

（地震保険料控除額の控除の対象となる共済に係る契約の範囲）

第七條の十五の十四 法第三十四条第七項第六号ロに規定する政令で定める共済に係る契約は、次に掲げる契約とする。

一 農業協同組合法第十条第十号の事業を行う農業協同組合連合会の締結した建物更生共済又は火災共済に係る契約

二 農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第九十七条第一項第六号又は第百六十三条第二項の事業を行う農業共済組合又は農業共済組合連合会の締結した火災共済その他建物を共済の目的とする共済に係る契約

三 水産業協同組合法第十一条第一項第十二号若しくは第九十三条第一項第六号の二の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会の締結した建物若しくは動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済又は火災共済に係る契約（漁業協同組合又は水産加工業協同組合の締結した契約にあつては、総務省令で定める要件を備えているものに限る。）

四 中小企業等協同組合法第九条の九第三項に規定する火災等共済組合の締結した火災共済に係る契約

五 消費生活協同組合法第十条第四号の事業を行う消費生活協同組合連合会の締結した火災共済又は自然災害共済に係る契約

六 法律の規定に基づく共済に関する事業を行う法人の締結した火災共済又は自然災害共済に係る契約で、所得税法施行令第百二十四条第六号の規定により指定されたもの

（所得割の納税義務者が再婚した場合における同一生計配偶者等の特例）

第七条の十六 法第三十四条第十項の場合において、同項の納税義務者の同一生計配偶者又は同条第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者に該当する者は、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうち一人に限るものとする。

（法第三十七条第一号イの表の政令で定めるひとり親）

第七条の十六の二 法第三十七条第一号イの表の（３）に規定するひとり親で政令で定めるものは、ひとり親のうち父である者とする。

2 法第三十七条第一号イの表の（４）に規定するひとり親で政令で定めるものは、ひとり親のうち母である者とする。

（寄附金税額控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金の範囲）

第七条の十七 法第三十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。

一 社会福祉法第百十三条第二項に規定する共同募金会（以下この号及び次号において「共同募金会」という。）に対して同法第百十二条の規定により厚生労働大臣が定める期間内に支出された寄附金で、当該共同募金会がその募集に当たり総務大臣の承認を受けたもの

二 社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する更生保護事業に要する経費に充てるために共同募金会に対して支出された寄附金（前号に該当するものを除く。）で総務大臣が定めるもの

三 日本赤十字社に対して支出された寄附金で、日本赤十字社が当該寄附金の募集に当たり総務大臣の承認を受けたもの

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

第七条の十八 租税特別措置法第四十条第一項の規定を受ける財産の贈与又は遺贈がある場合における法第三十七条の二第一項及び第十一項の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるものうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」と、「に特例控除対象寄附金」とあるのは「に特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるものうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」と、同条第十一項中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるものうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」とする。

（外国の所得税等の額の控除）

第七条の十九 法第三十七条の三に規定する外国の所得税等（以下この条において「外国の所得税等」という。）の範囲については所得税法施行令第二百二十一条の規定を準用し、外国の所得税等の額については所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額及び同法第百六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額の計算の例による。

2 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の所得税法第九十五条第一項に規定する控除限度額（当該年において同法第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下この項及び第四

項において「非居住者」という。）であつた期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合には、当該年の所得税法施行令第二百五十八条第四項第一号に規定する控除限度額。以下この条及び第四十八条の九の二において「国税の控除限度額」という。）及び次項の規定により計算した額（以下この条及び第四十八条の九の二において「道府県民税の控除限度額」という。）の合計額に満たない場合において、当該年の前年以前三年内の各年（これらの年のうちにその課された外国の所得税等の額を所得割の課税標準である所得の計算上必要な経費に算入した年があるときは、当該必要な経費に算入した年以前の年を除く。以下この条において「前年以前三年内の各年」という。）において課された外国の所得税等（前年以前三年内の各年のうち翌年の一月一日に非居住者であつた年において課されたものを除く。）の額のうち同法第九十五条及び第百六十五条の六の規定並びに法第三十七条の三及び第三百十四条の八の規定により控除することができた額を超える部分の額があるときは、当該を超える部分の額を、その最も古い年のものから順次当該年に係る国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該年において課された外国の所得税等の額を控除した残額に充てるものとした場合には、当該年において課された外国の所得税等の額とみなす。

3 法第三十七条の三の規定により外国の所得税等の額を控除する場合における限度額は、国税の控除限度額に百分の十二（所得割の納税義務者が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この節において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の六）を乗じて計算する。

4 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び第四十八条の九の二第四項の規定により計算した額（以下この項並びに同条第二項及び第五項において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額を超える場合において、前年以前三年内の各年において課された外国の所得税等の額で法第三十七条の三の規定により控除することができたもののうちに当該前年以前三年内の各年の道府県民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該年に係る同条の規定により外国の所得税等の額を控除する場合における限度額は、前項の規定にかかわらず、当該年の道府県民税の控除限度額に、前年以前三年内の各年の所得税法施行令第二百二十四条第四項に規定する国税の控除余額から同令第二百五十二条第三項の規定によりないものとみなされた額を除いた額（非居住者であつた年（所得税法第二百二条の規定の適用を受ける年を除く。）にあつては同令第二百九十二条の十一第四項に規定する国税の控除余額から同令第二百九十二条の十二第三項の規定によりないものとみなされた額を除いた額とし、所得税法第二百二条の規定の適用を受ける年にあつてはその年において納付することとなる同令第二百五十八條第四項第一号に規定する控除対象外国所得税合計額がその年の国税の控除限度額に満たない場合における当該国税の控除限度額から当該控除対象外国所得税合計額を控除して得た額から同令第二百二十五条第三項の規定によりないものとみなされた額を除いた額とする。）以下の項及び第四十八条の九の二第五項において「国税の控除余額」という。）外国の所得税等のうち法第三十七条の三の規定により控除することができた額が道府県民税の控除限度額に満たない場合における当該道府県民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この項及び第四十八条の九の二第五項において「道府県民税の控除余額」という。）又は外国の所得税等のうち法第三百十四条の八の規定により控除することができた額が市町村民税の控除限度額に満たない場合における当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この項及び第四十八条の九の二第五項において「市町村民税の控除余額」という。）を前年以前三年内の各年のうち最も古い年のものから順次に、かつ、同一の年のものについては、国税の控除余額、道府県民税の控除余額及び市町村民税の控除余額の順に、当該年において課された外国の所得税等の額のうち当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる道府県民税の控除余額の合計額に相当する額を加算して計算する。この場合において、前年以前三年内の各年においてこの項の規定に

より当該前年以前三年内の各年の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余額、道府県民税の控除余額及び市町村民税の控除余額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

5 所得割の納税義務者が賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有する場合には、前年以前三年内の各年（その翌年の一月一日に指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した年に限る。以下この項において同じ。）の前項に規定する道府県民税の控除余額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の六に相当する額を控除した額（当該額が零に満たない場合には、零）とし、前年以前三年内の各年の同項に規定する市町村民税の控除余額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の六に相当する額（当該額が当該前年以前三年内の各年の同項の規定により計算した同項に規定する道府県民税の控除余額を超える場合には、当該道府県民税の控除余額を加算した額とする）。

6 所得割の納税義務者が賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する場合には、前年以前三年内の各年（その翌年の一月一日に指定都市の区域内に住所を有した年に限る。以下この項において同じ。）の第四項の規定により計算した同項に規定する市町村民税の控除余額は、当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の十八に相当する額を超えるときは、当該前年以前三年内の各年の同項に規定する道府県民税の控除余額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該超える部分の額を加算した額とし、当該前年以前三年内の各年の同項に規定する市町村民税の控除余額は、同項の規定にかかわらず、当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の十八に相当する額とする。

7 法第三十七条の三の規定による外国の所得税等の額の控除は、所得税法第九十五条の規定により同条第一項に規定する外国所得税の額を控除する年度の翌年度分及び同法第六十五条の六の規定により同条第一項に規定する外国所得税の額を控除する年度の翌年度分の所得割の額についてするものとする。

8 所得割の納税義務者の当該年度の前年度以前三年度内の各年度における所得割額の計算上法第三十七条の三の規定により控除することとされた外国の所得税等の額のうち、当該所得割額を超えることとなるため控除することができなかった額でこれらの各年度の所得割について控除されなかった部分の額は、当該納税義務者の所得割の額から控除するものとする。

9 法第三十七条の三の規定による外国の所得税等の額の控除に関する規定は、法第四十五条の二第一項の規定による道府県民税に関する申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書を添付して提出した場合（第二項、第四項又は前項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた年以後の各年について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該明細書を提出している場合）に限り適用するものとし、法第三十七条の三の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該年において課された外国の所得税等の額その他の総務省令で定める金額は、当該明細書に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第八条 削除

（法第四十五条の二第二項の政令で定める社会保険料控除額）

第八條の二 法第四十五条の二第二項に規定する政令で定める社会保険料控除額は、所得税法第二百三条の五第一号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額とする。

（給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）
第八條の二の二 法第四十五条の三の二第五項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第四十五条の三の二第五項に規定する給与所得者（次号において「給与所得者」という。）が行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）の提供を適正に受けることができる措置を講じていること。

二 法第四十五条の三の二第五項の規定により提供を受けた記載事項について、その提供をした給与所得者を特定するための必要な措置を講じていること。

三 法第四十五条の三の二第五項の規定により提供を受けた記載事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていること。

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）
第八條の二の三 前条の規定は、法第四十五条の三の三第四項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、前条第一号及び第二号中「第四十五条の三の二第五項」とあるのは「第四十五条の三の三第四項」と、「給与所得者」とあるのは「公的年金等受給者」と、同条第三号中「第四十五条の三の二第五項」とあるのは「第四十五条の三の三第四項」と読み替えるものとする。

（個人の道府県民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額）
第八條の三 法第四十七条第一項第一号に規定する政令で定める金額は、三千円とする。

（退職所得申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）
第八條の四 第八條の二の二の規定は、法第五十条の七第三項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八條の二の二第一号中「第四十五条の三の二第五項」とあるのは「第五十条の七第三項」と、「給与所得者」とあるのは「退職手当等の支払を受ける者」と、「申告書」とあるのは「退職所得申告書」と、同条第二号中「第四十五条の三の二第五項」とあるのは「第五十条の七第三項」と、「給与所得者」とあるのは「退職手当等の支払を受ける者」と、同条第三号中「第四十五条の三の二第五項」とあるのは「第五十条の七第三項」と読み替えるものとする。

（法第五十二条第四項の政令で定める日等）
第八條の五 法第五十二条第四項に規定する政令で定める日は、第六條の二十三第一号に規定する日とする。

2 法第五十二条第五項に規定する政令で定める日は、第六條の二十三第二号に規定する日とする。

（法第五十三条第一項前段の法人税割額）
第八條の六 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。）は、同項に規定する予定申告法人（次項及び第四項において「予定申告法人」という。）の六月経過日（法第五十三条第一項に規定する六月経過日をいう。次項第一号及び第六項において同じ。）の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額（これらの法人税割額のうちに同条第四十三項の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額を控除した額とし、これらの法人税割額の課税標準となる法人税割のうちに租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二條第一項、第六十二條の三第二項若しくは第九項又は第六十三條第一項の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額とする。）に当該事業年度開始の日から当該前日までの期間（次項及び第三項において「中間期間」という。）の月数を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 前項の場合において、予定申告法人が次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。）（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。）であるときは、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前事業年度、前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に中間期間の月数を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額

（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した当該適格合併に係る被合併法人の各事業年度の法人税割額として当該合併法人の六月経過日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係る法人税割額（当該法人税割額のうちに法第五十三条第四十三項（同条第四十七項において準用する場合を含む。）の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額を控除した額とし、当該法人税割額の課税標準となる法人税割額のうちに租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額とする。）をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税割額の課税標準の算定期間（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額

二 当該合併法人の中間期間 当該合併法人の中間期間のうちその適格合併の日以後の期間の月数を被合併法人の確定法人税割額に乘じて当該確定法人税割額の算定期間の月数で除して得た金額

三 適格合併（法人を設立するものに限る。）に係る合併法人のその設立の日の属する事業年度につき第一項の規定を適用するときは、予定申告に係る法人税割額は、同項の規定にかかわらず、当該適格合併に係る各被合併法人の確定法人税割額に中間期間の月数を乗じて得た金額をその確定法人税割額の算定期間の月数で除して得た金額の合計額とする。

四 前三項の場合において、当該予定申告法人又は被合併法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を有するものであるときは、前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額は、関係道府県ごとの前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額とし、被合併法人の確定法人税割額は、関係道府県ごとの被合併法人の確定法人税割額とする。

五 前各項の場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

六 第一項の事業年度の前事業年度における法第五十三条第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）の提出期限が法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定により六月経過日の前日とされた場合で、かつ、当該提出期限について国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該提出期限の翌日から同項の規定により当該提出期限とみなされる日までの間に当該前事業年度の法人税割額の納付があつたとき、又は納付すべき法人税割額が確定したときは、六月経過日の前日までに当該金額の納付があつたもの又は当該金額が確定したものとみなして、当該事業年度の予定申告に係る法人税割額を算出するものとする。

（法第五十三条第二項後段の法人税割額及び均等割額）

第八条の七 法第五十三条第二項後段の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る法人税割額は、前条の規定の例により計算した法人税割額とする。

二 前項の申告書に係る均等割額は、当該道府県の均等割額に法第五十三条第二項前段の法人税割額の課税標準の算定期間において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た金額を十二で除して得た金額とする。

三 前項の場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たないときは、一月とし、一月に満たない端数を生じたときは、切り捨てる。

（法第五十三条第二項前段の法人税割額）

第八条の八 第八条の六の規定は、法第五十三条第二項前段に規定する前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場合に

において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第一項		の法人
告法人（という。）	法第五十三条第一項に	同項に
同条第四十三項	同条第四十三項	法第五十三条第四十三項
第二項		同項の法人
第四項		第一項の法人

第八条の九及び第八条の十 削除

（法第五十三条第二項後段の法人税割額及び均等割額）

第八条の十一 法第五十三条第二項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る法人税割額は、第八条の八の規定の例により計算した法人税割額とする。

二 前項の申告書に係る均等割額は、当該道府県の均等割額に法第五十三条第二項の事業年度開始の日から同項に規定する六月経過日の前日までの期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た金額を十二で除して得た金額とする。

三 前項の場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たないときは、一月とし、一月に満たない端数を生じたときは、切り捨てる。

（法第五十三条第三項の欠損金額の範囲）

第八条の十二 法第五十三条第三項に規定する法人税法第五十七条第一項の欠損金額には、同条第二項の規定により法第五十三条第三項の法人の欠損金額（法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。）とみなされたものを含むものとし、法人税法第五十七条第四項、第五項又は第九項の規定によりないものとされたものを含まないものとする。

二 法第五十三条第三項に規定する法人税法第五十七条第一項の欠損金額は、当該欠損金額の生じた事業年度について法第五十三条第三項の法人の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）以下この項及び第八条の十六の三第二項において同じ。）が提出され、かつ、その後において連続して当該法人の確定申告書が提出されている場合（法人税法第五十七条第二項の規定により当該法人の欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。）とみなされたものにあつては、同法第五十七条第二項の合併等事業年度について当該法人の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して当該法人の確定申告書が提出されている場合）における当該欠損金額に限るものとする。

（法第五十三条第三項の政令で定める額）

第八条の十三 法第五十三条第三項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

（法人の道府県民税の控除対象通算適用前欠損調整額の特例）

第八条の十四 法第五十三条第三項の法人が法人税法第五十七条第八項に規定する通算承認の効力が生じた日（次条及び第八条の十六の二において「通算承認の効力が生じた日」という。）の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業（次条及び第八条の十六の二において「新たな事業」という。）を開始した場合における同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額（法第五十三条第三項に規定する通算適用前欠損金額をいう。次条及び第八条の十六の二において同じ。）に係る法第五十三条第四項の規定の適用については、同項中「最初通算事業年度（法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）終了の日（二以上の最初通算事業年度終了の日がある場合には、当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日）」とあるのは、「法人税法第五十七条第八項に規定する新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度終了の日」とする。

2 法第五十三條第四項に規定する最初通算事業年度（次条において「最初通算事業年度」という。）については法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三條第三項の規定を適用する場合における同条第四項の規定の適用については、同項中「最初通算事業年度（法人税法第六十四條の九第一項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）終了の日（二以上の最初通算事業年度終了の日がある場合には、当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日）」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

（法第五十三條第五項の政令で定める要件）

第八條の十五 法第五十三條第五項に規定する政令で定める要件は、同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において「被合併法人等」という。）が同項に規定する前十年内事業年度（以下この条及び次条において「前十年内事業年度」という。）のうち法第五十三條第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この条において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）に係る通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度（当該通算適用前欠損金額が通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合における法人税法第五十七條第八項の規定によりないものとされたものである場合にあつては、当該新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度）について法人税法第五十七條第六項又は第八項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書（法第五十三條第五項に規定する法人の道府県民税の確定申告書をいう。以下この節において同じ。）を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三條第五項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等となる同条第三項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に法第五十三條第五項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうちに当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象通算適用前欠損調整額の引継ぎの特例）

第八條の十六 法第五十三條第五項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合）には、当該合併等事業年度（合併法人等の前十年内事業年度で同項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等十年前事業年度開始日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の前十年内事業年度ごとに区分したそれぞれの日から当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度開始の日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間を当該法人のそれぞれの事業年度とみなし、同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法人の道府県民税の控除対象通算適用前欠損調整額の控除の要件の特例）

第八條の十六の二 法第五十三條第三項の法人が通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合における法人税法第五十七條第八項の規定によりないものと

された通算適用前欠損金額に係る法第五十三條第六項の規定の適用については、同項中「通算適用前欠損金額（前項の規定により当該法人の第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額に係る通算適用前欠損金額を除く。）の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度」とあるのは、「法人税法第五十七條第八項に規定する新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度」と、「控除対象通算適用前欠損調整額」とあるのは、「第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額」とする。

（法第五十三條第七項の欠損金額の範囲）

第八條の十六の三 法第五十三條第七項に規定する法人税法第五十七條第一項の欠損金額には、同条第二項の規定により法第五十三條第七項に規定する被合併法人等（次項、次条及び第八條の十六の五において「被合併法人等」という。）の欠損金額（法人税法第二條第十九号に規定する欠損金額をいう。）とみなされたものを含むものとし、法人税法第五十七條第四項、第五項又は第九項の規定によりないものとされたものを含まないものとする。

2 法第五十三條第七項に規定する法人税法第五十七條第一項の欠損金額は、当該欠損金額の生じた事業年度（法第五十三條第七項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等を合併法人とする適格合併（以下この項において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等との間に法人税法第五十七條第二項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の欠損金額（同法第二條第十九号に規定する欠損金額をいう。）とみなされたものにあつては、当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度）について被合併法人等の確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して当該被合併法人等の確定申告書が提出されている場合における当該欠損金額に限るものとする。

（法第五十三條第七項の政令で定める要件）

第八條の十六の四 法第五十三條第七項に規定する政令で定める要件は、同項の法人が同項に規定する合併等事業年度（次条及び第八條の十六の七において「合併等事業年度」という。）において被合併法人等の前十年内事業年度（同項に規定する前十年内事業年度をいう。以下この条及び次条において同じ。）において生じた合併等前欠損金額（同項に規定する合併等前欠損金額をいう。以下この条において同じ。）について法人税法第五十七條第七項の規定により同条第二項の適用がないことを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三條第七項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等となる同項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に同項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の合併等前欠損金額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうちに当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度後最初の事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による合併等前欠損金額の引継ぎの特例）

第八條の十六の五 法第五十三條第七項の法人の合併等事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度開始の日（以下この条において「合併法人等十年前事業年度開始日」という。）が被合併法人等の前十年内事業年度で同項に規定する控除対象通算適用前欠損金額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等十年前事業年度開始日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の前十年内事業年度

ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度開始の日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間）を当該法人のそれぞれの事業年度とみなし、同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法第五十三条第八項の政令で定める額）

第八条の十六の六 法第五十三条第八項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

（法人の道府県民税の控除対象合併等前欠損調整額の特例）

第八条の十六の七 合併等事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第八項の規定を適用する場合における同条第九項の規定の適用については、同項中「合併等事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

（法人の道府県民税の加算対象通算対象欠損調整額の特例）

第八条の十六の八 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第十一項の規定を適用する場合における同条第十二項の規定の適用については、同項中「当該事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

（法第五十三条第十三項の政令で定める額）

第八条の十七 法第五十三条第十三項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

（法人の道府県民税の控除対象通算対象所得調整額の特例）

第八条の十七の二 法第五十三条第十三項に規定する通算対象所得金額（次項及び次条において「通算対象所得金額」という。）の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第十三項の規定を適用する場合における同条第十四項の規定の適用については、同項中「同項の法人の当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

2 法第五十三条第十五項に規定する被合併法人等（次条及び第八条の十九において「被合併法人等」という。）の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該通算対象所得金額に係る法第五十三条第十四項の規定の適用については、同項中「後最初の事業年度終了の日」とあるのは、「終了の日」とする。

（法第五十三条第十五項の政令で定める要件）

第八条の十八 法第五十三条第十五項に規定する政令で定める要件は、被合併法人等が同項に規定する前十年内事業年度（以下この条及び次条において「前十年内事業年度」という。）のうち法第五十三条第十四項に規定する控除対象通算対象所得調整額（以下この条において「控除対象通算対象所得調整額」という。）に係る通算対象所得金額の生じた事業年度について法人税法第六十四条の五第三項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三条第十五項の適格合併又は残余財産の確定の前被合併法人等となる同条第十三項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に法第五十三条第十五項に規定

する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の控除対象通算対象所得調整額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうちに当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象通算対象所得調整額の引継ぎの特例）

第八条の十九 法第五十三条第十五項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日（以下この条において「合併法人等十年前事業年度開始日」という。）が被合併法人等の前十年内事業年度で同項に規定する控除未済通算対象所得調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等十年前事業年度開始日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の前十年内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度開始の日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間）を当該法人のそれぞれの事業年度とみなし、同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法人の道府県民税の加算対象被配賦欠損調整額の特例）

第八条の十九の二 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第十七項の規定を適用する場合における同条第十八項の規定の適用については、同項中「当該事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

（法第五十三条第十九項の政令で定める額）

第八条の十九の三 法第五十三条第十九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

（法人の道府県民税の控除対象配賦欠損調整額の特例）

第八条の十九の四 法第五十三条第十九項に規定する配賦欠損金控除額（次項及び次条において「配賦欠損金控除額」という。）の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第十九項の規定を適用する場合における同条第二十項の規定の適用については、同項中「同項の法人の当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

2 法第五十三条第二十一項に規定する被合併法人等（次条及び第八条の十九の六において「被合併法人等」という。）の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該配賦欠損金控除額に係る法第五十三条第二十項の規定の適用については、同項中「後最初の事業年度終了の日」とあるのは、「終了の日」とする。

（法第五十三条第二十一項の政令で定める要件）

第八条の十九の五 法第五十三条第二十一項に規定する政令で定める要件は、被合併法人等が同項に規定する前十年内事業年度（以下この条及び次条において「前十年内事業年度」という。）の

うち法第五十三条第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額（以下この条において「控除対象配賦欠損調整額」という。）に係る配賦欠損金控除額の生じた事業年度について法人税法第五十七条第一項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三条第二十一項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等となる同条第十九項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に法第五十三条第二十一項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基づいて同項の規定により当該被合併法人等の控除対象配賦欠損調整額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうちに当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象配賦欠損調整額の引継ぎの特例）

第八条の十九の六 法第五十三条第二十一項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度（当該合併等事業年度の開始の日（以下この条において「合併法人等十年前事業年度開始日」という。）が被合併法人等の前十年内事業年度で同項に規定する控除未済配賦欠損調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等十年前事業年度開始日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の前十年内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度開始の日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の当該前日の属する事業年度の事業年度とみなし、同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。）

（法第五十三条第二十三項第一号の政令で定める額等）

第八条の二十 法第五十三条第二十三項第一号に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 法第五十三条第二十三項第二号に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

3 法第五十三条第二十三項第三号に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

（法第五十三条第二十四項の政令で定める要件）

第八条の二十一 法第五十三条第二十四項に規定する政令で定める要件は、同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において「被合併法人等」という。）が同項に規定する前十年内事業年度（以下この条及び次条において「前十年内事業年度」という。）のうち法第五十三条第二十三項第一号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額（以下この条において「内国法人の控除対象還付法人税額」という。）、同項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（以下この条において「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付

法人税額」という。）又は同項第三号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（以下この条において「外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）の計算の基礎となつた欠損金額（法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。）に係る事業年度又は中間期間（法人税法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第一項に規定する中間期間をいう。）開始の日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三条第二十四項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等となる同条第二十三項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に法第五十三条第二十四項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基づいて同項の規定により当該被合併法人等の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうちに当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの特例）

第八条の二十二 法第五十三条第二十四項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度（当該合併等事業年度の開始の日（以下この条において「合併法人等十年前事業年度開始日」という。）が被合併法人等の前十年内事業年度で同項に規定する控除未済還付法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等十年前事業年度開始日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の前十年内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度開始の日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間）を当該法人のそれぞれの事業年度とみなし、同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。）

（法第五十三条第二十六項の政令で定める額）

第八条の二十三 法第五十三条第二十六項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

（法人の道府県民税の控除対象還付欠損調整額の特例）

第八条の二十三の二 法第五十三条第二十六項に規定する還付対象欠損金額（次項及び次条において「還付対象欠損金額」という。）（中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。次条において同じ。）において生じたものを除く。次項において同じ。）の生じた事業年度後最初に終了する事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人については、第五十三条第二十六項の規定を適用する場合における同条第二十七項の規定の適用については、同項中「同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に終了する事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

2 法第五十三条第二十八項に規定する被合併法人等（次条及び第九条において「被合併法人等」という。）の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日

又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該還付対象欠損金額に係る法第五十三条第二十七項の規定の適用については、同項中「後最初に終了する事業年度終了の日」とあるのは、「終了の日」とする。

（法第五十三条第二十八項の政令で定める要件）

第八条の二十四 法第五十三条第二十八項に規定する政令で定める要件は、被合併法人等が同項に規定する前十年内事業年度（以下この条及び次条において「前十年内事業年度」という。）のうち法第五十三条第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（以下この条において「控除対象還付対象欠損調整額」という。）に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三条第二十八項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等となる同条第二十六項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に法第五十三条第二十八項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうちに当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象還付対象欠損調整額の引継ぎの特例）

第九条 法第五十三条第二十八項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日（以下この条において「合併法人等十年前事業年度開始日」という。）が被合併法人等の前十年内事業年度で同項に規定する控除対象還付対象欠損調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合に於ては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等十年前事業年度開始日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の前十年内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度開始の日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間）を当該法人のそれぞれの事業年度とみなし、同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（道府県民税の中間納付額の還付の手続）

第九条の二 法第五十三条第三十二項の規定により同項に規定する道府県民税の中間納付額（以下この節において「道府県民税の中間納付額」という。）の還付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第五十五条第一項又は第三項の規定による更正（当該道府県民税についての処分等（更正の請求（法第二十条の九の第三項の規定による更正の請求をいう。第九条の五第二号イにおいて同じ。）に対する処分又は法第五十五条第二項の規定による決定をいう。）に係る審査請求又は訴えについての裁決又は判決を含む。同号において「更正等」という。）又は法第五十五条第二項の規定による決定によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合は、この限りでない。

一 請求をする法人の名称、当該道府県内の主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 請求をする法人の代表者（法の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者とし、解散（合併による解散を除く。）をした法人にあつては、清算人とする。）の氏名及び住所又は居所

三 還付を受けようとする金額

四 銀行又は郵便局（簡易郵便局法第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行とする同条第九十四項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。）において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地

2 前項の規定による請求書の提出があつた場合には、法第五十三条第一項、第三十四項又は第三十五項の規定による道府県民税に係る申告書に記載された道府県民税額が過少であると認められる理由があるときを除くほか、道府県知事は、遅滞なく、同条第三十二項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。

3 第一項ただし書の場合においては、還付すべき道府県民税の中間納付額について、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三条第三十二項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。この場合において、道府県民税の中間納付額のうち、既に還付されることが確定したものがあつたときは、当該道府県民税の中間納付額は、その還付されることが確定した金額だけ減額されたものとみなして、還付すべき道府県民税の中間納付額を算定する。

（道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付）

第九条の三 道府県知事は、前条の規定により道府県民税の中間納付額を還付する場合において、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち還付すべき道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち前条第二項又は第三項の規定により還付すべき金額（次条第一項第一号又は第二号の規定により充当される金額があるときは、これを控除した金額）の占める割合を乗じて得た金額を併せて還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額

二 当該道府県民税の中間納付額のうち納付の順序に従い当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度の法第五十三条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限り。）に記載された道府県民税額又は当該還付の基因となつた更正若しくは決定に係る道府県民税額（次条第一項第一号の規定により充当される金額があるときは、これを加算した金額）に達するまで順次求めた各道府県民税の中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額

（還付すべき道府県民税の中間納付額の充当）

第九条の四 前二条の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、次の各号の順序により、その還付すべき金額（次条の規定により加算すべき金額を含む。）をこれに充当するものとする。

一 還付すべき道府県民税の中間納付額に係る事業年度分の道府県民税額で法第五十三条第三十四項若しくは第三十五項の規定により納付すべきもの又は法第五十六条の規定により徴収すべきものがあるときは、当該道府県民税額に充当する。

二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額がある場合において、当該事業年度分の道府県民税の中間納付額で未納のものがあるときは、当該未納の道府県民税の中間納付額に充当する。

三 前二号の充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納に係る地方団体の徴収金に充当する。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

（道府県民税の中間納付額を還付する場合の還付加算金の計算）

第九条の五 道府県知事は、第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額の還付をする場合には、当該道府県民税の中間納付額（道府県民税の中間納付額の全部又は一部について未納の金額がある場合には、当該未納の金額に相当する金額を控除した金額とし、道府県民税の中間納付額

が分割して納付されている場合には、最後の納付に係る道府県民税の中間納付額から、当該還付すべき道府県民税の中間納付額のうち当該未納の金額に相当する金額を控除した後の道府県民税の中間納付額の金額に達するまで順次遡って求めた道府県民税の中間納付額の金額とする。に、当該道府県民税の中間納付額の納付の日（当該道府県民税の中間納付額が法第五十三条第一項又は第二項の規定による当該道府県民税の中間納付額に係る申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限）の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなった日があるときは、その日。第二号ロにおいて「充当日」という。）までの期間（第九条の二第二項の規定による請求書の提出が当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項の規定による申告書の提出期限後にあつた場合には、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日までの期間を除くものとする。）の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一 法第五十五条第二項の規定による決定によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合における還付金 道府県民税の中間納付額に係る事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から法第五十五条第二項の規定による決定の日までの日数

二 更正等によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合における還付金 道府県民税の中間納付額に係る事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ 当該更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

（1）更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る審査請求又は訴えについての裁決又は判決を含む。（一）において同じ。） 当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

（2）法第五十五条第二項の規定による決定に係る同条第三項の規定による更正（当該決定に係る審査請求又は訴えについての裁決又は判決を含む、更正の請求に基づく更正及び中間納付額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに起因して失われたこと若しくは当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたこと又は第六条の十五第二項各号に掲げる理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

ロ その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

2 道府県知事は、第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額の還付をする場合において、当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分の道府県民税で未納のものに充当するときは、当該道府県民税の中間納付額に係る還付金のうちその充当する金額については、前項の規定による道府県民税の中間納付額に係る還付金に加算すべき金額を付さないものとする。

3 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は第一項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は第一項の規定による道府県民税の中間納付額に係る還付金に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「道府県民税の中間納付額に係る還付金」と読み替えるものとする。

（道府県民税の中間納付額に係る延滞金の免除）

第九条の六 第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額の還付をする場合において、当該道府県民税の中間納付額を当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分の未納の道府県民税額に充当するときは、道府県知事は、当該充当に係る未納の道府県民税額についての延滞金を免除する。

（法第五十三条第三十六項の控除対象所得税額等相当額の控除）

第九条の六の二 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第三十六項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）は、当該法人に係る同条第三十六項の規定により控除することができ、控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度の第九条の七第二項に規定する道府県民税の控除限度額の計算について同条第六項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の一で除して得た数）に按分して計算した額とする。

2 法第五十三条第三十六項及び前項の規定は、同条第一項、第三十四項若しくは第三十五項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に、法第五十三条第三十六項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の七第四項に規定する所得税等の額（以下この項において「所得税等の額」という。）を、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第三十六項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

第九条の六の三 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第三十七項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）は、当該法人に係る同条第三十七項の規定により控除することができ、控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度の次条第二項に規定する道府県民税の控除限度額の計算について同条第六項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の一で除して得た数）に按分して計算した額とする。

2 法第五十三条第三十七項及び前項の規定は、同条第一項、第三十四項若しくは第三十五項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に、法第五十三条第三十七項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の九の三第三項に規定する所得税等の額（以下この項において「所得税等の額」という。）を、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第三十七項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

（外国の法人税等の額の控除）

第九条の七 法第五十三条第三十八項に規定する外国の法人税等（以下この条及び次条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第四百四十一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第四百四十四条の二第二項に規定する控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額に第四項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額又は同法第四百四十四条の二第二項に規定する控除限度額に第五項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の四において「国税の控除限度額」

という。及び第六項の規定により計算した額（以下この条、次条第二項、第四十八條の十三及び第五十七條の二の四において「道府県民税の控除限度額」という。）の合計額に満たない場合において、当該事業年度の開始の日前三年以内に開始した各事業年度（これらの事業年度のうちに当該法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度を除くものとし、当該法人が同法第十二條の七の二に規定する通算法人（以下この項及び第八項において「通算法人」という。）（通算法人であつた内国法人（法第二十三條第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）である場合において、これらの事業年度のうちのいずれかの事業年度（当該法人に係る通算親法人（法人税法第二十二條の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この条において同じ。）の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該法人との間に同法第二十二條の七の七に規定する通算完全支配関係（第八項において「通算完全支配関係」という。）がある他の通算法人が当該終了の日を終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入したときは、当該損金に算入した事業年度終了の日を終了する当該法人の事業年度以前の事業年度を除くものとする。以下この条、次条第一項、第四十八條の十三及び第四十八條の十三の二第一項において「前三年内事業年度」という。）において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度前の事業年度において同法第六十九條及び第四百四十四條の二の規定並びに地方税法（平成二十六年法律第十一号）第十二條第一項及び第二項の規定並びに法第五十三條第三十八項及び第三百二十一条の八第三十八項の規定により控除することができた額を超える部分の額（以下この条において「控除限度超過額」という。）があるときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度のものから順次当該事業年度に係る国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合から当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第五十三條第三十八項の規定については、当該事業年度が次の各号に掲げられた外国の法人税等の額とみなす。

3 内国法人が次の各号に掲げられる場合には、当該各号に定める金額は、法第五十三條第三十八項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 租税特別措置法第六十六條の六第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同法第二項第一号に規定する外国関係会社の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九條第一項に規定する外国法人税をいう。次号において同じ。）の額のうち、租税特別措置法第六十六條の六第一項に規定する課税対象金額、同法第六項に規定する部分課税対象金額又は同法第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額に対応するものとして同法第六十六條の七第一項の規定の例により計算した金額

二 租税特別措置法第六十六條の九の二第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同法第一項に規定する外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額のうち、同項に規定する課税対象金額、同法第六項に規定する部分課税対象金額又は同法第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額に対応するものとして同法第六十六條の九の三第一項の規定の例により計算した金額

4 法第五十三條第三十八項に規定する地方税法第十二條第一項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第四百四十四條第六項第一号に規定する地方法人税の控除限度額とする。

5 法第五十三條第三十八項に規定する地方税法第十二條第二項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第四百四十五條の二に規定する地方法人税の控除限度額とする。

6 法第五十三條第三十八項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、法人税法第六十九條第一項に規定する控除限度額又は同法第四百四十四條の二第一項に規定する控除限度額（以下この項及び第四十八條の十三第七項において「法人税の控除限度額」という。）に百分の一を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事務所又は

事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の關係道府県ごとの法第五十七條第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該關係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができ。

7 各事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び第四十八條の十三第三項の規定により計算した額（以下この項、第四十八條の十三、第四十八條の十三の二第二項及び第五十七條の二の四第二号ロにおいて「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額を超える場合において、前三年内事業年度につき法第五十三條第三十八項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうちに当該前三年内事業年度の道府県民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度に係る同項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度の道府県民税の控除限度額に、前三年内事業年度の法人税法施行令第四百四十四條第五項に規定する国税の控除余額（同令第四百四十五條第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）又は同令第四百九十七條第四項に規定する国税の控除余額（同令第四百九十八條第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）（以下この項及び第四十八條の十三第八項において「国税の控除余額」という。）、外国の法人税等のうち法第五十三條第三十八項の規定により控除することができた額が道府県民税の控除限度額に満たない場合における当該道府県民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この条及び第四十八條の十三第八項において「道府県民税の控除余額」という。）又は外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第三十八項の規定により控除することができた額が市町村民税の控除限度額に満たない場合における当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この項及び第四十八條の十三において「市町村民税の控除余額」という。）を、前三年内事業年度のうちの最も古い事業年度のものから順次、かつ、同一の事業年度のものについては、国税の控除余額、道府県民税の控除余額及び市町村民税の控除余額の順に、当該事業年度において課された外国の法人税等の額のうちに当該事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該を超える部分の額に充てられることとなる道府県民税の控除余額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年内事業年度においてこの項の規定により当該前三年内事業年度の当該を超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余額、道府県民税の控除余額及び市町村民税の控除余額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

8 内国法人又は外国法人が適格合併 適格分割（法人税法第十二條の十一に規定する適格分割をいう。第二号において同じ。）又は適格現物出資（同法第十二條の十四に規定する適格現物出資をいう。第二号において同じ。）（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人（同法第十二條の二に規定する分割法人をいう。第二号において同じ。）又は現物出資法人（同法第十二條の四に規定する現物出資法人をいう。第二号において同じ。）（以下この条において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度の控除限度超過額及び道府県民税の控除余額とみなす。

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度（適格合併の日前三年以内に開始した各事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該被合併法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度を除くものとし、当該被合併法人が通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において、これらの事業年度のうちのいずれかの事業年度（当該被合併法人に係る通算親法人の事業年度終了の日

に終了するものに限る。終了の日において当該被合併法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が当該終了の日を終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入したときは、当該損金に算入した事業年度終了の日を終了する当該法人の事業年度以前の事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。の控除限度超過額及び道府県民税の控除余額（前項後段の規定によりなされた額を除く。）

二 適格分割又は適格現物出資（以下この条において「適格分割等」という。）当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（以下この条において「分割法人等」という。）の分割等前三年内事業年度（適格分割等の日の属する事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度を除くものとし、当該分割法人等が通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において、これらの事業年度のうちのいずれかの事業年度（当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了するものに限る。）終了の日において当該分割法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が当該終了の日を終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入したときは、当該損金に算入した事業年度終了の日を終了する当該法人の事業年度以前の事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。の控除限度超過額及び道府県民税の控除余額のうち、当該適格分割等により当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

9 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度（次号に掲げる合併前三年内事業年度を除く。）当該被合併法人の合併前三年内事業年度開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格合併の日の属する事業年度（以下この号及び第二十一項第二号において「合併事業年度」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法人の合併事業年度開始の日の前日の属する事業年度

10 第八項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度（次号に掲げる場合にかつたとき）の分割等前三年内事業年度及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度を除く。当該分割法人等の分割等前三年内事業年度開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度

二 適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日が当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度終了の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度（以下この号及び第二十二項第三号において「分割承継

等事業年度」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法人の分割承継等事業年度開始の日の前日の属する事業年度

11 第八項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度以後の各事業年度における第七項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度の道府県民税の控除余額（同項後段の規定によりなされた額を除く。）は、当該被合併法人の第九項各号に掲げる合併前三年内事業年度の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度の道府県民税の控除余額とみなす。

12 第八項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第七項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の道府県民税の控除余額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第十項各号に掲げる分割等前三年内事業年度の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度の道府県民税の控除余額とみなす。

13 第八項の内国法人又は外国法人の適格合併等の日の属する事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（以下この項において「法人三年前事業年度開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度」という。）のうち最も古い事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度開始日から当該法人三年前事業年度開始日（当該適格合併等が当該内国法人又は外国法人を設立するものである場合にあつては、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度開始の日から当該法人三年前事業年度開始日の前日までの期間）は、当該内国法人又は外国法人のそれぞれの事業年度とみなして、第九項から前項までの規定を適用する。

14 第八項第二号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は道府県民税の控除余額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 控除限度超過額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除限度超過額に当該分割等前三年内事業年度におけるイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度において納付することとなつた外国の法人税等の額

ロ イに掲げる金額のうち当該分割法人等から移転を受ける事業に係る所得に基因して当該分割法人等が納付することとなつた金額に相当する金額

二 道府県民税の控除余額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の道府県民税の控除余額（第七項後段の規定によりなされた額を除く。）に当該分割等前三年内事業年度におけるイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第四百二十二条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十四項第一号において「内国法人の調整国外所得金額」という。）又は同令第四百九十四条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十四項第一号において「外国法人の調整国外所得金額」という。）

ロ イに掲げる金額のうち当該分割法人等から移転を受ける事業に係る部分の金額

15 第八項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人が当該適格分割等の日以後三月以内当該内国法人又は外国法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度の控除限度超過額及び道府県民税の控除余額額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人又は外国法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事）に提出した場合に限り、適用する。

16 内国法人又は外国法人が適格分割等により分割法人等である他の内国法人から事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が当該適格分割等の日の属する当該分割法人等の事業年度開始の日から一月以内に行われたものであるとき（当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。）における前項の規定の適用については、同項中「以後三月」とあるのは、「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後四月」とする。

17 適格分割等に係る分割承継法人（法人税法第十二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。）（以下この項及び第二十七項において「分割承継法人等」という。）が第八項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項及び第七項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除限度超過額及び道府県民税の控除余額額のうち、第八項の規定により当該分割承継法人等の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度の控除限度超過額とみなされる金額及び道府県民税の控除余額額とみなされる金額は、ないものとする。

18 法第五十三条第三十八項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度又は同法第四十四条の二の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

19 法人税法第七十一条第一項、第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（以下この条において「所得等申告法人」という。）の前三年内事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第三十八項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第四十一条第一号に掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。以下この項において同じ。）を超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度以前の事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額（以下この条において「控除未済外国法人税等額」という。）は、当該所得等申告法人の当該事業年度の当該法人税割額から控除するものとする。

20 所得等申告法人が適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該所得等申告法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額

二 適格分割等 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額のうち、当該適格分割等により当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

21 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度以後の各事業年度における第十九項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額は、当該被合併法人の

次の各号に掲げる合併前三年内事業年度の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度（次号に掲げる合併前三年内事業年度を除く。） 当該被合併法人の合併前三年内事業年度開始の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度のうち当該所得等申告法人の合併事業年度開始の日以後に開始したもの 当該所得等申告法人の合併事業年度開始の日の前日の属する事業年度

22 第二十項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格分割等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第十九項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度を除く。） 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度開始の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度

二 適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日が当該所得等申告法人の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日前である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度終了の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度のうち当該所得等申告法人の分割承継等事業年度開始の日以後に開始したもの 当該所得等申告法人の分割承継等事業年度開始の日の前日の属する事業年度

23 第二十項の所得等申告法人の適格合併等の日の属する事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（以下この項において「所得等申告法人三年前事業年度開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度」という。）のうち最も古い事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度開始日から当該所得等申告法人三年前事業年度開始日（当該適格合併等が当該所得等申告法人を設立するものである場合にあつては、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度開始の日から当該所得等申告法人三年前事業年度開始日の前日までの期間）は、当該所得等申告法人のそれぞれの事業年度とみなして、前二項の規定を適用する。

24 第二十項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額に当該分割等前三年内事業年度における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

一 当該分割法人等の内国法人の調整国外所得金額又は外国法人の調整国外所得金額

二 前号に掲げる金額のうち当該分割法人等から移転を受ける事業に係る部分の金額

25 第二十項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該所得等申告法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度の控除未済外国法人税等

3 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

(法第五十三條第五十五項の仮装経理法人税割額の充当)

第九條の八の三 法第五十三條第五十五項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

(法第五十三條第五十五項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九條の八の四 道府県知事は、法第五十三條第五十五項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合に、法人の道府県民税の確定申告書の同項に規定する提出期限(当該提出期限後に法人の道府県民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の規定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第五十三條の四第二項(第一号を除く。)の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について、それぞれ準用する。この場合において、法第十七條の四第二項(第一号を除く。)中「過誤納金」とあり、及び法第二十條の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

(法第五十三條第五十六項第三号の政令で定める事実)

第九條の八の五 法第五十三條第五十六項第三号に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

- 一 特別清算開始の決定があつたこと。
- 二 法人税法施行令第二十四條の二第一項に規定する事実
- 三 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして総務省令で定めるものがあつたこと(前号に掲げるものを除く。)

(法第五十三條第五十八項の仮装経理法人税割額の充当)

第九條の八の六 法第五十三條第五十八項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

(法第五十三條第五十八項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九條の九 道府県知事は、法第五十三條第五十八項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合に、同条第五十六項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第五十三條の四第二項(第一号を除く。)の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について、それぞれ準用する。この場合において、法第十七條の四第二項(第一号を除く。)中「過誤納金」とあり、及び法第二十條の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

(租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

第九條の九の二 法第五十三條第五十九項の規定により控除することができなかつた金額(次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。)がある場合において、未納に係る地方団

体の徴収金があるときは、当該控除不足額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

3 第九條の四第一項、第九條の八の二第二項、第九條の八の三第一項及び第九條の八の六第一項並びに第一項の規定による充当については、まず第九條の四第一項の規定による充当をし、次に第九條の八の二第二項の規定による充当、第九條の八の三第一項の規定による充当、第九條の八の六第一項の規定による充当及び第一項の規定による充当の順序に充当するものとする。

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九條の九の三 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合に、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第五十三條第五十項(同条第五十一項(同条第五十二項において準用する場合を含む。))の規定によりみなして適用する場合及び同条第五十二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する当該更正の日の属する事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度の同条第一項の申告書(法人税法第七十四條第一項又は第百四十四條の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。以下この号において同じ。)が提出された日(当該法第五十三條第一項の申告書がその提出期限前に提出された場合には当該同項の申告書の提出期限、法第五十五條第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日)の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第五十三條第五十項に規定する更正の請求があつた日(更正の請求がない場合には、同項に規定する更正があつた日)の翌日から起算して一年を経過する日

2 法第五十三條の四第二項(第一号を除く。)の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による租税条約の実施に係る控除不足額に加算すべき金額について、それぞれ準用する。この場合において、法第十七條の四第二項(第一号を除く。)中「過誤納金」とあり、及び法第二十條の四の二第二項中「税額」とあるのは、「租税条約の実施に係る控除不足額」と読み替えるものとする。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請手続等)

第九條の九の四 法第五十五條の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

- 一 相互協議(法第五十五條の二第二項に規定する相互協議をいう。以下この号及び次号において同じ。)を継続した場合であつても法第五十五條の二第一項に規定する合意(次号及び第三号において「合意」という。)に至らないと国税庁長官が認める場合(同条第四項各号に掲げる場合を除く。)
- 二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申し入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。
- 三 租税特別措置法第六十六條の四の二第一項に規定する法人税の額及び地方法人税の額に關し国税庁長官と条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき。

2 法第五十五條の二第二項の規定により担保を徴する場合に、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六條の十並びに第六條の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第五十五条の二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限

三 前号の法人税割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

（法第五十六条第四項の納付すべき税額を増加させる更正等）

第九條の九の五 法第五十六条第四項に規定する納付すべき税額を増加させる更正に類するものとして政令で定める更正は、還付金の額を減少させる更正又は納付すべき税額があるものとする更正とする。

2 法第五十六条第四項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書（以下この項及び次項において「当初申告書」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

3 法第五十六条第四項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第五十六条第四項に規定する増額更正（以下この条において「増額更正」という。）により納付すべき税額

ロ 当初申告書の提出により納付すべき税額から増額更正前の税額を控除した税額（当該増額更正前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 増額更正により納付すべき税額

ロ 増額更正前の還付金の額に相当する税額

三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 増額更正により納付すべき税額

ロ 増額更正前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

4 法第五十六条第四項に規定する政令で定める道府県民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに増額更正の通知（当該増額更正が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによるものである場合には、当該法人税に係る修正申告書の提出又は更正若しくは決定の通知）をしたときの当該増額更正により納付すべき税額に相当する道府県民税とする。

（法第五十七条第三号の事務所又は事業所）

第九條の九の六 法第五十七条第三号に規定する政令で定める事務所又は事業所は、法人の法第五十三条第一項に規定する法人税額の課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における

従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に二を乗じて得た数値を超える事務所又は事業所とする。

（法第六十四条第三項の納付すべき税額を減少させる更正等）

第九條の十 法第六十四条第三項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書（以下この項及び次項において「当初申告書」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

2 法第六十四条第三項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第六十四条第三項に規定する修正申告書（以下この項及び次項において「修正申告書」という。）の提出により納付すべき税額

ロ 当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

3 法第六十四条第三項に規定する政令で定める道府県民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書の提出があったとき（法第五十三条第三十五項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出され、同日以後に当該修正申告書の提出期限が到来したときを除く。）の法第六十四条第三項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する道府県民税とする。

（法人の道府県民税に係る納期限の延長の場合における延滞金の計算）

第九條の十の二 第九條の九の五第一項から第三項までの規定は、法第六十五条第二項において準用する法第五十六条第四項の規定による延滞金の計算について準用する。

2 前条第一項及び第二項の規定は、法第六十五条第三項において準用する法第六十四条第三項の規定による延滞金の計算について準用する。

（外国税額控除の対象となる外国所得税）

第九條の十一 法第七十一条の八に規定する政令で定める外国所得税は、同条に規定する国外一般公社債等の利子等については租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二条の二第三項に規定するものとし、法第七十一条の八に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等については同令第四条第二項に規定するものとする。

（法第七十一条の十四第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第九條の十一の二 法第七十一条の十四第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する納入申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。

(法第七十一条の十四第八項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第九条の十二 法第七十一条の十四第八項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七十一条の十四第八項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、利子割について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第八項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納入すべき税額に係る法第七十一条の十第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)

ロ 道府県知事が当該納入申告書に係る納入について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該納入申告書の提出があつた日

(利子割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第九条の十三 法第七十一条の十五第一項又は第三項(同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合においては、法第七十一条の十五第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第七十一条の十四第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

(法第七十一条の二十六第一項の率)

第九条の十四 法第七十一条の二十六第一項の政令で定める率は、百分の九十九とする。

(利子割の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第九条の十五 道府県は、毎年度、法第七十一条の二十六第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額に、当該市町村に係る個人の道府県民税の額(当該額のうちに、賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割その他の総務省令で定める所得割の額(以下この項において「指定都市に係る道府県民税所得割の額」という。)がある場合には、次に掲げる額の合計額。以下この項において「基準道府県民税額」という。)を当該道府県内の各市町村に係る基準道府県民税額の合計額で除して得た数値で当該年度前三年度内(交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内)の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額を交付する。

一 個人の道府県民税の額から指定都市に係る道府県民税所得割の額を控除した額

二 指定都市に係る道府県民税所得割の額に、指定都市以外の道府県民税所得割の税率(賦課期日現在において当該道府県内の指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した道府県民税の所得割の税率をいう。以下この号において同じ。)を当該指定都市以外道府県民税所得割の税率から百分の二を控除した率で除して得た数値を乗じて得た額

交付時 交付時期ごとに交付すべき額

期	交付時
八月	前年度三月から七月までの間に収入した利子割の収入額(当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。)の百分の五十九・四に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した利子割の収入額の百分の五十九・四に相当する額

三月 十二月から二月までの間に収入した利子割の収入額の百分の五十九・四に相当する額

2 前項に規定する各交付時期に交付することができなかった金額があるとき、又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

3 第一項の規定により市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 第一項に規定する各交付時期に各市町村に対し交付すべき額として同項の規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期に交付すべき額とする。

5 前各項に定めるもののほか、利子割の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(法第七十一条の二十九の外国所得税)

第九条の十六 法第七十一条の二十九に規定する政令で定める外国所得税は、特定配当等のうち租税特別措置法第三条の三第四項第二号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等に係るものについては租税特別措置法施行令第二条の二第三項に規定するものとし、特定配当等のうち同法第八条の三第四項第二号に規定する国外投資信託等の配当等に係るものについては同令第四条第二項に規定するものとし、特定配当等のうち同法第九条の二第二項に規定するものとし、特定配当等のうち同法第四十一条の十二の二第二項に規定する国外割引債の償還金に係る差益金額に係るものについては同令第二十六条の十七第四項に規定するものとする。

(法第七十一条の三十五第五項の政令で定めるところにより計算した金額)

第九条の十六の二 法第七十一条の三十五第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第三項各号に規定する納入申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。

(法第七十一条の三十五第九項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第九条の十七 法第七十一条の三十五第九項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七十一条の三十五第九項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、配当割について、同条第三項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第九項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納入すべき税額に係る法第七十一条の三十一第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)

ロ 道府県知事が当該納入申告書に係る納入について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該納入申告書の提出があつた日

(配当割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第九条の十七の二 法第七十一条の三十六第一項又は第三項(同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七十一条の三十六第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第七十一条の三十五

第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

（法第七十一条の四十七第一項の率）

第九条の十八 法第七十一条の四十七第一項の政令で定める率は、百分の九十九とする。

（配当割の交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第九条の十九 道府県は、毎年度、法第七十一条の四十七第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に對し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額に、当該市町村に係る個人の道府県民税の額（当該額のうちに、賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割その他の総務省令で定める所得割の額（以下この項において「指定都市に係る道府県民税所得割の額」という。）がある場合には、次に掲げる額の合計額。以下この項において「基準道府県民税額」という。）を当該道府県内の各市町村に係る基準道府県民税額の合計額で除して得た数値で当該年度前三年度内（交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内）の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額を交付する。

一 個人の道府県民税の額から指定都市に係る道府県民税所得割の額を控除した額

二 指定都市に係る道府県民税所得割の額に、指定都市以外の道府県民税所得割の税率（賦課期日現在において当該道府県内の指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した道府県民税の所得割の税率をいう。以下この号において同じ。）を当該指定都市以外の道府県民税所得割の税率から百分の二を控除した率で除して得た数値を乗じて得た額

交付時 交付時期ごとに交付すべき額

期	交付時期
八月	前年度三月から七月までの間に収入した配当割の収入額（当該期間内に過誤納に係る配当割の還付金を歳出予算から支出した場合）は、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）の百分の五十九・四に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した配当割の収入額の百分の五十九・四に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した配当割の収入額の百分の五十九・四に相当する額

2 前項に規定する各交付時期に交付することができなかつた金額があるときは、又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

3 第一項の規定により市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要があるが生じた場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 第一項に規定する各交付時期に各市町村に対し交付すべき額として同項の規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期に交付すべき額とする。

5 前各項に定めるもののほか、配当割の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（株式等譲渡所得割の特別徴収の手続等）

第九条の二十 法第七十一条の五十一第二項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 その選択口座（法第二十三条第一項第十六号に規定する選択口座をいう。以下この条において同じ。）が開設されている金融商品取引業者等（法第七十一条の五十一第一項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この条において同じ。）の営業の譲渡により当該選択口座に関する事務がその譲渡を受けた金融商品取引業者等の営業所に移管された場合 当該譲渡の日の属する月の翌月十日

二 その選択口座が開設されている金融商品取引業者等の分割により当該選択口座に関する事務がその分割による資産及び負債の移転を受けた金融商品取引業者等の営業所に移管された場合 当該分割の日の属する月の翌月十日

三 その選択口座が開設されている金融商品取引業者等が解散又は事業の廃止をした場合 当該解散又は廃止の日の属する月の翌月十日

四 その選択口座につき租税特別措置法施行令第二十五条の十の七第一項に規定する特定口座廃止届出書の提出があつた場合 当該提出があつた日の属する月の翌月十日

五 その選択口座につき租税特別措置法施行令第二十五条の十の八に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があつた場合 当該提出があつた日の属する月の翌月十日

2 法第七十一条の五十一第一項の特別徴収義務者が同条第三項の規定による株式等譲渡所得割の還付をする場合には、その還付すべき金額に相当する金額は、次に掲げる金額から控除するものとする。

一 当該特別徴収義務者が法第七十一条の五十一第二項の規定によりその年において特定株式等譲渡対価等（法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡対価等をいう。）から徴収し、法第七十一条の五十一第二項に規定するその徴収の日の属する年の翌年の一月十日までに納入すべき金額

二 当該特別徴収義務者が法第七十一条の三十一第二項の規定によりその年において法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等から徴収し、同項の規定により読み替えて適用される法第七十一条の三十一第二項に規定する徴収の日の属する年の翌年の一月十日までに納入すべき金額

3 前項の規定を適用する場合において、第一項の金融商品取引業者等が前項の規定により控除することができない金額があるときは、同項の特定株式等譲渡対価等に係る株式等譲渡所得割又は同項の源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割が納入された道府県の知事は、当該控除することができない金額に相当する金額を当該金融商品取引業者等に還付する。

4 前項の規定の適用を受けようとする金融商品取引業者等は、同項の規定に該当することとなつた旨を記載した書面に、当該金融商品取引業者等に開設されている選択口座ごとの第二項の規定により控除すべき金額及び当該金額の合計額のうち控除することができない部分の金額その他必要な事項を記載した明細書を添付して、これを前項の道府県の知事に提出しなければならない。

（法第七十一条の五十五第五項の政令で定めるところにより計算した金額）

第九条の二十の二 法第七十一条の五十五第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第三項各号に規定する納入申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。

（法第七十一条の五十五第九項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

第九条の二十の三 法第七十一条の五十五第九項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七十一条の五十五第九項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、株式等譲渡所得割について、同条第三項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第九項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納入すべき税額に係る法第七十一条の五十一第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）

口 道府県知事が当該納入申告書に係る納入について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該納入申告書の提出があった日

(株式等譲渡所得割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第九条の二十一 法第七十一条の五十六第一項又は第三項(同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合に、法第七十一条の五十六第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第七十一条の五十五第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

(法第七十一条の六十七第一項の率)

第九条の二十二 法第七十一条の六十七第一項の政令で定める率は、百分の九十九とする。

(株式等譲渡所得割の交付時期及び交付額)

第九条の二十三 法第七十一条の六十七第一項の規定により市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金については、道府県は、毎年度三月に、各市町村に対し、前年度三月から当該年度二月までの間に収入した株式等譲渡所得割の収入額(当該期間内に過誤納に係る株式等譲渡所得割の還付金を歳出予算から支出した場合)には、その支出した額を控除した額)の百分の五十九・四に相当する額に、当該市町村に係る個人の道府県民税の額(当該額のうち、賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割その他の総務省令で定める所得割の額(以下この項において「指定都市に係る道府県民税所得割の額」という。)がある場合には、次に掲げる額の合計額。以下この項において「基準道府県民税額」という。)を当該道府県内の各市町村に係る基準道府県民税額の合計額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額を交付するものとする。

一 個人の道府県民税の額から指定都市に係る道府県民税所得割の額を控除した額

二 指定都市に係る道府県民税所得割の額に、指定都市以外の道府県民税所得割の税率(賦課期日現在において当該道府県内の指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した道府県民税の所得割の税率をいう。以下この号において同じ。)を当該指定都市以外の道府県民税所得割の税率から百分の二を控除した率で除して得た数値を乗じて得た額

2 前項に規定する株式等譲渡所得割に係る交付金について、各年度に交付することができなかった金額があるとき、又は当該年度において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その翌年度に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

3 第一項の規定により市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度において交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 第一項の規定を適用して各市町村に対し交付すべき額を計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、各市町村に対し交付すべき額とする。

5 前各項に定めるもののほか、株式等譲渡所得割の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第二節 事業税

(恒久的施設の範囲)

第十条 法第七十二条第五号イに規定する政令で定める場所は、国内(同号ただし書に規定する国内をいう。以下この条において同じ。)にある次に掲げる場所とする。

- 一 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場
- 二 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所

三 その他事業を行う一定の場所

2 法第七十二条第五号ロに規定する政令で定めるものは、外国法人等(外国法人(同号ただし書に規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。))又は国内に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人をいう。以下この条において同じ。)の国内にある長期建設工事現場等(外国法人等が国内において長期建設工事等(建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。以下この項及び第六項において同じ。))を行う場所をいい、外国法人等の国内における長期建設工事等を含む。同項において同じ。)とする。

3 前項の場合において、二以上に分割をして建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供(以下この項及び第五項において「建設工事等」という。)に係る契約が締結されたことにより前項の外国法人等の国内における当該分割後の契約に係る建設工事等(以下この項において「契約分割後建設工事等」という。)が一年を超えて行われないこととなつたとき(当該契約分割後建設工事等を行う場所(当該契約分割後建設工事等を含む。)を前項に規定する長期建設工事現場等に該当しないこととする)が当該分割の主たる目的の一つであつたと認められるときに限る。)における当該契約分割後建設工事等が一年を超えて行われるものであるかどうかの判定は、当該契約分割後建設工事等の期間に国内における当該分割後の他の契約に係る建設工事等の期間(当該契約分割後建設工事等の期間と重複する期間を除く。)を加算した期間により行うものとする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

4 外国法人等の国内における次の各号に掲げる活動の区分に応じ当該各号に定める場所(当該各号に掲げる活動を含む。)は、第一項に規定する政令で定める場所及び第二項に規定する政令で定めるものに含まれないものとする。ただし、当該各号に掲げる活動(第六号に掲げる活動にあつては、同号の場所における活動の全体)が、当該外国法人等の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものである場合に限るものとする。

一 当該外国法人等に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること 当該施設

二 当該外国法人等に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること 当該外国法人等に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること

三 当該外国法人等に属する物品又は商品の在庫を事業を行う他の者による加工のためにのみ保有すること 当該保有することのみを行う場所

四 その事業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所

五 その事業のために前各号に掲げる活動以外の活動を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所

六 第一号から第四号までに掲げる活動及び当該活動以外の活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所

5 第一項各号に掲げる場所(国内にあるものに限る。以下この項において「事業を行う一定の場所」という。)を使用し、又は保有する前項の外国法人等が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき(当該外国法人等が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動及び当該外国法人等(国内において当該外国法人等に代わつて活動をする場合における当該活動をする者を含む。))が当該事業を行う一定の場所以外の場所(国内にあるものに限る。イ及び第三号において「他の場所」という。)において行う事業上の活動(ロにおいて「細分化活動」という。)が一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。)における当該事業を行う一定の場所

イ 当該他の場所(当該他の場所において当該外国法人等が行う建設工事等及び当該活動をする者を含む。)が当該外国法人等の恒久的施設に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体がその事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものでないこと。

（人格のない社団等に対する本節の規定の適用）

第十条の六 人格のない社団等（法第七十二条の二第四項に規定する人格のない社団等をいう。）は、法人とみなして、本節中法人に関する規定をこれに適用する。

（法第七十二条の二第八項第三十一号の事業）

第十条の七 法第七十二条の二第八項第三十一号に規定する事業で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 商品取引業
- 二 不動産売買業
- 三 広告業
- 四 興信所業
- 五 案内業
- 六 冠婚葬祭業

（法第七十二条の二第九項の主として自家労力を用いて行う事業の範囲）

第十一条 法第七十二条の二第九項に規定する政令で定める主として自家労力を用いて行う事業は、事業を行う者又はその同居の親族の労力によつて当該事業を行った日数の合計が当該事業の当該年における延労働日数の二分の一を超えるものとする。

（法第七十二条の二第九項第二号の小規模な水産動植物の採捕の事業）

第十二条の二 法第七十二条の二第九項第二号に規定する小規模な水産動植物の採捕の事業として政令で定めるものは、次に掲げる事業（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第三項に規定する定置漁業を除く。）とする。

- 一 無動力漁船若しくは総トン数十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
- 二 漁具を定置して行う水産動植物の採捕の事業（前号に該当するものを除く。）

（法第七十二条の二第九項第三号の事業）

第十二条 法第七十二条の二第九項第三号に規定する事業で政令で定めるものは、薪炭製造業とする。

（法第七十二条の二第十項第五号の視力障害者）

第十三条 法第七十二条の二第十項第五号に規定する政令で定める視力障害のある者は、万国式視力表により測定した両眼の視力（屈折異常のある者については、矯正視力についてその測定をしたものをいう。）が〇・〇六以下である者とする。

（法第七十二条の二第十項第二十号の政令で定める公衆浴場業）

第十三条の二 法第七十二条の二第十項第二十号に規定する政令で定める公衆浴場業は、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第四条の規定に基づき道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場以外の公衆浴場を営営する事業とする。

（法第七十二条の二第十項第二十一号の事業）

第十四条 法第七十二条の二第十項第二十一号に規定する事業で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 歯科衛生士業
- 二 歯科技工士業
- 三 測量士業
- 四 土地家屋調査士業
- 五 海事代理士業
- 六 印刷製版業

（収益事業の範囲）

第十五条 法第七十二条の二第四項、第七十二条の五第一項及び第二項、第七十二条の十三第五項第三号及び第四号並びに第七十二条の二十六第一項の収益事業は、法人税法施行令第五条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものとする。

（法第七十二条の二第十項第十五号の三に掲げる事業及び同項第十六号の三に掲げる事業の範囲）

第十五条の二 法第七十二条の二第十項第十五号の三に掲げる事業は、継続して、他人の依頼に応じ、対価の取得を目的として、企業経営、科学技術その他専門的な知識又は能力を必要とする事項につき、調査又は研究を行い、これらの調査又は研究に基づく診断又は指導を行う事業とする。

2 法第七十二条の二第十項第十六号の三に掲げる事業は、継続して、対価の取得を目的として、デザイン（物品のデザイン、装飾に係るデザイン又は庭園若しくはこれに類するものに係るデザインをいう。）の考案及び図上における設計又は表現を行う事業とする。

（法人課税信託等の併合又は分割等）

第十五条の三 信託の併合に係る従前の信託又は信託の分割に係る分割信託（信託の分割によりその信託財産の一部を他の信託又は新たな信託に移転する信託をいう。次項において同じ。）が法人課税信託（法第七十二条の二第四項に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。）のうち法人税法第二十九条の二イ又はハに掲げる信託（以下この項において「特定法人課税信託」という。）である場合には、当該信託の併合に係る新たな信託又は当該信託の分割に係る他の信託若しくは新たな信託（特定法人課税信託を除く。）は、特定法人課税信託とみなして、法第二章第二節の規定を適用する。

2 信託の併合又は信託の分割（一の信託が新たな信託に信託財産の一部を移転するものに限る。以下この項及び次項において「単独新規信託分割」という。）が行われた場合において、当該信託の併合が法人課税信託を新たな信託とするものであるときに於ける当該信託の併合に係る従前の信託（法人課税信託を除く。）は当該信託の併合の直前に法人課税信託に該当することとなつたものとみなし、当該単独新規信託分割が集団投資信託（法第七十二条の三第一項に規定する集団投資信託をいう。以下この項において同じ。）又は受益者等課税信託（同条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下この項において同じ。）を分割信託とし、法人課税信託を承継信託（信託の分割により分割信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいう。以下この項及び次項において同じ。）とするものであるときに於ける当該承継信託は当該単独新規信託分割の直後に集団投資信託又は受益者等課税信託から法人課税信託に該当することとなつたものとみなして、法第二章第二節の規定を適用する。

3 他の信託に信託財産の一部を移転する信託の分割（以下この項において「吸収信託分割」という。）又は二以上の信託が新たな信託に信託財産の一部を移転する信託の分割（以下この項において「複数新規信託分割」という。）が行われた場合には、当該吸収信託分割又は複数新規信託分割により移転する信託財産をその信託財産とする信託（以下この項において「吸収分割中信託」という。）を承継信託とする単独新規信託分割が行われ、直ちに当該吸収分割中信託及び承継信託（複数新規信託分割にあつては、他の吸収分割中信託）を従前の信託とする信託の併合が行われたものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 法人課税信託のうち法人税法第二十九条の二イ又はホに掲げる信託（以下この項から第六項までにおいて「法人課税特定信託」という。）に係る受託法人（法第七十二条の二第三項に規定する受託法人をいう。以下この条において同じ。）の法第七十二条の十三第一項に規定する事業年度（以下この条において「事業年度」という。）について、その法人課税特定信託の契約又は当該契約に係る約款に定める事業年度の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日又は土曜日であるときはその翌営業日を事業年度の末日とする旨の定めがあることにより当該事業年度が一年を超えることとなる場合には、当該事業年度に係る法第七十二条の十三第四項の規定は、適用しない。

5 前項に規定する場合に該当する法人課税特定信託に係る受託法人の事業年度の月数に関する法及びこの政令の規定の適用については、当該事業年度の月数は、十二月とする。

6 法人課税特定信託に係る受託法人の事業年度のうち最初の事業年度のみが一年を超え、かつ、二年に満たない場合には、法第七十二条の十三第四項の規定にかかわらず、その最初の事業年度

開始の日から当該事業年度の末日の一年前の日までの期間及び同日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ当該受託法人の事業年度とみなす。

7 法人課税信託のうち法人課税信託に該当しないこととなつた場合には、法第七十二条の十三第一項の規定にかかわらず、その事業年度開始の日からその該当しないこととなつた日までの期間をその法人課税投資信託に係る受託法人の事業年度とみなす。

8 前各項に定めるもののほか、受託法人又は法人課税信託の受益者についての法第二章第二節又はこの節の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(事業税と信託財産)

第十五条の四 法第七十二条の第三第二項に規定する政令で定める権限は、信託の目的に反しないことが明らかである場合に限り信託の変更をすることができる権限とする。

2 法第七十二条の第三第二項に規定する信託の変更をする権限には、他の者との合意により信託の変更をすることができる権限を含むものとする。

3 停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者は、法第七十二条の第三第二項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するものとする。

4 法第七十二条の第三第一項に規定する受益者(同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。)が二以上ある場合における同条第一項の規定の適用については、同項の信託の信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとする。

(法第七十二条の四第一項第一号の公共団体)

第十六条 法第七十二条の四第一項第一号に規定する政令で定める公共団体は、次に掲げるものとする。

- 一 財産区及び港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定による港務局
- 二 土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合並びに土地区画整理組合

(法第七十二条の四第三項の農事組合法人)

第十七条 法第七十二条の四第三項に規定する農事組合法人で政令で定めるものは、次に掲げる者の出資口数の合計が出資口数の総数の二分の一以下であり、かつ、第二号から第四号までに掲げる者の出資口数の合計が出資口数の総数の四分の一以下のものとする。

- 一 農業協同組合法第七十二条の十三第一項第二号に該当する組合員
- 二 農業協同組合法第七十二条の十三第一項第四号に該当する組合員
- 三 前号に掲げる者(法人である者に限る。)の代表者又は同号に掲げる者の代理人、使用人その他の従業者である組合員
- 四 前号に掲げる者以外の者で第二号に掲げる者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持している組合員

第十八条 削除

(法第七十二条の五第一項第五号の農業協同組合連合会)

第十九条 法第七十二条の五第一項第五号に規定する農業協同組合連合会で政令で定めるものは、法人税法別表第二に規定する農業協同組合連合会に該当する農業協同組合連合会とする。

(徴税吏員の事業税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第二十条 道府県の徴税吏員は、法第七十二条の七第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならぬ。

2 道府県の徴税吏員は、法第七十二条の七第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならぬ。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならぬ。

(法第七十二条の十五第一項の政令で定める金額)

第二十条の二 法第七十二条の十五第一項に規定する政令で定める当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入される金額は、当該事業年度以前の事業年度において支出された金額で、法人税法第二十条第二十号に規定する棚卸資産、同条第二十一号に規定する有価証券、同条第二十二号に規定する固定資産又は同条第二十四号に規定する繰延資産(次項において「棚卸資産等」という。)に係るものとする。

2 法第七十二条の十五第一項に規定する当該事業年度において支出される金額で政令で定めるものは、当該事業年度において支出される金額で棚卸資産等に係るもの(当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるべきものに限る。)とする。

(法第七十二条の十五第一項の報酬給与額の計算)

第二十条の二 法人が各事業年度において支出する次に掲げる金額は、法第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額に含まれないものとする。

- 一 給与所得(所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得をいう。)を有する者で通勤するもの(以下本号において「通勤者」という。)がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して支出する通勤手当(これに類するものを含む。)のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として所得税法施行令第二十条の二に規定するものに相当する金額
- 二 国外で勤務する居住者(所得税法第二十一条第三号に規定する居住者をいう。)の受ける給与のうち、その勤務により国内で勤務した場合に受けるべき通常の給与に加算して支出する在勤手当(これに類する特別の手当を含む。)で所得税法施行令第二十一条に規定する金額

(法第七十二条の十五第一項第二号の政令で定める掛金等)

第二十条の三 法第七十二条の十五第一項第二号に規定する掛金で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法人が各事業年度において独立行政法人勤労者退職金共済機構又は所得税法施行令第七十四条第五項に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいてその被共済者(事業主が退職金共済事業を行う団体に掛金を納付し、当該団体が当該事業主の雇用する使用者の退職について退職給付金を支給することを約する退職金共済契約に基づき、当該退職給付金の支給を受けるべき者をいう。)のために支出する掛金(同令第七十六条第一項第二号からへまでに掲げる掛金を除くもの)とし、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第五十三条の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構に納付する金額を含む。)
- 二 法人が各事業年度において確定給付企業年金法第三十一条に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて同法第二条第四項に規定する加入者のために支出する同法第五十五条第一項の掛金(同条第二項の規定により同項に規定する加入者が負担する掛金を除くもの)とし、同法第六十三条、第七十八条第三項、第七十八条の二第三号及び第八十七条の掛金を含む。)
- 三 法人が各事業年度において確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第四条第三項に規定する企業型年金規約に基づいて同法第二条第八項に規定する企業型年金加入者のために支出する同法第三条第三項第七号に規定する事業主掛金(同法第五十四条第一項の規定により移換する確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)第二十二条第一項第五号に掲げる資産を含む。)

四 法人が各事業年度において確定拠出年金法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約に基づいて同法第六十八条の二第一項に規定する個人型年金加入者のために支出する同項の掛金

五 法人が各事業年度において勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第六条の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づいて同項第二号に規定する信託の受益者

等（次号において「信託の受益者等」という。）のために支出する同項第一号に規定する信託金等（次号において「信託金等」という。）

六 法人が各事業年度において勤労者財産形成促進法第六条の第三第二項に規定する第一種勤労者財産形成基金契約に基づいて信託の受益者等のために支出する信託金等及び同条第三項に規定する第二種勤労者財産形成基金契約に基づいて同項第二号に規定する勤労者について支出する同項第一号に規定する預入金等の払込みに充てるために同法第七条の二十第一項の規定により支出する金銭

七 法人が各事業年度において法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約に基づいて受益者等（法人税法施行令附則第十六条第一項第二号に規定する受益者等をいう。以下この号において同じ。）のために支出する掛金及び保険料（受益者等が負担した掛金及び保険料並びに同令附則第十六条第一項第三号に規定する要件に反してその役員について支出した掛金及び保険料を除く。）

2 法第七十二条の十五第一項第二号の掛金のうちに法人税法施行令附則第十六条第一項第九号イからトまでに掲げる金額がある場合には、当該金額は、当該法人の各事業年度の報酬給与額に含まれないものとする。

（法第七十二条の十五第二項第一号の政令で定める金額）

第二十條の二の四 第二十條の二第二項の規定は、法第七十二条の十五第二項第一号に規定する政令で定める当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入される金額について準用する。

2 第二十條の二第二項の規定は、法第七十二条の十五第二項第一号に規定する当該事業年度に支払われる金額で政令で定めるものについて準用する。

（法第七十二条の十六第一項の政令で定める支払利子の額）

第二十條の二の五 第二十條の二第二項の規定は、法第七十二条の十六第一項に規定する政令で定める当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入される支払利子の額について準用する。

2 第二十條の二第二項の規定は、法第七十二条の十六第一項に規定する当該事業年度に支払われる支払利子の額で政令で定めるものについて準用する。

（法第七十二条の十六第二項の支払う負債の利子に準ずるもの）

第二十條の二の六 法第七十二条の十六第二項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 当該事業年度において支払う手形の割引料、法人税法施行令第三百三十六條の二第一項に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるもので当該事業年度に係るもの

二 法人税法第六十九條第四項第一号に規定する内部取引において法第七十二条の十九に規定する内国法人（以下この節において「内国法人」という。）の同号に規定する本店等から当該内国法人の同号に規定する国外事業所等に対して当該事業年度において支払う利子（手形の割引料、法人税法施行令第三百三十六條の二第一項に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるものを含む。以下この号及び次条第二号において同じ。）に該当することとなるもので当該事業年度に係るもの又は法人税法第三百三十八條第一項第一号に規定する内部取引において外国法人の恒久的施設から当該外国法人の同号に規定する本店等に対して当該事業年度において支払う利子に該当することとなるもので当該事業年度に係るもの

（法第七十二条の十六第三項の支払を受ける利子に準ずるもの）

第二十條の二の七 法第七十二条の十六第三項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 当該事業年度において支払を受ける手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるもので当該事業年度に係るもの

二 法人税法第六十九條第四項第一号に規定する内部取引において内国法人の同号に規定する国外事業所等から当該内国法人の同号に規定する本店等が当該事業年度において支払を受ける利子に該当することとなるもので当該事業年度に係るもの又は同法第三百三十八條第一項第一号に

規定する内部取引において外国法人の同号に規定する本店等から当該外国法人の恒久的施設が当該事業年度において支払を受ける利子に該当することとなるもので当該事業年度に係るもの

（法第七十二条の十七第一項の政令で定める支払賃借料）

第二十條の二の八 第二十條の二第二項の規定は、法第七十二条の十七第一項に規定する政令で定める当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入される支払賃借料について準用する。

2 第二十條の二第二項の規定は、法第七十二条の十七第一項に規定する当該事業年度に支払われる支払賃借料で政令で定めるものについて準用する。

（法第七十二条の十七第二項の役務の提供の対価）

第二十條の二の九 法第七十二条の十七第二項に規定する役務の提供の対価として政令で定めるものは、賃借権等（同項に規定する賃借権等をいう。次条及び第二十條の二の十一において同じ。）に係る役務の提供であつてその対価の額が当該賃借権等の対価の額と区分して定められていないものの対価とする。

（法第七十二条の十七第三項の賃借権等の対価として支払う金額に準ずるもの）

第二十條の二の十 法第七十二条の十七第二項に規定する賃借権等の対価として支払う金額に準ずるものとして政令で定めるものは、法人税法第六十九條第四項第一号に規定する内部取引において内国法人の同号に規定する本店等から当該内国法人の同号に規定する国外事業所等に対して賃借権等の対価として当該事業年度において支払う金額に該当することとなる金額で当該事業年度に係るもの又は同法第三百三十八條第一項第一号に規定する内部取引において外国法人の恒久的施設から当該外国法人の同号に規定する本店等に対して賃借権等の対価として当該事業年度において支払う金額に該当することとなる金額で当該事業年度に係るものとする。

（法第七十二条の十七第三項の賃借権等の対価として支払う金額に準ずるもの）

第二十條の二の十一 法第七十二条の十七第三項に規定する賃借権等の対価として支払う金額に準ずるものとして政令で定めるものは、法人税法第六十九條第四項第一号に規定する内部取引において内国法人の同号に規定する国外事業所等から当該内国法人の同号に規定する本店等が賃借権等の対価として当該事業年度において支払う金額に該当することとなる金額で当該事業年度に係るもの又は同法第三百三十八條第一項第一号に規定する内部取引において外国法人の同号に規定する本店等から当該外国法人の恒久的施設が賃借権等の対価として当該事業年度において支払う金額に該当することとなる金額で当該事業年度に係るものとする。

（評価損益の計上のない民事再生等の場合の欠損金額の範囲の特例等）

第二十條の二の十二 法第七十二条の十八第一項の規定により法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合には、法人税法施行令第一百七條の四及び第一百七條の五中「金額から第二号（同項に規定する適用年度（以下この条において「適用年度」という。）が法第六十四條の七第一項第一号から第三号まで（欠損金の通算）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第三号）に掲げる金額を控除した金額」とあるのは、「金額」として、これらの規定の例によるものとする。

（損金の額に算入した所得税額がある法人の単年度損益の算定の特例）

第二十條の二の十三 法第七十二条の十八第一項の規定により内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第六十八條第一項（租税特別措置法第三條の三第五項、第六條第三項、第八條の三第五項、第九條の二第四項、第九條の三の二第七項（同法第六十六條の七第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十一條の九第四項、第四十一條の十二第四項及び第四十一條の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

（法第七十二条の十八第一項第二号の規定により外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及

が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第百四十四条（租税特別措置法第九条の三の二第七項（同法第六十六条の七第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十一条の二十二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条第一項（租税特別措置法第九条の三の二第七項（同法第六十六条の七第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二の二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。）

（損金の額に算入した分配時調整外国税相当額がある法人の単年度損益の算定の特例）
第二十条の二十四 法第七十二条の十八第一項第一号の規定により内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項（これらの規定を同法第六十六条の七第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

2 法第七十二条の十八第一項第二号の規定により外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において法人税法第百四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項（これらの規定を同法第六十六条の七第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

（単年度損益に係る寄附金の損金算入限度額）

第二十条の二十五 法第七十二条の十八第一項第一号の規定により内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

2 法第七十二条の十八第一項第二号の規定により外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第百四十二条第二項の規定により準ずることとされる同法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

（特許権等の譲渡等による単年度損益の算定の特例）

第二十条の二十六 法第七十二条の十八第一項の規定により法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同項各号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第五十九条の三第一項第二号に規定する所得の金額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上同号に規定する所得の金額とされた額とする。

（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の単年度損益の算定の特例）
第二十条の二十七 法第七十二条の十八第一項第一号の規定により内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第六十六条の十三第一項に規定する所得基準額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上同項に規定する所得基準額とされた額とする。

（単年度損益に係る法人の外国税額の損金の額算入）
第二十条の二十八 各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された内国法人に係る各事業年度の単年度損益の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額（法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（同条第二十五項後段、第二十六項後段、第二十七項後段及び第三十一項後段の規定によりその限度とされる金額並びに同条第二十八項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。）に限る。第二十一条の六第一項において同じ。）のうち、当該内国法人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、損金の額に算入する。

2 各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された外国法人に係る各事業年度の単年度損益の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額（法人税法第百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額（同条第十項において準用する同法第六十九条第二十五項後段及び第二十六項後段の規定によりその限度とされる金額並びに同法第百四十四条の二第十項において準用する同法第六十九条第二十八項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。）に限る。第二十一条の六第二項において同じ。）のうち、当該外国法人の同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課されたものは、損金の額に算入する。

（法第七十二条の十八第二項の特定株式等）

第二十条の二十九 法第七十二条の十八第二項に規定する租税特別措置法第五十五条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものは、同条第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下この条において「特定株式等」という。）のうち法の施行地において行う資源開発事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相当する価額の特定株式等とする。

（内国法人の法の施行地外に有する事業が行われる場所）

第二十条の三十 法第七十二条の十九に規定する内国法人の事業が行われる場所で政令で定めるものは、内国法人が法の施行地外に有する恒久的施設に相当するものとする。

（特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方法）

第二十条の三十一 法第七十二条の十九後段に規定する同条に規定する特定内国法人（以下この節において「特定内国法人」という。）の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす金額は、当該特定内国法人の付加価値額の総額（第二十条の二の十八第一項の規定を適用しないで計算した金額とする。）に当該特定内国法人の法の施行地外に有する前条の場所（以下この項及び第三項、次条第一項、第二十条の二の二十五第二項、第二十一条の十第一項並びに第二十三条第一項において「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この条、次条第一項、第二十条の二の二十五第二項、第二十条の二の二十七、第二十一条の十、第二十三条第一項及び第三十五条の三の十一において同じ。）の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2 前項の特定内国法人が法人税法第六十九条の規定の適用を受けない場合における同項の付加価値額の総額は、当該特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得に対して外国において課された法人税に相当する税を当該事業年度の単年度損益の計算上損金の額に算入しないものとして計算する。

3 第一項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数は、当該特定内国法人の当該事業年度終了の日現在における事務所又は事業所の従業者の数（外国の事務所又は事業所を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなつた場合又は特定内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなつた場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。））によるものとする。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 法第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により申告納付をする特定内国法人に係る事務所又は事業所の従業者の数について第三項の規定を適用する場合には、当該特定内国法人の法第七十二条の二十六第一項に規定する中間期間（第二十条の二十三第一号において「中間期間」という。）を一事業年度とみなす。

（法第七十二条の二十第三項の政令で定める金額）

第二十條の二十二 法第七十二条の二十第三項後段に規定する特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する収益配分額又は報酬給与額とみなす金額は、当該特定内国法人の収益配分額（法第七十二条の十四に規定する収益配分額をいう。）又は報酬給与額の総額に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2 前条第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

（法第七十二条の二十一第六項第一号の総資産の帳簿価額）

第二十條の二十三 法第七十二条の二十一第六項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から次に掲げる金額の合計額を控除して得た金額とする。

一 法人税法第二十二号に規定する固定資産の帳簿価額を損金経理（同条第二十五号に規定する損金経理をいう。法第七十二条の二十六第一項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、中間期間に係る決算において費用又は損失として経理することという。）により減額することによって代えて積立金として積み立てている金額

二 租税特別措置法第五十二条の三の規定により特別償却準備金として積み立てている金額

三 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第三条第一項の規定により同項に規定する再評価が行われた土地に係る同法第七条第二項に規定する再評価差額金が当該貸借対照表に計上されている場合の当該土地に係る同条第二項に規定する再評価差額（以下この号において「再評価差額」という。）に相当する金額（当該事業年度終了の時又は当該事業年度の前事業年度終了の時に有する当該土地に係るものに限るものとし、当該土地についてその帳簿価額に記載された金額の減額をした場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額とする。）

イ 土地の再評価に関する法律第八条第二項第一号に掲げる場合 当該土地の再評価差額のうちその減額した金額に相当する金額

ロ 土地の再評価に関する法律第八条第二項第二号に掲げる場合 当該土地の再評価差額に相当する金額

ハ 土地の再評価に関する法律第八条第三号に掲げる場合 当該土地の再評価差額に相当する金額

四 法第七十二条の二十一第六項第二号に規定する特定子会社（以下この号において「特定子会社」という。）に対する貸付金及び特定子会社の発行する社債の金額

（法第七十二条の二十一第六項第二号の政令で定める株式又は出資）

第二十條の二十四 法第七十二条の二十一第六項第二号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する他の法人が有する自己の株式又は出資とする。

（法第七十二条の二十一第一項の政令で定める金額）

第二十條の二十五 法第七十二条の二十一第一項の規定により特定内国法人の資本金等の額から控除する金額は、当該特定内国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定により算定した金額をいう。以下この節において同じ。）（法第七十二条の二十一第六項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とする。）に当該特定内国法人の当該事業年度の付加価値額の総額（法第七十二条の二十の規定を適用しないで計算した金額とする。次項において同じ。）のうちに当該特定内国法人の当該事業年度の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の占める割合を乗じて計算する。

2 前項の特定内国法人（法第七十二条の十九後段の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額がない場合、当該特定内国法人の付加価値額の総額から法の施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額がない場合又は当該特定内国法人の付加価値額の総額のうち付加価値額の総額から法の施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額の占める割合が百分の五十未満である場合には、法第七十二条の二十二第一項の規定により特定内国法人の資本金等の額から控除する金額は、前項の規定にかかわらず、当該特定内国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十一第六項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とする。）に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

3 第二十條の二十一第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

（法第七十二条の二十一第二項の政令で定める金額）

第二十條の二十六 法第七十二条の二十二第二項に規定する外国法人の資本金等の額から控除する金額は、当該外国法人の資本金等の額に当該外国法人の法の施行地外に有する事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該外国法人の恒久的施設及び法の施行地外に有する事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2 第二十條の二十一第三項の規定は、前項の事務所又は事業所及び恒久的施設の従業者の数について準用する。

（非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定）

第二十條の二十七 法第七十二条の二十一第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事業と同項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係る法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「減算した金額」とあるのは「減算した金額との合計額に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び法の施行地外に有する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十條の二十に規定する場所（以下この項及び次項において「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払うものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち第七十二条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額」と、同条第二項中「とする」とあるのは「に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者のうち第七十二条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額とする」とする。

2 第二十條の二十一第三項から第五項までの規定は、前項の規定により読み替えられた法第七十二条の二十一第一項又は第二項の規定の適用がある場合における同条第一項又は第二項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

3 事業税を課せられない事業とその他の事業（法第七十二条の二第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事業に限る。以下この項において同じ。）とを併せて行う内国法人の資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第一項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とする。）に当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した金額とする。

4 事業税を課せられない事業又は法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業とこれらの事業以外の事業（同項第一号、第三号及び第四号に掲げる事業に限る。以下この項において「その他の事業」という。）とを併せて行う外国法人の資本割の課税標準は、当該外国法人の資本金等の額（法

第七十二条の二十二第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とする。）に当該外国法人の恒久的施設の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該外国法人の恒久的施設の従業者の数で除して計算した金額とする。

5 第三項の内国法人又は前項の外国法人に係る法第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「金額とする」とあるのは、「金額とし、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十條の二の二十七第三項又は第四項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする」とする。

6 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。次項において同じ。）、同条第一項第三号に掲げる事業及び同項第四号に掲げる事業のうち二以上の事業を併せて行う内国法人のそれぞれの事業に係る資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第一項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とし、法第七十二条の二十一第七項の規定又は第三項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする。）を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうちそれぞれの事業に係る者の数で按分して計算した金額とする。

7 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業、同項第三号に掲げる事業及び同項第四号に掲げる事業のうち二以上の事業を併せて行う外国法人のそれぞれの事業に係る資本割の課税標準は、当該外国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十二第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とし、法第七十二条の二十一第七項の規定又は第四項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする。）を当該外国法人の恒久的施設の従業者のうちそれぞれの事業に係る者の数で按分して計算した金額とする。

8 第二十條の二の二十一第三項から第五項までの規定は、第三項、第四項又は前二項の規定の適用がある場合における第三項及び第六項の事務所又は事業所並びに第四項及び前項の恒久的施設の従業者の数について準用する。

（繰越欠損金の損金算入の特例等）

第二十條の三 法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法施行令第二百十二條の二第六項から第八項までの規定の例によらないものとし、次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人 税法 第五十七條第 十一項第一号	もの及び同条第六項に規定する大通算法人	ものを除く	ものを除く
法人 税法 第五十七條第 十一項第三号	及び当該内国法人が通算法人である場合において他の通算法人のいずれかの当該各事業年度終了の日の属する事業年度が当該他の通算法人の設立の日として政令で定める日から同日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度でないときにおける当該内国法人並びに（当該内国法人が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。）に係る	及び	及び
法人 税法 第二百十三條の 二第七項			に係る

第二百十三條の
第三第六項

並びに当該法人が通算法人である場合における他の通算法人（第二十四條の三（資産の評価益の計上ができない株式の発行人等から除外される通算法人）に規定する初年度離脱通算子法人及び通算親法人を除く。）の株式又は出資を除く

第二十一條 法人の行う事業に対する事業税の課税標準である各事業年度の所得を法七十二條の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する場合において、当該法人が当該各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度又は中間期間（法人税法第八十條第五項又は第四百四十四條の十三第三十一項に規定する中間期間をいう。）において生じた欠損金額（法人税法第二十九條に規定する欠損金額をいう。以下この項において同じ。）につき法人税法第八十條又は第四百四十四條の十三の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該法人の当該各事業年度の所得の計算上損金の額に算入すべき金額は、同法第五十七條第一項本文（同法第四百四十二條第二項の規定により同法第五十七條第一項本文の規定に準じて計算する場合を含む。）の規定にかかわらず、その欠損金額の生じた事業年度以後の事業年度の所得の計算上損金の額に算入されなかつた欠損金額に相当する金額とする。

2 法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人 税法 第五十七條第 二項、第 三項第一号 及び第四項 第一号	もの及び第八十條の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの	もの及び第八十條の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの	もの
法人 税法 第五十二條第 五項第二号	法第八十條の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの（同条第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）並びに法	もの及び法第八十條の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの（同条第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）	もの
法人 税法 第五十三條第 一第一号	及び法第八十條（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの（同条第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）並びに	及び	及び
法人 税法 第五十三條第 五項第二号	、法第五十八條		及び

税に相当する税の額のうち、当該外国法人の法人税法第四百十一条一号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課されたものは、損金の額に算入する。

(法第七十二条の二十三第三項の特定株式等)

第二十一条の七 法第七十二条の二十三第三項に規定する租税特別措置法第五十五条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものは、同条第一項及び第八項に規定する特定株式等(以下この条において「特定株式等」という。)のうち法の施行地において行う資源開発事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相当する価額の特定株式等とする。

(法第七十二条の二十三第一項の規定を適用しない医療施設)

第二十一条の八 法第七十二条の二十三第二項に規定する政令で定めるものは、農業協同組合連合会が設置した医療施設のうち、その支払を受ける同項に規定する金額の当該医療施設に係る医療に関する収入金額中に占める割合がおおむね常時十分の三以下であるものとして道府県知事が認めた医療施設その他総務省令で定める医療施設とする。

(法第七十二条の二十三第三項第二号の政令で定める給付等)

第二十一条の九 法第七十二条の二十三第三項第二号に規定する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百七十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付又は医療、介護、助産若しくはサービスは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下この項において「支援法」という。)の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百七十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)に基づく医療支援給付のための医療、介護支援給付のための介護(支援法第十四条第四項の規定に基づく介護扶助のための介護(法第七十二条の二十三第三項第二号に規定する生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護をいう。次項において同じ。)に係るものに限る。)又は出産支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)第二十条に規定する出産支援給付をいう。)のための助産とする。

2 法第七十二条の二十三第三項第二号に規定する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十六号)附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付又は医療、介護、助産若しくはサービスは、同条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十六号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下この項において「旧支援法」という。)の規定に基づく医療支援給付のための医療、介護支援給付のための介護(旧支援法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護に係るものに限る。)又は出産支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年政令第二百八十九号)第一条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十条に規定する出産支援給付をいう。)のための助産とする。

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

第二十一条の十 法第七十二条の二十四後段に規定する特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額は、当該特定内国法人の所得の総額(第二十一条の六第一項の規定を適用

しないで計算した金額とする。)に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業員の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業員の合計数で除して計算する。

2 前項の特定内国法人が法人税法第六十九条の規定の適用を受けない場合における同項の所得の総額は、当該特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得に対して外国において課された法人税に相当する税を損金の額に算入しないものとして計算する。

3 第二十条の二の二十一第三項から第五項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業員の数について準用する。

(法第七十二条の二十四の二第二項の収入金額の範囲)

第二十二條 法第七十二条の二十四の二第二項に規定する政令で定める収入金額は、次に掲げるものとする。

- 一 保険金
- 二 有価証券の売却による収入金額
- 三 不用品の売却による収入金額
- 四 受取利息及び受取配当金
- 五 電気供給業又はガス供給業(法第七十二条の二第二項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業をいう。以下この条において同じ。)を行う法人がその事業に必要な施設を設けるため、電気又はガスの需要者その他その施設により便益を受ける者から収納する金額
- 六 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二十八条の四十第二項第一号の交付金
- 七 電気供給業又はガス供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業又はガス供給業を行う法人から電気又はガスの供給を受けて供給を行う場合における当該供給を受けた電気又はガスに係る収入金額のうち当該他の法人から供給を受けた電気又はガスの料金として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額
- 八 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から非化石電源(エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第二条第四項に規定するエネルギー源の環境適合利用を行う電源をいう。以下この号において同じ。)としての価値を有することを証するものとして総務省令で定めるものを購入した場合(電気事業法第九十七条第一項に規定する卸電力取引所を介して自らが販売を行ったものを購入した場合を含む。)であつて、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う場合(総務省令で定める場合に限る。)における当該購入の対価として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額
- 九 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八十八号)第三十六条の賦課金
- 十 ガス供給業を行う法人が可燃性天然ガスの掘採事業を行う法人から可燃性天然ガスを購入して供給を行う場合(第七号に該当する場合を除く。)における当該購入した可燃性天然ガスに係る収入金額のうち当該可燃性天然ガスに係る鉱産税の課税標準額に相当する金額
- 十一 ガス供給業と可燃性天然ガスの掘採事業とを併せて行う法人が掘採した可燃性天然ガスに係る収入金額のうち当該可燃性天然ガスに係る鉱産税の課税標準額に相当する金額
- 十二 前各号に掲げる収入金額に類するものとして総務大臣が指定したもの

(貯蓄保険の範囲)

第二十二條の二 法第七十二条の二十四の二第二項第二号に規定する貯蓄を主目的とする保険で政令で定めるものは、生命保険のうち、当該生命保険に係る生命保険契約の保険期間が十年以下であり、かつ、当該生命保険契約に係る普通保険約款において、被保険者が保険期間満了の日に生存している場合又は被保険者が保険期間満了の日に生存しているか若しくは当該期間中に災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項若しくは第三項に規定する一類感染症若しくは二類感染症その他これらに類する特別の理由により死亡した場合に限り保

除金を支払う定めのあるものその他これらに類するものとして総務省令で定める生命保険とする。

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する収入金額の算定の方法)

第二十三条 法第七十二条の二十四の三後段に規定する特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する収入金額とみなす金額は、当該特定内国法人の収入金額の総額に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の合計数で除して計算する。

2 第二十条の二の二十一第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う法人が他の者から鉱物を買入れた場合における付加価値額等の算定)

第二十四条 法第七十二条の二十四の五第一項に規定する鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う法人が他の者から買入れた鉱物を精錬している場合においては、当該法人が納付すべき事業税の課税標準とすべき付加価値額及び所得は、これらの事業を通じて算定した付加価値額及び所得に、課税標準の算定期間中におけるこれらの事業の生産品について収入すべき金額から課税標準の算定期間中において掘採した鉱物について法人が納付すべき鉱産税の課税標準である鉱物の価格と当該買入れに係る鉱物の価格との合計額を控除した金額を当該生産品について収入すべき金額から当該買入れに係る鉱物の価格を控除した金額で除して得た数値を、それぞれ乗じて得た額とする。

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴い控除又は還付される納付事業税額の範囲)

第二十四条の二 法第七十二条の二十四の十第二項に規定する政令で定める金額は、当該事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割の額のうち法人が法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定によつて提出した申告書に記載された事業税額として納付されたものとする。

(仮装経理事業税額に係る中間納付額に係る延滞金の還付)

第二十四条の二の二 道府県知事は、法第七十二条の二十四の十第二項に規定する更正に係る事業税額(以下この項において「更正後事業税額」という。)が当該法人の当該更正後事業税額に係る法第七十二条の二十八第四項に規定する中間納付額(以下この節において「中間納付額」という。)に満たない場合において、法第七十二条の二十四の十第二項の規定により当該更正後事業税額に係る同項に規定する仮装経理事業税額を還付しないとき、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該中間納付額について納付された法第七十二条の四十四又は第七十二条の四十五の規定による延滞金があるときは、当該延滞金のうち当該仮装経理事業税額に係る中間納付額に対応するものとして、当該中間納付額について納付された延滞金に当該中間納付額のうち当該仮装経理事業税額の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該中間納付額について納付された延滞金額

二 当該中間納付額のうち納付の順序に従い当該更正後事業税額に達するまで順次求めた各中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額

2 前項の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

3 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

(法第七十二条の二十四の十第三項に規定する仮装経理事業税額の充当)

第二十四条の二の三 法第七十二条の二十四の十第三項に規定する仮装経理事業税額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理事業税額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

(法第七十二条の二十四の十第三項に規定する仮装経理事業税額を還付する場合の還付加算金の計算)

第二十四条の二の四 道府県知事は、法第七十二条の二十四の十第三項に規定する仮装経理事業税額を還付する場合においては、法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書の法第七十二条の二十四の十第三項に規定する提出期限(当該提出期限後に当該申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の規定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第七十二条の四第二項(第一号を除く。)の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理事業税額に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項(第一号を除く。)中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理事業税額」と読み替えるものとする。

(法第七十二条の二十四の十第四項第三号に規定する政令で定める事実)

第二十四条の二の五 法第七十二条の二十四の十第四項第三号に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 特別清算開始の決定があつたこと。

二 法人税法施行令第二十四条の二第一項に規定する事実

三 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして総務省令で定めるものがあつたこと(前号に掲げるものを除く。)

(法第七十二条の二十四の十第七項に規定する仮装経理事業税額の充当)

第二十四条の二の六 法第七十二条の二十四の十第七項に規定する仮装経理事業税額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理事業税額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

(法第七十二条の二十四の十第七項に規定する仮装経理事業税額を還付する場合の還付加算金の計算)

第二十四条の二の七 道府県知事は、法第七十二条の二十四の十第七項に規定する仮装経理事業税額を還付する場合においては、同条第四項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第十七条の四第二項(第一号を除く。)の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理事業税額に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項(第一号を除く。)中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理事業税額」と読み替えるものとする。

(租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

第二十四条の二の八 法第七十二条の二十四の十一第四項の規定により控除しきれなかつた金額(次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。)がある場合において、未納に係る

地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算）

第二十四条の二の九 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合においては、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第七十二条の二十四の十一第一項（同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度の法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書が提出された日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合にあつては当該申告書の提出期限、法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第七十二条の二十四の十一第一項に規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合にあつては、同項に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による租税条約の実施に係る控除不足額に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「租税条約の実施に係る控除不足額」と読み替えるものとする。

（法第七十二条の二十五第二項の規定による道府県知事に対する承認申請の手続等）

第二十四条の三 法第七十二条の二十五第二項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による承認を受けようとする法人は、法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項の規定による申告書に係る事業年度終了の日から四十五日以内に、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出期限までに決算が確定しない理由、その指定を受けようとする日その他必要な事項を記載した申請書を事務所又は事業所所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事。第六項を除き、以下この条及び次条において同じ。）に提出しなければならない。

2 道府県知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る理由が相当でない」と認めるときは、その申請を却下することができる。

3 道府県知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、法第七十二条の二十五第二項の提出期限の延長又は前項の却下の処分をするときは、その申請をした法人に対し、書面によりその旨を通知する。

4 第一項の申請書の提出があつた場合において、法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項の規定による申告書に係る事業年度終了の日から二月以内に法第七十二条の二十五第二項の提出期限の延長又は第二項の却下の処分がなかつたときは、その申請に係る指定を受けようとする日を同条第二項の日として当該提出期限の延長がされたものとみなす。

5 法第七十二条の二十五第二項の規定の適用を受ける法人が同項の規定による申告書を同項の規定により指定された日前に道府県知事に提出した場合には、その提出があつた日をもつて同項の日とされたものとみなす。

6 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、法第七十二条の二十五第二項の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（第四項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）には、その旨を関係道府県知事に通知しなければならない。

（法第七十二条の二十五第三項の規定による道府県知事に対する承認申請の手続等）

第二十四条の四 法第七十二条の二十五第三項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けている法人が、法第七十二条の二十五第三項各号に掲げる場合に該当することとなつたと認められる場合、同項各号に掲げる場合に該当しないこととなつたと認められる場合又は同項に規定する定款等（次項から第四項までにおいて「定款等」という。）の定め若しくは同条第三項の特別の事情若しくは同項第二号のやむを得ない事情に変更が生じたと認められる場合には、当該法人は、当該事業年度以後の各事業年度に係る同項の規定による申告書の提出期限について、事務所又は事業所所在地の道府県知事による同項各号の指定、これらの指定の取消し又はこれらの指定に係る月数の変更（以下この条及び第二十四条の四の三において「指定等」という。）を受けることができる。

2 法第七十二条の二十五第三項の規定による承認又は前項の規定による指定等を受けようとする法人は、同条第一項又は法第七十二条の二十八第一項若しくは第七十二条の二十九第一項の規定による申告書に係る事業年度終了の日までに、総務省令で定めるところにより、定款等の定め又は法第七十二条の二十五第三項の特別の事情の内容、同項各号の指定を受けようとする場合にはその指定を受けようとする月数（同項第二号のやむを得ない事情があることにより同号の指定を受けようとする場合には、当該事情の内容を含む）、同項各号の指定に係る月数の変更をしようとする場合にはその変更後の月数その他必要な事項を記載した申請書を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、同項の法人が定款等の定めにより各事業年度終了の日から二月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることをその申請の理由とする場合には、当該定款等の写しを添付しなければならない。

4 道府県知事は、法第七十二条の二十五第三項の規定の適用を受けている法人につき、定款等の定めに変更が生じ、若しくは同項の特別の事情がないこととなつたと認める場合、同項各号に掲げる場合に該当しないこととなつたと認める場合又は同項の特別の事情若しくは同項第二号のやむを得ない事情に変更が生じたと認める場合には、同項の規定による提出期限の延長の処分を取り消し、同項各号の指定を取り消し、又はこれらの指定に係る月数を変更することができる。この場合において、これらの取消し又は変更の処分があつたときは、その処分のあつた日の属する事業年度以後の各事業年度につき、その処分の効果が生ずるものとする。

5 道府県知事は、前項の処分をするときは、その処分に係る法人に対し、書面によりその旨を通知する。

6 法第七十二条の二十五第三項の規定の適用を受けている法人は、当該事業年度以後の各事業年度に係る同項の規定による申告書の提出期限について同項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、当該事業年度終了の日までに、総務省令で定めるところにより、当該事業年度開始の日その他必要な事項を記載した届出書を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、当該事業年度以後の各事業年度については、当該提出期限の延長の処分は、その効力を失うものとする。

7 前条第二項から第四項までの規定は、第二項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

準用する。この場合において、第二十四条の三第一項中「に係る事業年度終了の日から四十五日以内」とあるのは「の提出期限の到来する日の十五日前まで」と、同条第四項中「に係る事業年度終了の日から二月以内」とあるのは「の提出期限まで」と読み替えるものとする。

2 第二十四条の三の規定は、法第七十二条の二十五第七項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合について準用する。この場合において、第二十四条の三第一項中「に係る事業年度終了の日から四十五日以内」とあるのは「の提出期限の到来する日の十五日前まで」と、「理由」とあるのは「理由又は法人税法第二編第一章第十一節第一款第一目の規定その他通算法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。）に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」と、同条第四項中「に係る事業年度終了の日から二月以内」とあるのは「の提出期限まで」と読み替えるものとする。

（中間納付額の還付の手続）

第二十五条 法第七十二条の二十八第四項の規定により中間納付額の還付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

- 一 請求をする法人の名称、当該道府県内の主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号
- 二 請求をする法人の代表者（法の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者）の氏名及び住所又は居所
- 三 還付を受けようとする金額
- 四 銀行又は郵便局（簡易郵便局法第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。）において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地

2 前項の規定による請求書の提出があつた場合には、法第七十二条の二十八第二項の規定による申告書（法第七十二条の三十一第一項の規定により提出する申告書を含む。）に記載された事業税額が過少であると認められる事由があるときを除くほか、道府県知事は、遅滞なく、法第七十二条の二十八第四項の規定による還付又は充当の手續をしなければならない。

（中間納付額に係る延滞金の還付）

第二十六条 道府県知事は、前条の規定によつて中間納付額を還付する場合において、当該中間納付額について納付された法第七十二条の四十四又は第七十二条の四十五の規定による延滞金があるときは、当該延滞金のうち還付すべき中間納付額に対応するものとして、当該中間納付額について納付された延滞金額に当該中間納付額のうち前条第一項の規定により還付すべき金額（次条第一項第一号又は第二号の規定により充当される金額があるときは、これを控除した金額）の占める割合を乗じて得た金額を併せて還付する。ただし、中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該中間納付額について納付された延滞金額

二 当該中間納付額のうち納付の順序に従い当該中間納付額に係る事業年度の法第七十二条の二十八第二項の申告書に記載された事業税額（次条第一項第一号の規定により充当される金額があるときは、これを加算した金額）に達するまで順次求めた各中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額

（還付すべき中間納付額の充当）

第二十七条 前二条の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、次の各号の順序により、その還付すべき金額（次条の規定により加算すべき金額を含む。）をこれに充当するものとする。

- 一 還付すべき中間納付額に係る事業年度分の事業税額で法第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定により納付すべきもの又は法第七十二条の四十四の規定により徴収すべきものがあるときは、当該事業税額に充当する。

二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額がある場合において、当該事業年度分の中間納付額で未納のものがあるときは、当該未納の中間納付額に充当する。

三 前二号の充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納に係る地方団体の徴収金に充当する。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

3 第二十四条の二の第二項、第二十四条の二の三第一項、第二十四条の二の六第一項、第二十四条の二の八第一項及び第二項の規定による充当については、まず同項の規定による充当をし、次に第二十四条の二の二第二項の規定による充当、第二十四条の二の三第一項の規定による充当、第二十四条の二の六第一項の規定による充当及び第二十四条の二の八第一項の規定による充当の順序に充当するものとする。

（中間納付額を還付する場合の還付加算金の計算）

第二十八条 道府県知事は、第二十五条の規定により中間納付額の還付をする場合においては、当該中間納付額（中間納付額の全部又は一部について未納の金額がある場合においては、当該未納の金額に相当する金額を控除した金額とし、中間納付額が分割して納付されている場合には、最後の納付に係る中間納付額から、当該還付すべき中間納付額のうち当該未納の金額に相当する金額を控除した後の中間納付額の金額に達するまで順次遡つて求めた中間納付額の金額とする。）に、当該中間納付額の納付の日（当該中間納付額が法第七十二条の二十六第一項の規定による申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限）の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日。次条第五項第二号において「充当日」という。）までの期間（第二十五条第一項の規定による請求書の提出が当該中間納付額に係る事業年度分の事業税の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限後にあつた場合においては、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日までの期間を除く。）の日数に應じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。ただし、前条の規定により当該中間納付額に係る事業年度分の事業税に充当する場合には、この限りでない。

2 法第七十二条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による中間納付額に係る還付金に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、又は法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「中間納付額に係る還付金」と読み替えるものとする。

（更正又は決定の場合の中間納付額の還付）

第二十九条 法第七十二条の二十六第一項の規定に該当する法人が法第七十二条の二十八の規定による申告書を提出しなかつた場合において、法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定により決定した事業税額が当該事業税額に係る中間納付額に満たないときは、道府県知事は、その満たない金額に相当する中間納付額を還付する。

2 道府県知事は、前項に規定する法人が法第七十二条の二十八第一項の規定によつて提出した申告書に記載した事業税額又は当該法人が当該申告書を提出しなかつたため決定を受けた事業税額を減額する更正（当該事業税額についての処分等（更正の請求（法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をいう。第五項第二号イにおいて同じ。）に対する処分又は法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定をいう。）に係る審査請求又は訴えについての裁決又は判決を含む。以下この項及び第五項第二号イにおいて「更正等」という。）をした場合において、その更正等後の事業税額が当該事業税額に係る中間納付額に満たないときはその満たない金額に相当する中間納付額を、その更正等後の事業税額がないときは当該事業税額に係る中間納付額を還付する。

3 前項の規定により還付をする場合において、当該中間納付額のうちすでに第二十五条から前条まで又は前項の規定により還付されることが確定したものとみなして同項の規定を適用する。

4 第二十六条から前条までの規定は、第一項又は第二項の規定により中間納付額の還付をする場合について準用する。この場合において、第二十六条第二号中「当該中間納付額に係る事業年度の法第七十二条の二十八第二項の申告書」とあるのは、「当該還付の基因となつた更正又は決定に係る通知書」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する前条第一項の場合において、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、同項の期間に算入しない。

一 第一項の規定による還付金 同項に規定する中間納付額に係る事業年度の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から同項の規定の日までの日数

二 第二項の規定による還付金 同項に規定する中間納付額に係る事業年度の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(1) 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る審査請求又は訴えについての裁決又は判決を含む。（一）において同じ。） 当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2) 法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定に係る更正（当該決定に係る審査請求又は訴えについての裁決又は判決を含む、更正の請求に基づく更正及び中間納付額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに起因して失われたこと若しくは当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたこと又は第六条の十五第二項各号に掲げる理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

ロ その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

（中間納付額に係る延滞金の免除）

第三十条 第二十五条又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定により中間納付額の還付をする場合において、当該中間納付額を当該中間納付額に係る事業年度分の未納の事業税額に充当するときは、道府県知事は、当該充当に係る未納の事業税額についての延滞金を免除する。

（法第七十二条の二十八の二第一項及び第六項の政令で定める法人）

第三十一条 法第七十二条の三十八の二第二項第一号及び第六項第一号に規定する法人で政令で定めるものは、経営の状況が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあると認められ、かつ、これによつてその地域における雇用の状況その他地域経済に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる法人とする。

2 法第七十二条の三十八の二第二項第二号及び第六項第二号に規定する法人で政令で定めるものは、著しい新規性を有する技術又は高度な技術を利用した事業活動を行っている法人であつて、当該事業活動が地域経済の発展に寄与すると認められるものとする。

（法第七十二条の二十八の二第二項の担保の提供手続）

第三十二条 法第七十二条の三十八の二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請手続等）

第三十二条の二 法第七十二条の三十九の二第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第七十二条の三十九の二第二項に規定する申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の三十九の二第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九の二第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第二項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。）から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の二第二項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。）を控除した金額

二 申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額から、猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額を控除した金額

2 法第七十二条の三十九の二第二項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第七十二条の三十九の二第二項に規定する相互協議をいう。以下この号及び次号において同じ。）を継続した場合であつても法第七十二条の三十九の二第二項に規定する合意（次号及び第三号において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等（同条第一項に規定する条約相手国等をいう。次号及び第三号において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第二項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

3 法第七十二条の三十九の二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

4 法第七十二条の三十九の二第二項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 法第七十二条の三十九の二第二項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びにそれらの事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びにそれらの事業年度及び納期限

三 前号の所得割額又は付加価値割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

(法第七十二条の四十三第二項の特殊の関係のある個人)

第三十三条 法第七十二条の四十三第二項に規定する主宰者と政令で定める特殊の関係のある個人は、同項に規定する親族の外、左の各号に掲げる者とする。

- 一 主宰者と親族であつた者
- 二 婚姻の届出をしていないが、主宰者と事実上婚姻関係と同様の事情にあり、又はあつた者及びこれらの者と生計を一にするこれらの者の親族であり、又はあつた者
- 三 主宰者の使用人、使用人以外の者で当該主宰者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持するもの若しくは雇主であり、又はこれらであつたもの及びこれらの者と生計を一にするこれらの者の親族であり、又はあつた者

(法第七十二条の四十四第四項の納付すべき税額を増加させる更正等)

第三十三条の二 法第七十二条の四十四第四項に規定する納付すべき税額を増加させる更正に類するものとして政令で定める更正は、還付金を減少させる更正又は納付すべき税額があるものとする更正とする。

2 法第七十二条の四十四第四項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書(以下この条及び第三十三條の四において「当初申告書」という。)に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

3 法第七十二条の四十四第四項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

- 一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第七十二条の四十四第四項に規定する増額更正(以下この条において「増額更正」という。)により納付すべき税額

ロ 当初申告書の提出により納付すべき税額から増額更正前の税額を控除した税額(当該増額更正前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額)

二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合(次号に掲げる場合を除く。) 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 増額更正により納付すべき税額

ロ 増額更正前の還付金の額に相当する税額

三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 増額更正により納付すべき税額

ロ 増額更正前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

4 法第七十二条の四十四第四項に規定する政令で定める事業税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合において、当該増額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに増額更正の通知(当該増額更正が法第七十二条の三十九の規定によるものである場合には、当該増額更正の基準となつた法人税の課税標準である所得に係る法人税の修正申告書の提出又は更正若しくは決定の通知)をしたときの当該増額更正により納付すべき税額に相当する事業税とする。

(法第七十二条の四十五第三項の納付すべき税額を減少させる更正等)

第三十三条の三 法第七十二条の四十五第三項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書(以下この項及び次項において「当初申告書」という。)に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

2 法第七十二条の四十五第三項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

- 一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第七十二条の三十二第一項に規定する修正申告書(以下この条及び第三十三條の四において「修正申告書」という。)の提出により納付すべき税額

ロ 当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額(当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額)

二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合(次号に掲げる場合を除く。) 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

3 法第七十二条の四十五第三項に規定する政令で定める事業税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書の提出があつたとき(修正申告書がその提出期限前に提出され、同日以後に当該修正申告書の提出期限が到来したときを除く。)の同項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する事業税とする。(法人の事業税に係る納期限の延長の場合における延滞金の計算)

第三十三條の三の二 第三十三條の二第一項から第三項までの規定は、法第七十二条の四十五の第二項において準用する法第七十二条の四十四第四項の規定による延滞金の計算について準用する。

2 前条第一項及び第二項の規定は、法第七十二条の四十五の二第三項において準用する法第七十二条の四十五第三項の規定による延滞金の計算について準用する。

(法人の事業税の過少申告加算金又は不申告加算金を課さない部分の金額の計算等)

第三十三條の四 法第七十二条の四十六第一項から第三項までに規定する正当な事由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事実のみに基づいて修正申告書の提出又は法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正があつたものとした場合における当該修正申告書の提出により納付すべき税額又は当該更正に係る法第七十二条の四十四第一項に規定する不足税額に相当する金額とする。

2 法第七十二条の四十六第一項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、当初申告書に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

3 法第七十二条の四十六第一項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。ただし、当該各号に定める税額が第一項に規定する納付すべき税額又は不足税額に該当するときは、当該各号に定める税額から当該納付すべき税額又は不足税額を控除した税額(当該税額が零を下回る場合には、零とする。)に相当する金額とする。

一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第七十二条の四十六第一項に規定する事業税の更正（以下この項において「事業税の更正」という。）又は修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 当初申告書の提出により納付すべき税額から事業税の更正前の税額又は修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該事業税の更正前の還付金の額又は当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。）次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 事業税の更正又は修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 事業税の更正前の還付金の額又は修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 事業税の更正又は修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 事業税の更正前の還付金の額又は修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

4 法第七十二条の四十六第一項に規定する正当な事由があると認められた事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、第一項の規定の例により計算した金額とする。

5 法第七十二条の四十六第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

（法第七十二条の四十六第八項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）
第三十三条の五 法第七十二条の四十六第八項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七十二条の四十六第八項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、法人の行う事業に対する事業税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第八項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納付すべき税額に係る法第七十二条の四十四第二項に規定する法人の行う事業に対する事業税の納期限

ロ 道府県知事が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

（法人の事業税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い等）

第三十四条 法第七十二条の四十七第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合においては、法第七十二条の四十七第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第七十二条の四十六第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

2 法第七十二条の四十七第一項から第四項までに規定する隠蔽され、又は仮装されていない事実に基づく税額は、次に掲げる税額とする。

一 法第七十二条の四十七第一項の場合には、当該隠蔽され、又は仮装されていない事実のみに基づいて法第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出又は法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正若しくは決定があつたとした場合における当該修正申告書の提出により納付すべき税額又は当該更正若しくは決定に係る法第七十二条の四十四第一項に規定する不足税額に相当する税額

二 法第七十二条の四十七第二項の場合には、当該隠蔽され、又は仮装されていない事実のみに基づいて法第七十二条の三十一第一項の規定により提出する申告書若しくは同条第二項若しくは第三項の規定により提出する修正申告書の提出又は法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正若しくは決定があつたものとした場合におけるこれらの申告書若しくは修正申告書の提出により納付すべき税額又は当該更正若しくは決定に係る法第七十二条の四十四第一項に規定する不足税額に相当する税額

三 法第七十二条の四十七第四項の場合には、当該隠蔽され、又は仮装されていない事実のみに基づいて法第七十二条の三十一第一項の規定により提出する申告書又は同条第二項の規定による修正申告書の提出があつたものとした場合における当該法人の納付すべき事業税額に相当する税額

（法第七十二条の四十八第五項第二号の事業所等）

第三十五条 法第七十二条の四十八第五項第三号に規定する政令で定める事業所等は、法人の当該事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に二を乗じて得た数値を超える同条第三項第一号に規定する事業所等とする。

（法第七十二条の四十八第十一項の課税標準額の総額の分割の方法）

第三十五条の二 法第七十二条の四十八第一項に規定する分割法人（以下この項において「分割法人」という。）が鉄道事業又は軌道事業（以下この項において「鉄軌道事業」という。）と鉄軌道事業以外の事業とを併せて行う場合における当該分割法人の事業に係る同条第一項に規定する課税標準額の総額（以下この項において「課税標準額の総額」という。）の分割については、まず、当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額を鉄軌道事業に係る売上金額と鉄軌道事業以外の事業に係る売上金額（百貨店業については、売上総利益金額）に応じて按分するものとし、当該按分した額のうち、鉄軌道事業に係る部分については鉄軌道事業について定められた同条第三項に規定する分割基準（以下この項において「分割基準」という。）により、鉄軌道事業以外の事業に係る部分については鉄軌道事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準により、関係道府県ごとに分割した金額を関係道府県ごとに合計するものとする。

2 前項の売上総利益金額の算定方法は、総務省令で定める。

（総務省の職員の法人の事業税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第三十五条の二の二 法第七十二条の四十九の五第一項に規定する総務省指定職員（以下この条及び次条において「総務省指定職員」という。）は、法第七十二条の四十九の五第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 総務省指定職員は、法第七十二条の四十九の五第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 総務省指定職員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知に係る通知事項）

第三十五条の三 法第七十二条の四十九の六第一項第七号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

一 調査（法第七十二条の四十九の六第一項第一号に規定する調査をいう。以下この条において同じ。）の相手方である同項に規定する納税義務者の氏名及び住所又は居所

二 調査を行う総務省指定職員の氏名（総務省指定職員が複数であるときは、総務省指定職員を代表する者の氏名）

三 法第七十二条の四十九の六第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る事項

四 法第七十二条の四十九の六第三項の規定の趣旨

2 法第七十二条の四十九の六第一項各号に掲げる事項のうち、同項第二号に掲げる事項については調査を開始する日時において同項に規定する質問検査等を行うおとする場所を、同項第三号に

掲げる事項については課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査である旨を、それぞれ通知するものとし、同項第六号に掲げる事項については、同号に掲げる物件が地方税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならないこととされているものである場合にはその旨を併せて通知するものとする。

(個人の外国税額の必要経費算入)

第三十五条の三の二 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する個人で外国の法令により所得税に相当する税を課されたものに係る事業税の課税標準である所得の計算については、当該外国の法令により課された外国の所得税に相当する税の額(所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額(同条第十項後段及び第十一項後段の規定によりその限度とされる金額以外のものを除く。)に限る。)のうち、当該個人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、必要な経費に算入する。

(棚卸資産の範囲)

第三十五条の三の三 法第七十二条の四十九の十二第八項に規定する棚卸をすべきものとして政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

- 一 商品又は製品(副産物及び作業くずを含む。)
- 二 半製品
- 三 仕掛品(半成品を含む。)
- 四 主要原材料
- 五 補助原材料
- 六 消耗品で貯蔵中のもの
- 七 前各号に掲げる資産に準ずるもの

(固定資産に準ずる資産の範囲)

第三十五条の三の四 法第七十二条の四十九の十二第八項に規定する固定資産に準ずる資産で政令で定めるものは、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業に係る所得税法第二条第一項第二十号に規定する繰延資産のうちまだ必要な経費に算入されていない部分とする。

(災害の範囲)

第三十五条の三の五 法第七十二条の四十九の十二第八項に規定する政令で定める災害は、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害並びに飢害、火災類の爆発その他の人為による異常な災害及び害虫、害獣その他の生物による異常な災害とする。

(被災事業用資産の損失に含まれる支出の範囲)

第三十五条の三の六 法第七十二条の四十九の十二第八項に規定する支出で政令で定めるものは、次に掲げる費用の支出とする。

- 一 法第七十二条の四十九の十二第八項に規定する災害(以下本条において「災害」という。)により同項に規定する資産(以下本条において「事業用資産」という。)が滅失し、損壊し、又はその価値が減少したことによる当該事業用資産の取壊し又は除去のための費用その他の付随費用

二 災害により事業用資産が損壊し、又はその価値が減少した場合その他災害により当該事業用

- 資産を業務の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過する日(大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過する日)までに支出する次に掲げる費用その他これらに類する費用
- イ 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用
- ロ 当該事業用資産の現状回復のための修繕費

- ハ 当該事業用資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

三 災害により事業用資産につき現に被害が生じ、又は正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、当該事業用資産に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用

(特定非常災害に係る損失の繰越控除の特例)

第三十五条の三の七 法第七十二条の四十九の十二第十二項第一号に規定する政令で定めるものは、その者のその年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、その年において生じた同号に規定する被災事業用資産特定災害損失合計額に達するまでの金額とする。

2 法第七十二条の四十九の十二第十二項第二号に規定する政令で定めるものは、その者の同条第九項に規定する特定非常災害発生年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定非常災害発生年において生じた同条第七項に規定する被災事業用資産の損失の金額に達するまでの金額とする。

(直接事業の用に供する資産の範囲)

第三十五条の三の八 法第七十二条の四十九の十二第十三項に規定する直接事業の用に供する資産で政令で定めるものは、直接事業の用に供する所得税法施行令第六条第三号から第七号までに掲げる固定資産及び同条第九号に掲げる生物で事業の用に供しなくなった日の翌日から一年を経過した日の前日までに譲渡が行われたものとする。

(事業に専ら従事する親族の範囲)

第三十五条の三の九 第七条の五の規定は、法第七十二条の四十九の十二第二項又は第三項の事業を行う個人と生計を一にする親族で専ら当該個人が行う事業に従事するものの範囲について準用する。

(個人の法の施行地外に有する事業が行われる場所)

第三十五条の三の十 法第七十二条の四十九の十三に規定する個人の事業が行われる場所で政令で定めるものは、同条の個人が法の施行地外に有する恒久的施設に相当するものとする。

(個人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

第三十五条の三の十一 法第七十二条の四十九の十三後段に規定する同条の個人の法の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額は、当該個人の所得の総額(第三十五条の三の二の規定を適用しないで計算した金額とする。)に当該個人の法の施行地外に有する前条の場所(以下この項及び第三項において「外国の事務所又は事業所」という。)の従業者の数を乗じて得た額を当該個人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の合計数で除して計算する。

2 前項の個人が所得税法第九十五条の規定の適用を受けない場合における同項の所得の総額は、当該個人の法の施行地外の事業に帰属する所得に対して外国において課された所得税に相当する税を必要な経費に算入しないものとして計算する。

3 第一項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数は、同項の個人の課税標準の算定期間の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する個人で外国の事務所又は事業所を有しないものが課税標準の算定期間の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は同項の個人が課税標準の算定期間の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、当該算定期間に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)によるものとする。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う個人が他の者から鉱物を買入れた場合における所得の算定)

第三十五条の三の十二 法第七十二条の四十九の十六第一項に規定する鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う個人が他の者から買入れた鉱物を精錬している場合には、当該個人が納付すべき事業税の課税標準とすべき所得は、これらの事業を通じて算定した所得に、課税標準の算定期間中におけるこれらの事業の生産品について収入すべき金額から課税標準の算定期間中において掘採した鉱物について個人が納付すべき鉱物税の課税標準である鉱物の価格と当該買入れに係る鉱物の価格との合計額を控除した金額を当該生産品について収入すべき金額から当該買入れに係る鉱物の価格を控除した金額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

（事業税の申告がされたものとみなさない場合）

第三十五条の四 法第七十二条の五十五の二第二項に規定する政令で定める場合は、年の中途においてその事業を廃止した事業税の納税義務者が同項の確定申告書（死亡により事業を廃止した場合に提出するものを除く。）又は道府県民税の申告書を提出した場合とする。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請手続等）

第三十五条の四の二 法第七十二条の五十七の二第二項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第七十二条の五十七の二第二項に規定する相互協議をいう。以下この項において同じ。）を継続した場合であつても同条第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等（同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に關し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該所得税の額を変更するものでないとき。

2 法第七十二条の五十七の二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第七十二条の五十七の二第二項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする事業税の納税義務者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 法第七十二条の五十七の二第二項に規定する事業税額並びにその年度及び納期限

三 前号の事業税額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に關し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

（総務省の職員の個人の事業税に関する調査の事前通知に係る通知事項）

第三十五条の四の三 法第七十二条の六十三第一項に規定する総務省指定職員（以下この条及び次条において「総務省指定職員」という。）は、法第七十二条の六十三第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに關し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 総務省指定職員は、法第七十二条の六十三第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 総務省指定職員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（総務省の職員の個人の事業税に関する調査の事前通知に係る通知事項）

第三十五条の四の四 法第七十二条の六十三の二第二項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 調査（法第七十二条の六十三の二第二項第一号に規定する調査をいう。以下この条において同じ。）の相手方である同項に規定する納税義務者の氏名及び住所又は居所

二 調査を行う総務省指定職員の氏名（総務省指定職員が複数であるときは、総務省指定職員を代表する者の氏名）

三 法第七十二条の六十三の二第二項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に關する事項

四 法第七十二条の六十三の二第三項の規定の趣旨

2 法第七十二条の六十三の二第二項各号に掲げる事項のうち、同項第二号に掲げる事項については調査を開始する日時において同項に規定する質問検査等を行うとする場所を、同項第三号に掲げる事項については課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査である旨を、それぞれ通知するものとし、同項第六号に掲げる事項については、同号に掲げる物件が地方税に關する法令の規定により備付け又は保存をしなければならないこととされているものである場合にはその旨を併せて通知するものとする。

（法第七十二条の七十六の率）

第三十五条の四の五 法第七十二条の七十六の政令で定める率は、百分の七・七とする。

（法第七十二条の七十六第一号の標準税率を超えて課する部分に相當する額の割合として算定した率）

第三十五条の四の六 法第七十二条の七十六第一号に規定する標準税率を超えて課する部分に相當する額の割合として政令で定めるところにより算定した率は、毎年度、道府県知事が基準事業税額から標準税率相當額を控除した額を当該基準事業税額で除して算定した率（第四項及び次条において「標準税率超過率」という。）とする。

2 前項の基準事業税額とは、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事業税額の合計額から第四号に掲げる事業税額を控除した額をいう。

一 前年度三月から当該年度二月までの間（以下この項において「算定期間」という。）に道府県知事に提出された法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書に記載された事業税額

二 算定期間に道府県知事に提出された法第七十二条の三十一第二項又は第三項の規定による修正申告書に記載された修正により増加した事業税額

三 算定期間に道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、第七十二条の四十一第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第二項若しくは第三項の規定による更正（以下この号及び次号において「更正」という。）をした場合における当該更正により増加した事業税額

四 算定期間に道府県知事が更正をした場合における当該更正により減少した事業税額

五 算定期間に道府県知事が法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定をした場合における当該決定に係る事業税額

3 第一項の標準税率相當額とは、前項各号に掲げる事業税額に係る税率が法第七十二条の七十六第一号に規定する標準税率（次条第一項において「標準税率」という。）であるものとした場合における前項に規定する基準事業税額として算定した額をいう。

4 前各項に定めるもののほか、標準税率超過率の算定に關し必要な事項は、総務省令で定める。

（法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第三十五条の四の七 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定により同条に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同条に規定する各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
------	---------------

八月	前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。）の百分の七・七に相当する額 一 当該道府県が当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合（次号に掲げる場合を除く。）当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額から当該期間内に歳出予算から支出した法人の行う事業に対する事業税の還付金の額（次号及び次項第一号において「還付金支出額」という。）を控除した額 二 当該道府県が超過税率課税道府県（法第七十二条の二十四の七第九項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する道府県をいう。次項において同じ。）である場合当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額）から当該額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額に相当する額を控除した額
十二月	当該年度の八月から十一月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の七・七に相当する額
三月	当該年度の十二月から二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の七・七に相当する額
2	超過税率課税道府県は、毎年度、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の七・七に相当する額を翌年度八月の交付時期に交付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る場合には同号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の七・七に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算するものとする。 一 前年度三月から当該年度二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額。次号において同じ。）に当該年度の標準税率超過率を乗じて得た額 二 前年度三月から当該年度二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額 3 第一項に規定する各交付時期に交付することができなかつた金額があるとき、又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。 4 第一項の規定により市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。 5 第一項に規定する各交付時期に各市町村に対し交付すべき額として同項又は第二項の規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期に交付すべき額とする。 6 前各項に定めるもののほか、法人の行う事業に対する事業税の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。
第三節 地方消費税 （法第七十二条の七十八第二項第四号及び第七号の場所） 第三十五条の五 法第七十二条の七十八第二項第四号に規定する政令で定める場所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。 一 法第七十二条の七十七第一号に規定する個人事業者（以下この条において「個人事業者」という。）が法第七十二条の七十八第二項の譲渡割の課税標準である消費税額の算定に係る課税期間（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第十九条に規定する課税期間をいう。）の開始の日（以下この条において「基準日」という。）前において国内に住所又は居所を有しており、かつ、最後に国内に有していた住所又は居所を有しないこととなつた時に国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有していなかつた場合であつて、その最後に有していた住所又は居所に当該個人事業者の親族その他当該個人事業者の特殊関係者が引き続き、又は当該個人事業者に代わつて当該基準日まで居住しているとき、その最後に有していた住所又は居所地 二 前号に掲げる場合を除き、基準日において所得税法第六十一条第一項第七号に掲げる対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）に係る資産を有している場合、当該対価に係る資産の所在地（二以上の資産を有する場合には、主たる資産の所在地） 三 法第七十二条の七十八第二項第一号から第三号まで及び前二号の規定のいずれにも該当しない場合であつて、個人事業者が基準日において有しているとすれば同項第一号から第三号まで又は前号の規定によつてその所在地が譲渡割を課する道府県となるべき場所（その場所が居所である個人事業者については、その居所が短期間の滞在地であつたものを除く。）を当該基準日前に有していたとき、これらの場所のうち当該個人事業者が有していた最後の場所 四 前三号に掲げる場合以外の場合、消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第四十二條第一項第五号に規定する特殊関係者とは、次に掲げる者及びこれらの者であつた者をいう。 一 個人事業者とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 二 個人事業者の使用人 三 前二号に掲げる者及び個人事業者の親族以外の者で当該個人事業者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの 5 法第七十二条の七十八第二項第七号に規定する政令で定める場所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。 一 外国法人（法第七十二条の七十八第二項第五号に規定する内国法人以外の法人をいう。次号において同じ。）が基準日において法人税法第三百三十八条第一項第五号に掲げる対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）に係る資産を有している場合、当該対価に係る資産の所在地（二以上の資産を有する場合には、主たる資産の所在地） 二 法第七十二条の七十八第二項第六号及び前号の規定のいずれにも該当しない場合であつて、外国法人が基準日において有しているとすれば同項第六号又は前号の規定によつてその所在地が譲渡割を課する道府県となるべき場所を当該基準日前に有していたとき、これらの場所のうち当該外国法人が有していた最後の場所 三 前二号に掲げる場合以外の場合、消費税法施行令第四十三條第四号に規定する場所 （法第七十二条の七十八第六項の消費税に関する法律の規定の範囲） 第三十五条の六 法第七十二条の七十八第六項に規定する消費税に関する法律の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。 一 消費税法第八條第三項本文（租税特別措置法第八十六條の二第三項において準用する場合を含む。）及び第五項本文（消費税法第八條第六項（租税特別措置法第八十六條の二第三項において準用する場合を含む。）及び租税特別措置法第八十六條の二第三項において準用する場合を含む。） 二 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十條第三項（同法第十六條の二第三項において準用する場合を含む。）、第十一條第五項本文及び第十二條第四項本文 三 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第五項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五條第二項本文、第十六條第二項本文及び第十七條第四項並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十五條の三第二項において準用する関税定率法第十八條第三項前段	

かつ、最後に国内に有していた住所又は居所を有しないこととなつた時に国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有していなかつた場合であつて、その最後に有していた住所又は居所に当該個人事業者の親族その他当該個人事業者の特殊関係者が引き続き、又は当該個人事業者に代わつて当該基準日まで居住しているとき、その最後に有していた住所又は居所地

二 前号に掲げる場合を除き、基準日において所得税法第六十一条第一項第七号に掲げる対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）に係る資産を有している場合、当該対価に係る資産の所在地（二以上の資産を有する場合には、主たる資産の所在地）

三 法第七十二条の七十八第二項第一号から第三号まで及び前二号の規定のいずれにも該当しない場合であつて、個人事業者が基準日において有しているとすれば同項第一号から第三号まで又は前号の規定によつてその所在地が譲渡割を課する道府県となるべき場所（その場所が居所である個人事業者については、その居所が短期間の滞在地であつたものを除く。）を当該基準日前に有していたとき、これらの場所のうち当該個人事業者が有していた最後の場所

四 前三号に掲げる場合以外の場合、消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第四十二條第一項第五号に規定する特殊関係者とは、次に掲げる者及びこれらの者であつた者をいう。

一 個人事業者とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 個人事業者の使用人

三 前二号に掲げる者及び個人事業者の親族以外の者で当該個人事業者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

5 法第七十二条の七十八第二項第七号に規定する政令で定める場所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。

一 外国法人（法第七十二条の七十八第二項第五号に規定する内国法人以外の法人をいう。次号において同じ。）が基準日において法人税法第三百三十八条第一項第五号に掲げる対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）に係る資産を有している場合、当該対価に係る資産の所在地（二以上の資産を有する場合には、主たる資産の所在地）

二 法第七十二条の七十八第二項第六号及び前号の規定のいずれにも該当しない場合であつて、外国法人が基準日において有しているとすれば同項第六号又は前号の規定によつてその所在地が譲渡割を課する道府県となるべき場所を当該基準日前に有していたとき、これらの場所のうち当該外国法人が有していた最後の場所

三 前二号に掲げる場合以外の場合、消費税法施行令第四十三條第四号に規定する場所

（法第七十二条の七十八第六項の消費税に関する法律の規定の範囲）

第三十五条の六 法第七十二条の七十八第六項に規定する消費税に関する法律の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 消費税法第八條第三項本文（租税特別措置法第八十六條の二第三項において準用する場合を含む。）及び第五項本文（消費税法第八條第六項（租税特別措置法第八十六條の二第三項において準用する場合を含む。）及び租税特別措置法第八十六條の二第三項において準用する場合を含む。）

二 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十條第三項（同法第十六條の二第三項において準用する場合を含む。）、第十一條第五項本文及び第十二條第四項本文

三 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第五項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五條第二項本文、第十六條第二項本文及び第十七條第四項並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十五條の三第二項において準用する関税定率法第十八條第三項前段

四 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第一号）第四条第一項（同条第二項後段において準用する場合を含む。）及び第三項

五 コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）第五条第一項

六 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十一号）第十一条第二項前段（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九号）第三条第二項において準用する場合を含む。）

七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十二号）第八条本文（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

八 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第十二号）第二条第一項本文及び第五条第二項

（法第七十二条の七十八第七項の消費税に関する法律の規定の範囲）

第三十五条の七 法第七十二条の七十八第七項に規定する消費税に関する法律の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十六条第七項

二 租税特別措置法第八十五条第二項前段

三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第四条第二項

（譲渡割と信託財産）

第三十五条の七の二 法第七十二条の八十第二項に規定する政令で定める権限は、信託の目的に反しないことが明らかである場合に限り信託の変更をすることができる権限とする。

2 法第七十二条の八十第二項に規定する信託の変更をする権限には、他の者との合意により信託の変更をすることができる権限を含むものとする。

3 停止条件が付された信託財産の給付を受ける者は、法第七十二条の八十第二項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するものとする。

4 法第七十二条の八十第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が二以上ある場合における同条第一項の規定の適用については、同項の信託の信託財産に属する資産の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に属する資産に係る法第七十二条の七十八第一項に規定する課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れの全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて行つたものとする。

（法人課税信託等の併合又は分割等）

第三十五条の七の三 信託の併合に係る従前の信託又は信託の分割に係る分割信託（信託の分割によりその信託財産の一部を他の信託又は新たな信託に移転する信託をいう。次項において同じ。）が法人課税信託（法第七十二条の八十第一項ただし書に規定する法人課税信託をいう。次項及び第五項において同じ。）のうち法人税法第二十九条の二イ又はハに掲げる信託（以下この項において「特定法人課税信託」という。）である場合には、当該信託の併合に係る新たな信託又は当該信託の分割に係る他の信託若しくは新たな信託（特定法人課税信託を除く。）は、特定法人課税信託とみなして、法第二章第三節の規定を適用する。

2 信託の併合又は信託の分割（一の信託が新たな信託に信託財産の一部を移転するものに限る。以下この項及び次項において「単独新規信託分割」という。）が行われた場合において、当該信託の併合が法人課税信託を新たな信託とするものであるときに於ける当該信託の併合に係る従前の信託（法人課税信託を除く。）は当該信託の併合の直前に法人課税信託に該当することとなつたものとみなし、当該単独新規信託分割が集団投資信託（法第七十二条の八十第一項に規定する集団投資信託をいう。以下この項において同じ。）又は受益者等課税信託（同条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。）がその信託財産に属する資産を有するものとみなされる信託をいう。以下この項において同じ。）を分割信託とし、法人課税信託を承継信託（信託の分割により分割信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいう。以下この項及び次項において同じ。）とするものであるときにおける当該承継信託は当該単独新規信託分割の直後に集団投資信託又は受益者等課税信託から法人課税信託に該当することとなつたものとみなして、法第二章第三節の規定を適用する。

3 他の信託に信託財産の一部を移転する信託の分割（以下この項において「吸収信託分割」という。）又は二以上の信託が新たな信託に信託財産の一部を移転する信託の分割（以下この項において「複数新規信託分割」という。）が行われた場合には、当該吸収信託分割又は複数新規信託分割により移転する信託財産をその信託財産とする信託（以下この項において「吸収分割中信託」という。）を承継信託とする単独新規信託分割が行われ、直ちに当該吸収分割中信託及び承継信託（複数新規信託分割にあつては、他の吸収分割中信託）を従前の信託とする信託の併合が行われたものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 法第七十二条の八十の二第二項の規定の適用を受けた公益信託（法第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託をいう。次項において同じ。）に対する法第九条の四第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「事由」とあるのは、「事由又は公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由」とする。

5 前各項に定めるもののほか、法人課税信託又は公益信託の受託者についての法第二章第三節又はこの節の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（徴税吏員の譲渡割に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第三十五条の七の四 道府県の徴税吏員は、法第七十二条の八十四第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第七十二条の八十四第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（法第七十二条の八十七第一項の政令で定めるところにより計算した金額等）

第三十五条の八 法第七十二条の八十七第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、消費税法第四十二条第一項第一号に掲げる金額（同項に規定する申告書の提出期限内に同法第四十三条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した申告書の提出があつた場合においては、同項第四号に掲げる金額）に七十八分の二十二を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定は、法第七十二条の八十七第二項において準用する同条第一項後段に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前項中「消費税法第四十二条第一項第一号」とあるのは、「消費税法第四十二条第四項第一号」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第七十二条の八十七第三項において準用する同条第一項後段に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、第一項中「消費税法第四十二条第一項第一号」とあるのは、「消費税法第四十二条第六項第一号」と読み替えるものとする。

(貨物割納付額の端数計算等)

第三十五条の九 貨物割及び消費税の納付があつた場合において、法第七十二条の百三第二項の規定により貨物割の納付があつたものとされる額(以下本条において「貨物割納付額」という。)

に、一円未満の端数があるとき、又は貨物割納付額の全額が一円未満であるときであつて、その端数金額又は貨物割納付額の全額に切捨て累計額(納付があつた貨物割及び消費税に係る法第七十二条の百又は第七十二条の百一の規定により併せて賦課され又は申告された貨物割及び消費税につき、既に納付された貨物割及び消費税がある場合において、既に納付された貨物割及び消費税の各納付額につき本項の規定の適用により切り捨てられた額の累計額をいい、当該切り捨てられた額がない場合には零とする。)を加算した額から切上げ累計額(納付があつた貨物割及び消費税に係る法第七十二条の百又は第七十二条の百一の規定により併せて賦課され又は申告された貨物割及び消費税につき、既に納付された貨物割及び消費税がある場合において、既に納付された貨物割及び消費税の各納付額につき本項の規定の適用により一円とされた額を一円から控除した額の累計額をいい、当該一円とされた額がない場合には零とする。)を控除した残額が五十銭未満となるとき又は残額がないときは、その端数金額又は貨物割納付額の全額を切り捨てるものとし、五十銭以上となるときは、その端数金額又は貨物割納付額の全額を一円とする。

2 前項の場合における法第七十二条の百三第二項の規定により消費税の納付があつたものとされる額は、貨物割及び消費税の納付額から前項の規定を適用して計算した貨物割納付額を控除した額に相当する額とする。

(貨物割の払込みの方法)

第三十五条の十 国は、法第七十二条の百三第三項の規定による払込みを行う場合には、同項の規定により払い込む貨物割の納付額その他必要な事項を道府県知事に通知するものとする。

(法第七十二条の百五第二項の政令で定める事由及び額)

第三十五条の十一 法第七十二条の百五第二項に規定する政令で定める事由は、時効の完成その他の事由により同項に規定する還付金等の支払を要しなくなつたこととする。

2 法第七十二条の百五第二項に規定する政令で定める額は、前項に規定する事由によりその支払を要しなくなつた額とする。

(貨物割に係る延滞税等の端数計算等)

第三十五条の十二 法第七十二条の百六第一項の規定により計算した貨物割に係る延滞税等(同項に規定する延滞税等をいう。以下本項において同じ。)の額(以下本項において「貨物割延滞税等の額」という。)に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、貨物割延滞税等の額に五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円とする。この場合において、本項の規定を適用して計算した貨物割延滞税等の額を同条第一項の規定により算出された延滞税等の額から控除した額を同項の規定により計算した消費税に係る延滞税等の額とする。

2 法第七十二条の百六第二項の規定により計算した貨物割に係る還付加算金の額(以下本項において「貨物割還付加算金の額」という。)に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、貨物割還付加算金の額に五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円とする。この場合において、本項の規定を適用して計算した貨物割還付加算金の額を同条第二項の規定により算出された還付加算金の額から控除した額を同項の規定により計算した消費税に係る還付加算金の額とする。

(貨物割に係る納付委託適状)

第三十五条の十三 法第七十二条の百七第四項に規定する政令で定める時は、同条第一項第二号に規定する未納貨物割等又は納付すべきこととなつてゐるその他の国税(以下本項において「国税等」という。)の国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限(次の各号に掲げる国税等(延滞税を除く。))については、当該各号に定める時とし、その国税等に係る延滞税については、その納付又は徴収の基因となつた国税等に係る当該各号に定める時とする。)と還付金等(法第七十二条の百七第一項各号に規定する還付金等をいう。以下本条において同じ。)が生じた時(還付加算金については、その計算の基礎となつた還付金等が生じた時)とのいずれか遅い時とす

る。ただし、国税通則法第十一条の規定による同法第三十七条第一項に規定する納期限の延長又は同法第四十六条第一項の規定による納税の猶予に係る国税等につき、当該延長又は猶予の申請があつた日(当該延長につき申請を要しないときは、当該延長の基因となる理由が生じた日)以後に生じた還付金等又は法第七十二条の百七第二項又は第三項の規定を適用するときは、当該延長又は猶予に係る期限と当該還付金等が生じた時とのいずれか遅い日とする。

一 国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限(以下本条において「法定納期限」という。)後に納付すべき税額が確定した国税等 当該国税等の同法第二十八条第一項に規定する更正通知書若しくは決定通知書又は同法第三十六条第二項に規定する納税告知書を発した時(同法第三十六条第一項第一号に規定する申告納税方式による国税等で申告により納付すべき税額が確定したものについては、その申告があつた時)

二 法定納期限前に国税通則法第三十八条第一項の規定による請求がされた国税等 当該請求に係る期限

三 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて同法第二十九条に規定する保税地域(次項において「保税地域」という。)から引き取られた課税物件に係る消費税等(国税通則法第二条第三号に規定する消費税等及びその賦課徴収について消費税の例によることとされている貨物割をいい、第一号に掲げる国税等及び石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)第十七条第三項の規定により納付すべき石油石炭税を除く。)輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第九条第三項において準用する関税法第七条の十七の書面又は更正通知書を発した時

四 国税等に係る国税通則法第六十九条に規定する加算税 その賦課決定通知書を発した時
五 国税徴収法第二条第八号に規定する保証人又は同条第七号に規定する第二次納税義務者として納付すべき国税等 国税通則法第五十二条第二項又は国税徴収法第三十二条第一項に規定する納付通知書を発した時

六 国税等に係る国税徴収法第三十六条に規定する滞納処分費 その生じた時
税関長は、還付金等がある場合において、その還付を受けるべき者から、当該還付金等により関税法第六十七条の規定による輸入の許可を受けて保税地域から引き取るうとする課税物件に係る消費税等(国税通則法第二条第三号に規定する消費税等及びその賦課徴収について消費税の例によることとされている貨物割をいい、石油石炭税法第十七条第三項の規定により納付すべき石油石炭税を除く。)を納付したい旨の書面が提出されたときは、当該消費税等の法定納期限前にいても、法第七十二条の百七第二項又は第三項の規定による委託があつたものとみなすことができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同条第四項に規定する政令で定める時は、当該書面の提出があつた時とする。

(貨物割に係る処分に関する不服審査等の特例)

第三十五条の十四 法第七十二条の百第一項の規定により税関長が消費税の賦課徴収の例により消費税と併せて賦課徴収を行う貨物割に関する処分は、不服申立て及び訴訟については、国税に関する法律に基づく処分とみなして、国税通則法施行令第八章の規定を適用する。この場合において、同令第三十七条第一項中「再調査の請求に係る国税」とあるのは「再調査の請求に係る国税又は地方消費税の貨物割」と、「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の貨物割」と、「当該国税」とあるのは「当該国税又は地方消費税の貨物割」とする。

(貨物割に係る犯罪事件の調査及び処分の特例)

第三十五条の十五 貨物割に関する犯罪事件については、第六条の二十二の二から第六条の二十三までの規定にかかわらず、税関長又は税関職員を国税局長若しくは税務署長又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員とみなして、国税通則法施行令第十章(第四十六条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同令第五十一条第一号中「課される消費税」とあるのは、「課される消費税及び地方消費税の貨物割」とする。

(貨物割の賦課徴収又は申告納付に関する報告の方法)

第三十五条の十六 税関長は、毎年度、道府県知事に対し、前年度の貨物割の申告の件数(更正決定及び賦課決定の件数を含む)、前年度の納付すべき貨物割額、前年度の貨物割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

(貨物割に係る徴収取扱費の支払)

第三十五条の十七 道府県は、毎年度、法第七十二条の百三十三項に規定する徴収取扱費として、次に掲げる各期間(以下この条及び次条において「徴収取扱費算定期間」という。)(ことにより、当該各徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三十三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額(当該各徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等(同条第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。))が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。)(の二分の十に相当する額(次条において「徴収取扱費基礎額」という。))に百分の〇・六五を乗じて得た金額を、総務省令で定めるところにより、国に支払うものとする。

- 一 前年度十二月から前年度二月まで
- 二 前年度三月から五月まで
- 三 六月から八月まで
- 四 九月から十一月まで

2 法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三十三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額(当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額)を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなして、前項の規定を適用する。

(貨物割に係る徴収取扱費の算定に關し必要な事項の通知)

第三十五条の十八 国は、各徴収取扱費算定期間ごとに、各道府県ごとに当該各徴収取扱費算定期間に係る徴収取扱費基礎額を、当該各徴収取扱費算定期間経過後三月以内に、各道府県知事に、法第七十二条の百三十三第二項の通知として通知するものとする。

(地方消費税の清算の時期等)

第三十五条の十九 道府県は、法第七十二条の百四第一項の規定により地方消費税の清算を行う場合には、次の表の上欄に定める期間内に当該道府県が収入した譲渡割額に相当する額(当該期間内に譲渡割に係る還付金等(法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。))を歳出予算から支出した場合に、その支出した額を控除した額。次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において同じ。及び法第七十二条の百三十三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の二分の十に相当する額(当該期間内に法第七十二条の百三十三第一項に規定する徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額)を、各道府県ごとの消費に相当する額(法第七十二条の百四第四項に規定する各道府県ごとの消費に相当する額をいう。次項において同じ。))に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額に相当する金額(法第七十二条の百四第三項の規定により他の道府県に支払うべき金額)と他の道府県から支払を受けるべき金額で相殺が行われた場合には、当該相殺後の金額をいう。次項において同じ。を他の道府県に対し、同表の下欄に定める月にそれぞれ支払うものとする。

期間		支払月
前年度一月から前年度三月まで		五月
四月から六月まで		八月
七月から九月まで		十一月

十月から十二月まで

二月

2 道府県は、法第七十二条の百四第二項の規定により地方消費税の清算を行う場合には、前項の表の上欄に定める期間内に当該道府県が収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三十三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の二分の十に相当する額を、各道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額に相当する金額を他の道府県に対し、同表の下欄に定める月にそれぞれ支払うものとする。

3 前二項に規定する各支払月ごとに支払うことができなかった金額があるときは、又は各支払月において支払うべき額を超えて支払った金額があるときは、それぞれこれらの金額を、次の支払月に支払うべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 第一項又は第二項の規定によつて他の道府県に対して支払うべき額を支払った後において、その支払った額の算定に錯誤があつたため、支払った額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を当該錯誤を発見した日以後に到来する支払月において、当該支払うべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

5 第一項又は第二項に規定する支払月ごとに他の道府県に対し支払うべき額としてこれらの規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該支払月ごとに支払うべき額とする。

第三十五条の二十 法第七十二条の百四第四項に規定する消費に關連する指標で政令で定めるものは、次に掲げる指標とする。

一 道府県のサービス業対個人事業収入額(統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計(総務省令で定めるものに限る。))の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額をいう。次項第一号及び第二号において同じ。)

二 官報で公示された最近の国勢調査の結果による道府県の人口

2 法第七十二条の百四第四項に規定する当該道府県の当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額は、次に掲げる額を合計して得た額とする。

一 当該道府県のサービス業対個人事業収入額

二 法第七十二条の百四第四項に規定する道府県の小売年間販売額の総額及び道府県のサービス業対個人事業収入額の総額の合算額を前項第二号の人口で按分して得られる当該道府県の額(地方消費税の交付月及び交付月ごとの交付額)

第三十五条の二十一 道府県は、毎年度、法第七十二条の百五第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。))に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付月の十日までに、当該下欄に定める額の二分の一の額を同項の人口で、他の二分の一の額を同項の従業者数で按分して得た額を交付する。

交付月	交付月ごとに交付すべき額
月 六	前年度一月から前年度三月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三十三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の二分の十に相当する額(当該期間内に法第七十二条の百三十三第一項に規定する徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額。以下この表において同じ。))に、第三十五条の十九第一項の規定により五月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により五月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額
月 九	四月から六月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三十三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の二分の十に相当する額に、第三十五条の十九第一項の規定により八月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加

	算し、同項の規定により八月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額
月二十	七月から九月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の二十二分の十に相当する額に、第三十五条の十九第一項の規定により十一月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により十一月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額
月三	十月から十二月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の二十二分の十に相当する額に、第三十五条の十九第一項の規定により二月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により二月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額
2 道府県は、毎年度、法第七十二条の百十五第二項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付月の十日までに、当該下欄に定める額を同条第一項の人口で按分して得た額を交付する。	
交付月	交付月ごとに交付すべき額
月六	前年度一月から前年度三月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の二十二分の十二に相当する額に、第三十五条の十九第二項の規定により五月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により五月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額
月九	四月から六月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の二十二分の十二に相当する額に、第三十五条の十九第二項の規定により八月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により八月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額
月二十	七月から九月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の二十二分の十二に相当する額に、第三十五条の十九第二項の規定により十一月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により十一月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額
月三	十月から十二月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の二十二分の十二に相当する額に、第三十五条の十九第二項の規定により二月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により二月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額
3 前二項に規定する各交付月ごとに交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付月において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、次の交付月に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。	
4 第一項又は第二項の規定によつて市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある生じた場合においては、当該錯誤に係る額を当該錯誤を発見した日以後に到来する交付月において、当該交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。	
5 第一項又は第二項に規定する交付月ごとに各市町村に対し交付すべき額としてこれらの規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付月ごとに交付すべき額とする。	
6 前各項に定めるもののほか、地方消費税の交付に關し必要な事項は総務省令で定める。 (総務省令への委任)	
第三十五条の二十二 第三十五条の五から前条までに定めるもののほか、法第二章第三節及び本節の規定の実施のための手続その他その施行に關し必要な事項は、総務省令で定める。	
第四節 不動産取得税 (法第七十三条第四号の政令で定めるもの)	
第三十六条 法第七十三条第四号に規定する政令で定めるものは、人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分で、別荘以外のものとする。	
2 前項に規定する別荘は、日常生活の用に供しないものとして総務省令で定める家屋又はその部分のうち専ら保養の用に供するものとする。	
(法第七十三条第八号の設備)	
第三十六条の二 法第七十三条第八号に規定する家屋と一体となつて効用を果たす設備で政令で定めるものは、次の各号に掲げる設備とする。	
一 消火設備	
二 空調調和設備	
三 衛生設備	
四 じんかい処理設備	
五 電気設備	
六 避雷針設備	
七 運搬設備（昇降の設備を除く。）	
八 給排水設備	
九 ガス設備	
十 造付金庫	
十一 固定座席設備、回転舞台設備及び背景吊下設備 (法第七十三条の二第二項の家屋を新築して譲渡することを業とする者)	
第三十六条の二の二 法第七十三条の二第二項に規定する家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令で定めるものは、家屋を新築して譲渡することを業とする者で宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者であるもの及び日本勤労者住宅協会とする。	
(法第七十三条の二第十二項の契約の効力が発生した日)	
第三十六条の二の三 法第七十三条の二第十二項に規定する契約の効力が発生した日として政令で定める日は、同項の契約に基づき同項に規定する保留地予定地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日とする。	
(法第七十三条の四第一項第一号の不動産)	
第三十六条の三 法第七十三条の四第一項第一号に規定する独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産以外の不動産とする。	
一 宿舍（業務上宿舍を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舍を除く。）の用に供する不動産	
二 職員の福利及び厚生のに供する不動産（病院及び診療所の用に供するものを除く。）	
三 前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付ける不動産（国又は地方公共団体に無償で貸し付けるものを除く。）	
四 直接その本来の事業の用に供するものとして建設計画が確定していない不動産	

- 五 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法第七条第一項各号に規定する郵便貯金の周知宣伝に必要な施設の用に供する不動産
- 六 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法第二条に規定する簡易生命保険の保険契約者、被保険者及び保険金受取人の福祉を増進するため必要な施設の用に供する不動産（病院又は診療所の用に供するものにあつては、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するものに限る。）
- 2 法第七十三条の四第一項第一号に規定する日本放送協会が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産以外の不動産とする。
 - 一 事務所等の用に供する不動産
 - 二 宿舍（放送業務の現業部門に属する従業員で通常の勤務時間外においても当該業務に係る非常勤務に従事するものが居住するものとされている宿舍を除く。）の用に供する不動産
 - 三 職員の福利及び厚生に供する不動産
 - 四 前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付ける不動産（国又は地方公共団体に貸し付けるものにあつては、有料で貸し付けるものに限る。）
 - 五 直接その本来の事業の用に供するものとして建設計画が確定していない不動産
 - 六 車両、機械、器具及び被服の製造の用に供する不動産
- 3 法第七十三条の四第一項第一号に規定する独立行政法人水資源機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 ダム、堰、湖沼水位調節施設又は水路の用に供する不動産
 - 二 倉庫又は前号の施設の操作若しくは監視の用に直接供する家屋
- 4 法第七十三条の四第一項第一号に規定する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。
 - 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十三条第一項第三号の規定により新幹線鉄道の営業を行う者に譲渡する鉄道施設又は同項第六号の規定により鉄道事業者に譲渡する鉄道施設若しくは軌道施設の用に供する不動産
 - 二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第三号又は第六号の規定により鉄道事業者（日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第十一条第二項に規定する承継法人に限る。）に貸し付ける鉄道施設の用に供する不動産のうち、事務所又は宿舍（業務上宿舍を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舍を除く。）の用に供する不動産以外のもの
- 三 鉄道に関する工事又はこれに関する調査、測量、設計、試験若しくは研究の用に供する不動産
- 四 昭和六十二年四月一日において日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）以下この号及び第五十一条の十四において「債務等処理法」という。附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この号及び第五十一条の十四において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）が所有する土地であつて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団が債務等処理法附則第二条の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継したものの上に旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第二項に規定する貨物会社（以下この号において「貨物会社」という。）又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）以下この号において「旅客会社法改正法」という。附則第二条第一項に規定する新会社（同項第一号に規定する東日本旅客鉄道株式会社及び同項第二号に規定する者（旅客会社法改正法の施行の日の前日において当該東日本旅客鉄道株式会社が経営している鉄道事業の全部又は一

- 部を譲受け、合併若しくは分割又は相続により旅客会社法改正法の施行の日以後経営する者に限る。）を除く。以下この号において「新会社」という。）が日本国有鉄道改革法第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継した家屋（新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）第二条に規定する旅客鉄道株式会社が同条の規定により同法第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構から譲り受けた家屋を含み、昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）第一条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第二号の規定の適用があつたものに限る。）を所有していた場合において、当該貨物会社又は新会社に当該家屋に対応するものとして譲渡するために取得する家屋
- 5 法第七十三条の四第一項第一号に規定する土地改良区又は土地改良区連合が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。
 - 一 倉庫
 - 二 農業用排水施設及びその用に供する土地
 - 三 前号の施設の操作又は監視の用に供する不動産
 - 四 防風林
 - 五 土砂防止林
- 6 法第七十三条の四第一項第一号に規定する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）第十七条第一項各号（第五号及び第十号を除く。）に規定する業務の用に供する不動産のうち次に掲げるものの以外のものである。
 - 一 原子力発電施設の用に供する不動産
 - 二 発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第三条各号に掲げる施設の用に供する不動産
 - 三 事務所の用に供する不動産
 - 四 宿舍（監視所、番所その他これらに類する施設に附属する宿舍を除く。）の用に供する不動産
 - 五 職員の福利及び厚生に供する不動産
 - 六 前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付ける不動産（国又は地方公共団体に貸し付けるものにあつては、有料で貸し付けるものに限る。）
 - 七 直接その本来の事業の用に供するものとして建設計画が確定していない不動産
- 7 法第七十三条の四第一項第一号に規定する国立研究開発法人理化学研究所が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産以外の不動産とする。
 - 一 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第二項に規定する特定先端大型研究施設（同法第一条に規定する研究者等の共用に供される部分に限る。）の用に供する不動産
 - 二 事務所の用に供する不動産
 - 三 宿舍の用に供する不動産
 - 四 職員の福利及び厚生に供する不動産
 - 五 第一号及び前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付ける不動産（国又は地方公共団体に貸し付けるものにあつては、有料で貸し付けるものに限る。）
 - 六 直接その本来の事業の用に供するものとして建設計画が確定していない不動産
 - 七 車両、機械、器具及び被服の製造の用に供する不動産
- 8 法第七十三条の四第一項第一号に規定する国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第七十六号）第十六条第一項各号（第八号を除く。）に規定する業務の用に供する不動産のうち次に掲げるものの以外のものである。
 - 一 事務所の用に供する不動産
 - 二 宿舍（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法第十六条第一項第五号に規定する放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 社会福祉法人又は前項第一号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号若しくは第七号に掲げる事業又は同条第三項第一号、第三号、第八号、第十一号若しくは第十三号に掲げる事業の用に供する不動産

二 社会福祉法人又は前項第一号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）で、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第八条第二項の規定による国家公安委員会の指定を受けたものが実施する社会福祉法第二条第三項第五号に規定する盲導犬訓練施設を運営する事業の用に供する不動産

三 社会福祉法人又は前項第一号若しくは第四号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第九号に掲げる事業の用に供する不動産

四 社会福祉法人又は前項第一号若しくは第三号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号の二に掲げる福祉ホームを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者福祉センター、補装具製作施設若しくは視聴覚障害者情報提供施設を運営する事業又は同項第十号に掲げる事業の用に供する不動産

五 社会福祉法人又は前項第一号から第三号までに掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の用に供する不動産

六 社会福祉法人又は前項各号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業若しくは児童の福祉の増進について相談に応ずる事業 同項第二号の三に掲げる事業 同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業若しくは地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業若しくは身体障害者の更生相談に応ずる事業又は同項第六号若しくは第十二号に掲げる事業の用に供する不動産

（法第七十三条の四第一項第四号の八の不動産）

第三十六条の十一 法第七十三条の四第一項第四号の八に規定する政令で定める不動産は、更生保護事業法第二条第二項に規定する宿泊型保護事業、同条第三項に規定する通所・訪問型保護事業及び同条第四項に規定する地域連携・助成事業の用に供する不動産とする。

（法第七十三条の四第一項第五号の不動産）

第三十七条 法第七十三条の四第一項第五号に規定する日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、医療施設 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院、救護員養成施設若しくは救護用物品貯蔵施設又は採血、血液製剤の製造その他の血液事業の用に供する施設の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するものとする。

（法第七十三条の四第一項第六号の不動産）

第三十七条の二 法第七十三条の四第一項第六号に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号又は第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所の用に供する不動産
二 宿舍の用に供する不動産

（法第七十三条の四第一項第八号の不動産）

第三十七条の二の二 法第七十三条の四第一項第八号に規定する病院及び診療所の用に供する不動産で政令で定めるものは、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する不動産以外の不動産とする。

（法第七十三条の四第一項第八号の二の不動産）

第三十七条の二の三 法第七十三条の四第一項第八号の二に規定する医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人が直接同項第四号に規定する救急医療等確保事業に係る業務（同項第五号に規定する基準に適合するものに限る。）の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する不動産以外のものとする。

（法第七十三条の四第一項第十一号の不動産）

第三十七条の二の四 法第七十三条の四第一項第十一号に規定する独立行政法人都市再生機構（以下この条において「機構」という。）が独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下この条において「機構法」という。）第十一条第一号から第三号まで、第七号又は第十五号イに規定する業務の用に供する土地で政令で定めるものは、次に掲げる土地とする。

一 機構法第十一条第一号から第三号までに規定する業務のうち次に掲げる業務の用に供する土地

イ 住宅の敷地の整備又は住宅の用に供する宅地の造成並びに当該敷地又は当該宅地の管理及び譲渡

ロ 機構が建設する賃貸住宅の居住者又は機構が整備する住宅の敷地若しくは機構が造成する住宅の用に供する宅地の利用者の利便に供する施設の敷地の整備又は当該施設の用に供する宅地の造成並びに当該敷地又は当該宅地の管理及び譲渡

ハ 機構が行う住宅の敷地の整備又は住宅の用に供する宅地の造成と併せて整備されるべき健全な市街地の形成のため必要な施設の敷地の整備又は当該施設の用に供する宅地の造成並びに当該敷地又は当該宅地の管理及び譲渡

ニ 国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供する施設の敷地の整備又は当該施設の用に供する宅地の造成並びに当該敷地又は当該宅地の管理及び譲渡

二 機構法第十一条第三号に規定する業務（前号に規定する業務を除く。）のうち次に掲げる業務の用に供する土地

イ 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業の施行ロ 機構が行う賃貸住宅の建設又は敷地の整備若しくは宅地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の敷地の整備又は当該施設の用に供する宅地の造成並びに当該敷地又は当該宅地の管理及び譲渡（イに掲げる業務を除く。）

三 機構法第十一条第一項第七号に規定する業務のうち同項第一号から第三号までに規定する業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の敷地の整備又は当該施設の用に供する宅地の造成並びに当該敷地又は当該宅地の管理及び譲渡の用に供する土地

四 機構法第十一条第一項第十五号イに規定する業務のうち同号イに規定する公共の用に供する施設の敷地の整備又は当該施設の用に供する宅地の造成並びに当該敷地又は当該宅地の管理及び譲渡の用に供する土地

2 法第七十三条の四第一項第十一号に規定する機構が機構法第十一条第一項第一号から第三号までに規定する業務を行う場合における敷地の整備若しくは宅地の造成又は同項第十三号若しくは第十六号の賃貸住宅の建設と併せて建設する家屋で国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するもののうち政令で定めるものは、同項第一号から第三号までの規定による住宅の敷地の整備若しくは住宅の用に供する宅地の造成又は同項第十三号若しくは第十六号の規定による賃貸住宅の建設と併せて建設する家屋とする。

(法第七十三条の四第一項第十三号の不動産)

第三十七条の二の五 法第七十三条の四第一項第十三号に規定する独立行政法人労働者健康安全機構が独立行政法人労働者健康安全機構法(平成十四年法律第七十一号)第十二条第一項第一号、第三号、第四号又は第七号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する不動産
- 二 宿舍(業務上宿舍を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舍その他これに準ずる宿舍で総務省令で定めるものを除く。)の用に供する不動産
- 三 その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する不動産

(法第七十三条の四第一項第十四号の不動産)

第三十七条の二の六 法第七十三条の四第一項第十四号に規定する独立行政法人日本芸術文化振興会が独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第六十三号)第十四条第一項第一号から第五号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する不動産(劇場施設と一体となつて機能を發揮しているものを除く。)
- 二 宿舍の用に供する不動産

(法第七十三条の四第一項第十五号の不動産)

第三十七条の二の七 法第七十三条の四第一項第十五号に規定する独立行政法人日本スポーツ振興センターが独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)第十五条第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する不動産
- 二 宿舍の用に供する不動産

(法第七十三条の四第一項第十七号の不動産)

第三十七条の三 法第七十三条の四第一項第十七号に規定する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号)第十四条第一項第四号若しくは第七号又は附則第五条第三項第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する不動産のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する不動産
- 二 宿舍(業務上宿舍を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舍その他これに準ずる宿舍で総務省令で定めるものを除く。)の用に供する不動産

(法第七十三条の四第一項第十八号の不動産)

第三十七条の四 法第七十三条の四第一項第十八号に規定する国立研究開発法人科学技術振興機構が国立研究開発法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第五十八号)第二十三条第一項第一号、第三号(同項第一号に係る部分に限る。)又は第十号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する不動産
- 二 宿舍の用に供する不動産
- 三 その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する不動産

(法第七十三条の四第一項第十八号に規定する国立研究開発法人科学技術振興機構が国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十三条第一項第八号イに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。)

- 一 国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十三条第一項第八号イに規定する外国の研究者のための宿舍の用に供する不動産のうち総務省令で定めるものの以外のも

二 会議場施設の用に供する家屋(当該会議場施設に含まれる部分に限るものとし、当該会議場施設の用に供する事務所、宿舍その他その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもので総務省令で定めるものを除く。)及びその用に供する土地

(法第七十三条の四第一項第二十一号の不動産等)

第三十七条の五 法第七十三条の四第一項第二十一号に規定する独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四十七号)第十五条第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する不動産
- 二 宿舍の用に供する不動産

2 法第七十三条の四第一項第二十一号に規定する中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十九条第一項の業務で政令で定めるものは、同法第七条第三項に規定する都市型新事業の用に供する工場又は事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行う業務とする。

(法第七十三条の四第一項第二十三号の不動産)

第三十七条の五の二 法第七十三条の四第二十三号に規定する成田国際空港株式会社が成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第二百四十四号)第五条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

- 一 滑走路 着陸帯、誘導路又はエプロンの用に供する土地及びこれらの土地によつて囲まれる土地
- 二 成田国際空港株式会社法第五条第一項第二号に規定する航空保安施設の用に供する不動産
- 三 緑地帯、公園その他の緩衝地帯の用に供する土地
- 四 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地で国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するもの
- 五 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第一百十号)第八条の二に規定する第一種区域内から住居を移転する者のための住宅及びその用に供する土地

2 法第七十三条の四第一項第二十三号に規定する新関西国際空港株式会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号。以下この項及び次項並びに第五十二条の十の七において「関空等統合法」という。)第九条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

- 一 滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの用に供する土地及びこれらの土地によつて囲まれる土地
- 二 排水施設、照明施設、護岸その他前号の施設の機能を補完する施設として総務省令で定めるものの用に供する不動産(関空等統合法附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)第七条第一項に規定する特定事業が行われる区域として同項の規定により告示された区域及び大阪国際空港の区域内にあるものに限る。)
- 三 関空等統合法第九条第一項第二号に規定する両空港航空保安施設(第五十二条の十の七第三号において「両空港航空保安施設」という。)の用に供する不動産
- 四 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第二項の規定により買入れられる土地

3 法第七十三条の四第一項第二十三号に規定する関空等統合法第十二条第一項第一号に規定する指定会社が同項第二号に掲げる事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該事業の用に供する不動産のうち前項第二号に掲げるものとする。

4 法第七十三条の四第一項第二十三号に規定する中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第四條第二項に規定する指定会社が同法第六條第一項第一号又は第二号に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

一 滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの用に供する土地及びこれらの土地によつて囲まれる土地

二 排水施設、照明施設、護岸その他前号の施設の機能を補完する施設として総務省令で定めるものの用に供する不動産

三 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第六條第一項第二号に規定する航空保安施設（第五十二條の十の十第三号において「航空保安施設」という。）の用に供する不動産

（法第七十三條の四第一項第二十五号の不動産）

第三十七條の六 法第七十三條の四第一項第二十五号に規定する独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三條第一項第一号イ若しくはロ、第四号イ、ロ若しくはニ又は第五号イに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所の用に供する不動産

二 宿舍の用に供する不動産

（法第七十三條の四第一項第二十六号の不動産）

第三十七條の七 法第七十三條の四第一項第二十六号に規定する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八條第一号から第四号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所の用に供する不動産

二 宿舍（業務上宿舍を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舍を除く。）の用に供する不動産

（法第七十三條の四第一項第二十七号の不動産）

第三十七條の八 法第七十三條の四第一項第二十七号に規定する国立研究開発法人海洋研究開発機構が国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十七條第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所の用に供する不動産

二 宿舍の用に供する不動産

（法第七十三條の四第一項第二十八号の不動産）

第三十七條の九 法第七十三條の四第一項第二十八号に規定する独立行政法人国民生活センターが独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）第十條第一号から第五号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所の用に供する不動産

二 宿舍の用に供する不動産

第三十七條の九の二 削除

（法第七十三條の四第一項第三十号の不動産）

第三十七條の九の三 法第七十三條の四第一項第三十号に規定する日本下水道事業団が日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）第二十六條第一項第七号又は第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち、次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所の用に供する不動産

二 宿舍の用に供する不動産

三 職員の福利及び厚生のために供する不動産

（法第七十三條の四第一項第三十一号の不動産）

第三十七條の九の四 法第七十三條の四第一項第三十一号に規定する商工会議所又は日本商工会議所が商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）第九條又は第六十五條に規定する事業の用に供する不動産及び商工会又は都道府県商工会連合会若しくは全国商工会連合会が商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第十一條又は第五十五條の八第一項若しくは第二項に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの事業の用に供する不動産のうち次に掲げるものの以外のものである。

一 宿舍の用に供する不動産

二 他者に貸し付ける不動産（国又は地方公共団体に無償で貸し付けるものを除く。）

三 職員の福利及び厚生のために供する不動産

（法第七十三條の四第一項第三十二号の不動産）

第三十七條の九の五 法第七十三條の四第一項第三十二号に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）以下この条において「機構法」という。）第十四條第一項第一号に規定する業務（農業機械化促進法を廃止する等の法律（平成二十九年法律第十九号）第一条の規定による廃止前の農業機械化促進法を廃止する等の法律（平成二十九年法律第百五十二号）第十六條第一項第一号及び第三号から第五号までに規定する業務に該当するものを除く。）又は機構法第十四條第一項第二号から第四号まで若しくは第二項から第四項までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所の用に供する不動産

二 宿舍の用に供する不動産

（法第七十三條の四第一項第三十三号の不動産）

第三十七條の九の六 法第七十三條の四第一項第三十三号に規定する国立研究開発法人水産研究・教育機構が国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）第二号において「機構法」という。）第十二條第一項第一号から第五号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所の用に供する不動産

二 宿舍（機構法第十二條第一項第五号に規定する水産に関する学理及び技術の教授を受ける者のための宿舍を除く。）の用に供する不動産

（法第七十三條の四第一項第三十四号の不動産）

第三十七條の九の七 法第七十三條の四第一項第三十四号に規定する国立研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十四條第一項第一号から第八号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所の用に供する不動産

二 宿舍の用に供する不動産

（法第七十三條の四第一項第三十五号の不動産）

第三十七條の九の八 法第七十三條の四第一項第三十五号に規定する独立行政法人日本学生支援機構が独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三條第一項第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、同号に規定する外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産で、当該外国人留学生の生活の向上に資すると認められるものとする。

（法第七十三條の四第一項第三十六号の不動産）

第三十七條の九の九 法第七十三條の四第一項第三十六号に規定する日本司法支援センターが総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第三十條第一項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する不動産のうち次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所の用に供する不動産

二 宿舍の用に供する不動産
(法第七十三条の四第一項第三十七号の不動産)

第三十七条の九の十 法第七十三条の四第一項第三十七号に規定する国立研究開発法人森林研究・整備機構が国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成十一年法律第九十八号)第十三条第一項第一号から第三号まで又は第二項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 事務所の用に供する不動産
二 宿舍の用に供する不動産

(法第七十三条の四第一項第三十八号の建設線等)

第三十七条の九の十一 法第七十三条の四第一項第三十八号に規定する建設線のうち政令で定めるものは、同号に規定する建設線のうち国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものとする。

2 法第七十三条の四第一項第三十八号に規定する鉄道施設の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該施設の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 事務所の用に供する不動産
二 宿舍(業務上宿舍を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舍を除く。)の用に供する不動産

(法第七十三条の四第一項第三十九号の不動産)

第三十七条の九の十二 法第七十三条の四第一項第三十九号に規定する国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第三十五号)第十五条第一項第四号から第六号まで又は第二項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 事務所の用に供する不動産
二 宿舍の用に供する不動産

(法第七十三条の四第三項の土地)

第三十七条の十 法第七十三条の四第三項に規定する政令で定める土地は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行令(平成二年政令第百十三号)第一条各号に掲げる施設の用に供する土地のうち山林以外のものとする。

(法第七十三条の五の不動産)

第三十七条の十一 法第七十三条の五に規定する土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十七条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する次に掲げる不動産とする。

一 公有地の拡大の推進に関する法律第十七条第一項第一号イからニまでに掲げる土地(同号ニに掲げる土地にあつては、同号ニに規定する政令で定める事業の用に供する土地を除く。)及び公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和四十七年政令第二百八十四号)第七条第二項各号に掲げる土地
二 公有地の拡大の推進に関する法律第十七条第一項第二号に規定する住宅用地の造成事業の用に供する土地

三 公有地の拡大の推進に関する法律第十七条第二項第一号に規定する公用施設又は公共施設の用に供する家屋で国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するもの
(法第七十三条の六第一項の換地の取得)

第三十七条の十二 法第七十三条の六第一項に規定する政令で定める換地の取得は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業の施行に伴う換地の取得のうち、次に掲げるものの以外のものである。

一 土地改良法第五十三条の三第一項(同法第八十四条、第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により換地計画において定め

られた換地の取得(農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の用に供する換地の取得を除く。)

二 土地改良法第五十三条の三の二第二項(同法第八十四条、第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により換地計画において定められた換地の取得
(法第七十三条の六第五項の施設住宅の一部等の取得等)

第三十七条の十三 法第七十三条の六第五項に規定する大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業の施行に伴う換地の取得又は同法第八十三条において準用する土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第一百四十七条の規定により施設住宅の一部等を取得した場合若しくは大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第九十条第二項の規定により施設住宅の一部若しくは施設住宅の敷地若しくはその共有持分を取得した場合(住宅街区整備事業を施行する者及び住宅街区整備組合の参加組合員以外の者が取得した場合に限る。)における当該施設住宅の一部等若しくは施設住宅の一部若しくは施設住宅の敷地若しくはその共有持分の取得で政令で定めるものは、これらの取得のうち換地計画において同法第七十六条第一項の規定により施設住宅の一部の床面積を増して定めた場合における当該増し床面積に相当する施設住宅の一部等又は施設住宅の一部若しくは施設住宅の敷地若しくはその共有持分の取得以外の取得とする。

(法第七十三条の七第二号の分割)

第三十七条の十四 法第七十三条の七第二号に規定する政令で定める分割は、次に掲げる要件に該当する分割で分割対価資産(法人税法第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産をいう。)として分割承継法人(法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この条において同じ。)の株式(出資を含む。以下この条において同じ。)以外の資産が交付されないもの(当該株式が交付される分割型分割(法人税法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。)にあつては、当該株式が分割法人(法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この条において同じ。)の株主等(法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。)の有する当該分割法人の株式の数(出資にあつては、金額)の割合に応じて交付されるものに限る。)とする。

一 当該分割により分割事業(分割法人の分割前に営む事業のうち、当該分割により分割承継法人において営まれることとなるものをいう。以下この条において同じ。)に係る主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること。

二 当該分割に係る分割事業が分割承継法人において当該分割後に引き続き営まれることが見込まれていること。

三 当該分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該分割後に分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること。

(法第七十三条の七第二号の二の場合)

第三十七条の十四の二 法第七十三条の七第二号の二に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株式会社が新たに株式会社を設立するために現物出資(現金出資をする場合における当該出資の額に相当する資産の譲渡を含む。以下この条において同じ。)を行う場合であつて、当該新たに設立される株式会社(以下この号において「新設株式会社」という。)の設立時において、次に掲げる要件が充足されるとき。

イ 現物出資を行う株式会社(以下この号において「出資株式会社」という。)が、新設株式会社の発行済株式の総数の百分の九十以上の数を所有していること。

ロ 新設株式会社が出資株式会社の事業の一部の譲渡を受け、当該譲渡に係る事業を継続して行うことを目的としていること。

ハ 新設株式会社の取締役の一人以上が出資株式会社の取締役又は監査役であること。

開発法第七十一条第一項の申出をした者の従前の生活又は事業を継続することを困難又は不適当とする事情があることにより同項の申出がされたと認める場合とする。

2 法第七十三条の十四第九項第三号に規定する政令で定める場合は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二条第五号に規定する防災街区整備事業の同法第百七条第一号に規定する施行者が、同条第五号に規定する防災施設建築物の構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状況等につき、同法第二百三十三条第一項の申出をした者の従前の生活又は事業を継続することを困難又は不適当とする事情があることにより同項の申出がされたと認める場合とする。

(法第七十三条の十四第十項の政令で定める土地の取得)

第三十九条の二の二 法第七十三条の十四第十項に規定する政令で定める土地の取得は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の四第一項の規定により交換分合計画において当該交換分合計画に係る土地の所有者以外の者が取得すべき土地として定められた土地の取得とする。

(法第七十三条の十四第十五項の政令で定める者)

第三十九条の二の三 法第七十三条の十四第十五項に規定する政令で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。

(法第七十三条の二十四第一項の政令で定める住宅等)

第三十九条の二の四 法第七十三条の二十四第一項に規定する政令で定める住宅は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める住宅とする。

一 共同住宅等以外の住宅 床面積が五十平方メートル（区分所有される住宅の居住の用に供する専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下の住宅

二 共同住宅等 居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積が、五十平方メートル（当該独立的に区画された一の部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下の住宅

2 法第七十三条の二十四第一項の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものは、第三十七条の十七に規定する一の部分とする。

(法第七十三条の二十四第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第三十九条の三 共同住宅等以外の住宅の新築がされたことにより法第七十三条の二十四第一項第一号の規定の適用がある場合において、当該住宅の新築をした者が当該住宅の新築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築したときは、これらの前後の住宅の建築をもつて一戸の住宅の新築とみなし、その新築が同号に規定する期間内にあつたものとみなして同号の規定を適用する。

2 共同住宅等以外の住宅の建築をして法第七十三条の二十四第一項第二号又は第三号の規定の適用を受ける者が、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合においては、これらの前後の住宅の建築をもつて一戸の住宅の新築又は取得とみなし、その新築又は取得が同項第二号又は第三号に規定する期間内にあつたものとみなして同項第二号又は第三号の規定を適用する。

(法第七十三条の二十四第五項の政令で定める場合)

第三十九条の三の二 法第七十三条の二十四第五項に規定する政令で定める場合は、当該土地を取得した時において土地の利用につき法令による制限があり住宅を新築することができない場合その他当該土地を取得した時において住宅を新築することができないことにつき真にやむを得ない理由がある場合とする。

(法第七十三条の二十七の三第一項の不動産)

第三十九条の四 法第七十三条の二十七の三第一項に規定する政令で定める不動産は、第三十八条に規定する不動産とする。

(法第七十三条の二十七の六第一項の政令で定める区域)

第三十九条の五 法第七十三条の二十七の六第一項に規定する政令で定める区域は、農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域とする。

(法第七十三条の二十七の六第一項の土地改良事業の完了の日)

第三十九条の六 法第七十三条の二十七の六第一項に規定する土地改良法による土地改良事業の完了の日として政令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 当該土地について土地改良法第二条第二項第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げる事業（以下この条において「特定土地改良事業」という。）で換地計画を定めないものが行われる場合（第三号及び第四号に掲げる場合を除く。） 当該特定土地改良事業に係る同法第百十三条の三第二項又は第三項の規定による工事の完了の公告があつた日

二 当該土地について特定土地改良事業で換地計画を定めるものが行われる場合（次号及び第四号に掲げる場合を除く。） 当該特定土地改良事業に係る換地処分公告があつた日

三 当該土地について特定土地改良事業に該当する二以上の事業が行われる場合（次号に掲げる場合を除く。） この号に該当しないものとした場合におけるこれらの事業に係る前二号に定める日のうち最も遅い日

四 当該土地について行われる特定土地改良事業が廃止される場合 総務省令で定める日

第三十九条の七 法第七十三条の二十七の七第一項に規定する政令で定める換地は、次に掲げるものとする。

一 土地改良法第五十三条の三第一項の規定により換地計画において定められた換地であつて、同項第二号ロに掲げる施設（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第十四条第一項の規定により同号ロに掲げる施設とみなされる施設を含む。）の用に供するもの（土地改良法第五十三条の二の二第一項の規定により地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない従前の土地がある場合におけるその特に減じた地積又はその換地を定めない従前の土地の地積を合計した面積を超えない部分に限る。）

二 土地改良法第五十三条の三の二第一項の規定により換地計画において定められた換地であつて、同項第二号に掲げる土地として定められたもの

(仮換地等の指定があつた場合における不動産取得税の課税の特例等)

第三十九条の八 法第七十三条の二第二十一項に規定する土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところにより同項に規定する仮換地等の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができるとなつた日前における当該仮換地等である土地に対応する従前の土地の取得については法第七十三条の十五の二、第七十三条の二十四又は第七十三条の二十八の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十三条の十五の二第二項		土地に	
第七十三条の二十四第一項第一号	額に当該土地	額に当該土地	土地に対応する第七十三条の二第二十一項に規定する仮換地等（第七十三条の二十四及び第七十三条の二十八第一項において「仮換地等」という。）に
第七十三条の二十四第一項第一号	の上	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等の上
第七十三条の二十四第二項第一号	の上	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等
第七十三条の二十四第三項第一号	額に当該土地	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等

第七十三条の二十四第三項第一号	の上	に対応する仮換地等の上
第七十三条の二十四第四項及び第五項	土地に	土地に対応する仮換地等に
第七十三条の二十八第一項	その譲渡する住宅の用に供する土地で	土地でそれに対応する仮換地等がその譲渡する住宅の用に供されるもののうち

第五節 道府県たばこ税

(法第七十四条の三の二の政令で定める者)

第三十九条の九 法第七十四条の三の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第三条第一項に規定する会社(第三号において「会社」という。)

二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者

三 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者

四 前三号に掲げる者に準ずる者として総務省令で定める者

(製造たばこの重量又は金額の本数への換算方法)

第三十九条の九の二 法第七十四条の四第二項の表の上欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、同条第一項に規定する売渡し等(次項及び第五項において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を法第七十四条第二項に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2 法第七十四条の四第三項第一号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前二項の計算に関し、第一項の製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 法第七十四条の四第三項第二号に規定する紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額は、たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十一条第一項に規定するたばこ税の税率、法第七十四条の五に規定するたばこ税の税率及び法第四百六十八条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を百分の六十で除して計算した金額とする。

5 法第七十四条の四第三項第二号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前二項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの法第七十四条の四第三項第二号イに定める金額又は第四項の規定により計算した金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(本邦と外国との間を往來する本邦の船舶に準ずる遠洋漁業船等)

第三十九条の十 法第七十四条の六第一項第二号に規定する政令で定める船舶は、漁業法第三十六条第一項の許可を受けた船舶であつて母船式漁業(製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有す

る母船及びこれと一体となつて漁業に従事する船舶により行う漁業をいう。)に従事するもののうち総務省令で定める船舶とする。

(徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第三十九条の十の二 道府県の徴税吏員は、法第七十四条の七第六項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第七十四条の七第六項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(申告書の提出期限の特例に係る要件)

第三十九条の十一 法第七十四条の十第三項に規定する製造たばこの取扱数量が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 イに掲げる本数が、二万本にロに掲げる数を乗じて得た本数以下であること。

イ 最近の十二箇月において、当該卸売販売業者等(法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この節において同じ。)が、小売販売業者に売り渡した製造たばこ(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合には、その者に卸売販売用として売り渡すものを除く。)並びに卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に売り渡し、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をした製造たばこの本数の合計数

ロ 当該十二箇月において、当該卸売販売業者等が売り渡した製造たばこの売渡しを受けた小売販売業者の営業所又は当該卸売販売業者等が消費者等に売り渡し、若しくは消費等をした製造たばこを直接管理していた当該卸売販売業者等の事務所若しくは事業所の所在する市町村及び特別区の各月(卸売販売業者等となつた日以後の日数が一月に満たない月を除く。)における数の合計数

二 法第七十四条の十第四項の規定による取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から一年を経過していること。

三 地方税の滞納処分を受けた者にあつては、当該滞納処分の日から二年を経過していること。

四 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していること。

五 当該卸売販売業者等の財産の状況その他の事情から道府県たばこ税又は市町村たばこ税の徴収の確保に支障がないと認められること。

(法第七十四条の十一の担保の提供手続)

第三十九条の十二 第六条の十の規定は、法第七十四条の十一第一項の規定によつて道府県たばこ税に係る納期限を延長する場合における担保の提供手続について準用する。

(帳簿記載義務)

第三十九条の十三 製造たばこの製造者又は特定販売業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

一 製造し、又は輸入した製造たばこの品目、品目ごとの数量及び製造又は輸入の年月日

二 各月末日において貯蔵している製造たばこの品目及び品目ごとの数量

三 売渡し又は消費等をした製造たばこの品目、品目ごとの数量及び売渡し又は消費等の年月日並びに売渡しに係る製造たばこの買受人が卸売販売業者等又は小売販売業者である場合にあつては、その住所及び氏名又は名称

四 返還を受けた製造たばこの品目、品目ごとの数量、返還を受けた年月日並びに返還をした者の住所及び氏名又は名称

2 卸売販売業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

一 買い受けた製造たばこの品目、品目ごとの数量、買い受けた年月日並びに売渡人の住所及び氏名又は名称

二 返還した製造たばこの品目、品目ごとの数量、返還の年月日並びに返還を受けた者の住所及び氏名又は名称

三 前項第二号から第四号までに掲げる事項

3 前二項の場合において、売渡し、消費等又は買受けをした製造たばこが、法第七十四条の六第一項各号の規定の適用を受けた、若しくは受けけるべきものであるとき、又は卸売販売用として売り渡し、若しくは買い受けたものであるときには、その旨を付記しなければならない。

4 小売販売業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

一 売渡し又は消費等をした製造たばこの品目、品目ごとの数量及び売渡し又は消費等の年月日

二 第一項第二号並びに第二項第一号及び第二号に掲げる事項

(法第七十四条の二十三第四項の政令で定めるところにより計算した金額)

第三十九条の十三の二 法第七十四条の二十三第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該申告納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

第三十九条の十四 法第七十四条の二十三第八項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたことと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七十四条の二十三第八項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、道府県たばこ税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第八項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納付すべき税額に係る法第七十四条の十第一項又は第三項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)

ロ 道府県知事が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

(道府県たばこ税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第三十九条の十五 法第七十四条の二十四第一項又は第三項(同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七十四条の二十四第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第七十四条の二十三第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第六節 ゴルフ場利用税

(徴税吏員のゴルフ場利用税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第四十条 道府県の徴税吏員は、法第七十七条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに必要事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第七十七条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(法第九十条第四項の政令で定めるところにより計算した金額)

第四十条の二 法第九十条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。

(法第九十条第八項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第四十条の三 法第九十条第八項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第九十条第八項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、ゴルフ場利用税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第八項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納入すべき税額に係る法第八十三条第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)

ロ 道府県知事が当該申告書に係る納入について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

(ゴルフ場利用税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第四十一条 法第九十一条第一項又は第三項(同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第九十一条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第九十条第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第四十二条 削除

第七節 軽油引取税

(法第四百四十四条第一項第一号の規格)

第四十三条 法第四百四十四条第一項第一号に規定する政令で定める規格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 分留性状九十パーセント留出温度が二百六十七度を超えないこと。

二 分留性状九十パーセント留出温度が四百度を超えること。

三 前号に掲げるもののほか、残留炭素分が〇・二パーセントを超えること。

四 前二号に掲げるもののほか、引火点が温度百三十度を超えること。

2 前項の規格は、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)によつて定められる石油製品の試験等の方法に関する日本産業規格により認定するものとする。

(法第四百四十四条の二第六項の軽油の数量の算定)

第四十三条の二 法第四百四十四条の二第六項に規定する軽油の数量で政令で定めるところによつて算定したものは、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に所有している軽油(引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。)の数量(法第二章第七節(同項を除く。))の規定により軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油に相当する部分の数量を除く。)から次に掲げる軽油の数量(同節(同項を除く。))の規定により軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油に相当する部分の数量を除く。)を控除して得た数量とする。

一 特別徴収の義務の消滅した者が元売業者である場合において、当該特別徴収の義務が消滅した者の所有に係る軽油(引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。)を法第四百四十

四条の十八第一項第四号の期限までに他の元売業者が引取りを行ったときにおける当該引取りに係る軽油の数量

二 軽油引取税の特別徴収義務者の死亡又は合併により特別徴収の義務が消滅した場合において、その者の相続人又は当該合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人で当該特別徴収の義務が消滅した者の所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。）を承継したものが、引き続き特別徴収義務者として指定されているときにおける当該承継に係る軽油の数量

（法第百四十四條の三第二項の政令で定める炭化水素油）

第四十三條の三 法第百四十四條の三第二項に規定する自動車の内燃機関の用に供することができると認められる炭化水素油で政令で定めるものは、次に掲げる規格を有する炭化水素油とし、金属圧延の用に供する炭化水素油その他の炭化水素油で総務大臣が指定するものを除くものとする。

- 一 温度十五度における比重が〇・八七六二を超えないこと。
- 二 分留性状九十パーセント留出温度が二百六十七度を超えないこと。
- 三 残留炭素分が〇・二パーセントを超えないこと。

2 前項の規格を有する炭化水素油には、揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条において揮発油とみなされるものを含み、同法第十六条又は第十六條の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを除く。）を含まないものとする。

3 第四十三條第二項の規定は、第一項の規格について準用する。

（法第百四十四條の三第三項の道府県知事に対する届出及びその承認）

第四十三條の四 法第百四十四條の三第三項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、同条第三項の承認を受けようとする場合においては、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した届出書を同項の道府県知事に提出して当該道府県知事の承認書の交付を受けなければならない。

2 前項の届出書及び承認書の様式は、総務省令で定める。

（法第百四十四條の四第一項の施設又は設備を所有する者）

第四十三條の五 法第百四十四條の四第一項に規定する施設又は設備を所有する者で政令で定めるものは、同項に規定する施設又は設備（以下この条において「施設等」という。）を所有する者で同項に規定する納税義務者又は同項に規定する軽油の製造を行った者に施設等を貸し付け、又は使用させた者とする。

（法第百四十四條の六の石油化学製品及び用途）

第四十三條の六 法第百四十四條の六に規定する政令で定める石油化学製品は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条に規定する原料の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる石油化学製品について、それぞれ同表の下欄に掲げる用途とする。

一 エチレン、プロピレン、ブチレン、ノルマルパラフィン、硝安油剤爆薬、潤滑油、グリリス又は印刷インキ用溶剤	原料（ノルマルパラフィンにあつては、ノルマルパラフィンとなる部分に限る。）の用途
二 ポリプロピレン	製造工程における物性改良のためのアモルファスポリマーの粘性低下の用途

（法第百四十四條の七第一項の元売業者の指定の要件）

第四十三條の七 法第百四十四條の七第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することその他の事情から軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められること。
- 二 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 法第百四十四條の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消された者（次条第二号又は第三号の要件により元売業者の指定を取り消された者を除く。ロにおいて同じ。）で、その取消しの日から起算して二年を経過しないもの

ロ 法第百四十四條の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消された者が法人である場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホ及び第四十三條の九において同じ。）であつた者で当該取消しの日から起算して二年を経過しないもの

ハ 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して二年を経過しない者

ニ 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第百五十七條第一項、関税法第百四十六條第一項（とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）第十四條及び特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）第十二條において準用する場合を含む。）若しくは法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者

ホ 法人であつて、その役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

（法第百四十四條の七第二項の元売業者の指定の取消しの要件）

第四十三條の八 法第百四十四條の七第二項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 偽りその他不正の行為により法第百四十四條の七第一項の規定による元売業者の指定を受けたこと。

二 法第百四十四條の七第一項各号に該当しなくなつたこと。

三 一年以上引き続き軽油の製造、輸入又は販売をしていないこと。

四 元売業者又は元売業者の代理人、使用人その他の従業者（以下この条、第四十三條の十及び第四十三條の十二において「代理人等」という。）が、法第百四十四條の十一第一項若しくは第百四十四條の三十八第一項の規定によるこれらの規定に規定する帳簿書類その他の物件の検査及び法第百四十四條の十一第三項若しくは第百四十四條の三十八第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避したこと（元売業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該元売業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

五 元売業者又は元売業者の代理人等が、法第百四十四條の十一第一項又は第百四十四條の三十八第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示したこと（元売業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該元売業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六 元売業者又は元売業者の代理人等が、法第百四十四條の十一第一項の規定による徴税吏員の質問又は法第百四十四條の三十八第一項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をしないうこと又は虚偽の答弁をしたこと（元売業者の代理人等が答弁をせず、又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないうこと又は虚偽の答弁をするのを防止するため、当該元売業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

七 法第百四十四條の三十二第二項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項各号の行為を行い、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたこと。

八 法第百四十四條の三十二第三項又は第百四十四條の三十六の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したこと。

九 法第百四十四條の三十三第二項又は第三項の罪に当たる行為をしたこと。

十 法第百四十四條の三十四第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は偽つたこと。

十一 法第百四十四條の三十五第一項若しくは第三項の規定による報告若しくは同条第五項の規定による通知をせず、又はその報告若しくは通知を偽つたこと。

十二 元売業者の代理人等又は元売業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。

十三 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第四百四十四条の十四第二項の規定により徴収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたこと。

十四 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第四百四十四条の二十第一項の規定により命じられた担保の提供、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を、その指定された期限までにしなかつたこと。

(法第四百四十四条の八第一項の仮特約業者の欠格要件)

第四十三条の九 法第四百四十四条の八第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者その他その経営の基礎が薄弱であると認められる者であること。

二 法第四百四十四条の八第三項の規定により仮特約業者の指定を取り消された者(次条第二号に該当するものとして仮特約業者の指定を取り消された者を除く。第四号において同じ。)で、その取消しの日から起算して二年を経過しないものであること。

三 法第四百四十四条の九第三項、第五項本文又は第六項後段の規定により特約業者の指定を取り消された者(第四十三條の十一第二号、第四号若しくは第五号の要件に該当せず、又は第四十三條の十二第二号の要件に該当することにより、特約業者の指定を取り消された者を除く。次号において同じ。)で、その取消しの日から起算して二年を経過しないものであること。

四 法第四百四十四条の八第三項の規定により仮特約業者の指定を取り消された者又は法第四百四十四条の九第三項、第五項本文若しくは第六項後段の規定により特約業者の指定を取り消された者が法人である場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から起算して二年を経過しないものであること。

五 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して二年を経過しない者であること。

六 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第百五十七條第一項、関税法第百四十六條第一項(とん税法第百四十四條及び特別とん税法第十二條において準用する場合を含む。)若しくは法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であること。

七 法人であつて、その役員のうちに第二号から前号までのいずれかに該当する者があること。

(法第四百四十四条の八第三項の仮特約業者の指定の取消しができる場合)

第四十三条の十 法第四百四十四条の八第三項に規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 偽りその他不正の行為により法第四百四十四条の八第一項の規定による仮特約業者の指定を受けた場合

二 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者でなくなつた場合

三 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第四百四十四条の十一第一項若しくは第四百四十四条の三十八第一項の規定によるこれらの規定に規定する帳簿書類その他の物件の検査又は法第四百四十四条の十一第三項若しくは第四百四十四条の三十八第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した場合(仮特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

四 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第四百四十四条の十一第一項又は第四百四十四条の三十八第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した場合(仮特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

五 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第四百四十四条の十一第一項の規定による徴税吏員の質問又は法第四百四十四条の三十八第一項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁を

せず、又は虚偽の答弁をした場合(仮特約業者の代理人等が答弁をせず、又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

六 法第四百四十四条の三十二第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項各号の行為を行い、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた場合

七 法第四百四十四条の三十二第三項又は第四百四十四条の三十六の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した場合

八 法第四百四十四条の三十三第二項又は第三項の罪に当たる行為をした場合

九 法第四百四十四条の三十四第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は偽つた場合

十 法第四百四十四条の三十五第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は偽つた場合

十一 仮特約業者の代理人等又は仮特約業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行した場合

(法第四百四十四条の九第一項の特約業者の指定の要件)

第四十三条の十一 法第四百四十四条の九第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

一 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することその他の事情から軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められること。

二 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者であること。

三 第四十三條の九各号のいずれにも該当しないこと。

四 次のいずれかに該当する者であること。

イ 仮特約業者として一年以上引き続き軽油(第二号の販売契約に基づき、当該元売業者から供給を受けた軽油に限る。ロにおいて同じ。)の販売をしている者

ロ 仮特約業者として三月以上引き続き軽油の販売をしている者で、当該仮特約業者の納入すべき軽油引取税に係る地方団体の徴収金について当該元売業者が総務省令で定めるところにより保証するもの

五 軽油の販売量その他の事項について総務省令で定める基準に該当する者であること。

(法第四百四十四条の九第三項の特約業者の指定の取消しの要件)

第四十三条の十二 法第四百四十四条の九第三項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 偽りその他不正の行為により法第四百四十四条の九第一項の規定による特約業者の指定を受けたこと。

二 一年以上引き続き軽油の販売をしていないこと。

三 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第四百四十四条の十一第一項若しくは第四百四十四条の三十八第一項の規定によるこれらの規定に規定する帳簿書類その他の物件の検査又は法第四百四十四条の三十八第一項若しくは第四百四十四条の三十八第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避したこと(特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

四 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第四百四十四条の十一第一項又は第四百四十四条の三十八第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示したこと(特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

五 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第四百四十四条の十一第一項の規定による徴税吏員の質問又は法第四百四十四条の三十八第一項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をしな

いこと又は虚偽の答弁をしたこと(特約業者の代理人等が答弁をせず、又は虚偽の答弁をした

場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六 法第四百四十四条の三十二第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項各号の行為を行い、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたこと。

七 法第四百四十四条の三十二第三項又は第四百四十四条の三十六の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したことを。

八 法第四百四十四条の三十三第二項又は第三項の罪に当たる行為をしたこと。

九 法第四百四十四条の三十四第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は偽つたこと。

十 法第四百四十四条の三十五第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は偽つたこと。

十一 特約業者の代理人等又は特約業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。

十二 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第四百四十四条の十四第二項の規定により徴収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたこと。

十三 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第四百四十四条の二十第一項の規定により命じられた担保の提供、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を、その指定された期限までにしなかつたこと。

（徴税吏員の軽油引取税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第四十三條の十二の二 道府県の徴税吏員は、法第四百四十四条の十一第五項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに關し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第四百四十四条の十一第五項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（法第四百四十四条の十四第三項の引取りの際減少すべき軽油の数量）

第四十三條の十三 法第四百四十四条の十四第三項に規定する政令で定める数量は、特約業者からの引取りに係る軽油については当該軽油の数量に百分の一を乗じて得た数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油については当該軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量とする。

（法第四百四十四条の二十第一項の担保の提供）

第四十三條の十四 道府県知事は、法第四百四十四条の二十第一項の規定に基づき担保の提供を命ずる場合には、これを提供すべき期限を指定するものとする。

2 前項の担保は、道府県知事の承認を受けた場合には、順次その総額を分割して提供することができる。

3 法第四百四十四条の二十第一項の規定により指定する期間は一年を限度とし、同項の規定により指定する金額はその提供を命ずる期間における軽油引取税の額に相当する額として道府県知事が認める額を限度とする。

4 第六條の十及び第六條の十一の規定は、法第四百四十四条の二十第一項の規定によつて提供すべき担保について準用する。

（軽油引取税に係る免税の手續）

第四十三條の十五 法第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税軽油使用者（以下この条において「免税軽油使用者」という。）は、法第四百四十四条の二十一第二項に規定する免税軽油使用者証（以下この条において「免税軽油使用者証」という。）の交付を受けようとする場合には、法第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税軽油（以下この条において「免税軽油」という。）の用途、当該用途に係る機械又は設備（以下この条において「免税機械等」という。）の明細その他総務省令で定める事項を記載した申請書に、第十五項第一号から第四号までのいずれにも該

当しないことを誓約する書面を添付して、これをその交付を受けようとする道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書及び書面の様式は、総務省令で定める。

3 免税軽油使用者証には、免税軽油の用途、当該用途に係る免税機械等の明細、有効期間その他総務省令で定める事項を記載するものとし、その様式は、総務省令で定める。

4 免税軽油使用者証の有効期間は、免税軽油使用者証を交付した日から起算して三年を超えない範囲内において免税軽油使用者ごとに当該道府県知事が定める期間を経過する日までとする。

5 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、その交付を受けた道府県知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。

6 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなつたとき、又は当該免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく、当該免税軽油使用者証をその交付を受けた道府県知事に返納しなければならない。

7 免税軽油使用者が法第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税証（以下この条及び第四十三條の十七において「免税証」という。）の交付を受けようとする場合には、その都度、免税軽油使用者証を提示して同項の規定による申請書を道府県知事に提出しなければならない。

8 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、十八リットルを下らないようにするものとする。

9 第七項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第四百四十四条の二十一第二項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第七項の申請書に免税軽油使用者ごとにその氏名又は名称を記載した明細書を添付しなければならない。

10 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から起算して一年を超えない範囲内において免税軽油使用者ごとに当該道府県知事が定める期間を経過する日までとする。

11 第六項の規定は、免税証について準用する。

12 第七項の申請書及び第九項の明細書の様式は、総務省令で定める。

13 免税軽油使用者は、その主たる事務所若しくは事業所所在地の道府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所所在地の道府県知事に免税証の交付を申請しようとする場合には、当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、当該道府県知事以外の道府県知事に免税証の交付を申請する旨並びに免税証の交付を受けようとする道府県ごとの免税機械等の種類、数量及び所在地その他必要な事項を記載した届出書を提出するとともに、その写しを免税証の交付を受けようとする道府県知事に提出しなければならない。ただし、免税軽油使用者である国の行政機関の長が免税証の交付を申請しようとするときは、この限りでない。

14 前項の届出書の様式は、総務省令で定める。

15 法第四百四十四条の二十一第三項に規定する政令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第四百四十四条の二十一第四項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して二年を経過しない者であるとき。

二 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して二年を経過しない者であるとき。

三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第五十七條第一項、関税法第四百六條第一項（とん税法第十四條及び特別とん税法第十二條において準用する場合を含む。）若しくは法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 免税軽油使用者が法人であつて、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるとき。

五 前各号に掲げるときのほか、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特にな不適当と認めるとき。

16 法第四百四十四条の二十一第六項に規定する政令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一 免税軽油使用者が前項第一号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 免税軽油使用者が法第四百四十四条の二十七第一項の規定に違反して報告書を提出しないとき。

三 前二号に掲げるときのほか、免税証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不適当と認めるとき。

17 法第四百四十四条の二十一第九項の規定による通知は、総務省令で定める様式の通知書でしなればならない。

(法第四百四十四条の二十九第一項の担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続)

第四十三條の十六 法第四百四十四条の二十九第一項に規定する政令で定める要件は、同条の規定による徴収猶予の申請をした軽油引取税の特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前三年以内において軽油引取税に係る地方団体の徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における軽油引取税に係る地方団体の徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る軽油引取税を納入することが確実と認められることとする。

2 第六条の十の規定は、法第四百四十四条の二十九第一項の規定により徴する担保の提供手続について準用する。

(法第四百四十四条の三十一第四項の免除又は還付の手続)

第四十三條の十七 道府県知事は、法第四百四十四条の三十一第四項の規定により軽油引取税額の納入を免除し、又は納入に係る軽油引取税額を還付しようとする場合においては、同項の免税取扱特別徴収義務者に、同項の規定により免税証を交付した道府県知事の承認を得たことを証する書面を提出させなければならない。

(総務省の職員の軽油引取税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第四十三條の十七の二 法第四百四十四条の三十八第一項に規定する総務省指定職員（以下この条及び次条において「総務省指定職員」という。）は、法第四百四十四条の三十八第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 総務省指定職員は、法第四百四十四条の三十八第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 総務省指定職員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(総務省の職員の軽油引取税に関する調査の事前通知に係る通知事項)

第四十三條の十七の三 法第四百四十四条の三十八の二第一項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 調査（法第四百四十四条の三十八の二第一項第一号に規定する調査をいう。以下この条において同じ。）の相手方である同項に規定する元業者等の氏名及び住所又は居所
- 二 調査を行う総務省指定職員の氏名（総務省指定職員が複数であるときは、総務省指定職員を代表する者の氏名）
- 三 法第四百四十四条の三十八の二第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に關する事項
- 四 法第四百四十四条の三十八の二第三項の規定の趣旨

2 法第四百四十四条の三十八の二第一項各号に掲げる事項のうち、同項第二号に掲げる事項については調査を開始する日時において同項に規定する質問検査等を行おうとする場所を、同項第三号

に掲げる事項については軽油引取税の徴収について適正な運営を図るための調査である旨を、それぞれ通知するものとし、同項第六号に掲げる事項については、同号に掲げる物件が地方税に關する法令の規定により備付け又は保存をしなければならないこととされているものである場合にはその旨を併せて通知するものとする。

(法第四百四十四条の四十七第四項の政令で定めるところにより計算した金額)

第四十三條の十七の四 法第四百四十四条の四十七第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者又は納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき税額とする。

(法第四百四十四条の四十七第八項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第四十三條の十八 法第四百四十四条の四十七第八項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第四百四十四条の四十七第八項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、軽油引取税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第八項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納入し、又は納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入され、又は納付されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納入し、又は納付すべき税額に係る法第四百四十四条の十四第二項又は第四百四十四条の十八の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）

ロ 道府県知事が当該申告書に係る納入又は納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

(軽油引取税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第四十三條の十九 法第四百四十四条の四十八第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第四百四十四条の四十八第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第四百四十四条の四十七第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

(法第四百四十四条の六十第一項の率)

第四十三條の二十 法第四百四十四条の六十第一項の政令で定める率は、十分の九とする。

第八節 自動車税

(法第四百四十五条第三号の自動車の付加物)

第四十四條 法第四百四十五条第三号に規定する自動車に付加して一体となつて物として政令で定めるものは、次に掲げる物とする。

- 一 ラジオ、ヒーター、クラーその他の自動車に取り付けられる自動車の附属物
- 二 特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な機械又は装置のうち、人又は物を運送するために用いられるもの

(法第四百四十六条第二項の運行以外の目的に供するために自動車を取得した者)

第四十四條の二 法第四百四十六条第二項に規定する運行以外の目的に供するために自動車を取得した者として政令で定めるものは、道路（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第六項に規定する道路をいう。）以外の場所のみににおいてその用い方に従い用いられる自動車その他法第四百四十六条第二項に規定する運行の用に供されない自動車を取得した者とする。

(法第百五十条第一項第二号の法人の分割等)

第四十四条の三 第三十七条の十四の規定は、法第百五十条第一項第二号に規定する政令で定める分割について準用する。

2 第三十七条の十四の二の規定は、法第百五十条第一項第三号に規定する政令で定める場合について準用する。

(徴税吏員の自動車税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第四十四条の四 道府県の徴税吏員は、法第百五十一条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに關し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第百五十一条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、法第百五十一条第四項の規定により留め置いた物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(法第百七十一条第四項の政令で定めるところにより計算した金額)

第四十四条の四の二 法第百七十一条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

(法第百七十一条第八項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第四十四条の五 法第百七十一条第八項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第百七十一条第八項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性能力制について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第八項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納付すべき税額に係る法第百六十条第一項各号に規定する納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)

ロ 道府県知事が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

(環境性能力制の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第四十四条の六 法第百七十二条第一項又は第三項(同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第百七十二条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第百七十一条第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

(法第百七十七条の六第一項及び第二項の率)

第四十四条の七 法第百七十七条の六第一項及び第二項の政令で定める率は、百分の九十五とする。

(環境性能力制の交付基準及び交付時期等)

第四十四条の八 道府県は、毎年度、法第百七十七条の六第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村(特別区を含む。)に対し交付する場合には、当該額の二分の一の額を市町村道(同項に規定する市町村道をいう。以下この項及び第四項において同じ。)の延長で、他の二分の一の額を市町村道の面積で按分して、次に定めるところにより交付するものとする。

2 道府県は、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月における同月において収入すべき環境性能力制の収入見込額と同月において収入した環境性能力制の収入額(当該期間内に過誤納に係る環境性能力制の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。)との差額を、四月から七月までの間に収入した環境性能力制の収入額に加算し、又はこれから減額した額の百分の四十・八五に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した環境性能力制の収入額の百分の四十・八五に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した環境性能力制の収入額と三月において収入すべき環境性能力制の収入見込額との合算額の百分の四十・八五に相当する額

3 前項に規定する各交付時期に交付することができなかった金額があるとき、又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 第二項に規定する各交付時期に各市町村に交付すべき額として第一項の規定を適用して計算する場合において、市町村道の延長で按分して得た額又は市町村道の面積で按分して得た額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期に交付すべき額とする。

第四十四条の九 法第百七十七条の六第二項に規定する指定市(以下この項及び第三項において「指定市」という。)を包括する道府県(以下この項及び第三項において「指定道府県」という。)は、毎年度、同条第二項の規定により同項に規定する額を当該指定市に対し交付する場合には、次に掲げる金額の合算額を交付するものとする。

一 当該指定道府県が収入した環境性能力制の百分の三十三・二五の額の二分の一に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国道等(法第百七十七条の六第二項に規定する一般国道等をいう。以下この項において同じ。)の延長のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長の割合を乗じて得た額

二 当該指定道府県が収入した環境性能力制の百分の三十三・二五の額の二分の一に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国道等の面積のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積の割合を乗じて得た額

2 前項の割合を算定する場合において、当該割合に小数点三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 前条第二項及び第三項の規定は、指定道府県が法第百七十七条の六第二項の規定により同項に規定する額を指定市に対し交付する場合について準用する。この場合において、前条第二項の表中「百分の四十・八五に相当する額」とあるのは、「を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額」と読み替えるものとする。

第四十四条の十 前二条に定めるもののほか、環境性能力制の交付に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(法第百七十七条の七第三項の種別割の税率に乘ずる割合)

第四十四条の十一 法第百七十七条の七第三項に規定する政令で定める割合は、十分の十から積雪により自動車を運行の用に供することができないと認められる期間の月数(当該月数が四を超える場合には、四)に十分の〇・七五を乗じて得た数を控除したものである。

2 前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、切り捨てる。

第九節 鉤区税

(徴税吏員の鉤区税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第四十五条 道府県の徴税吏員は、法第百八十八条第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置に關し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第百八十八条第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第十節 道府県法定外普通税

(法第百五十九条第一項の政令で定める変更)

第四十五条の二 法第百五十九条第一項に規定する政令で定める変更は、道府県法定外普通税の税率の引下げ、廃止及び道府県法定外普通税に係る条例の規定が効力を有する期間の短縮とする。

(法第百六十二条第三号の給付)

第四十五条の二 法第百六十二条第三号に規定する政令で定める給付は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)又は船員法(昭和二十二年法律第百号)の規定によつて給付を受ける災害補償とする。

(徴税吏員の道府県法定外普通税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第四十五条の三 道府県の徴税吏員は、法第百六十四条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置に關し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第百六十四条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(法第百七十八条第四項の政令で定めるところにより計算した金額)

第四十五条の二 法第百七十八条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額とする。

(法第百七十八条第八項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)
第四十五条の二 法第百七十八条第八項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第百七十八条第八項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、当該道府県法定外普通税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第八項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納付し、又は納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付され、又は納入されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納付し、又は納入すべき税額に係る法第百七十四条の二第二項又は第百七十五条第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)

ロ 道府県知事が当該納入申告書に係る納付又は納入について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該納入申告書の提出があつた日

(道府県法定外普通税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第四十五条の二 法第百七十九条第一項又は第三項(同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第百七十九条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額又は税額に相当する金額を、法第百七十八条第一項に規定する対象不足金額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第三章 市町村の普通税

第一節 市町村民税

(法第百九十二条第一項第四号の二の政令で定める日)

第四十五条の三 第六条の二十三の規定は、法第百九十二条第一項第四号の二に規定する政令で定める日について準用する。この場合において、第六条の二十三第一号中「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、「第五十二条第二項第一号」とあるのは「第三百二十二条第三項第一号」と、同条第二号中「第五十三条第二項」とあるのは「第三百二十一条の八第二項」と、「第五十二条第二項第二号」とあるのは「第三百二十二条第三項第二号」と読み替えるものとする。

(法第百九十二条第一項第四号の二の純資産額)

第四十五条の四 第六条の二十四の規定は、法第百九十二条第一項第四号の二の純資産額として算定した金額について準用する。この場合において、第六条の二十四中「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、「第五十二条第二項第一号」とあるのは「第三百二十二条第三項第一号」と、「第五十三条第二項」とあるのは「第三百二十一条の八第二項」と読み替えるものとする。

(障害者の範囲)

第四十六条 法第百九十二条第一項第十号に規定する政令で定める者は、第七条に規定する者とする。

(寡婦の範囲)

第四十六条の二 法第百九十二条第一項第十一号に規定する夫の生死が明らかでない者で政令で定めるものは、次に掲げる者の妻とする。

一 太平洋戦争の終結の当時もとの陸海軍に属していた者で、まだ法の施行地内に帰らないもの
二 前号に掲げる者以外の者で、太平洋戦争の終結の当時法の施行地外にあつてまだ法の施行地内に帰らず、かつ、その帰らないことについて同号に掲げる者と同様の事情があると認められるもの

三 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその船舶に乗っていた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた者又は航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその航空機に乗つていた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた者で、三月以上その生死が明らかでないもの

四 前号に掲げる者以外の者で、死亡の原因となるべき危難に遭遇した者のうちその危難が去つた後一年以上その生死が明らかでないもの

五 前各号に掲げる者を除くほか、三年以上その生死が明らかでない者

(ひとり親の範囲)

第四十六条の二 法第百九十二条第一項第十二号に規定する配偶者の生死が明らかでない者で政令で定めるものは、前条各号に掲げる者の配偶者とする。

2 法第百九十二条第一項第十二号に規定する政令で定める子は、当該年度の初日の属する年の前年(第四十六条の三から第四十八条の六の二までにおいて「前年」という。)の法第三百十

三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下の子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）とする。

（恒久的施設の範囲）

第四十六条の二の三 第七条の三の第二項、第四項、第五項及び第九項の規定は、法第二百九十二条第一項第十四号イに規定する政令で定める場所について準用する。この場合において、第七条の三の第二項中「同号ただし書」とあるのは、「法第二百九十二条第一項第十四号ただし書」と読み替えるものとする。

2 第七条の三の第二項から第六項まで及び第九項の規定は、法第二百九十二条第一項第十四号ロに規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第七条の三の第二項中「同項第三号ロ」とあるのは、「法第二百九十二条第一項第三号ロ」と読み替えるものとする。

3 第七条の三の第二項から第九項までの規定は、法第二百九十二条第一項第十四号ハに規定する政令で定める者について準用する。

（二以上の納税義務者がある場合の同一生計配偶者の所属）

第四十六条の三 法第二百九十二条第二項の場合において、同項に規定する配偶者が同項に規定する同一生計配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかは、法第三百七十七条の二第一項の申告書を提出する義務を有する者にあつては当該申告書、法第三百七十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において法第三百七十七条の二第一項に規定する給与又は同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において法第二百九十二条第一項第五号に掲げる給与以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（法第三百七十七条の二第二項の規定により同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。以下この項及び次条第一項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）にあつては当該給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載されたところによる。ただし、給与所得等以外の所得を有しなかつた者が、総務省令で定めるところにより、自己の同一生計配偶者又は扶養親族とする者の氏名その他必要な事項を記載した申請書を賦課期日現在の住所所在地の市町村長に提出したときは、当該申請書に記載されたところによる。

2 前項の場合において、二以上の納税義務者につき同一人が同一生計配偶者又は扶養親族として同項の申告書、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書又は申請書に記載されたとき、その他同項の規定により同一生計配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である市町村民税の納税義務者の同一生計配偶者とする。

（二以上の納税義務者がある場合の扶養親族の所属）

第四十六条の四 法第二百九十二条第三項の場合において、同項に規定する二以上の市町村民税の納税義務者の扶養親族に該当する者をいずれの納税義務者の扶養親族とするかは、法第三百七十七条の二第一項の申告書を提出する義務を有する者にあつては当該申告書、給与所得等以外の所得を有しなかつた者にあつては法第三百七十七条の六第一項の給与支払報告書又は同条第四項の公的年金等支払報告書に記載されたところによる。ただし、給与所得等以外の所得を有しなかつた者が、総務省令で定めるところによつて、自己の扶養親族とする者の氏名その他必要な事項を記載した申請書を賦課期日現在の住所所在地の市町村長に提出したときは、当該申請書に記載されたところによる。

（収益事業の範囲）

第四十七条 第七条の四の規定は、法第二百九十四条第六項から第八項まで、第二百九十六条第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第三百十二条第一項の表の第一号の収益事業の範囲について準用する。

（法人課税信託等の併合又は分割）

第四十七条の二 信託の併合に係る従前の信託又は信託の分割に係る分割信託（信託の分割によりその信託財産の一部を他の信託又は新たな信託に移転する信託をいう。次項において同じ。）が法人課税信託（法第二百九十四条第一項第五号に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。）のうち法人税法第二十九条の二イ又はハに掲げる信託（以下この項において「特定法人課税信託」という。）である場合には、当該信託の併合に係る新たな信託又は当該信託の分割に係る他の信託若しくは新たな信託（特定法人課税信託を除く。）は、特定法人課税信託とみなして、法第三章第一節の規定を適用する。

2 信託の併合又は信託の分割（一の信託が新たな信託に信託財産の一部を移転するものに限る。以下この項及び次項において「単独新規信託分割」という。）が行われた場合において、当該信託の併合が法人課税信託を新たな信託とするものであるときにおける当該信託の併合に係る従前の信託（法人課税信託を除く。）は当該信託の併合の直前に法人課税信託に該当することとなつたものとみなし、当該単独新規信託分割が集団投資信託（法第二百九十四条の三第一項に規定する集団投資信託をいう。以下この項において同じ。）又は受益者等課税信託（法人税法施行令第十四条の六第二項に規定する受益者等課税信託をいう。以下この項において同じ。）を分割信託とし、法人課税信託を承継信託（信託の分割により分割信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいう。以下この項及び次項において同じ。）とするものであるときにおける当該承継信託は当該単独新規信託分割の直後に集団投資信託又は受益者等課税信託から法人課税信託に該当することとなつたものとみなして、法第三章第一節の規定を適用する。

3 他の信託に信託財産の一部を移転する信託の分割（以下この項において「吸収信託分割」という。）又は二以上の信託が新たな信託に信託財産の一部を移転する信託の分割（以下この項において「複数新規信託分割」という。）が行われた場合には、当該吸収信託分割又は複数新規信託分割により移転する信託財産をその信託財産とする信託（以下この項において「吸収分割中信託」という。）を承継信託とする単独新規信託分割が行われ、直ちに当該吸収分割中信託及び承継信託（複数新規信託分割にあつては、他の吸収分割中信託）を従前の信託とする信託の併合が行われたものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 前三項に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は受益者についての法第三章第一節又はこの節の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（市町村民税と信託財産）

第四十七条の二の二 法第二百九十四条の三第二項に規定する政令で定める権限は、信託の目的に反しないことが明らかである場合に限り信託の変更をすることができる権限とする。

2 法第二百九十四条の三第二項に規定する信託の変更をする権限には、他の者との合意により信託の変更をすることができる権限を含むものとする。

3 停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者は、法第二百九十四条の三第二項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するものとする。

4 法第二百九十四条の三第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が二以上ある場合における同条第一項の規定の適用については、同項の信託の信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとする。

（法第二百九十五条第三項の政令で定める基準）

第四十七条の三 法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第二百九十五条第三項の市町村の条例で定める金額は、当該条例で基本額として定める一定金額に、同項に規定する法の施行地に住所を有する者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢十六歳未満の者及び法第二百九十四条の二第二項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この号において同じ。）の数に一を加えた数を乗じて得た金額に、十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に当該条例で加算額として定める一定金額を加算した金額）とするものとする。

二 前号の基本額として定める一定金額は、三十五万円を超えない範囲内において、三十五万円に、生活保護法第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分（前年の十二月三十一日における地域の級地区分とする。）ごとに、総務省令で定める世帯につき前年において同法第十一条第一号から第三号までに掲げる扶助に要した費用として算定される金額を勘案して総務省令で定める率で、当該市町村が同日において該当した当該地域の級地区分に係るものを乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。

三 第一号の加算額として定める一定金額は、二十一万円を超えない範囲内において、二十一万円に、前号に規定する総務省令で定める率で当該市町村が前年の十二月三十一日において該当した同号に規定する地域の級地区分に係るものを乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。

（法第二百九十六条第一項第二号の農業協同組合連合会）

第四十七条の四 法第二百九十六条第一項第二号に規定する農業協同組合連合会で政令で定めるものは、第七条の四の五に規定する農業協同組合連合会とする。

（徴税吏員の市町村民税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第四十七条の五 市町村の徴税吏員は、法第二百九十八条第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第二百九十八条第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（法第三百一十二条第一項の表の第一号に規定する政令で定める役員）

第四十八条 法第三百一十二条第一項の表の第一号に規定する政令で定める役員は、俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされている役員とする。

（法第三百一十二条第六項の政令で定める日等）

第四十八条の二 法第三百一十二条第六項に規定する政令で定める日は、第四十五条の三において読み替えて準用する第六条の二十三第一号に掲げる日とする。

2 法第三百一十二条第七項に規定する政令で定める日は、第四十五条の三において読み替えて準用する第六条の二十三第二号に掲げる日とする。

（事業にもつぱら従事する親族の範囲等）

第四十八条の二の二 第七条の五の規定は法第三百一十三条第三項又は第四項の所得割の納税義務者と生計を一にする親族でもつぱら当該納税義務者の経営する事業に従事するものの範囲について、第七条の六の規定は法第三百一十三条第四項第二号の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の意義について、第七条の七の規定は所得割の納税義務者が不動産所得、事業所得又は山林所得のうち二以上の所得を生ずべき事業を営む場合における法第三百一十三条第四項第二号の規定の適用について、第七条の八の規定は事業専従者が二以上の事業に従事した場合の事業専従者控除額の配分について準用する。

（純損失又は雑損失の繰越控除の順序）

第四十八条の三 法第三百一十三条第八項又は第九項の規定による損失の金額の控除に関しては、次に定めるところによる。

一 控除する損失の金額が前年前三年間（法第三百一十四条第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年前五年間。次号において同じ。）の二以上の年に生じたものであるときは、これらの年のうち最も前の年に生じた損失の部分の金額から順次控除を行う。

二 前年前三年間の一の年において生じた損失の金額の控除については、次に定めるところによる。

イ 純損失の金額のうちに総所得金額の計算上の損失の部分の金額（法第三百一十三条第二項の規定により所得税法施行令第百九十八条第一号から第五号までの規定による計算の例によつ

てもなお控除することができない損失の金額をいう。ハにおいて同じ。）があるときは、これをまず総所得金額から控除する。

ロ 純損失の金額のうちに山林所得金額の計算上の損失の部分の金額（法第三百一十三条第二項の規定により所得税法施行令第百九十八条第六号の規定による計算の例によつてもなお控除することができない損失の金額をいう。ニにおいて同じ。）があるときは、これをまず山林所得金額から控除する。

ハ イによつてもなお控除することができない総所得金額の計算上の損失の部分の金額は、山林所得金額（ロによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から控除し、次に退職所得金額から控除する。

ニ ロによつてもなお控除することができない山林所得金額の計算上の損失の部分の金額は、総所得金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から控除し、次に退職所得金額（ハによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から控除する。

ホ 雑損失の金額で前年度において控除されなかつた部分に相当する金額があるときは、これを総所得金額、山林所得金額、退職所得金額（イからニまでによる控除が行われる場合には、それぞれこれらの控除後の金額）の順序に従い、順次その金額から控除する。

三 前年の所得の金額の計算上の損失の金額があるときは、まず法第三百一十三条第二項の規定により所得税法第六十九条の規定の例による控除を行つた後、法第三百一十三条第八項又は第九項の規定による控除を行う。

2 前項（法第三百一十三条第八項又は第九項の規定による純損失の金額の控除に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額（法第三百一十四条第一項から第三項までに規定する特定非常災害発生年純損失金額、被災純損失金額及び特定非常災害発生年特定純損失金額（以下この項及び次項において「特例対象純損失金額」という。）以外の純損失の金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）が生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額は当該特例対象純損失金額よりも前の年に生じたものとして前項の規定による控除を行う。

3 第一項（法第三百一十三条第九項の規定による雑損失の金額の控除に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合において、その者の有する他の雑損失金額（法第三百一十四条第四項に規定する特定雑損失金額（以下この項及び第四十八条の七第一項において「特定雑損失金額」という。）以外の雑損失の金額をいう。以下この項及び第四十八条の七第一項において同じ。）又は他の純損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額又は特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の雑損失金額又は当該他の純損失金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして第一項の規定による控除を行う。

（変動所得の範囲）

第四十八条の三の二 法第三百一十三条第九項に規定する年々の変動の著しい所得のうち政令で定めるものは、第七条の九の二に規定する所得とする。

（被災事業用資産の損失等に係る純損失の金額）

第四十八条の三の三 法第三百一十三条第九項に規定する政令で定める純損失の金額は、第七条の九の三に規定する純損失の金額とする。

（たな卸資産の範囲等）

第四十八条の四 法第三百一十三条第十項に規定するたな卸をすべきものとして政令で定める資産は、第七条の十各号に掲げる資産とする。

2 法第三百一十三条第十項に規定する固定資産に準ずる資産で政令で定めるものは、第七条の十の二に規定する資産とする。

（災害の範囲等）

第四十八条の五 法第三百一十三条第十項に規定する政令で定める災害は、第七条の十の三に規定する災害とする。

り生じた損失の金額」という。）と他の損失金額（当該特定非常災害により生じた損失の金額以外の同号に規定する損失の金額をいう。）とがある場合におけるその年において生じた雑損失の金額について、第七条の十三の四第三項の規定はこの項において準用する同条第二項の場合における雑損失の金額のうちに特定雑損失金額と他の雑損失金額とがあるときの法第三百十四条の二第一項の規定による控除について、第七条の十五の規定は同項第五号イに規定する政令で定める新生命保険契約等に係る保険料又は掛金について、第七条の十五の二の規定は同号イに規定する政令で定める旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金について、第七条の十五の三第一項の規定は同号イ（１）（い）に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、同条第二項の規定は同号ロ（１）に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、同条第三項の規定は同号ハ（１）（い）に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、第七条の十五の四の規定は同号ロに規定する政令で定める事由について、第七条の十五の五の規定は同号ロに規定する政令で定めるものについて、第七条の十五の六の規定は法第三百十四条の二第二項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の十五第一号	第三十四条第七項第一号イ	第三百十四条の二第七項第一号イ
第七条の十五第二号	第三十四条第七項第一号ハ	第三百十四条の二第七項第一号ハ
第七条の十五の二各号	第三十四条第七項第二号二	第三百十四条の二第七項第二号二
第七条の十五の三第一項	同条第七項第一号	法第三百十四条の二第七項第一号
第七条の十五の三第二項	同条第七項第三号	法第三百十四条の二第七項第三号
第七条の十五の三第三項	同条第七項第四号	法第三百十四条の二第七項第四号
第七条の十五の四第一号	第三十四条第一項第五号ロ	第三百十四条の二第一項第五号ロ
第七条の十五の四第二号	第三十四条第七項第三号	第三百十四条の二第七項第三号
第七条の十五の五第一号	第三十四条第七項第一号イ	第三百十四条の二第七項第一号イ
第七条の十五の五第二号	第三十四条第七項第一号ハ	第三百十四条の二第七項第一号ハ
第七条の十五の六各号	第三十四条第一項第五号の三	第三百十四条の二第一項第五号の三

2 法第三百十四条の二第一項第一号に規定する政令で定める資産は第七条の十三の二各号に掲げる資産とし、同項第二号に規定する政令で定める対価は第七条の十四に規定する対価とし、同項第四号イに規定する政令で定める共済契約は第七条の十四の二に規定する共済契約とし、同号ハに規定する政令で定める障害者は第七条の十四の三に規定する共済制度とし、同項第六号に規定する政令で定めるものは法第三百十四条の二第七項第三号ロに規定する政令で定めるものについて、第七条の十五の十二の規定は同項第四号に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものについて、第七条の十五の十三の規定は同号ハに規定する政令で定める要件について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 第七条の十五の九第四項	同項第一号ハ	法第三百十四条の二第七項第一号ハ
第七条の十五の十二第一号	第三十四条第七項第一号イ	第三百十四条の二第七項第一号イ
第七条の十五の十二第二号	第三十四条第七項第一号ロ	第三百十四条の二第七項第一号ロ
第七条の十五の十二第三号	第三十四条第七項第一号ハ	第三百十四条の二第七項第一号ハ
第七条の十五の十三	第三十四条第一項第五号ハ	第三百十四条の二第一項第五号ハ
第七条の十五の十三	同項第四号イ	法第三百十四条の二第七項第四号イ

4 法第三百十四条の二第七項第一号に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第一号その他政令で定める規定は第七条の十五の八第一項に規定する規定とし、法第三百十四条の二第七項第一号に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第二号その他政令で定める規定は第七条の十五の八第二項に規定する規定とし、法第三百十四条の二第七項第一号イに規定する政令で定める保

契約は第七条の十五の九第一項に規定する保険契約とし、同号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約は同条第二項に規定する生命共済に係る契約とし、同号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約に類する共済に係る契約は第七条の十五の十に規定する契約とし、同号二に規定する退職年金に関する契約で政令で定めるものは第七条の十五の十一に規定する契約とし、法第三百十四条の二第七項第二号二に規定する政令で定めるものは第七条の十五の九第三項に規定する保険契約とし、法第三百十四条の二第七項第六号ロに規定する政令で定める共済に係る契約は第七条の十五の十四に規定する契約とする。

5 第七条の十六の規定は、法第三百十四条の二第十項の場合における同項の死亡し、又は再婚した配偶者に係る同一生計配偶者又は同条第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者の範囲について準用する。

（法第三百十四条の六第一号イの表の政令で定めるひとり親）
第四十八条の七の二 法第三百十四条の六第一号イの表の（３）に規定するひとり親で政令で定めるものは、ひとり親のうち父である者とする。

2 法第三百十四条の六第一号イの表の（４）に規定するひとり親で政令で定めるものは、ひとり親のうち母である者とする。

（寄附金税額控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金の範囲）
第四十八条の八 法第三百十四条の七第一項第二号に規定する政令で定める寄附金は、第七条の十七各号に掲げる寄附金とする。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

第四十八条の九 租税特別措置法第四十条第一項の規定を受ける財産の贈与又は遺贈がある場合における法第三百十四条の七第一項及び第十一項の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」と、「に特例控除対象寄附金」とあるのは「に特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」と、同条第十一項中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」とする。

（外国の所得税等の額の控除）

第四十八条の九の二 法第三百十四条の八に規定する外国の所得税等（以下この条において「外国の所得税等」という。）の範囲については所得税法施行令第二百一十一條の規定を準用し、外国の所得税等の額については所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額及び同法第六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額の計算の例による。

2 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において、当該年の前年以前三年内の各年（これらの年のうちにその課された外国の所得税等の額を所得割の課税標準である所得の計算上必要な経費に算入した年があるときは、当該必要な経費に算入した年以前の年を除く。以

下この条において「前年以前三年内の各年」という。）において課された外国の所得税等（前年以前三年内の各年のうち翌年の一月一日に所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であった年において課されたものを除く。）の額のうち同法第九十五条及び第六十五条の六の規定並びに法第三十七条の三及び第三十四条の八の規定により控除することができた額を超える部分の額があるときは、当該を超える部分の額を、その最も古い年のものから順次当該年に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額から当該年において課された外国の所得税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられるものとなる当該を超える部分の額は、同条の規定の適用については、当該年において課された外国の所得税等の額とみなす。

3 法第三十四条の八に規定する法第三十七条の三の控除の限度額で政令で定めるものは、道府県民税の控除限度額とする。

4 法第三十四条の八の規定により外国の所得税等の額を控除する場合における限度額は、国税の控除限度額に百分の十八（所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（第六項及び第七項において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の二十四）を乗じて計算する。

5 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合において、前年以前三年内の各年において課された外国の所得税等の額で法第三十四条の八の規定により控除することができたもののうちに当該前年以前三年内の各年の市町村民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該年に係る同条の規定により外国の所得税等の額を控除する場合における限度額は、前項の規定にかかわらず、当該年の市町村民税の控除限度額に、前年以前三年内の各年の国税の控除余額、道府県民税の控除余額又は市町村民税の控除余額を前年以前三年内の各年のうち最も古い年のものから順次に、かつ、同一の年のものについては、国税の控除余額、道府県民税の控除余額及び市町村民税の控除余額の順に、当該年において課された外国の所得税等の額のうち当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該を超える部分の額に充てられることとなる市町村民税の控除余額の合計額に相当する額を加算して計算する。この場合において、前年以前三年内の各年においてこの項の規定により当該前年以前三年内の各年の当該を超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余額、道府県民税の控除余額及び市町村民税の控除余額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

6 所得割の納税義務者が賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する場合には、前年以前三年内の各年（その翌年の一月一日に指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した年に限る。以下この項において同じ。）の前項に規定する道府県民税の控除余額は、第七条の十九第四項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の六に相当する額を控除した額（当該額が零に満たない場合には、零）とし、前年以前三年内の各年の前項に規定する市町村民税の控除余額は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の六に相当する額（当該額が当該前年以前三年内の各年の同項の規定により計算した前項に規定する道府県民税の控除余額を超える場合には、当該道府県民税の控除余額）を加算した額とする。

7 所得割の納税義務者が賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する場合には、前年以前三年内の各年（その翌年の一月一日に指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した年に限る。以下この項において同じ。）の第七条の十九第四項の規定により計算した第五項に規定する市町村民税の控除余額が当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の十八に相当する額を超えるときは、当該前年以前三年内の各年の同項に規定する道府県民税の控除余額は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該を超える部分の額を加算した額とし、当該前年以前三年内の各年の第五項に規定する市町村民税の控除余額は、同条第

四項の規定にかかわらず、当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の十八に相当する額とする。

8 法第三十四条の八の規定による外国の所得税等の額の控除は、所得税法第九十五条の規定により同条第一項に規定する外国所得税の額を控除する年度の翌年度分及び同法第六十五条の六の規定により同条第一項に規定する外国所得税の額を控除する年度の翌年度分の所得割の額にいてするものとする。

9 所得割の納税義務者の当該年度の前年度以前三年度内の各年度における所得割額の計算上法第三十四条の八の規定により控除することとされた外国の所得税等の額のうち、当該所得割額を超えることとなるため控除することができなかった額でこれらの各年度の所得割について控除されなかつた部分の額は、当該納税義務者の所得割の額から控除するものとする。

10 法第三十四条の八の規定による外国の所得税等の額の控除に関する規定は、法第三十七条の二第一項の規定による申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書を添付して提出した場合（第二項、第五項又は前項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた年以後の各年について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該明細書を提出している場合）に限り適用するものとし、法第三十四条の八の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該年において課された外国の所得税等の額その他の総務省令で定める金額は、当該明細書に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額による納付又は納入）

第四十八条の九の三 市町村長は、法第三十四条の九第一項の納税義務者に同条第二項又は第三項に規定する控除することができなかった金額（以下この条から第四十八条の九の五までにおいて「控除不足額」という。）がある場合には、当該納税義務者の法第三十四条の九第一項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税又は森林環境税の法第三十七条の四に規定する賦課決定（法第三十一条の二第一項の規定による追徴に係るものを除く。）後、納税通知書を発する前に、当該控除不足額のうち法第三十四条の九第二項後段に規定する還付をすべき金額（第三項において「還付をすべき金額」という。）により当該個人の道府県民税、個人の市町村民税又は森林環境税を納付し、又は納入するものとする。

2 市町村長は、前項の規定による納付又は納入をしたときは、納税通知書の交付に併せて、その旨を当該納付又は納入に係る納税義務者に通知しなければならない。

3 還付をすべき金額のうち第一項の規定による納付又は納入をすることができなかった部分の金額がある場合において、当該納税義務者に未納に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金（法第三十四条の九第二項後段に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。第二号において同じ。）があるときは、次の各号の順序により、当該納付又は納入をすることができなかった部分の金額（第四十八条の九の五の規定により加算すべき金額を含む。）によりこれらの徴収金を納付し、又は納入するものとする。

一 当該納税義務者の法第三十四条の九第一項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税又は森林環境税で法第三十一条の二第一項の規定により追徴すべきものがあるときは、当該個人の道府県民税、個人の市町村民税又は森林環境税を納付し、又は納入する。

二 還付をすべき金額のうち第一項及び前号の規定による納付又は納入をすることができなかった部分の金額があるときは、その他の未納に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金を納付し、又は納入する。

第六条の十四の三の規定は、前項の規定による納付又は納入について準用する。

5 4 市町村長は、第三項の規定による納付又は納入をしたときは、遅滞なく、その旨を当該納付又は納入に係る納税義務者に通知しなければならない。

5 第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請書の提出があつた日の属する月の翌月末日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

第四十八条の九の十一 法第三百二十一条の五の二第二項の承認を受けた者は、その承認に係る事務所等において給与の支払を受ける者が常時十人未満でなくなつた場合には、遅滞なく、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を当該事務所等の所在地の市町村長に提出しなればならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出の日の属する同項に規定する期間以後の期間については、その承認は、その効力を失うものとする。

第四十八条の九の十二 第四十八条の九の十第三項の規定による承認の取消し又は前条の届出書の提出があつた場合には、その取消し又は提出の日の属する法第三百二十一条の五の二第二項に規定する期間に係る法第三百二十一条の五第一項又は第二項ただし書に規定する給与所得に係る特別徴収税額のうち同日の属する月以前の各月に徴収すべきものについては、同日の属する月の翌月十日をその納期限とする。

(特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等)

第四十八条の九の十三 法第三百二十一条の七の二第二項に規定する国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による老齢を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国民年金法による老齢基礎年金(同法附則第九条の三第一項による老齢年金を含む。次条第一号において同じ。)

二 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「昭和六十年国民年金等改正法」という。)第一条の規定による改正前の国民年金法(次条第二号において「旧国民年金法」という。)による老齢年金及び通算老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(次条第三号において「旧厚生年金保険法」という。)による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

2 法第三百二十一条の七の二第二項に規定する前項に定める年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。次条第四号において「旧船員保険法」という。)による老齢年金及び通算老齢年金

二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)(次条第五号及び第六号において「旧国共済法等」という。)による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

三 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百五十二号)及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十三年法律第百五十三号)(次条第九号において「旧地共済法等」という。)による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

四 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号。次条第八号において「旧私学共済法」という。)による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

五 移行農林年金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。次条第七号において同じ。)のうち、退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

3 法第三百二十一条の七の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該年度分の老齢等年金給付の年額が十八万円未満である者その他の当該市町村の行う介護保険の介護保険法第百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者でない者

二 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなる者

三 前二号に掲げるもののほか、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると市町村長が認める者

(特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位)

第四十八条の九の十四 同一の特別徴収対象年金所得者について、次に掲げる老齢等年金給付が二以上ある場合における法第三百二十一条の七の四第一項(法第三百二十一条の七の八第三項において読み替へて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を徴収させるべき一の老齢等年金給付は、次の各号の順序に従い、先順位の老齢等年金給付とする。

一 国民年金法による老齢基礎年金

二 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金

三 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金

四 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金

五 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。)

六 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金(前号に掲げる年金を除く。)

七 移行農林年金のうち、退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

八 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

九 旧地共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

(年金所得に係る特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い)

第四十八条の九の十五 次の表の上欄に掲げる期間において当該年度分の法第三百二十一条の七の四第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税額(以下この条において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)の変更があつた場合には、市町村は、法第三百二十一条の七の五第二項の規定にかかわらず、当該期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間における同条第一項の規定による年金保険者に対する通知に係る支払回数割特別徴収税額(この項の規定による変更を行った場合には、次項の規定による通知に係る当該変更後の支払回数割特別徴収税額。第四項及び第七項において同じ。)をそれぞれ同表の下欄に定める額に変更するものとする。

法第三百二十一条の七の五第一項の規定による年金保険者に対する通知をした日から当該年度の初日の属する年の十月十日までの間		
一 一条の七の五第一項の規定による年金保険者に対する通知をした日から当該年度の初日の属する年の十月十日までの間	二 当該年度の初日の属する年の十月十一日から十二月十日までの間	三 当該年度の初日の属する年の十月十一日から十二月三十一日までの間
当該年度の初日の属する年の十月十一日から十一月三十日までの間において徴収される支払回数割特別徴収税額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)	当該年度の初日の属する年の十月十一日から十一月三十日までの間において徴収される支払回数割特別徴収税額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)	当該年度後の年金所得に係る特別徴収税額から当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間において徴収される支払回数割特別徴収税額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
当該年度後の年金所得に係る特別徴収税額から当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間において徴収される支払回数割特別徴収税額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)	当該年度後の年金所得に係る特別徴収税額から当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間において徴収される支払回数割特別徴収税額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)	当該年度後の年金所得に係る特別徴収税額から当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間において徴収される支払回数割特別徴収税額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額

2 市町村は、前項の規定により支払回数割特別徴収税額を変更した場合には、総務省令で定めるところにより、当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額並びに同項の規定による変更をしなかつた支払回数割特別徴収税額及び同項の規定による変更をした支払回数割特別徴収税額を、直ちに、年金保険者に通知しなければならない。

3 前項の場合における法第三百二十一条の七の六及び第三百二十一条の七の八の規定の適用については、法第三百二十一条の七の六中「前条第一項」とあるのは「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十八条の九の十五第二項」と、法第三百二十一条の七の八第一項中「第三百二十一条の七の五第二項に規定する」とあるのは「地方税法施行令第四十八条の九の十五第二項の規定による通知に係る」とする。

4 当該年度の初日の属する年の十二月十一日以後において当該年度分の年金所得に係る特別徴収税額の変更があつた場合には、市町村は、法第三百二十一条の七の五第一項の規定による年金保険者に対する通知に係る支払回数割特別徴収税額を変更しないものとする。

5 前項に規定する場合において、当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額が当該変更前の年金所得に係る特別徴収税額を超えるときは、市町村は、法第三百二十一条の七の二第一項の規定にかかわらず、当該超える部分の金額に相当する税額を特別徴収の方法によつて徴収しないものとする。この場合において、法第三百二十一条の七の十第一項の規定は、当該税額について準用する。

6 法第三百二十一条の七の十第二項の規定は、法第三百二十一条の七の五第一項の規定による年金保険者に対する通知がされた日以後において当該年度分の年金所得に係る特別徴収税額の変更があつた特別徴収対象年金所得者について準用する。この場合において、法第三百二十一条の七の十第二項中「年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む）」とあるのは、「支払回数割特別徴収税額の合算額が当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額を超えることとなつた場合」と読み替えるものとする。

7 市町村は、第一項又は第四項に規定する場合には、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、直ちに、当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。

第四項に規定する場合	第一項に規定する場合	一
		一 当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額
合	二	二 第一項の規定による変更をしなかつた支払回数割特別徴収税額及び同項の規定による変更をした支払回数割特別徴収税額
		三 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合には、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付し、又は納付し、若しくは納入する旨
合	二	一 当該変更後の年金所得に係る特別徴収税額
		二 法第三百二十一条の七の五第一項の規定による通知に係る支払回数割特別徴収税額は変更されない旨
合	三	第五項の規定に該当することとなる場合には、同項に規定する超える部分の金額に相当する税額及び当該税額を普通徴収の方法によつて徴収する旨
		四 前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定に該当することとなる場合には、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付し、又は納付し、若しくは納入する旨

（年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い）

第四十八条の九の十六 法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の五第一項の規定による年金保険者に対する通知（以下この条において「仮特別徴収

税額通知」という。）をした日から当該年度の初日の属する年の前年の十二月十日までの間において当該年度分の法第三百二十一条の七の八第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額（以下この条において「年金所得に係る仮特別徴収税額」という。）の変更があつた場合には、市町村は、法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の五第二項の規定にかかわらず、仮特別徴収税額通知に係る支払回数割特別徴収税額（この項の規定による変更を行つた場合には、次項の規定による通知に係る当該変更後の支払回数割特別徴収税額。以下この条において同じ。）を、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額を当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額に変更するものとする。

2 市町村は、前項の規定により支払回数割特別徴収税額を変更した場合には、総務省令で定めるところにより、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額及び同項の規定による変更をした支払回数割特別徴収税額を、直ちに、年金保険者に通知しなければならない。

3 前項の場合における法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の六の規定の適用については、同条中「前条第一項」とあるのは、「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十八条の九の十六第二項」とする。

4 当該年度の初日の属する年の前年の十二月十一日から当該年度の初日の属する年の九月三十日までの間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合には、市町村は、仮特別徴収税額通知に係る支払回数割特別徴収税額を変更しないものとする。

5 前項に規定する場合において、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額が当該変更前の年金所得に係る仮特別徴収税額を超えるときは、市町村は、法第三百二十一条の七の八第一項の規定にかかわらず、当該超える部分の金額に相当する税額を特別徴収の方法によつて徴収しないものとする。

6 当該年度の初日の属する年の前年の十二月十一日から当該年度の初日の属する年の六月十日までの間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合には、市町村は、法第三百二十一条の七の八第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該変更があつた期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間における仮特別徴収税額通知に係る支払回数割特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しないものとする。ただし、同表第三号の上欄に掲げる期間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合であつて、同号の下欄に定める期間における仮特別徴収税額通知に係る支払回数割特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収することが適当であると市町村が認めるときは、この限りでない。

一	二	三
一 当該年度の初日の属する年の前年の十二月十一日から当該年度の初日の属する年の二月十日までの間	二 当該年度の初日の属する年の二月十一日から四月十日までの間	三 当該年度の初日の属する年の四月十一日から六月十日までの間
当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間	当該年度の初日の属する年の六月一日から九月三十日までの間	当該年度の初日の属する年の八月一日から九月三十日までの間

7 市町村は、前項本文に規定する場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）には、総務省令で定めるところにより、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額及び同項の表の上欄に掲げる当該変更があつた期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める期間における仮特別徴収税額通知に係る支払回数割特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しない旨を、直ちに、年金保険者に通知しなければならない。

8 年金保険者は、前項の規定による通知を受けた場合には、法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の六の規定にかかわらず、特別徴収の方法によつて徴収しないこととされた当該通知に係る支払回数割特別徴収税額を徴収して納入する義務を負わない。

9 当該年度の初日の属する年の二月十一日から九月三十日までの間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた特別徴収対象年金所得者に対する法第三百二十一条の七

る。この場合において、第八条の六第一項中「第五十三條第一項に」とあるのは「第三百二十一条の八第一項に」と、同条第二項第一号中「第五十三條第四十三項」とあるのは「第三百二十一条の八第四十三項」と、同条第四項中「道府県に」とあるのは「市町村に」と、「関係道府県」とあるのは「関係市町村」と、同条第六項中「第五十三條第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と読み替えるものとする。

（法第三百二十一条の八第一項後段の法人税割額及び均等割額）
第四十八條の十の二 第八条の七の規定は、法第三百二十一条の八第一項後段の法人税割額及び均等割額の計算について準用する。この場合において、第八条の七第二項中「道府県」とあるのは「市町村」と、「法第五十三條第一項前段」とあるのは「法第三百二十一条の八第一項前段」と読み替えるものとする。

（法第三百二十一条の八第二項前段の法人税割額）
第四十八條の十の三 第八条の六の規定は、法第三百二十一条の八第二項前段に規定する前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第八条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	に規定する予定申告法人（次項及び第四項において「予定申告法人」という。）		の法人
	法第五十三條第一項に	同項に	
第二項	同条第四十三項	法第三百二十一条の八第四十三項	同項の法人
第二項第一号	予定申告法人	同項の法人	第三百二十一条の八第四十三項
第四項	当該予定申告法人	第一項の法人	
	道府県に	市町村に	
	関係道府県	関係市町村	
第六項	第五十三條第一項	第三百二十一条の八第一項	

（法第三百二十一条の八第二項後段の法人税割額及び均等割額）
第四十八條の十の四 第八条の十一の規定は、法第三百二十一条の八第二項後段の法人税割額及び均等割額の計算について準用する。この場合において、第八條の十一第二項中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第五十三條第二項」とあるのは「第三百二十一条の八第二項」と読み替えるものとする。

（法第三百二十一条の八第三項の欠損金額の範囲）
第四十八條の十一 第八条の十二の規定は、法第三百二十一条の八第三項に規定する法人税法第五十七條第一項の欠損金額について準用する。この場合において、第八条の十二中「第五十三條第三項」とあるのは、「第三百二十一条の八第三項」と読み替えるものとする。

（法第三百二十一条の八第三項の政令で定める額）
第四十八條の十一の二 法第三百二十一条の八第三項に規定する政令で定める額は、第八条の十三に規定する金額とする。

（法人の市町村民税の控除対象通算適用前欠損調整額の特例）
第四十八條の十一の三 第八条の十四第一項の規定は、法第三百二十一条の八第三項の法人が法人税法第五十七條第八項に規定する通算承認の効力が生じた日（第四十八條の十一の六において「通算承認の効力が生じた日」という。）の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業（第四十八條の十一の六において「新たな事業」という。）を開始した場合における同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額（法第三百二十一条の八第三項に規定する通算適用前欠損金額をいう。第四十八條の十一の六において同じ。）について準用する。この場合において、第八条の十四第一項中「第五十三條第四項」とあるのは、「第三百二十一条の八第四項」と読み替えるものとする。

2 第八条の十四第二項の規定は、法第三百二十一条の八第四項に規定する最初通算事業年度について法人税法第七十一條第一項（同法第七十二條第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第三項の規定を適用する場合について準用する。

（法第三百二十一条の八第五項の政令で定める要件）
第四十八條の十一の四 第八条の十五の規定は、法第三百二十一条の八第五項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の十五中「第五十三條第四項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」と、「法人の道府県民税の確定申告書（法第五十三條第五項に規定する法人の道府県民税の確定申告書）」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書（法第三百二十一条の八第五項に規定する法人の市町村民税の確定申告書）」と、「その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三條第五項」とあるのは「第三百二十一条の八第五項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

（適格合併等による控除対象通算適用前欠損調整額の引継ぎの特例）
第四十八條の十一の五 第八条の十六の規定は、法第三百二十一条の八第五項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済通算適用前欠損調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。

（法人の市町村民税の控除対象通算適用前欠損調整額の控除の要件の特例）
第四十八條の十一の六 第八条の十六の二の規定は、法第三百二十一条の八第三項の法人が通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合における法人税法第五十七條第八項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額について準用する。この場合において、第八条の十六の二中「第五十三條第六項」とあるのは、「第三百二十一条の八第六項」と読み替えるものとする。

（法第三百二十一条の八第七項の欠損金額の範囲）
第四十八條の十一の七 第八条の十六の三の規定は、法第三百二十一条の八第七項に規定する法人税法第五十七條第一項の欠損金額について準用する。この場合において、第八条の十六の三第一項中「より法第五十三條第七項」とあるのは「より法第三百二十一条の八第七項」と、同条第二項中「第五十三條第七項」とあるのは「第三百二十一条の八第七項」と読み替えるものとする。

（法第三百二十一条の八第七項の政令で定める要件）
第四十八條の十一の八 第八条の十六の四の規定は、法第三百二十一条の八第七項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の十六の四中「添付した法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「添付した法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三條第七項」とあるのは「第三百二十一条の八第七項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

（適格合併等による合併等前欠損金額の引継ぎの特例）
第四十八條の十一の九 第八条の十六の五の規定は、法第三百二十一条の八第七項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条及び第四十八條の十一の十一において

いて同じ。開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済損金額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。

（法第三百二十一条の八第八項の政令で定める額）

第四十八條の十一の十 法第三百二十一条の八第八項に規定する政令で定める額は、第八条の十六の六に規定する金額とする。

（法人の市町村民税の控除対象合併等前欠損調整額の特例）

第四十八條の十一の十一 第八条の十六の七の規定は、合併等事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第八項の規定を適用する場合について準用する。

（法人の市町村民税の加算対象通算対象欠損調整額の特例）

第四十八條の十一の十二 第八条の十六の八の規定は、法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第八項の規定を適用する場合について準用する。

（法第三百二十一条の八第十三項の政令で定める額）

第四十八條の十一の十三 法第三百二十一条の八第十三項に規定する政令で定める額は、第八条の十七に規定する金額とする。

（法人の市町村民税の控除対象通算対象所得調整額の特例）

第四十八條の十一の十四 第八条の十七の二第一項の規定は、法第三百二十一条の八第十三項に規定する通算対象所得金額（次項において「通算対象所得金額」という。）の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第十三項の規定を適用する場合について準用する。

2 第八条の十七の二第二項の規定は、法第三百二十一条の八第十五項に規定する被合併法人等（第四十八條の十一の十六において「被合併法人等」という。）の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該通算対象所得金額について準用する。

（法第三百二十一条の八第十五項の政令で定める要件）

第四十八條の十一の十五 第八条の十八の規定は、法第三百二十一条の八第十五項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の十八中「第五十三條第十四項」とあるのは「第三百二十一条の八第十四項」と、「法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三條第十五項」とあるのは「第三百二十一条の八第十五項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

（適格合併等による控除対象通算対象所得調整額の引継ぎの特例）

第四十八條の十一の十六 第八条の十九の規定は、法第三百二十一条の八第十五項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が被合併法人等の同項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済通算対象所得調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。

る前十年内事業年度で同項に規定する控除未済通算対象所得調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。

（法人の市町村民税の加算対象被配賦欠損調整額の特例）

第四十八條の十一の十七 第八条の十九の二の規定は、法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第十七項の規定を適用する場合について準用する。

（法第三百二十一条の八第十九項の政令で定める額）

第四十八條の十一の十八 法第三百二十一条の八第十九項に規定する政令で定める額は、第八条の十九の三に規定する金額とする。

（法人の市町村民税の控除対象配賦欠損調整額の特例）

第四十八條の十一の十九 第八条の十九の四第一項の規定は、法第三百二十一条の八第十九項に規定する配賦欠損金控除額（次項において「配賦欠損金控除額」という。）の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第十九項の規定を適用する場合について準用する。

2 第八条の十九の四第二項の規定は、法第三百二十一条の八第二十一項に規定する被合併法人等（第四十八條の十一の二十一において「被合併法人等」という。）の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該配賦欠損金控除額について準用する。

（法第三百二十一条の八第二十一項の政令で定める要件）

第四十八條の十一の二十 第八条の十九の五の規定は、法第三百二十一条の八第二十一項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の十九の五中「第五十三條第二十項」とあるのは「第三百二十一条の八第二十項」と、「法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三條第二十一項」とあるのは「第三百二十一条の八第二十一項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

（適格合併等による控除対象配賦欠損調整額の引継ぎの特例）

第四十八條の十一の二十一 第八条の十九の六の規定は、法第三百二十一条の八第二十一項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が被合併法人等の同項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済配賦欠損調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。

（法第三百二十一条の八第二十三項第一号の政令で定める額等）

第四十八條の十一の二十二 法第三百二十一条の八第二十三項第一号に規定する政令で定める額は、第八条の二十第一項に規定する金額とする。

2 法第三百二十一条の八第二十三項第二号に規定する政令で定める額は、第八条の二十第二項に規定する金額とする。

3 法第三百二十一条の八第二十三項第三号に規定する政令で定める額は、第八条の二十第三項に規定する金額とする。

(法第三百二十一条の八第二十四項の政令で定める要件)

第四十八条の十一の二十三 第八条の二十一の規定は、法第三百二十一条の八第二十四項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二十一中「第五十三條第二十三項第一号」とあるのは「第三百二十一条の八第二十三項第一号」と、「の日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「の日の属する事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三條第二十四項」とあるのは「第三百二十一条の八第二十四項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

(適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの特例)

第四十八条の十一の二十四 第八条の二十二の規定は、法第三百二十一条の八第二十四項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済還付法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。

(法第三百二十一条の八第二十六項の政令で定める額)

第四十八条の十一の二十五 法第三百二十一条の八第二十六項に規定する政令で定める額は、第八条の二十三に規定する金額とする。

(法人の市町村民税の控除対象還付対象欠損調整額の特例)

第四十八条の十一の二十六 第八条の二十三の二第一項の規定は、法第三百二十一条の八第二十六項に規定する還付対象欠損金額（次項において「還付対象欠損金額」という。）（中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。）において生じたものを除く。次項において同じ。）の生じた事業年度後最初に終了する事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第二十六項の規定を適用する場合について準用する。

2 第八条の二十三の二第二項の規定は、法第三百二十一条の八第二十八項に規定する被合併法人等（第四十八条の十一の二十八において「被合併法人等」という。）の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該還付対象欠損金額について準用する。

(法第三百二十一条の八第二十八項の政令で定める要件)

第四十八条の十一の二十七 第八条の二十四の規定は、法第三百二十一条の八第二十八項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二十四中「第五十三條第二十七項」とあるのは「第三百二十一条の八第二十七項」と、「の日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「の日の属する事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三條第二十八項」とあるのは「第三百二十一条の八第二十八項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

(適格合併等による控除対象還付対象欠損調整額の引継ぎの特例)		
第四十八条の十一の二十八 第九条の規定は、法第三百二十一条の八第二十八項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が被合併法人等の同項に規定する前十年内事業年度である場合において、当該合併等事業年度）開始の日が最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。		
(市町村民税の中間納付額の還付の手続等)		
第四十八条の十二 第九条の二から第九条の六までの規定は、法第三百二十一条の八第三十二項の規定により、同項に規定する市町村民税の中間納付額（以下この節において「市町村民税の中間納付額」という。）を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第九条の二第一項	道府県知事	市町村長
第九条の二第一項ただし書	第五十五条第一項 当該道府県民税	第三百二十一条の十一第一項 当該市町村民税
第九条の二第二項	第五十五条第二項	第三百二十一条の十一第二項
第九条の二第二項第一号	道府県内	市町村内
第九条の二第二項	第五十三条第一項	第三百二十一条の八第一項
第九条の二第三項	道府県民税に	市町村民税に
	道府県民税額	市町村民税額
	道府県知事	市町村長
	道府県知事	市町村長
第九条の三	道府県知事	市町村長
第九条の三第二号	第五十六条第二項又は第六十四条	第三百二十一条の十二第二項又は第三百二十六条
	第五十三条第一項	第三百二十一条の八第一項
	道府県民税額	市町村民税額
	道府県民税額	市町村民税額
第九条の四第一項第一号	第五十三条第四項	第三百二十一条の八第三十四項
第九条の五第一項	第五十六条	第三百二十一条の十二
	道府県知事	市町村長
	第五十三条第一項又は道府県民税の法第五十三条第一項の規定による申告書の提出期限後	第三百二十一条の八第一項又は市町村民税の法第三百二十一条の八第一項の規定による申告書の提出期限後
	第五十五条第二項	第三百二十一条の十一第二項
第九条の五第一項第一号	道府県民税の法第五十三条第一項	市町村民税の法第三百二十一条の八第一項
第九条の五第一項第二号	道府県民税の法第五十三条第一項	市町村民税の法第三百二十一条の八第一項

第九條の五第一項第二号 第五十五條第二項 第三百二十一条の十一第二項

イ(2)

第九條の五第二項

道府県知事

市町村長

第九條の六

道府県民税で
道府県民税額

市町村民税で
市町村民税額

道府県知事

市町村長

2 市町村の廃置分合があつた場合において、法人の法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四

の六第一項の規定による申告書に係る法人税額に基つて算定した市町村民税額(以下この条において「市町村民税の確定額」という。)で承継市町村に納付すべきものの合算額が第一条の四の規定により当該承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額の合算額を超えることとなつても、当該承継市町村のうち当該法人が納付すべき市町村民税の確定額が同条の規定により承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額に満たないこととなるもの(以下この項において「中間納付額超過市町村」という。)があるときは、当該中間納付額超過市町村は、その満たないこととなる額を還付する場合においても、前項において準用する第九條の三の規定にかかわらず、当該市町村民税の中間納付額に係る延滞金額の還付を要しないものとし、その満たないこととなる額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する場合には、同項において準用する第九條の五の規定にかかわらず、法第三百二十一条の八第一項の規定による申告書(法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四條の六第一項の規定による申告書に係るものに限る。)を提出した日の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又はその充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間に応じ、法第十七條の四第一項から第四項までの規定の例により計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算するものとする。

3 市町村の境界変更又は廃置分合があつたため一の法人の事務所又は事業所が新市町村の区域にも所在することとなつた場合において、当該境界変更又は廃置分合があつた日前に納付された、又は納付されるべき当該法人の市町村民税の中間納付額が市町村民税の確定額を超えることとなる旧市町村があるときは、当該旧市町村が、その超えることとなる額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する場合における第一項において準用する第九條の三及び第九條の五の規定の当該旧市町村に対する適用については、旧市町村及び新市町村に申告納付すべき市町村民税の確定額の合算額を当該法人が旧市町村に申告納付したものとみなす。

(法第三百二十一条の八第三十六項の控除対象所得税額等相当額の控除)

第四十八條の十二の二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第三十六項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額(同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。)は、当該法人に係る同条第三十六項の規定により控除することができ、控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度の第九條の七第七項に規定する市町村民税の控除限度額の計算に規定する従業者の数(当該事業年度の第九條の七第七項に規定する市町村民税の控除限度額の計算に規定する従業者の数の十三第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の六で除して得た数)に按分して計算した額とする。

2 法第三百二十一条の八第三十六項及び前項の規定は、同条第一項、第三十四項若しくは第三十五項の規定による申告書又は法第二十條の九の三第三項の規定による更正請求書(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書)に、法第三百二十一条の八第三十六項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六條の七第四項に規定する所得税等の額(以下この項において「所得税等の額」という。)、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合

において、法第三百二十一条の八第三十六項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

(法第三百二十一条の八第三十七項の控除対象所得税額等相当額の控除)

第四十八條の十二の三 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第三十七項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額(同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。)は、当該法人に係る同条第三十七項の規定により控除することができ、控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度の第九條の七第七項に規定する市町村民税の控除限度額の計算に規定する従業者の数(当該事業年度の第九條の七第七項に規定する市町村民税の控除限度額の計算に規定する従業者の数の十三第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の六で除して得た数)に按分して計算した額とする。

2 法第三百二十一条の八第三十七項及び前項の規定は、同条第一項、第三十四項若しくは第三十五項の規定による申告書又は法第二十條の九の三第三項の規定による更正請求書(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書)に、法第三百二十一条の八第三十七項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六條の九の三第三項に規定する所得税等の額(以下この項において「所得税等の額」という。)、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第三百二十一条の八第三十七項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

(外国の法人税等の額の控除)

第四十八條の十三 法第三百二十一条の八第三十八項に規定する外国の法人税等(以下この条及び次条において「外国の法人税等」という。)の範囲については法人税法施行令第四百四十一條の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九條第一項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第四百四十四條の二第二項に規定する控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において、前三年内事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度前の事業年度において法人税法第六十九條及び第四百四十四條の二の規定並びに地方税法第十二條第一項及び第二項の規定並びに法第五十三條第三十八項及び第三百二十一条の八第三十八項の規定により控除することができた額を超える部分の額(以下この条において「控除限度超過額」という。)があるときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度のものから順次当該事業年度に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額から当該事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てられるものとした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第三百二十一条の八第三十八項の規定の適用については、当該事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 内国法人(法第二百九十二條第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ。)が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、法第三百二十一条の八第三十八項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 租税特別措置法第六十六條の六第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の所得に対して課される外国法人税

(法人税法第六十九條第一項に規定する外国法人税をいう。次号において同じ。)の額のうち、

租税特別措置法第六十六條の六第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額又は同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額に対応するものとして同

法第六十六條の七第一項の規定の例により計算した金額

法第六十六條の七第一項の規定の例により計算した金額

二 租税特別措置法第六十六条の九の二第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同条第一項に規定する外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額のうち、同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額又は同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額に対応するものとして同法第六十六条の九の三第一項の規定の例により計算した金額

4 法第三百二十一条の八第三十八項に規定する地方法人税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第百四十四条第六項第一号に規定する地方法人税の控除限度額とする。

5 法第三百二十一条の八第三十八項に規定する地方法人税法第十二条第三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第百九十五条の二に規定する地方法人税の控除限度額とする。

6 法第三百二十一条の八第三十八項に規定する法第五十三条第三十八項の控除の限度額で政令で定めるものは、道府県民税の控除限度額とする。

7 法第三百二十一条の八第三十八項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、法人税の控除限度額に百分の六を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合に於ては、法人税の控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該関係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

8 各事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合において、前三年内事業年度につき法第三百二十一条の八第三十八項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうちに当該前三年内事業年度の市町村民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度に係る同項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度の市町村民税の控除限度額に、前三年内事業年度の国税の控除余額、道府県民税の控除余額又は市町村民税の控除余額を前三年内事業年度のうち最も古い事業年度のものから順次に、かつ、同一の事業年度のものについては、国税の控除余額、道府県民税の控除余額及び市町村民税の控除余額の順に、当該事業年度において課された外国の法人税等の額のうちに当該事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる市町村民税の控除余額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年内事業年度においてこの項の規定により当該前三年内事業年度の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余額、道府県民税の控除余額及び市町村民税の控除余額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

9 内国法人又は外国法人（法第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この条において同じ。）が適格合併（法人税法第十二条の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）適格分割（同法第十二条の十一に規定する適格分割をいう。第二号において同じ。）又は適格現物出資（同法第十二条の十四に規定する適格現物出資をいう。第二号において同じ。）（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この条において同じ。）分割法人（同法第十二条の二に規定する分割法人をいう。第二号において同じ。）又は現物出資法人（同法第十二条の四に規定する現物出資法人をいう。第二号において同じ。）（以下この条において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額

は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度の控除限度超過額及び市町村民税の控除余額とみなす。

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度（適格合併の日前三年以内に開始した各事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該被合併法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度を除くものとし、当該被合併法人が法人税法第十二条の七の二に規定する通算法人（以下この項において「通算法人」という。）（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において、これらの事業年度のうちのいずれかの事業年度（当該被合併法人に係る通算親法人（同法第十二条の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この条において同じ。）の事業年度終了の日に終了するものに限り）終了の日において当該被合併法人との間に同法第十二条の七の七に規定する通算完全支配関係（次号において「通算完全支配関係」という。）がある他の通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入したときは、当該損金に算入した事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余額（前項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）

二 適格分割又は適格現物出資（以下この条において「適格分割等」という。） 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（以下この条において「分割法人等」という。）の分割等前三年内事業年度（適格分割等の日の属する事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度を除くものとし、当該分割法人等が通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において、これらの事業年度のうちのいずれかの事業年度（当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限り）終了の日において当該分割法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入したときは、当該損金に算入した事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余額のうち、当該適格分割等により当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

10 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度（次号に掲げる合併前三年内事業年度を除く。） 当該被合併法人の合併前三年内事業年度開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度のうちに当該内国法人又は外国法人の当該適格合併の日の属する事業年度（以下この号及び第二十二項第二号において「合併事業年度」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法人の合併事業年度開始の日の前日の属する事業年度

11 第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次

の各号に掲げる分割等前三年内事業年度の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度を除く。）当該分割法人等の分割等前三年内事業年度開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度

二 適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日が当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度終了の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度（以下この号及び第二十三項第三号において「分割承継等事業年度」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法人の分割承継等事業年度開始の日の前日の属する事業年度

12 第九項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度以後の各事業年度における第八項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度の市町村民税の控除余額（同項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）は、当該被合併法人の第十項各号に掲げる合併前三年内事業年度の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度の市町村民税の控除余額とみなす。

13 第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第八項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の市町村民税の控除余額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第十項各号に掲げる分割等前三年内事業年度の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度開始の日（以下この項において「法人三年前事業年度開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度」という。）のうち最も古い事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度開始日から当該法人三年前事業年度開始日（当該適格合併等が当該内国法人又は外国法人を設立するものである場合にあっては、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該法人三年前事業年度開始日の前日までの期間）は、当該内国法人又は外国法人のそれぞれの事業年度とみなして、第十項から前項までの規定を適用する。

14 第九項の内国法人又は外国法人の適格合併等の日の属する事業年度開始の日（以下この項において「法人三年前事業年度開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度」という。）のうち最も古い事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度開始日から当該法人三年前事業年度開始日（当該適格合併等が当該内国法人又は外国法人を設立するものである場合にあっては、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該法人三年前事業年度開始日の前日までの期間）は、当該内国法人又は外国法人のそれぞれの事業年度とみなして、第十項から前項までの規定を適用する。

15 第九項第二号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は市町村民税の控除余額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 控除限度超過額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除限度超過額に当該分割等前三年内事業年度におけるイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額
イ 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度において納付することとなつた外国の法人税等の額

ロ イに掲げる金額のうち当該分割法人等から移転を受ける事業に係る所得に基因して当該分割法人等が納付することとなつた金額に相当する金額

二 市町村民税の控除余額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の市町村民税の控除余額（第八項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）に当該分割等前三年内事業年度におけるイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第四百二十二条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号において「内国法人の調整国外所得金額」という。）又は同令第四百九十四条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号において「外国法人の調整国外所得金額」という。）

16 ロ イに掲げる金額のうち当該分割法人等から移転を受ける事業に係る部分の金額

17 第九項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人又は外国法人の当該事業年度開始の日前三年以上に開始した各事業年度の控除限度超過額及び市町村民税の控除余額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人又は外国法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長）に提出した場合に限り、適用する。

18 内国法人又は外国法人が適格分割等により分割法人等である他の内国法人から事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が当該適格分割等の日の属する当該分割法人等の事業年度開始の日から一月以内に行われたものであるとき（当該事業年度の前身事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。）における前項の規定の適用については、同項中「以後三月」とあるのは、「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後四月」とする。

19 適格分割等に係る分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。）（以下この項及び第二十八項において「分割承継法人等」という。）が第九項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項及び第八項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除限度超過額及び市町村民税の控除余額のうち、第九項の規定により当該分割承継法人等の当該事業年度開始の日前三年以上に開始した各事業年度の控除限度超過額とみなされる金額及び市町村民税の控除余額とみなされる金額は、ないものとする。

20 法第三百二十一条の八第三十八項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度又は同法第四百二十四条の二の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

21 法人税法第七十一条第一項、第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（以下この条において「所得申告法人」という。）の前三年内事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第三十八項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。以下この項において同じ。）を超えることとなるため控除することができなかつた額で前身事業年度以前の事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額（以下この条において「控除未済外国法人税等額」という。）は、当該所得申告法人の当該事業年度の当該法人税割額から控除するものとする。

22 所得申告法人が適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度における前

項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該所得等申告法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額

二 適格分割等 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額のうち、当該適格分割等により当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

22 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二十項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度（次号に掲げる合併前三年内事業年度を除く。） 当該被合併法人の合併前三年内事業年度開始の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度のうち当該所得等申告法人の合併事業年度開始の日以後に開始したもの 当該所得等申告法人の合併事業年度開始の日の前日の属する事業年度

23 第二十一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格分割等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二十項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度を除く。） 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度開始の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度

二 適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日が当該所得等申告法人の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度終了の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度のうち当該所得等申告法人の分割等事業年度開始の日以後に開始したもの 当該所得等申告法人の分割等事業年度開始の日の前日の属する事業年度

24 第二十一項の所得等申告法人の適格合併等の日の属する事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（以下この項において「所得等申告法人三年前事業年度開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度」という。）のうち最も古い事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度開始日から当該所得等申告法人三年前事業年度開始日（当該適格合併等が当該所得等申告法人を設立するものである場合にあっては、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度開始の日

から当該所得等申告法人三年前事業年度開始日の前日までの期間）は、当該所得等申告法人のそれぞれの事業年度とみなして、前二項の規定を適用する。

25 第二十一項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額に当該分割等前三年内事業年度における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

一 当該分割法人等の内国法人の調整国外所得金額又は外国法人の調整国外所得金額

二 前号に掲げる金額のうち当該分割法人等から移転を受ける事業に係る部分の金額

26 第二十一項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該所得等申告法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度の控除未済外国法人税等額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該所得等申告法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長）に提出した場合に限り、適用する。

27 所得等申告法人が適格分割等により分割法人等である他の内国法人から事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が当該適格分割等の日の属する当該分割法人等の事業年度開始の日から一月以内に行われたものであるとき（当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。）における前項の規定の適用については、同項中「以後三月」とあるのは、「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後四月」とする。

28 適格分割等に係る分割承継法人等が第二十一項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二十項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額のうち、第二十一項の規定により当該分割承継法人等の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度の控除未済外国法人税等額とみなされる金額は、ないものとする。

29 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の第八十八項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができず外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度の市町村民税の控除限度額の計算について第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の六で除して得た数）に按分して計算した額とする。

30 法第三百二十一条の八第三十八項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項、第三十四項若しくは第三十五項の規定による申告書又は法第二十条の九の第三第三項の規定による更正請求書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合（第二項、第八項又は第二十項の規定については、当該申告書又は更正請求書の添付がし、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度以後の各事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書又は更正請求書を提出している場合）に限り、適用する。この場合において、法第三百二十一条の八第三十八項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度において課された外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

(税額控除不足額相当額の控除等)

第四十八条の十三の二 前条第二十項から第二十八項までの規定は、法人税法第七十一条第一項又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の前三年内事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第四十二項(同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により控除することとされた税額控除不足額相当額(法第三百二十一条の八第四十二項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項及び第四項において同じ。)のうち、当該法人税割額を超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度以前の事業年度の法人税割額について控除されなかつた部分の額について準用する。この場合において、前条第二十項から第二十三項まで、第二十五項、第二十六項及び第二十八項中「控除未済外国法人税等額」とあるのは、「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替えるものとする。

2 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第四十二項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき税額控除不足額相当額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができるとする税額控除不足額相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数(当該事業年度の市町村民税の控除限度額の計算について前条第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の六で除して得た数)に按分して計算した額とする。

3 前項の規定は、二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第四十三項(同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。)の規定により関係市町村ごとの法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額(同条第四十三項に規定する税額控除超過額相当額をいう。第五項において同じ。)について準用する。

4 法第三百二十一条の八第四十二項の規定は、同条第一項、第三十四項若しくは第三十五項の規定による申告書又は法第二十條の九の三第三項の規定による更正請求書(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書。以下この項及び次項において「申告書等」という。)に税額控除不足額相当額の控除に関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類の添付がある場合(第一項において準用する前条第二十項の規定については、当該申告書等を提出し、かつ、当該規定の適用を受けてようとする金額の生じた事業年度以後の各事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書等を提出している場合)に限り、適用する。この場合において、法第三百二十一条の八第四十二項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

5 法第三百二十一条の八第四十三項の規定の適用を受ける法人は、申告書等に税額控除超過額相当額の加算に関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類を添付しなければならない。この場合において、同項の規定により加算されるべき金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

(市町村民税の仮装経理法人税割額の範囲)
第四十八条の十四 法第三百二十一条の八第五十四項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する市町村長の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

(仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に係る延滞金の還付)
第四十八条の十四の二 市町村長は、法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定により更正した市町村民税額(以下この項において「更正後市町村民税額」という。)が当該事業年度分に

係る市町村民税の中間納付額に満たない場合において、法第三百二十一条の八第五十四項の規定により当該更正後市町村民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該市町村民税の中間納付額について納付された法第三百二十一条の十二第二項又は第三百二十六条の規定による延滞金があるときは、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に対応するものとして、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該市町村民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、市町村民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金額
二 当該市町村民税の中間納付額のうち納付の順序に従い当該更正後市町村民税額に達するまで順次求めた各市町村民税の中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額
2 前項の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

3 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

(法第三百二十一条の八第五十五項の仮装経理法人税割額の充当)

第四十八条の十四の三 法第三百二十一条の八第五十五項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

(法第三百二十一条の八第五十五項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第四十八条の十四の四 市町村長は、法第三百二十一条の八第五十五項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、法人の市町村民税の確定申告書(同項に規定する法人の市町村民税の確定申告書をいう。以下この項において同じ。)の同条第五十五項に規定する提出期限(当該提出期限後に法人の市町村民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の規定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならぬ。

2 法第十七条の四第二項(第一号を除く。)の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について、それぞれ準用する。この場合において、法第十七条の四第二項(第一号を除く。)中「過誤納金」とあり、及び法第二十條の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

(法第三百二十一条の八第五十六項第三号の政令で定める事実)

第四十八条の十四の五 法第三百二十一条の八第五十六項第三号に規定する政令で定める事実、次に掲げる事実とする。

- 一 特別清算開始の決定があつたこと。
- 二 法人税法施行令第二十四条の二第一項に規定する事実
- 三 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして総務省令で定めるものがあつたこと(前号に掲げるものを除く)。

(法第三百二十一条の八第五十八項の仮装経理法人税割額の充当)

第四十八条の十四の六 法第三百二十一条の八第五十八項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定

により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

(法第三百二十一条の八第五十八項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第四十八條の十四の七 市町村長は、法第三百二十一条の八第五十八項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、同条第五十六項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第十七条の四第二項(第一号を除く。)の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について、それぞれ準用する。この場合において、法第十七条の四第二項(第一号を除く。)中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

(租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

第四十八條の十五 法第三百二十一条の八第五十九項の規定により控除しきれなかつた金額(次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。)がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

3 第四十八條の十二第一項において準用する第九條の四第一項、第四十八條の十四の二第二項、第四十八條の十四の三第一項及び第四十八條の十四の六第一項並びに第一項の規定による充当については、まず第四十八條の十二第一項において準用する第九條の四第一項の規定による充当をし、次に第四十八條の十四の二第二項の規定による充当、第四十八條の十四の三第一項の規定による充当、第四十八條の十四の六第一項の規定による充当及び第一項の規定による充当の順序に充当するものとする。

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第四十八條の十五の二 市町村長は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第三百二十一条の八第五十項(同条第五十一項(同条第五十二項において準用する場合を含む。))の規定によりみなして適用する場合及び同条第五十二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する当該更正の日の属する事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度の同条第一項の申告書(法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四條の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。以下この号において同じ。)が提出された日(当該法第三百二十一条の八第一項の申告書がその提出期限前に提出された場合には当該同項の申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日)の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第三百二十一条の八第五十項に規定する更正の請求があつた日(更正の請求がない場合には、これらの規定に規定する更正があつた日)の翌日から起算して一年を経過する日

2 法第十七条の四第二項(第一号を除く。)の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による租税条約の実施に係る控除不足額に加算すべき金額について、それぞれ準用する。この場合において、法第十七条の四第二項(第一号を除く。)中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「租税条約の実施に係る控除不足額」と読み替えるものとする。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等)

第四十八條の十五の三 法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議(法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する相互協議をいう。以下この号及び次号において同じ。)を継続した場合であつても法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する合意(次号及び第三号において「合意」という。)に至らないと国税庁長官が認める場合(同条第四項各号に掲げる場合を除く。)において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等(同条第一項に規定する条約相手国等をいう。次号及び第三号において同じ。)の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額及び地方法人税の額に關し国税庁長官と条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき

2 法第三百二十一条の十一の二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第三百二十一条の十一の二第二項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する申告納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限

三 前号の法人税割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所)その他担保に關し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

(法第三百二十一条の十二第四項の納付すべき税額を増加させる更正等)

第四十八條の十五の四 法第三百二十一条の十二第四項に規定する納付すべき税額を増加させる更正に類するものとして政令で定める更正は、還付金の額を減少させる更正又は納付すべき税額があるものとする更正とする。

2 法第三百二十一条の十二第四項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書(以下この項及び次項において「当初申告書」という。)に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

3 法第三百二十一条の十二第四項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第三百二十一条の十二第四項に規定する増額更正(以下この条において「増額更正」という。)により納付すべき税額

イ 法第三百二十一条の十二第四項に規定する増額更正(以下この条において「増額更正」という。)により納付すべき税額

ロ 当初申告書の提出により納付すべき税額から増額更正前の税額を控除した税額（当該増額更正前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 増額更正により納付すべき税額
増額更正前の還付金の額に相当する税額

三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 増額更正により納付すべき税額
増額更正前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

4 法第三百二十一条の十二第四項に規定する政令で定める市町村民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに増額更正の通知（当該増額更正が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによるものである場合には、当該法人税に係る修正申告書の提出又は更正若しくは決定の通知）をしたときの当該増額更正により納付すべき税額に相当する市町村民税とする。

（法第三百二十一条の十三第三号の事務所又は事業所）

第四十八条の十六 第九条の九の六の規定は、法第三百二十一条の十三第三号に規定する政令で定める事務所又は事業所について準用する。この場合において、第九条の九の六中「第五十三条第一項」とあるのは、「第三百二十一条の八第一項」と読み替えるものとする。

（法第三百二十六条第三項の納付すべき税額を減少させる更正等）

第四十八条の十六の二 法第三百二十六条第三項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書（以下この項及び次項において「当初申告書」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

2 法第三百二十六条第三項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第三百二十六条第三項に規定する修正申告書（以下この項及び次項において「修正申告書」という。）の提出により納付すべき税額

ロ 当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

3 法第三百二十六条第三項に規定する政令で定める市町村民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更

正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書の提出があつたとき（法第三百二十一条の八第三十五項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出され、同日以後に当該修正申告書の提出期限が到来したときを除く。）の法第三百二十六条第三項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する市町村民税とする。

（法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合における延滞金の計算）

第四十八条の十六の三 第四十八条の十五の四第一項から第三項までの規定は、法第三百二十七条第二項において準用する法第三百二十一条の十二第四項の規定による延滞金の計算について準用する。

2 前条第一項及び第二項の規定は、法第三百二十七条第三項において準用する法第三百二十六条第三項の規定による延滞金の計算について準用する。

（退職手当等に係る特別徴収税額の納期の特例）

第四十八条の十七 第四十八条の九の十から第四十八条の九の十二までの規定は、法第三百二十八条の五第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第四十八条の九の十中「法第三百二十一条の五の二第二項」とあるのは「法第三百二十八条の五第三項において準用する法第三百二十一条の五の二第二項」と、「法第三百二十一条の五の二第二項又は第二項ただし書」とあるのは「法第三百二十八条の五第二項」と、「納入」とあるのは「申告納入」と、第四十八条の九の十一中「法第三百二十一条の五の二第二項」とあるのは「法第三百二十八条の五第三項において準用する法第三百二十一条の五の二第二項」と、第四十八条の九の十二中「第四十八条の九の十第三項」とあるのは「第四十八条の十七において準用する第四十八条の九の十第三項」と、「法第三百二十一条の五の二第二項」とあるのは「法第三百二十八条の五第三項において準用する法第三百二十一条の五の二第二項」と、「法第三百二十一条の五第一項又は第二項ただし書」とあるのは「法第三百二十八条の五第二項」と、それぞれ読み替えるものとする。

（退職所得申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第四十八条の十八 第八条の二の二の規定は、法第三百二十八条の七第三項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二の二第一号中「第四十五条の三の二第五項」とあるのは「第三百二十八条の七第三項」と、「給与所得者」とあるのは「退職手当等の支払を受ける者」と、「申告書」とあるのは「退職所得申告書」と、同条第二号中「第四十五条の三の二第五項」とあるのは「第三百二十八条の七第三項」と、「給与所得者」とあるのは「退職手当等の支払を受ける者」と、同条第三号中「第四十五条の三の二第五項」とあるのは「第三百二十八条の七第三項」と読み替えるものとする。

（法第三百二十八条の十一第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第四十八条の十八の二 法第三百二十八条の十一第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する納入申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。

（法第三百二十八条の十一第八項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

第四十八条の十九 法第三百二十八条の十一第八項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第三百二十八条の十一第八項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、分離課税に係る所得割について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第八項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める期限又は日までに納入されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納入すべき税額に係る法第三百二十八条の五第二項又は同条第三項において準用する法第三百二十一条の五の二の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）

ロ 市町村長が当該納入申告書に係る納入について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該納入申告書の提出があつた日

（分離課税に係る所得割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第四十八条の二十 法第三百二十八条の十二第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第三百二十八条の十二第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第三百二十八条の十一第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第二節 固定資産税

（法第三百四十一条第四号の資産）

第四十九条 法第三百四十一条第四号に規定する政令で定める資産は、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、法人税法施行令第三百三十三条第一項若しくは第三百三十三条の二第一項又は所得税法施行令第三百三十八条第一項若しくは第三百三十九条第一項の規定によりその取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号又は所得税法施行令第二百六条第一項各号若しくは第二項の規定により計算した価額をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部が損金又は必要な経費に算入される資産とする。ただし、法人税法第六十四条の二第一項又は所得税法第六十七條の二第一項に規定するリース資産にあつては、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が二十万円未満のものとする。

（法第三百四十三条第五項の所有者の探索の方法）

第四十九条の二 法第三百四十三条第五項に規定する政令で定める方法は、固定資産の所有者の住所及び氏名又は名称その他の当該固定資産の所有者の存在を明らかにするために必要な情報（第二号から第四号までにおいて「所有者情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。

一 当該固定資産（償却資産を除く。）の登記事項証明書の交付を請求すること。

二 当該固定資産の使用者と思料される者その他の当該固定資産に係る所有者情報を保有すると思料される者であつて総務省令で定めるものに対し、当該所有者情報の提供を求めること。

三 第一号の登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他の前二号の措置により判明した当該固定資産の所有者と思料される者（以下この号及び次号において「登記名義人等」という。）が記録されていると思料される住民基本台帳、登録原票（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第三十三条の規定により法務大臣に送付された同法附則第十七条第一項に規定する登録原票をいう。次号において同じ。）、法人の登記簿その他の総務省令で定める書類を備える市町村の長、出入国在留管理庁の長である出入国在留管理庁長官又は登記所の登記官に対し、当該登記名義人等に係る所有者情報の提供を求めること。

四 登記名義人等が死亡し、又は解散していることが判明した場合には、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該固定資産の所有者と思料される者が記録されていると思料される戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票、登録原票、法人の登記簿その他の総務省令で定める書類を備える市町村の長、出入国在留管理庁の長である出入国在留管理庁長官又は登記所の登記官に対し、当該固定資産に係る所有者情報の提供を求めること。

五 前号の措置により判明した当該固定資産の所有者と思料される者が個人である場合には、当該個人又は官公署に対して、当該固定資産の所有者を特定するための書面の送付その他の総務省令で定める措置をとること。

（法第三百四十三条第八項の埋立地等の使用者）

第四十九条の三 法第三百四十三条第八項に規定する埋立地又は干拓地（以下この条において「埋立地等」という。）を使用する者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業により造成された埋立地等にあつては、同法第九十四条の八第七項（同法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該埋立地等を使用する者

二 土地改良法第八十七条の二第二項の規定により都道府県が行う同項第一号の事業により造成された埋立地等にあつては、都道府県知事が、農用地保有の合理化及び農業経営の近代化を図るために適当と認めた者及び当該埋立地等の地区内で農業を営む者の生活上又は農業経営上必要で欠くことができない業務に従事すると認めた者並びに当該埋立地等を売り渡すことを相当と認めた農業協同組合、農事組合法人及び土地改良区で、当該都道府県知事が当該埋立地等の売渡しの予約を証する書面を交付したもののうち、当該埋立地等の竣功認可前に当該埋立地等を無償で使用する者

（法第三百四十八条第二号の固定資産）

第四十九条の四 法第三百四十八条第二号に規定する独立行政法人水資源機構が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、独立行政法人水資源機構が直接その本来の事業の用に供する次の各号に掲げる固定資産（第二号に掲げる固定資産にあつては同項第四十五号に掲げるものを除き、第三号及び第四号に掲げる固定資産にあつては水道又は工業用水道の用に供する取水施設、貯水施設若しくは浄水施設又はこれらの施設を管理するための施設で総務省令で定めるものの用に供する土地を除く。）とする。

一 倉庫

二 ダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下この項、第五十一条の十六の二第三号、第五十一条の十六の四第三号及び第五十二条の十の二において同じ。）の用に供する固定資産（当該ダムが発電、水道又は工業用水道の用に供される場合には、当該固定資産のうち、当該固定資産の価格に当該ダムの新築又は改築に要する費用の額につき当該ダムを発電、水道又は工業用水道の用に供する者が負担する額の当該費用の額に対する割合を乗じて得た価格に相当する部分を除く。）

三 堰、湖沼水位調節施設及び水路施設並びにこれらの用に供する土地

四 前号の施設の操作又は監視の用に供する固定資産

五 ダム、堰、湖沼水位調節施設及び水路施設に係る工事の用に供する家屋又はこれらの施設の維持の用に供する家屋

六 水資源の開発又は利用に関する調査の用に供する家屋

2 法第三百四十八条第二号に規定する土地改良区又は土地改良区連合が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、土地改良区又は土地改良区連合が直接その本来の事業の用に供する次に掲げる固定資産とする。

一 事務所及び倉庫

二 農業用排水施設及びその用に供する土地

三 前号の施設の操作又は監視の用に供する固定資産

四 防風林及び土砂防止林

3 法第三百四十八条第二号に規定する土地開発公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、土地開発公社が取得し、かつ、保有する次に掲げる土地のうち土地開発公社が設置する駐車施設（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものに限る。）の用に供する土地及び他の者に有償で貸し付けている土地以外のものとする。

一 公有地の拡大の推進に関する法律第十七条第一号に規定する業務の用に供する同号イからニまでに掲げる土地（同号ニに掲げる土地にあつては、同号ニに規定する政令で定める事業の用に供する土地を除く。） 二 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第七条第二項各号に掲げる土地 （法第三百四十八条第二項第二号の五の市街地の区域等） 第四十九条の五 法第三百四十八条第二項第二号の五に規定する政令で定める市街地の区域は、千葉市の区域、東京都の特別区の存する区域、川崎市の区域、横浜市の区域、名古屋市の区域、京都市の区域、大阪市の区域、神戸市の区域及び広島市の区域並びにこれらの区域の近郊の区域で総務省令で定めるものとする。 2 法第三百四十八条第二項第二号の五に規定する政令で定める公共の用に供する飛行場は、成田国際空港及び新千歳空港とする。 3 法第三百四十八条第二項第二号の五に規定する公共の用に供する飛行場の区域の周辺の区域のうち政令で定める区域は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条の規定により告示された進入表面、転移表面又は水平表面の投影面の区域とする。 4 法第三百四十八条第二項第二号の五に規定するトンネルで政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるトンネルの区分に応じ、同表の下欄に定めるトンネルとする。 <table><tr><td>一 昭和六十二年四月一日以後に建設されたトンネル（第三号に掲げるものを除く。）</td><td>第一項に規定する市街地の区域（総務省令で定めるものを除く。）又は第二項に規定する飛行場の区域及びその周辺の区域のうち前項に規定する区域に存するトンネル</td></tr><tr><td>二 昭和六十二年三月三十一日以前に建設されたトンネル（次号に掲げるものを除く。）</td><td>昭和六十二年三月三十一日において、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和六十一年法律第九十四号）以下この号において「国鉄関連改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（次条及び第四十九条の七において「旧地方税法」という。）第三百四十八条第二項第二号の五若しくは第二十七号又は国鉄関連改正法第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。次条及び第四十九条の七において「旧交納付金法」という。）第二条第六項の規定の適用があつたトンネル</td></tr><tr><td>三 平成三十年三月三十一日以前に建設されたトンネル（大阪市が地方公営企業法第二条第一項第三号に掲げる軌道事業又は同項第五号に掲げる鉄道事業の用に供したものに限り。）</td><td>平成三十年三月三十一日において、法第三百四十八条第一項の規定の適用があつたトンネル</td></tr></table>		一 昭和六十二年四月一日以後に建設されたトンネル（第三号に掲げるものを除く。）	第一項に規定する市街地の区域（総務省令で定めるものを除く。）又は第二項に規定する飛行場の区域及びその周辺の区域のうち前項に規定する区域に存するトンネル	二 昭和六十二年三月三十一日以前に建設されたトンネル（次号に掲げるものを除く。）	昭和六十二年三月三十一日において、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和六十一年法律第九十四号）以下この号において「国鉄関連改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（次条及び第四十九条の七において「旧地方税法」という。）第三百四十八条第二項第二号の五若しくは第二十七号又は国鉄関連改正法第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。次条及び第四十九条の七において「旧交納付金法」という。）第二条第六項の規定の適用があつたトンネル	三 平成三十年三月三十一日以前に建設されたトンネル（大阪市が地方公営企業法第二条第一項第三号に掲げる軌道事業又は同項第五号に掲げる鉄道事業の用に供したものに限り。）	平成三十年三月三十一日において、法第三百四十八条第一項の規定の適用があつたトンネル
一 昭和六十二年四月一日以後に建設されたトンネル（第三号に掲げるものを除く。）	第一項に規定する市街地の区域（総務省令で定めるものを除く。）又は第二項に規定する飛行場の区域及びその周辺の区域のうち前項に規定する区域に存するトンネル						
二 昭和六十二年三月三十一日以前に建設されたトンネル（次号に掲げるものを除く。）	昭和六十二年三月三十一日において、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和六十一年法律第九十四号）以下この号において「国鉄関連改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（次条及び第四十九条の七において「旧地方税法」という。）第三百四十八条第二項第二号の五若しくは第二十七号又は国鉄関連改正法第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。次条及び第四十九条の七において「旧交納付金法」という。）第二条第六項の規定の適用があつたトンネル						
三 平成三十年三月三十一日以前に建設されたトンネル（大阪市が地方公営企業法第二条第一項第三号に掲げる軌道事業又は同項第五号に掲げる鉄道事業の用に供したものに限り。）	平成三十年三月三十一日において、法第三百四十八条第一項の規定の適用があつたトンネル						
（法第三百四十八条第二項第二号の七の立体交差化施設等） 第四十九条の六 法第三百四十八条第二項第二号の七に規定する新たに建設された立体交差化施設で政令で定めるものは、次に掲げる立体交差化施設とする。 一 昭和六十二年四月一日以後に建設された立体交差化施設 二 昭和六十二年三月三十一日以前に建設された立体交差化施設で、同日において旧地方税法第三百四十八条第二項第二号の七若しくは第二十七号又は旧交納付金法第二条第六項の規定の適用があつたもの 2 法第三百四十八条第二項第二号の七に規定する道路の改築に伴い改良された既設の立体交差化施設で政令で定めるものは、次に掲げる立体交差化施設とする。 一 昭和六十二年四月一日以後に改良された立体交差化施設 二 昭和六十二年三月三十一日以前に改良された立体交差化施設で、同日において旧地方税法第三百四十八条第二項第二号の七若しくは第二十七号又は旧交納付金法第二条第六項の規定の適用があつたもの							
3 法第三百四十八条第二項第二号の七に規定する線路設備、電路設備その他の構築物で政令で定めるものは、線路設備、電路設備及び停車場設備とする。 （法第三百四十八条第二項第二号の八の地下道又は跨線道路橋） 第四十九条の七 法第三百四十八条第二項第二号の八に規定する地下道又は跨線道路橋で政令で定めるものは、次に掲げる地下道又は跨線道路橋とする。 一 昭和六十二年四月一日以後に建設された地下道又は跨線道路橋で、公衆が利用することができ（鉄道事業又は軌道経営の業務のみの用に供する部分、旅客のみの利用に供する部分及び他の者に貸し付けている部分を除く。） 二 昭和六十二年三月三十一日以前に建設された地下道又は跨線道路橋で、同日において旧地方税法第三百四十八条第二項第二号の八若しくは第二十七号又は旧交納付金法第二条第六項の規定の適用があつたもの （法第三百四十八条第二項第七号の土地） 第四十九条の八 法第三百四十八条第二項第七号に規定する政令で定める土地は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行令各号に掲げる施設の用に供する土地のうち山林以外のものとする。 （法第三百四十八条第二項第八号の家屋） 第四十九条の九 法第三百四十八条第二項第八号の二に規定する家屋で政令で定めるものは、文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第四条第三項第一号に規定する伝統的建造物に該当する家屋で文部科学大臣が定めるもの（総務省令で定めるものを除く。）とする。 （法第三百四十八条第二項第九号の二の医療法人等） 第四十九条の十 法第三百四十八条第二項第九号の二に規定する政令で定める医療法人は、医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人及び租税特別措置法第六十七条の二第一項の承認を受けている医療法人とする。 2 法第三百四十八条第二項第九号の二に規定する政令で定める医療関係者は、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士とする。 （法第三百四十八条第二項第十号の固定資産） 第四十九条の十一 法第三百四十八条第二項第十号に規定する政令で定める固定資産は、生活保護法第三十八条第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設、同条第四項に規定する医療保護施設、同条第五項に規定する授産施設及び同条第六項に規定する宿所提供施設の用に供する固定資産とする。 （法第三百四十八条第二項第十号の三の政令で定める者） 第四十九条の十二 法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 （法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する政令で定める者等） 第四十九条の十三 法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会及び医療法人 二 学校法人 三 前二号に掲げる者以外の者で児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を得たもの 2 法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産（こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）第一条第三項に規定する指定法人が経営する児童福祉法第四十条に規定する児童厚生施設の用に供する固定資産にあつては、事務所その他の管理施設、宿舍及び駐車施設の用に供する固定資産を除く。）とする。							

一 社会福祉法人又は前項第一号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十条に規定する児童厚生施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設又は同法第四十四条に規定する児童自立支援施設の用に供する固定資産

二 社会福祉法人又は前項第一号若しくは第二号に掲げる者が経営する児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設又は同法第四十三条に規定する児童発達支援センターの用に供する固定資産

三 社会福祉法人又は前項各号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十六条に規定する助産施設で総務省令で定めるもの、同法第三十九条に規定する保育所、同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター又は同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センターの用に供する固定資産

(法第二百四十八条第二項第十号の四の政令で定める者)

第四十九條の十二の二 法第二百四十八条第二項第十号の四に規定する政令で定める者は、学校法人及び社会福祉法人以外の者で就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項若しくは第三項の認定又は同法第十七条第一項の設置の認可を受けたものとする。

(法第二百四十八条第二項第十号の五の政令で定める者等)

第四十九條の十三 法第二百四十八条第二項第十号の五に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 老人福祉法附則第六条の二の規定により社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会
二 公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会（前号に掲げるものを除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）、商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び医療法人

三 前二号に掲げる者以外の者で老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターの設置について同法第十五条第二項の規定による届出をしたもの

2 法第二百四十八条第二項第十号の五に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 社会福祉法人が経営する老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームの用に供する固定資産

二 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの用に供する固定資産

三 社会福祉法人並びに前項第一号及び第二号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センターの用に供する固定資産

四 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターの用に供する固定資産

第四十九條の十四 削除

(法第二百四十八条第二項第十号の七の政令で定める者等)

第四十九條の十五 法第二百四十八条第二項第十号の七に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

二 健康保険組合、健康保険組合連合会、企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）、商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団

三 医療法人

四 前三号に掲げる者以外の者で児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による委託を受けたもの

五 第一号から第三号までに掲げる者以外の者で児童福祉法第三十三条の六第一項の規定による委託を受けたもの

六 前各号に掲げる者以外の者で総務省令で定めるもの

2 法第二百四十八条第二項第十号の七に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 社会福祉法人又は前項第一号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号若しくは第七号に掲げる事業又は同条第三項第一号、第三号、第八号、第十一号若しくは第十三号に掲げる事業の用に供する固定資産

二 社会福祉法人又は前項第一号若しくは第六号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第五号に掲げる介助大訓練事業又は聴導大訓練事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

三 社会福祉法人又は前項第一号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）で、道路交通法施行令第八条第二項の規定による国家公安委員会の指定を受けたものが実施する社会福祉法第二条第三項第五号に掲げる盲導大訓練施設を運営する事業の用に供する固定資産

四 社会福祉法人又は前項第一号若しくは第六号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第九号に掲げる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

五 社会福祉法人又は前項第一号若しくは第三号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号の二に掲げる福祉ホームを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者福祉センター、補装具製作施設若しくは視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業又は同項第十号に掲げる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

六 社会福祉法人又は前項第一号から第三号までに掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の用に供する固定資産

七 社会福祉法人又は前項第一号から第四号までに掲げる者（同項第一号から第三号までに掲げる者にあつては、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による委託を受けたものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第三号に掲げる小規模住居型児童養育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

八 社会福祉法人又は前項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる者（同項第一号から第三号までに掲げる者にあつては、児童福祉法第三十三条の六第一項の規定による委託を受けたものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる児童自立生活援助事業の用に供する固定資産

九 社会福祉法人又は前項各号に掲げる者（同項第六号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活

動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊娠婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業若しくは児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業、同項第四号の二に掲げる一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同項第五号に掲げる身体障害者の更生相談に応ずる事業若しくは同項第六号に掲げる知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの又は同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、移動支援事業若しくは地域活動支援センターを運営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業若しくは手話通訳事業若しくは同項第十二号に掲げる事業の用に供する固定資産

(法第二百四十八条第二項第十号の八の固定資産)

第四十九条の十六 法第二百四十八条第二項第十号の八に規定する政令で定める固定資産は、更生保護事業法第二条第二項に規定する宿泊型保護事業、同条第三項に規定する通所・訪問型保護事業及び同条第四項に規定する地域連携・助成事業の用に供する固定資産とする。

(法第二百四十八条第二項第十一号の固定資産)

第五十条 法第二百四十八条第二項第十一号に規定する日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、事務所 医療施設、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院、救護員養成施設若しくは救護用物品貯蔵施設又は採血、血液製剤の製造その他の血液事業の用に供する施設の用に供する固定資産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

(法第二百四十八条第二項第十一号の二の固定資産)

第五十条の二 法第二百四十八条第二項第十一号の二に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第十一条第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものであるとする。

- 一 事務所の用に供する固定資産
- 二 宿舍の用に供する固定資産

(法第二百四十八条第二項第十一号の三の固定資産)

第五十条の二の二 法第二百四十八条第二項第十一号の三に規定する政令で定める固定資産は、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する固定資産以外の固定資産とする。

(法第二百四十八条第二項第十一号の四の固定資産等)

第五十条の三 法第二百四十八条第二項第十一号の四に規定する政令で定める固定資産は、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する固定資産以外の固定資産とする。

2 法第二百四十八条第二項第十一号の四に規定する政令で定める保健施設は、次に掲げるものとする。

- 一 運動場、体育館、プール及びこれらに附属する施設
- 二 健康相談所
- 三 専ら負傷又は疾病の治つた者を収容し、その者の体力の回復を図るための施設

(法第二百四十八条第二項第十一号の五の固定資産)

第五十条の三の二 法第二百四十八条第二項第十一号の五に規定する医療法第四十二条の二第二項に規定する社会医療法人が直接同項第四号に規定する救急医療等確保事業に係る業務(同項第五号に規定する基準に適合するものに限る。)の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する固定資産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する固定資産以外のものとする。

(法第二百四十八条第二項第十一号の六の固定資産)

第五十条の四 法第二百四十八条第二項第十一号の六に規定する独立行政法人自動車事故対策機構が独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)第十三条第三号に規定す

る業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものであるとする。

- 一 事務所の用に供する固定資産
- 二 宿舍の用に供する固定資産

(法第二百四十八条第二項第十二号の固定資産)

第五十条の五 法第二百四十八条第二項第十二号に規定する公益社団法人又は公益財団法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

- 一 宿舍の用に供する固定資産
- 二 他者の者に貸し付けている固定資産
- 三 職員の福利及び厚生に供する固定資産

(法第二百四十八条第二項第十三号の固定資産)

第五十一条 法第二百四十八条第二項第十三号に規定する日本私立学校振興・共済事業団(以下この条において「事業団」という。)が日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号。以下この条において「事業団法」という。)第二十三条第一項から第四項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

- 一 事業団が事業団法第二十三条第一項第一号から第五号まで若しくは第十号、第三項第三号又は第四項に規定する業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものであるとする。
- イ 宿舍の用に供する固定資産
- ロ 他者の者に貸し付けている固定資産

二 事業団が事業団法第二十三条第一項第九号に規定する業務の用に供する固定資産のうち事業団が所有し、かつ、経営する次に掲げる施設において直接その用に供するもの(イに掲げる施設において直接その用に供する固定資産にあつては、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するものを除く。)

- イ 病院及び診療所
- ロ 運動場、体育館、プール及びこれらに附属する施設
- ハ 健康相談所

ニ 専ら負傷又は疾病の治つた者を収容し、その者の体力の回復を図るための施設

三 事業団が事業団法附則第五条第一項の規定により承継し、かつ、事業団法第二十三条第一項第六号から第九号まで、第二項又は第三項第一号若しくは第二号に規定する業務の用に供する事務所(事業団が承継した日の前日において事業団法附則第七十二条の規定による改正前の地方税法第二百四十八条第四項の規定の適用があつたものに限る。)

(法第二百四十八条第二項第十四号の固定資産)

第五十一条の二 法第二百四十八条第二項第十四号に規定する商工会議所又は日本商工会議所が商工会議所法第九条又は第六十五条に規定する事業の用に供する固定資産及び商工会又は都道府県商工会連合会若しくは全国商工会連合会が商工会法第十一条又は第五十五条の八第一項若しくは第二項に規定する事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの事業の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものであるとする。

- 一 宿舍の用に供する固定資産
- 二 他者の者に貸し付けている固定資産
- 三 職員の福利及び厚生に供する固定資産

(法第二百四十八条第二項第十六号の固定資産)

第五十一条の二の二 法第二百四十八条第二項第十六号に規定する独立行政法人労働者健康安全機構が独立行政法人労働者健康安全機構法第十二条第一項第一号、第三号、第四号又は第七号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものであるとする。

一 事務所の用に供する固定資産

二 宿舍（業務上宿舍を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舍その他これに準ずる宿舍で総務省令で定めるものを除く。）の用に供する固定資産

三 その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する固定資産

（法第三百四十八条第二項第十七号の固定資産）

第五十一条の二の三 法第三百四十八条第二項第十七号に規定する独立行政法人日本芸術文化振興会が独立行政法人日本芸術文化振興会法第十四条第一項第一号から第五号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所の用に供する固定資産（劇場施設と一体となつて機能を發揮しているものを除く。）

二 宿舍の用に供する固定資産

三 その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する固定資産

（法第三百四十八条第二項第十八号の固定資産）

第五十一条の三 法第三百四十八条第二項第十八号に規定する独立行政法人日本スポーツ振興センターが独立行政法人日本スポーツ振興センター法第十五条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所の用に供する固定資産

二 宿舍の用に供する固定資産

三 その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する固定資産

（法第三百四十八条第二項第十九号の固定資産）

第五十一条の四 法第三百四十八条第二項第十九号に規定する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第十四条第一項第四号若しくは第七号又は附則第五条第三項第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する固定資産のうち、次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所の用に供する固定資産

二 宿舍（業務上宿舍を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舍その他これに準ずる宿舍で総務省令で定めるものを除く。）の用に供する固定資産

（法第三百四十八条第二項第二十一号の固定資産）

第五十一条の五 法第三百四十八条第二項第二十二号に規定する独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所の用に供する固定資産

二 宿舍の用に供する固定資産

（法第三百四十八条第二項第二十四号の漁船用燃料等）

第五十一条の六 法第三百四十八条第二項第二十四号に規定する政令で定める漁船用燃料は、漁船の内燃機関の燃料として使用される揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第二条第一項の灯油、軽油及び重油とし、同号に規定する政令で定める固定資産は、当該漁船用燃料を貯蔵するタンク並びにこれに附属する機械及び構築物とする。

第五十一条の七 削除

（法第三百四十八条第二項第二十六号の寄宿舍）

第五十一条の八 法第三百四十八条第二項第二十六号に規定する政令で定める寄宿舍は、次に掲げる要件に該当する寄宿舍とする。

一 専ら学校教育法第一条に規定する学校の学生又は生徒（同条に規定する学校において修学する外国人留学生を含む。次号において「学生等」という。）を入居させることを目的として設置されたものであること。

二 学生等の居室の用に供する部分の床面積の合計を当該寄宿舍の定員の数値で除して得た床面積が二十平方メートルを超えないものであること。

三 寮費その他これに類する入居の対価が総務省令で定める基準に適合するものであること。

四 当該寄宿舍の全部又は一部が旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業の用に供されているものでないこと。

（法第三百四十八条第二項第二十八号の固定資産）

第五十一条の九 法第三百四十八条第二項第二十八号に規定する独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第一号イ若しくはロ、第四号イ、ロ若しくはニ又は第五号イに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所の用に供する固定資産

二 宿舍の用に供する固定資産

（法第三百四十八条第二項第二十九号の固定資産）

第五十一条の十 法第三百四十八条第二項第二十九号に規定する独立行政法人国民生活センターが独立行政法人国民生活センター法第十條第一号から第八号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所の用に供する固定資産

二 宿舍の用に供する固定資産

三 その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある研修施設の用に供する固定資産

（法第三百四十八条第三十号の固定資産）

第五十一条の十一 法第三百四十八条第三十号に規定する日本下水道事業団が日本下水道事業団法第二十六条第一項第七号又は第八号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち、次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所の用に供する固定資産

二 宿舍の用に供する固定資産

三 職員の福利及び厚生のに供する固定資産

四 日本下水道事業団法第二十六条第一項第七号に規定する業務（下水道に関する技術を担当する者の養成及び訓練に関する業務を除く。）の用に供する固定資産

（法第三百四十八条第三十四号の固定資産）

第五十一条の十二 削除

第五十一条の十三 削除

（法第三百四十八条第三十四号の固定資産）

第五十一条の十四 法第三百四十八条第三十四号に規定する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が債務等処理法第十三条第一項第二号及び第三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに債務等処理法第二十五条の規定により貸し付けている固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（次号において「機構法」という。）附則第二条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下この条において「旧日本鉄道建設公団」という。）から承継した固定資産であつて、債務等処理法第十三条第一項第二号又は第三号の業務の用に供するもの及び債務等処理法第二十五条の規定により日本貨物鉄道株式会社に無償で貸し付けているもの（総務省令で定めるものに限る。）で、旧日本鉄道建設公団が債務等処理法附則第二条の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継したものであり、かつ、旧日本国有鉄道清算事業

団が、債務等処理法附則第九条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。以下この号において「旧事業団法」という。）附則第二条の規定により所有することとなつたもの（日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）第三十二条第二項の請求により譲渡を受けた土地を含む。）又は旧事業団法附則第九条第一項の規定により旧日本鉄道建設公団から承継したもの

二 昭和六十二年四月一日において旧日本国有鉄道清算事業団が所有する土地であつて旧日本鉄道建設公団が債務等処理法附則第二条の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継し、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が機構法附則第二条第一項の規定により旧日本鉄道建設公団から承継したものに、同日において旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項若しくは第二項に規定する旅客会社若しくは貨物会社若しくは旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社又は日本国有鉄道改革法第十一条第一項の規定による指定を受けた法人（以下この号において「旅客会社等」という。）が同法第二十二條の規定により日本国有鉄道から承継した家屋又は償却資産（新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律第二条に規定する旅客鉄道株式会社が同条の規定により同法第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構から譲り受けた家屋又は償却資産を含み、昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）第一条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第二号の規定の適用があつたものに限る。以下この号において「旧資産」という。）を所有していた場合において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、債務等処理法第十三条第一項第三号の規定に基づき、当該旅客会社等に当該旧資産に対応するものとして譲渡するために所有する家屋又は償却資産

（法第三百四十八条第二項第三十五号の車両）

第五十一条の十五 法第三百四十八条第二項第三十五号に規定する専ら皇室の用に供する車両で政令で定めるものは、無償で専ら天皇及び皇族の用に供する車両とする。

（法第三百四十八条第二項第三十六号の固定資産）

第五十一条の十五の二 法第三百四十八条第二項第三十六号に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（次号において「機構」という。）が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（以下この条及び第五十二条の十の六において「機構法」という。）第十四条第一項第一号に規定する業務（農業機械化促進法を廃止する等の法律第一条の規定による廃止前の農業機械化促進法（次号及び第五十二条の十の六において「旧農業機械化促進法」という。）第十六条第一項第一号及び第三号から第五号までに規定する業務に該当するものを除く。）又は機構法第十四条第一項第二号から第四号まで若しくは第二項から第四号までに規定する業務の用に供する固定資産のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

イ 事務所の用に供する固定資産

ロ 宿舍の用に供する固定資産

二 機構が直接機構法第十四条第一項第一号に規定する業務（旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。）の用に供する固定資産（直接旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務の用に供したものに限る。）のうち、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号。以下この号において「機構法改正法」という。）附則第四条第一項の規定により同項の規定による解散前の生物系特定産業技術研究推進機構（以下この号において「旧推進機構」という。）から承継した家屋及び償却資産（旧推進機構が機構法改正法附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により同項の規定による解散前の農業機械化研究所から承継したものに限る。）

（法第三百四十八条第二項第三十七号の固定資産）

第五十一条の十五の三 法第三百四十八条第二項第三十七号に規定する国立研究開発法人水産研究・教育機構が国立研究開発法人水産研究・教育機構法（第二号において「機構法」という。）第二十条第一項第一号から第五号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 事務所の用に供する固定資産

二 宿舍（機構法第十二条第一項第五号に規定する水産に関する学理及び技術の教授を受ける者のための宿舍を除く。）の用に供する固定資産

（法第三百四十八条第二項第三十八号の固定資産）

第五十一条の十五の四 法第三百四十八条第二項第三十八号に規定する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 事務所の用に供する固定資産

二 宿舍の用に供する固定資産

（法第三百四十八条第二項第三十九号の固定資産）

第五十一条の十五の五 法第三百四十八条第二項第三十九号に規定する国立研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法第十四条第一項第一号から第八号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 事務所の用に供する固定資産

二 宿舍の用に供する固定資産

（法第三百四十八条第二項第四十号の家屋）

第五十一条の十五の六 法第三百四十八条第二項第四十号に規定する政令で定める家屋は、次に掲げる要件に該当する寄宿舎とする。

一 専ら学校教育法第一条に規定する学校の学生又は生徒（同条に規定する学校において修学する外国人留学生を含む。次号において「学生等」という。）を入居させることを目的として設置されたものであること。

二 学生等の居室の用に供する部分の床面積の合計を当該寄宿舎の定員の数値で除して得た床面積が二十平方メートルを超えないものであること。

三 寮費その他これに類する入居の対価が総務省令で定める基準に適合するものであること。

四 当該寄宿舎の全部又は一部が旅館業法第二条第一項に規定する旅館業の用に供されているものでないこと。

（法第三百四十八条第二項第四十一号の固定資産）

第五十一条の十五の七 法第三百四十八条第二項第四十一号に規定する日本司法支援センターが総合法律支援法第三十条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 事務所の用に供する固定資産

二 宿舍の用に供する固定資産

（法第三百四十八条第二項第四十二号の固定資産）

第五十一条の十五の八 法第三百四十八条第二項第四十二号に規定する国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第十五条第一項第一号イ若しくは第四号から第六号まで又は第二項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 事務所の用に供する固定資産

二 宿舍の用に供する固定資産

(法第三百四十八條第二項第四十三号の固定資産)

第五十一条の十五の九

法第三百四十八條第二項第四十三号に規定する国立研究開発法人森林研究・整備機構が国立研究開発法人森林研究・整備機構法第十三条第一項第一号から第三号まで又は第二項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所の用に供する固定資産

二 宿舍の用に供する固定資産

(法第三百四十八條第二項第四十四号の固定資産)

第五十一条の十五の十

法第三百四十八條第二項第四十四号に規定する政令で定める固定資産は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法(以下この条において「機構法」という。)第十六条第一項第二号から第七号までに規定する業務のうち次に掲げるものの用に供する固定資産(事務所又は宿舍の用に供するものを除く。)とする。

一 機構法第十六条第一項第二号に規定する業務

二 機構法第十六条第一項第三号に規定する業務(前号に規定する業務に係るものに限る。)

三 機構法第十六条第一項第四号に規定する業務(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の施設及び設備を放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行う者の共用に供することに限る。)

四 機構法第十六条第一項第五号に規定する業務(放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を養成し、並びにその資質の向上を図ることに限る。)

五 機構法第十六条第一項第六号に規定する業務(放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を養成し、並びにその資質の向上を図ることに限る。)

六 機構法第十六条第一項第七号に規定する業務

(法第三百四十八條第二項第四十五号の洪水吐ゲート及び放流のための管等)

第五十一条の十五の十一

法第三百四十八條第二項第四十五号に規定する政令で定めるものは、ダムに係る河川の河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七条に規定する河川管理者をいう。)との協議に基づき設置された洪水吐ゲート及び放流のための管(これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。)であつて、洪水調節に資するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの(次項において「洪水吐ゲート等」という。)とする。

2 法第三百四十八條第二項第四十五号に規定する政令で定める部分は、洪水吐ゲート等のうち、当該洪水吐ゲート等の価格に一から当該洪水吐ゲート等に係る水利使用者(河川法第五十三条第一項に規定する水利使用者をいう。)の取水量の当該洪水吐ゲート等に係る放流量に対する割合を控除した割合を乗じて得た価格に相当する部分とする。

(法第三百四十八條第五項の固定資産)

第五十一条の十六

法第三百四十八條第五項に規定する同条第二項第二号の五に掲げる固定資産で政令で定めるものは、同条第五項の旅客会社等が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条の規定により指定された都市計画区域のうち総務省令で定める市街地の区域において直接鉄道事業の用に供するトンネルとする。

(法第三百四十八條第六項の固定資産)

第五十一条の十六の二

法第三百四十八條第六項に規定する非課税独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 当該固定資産を所有する法第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人以外の者が使用している固定資産

二 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産(法第三百四十八條第二項第四十五号に掲げるものと及び前号に掲げるものを除く。)

三 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第八項に規定する水道施設若しくは工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項に規定する工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産で、総務省令で定めるもの(法第三百四十八條第二項第四十五号に掲げるものと及び第一号に掲げるものを除く。)

(法第三百四十八條第七項の非課税独立行政法人等)

第五十一条の十六の三 法第三百四十八條第七項に規定する政令で定める非課税独立行政法人は、独立行政法人海技教育機構とする。

2 法第三百四十八條第七項に規定する政令で定める土地は、公益社団法人又は公益財団法人で総務大臣が指定するものから無償で借り受けて独立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百四十四号)第十一条第一項第一号に規定する業務の用に供する土地とする。

(法第三百四十八條第八項の固定資産)

第五十一条の十六の四 法第三百四十八條第八項に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 当該固定資産を所有する地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)以外の者が使用している固定資産

二 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産(法第三百四十八條第二項第四十五号に掲げるものと及び前号に掲げるものを除く。)

三 水道法第三条第八項に規定する水道施設若しくは工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産で、総務省令で定めるもの(法第三百四十八條第二項第四十五号に掲げるものと及び第一号に掲げるものを除く。)

(法第三百四十九條の三第一項の構築物)

第五十二条 法第三百四十九條の三第一項に規定する新たな営業路線の開業のために敷設した鉄道又は軌道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物は、線路設備、電路設備、停車場設備及び車庫構築物とする。

2 法第三百四十九條の三第一項に規定する営業路線の線路の増設をするために敷設した鉄道又は軌道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物は、線路設備、電路設備及び停車場設備とする。

(法第三百四十九條の三第二項の法人等)

第五十二条の二 法第三百四十九條の三第二項に規定する政令で定める法人は、ガス事業法第二条第六項の一般ガス導管事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者を除く。以下この項において同じ。)を構成員とする事業協同組合及び当該一般ガス導管事業者の出資に係る法人(総務省令で定める要件に該当するものに限る。)で、専ら当該一般ガス導管事業者に対してガスを供給することを目的として設立されたものとする。

2 法第三百四十九條の三第二項に規定する政令で定める償却資産は、原料処理設備、ガス発生設備及び附属設備の用に供する構築物並びに機械及び装置並びにガスホルダー、圧送機、整圧器、熱量調整装置及び導管(供給管及び屋内管を除く。)であつて、ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業、同条第七項に規定する特定ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業の用にのみ供するもの以外のものとする。

(法第三百四十九條の三第三項の法人等)

第五十二条の二の二 法第三百四十九條の三第三項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。)

二 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

三 水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会

四 森林組合又は森林組合連合会

五 協業組合又は出資組合である商工組合

2 法第三百四十九条の三第三項に規定する国の補助金又は交付金で政令で定めるものは、五百万円以上の国の補助金又は交付金とする。

3 法第三百四十九条の三第三項に規定する農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置（農林漁業者の共同利用に供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省令で定めるものを除く。）のうち、一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が三百三十万円以上のものとする。

（法第三百四十九条の三第九項の固定資産）

第五十二条の三 法第三百四十九条の三第九項に規定する日本放送協会が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 宿舍（放送業務の現業部門に属する従業員で通常の勤務時間外においても当該業務に係る非常勤務に従事するものが居住するものとされている宿舍を除く。）の用に供する固定資産

二 職員の福利及び厚生に供する固定資産

三 前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付けている固定資産

四 遊休状態にある土地及び家屋（直接その本来の事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを除く。）

（法第三百四十九条の三十項の設備）

第五十二条の三の二 法第三百四十九条の三十項に規定する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法第十七条第一号から第三号までに規定する業務の用に供する設備で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する設備のうち次に掲げるものの以外のものである。

一 原子力発電施設の用に供する設備

二 発電用施設周辺地域整備法施行令第三条各号に規定する施設の用に供する設備

（法第三百四十九条の三十一項の家屋）

第五十二条の三の三 法第三百四十九条の三十一項に規定する家屋で政令で定めるものは、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三百三十四条第一項に規定する重要な文化的景観の形成に重要な家屋として文部科学大臣が定める家屋（総務省令で定めるものを除く。）とする。

第五十二条の四 削除

（法第三百四十九条の三十二項の構築物）

第五十二条の五 法第三百四十九条の三十二項に規定する線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物は、線路設備、電路設備、停車場設備、車庫構築物及び工場構築物とする。

（法第三百四十九条の三十三項の鉄道施設）

第五十二条の五の二 法第三百四十九条の三十三項に規定する本州と北海道を連絡する鉄道に係る鉄道施設で政令で定めるものは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有し、かつ、北海道旅客鉄道株式会社に貸し付けている線路設備その他の鉄道施設で総務省令で定めるものとする。

2 法第三百四十九条の三十三項に規定する本州と四国を連絡する鉄道に係る鉄道施設で政令で定めるものは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が所有し、かつ、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項第一号に規定する西日本旅客鉄道株式会社（以下この項において「西日本旅客鉄道株式会社」という。）又は同条第一項第二号に掲げる者（同法の施行の日の前日において西日本旅客鉄道株式会社が経営している鉄道事業の全部又は一部を譲受、合併若しくは分割又は相続により同法の施行の日以後経営する者に限る。）及び四国旅客鉄道株式会社に利用させている線路設備その他の鉄道施設で総務省令で定めるものとする。

（法第三百四十九条の三十四項の水域及び事業）

第五十二条の六 法第三百四十九条の三十四項に規定する政令で定める水域は、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一号イに規定する多目的用水路とする。

2 法第三百四十九条の三十四項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 河川法第七条の河川管理者により同法第八条の河川工事として行われる事業

二 独立行政法人水資源機構により独立行政法人水資源機構法第二条第四項に規定する特定施設の新築又は改築に係る工事として行われる事業

第五十二条の七 削除

（法第三百四十九条の三十五項の家屋及び償却資産）

第五十二条の八 法第三百四十九条の三十五項に規定する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ、直接国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第三号又は第四号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する家屋及び償却資産のうち次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所

二 宿舍（業務上宿舍を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舍を除く。）

三 国その他これに準ずる者として総務大臣が定めるもの以外の者の委託を受けて行う業務の用に専ら供する家屋及び償却資産

（法第三百四十九条の三十六項の家屋及び償却資産）

第五十二条の九 法第三百四十九条の三十六項に規定する国立研究開発法人海洋研究開発機構が所有し、かつ、直接国立研究開発法人海洋研究開発機構法第十七条第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げるものの以外の家屋及び償却資産とする。

一 事務所

二 宿舍

第五十二条の十 削除

（法第三百四十九条の三十七項の家屋及び償却資産の部分）

第五十二条の十の二 法第三百四十九条の三十七項に規定する水道又は工業用水道の用に供するものとして政令で定める部分は、独立行政法人水資源機構が所有するダムの上に供する家屋及び償却資産のうち、当該固定資産の価格に当該ダムの新築又は改築に要する費用の額につき当該ダムを水道又は工業用水道の用に供する者が負担する額の当該費用の額に対する割合を乗じて得た価格に相当する部分とする。

（法第三百四十九条の三十八項の固定資産）

第五十二条の十の三 法第三百四十九条の三十八項に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 宿舍の用に供する固定資産

二 職員の福利及び厚生に供する固定資産

三 他の者に貸し付けている固定資産

四 遊休状態にある土地及び家屋（鉄道事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを除く。）

五 観光その他旅客誘致のための施設の用に供する固定資産

六 私人のための専用側線の用に供する固定資産

（法第三百四十九条の三十九項の償却資産）

第五十二条の十の四 法第三百四十九条の三十九項に規定する政令で定める償却資産は、次に掲げるものとする。

一 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十五条第一号に規定する業務の用に供する償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

イ 事務所の用に供する償却資産
ロ 宿舍（業務上宿舍を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舍を除く。次号において同じ。）の用に供する償却資産

二 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二号に規定する業務の用に供する償却資産のうち次に掲げるもの以外のものであつて、その実施に要する費用の全額について国から出資又は補助を受けて行われる研究開発（その企業化が困難な技術に関するものに限る。）の用に供する償却資産とする。

イ 事務所の用に供する償却資産
ロ 宿舍の用に供する償却資産

（法第百四十九条の三第二十項の家屋及び償却資産）
第五十二条の十の五 法第百四十九条の三第二十項に規定する政令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げるものとする。

一 国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十三条第一号又は第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に規定する業務の用に供する償却資産のうち事務所又は宿舍の用に供する償却資産以外のもの

二 国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十三条第一号第八号イに規定する業務の用に供する家屋で次に掲げるもの

イ 国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十三条第一号第八号イに規定する外国の研究者のための宿舍の用に供する家屋のうち総務省令で定めるもの以外のもの

ロ 会議場施設の用に供する家屋（当該会議場施設に含まれる部分に限るものとし、当該会議場施設の用に供する事務所、宿舍その他その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもので総務省令で定めるものを除く。）

三 国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十三条第一号第十号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産のうち事務所、宿舍その他その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもので総務省令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産以外のもの

（法第百四十九条の三第二十一項の土地）

第五十二条の十の六 法第百四十九条の三第二十一項に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、直接機構法第十四条第一号に規定する業務（旧農業機械化促進法第十六条第一号に規定する業務に該当するものに限る。）の用に供する土地で政令で定めるものは、当該業務の用に供する土地のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 事務所の用に供する土地
二 宿舍の用に供する土地

（法第百四十九条の三第二十二項の固定資産）

第五十二条の十の七 法第百四十九条の三第二十二項に規定する新関西国際空港株式会社が所有し、又は関空等統合法第十二条第二号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの用に供する土地及び構築物並びにこれらの土地によつて囲まれる土地

二 排水施設、照明施設、護岸その他前号の施設の機能を補完する施設として総務省令で定めるものの用に供する固定資産（関空等統合法附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法第七条第一項に規定する特定事業が行われる区域として同項の規定により告示された区域及び大阪国際空港の区域内にあるものに限る。）

三 両空港航空保安施設の用に供する固定資産

四 関空等統合法第九条第一号第四号イに掲げる事業により造成及び管理する緩衝地帯の用に供する土地であつて、他の者に貸し付ける土地以外のもの

（法第百四十九条の三第二十四項の償却資産）

第五十二条の十の八 法第百四十九条の三第二十四項に規定する政令で定める償却資産は、既に事業の用に供されていた償却資産（以下この条において「既設資産」という。）を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い、当該既設資産に代えて当該事業の用に供される償却資産以外の償却資産とする。

（法第百四十九条の三第二十五項の固定資産）

第五十二条の十の九 法第百四十九条の三第二十五項に規定する中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社が所有し、かつ、直接同法第六条第一号又は第二号に規定する事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの用に供する土地及び構築物並びにこれらの土地によつて囲まれる土地

二 排水施設、照明施設、護岸その他前号の施設の機能を補完する施設として総務省令で定めるものの用に供する固定資産

三 航空保安施設の用に供する固定資産

（法第百四十九条の三第三十項の政令で定める者）

第五十二条の十の十 法第百四十九条の三第三十項に規定する政令で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。

（法第百四十九条の三第三十一項の償却資産）

第五十二条の十の十一 法第百四十九条の三第三十一項に規定する政令で定める償却資産は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第一号又は第二号に規定する業務のうち次に掲げるもので総務省令で定めるものの用に供する償却資産（事務所又は宿舍の用に供するものを除く。）とする。

一 医療分野の基礎研究又は医療分野の基盤的研究開発（医療分野の共通的な研究開発又は医療分野の研究開発であつて多数部門の協力を要する総合的なものをいう。）に係る業務

二 治療又は臨床研究に係る業務（その実施に要する費用について国から出資又は補助を受けて行われるものに限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、企業化が困難な技術に関する医療分野の研究開発（その実施に要する費用の全額について国から出資又は補助を受けて行われるものに限る。）

（法第百四十九条の三の二第一項の家屋及び土地）

第五十二条の十一 法第百四十九条の三の二第一項に規定する家屋で政令で定めるものは、その一部を人の居住の用に供する家屋のうち人の居住の用に供する部分（別荘（第三十六条第二項に規定する別荘をいう。以下次条までにおいて同じ。）の用に供する部分を除く。）の床面積の当該家屋の床面積に対する割合（次項において「居住部分の割合」という。）が四分の一以上である家屋とする。

2 法第百四十九条の三の二第一項に規定する土地で政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地（その全部が別荘の用に供される家屋及び専ら人の居住の用に供する家屋でその別荘の用に供する部分の床面積の当該家屋の床面積に対する割合が四分の三を超えるものの敷地の用に供されている土地を除く。）とする。

一 専ら人の居住の用に供する家屋（別荘の用に供する部分を有する専ら人の居住の用に供する家屋でその別荘の用に供する部分以外の部分の床面積の当該家屋の床面積に対する割合が四分の一以上であるもの（次号において「別荘部分」を有する専用住宅」という。）を除く。）の敷地の用に供されている土地（当該土地（当該土地の面積が当該家屋の床面積の十倍の面積を超える場合には、当該十倍の面積に相当する土地とする。）

二 前項の家屋又は別荘部分を有する専用住宅の敷地の用に供されている土地（次の表の上欄に掲げる家屋の区分及び同表の中欄に掲げる当該家屋に係る居住部分の割合（別荘部分を有する

専用住宅にあつては、その別荘の用に供する部分以外の部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合とする。以下この号において同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率を当該土地の面積（当該面積が当該家屋の床面積の十倍の面積を超える場合には、当該十倍の面積とする。）に乗じて得た面積に相当する土地

家屋		居住部分の割合		率
イ	ロに掲げる家屋以外の家屋	四分の一以上二分の一未満	二分の一以上	〇・五
ロ	地上階数五以上を有する耐火建築物である家屋	四分の一以上二分の一未満	二分の一以上四分の三未満	一・〇
		四分の三以上		〇・七五
				一・〇

3 前項に規定する耐火建築物は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二条第九号の二に規定する特定主要構造部を耐火構造とした建築物とし、同項に規定する地上階数は、当該建築物の階数（建築基準法施行令第二条第八号に定めるところにより算定した階数をいう。）から地階（同令第一条第二号に規定する地階をいう。）の階数を控除した階数とする。

4 専ら人の居住の用に供する家屋又は第一項に規定する家屋の敷地の用に供されている土地が同一の者によつて所有されていない場合の第二項の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（法第三百四十九条の三の第二項第二号の住居）

第五十二条の十二 法第三百四十九条の三の第二項第二号に規定する住居で政令で定めるものは、その全部が別荘の用に供される住居以外の住居とする。

（被災住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲）

第五十二条の十三 法第三百四十九条の三の第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第三百四十九条の三の第三項に規定する被災年度（次項から第五項まで及び第七項において「被災年度」という。）に係る賦課期日における同条第一項に規定する被災住宅用地（以下本項から第四項まで、第七項及び第九項において「被災住宅用地」という。）の所有者

二 法第三百四十九条の三の第三項に規定する震災等（被災住宅用地から第五項までにおいて「震災等」という。）の発生した日の属する年の一月二日（当該震災等の発生した日が一月一日である場合には、当該日の属する年の前年の一月二日）から当該震災等の発生した日までの間に被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

三 前二号に掲げる者（本号の規定によつて被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。）が個人である場合において震災等の発生した日の翌日以後にその者についての相続によりその者が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において震災等の発生した日の翌日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部を取得したその者の三親等内の親族（前号に該当する者を除く。）

五 第一号又は第二号に掲げる者（本号の規定によつて合併又は分割によつて被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。）が法人である場合において震災等の発生した日の翌日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した法人

2 法第三百四十九条の三の第三項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法第三百四十九条の三の第三項の規定により法第三百四十九条の三の第二項に規定する住宅用地とみなされた土地（以下本項において「住宅用地」とみなされた土地」という。）の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち被災年度分の固定資産税について同条第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地とする。

3 法第三百四十九条の三の第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者は、当該日の属する年の前年の一月二日（当該震災等の発生した日が一月一日である場合には、当該日の属する年の前年の一月二日）から当該震災等の発生した日までの間に被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者

二 前二号に掲げる者（本号の規定によつて被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。）が個人である場合において震災等の発生した日の翌日以後にその者についての相続によりその者が所有し、又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において震災等の発生した日の翌日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得したその者の三親等内の親族（前号に該当する者を除く。）

五 第一号又は第二号に掲げる者（本号の規定により合併又は分割によつて被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。）が法人である場合において震災等の発生した日の翌日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有し、又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部の共有持分を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部の共有持分を取得した者

4 前項第一号又は第二号に掲げる者（以下本号及び次項において「従前所有者等」という。）が震災等の発生した日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号までに掲げる者（以下本号及び次項において「相続人等」という。）が被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合、その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部（その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が震災等の発生した日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に相当する面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積に係る共有持分の割合に相当する面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合は、当該面積に相当する土地）

ロ 従前所有者等が震災等の発生した日において被災住宅用地の全部又は一部を所有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合、従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に相当する面積（当該面積が当該従前所有者等が震災等の発生した日において所有していた当該被災住宅用地の一部の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積に係る共有持分の割合に相当する面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合は、当該面積の合計に相当する土地

ハ 従前所有者等が震災等の発生した日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が被災年度の翌年度又は翌々年度に

係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる面積（当該面積が当該従前所有者等が震災等の発生した日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合は、当該面積）の合計に相当する土地

二 被災共用土地等である土地 次の表の上欄に掲げる当該土地に係る被災区分所有家屋（法第三百五十二条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下本号、次項及び第七項において同じ。）の区分及び同表の中欄に掲げる当該被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率を当該土地の面積（当該面積が当該被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合には、当該十倍の面積）に乗じて得た面積に相当する土地（当該被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合が四分の一未満である被災区分所有家屋に係る土地を除く。）

被災区分所有家屋	被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合	率
イ ロに掲げる被災区分所有家屋以外の被災区分所有家屋	二分の一以上	一・〇
	四分の一以上二分の一未満	〇・五
ロ 地上階数五以上を有する耐火建築物であつた被災区分所有家屋	二分の一以上二分の一未満	〇・五
	二分の一以上四分の三未満	〇・七
	四分の三以上	一・〇

5 前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において震災等の発生した日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。）が震災等の発生した日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分（第七項において「特定専有部分」という。）のうち、被災年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘（第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第七項において同じ。）の用に供する部分を除く。）であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6 第五十二条の十一第三項の規定は、第四項第二号の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十二条の十三第四項第二号」と、「同項」とあるのは「同号」と読み替へるものとす。

7 法第三百四十九条の三の第三項において準用する同条第一項の規定により読み替へて適用される法第三百四十九条の三の第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 第四項第一号の規定の適用がある土地 法第三百四十九条の三の第三項において準用する同条第一項の規定により法第三百四十九条の三の第二項に規定する住宅用地とみなされた土地（以下本項において「住宅用地」とみなされた土地」という。）の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち被災年度分の固定資産税について同条第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に對する割合を乗じて得た面積に相当する土地

二 第四項第二号の規定の適用がある土地 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれに定める土地

イ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートル以下であるもの 当該住宅用地とみなされた土地

ロ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートルを超えるもの 当該住宅用地とみなされた土地の面積を当該住宅用地とみなされた土地に係る被災区分所有家屋の特定専有部分に存した住居でその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居の数（以下本号において「特例適用住居数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地とみなされた土地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積に相当する土地

8 前項に規定する特例適用住居数の認定その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、総務省令で定める。

9 法第三百四十九条の三の第三項の規定により読み替へて適用される同条第一項の規定により読み替へて適用される法第三百四十九条の三の第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法第三百四十九条の三の第三項の規定により読み替へて適用される同条第一項の規定により法第三百四十九条の三の第二項に規定する住宅用地（以下本項において「住宅用地」という。）とみなされた土地に對する従前の土地のうちの被災住宅用地が法第三百四十九条の三の第三項の規定により住宅用地とみなされるとしたならば同項の規定により読み替へて適用される法第三百四十九条の三の第二項の規定の適用を受けることとなる土地に相当する土地とする。

10 前項の規定は、法第三百四十九条の三の第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、「第三百四十九条の三の第三項」とあるのは「第三百四十九条の三の第三項第四項において準用する同条第三項」と、「被災住宅用地が法第三百四十九条の三の第三項」とあるのは「法第三百四十九条の三の第三項に規定する特定被災住宅用地が同項において準用する同条第一項」と読み替へるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、総務省令で定める。（法第三百四十九条の三の四の者等）

第五十二条の十三の二 法第三百四十九条の三の四に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第三百四十九条の三の四に規定する滅失し、又は損壊した償却資産（以下この項及び第三項において「被災償却資産」という。）の所有者（当該被災償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 被災償却資産が法第三百四十二条第三項の規定により共有物とみなされたものである場合における当該被災償却資産の買主

三 前二号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

四 第一号又は第二号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この号及び次条第一項第四号において同じ。）を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

2 法第三百四十九条の三の四に規定する政令で定める区域は、法第三百四十九条の三の第三項に規定する震災等の際に被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）が適用された市町村（特別区を含む、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市にあつては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域（次条第二項において「被災区域」という。）とする。

3 法第三百四十九条の三の四に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一 被災償却資産が共有物である場合（第三号に掲げる場合を除く。） 第一項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合により法第三百四十九条の三の四に規定する取得又は改良が行われた償却資産（以下この項において「代替償却資産」という。）の共有持分を有しているとした場合における代替償却資産に係る持分の割合に応ずる部分

二 代替償却資産が共有物である場合（次号に掲げる場合を除く。） 第一項各号に掲げる者（次号及び次項において「特例対象者」という。）が有している代替償却資産に係る持分の割合の合計に応ずる部分

三 被災償却資産及び代替償却資産がいずれも共有物である場合 各特例対象者が有している代替償却資産に係る持分の割合（当該持分の割合が第一項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合を超える場合には、被災償却資産に係る持分の割合）の合計に応ずる部分

4 特例対象者が法第三百四十九条の三の四の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同条に規定する市町村長（法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。）を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

（法第三百五十二条の三の三の者等）

第五十二条の十三の三 法第三百五十二条の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第三百五十二条の三に規定する滅失し、又は損壊した家屋（以下この条において「被災家屋」という。）の所有者（当該被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 法第三百五十二条の三に規定する取得され、又は改築された家屋（第三項において「特例適用家屋」という。）に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

法第三百五十二条の三に規定する政令で定める区域は、被災区域とする。

法第三百五十二条の三に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 区分所有に係る特例適用家屋（法第三百四十一条第十二号に規定する区分所有に係る家屋（以下この号及び次項において「区分所有に係る家屋」という。）である特例適用家屋をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び共有物である特例適用家屋以外の特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額に、被災家屋の床面積（当該被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、第一項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分（法第三百五十二条第一項に規定する専有部分をいう。次号において同じ。）の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、第一項第一号に掲げる者が有していた当該被災家屋に係る持分の割合を当該被災家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

二 区分所有に係る特例適用家屋 当該特例適用家屋の専有部分に係る法第三百五十二条第一項に規定する区分所有者が同条の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額に、被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

三 共有物である特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額に、被災家屋の床面積（当該被災家屋の床面積が第一項各号に掲げる者（第五項において「特例対象者」という。）がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合には、当該面積）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値を乗じて得た額

4 前項に定めるもののほか、被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は同項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋に共用部分があるときの同項各号の床面積その他の事項の算定に關し必要な事項は、総務省令で定める。

5 特例対象者が法第三百五十二条の三の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同条に規定する市町村長に提出しなければならない。

（徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十二条の十三の四 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、法第三百五十三条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置に關し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、法第三百五十三条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（法第三百八十二条の二第一項の者等）

第五十二条の十四 法第三百八十二条の二第一項に規定する政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項に規定するこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる固定資産とする。

一 固定資産税の納税義務者	
一 土地について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利 （対価が支払われるものに限る。）を有する者	当該納税義務に係る固定資産
二 土地について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利 （対価が支払われるものに限る。）を有する者	当該権利の目的である土地
三 家屋について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利 （対価が支払われるものに限る。）を有する者	当該権利の目的である家屋及びその敷地である土地
四 固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定める者	当該権利の目的である固定資産

（法第三百八十二条の三の者等）

第五十二条の十五 法第三百八十二条の三に規定する政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同条に規定するこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の中欄に掲げる固定資産とし、同条に規定する固定資産課税台帳に記載をされている事項のうち政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

一 土地について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利 （対価が支払われるものに限る。）を有する者	
当該権利の目的である土地	法に規定するすべての登録事項
二 家屋について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利 （対価が支払われるものに限る。）を有する者	
当該権利の目的である家屋及びその敷地である土地	法に規定するすべての登録事項

三 固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定める者	当該権利の目的である固定資産	法に規定するすべての登録事項
四 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）別表第一の一の項から七の項まで、一〇の項、一一の二の項ロ、一三の項及び一四の項の上欄に掲げる申立てをしようとする者	当該申立ての目的である固定資産	法第三百八十一条第一項から第五項までに規定する登録事項

（道府県の職員及び総務省の職員の固定資産税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十二条の十六 法第三百九十六条第一項に規定する道府県指定職員（以下この条において「道府県指定職員」という。）又は同項に規定する総務省指定職員（以下この条及び次条において「総務省指定職員」という。）は、法第三百九十六条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置に關し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県指定職員又は総務省指定職員は、法第三百九十六条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県指定職員又は総務省指定職員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知に係る通知事項）

第五十二条の十七 法第三百九十六条の二第一項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 調査（法第三百九十六条の二第一項第一号に規定する調査をいう。以下この条において同じ。）の相手方である同項に規定する納税義務者の氏名及び住所又は居所

二 調査を行う総務省指定職員の氏名（総務省指定職員が複数であるときは、総務省指定職員を代表する者の氏名）

三 法第三百九十六条の二第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に関する事項

四 法第三百九十六条の二第三項に掲げる事項のうち、同項第二号に掲げる事項については調査を開始する日時において同項に規定する質問検査等を行うおとする場所を、同項第三号に掲げる事項については法第三百八十八条第四項第二号の助言のための調査、法第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は法第四百二十二条の二第一項の指示のための調査である旨を、それぞれ通知するものとし、法第三百九十六条の二第二項第六号に掲げる事項については、同号に掲げる物件が地方税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならないこととされているものである場合にはその旨を併せて通知するものとする。

第二節の二 軽自動車税

（法第四百四十二条第五号の軽自動車の付加物）

第五十二条の十八 法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車に付加して一体となつている物として政令で定めるものは、次に掲げる物とする。

一 ラジオ、ヒーター、クラーその他の軽自動車に取り付けられる軽自動車の附属物

二 特殊の用途にのみ用いられる軽自動車に装備される特別な機械又は装置のうち、人又は物を運送するために用いられるもの

（法第四百四十三条第二項の運行以外の目的に供するために三輪以上の軽自動車を取得した者）

第五十二条の十九 法第四百四十三条第二項に規定する運行以外の目的に供するために三輪以上の軽自動車を取得した者として政令で定めるものは、道路（道路運送車両法第二条第六項に規定する道路をいう。）以外の場所のみにおいてその用い方に従い用いられる三輪以上の軽自動車その他法第四百四十三条第二項に規定する運行の用に供されない三輪以上の軽自動車を取得した者とする。

（法第四百四十七条第一項第二号の法人の分割等）

第五十二条の二十 第三十七条の十四の規定は、法第四百四十七条第一項第二号に規定する政令で定める分割について準用する。

2 第三十七条の十四の二の規定は、法第四百四十七条第一項第三号に規定する政令で定める場合について準用する。

（徴税吏員の軽自動車税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十二条の二十一 市町村の徴税吏員は、法第四百四十八条第三項の規定により物件を留め置いた場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置に關し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第四百四十八条第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、法第四百四十八条第三項の規定により留め置いた物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（法第四百六十三条の三第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第五十二条の二十二 法第四百六十三条の三第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

（法第四百六十三条の三第八項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

第五十二条の二十三 法第四百六十三条の三第八項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第四百六十三条の三第八項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性能割について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第八項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納付すべき税額に係る法第四百五十四条第一項各号に規定する納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）

ロ 市町村長が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

合 当該申告金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十二条の二十四 法第四百六十三条の四第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第四百六十三条の四第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第四百六十三条の三第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第三節 市町村たばこ税

（法第四百六十六条の二の政令で定める者）

第五十三条 法第四百六十六条の二に規定する政令で定める者は、第三十九条の九各号に掲げる者とする。

（製造たばこの重量又は金額の本数への換算方法）

第五十三条の二 法第四百六十七条第二項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、同条第一項に規定する売渡し等（次項及び第五項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を法第四百六十四

条第二項に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2 法第四百六十七条第三項第一号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの重量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前二項の計算に関し、第一項の製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 法第四百六十七条第三項第二号に規定する紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額は、たばこ税法第十一条第一項に規定するたばこ税の税率、法第七十四条の五に規定するたばこ税の税率及び法第四百六十八条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を百分の六十で除して計算した金額とする。

5 法第四百六十七条第三項第二号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前二項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの法第四百六十七条第三項第二号イに定める金額又は第四項の規定により計算した金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(本邦と外国との間を往来する本邦の船舶に準ずる遠洋漁業船等)

第五十三条の二の二 法第四百六十九条第一項第二号に規定する政令で定める船舶は、第三十九条の十に規定する船舶とする。

(徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十三条の三 市町村の徴税吏員は、法第四百七十条第六項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第四百七十条第六項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(申告書の提出期限の特例に係る要件)

第五十三条の三 第三十九条の十一の規定は、法第四百七十三条第二項に規定する製造たばこの取扱数量が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件について準用する。この場合において、第三十九条の十一第二号中「第七十四条の十第四項」とあるのは、「第四百七十三条第三項」と読み替えるものとする。

(法第四百七十四条の担保の提供手続)

第五十三条の四 第六条の十の規定は、法第四百七十四条第一項の規定によつて市町村たばこ税に係る納期限を延長する場合における担保の提供手続について準用する。

(法第四百八十三条第四項の政令で定めるところにより計算した金額)

第五十三条の四の二 法第四百八十三条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該申告納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

(法第四百八十三条第八項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十三条の五 法第四百八十三条第八項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第四百八十三条第八項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日まで間に、市町村たばこ税について、同条第二項第一号に該当することにより申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第八項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納付すべき税額に係る法第四百七十三条第一項又は第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）

ロ 市町村長が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

(市町村たばこ税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱)

第五十三条の六 法第四百八十四条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合においては、法第四百八十四条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第四百八十三条第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

(市町村たばこ税の交付時期及び交付額等)

第五十三条の七 市町村（特別区を含む。以下本条において同じ。）は、法第四百八十五条の十三第一項の規定により同項に規定するたばこ税に係る課税定額を超える部分に相当する額を当該市町村を包括する都道府県に対し交付する場合には、当該年度の翌年度の七月三十一日までに、当該市町村に納付された当該年度の市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。第五項において同じ。）の額に相当する額から同条第一項に規定するたばこ税に係る課税定額を控除して得た額に相当する額を交付する。

2 前項の規定によつて都道府県に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加する必要がある場合においては、市町村は、都道府県に対して、当該錯誤を発見した日の属する月の翌月の末日までに、当該錯誤に係る額を交付しなければならない。

3 第一項の規定によつて都道府県に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を減少する必要がある場合においては、市町村は、都道府県に対して、当該錯誤を発見した日の属する月の翌月の末日を期限として、当該錯誤に係る額の還付を請求することができる。

4 第一項の規定によつて都道府県に対して交付すべき額を計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 前各項に定めるもののほか、市町村たばこ税の交付に関し必要な事項は総務省令で定める。

第四節 鉱産税

(徴税吏員の鉱産税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十三条の八 市町村の徴税吏員は、法第五百二十五条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第五百二十五条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(法第五百三十六条第四項の政令で定めるところにより計算した金額)

第五十三条の九 法第五百三十六条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

(法第五百三十六条第八項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十四条 法第五百三十六条第八項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 法第五百三十六条第八項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、鉱産税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第八項の規定の適用を受けていないとき
- 二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合
 - イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納付すべき税額に係る法第五百二十一条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）
 - ロ 市町村長が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

(鉱産税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十四条の二 法第五百三十七条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合

には、法第五百三十七条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足税額に相当する金額を、法第五百三十六条第一項に規定する対象不足税額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十四条の三から**第五十四条の十一**まで 削除

第五節 特別土地保有税

(法第五百八十五条第四項の特殊関係者等)

第五十四条の十二 法第五百八十五条第四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第五百八十五条第四項に規定する特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者（以下この項において「判定対象者」という。）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- 二 前号に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- 三 前二号に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- 四 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人
- 五 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係がある個人
- 六 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
- 七 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第四号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

2 土地の取得に対して課する特別土地保有税に係る法第五百八十五条第四項に規定する政令で定める特別の事情は、同項に規定する特殊関係者（以下この条において「特殊関係者」という。）

が取得した土地についての次に掲げる事情とする。

一 当該特殊関係者が取得した土地が当該特殊関係者を有する者又はその者の他の特殊関係者の取得した土地とともに一団の土地を形成するものとなる場合（当該特殊関係者による取得が当

該特殊関係者を有する者と意思を通じて行なわれたものでなく、かつ、特別土地保有税の負担を不当に減少させる結果にならない場合を除く。）における当該特殊関係者の当該土地の取得であること。

二 当該特殊関係者が当該特殊関係者を有する者からの譲渡により土地を取得した場合（当該取得が特別土地保有税の負担を不当に減少させる結果にならない場合を除く。）における当該特殊関係者の当該土地の取得であること。

3 土地に対して課する特別土地保有税に係る法第五百八十五条第四項に規定する政令で定める特別の事情は、特殊関係者が所有する土地の取得が前項第一号又は第二号の取得に該当するものであることとする。

4 第二項第一号又は前項（第二項第一号の取得に係る部分に限る。）の事情があることにより法第五百八十五条第四項の規定により特殊関係者を有する者と当該特殊関係者との共有物であるとみなされた土地について二以上の共有グループが存することとなつた場合には、当該土地は、当該二以上の共有グループに属している者全員の共有物であるものとみなす。

5 前項に規定する共有グループとは、法第五百八十五条第四項の規定により共有者とみなされた特殊関係者を有する者及び当該特殊関係者をいう。

6 法第五百八十五条第四項の規定を適用する場合において、特殊関係者を有する者であるかどうか及び当該特殊関係者であるかどうかの判定は、第二項各号の土地の取得については当該土地を取得した日の現況により、第三項の土地の所有については毎年一月一日の現況によるものとする。

(法第五百八十六条第二項第一号の要件等)

第五十四条の十三 法第五百八十六条第二項第一号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる区域又は地区の区分に応じ、当該各号に定める設備であることとする。

- 一 法第五百八十六条第二項第一号イ、ハ又はニに掲げる区域 一の工業生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。次号において同じ。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第六十六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下この項において同じ。）の取得価額の合計額が八億円を超え、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴つて増加する雇用者（日々雇入れられる者を除く。）の数が五十人を超えるもの
- 二 法第五百八十六条第二項第一号ロに掲げる地区 一の工業生産設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が三千二百万円を超えるもの

2 法第五百八十六条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる区域又は地区の区分に応じ、当該各号に定める者（当該土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に、当該土地を敷地とする同号に規定する工場用の建物の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物の用に供した者に限る。）とする。

- 一 法第五百八十六条第二項第一号イに掲げる区域 当該区域において当該区域の指定の日から三年以内に土地を取得し、かつ、当該土地の上に前項第一号に規定する設備を新設し、又は増設した者
- 二 法第五百八十六条第二項第一号ロに掲げる地区 当該地区において土地を取得し、かつ、当該土地の上に前項第二号に規定する設備を新設し、又は増設した者
- 三 法第五百八十六条第二項第一号ハ又はニに掲げる区域 当該区域において土地を取得し、かつ、当該土地の上に前項第一号に規定する設備を新設し、又は増設した者

3 法第五百八十六条第二項第一号に規定する政令で定める土地は、同号に規定する者が同号に規定する工場用の建物（以下この項において「工場用の建物」という。）と一体的に製造の事業の用に供する施設のうち次に掲げるものの用に供する土地とする。

- 一 工場用の建物内における生産工程と密接不可分な工業生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）
- 二 原材料の搬入、貯蔵又は前処理のための施設

- 三 製品の貯蔵又は搬出のための施設
- 四 廃棄物処理施設
- 五 試験研究のための施設
- 六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める施設
(法第五百八十六條第二項第一号の二の地区等)
- 第五十四條の十三の二** 法第五百八十六條第二項第一号の二に規定する産業導入地区のうち政令で定める地区は、同号に規定する産業導入地区(当該地区の面積が二ヘクタール以上のものに限る。)のうち、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和四十六年法律第百十二号)第五條第一項に規定する実施計画に定められた同条第二項第二号に規定する導入すべき産業の導入に伴いその地区内において必要となる道路、用排水施設、廃棄物処理施設等の施設が総合的に整備されることが確実である地区として市町村長が指定した地区とする。
- 2 法第五百八十六條第二項第一号の二に規定する政令で定める事業は、工業、こん包業及び卸売業とする。
- 3 法第五百八十六條第二項第一号の二に規定する政令で定める要件は、前項に規定する事業の用に供する一の設備で、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令第六條第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三條第一号から第七号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が三千万円を超え、かつ、こん包業又は卸売業の用に供する設備にあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴つて増加する雇用者(日々雇入れられる者を除く。)の数が十五人を超えるものであることとする。
- 4 法第五百八十六條第二項第一号の二に規定する政令で定める者は、同号に規定する地区において、土地を取得し、かつ、当該土地の上に前項に規定する設備を新設し、又は増設した者(当該土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に、当該土地を敷地とする同号に規定する工場用の建物(以下この項及び第六項において「工場用の建物」という。)若しくは次項に規定する建物の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に存した建物の全部若しくは一部を工場用の建物若しくは同項に規定する建物の用に供した者に限る。)とする。
- 5 法第五百八十六條第二項第一号の二に規定する政令で定める建物は、こん包業又は卸売業の用に供する作業場用又は倉庫用の建物とする。
- 6 法第五百八十六條第二項第一号の二に規定する政令で定める土地は、同号に規定する者が工場用の建物又は前項に規定する建物と一体的に第二項に規定する事業の用に供する施設のうち次に掲げるものの用に供する土地とする。
 - 一 工場用の建物内における生産工程と密接不可分な工業生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)
 - 二 原材料の搬入、貯蔵又は前処理のための施設
 - 三 製品の貯蔵又は搬出のための施設
 - 四 廃棄物処理施設
 - 五 試験研究のための施設
 - 六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める施設
(法第五百八十六條第二項第一号の三の事業等)
- 第五十四條の十三の三** 法第五百八十六條第二項第一号の三に規定する政令で定める事業は、次に掲げる業種に属する事業とする。
 - 一 所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)第十二条による改正前の租税特別措置法第四十四條の二第一項に規定する高度技術工業(次号から第六号までに掲げる業種に該当するものを除く。)
 - 二 ソフトウェア業
 - 三 情報処理サービス業
 - 四 デザイン業
 - 五 機械設計業

- 六 自然科学研究所
- 2 法第五百八十六條第二項第一号の三に規定する政令で定める設備は、前項に規定する事業(以下この条において「対象事業」という。)の用に供する一の設備で、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令第六條第二号から第七号まで又は法人税法施行令第十三條第二号から第七号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が一億千万円以上のものとする。
- 3 法第五百八十六條第二項第一号の三に規定する政令で定める建物は、対象事業の用に供する一の建物で、当該建物及びその附属設備の取得価額の合計額が十億円以上のものとする。
- 4 法第五百八十六條第二項第一号の三に規定する政令で定める者は、同号に規定する高度技術産業集積地域の区域において、土地を取得し、かつ、当該土地を敷地とする同号に規定する建物を建設した者(当該土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に、当該土地を敷地とする当該建物の建設に着手した者に限る。)とする。
- 5 法第五百八十六條第二項第一号の三に規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。
 - 一 法第五百八十六條第二項第一号の三に規定する者のうち第一項第一号及び第六号に掲げる業種に属する事業以外の対象事業を営む者が同条第二項第一号の三に規定する建物と一体的に当該対象事業の用に供する施設のうち次に掲げるものの用に供する土地
 - イ 電気、ガス若しくは水道を事業の用に供するための施設又はこれらに附属する施設
 - ロ 駐車場、車庫、食堂、休憩所、浴場、洗面所その他これらに類する施設
 - 二 法第五百八十六條第二項第一号の三に規定する者のうち第一項第一号に掲げる業種に属する事業を営む者が同条第二項第一号の三に規定する建物と一体的に当該事業の用に供する施設のうち次に掲げるものの用に供する土地
 - イ 当該建物内における生産工程と密接不可分な工業生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)
 - ロ 電気、ガス若しくは水道を事業の用に供するための施設又はこれらに附属する施設
 - ハ 駐車場、車庫、食堂、休憩所、浴場、洗面所その他これらに類する施設
 - ニ 原材料の搬入、貯蔵又は前処理のための施設
 - ホ 製品の貯蔵又は搬出のための施設
 - ヘ 廃棄物処理施設
 - ト ばい煙若しくは粉じんの処理又は騒音の防止のための施設
 - チ 試験研究のための施設
 - リ 工業生産設備に関する保安の確保のための施設
 - ヌ 職業訓練施設
 - 三 法第五百八十六條第二項第一号の三に規定する者のうち第一項第六号に掲げる業種に属する事業を営む者が同条第二項第一号の三に規定する建物と一体的に当該事業の用に供する施設のうち次に掲げるものの用に供する土地
 - イ 電気、ガス若しくは水道を事業の用に供するための施設又はこれらに附属する施設
 - ロ 駐車場、車庫、食堂、休憩所、浴場、洗面所その他これらに類する施設
 - ハ 法第五百八十六條第二項第一号の三に規定する建物内における研究と密接不可分な試験研究設備
 - ニ 原材料の搬入、貯蔵又は前処理のための施設
 - ホ 廃棄物処理施設
 - ヘ ばい煙若しくは粉じんの処理又は騒音の防止のための施設
 - ト 試験研究設備に関する保安の確保のための施設
(法第五百八十六條第二項第一号の四の家屋又は構築物等)
- 第五十四條の十三の四** 法第五百八十六條第二項第一号の四に規定する特定民間施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものは、総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)第二條第二項に規定する特定民間施設のうち同条第一号から第四号までに掲げる施設で総務省令で定めるもの(以下この項において「対象施設」という。)の用に供する家屋又は構築物

築物（当該対象施設に含まれる部分に限るものとし、当該対象施設の用に供する事務所、宿舍その他その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもので総務省令で定めるものを除く。第一号において同じ。）で次に掲げる要件に該当するものとする。

一 当該家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令第十三条第一号及び第二号に掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が二億五千万円を超えるものであること。

二 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積（以下この号において「共用部分の床面積」という。）を除く。）のうちに当該対象施設に含まれる部分の床面積（共用部分の床面積を除く。）の占める割合が二分の一以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第二号又は法人税法施行令第十三条第二号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）の取得価額の合計額のうち当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が二分の一以上のものであること。

2 法第五百八十六條第二項第一号の四に規定する政令で定める者は、総合保養地域整備法第五条第一項に規定する基本構想（平成十一年三月三十一日までに地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第八十八条の規定による改正前の総合保養地域整備法第五条第四項の規定による承認を受けたものに限る。）の公表の日から十八年を経過する日までの期間内に、総合保養地域整備法第七条第一項に規定する同意基本構想に従って、土地を取得し、かつ、当該土地の上に前項に規定する家屋又は構築物を新築した者（当該土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に、当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設に着手した者に限る。）とする。

（法第五百八十六條第二項第一号の五の地区等）

第五十四條の十三の五 法第五百八十六條第二項第一号の五に規定する過疎地域のうち政令で定める地区は、次に掲げる区域（第三項及び第六項において「過疎地区」という。）とする。

一 法第五百八十六條第二項第一号の五に規定する過疎地域のうち特定過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第四十二条の規定の適用を受ける区域をいう。次号において同じ。）以外の区域

二 特定過疎地域のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第四十二条の規定の適用を受けないものとしたならば同法第三条第三項若しくは第二項（これらの規定を同法第四十三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域

2 法第五百八十六條第二項第一号の五に規定する政令で定める要件は、一の工業生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。第四項第一号において同じ。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が二千七百万円を超えるものであることとする。

3 法第五百八十六條第二項第一号の五に規定する製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者で政令で定めるものは、過疎地区において、土地を取得し、かつ、当該土地の上に前項に規定する設備を新設し、又は増設した者（当該土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に、当該土地を敷地とする同号に規定する工場用の建物（以下この条において「工場用の建物」という。）の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物の用に供した者に限る。）とする。

4 法第五百八十六條第二項第一号の五に規定する政令で定める土地は、前項に規定する者が工場用の建物と一体的に製造の事業の用に供する施設のうち次に掲げるものの用に供する土地とする。

一 工場用の建物内における生産工程と密接不可分な工業生産設備

二 原材料の搬入、貯蔵又は前処理のための施設

三 製品の貯蔵又は搬出のための施設

四 廃棄物処理施設

五 試験研究のための施設

六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める施設

5 法第五百八十六條第二項第一号の五に規定する家屋又は構築物のうち政令で定めるものは、宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設のうち総務省令で定めるもの（以下この項において「対象施設」という。）の用に供する家屋又は構築物（当該対象施設に含まれる部分に限るものとし、当該対象施設の用に供する事務所、宿舍その他その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもので総務省令で定めるものを除く。第一号において同じ。）で次に掲げる要件に該当するものとする。

一 当該家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令第十三条第一号及び第二号に掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が二千七百万円を超えるものであること。

二 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積（以下この号において「共用部分の床面積」という。）を除く。）のうちに当該対象施設に含まれる部分の床面積（共用部分の床面積を除く。）の占める割合が二分の一以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第二号又は法人税法施行令第十三条第二号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）の取得価額の合計額のうち当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が二分の一以上のものであること。

6 法第五百八十六條第二項第一号の五に規定する宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設を新築し、又は増築した者で政令で定めるものは、過疎地区において、土地を取得し、かつ、当該土地の上に前項に規定する家屋又は構築物を新築し、又は増築した者（当該土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に、当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の新築又は増築に着手した者に限る。）とする。

（法第五百八十六條第二項第一号の六の事業等）

第五十四條の十三の六 法第五百八十六條第二項第一号の六に規定する政令で定める事業は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律（平成十八年法律第三十一号）による廃止前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）第二條第一項に規定する輸入貨物の加工の事業で総務省令で定めるものとする。

2 法第五百八十六條第二項第一号の六に規定する政令で定める要件は、前項に規定する事業の用に供する一の設備で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が一億円を超えるものであることとする。

3 法第五百八十六條第二項第一号の六に規定する輸入貨物流通促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者で政令で定めるものは、平成八年四月一日以後に同号に規定する特定集積地区において、土地を取得し、かつ、当該土地の上に前項に規定する設備を新設し、又は増設した者（当該土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に、当該土地を敷地とする同号に規定する工場用の建物（次項において「工場用の建物」という。）の建設に着手した者に限る。）とする。

4 法第五百八十六條第二項第一号の六に規定する政令で定める土地は、前項に規定する者が工場用の建物と一体的に同号に規定する輸入貨物流通促進事業の用に供する施設のうち次に掲げるものの用に供する土地とする。

一 原材料の搬入、貯蔵又は前処理のための施設

二 製品の貯蔵又は搬出のための施設

三 廃棄物処理施設

四 試験研究のための施設

五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める施設

5 法第五百八十六條第二項第一号の六に規定する輸入貨物流通促進事業に係る施設のうち政令で定めるものは、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第二百一十一号）第一条の規定による廃止前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法施行令（平成四年政令第二百五十号）第二条に規定する事業の用に供する施設のうち輸入の促進に著しく寄与するものとして総務省令で定める施設とする。

6 法第五百八十六條第二項第一号の六に規定する家屋又は構築物のうち政令で定めるものは、前項に規定する施設（以下この項において「対象施設」という。）の用に供する家屋又は構築物（当該対象施設に含まれる部分に限る。第一号において同じ。）で次に掲げる要件に該当するものとする。

一 当該家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第六條第一号及び第二号又は法人税法施行令第十三條第一号及び第二号に掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が五千万円を超えるものであること。

二 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積（以下この号において「共用部分の床面積」という。）を除く。）のうちに当該対象施設に含まれる部分の床面積（共用部分の床面積を除く。）の占める割合が二分の一以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第六條第二号又は法人税法施行令第十三條第二号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）の取得価額の合計額のうちに当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が二分の一以上のものであること。

7 法第五百八十六條第二項第一号の六に規定する家屋又は構築物を新築し、又は増築した者で政令で定めるものは、平成八年四月一日以後に同号に規定する特定集積地区において、土地を取得し、かつ、当該土地の上に前項に規定する家屋又は構築物を新築し、又は増築した者（当該土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に、当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の新築又は増築に着手した者に限る。）とする。

（法第五百八十六條第二項第一号の七の事業）

第五十四條の十三の七 法第五百八十六條第二項第一号の七に規定する政令で定める事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）第二条第四項に規定する選定事業（同条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。以下この条において「公共施設等」という。）の建設に係るものに限る。以下この条において同じ。）により建設された公共施設等を当該選定事業の趣旨に沿って利用して行う事業とする。

（法第五百八十六條第二項第一号の八の家屋又は構築物等）

第五十四條の十三の八 法第五百八十六條第二項第一号の八に規定する家屋又は構築物のうち政令で定めるものは、宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設のうち総務省令で定めるもの（以下この項において「対象施設」という。）の用に供する家屋又は構築物（当該対象施設に含まれる部分に限るものとし、当該対象施設の用に供する事務所、宿舍その他その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもので総務省令で定めるものを除く。第一号において同じ。）で次に掲げる要件に該当するものとする。

一 当該家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第六條第一号及び第二号又は法人税法施行令第十三條第一号及び第二号に掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が二千万円を超えるものであること。

二 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積（以下この号において「共用部分の床面積」という。）を除く。）のうちに当該対象施設に含まれる部分の床面積（共用部分の床面積を除く。）の占める割合が二分の一以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第六條第二号又は法人税法施行令第十三條第二号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）の取得価額の合計額のうちに当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が二分の一以上のものであること。

2 法第五百八十六條第二項第一号の八に規定する政令で定める者は、平成十四年四月一日以後に同号に規定する離島において、土地を取得し、かつ、当該土地の上に前項に規定する家屋又は構築物を新築し、又は増築した者（当該土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に、当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の新築又は増築に着手した者に限る。）とする。

（法第五百八十六條第二項第二号の指定施設）

第五十四條の十四 法第五百八十六條第二項第二号に規定する指定施設で政令で定めるものは、湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）第六條第一号に掲げる施設とする。

（法第五百八十六條第二項第四号の土地）

第五十四條の十五 法第五百八十六條第二項第四号に規定する政令で定める土地は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五條の五第一項に規定する廃棄物処理センターが、平成四年七月四日から平成十七年三月三十一日までの間に取得した土地で同法第十五條の六第一号から第五号までに規定する業務の用に供するものうち、事務所、宿舍その他総務省令で定める施設の用に供する土地以外の土地とする。

（法第五百八十六條第二項第四号の二の土地）

第五十四條の十五の二 法第五百八十六條第二項第四号の二に規定する政令で定める土地は、同号に規定する登録を受けた者が、平成四年七月四日から平成十七年三月三十一日までの間に取得した土地で当該登録に係る事業場の用に供するものうち、専ら廃棄物（再生利用の目的となるものに限る。）の保管の用に供する施設で総務省令で定める要件を満たすものの用に供する土地とする。

（法第五百八十六條第二項第五号の三の施設）

第五十四條の十六 法第五百八十六條第二項第五号の三に規定する政令で定める施設は、厚生年金保険法第三百三十條第四項又は第五百五十九條第五項の規定により設置又は運営する施設のうち次に掲げる施設以外の施設とする。

一 事務所

二 宿舍

三 その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある施設で総務省令で定めるもの

（法第五百八十六條第二項第六号の農業、林業又は漁業を営む者等）

第五十四條の十七 法第五百八十六條第二項第六号に規定する農業、林業又は漁業を営む者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 農業を営む個人又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有資格法人その他農業を営む法人で総務省令で定めるもの

二 林業を営む個人又は森林組合、生産森林組合その他森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第五項（同法第十二條第三項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。）の規定により認定を受けた同法第十一条に規定する森林経営計画に基づき林業を営む法人

三 漁業を営む個人又は漁業生産組合その他漁業を営む法人で総務省令で定めるもの

2 法第五百八十六條第二項第六号に規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一 前項第一号に掲げる者にあつては、農地（農地法第二条第一項に規定する農地をいう。）、採草放牧地（同条第一項に規定する採草放牧地をいう。）、農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎その他農業の用に供する施設で総務省令で定めるものの用に供する土地又はその他の土地でその者が当該土地を有効に利用して養畜の事業を営んでいると認められるもの

二 前項第二号に掲げる者にあつては、その者又はその者が所有する林地の上に存する立木竹につき権原に基づき使用若しくは収益をする者が森林法第十一条第五項の規定により認定を受けた同条第一項に規定する森林経営計画の対象とする林地（これらの者が林業を営む個人又は森林組合若しくは生産森林組合である場合には、その他の林地でこれらの者が当該土地を有効に利用して林業を営んでいると認められるものを含む。）又はこれらの者が林業の用に供する貯木場、樹苗養成施設若しくは林道の用に供する土地

三 前項第三号に掲げる者にあつては、養殖池、蓄養池その他漁業の用に供する施設で総務省令で定めるものの用に供する土地

（法第五百八十六条第二項第七号の法人等）

第五十四条の十八 法第五百八十六条第二項第七号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 地方公共団体

二 農業協同組合連合会又は農事組合法人

三 森林組合連合会

四 土地改良区、土地改良区連合会又は土地改良事業団体連合会

五 農業共済組合又は農業共済組合連合会（農業保険法第十条第一項に規定する全国連合会を除く。）

六 事業協同組合のうち、樹苗養成に関する事業を行う組合又は組合員の二分の一以上が林業を営む者である木材に関する事業を行う組合

七 国、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合（以下この号において「国等」という。）の出資に係る法人で、国等の議決権数がその法人の総議決権数に占める割合（生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成二十年法律第十二号）

による改正前の独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百六十六号）第十条第二項又は独立行政法人農畜産業振興機構法附則第六条第一項に規定する業務に係る出資に係る法人にあつては、総務省令で定める割合）が二分の一を超えるもの又は国等の出資金（独立行政法人農畜産業振興機構の出資金にあつては、同法第十条第二号に規定する業務に係るものに限る。）の合計額がその法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一を超えるもの
法第五百八十六条第二項第七号に規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一 農業協同組合、水産業協同組合、森林組合若しくは生産森林組合又は前項第一号から第三号まで若しくは第六号に掲げる法人 農林水産業者の共同利用に供する施設で生産、保管、加工又は流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設その他農林水産業経営の近代化又は合理化のための施設で総務省令で定めるもの

二 前項第四号に掲げる法人 直接その本来の事業の用に供する倉庫

三 前項第五号に掲げる法人 農業保険法第二百二十七条又は第三百一十一条第一項（これらの規定を同法第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による損害防止又は損害の額の認定のために必要な施設

四 前項第七号に掲げる法人 第一号に規定する施設で国、地方公共団体若しくは独立行政法人農畜産業振興機構の補助（独立行政法人農畜産業振興機構の補助にあつては、独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号に規定する業務に係るものに限る。）若しくは国若しくは地方公共団体の利子補給に係る資金、株式会社日本政策金融公庫の資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金に限

る。）若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金（沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十三号から第十五号までに掲げる資金を除く。）の貸付けを受けて設置されるもの又は独立行政法人農畜産業振興機構の出資（独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号に規定する業務に係る出資に限る。）に係る施設で総務省令で定めるもの
（法第五百八十六条第二項第八号の契約等）

第五十四条の十九 法第五百八十六条第二項第八号に規定する政令で定める契約は、土地の所有者が造林を行う者のために当該土地につきこれを造林の目的に使用する地上権又は賃借権（これらのうち、登記簿に登記がされるものに限る。）を設定する義務を負い、当該造林を行う者が当該土地において造林を行う義務を負うことをその内容とする契約のうち、同号に規定する分収造林契約以外の契約とする。

2 法第五百八十六条第二項第八号に規定する政令で定める土地は、分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する分収造林契約若しくは前項に規定する契約に基づいて行う造林の用に供する土地のうち森林法第五条第一項の規定による地域森林計画の対象とされている林地又は分収林特別措置法第二条第二項に規定する分収育林契約に基づいて行う育林の用に供する土地のうち森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）による改正前の森林法第十条の五第一項の規定による市町村森林整備計画において平成二十四年三月三十一日において要間伐森林（同条第二項第五号に規定する要間伐森林をいう。）として定められていた森林の土地とする。

（法第五百八十六条第二項第九号の施設）

第五十四条の二十 法第五百八十六条第二項第九号に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第九号の中欄に規定する付設集団売場の施設又は同号の下欄に規定する卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設で総務省令で定めるもの

二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第一項の規定により農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場において業務を行う同法第二条第四項に規定する卸売業者の卸売の用に供する同条第一項に規定する生鮮食料品等を保管する施設で総務省令で定めるもの

三 国又は地方公共団体の補助を受けて設置される生鮮食料品等の小売市場その他これに準ずるものとして総務省令で定める施設

第五十四条の二十一から第五十四条の二十三まで 削除

（法第五百八十六条第二項第十六号の施設）

第五十四条の二十四 法第五百八十六条第二項第十六号に規定する流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）第五条第一項第一号から第五号まで又は第九号に規定する施設で政令で定めるものは、同法第四条第一項に規定する流通業務地区（以下本条において「流通業務地区」という。）内に設置された同法第五条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる施設、同項第五号に掲げる施設で事務所以外のもの又はこれらの施設に附帯する同項第九号に掲げる施設とする。

2 法第五百八十六条第二項第十六号に規定する道路貨物運送業の用に供する施設で政令で定めるものは、道路貨物運送業を営む者により流通業務地区外に設置された流通業務市街地の整備に関する法律第五条第一項第一号若しくは第四号に掲げる施設、同項第五号に掲げる施設で事務所以外のもの又はこれらの施設に附帯する同項第九号に掲げる施設とする。

3 法第五百八十六条第二項第十六号に規定する倉庫業の用に供する施設で政令で定めるものは、倉庫業を営む者で総務省令で定めるものにより流通業務地区外に設置された流通業務市街地の整備に関する法律第五条第一項第三号に掲げる施設で総務省令で定める規模、構造その他の要件に該当するもの、同項第四号に掲げる施設、同項第五号に掲げる施設で事務所以外のもの又はこれらの施設に附帯する同項第九号に掲げる施設とする。

(法第五百八十六條第二項第十八号の家屋及び面積)
第五十四條の二十五 法第五百八十六條第二項第十八号に規定する政令で定める家屋は、第五十二條の十一第一項に規定する家屋とする。

2 法第五百八十六條第二項第十八号に規定する政令で定める面積は、五百平方メートルとする。
(法第五百八十六條第二項第十九号の住宅等)

第五十四條の二十六 法第五百八十六條第二項第十九号に規定する貸家の用に供する住宅で政令で定めるものは、貸家の用に供する住宅(専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋(以下この項及び第四項において「併用住宅」という。)をいう。以下第四項までにおいて同じ。)で次に掲げる要件に該当するものとする。

一 次に掲げる住宅の区分に応じ、次に定める要件に該当する住宅であること。

イ 区分所有に係る住宅以外の住宅 床面積(併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分の床面積)が五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下である住宅(共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下第三項までにおいて「共同住宅等」という。)にあつては、人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分でその床面積(併用住宅にあつては、また、共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入するものとする。)が五十平方メートル(当該独立的に区画された一の部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、三十五平方メートル)以上二百八十平方メートル以下であるもの(以下この条において「基準住居部分」という。)を有する住宅であること。

ロ 区分所有に係る住宅 基準部分を有する住宅であること。
二 当該家屋の専ら住居として貸家の用に供する部分(別荘部分を除くものとし、区分所有に係る住宅以外の共同住宅等にあつては基準住居部分、区分所有に係る住宅にあつては基準部分に限る。)の床面積の当該家屋の床面積に対する割合が四分の一以上であること。

2 法第五百八十六條第二項第十九号に規定する中高層耐火建築物である住宅で政令で定めるものは、同号に規定する中高層耐火建築物である住宅で前項第一号に掲げる要件に該当するものうち別荘部分以外の人の居住の用に供する部分(区分所有に係る住宅以外の共同住宅等にあつては基準住居部分、区分所有に係る住宅にあつては基準部分に限る。)の床面積の当該住宅の床面積に対する割合が四分の一以上であるものとする。

3 法第五百八十六條第二項第十九号に規定する土地で政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 住宅のうち、専ら人の居住の用に供するもので、別荘部分を有しないもの(区分所有に係る住宅以外の共同住宅等にあつては基準住居部分のみを、区分所有に係る住宅にあつては基準部分のみを有するものに限る。)の敷地の用に供されている土地 当該土地(当該土地の面積が当該住宅の床面積の十倍の面積を超える場合には、当該十倍の面積に相当する土地とする。)

二 前号の住宅以外の住宅の敷地の用に供されている土地 次の表の上欄に掲げる住宅の区分及び同表の中欄に掲げる当該住宅に係る居住部分の割合(人の居住の用に供する部分(別荘部分を除くものとし、区分所有に係る住宅以外の共同住宅等にあつては基準住居部分、区分所有に係る住宅にあつては基準部分に限る。))の床面積の当該住宅の床面積に対する割合をいう。以下この号において同じ。)の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率を当該土地の面積(当該面積が当該住宅の床面積の十倍の面積を超える場合には、当該十倍の面積とする。)に乘じて得た面積に相当する土地

住宅	居住部分の割合	率
	四分の一以上二分の一未満	〇・五
イ ロに掲げる住宅以外の住宅		

ロ	地上階数(第五項に規定する地上階数をいう。)五以上を有する建築基準法第二條第九号の二イに規定する特定主要構造部を耐火構造とした住宅	二分の一以上	四分の一以上二分の一未満	二分の一以上四分の三未満	一・〇
		〇・五	〇・七	五	一・〇

4 前三項に規定する別荘部分は、家屋のうち第三十六條第二項に規定する別荘の用に供する部分とし、前三項に規定する基準部分は、区分所有に係る住宅の専有部分のうち、人の居住の用に供する専有部分でその床面積(併用住宅にあつては、当該専有部分のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る住宅に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。)が五十平方メートル(当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、三十五平方メートル)以上二百八十平方メートル以下であるもの(専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうち基準住居部分であるもの)とする。

5 法第五百八十六條第二項第十九号に規定する地上階数は、第五十二條の十一第三項に規定する建築物の階数から同項に規定する地階の階数を控除した階数とする。
(法第五百八十六條第二項第二十一号の土地等)

第五十四條の二十七 法第五百八十六條第二項第二十一号に規定する政令で定める土地は、新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)第二條第三項に規定する施行者が同法第二十一條第一項に規定する施行計画に基づき同法第二條第一項に規定する新住宅市街地開発事業を行うために取得して当該事業の用に供する土地とする。

2 法第五百八十六條第二項第二十一号に規定する公益的施設で政令で定めるもの又は特定業務施設で政令で定めるものは、新住宅市街地開発法第二條第七項又は第八項に規定する公益的施設又は特定業務施設で、同法第三十一條の規定により建築される建築物その他の総務省令で定める施設とする。
(法第五百八十六條第二項第二十一号の土地区画整理事業等)

第五十四條の二十七の二 法第五百八十六條第二項第二十一号の二に規定する土地区画整理法による土地区画整理事業で政令で定めるものは、同法による土地区画整理事業で、その施行区域(同法第二條第八項に規定する施行区域をいう。以下本項において同じ。)の面積(当該土地区画整理事業とともに一の新たな市街地を造成するため他の土地区画整理事業が施行される場合には、当該土地区画整理事業の施行区域の面積と当該他の土地区画整理事業の施行区域の面積とを合算した面積)が六十ヘクタール以上であるものとする。

2 法第五百八十六條第二項第二十一号の二に規定する公益的施設その他の施設で政令で定めるものは、居住環境の維持又は改善のために必要な施設、居住者の利便に供する施設その他の健全な市街地の形成のために必要な施設で、総務省令で定めるものとする。
(法第五百八十六條第二項第二十一号の三の事業及び公益的施設)

第五十四條の二十七の三 法第五百八十六條第二項第二十一号の三に規定する一体型土地区画整理事業で政令で定めるものは、その施行地区(土地区画整理法第二條第四項に規定する施行地区をいう。次項において同じ。)の面積が二十ヘクタール以上である事業とする。

2 法第五百八十六條第二項第二十一号の三に規定する公益的施設で政令で定めるものは、一体型土地区画整理事業の施行地区における住民の共同福祉又は利便のため必要な購買施設その他の施設で、当該施設の敷地の用に供する土地の面積が二平方メートル以上であり、かつ、当該施設が建築物である場合には建築基準法施行令第二條第四号に規定する延べ面積が二平方メートル以上であるもののうち総務省令で定めるものとする。

(法第五百八十六條第二項第二十五号の土地)

第五十四條の二十八 法第五百八十六條第二項第二十五号に規定する政令で定める土地は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四條の二各号に掲げる土地のうち、地方交付税法施行令(昭和三十三年政令第一百七十七号)第一条各号に掲げる施設の用に供する土地以外の土地とする。

(法第五百八十六條第二項第二十五号の二の土地)

第五十四條の二十九 法第五百八十六條第二項第二十五号の二に規定する政令で定める土地は、都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十二條の規定による特別緑地保全地区内の土地のうち、地方交付税法施行令第一条各号に掲げる施設の用に供する土地以外の土地とする。

(法第五百八十六條第二項第二十六号の施設)

第五十四條の三十 法第五百八十六條第二項第二十六号に規定する土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三條第七号、第八号から第十号まで、第十二号、第十五号の二、第十七号の二又は第十八号に掲げる施設で政令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一 土地収用法第三條第七号又は第八号に掲げる施設 第五十二條の五に規定する構築物

二 土地収用法第三條第八号の二に掲げる施設 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)第五條第二項第二号に規定する事業用施設

三 土地収用法第三條第九号又は第九号の二に掲げる施設 これらの施設のうち、事務所、宿舍並びに職員の福利及び厚生のための施設以外のもの

四 土地収用法第三條第十号に掲げる施設 港湾法第二條第五項に規定する港湾施設のうち同項第一号から第九号の三までに掲げる分区内に設置されるものに限る。又は漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号)第三條に規定する漁港施設のうち同条第一号若しくは第二号イ、ロ、ニからチまでに掲げる施設

五 土地収用法第三條第十二号に掲げる施設 成田国際空港株式会社若しくは関西国際空港株式会社(昭和三十一年法律第八十号)第四條第三項の規定により設置する成田国際空港若しくは関西国際空港の用に供する施設又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四條第二項に規定する指定会社が空港法第四條第四項の規定により設置する中部国際空港の用に供する施設のうち、事務所、宿舍並びに職員の福利及び厚生のための施設以外のもの

六 土地収用法第三條第十五号の二に掲げる施設 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二百一十條第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設のうち、事務所、宿舍並びに職員の福利及び厚生のための施設以外のもの

七 土地収用法第三條第十七号の二に掲げる施設 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)以下この号において「電気事業法等改正法」という。附則第十二條第二項に規定するみなしガス小売事業者がガス事業法第二條第二項に規定するガス小売事業の用に供する施設、同条第六項に規定する一般ガス導管事業者が同条第五項に規定する一般ガス導管事業の用に供する施設又は電気事業法等改正法附則第十三條第一項の規定によりガス事業法第八十六條第一項の規定による届出をしたものとみなされた電気事業法等改正法附則第十三條第一項に規定する旧一般ガス事業者がガス事業法第二條第九項に規定するガス製造事業の用に供する施設

八 土地収用法第三條第十八号に掲げる施設 地方公共団体以外の者が同号に規定する水道事業若しくは水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供する施設のうち、事務所、宿舍並びに職員の福利及び厚生のための施設以外のもの

2 法第五百八十六條第二項第二十六号に規定する土地収用法第三條第十七号に掲げる施設又は同条第十七号の二に掲げる施設で政令で定めるものに関する保安を確保するために必要な施設で政令で定めるものは、同条第十七号に掲げる施設又は前項第七号に掲げる施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設とする。

(法第五百八十六條第二項第二十七号の土地)

第五十四條の三十一 法第五百八十六條第二項第二十七号に規定する政令で定める土地は、工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第四條第一項第一号に規定する環境施設の用に供する土地のうち、同項の規定により公表された準則又は同法第四條の二第二項の規定により定められた同項に規定する市町村準則のうち環境施設の面積の敷地面積に対する割合に適合する事項及び緑地の面積の敷地面積に対する割合に適合する事項に係るものに適合するものとする。

(法第五百八十七條第一項の取得等)

第五十四條の三十二 法第五百八十七條第一項に規定する政令で定める取得は、次に掲げる取得とする。

一 公共事業(法第七十三條の十四第七項に規定する公共事業をいう。以下この号において同じ。)の用に供するため不動産を収用されて補償金を受けた者、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に、これらの者が公共事業を行う者に代わつて取得する不動産で、その者によりその譲渡を受けてこれを公共事業の用に供する旨の証明がされたものを譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から二年内に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産(以下この条において「被収用不動産等」という。)に代わるものと市町村長が認める土地(当該市町村長の認定前に既に同項の規定により当該被収用不動産等に代わるものと道府県知事が認めた土地があるときは、当該土地とする。)を取得した場合における当該土地の取得

二 法第七十三條の十四第八項の規定の適用がある土地の取得

三 法第七十三條の十四第九項第二号に掲げる補償金又は同項第三号に掲げる清算金を受けた者が、同項第二号又は第三号に定める日から二年内に、当該補償金又は清算金を受けた不動産(以下この条において「従前の不動産」という。)に代わるものと市町村長が認める土地(当該市町村長の認定前に既に同項の規定により当該従前の不動産に代わるものと道府県知事が認めた土地があるときは、当該土地とする。)を取得した場合における当該土地の取得

四 法第七十三條の二十七の三第一項の規定の適用がある土地の取得

五 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)第十一條の規定による交換による土地の取得

六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四十二條第一項の規定の適用がある土地の取得

七 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)第七條第二項第三号に規定する交換分合による同法第六十條の規定により農住組合の地区とされた同条の区域内にある土地(都の区域(特別区の存する区域に限る。)、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二條第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法(昭和三十一年法律第二百二十九号)第二條第一項に規定する近畿圏若しくは中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)第二條第一項に規定する中部圏内にある地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区域又はその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二條第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二條第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域若しくは中部圏開発整備法第二條第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域内にある土地に限る。)の取得

2 法第五百八十七條第一項に規定する政令で定める土地は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 土地でその取得が法第七十三條の六の規定の適用がある取得に該当するもの 当該土地のうち、当該土地に係る従前の土地等(法第七十三條の六第一項に規定する換地若しくは交換分合に係る従前の土地、同条第二項に規定する補償に係る収用された土地若しくはその土地に關す

る所有権以外の権利、同条第三項に規定する換地に係る従前の土地若しくは同項に規定する土地の共有持分に係る従前の土地若しくはその土地に関する借地権（借地借家法（平成三年法律第九十号）第二条第一号に規定する借地権をいう。以下この号において同じ。）、法第七十三条の六第四項に規定する土地の共有持分に係る従前の土地若しくは同項に規定する住宅等に係る従前の土地若しくはその土地に関する借地権、同条第五項に規定する換地に係る従前の土地、同項に規定する施設住宅の一部等、施設住宅の敷地若しくはその共有持分に係る従前の土地若しくはその土地に関する借地権又は同条第六項に規定する換地に係る従前の土地をいう。以下この号及び第五十四条の三十四第二項第五号において同じ。）が非適用土地（特別土地保有税が課されていた、又は課されるべきであつた土地（法第五百八十六条及び第五百九十五条の規定の適用がなかつたとしたならば特別土地保有税が課されるべきであつた土地を含む。）以外の土地をいう。以下この項、第五十四条の三十六第三項及び第五十四条の四十六第二項において同じ。）であつた土地（当該従前の土地等及び第五十四条の四十六第二項において同じ。）の六第三項又は第五項に規定する保留地を含む。）

二 土地でその取得が法第七十三条の七各号（第六号を除く。）に掲げる取得に該当するもの当該土地のうち、当該取得の直前において非適用土地であつた土地

三 土地でその取得が前項第一号から第三号までに掲げる取得に該当するもの 当該土地（当該土地に係る被収用不動産等に係る補償金、対価若しくは移転補償金の額、法第七十三条の十四第八項に規定する従前の宅地等の価額の合計額又は従前の不動産に係る補償金若しくは清算金の額に対応するものとして総務省令で定める土地に限る。）のうち、当該土地に係る従前の不動産等（被収用不動産等、同項に規定する従前の宅地等又は従前の不動産をいう。以下この号及び第五十四条の三十四第二項第七号において同じ。）が非適用土地であつた土地（当該従前の不動産等及び土地以外のものに代わる土地を含む。）

四 土地でその取得が前項第四号に掲げる取得に該当するもの 当該土地（当該土地に係る法第七十三条の二十七の三第一項に規定する被収用不動産等に係る補償金、対価又は移転補償金の額に対応するものとして総務省令で定める土地に限る。）で同項の規定の適用を受けるべき要件に該当することとなつたもののうち、当該土地に係る当該被収用不動産等が非適用土地であつた土地（当該被収用不動産等及び土地以外のものに代わる土地を含む。）

五 土地でその取得が前項第五号に掲げる取得に該当するもの 当該土地（当該土地に係る法第七十三条の取得が前項第六号に掲げる取得に該当するもの 当該土地（当該土地に係る小笠原諸島振興開発特別措置法第四十二条第一項に規定する譲渡した不動産（以下この号、第四項第三号及び第五十四条の三十四第二項第八号において「譲渡不動産」という。）に係る対価の額に対応するものとして総務省令で定める土地に限る。）のうち、当該土地に係る譲渡不動産が非適用土地であつた土地（当該譲渡不動産及び土地以外のものに代わる土地を含む。）

七 土地でその取得が前項第七号に掲げる取得に該当するもの 当該土地（当該土地に係る交換分合前の土地（農住組合法第七条第二項第三号に規定する交換分合によつて失つた土地をいう。以下この号、第四項第四号及び第五十四条の三十四第二項第九号において同じ。）の価額（交換分合の時における当該交換分合前の土地の取得のために通常要する価額をいう。第四項第四号において同じ。）に対応するものとして総務省令で定める土地に限る。）のうち、当該土地に係る交換分合前の土地が非適用土地であつた土地

三 法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において土地の所有者が所有する土地で前項各号に掲げる土地に該当するものについては、その者による当該土地の取得が同日以前十年の間に行われ、かつ、当該土地が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものであるときは、当該土地（当該土地が第二号に掲げる要件に該当するものである場合には、当該土地によつて代替された従前の土地に対応するものとして総務省令で定める土地に限る。）を同項各号に定める土地とみなして、同項の規定を適用する。

一 当該土地に係る法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日以前十年の間（次号において「適用期間」という。）において行われたその者による当該土

地の取得その他の当該土地の取得のいずれもが前項第二号に規定する取得（次号において「相続等による取得」という。）に該当したものであること。

二 当該土地に係る適用期間において行われたその者による当該土地の取得その他の当該土地の取得のうち相続等による取得に該当するものを除いた最近の取得が前項各号（第二号及び第五号を除く。）に規定する取得のいずれかに該当し、かつ、当該土地によつて代替された従前の土地が当該適用期間の初日前から当該取得に係る従前の土地の譲渡（所有権の消滅を含む。以下この号において同じ。）の時まで引き続き同一の者により所有されていたものであり、又は当該適用期間の初日以後当該譲渡の時までに行われた当該従前の土地の取得のいずれもが相続等による取得に該当したものであること。

4 法第五百八十七条第二項に規定する政令で定める取得は、次に掲げる取得とする。

一 第一項第一号から第三号までに掲げる土地の取得（当該土地に係る被収用不動産等に係る補償金、対価若しくは移転補償金の額、法第七十三条の十四第八項に規定する従前の宅地等の価額の合計額又は従前の不動産に係る補償金若しくは清算金の額に対応するものとして総務省令で定める土地の取得に限る。）

二 第一項第五号に掲げる土地の取得

三 第一項第六号に掲げる土地の取得（当該土地に係る譲渡不動産に係る対価の額に対応するものとして総務省令で定める土地の取得に限る。）

四 第一項第七号に掲げる土地の取得（当該土地に係る交換分合前の土地の価額に対応するものとして総務省令で定める土地の取得に限る。）

五 公有地の拡大の推進に関する法律第二十七条の規定の適用がある土地の取得（徴税吏員の特別土地保有税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十四条の三十二の二 市町村の徴税吏員は、法第五百八十八条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに關し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第五百八十八条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（法第五百九十三条第一項の土地の取得価額）

第五十四条の三十三 法第五百九十三条第一項に規定する土地の取得価額は、同条第二項の規定の適用がある場合を除き、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した土地 当該土地の購入の代価（購入手数料その他当該土地の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

二 購入以外の方法により取得した土地 その取得の時に於ける当該土地の取得のために通常要する価額

（法第五百九十三条第二項の土地の取得等）

第五十四条の三十四 法第五百九十三条第二項に規定する政令で定める土地の取得は、次に掲げる土地の取得とする。

一 法第五百八十五条第五項において準用する法第七十三条の二第十一項の規定により同項に規定する仮換地等（以下この号及び次項第二号において「仮換地等」という。）である土地の取得又は所有とみなされる場合における当該仮換地等である土地に対応する従前の土地の取得

二 法第五百八十五条第五項において準用する法第七十三条の二第十二項の規定により同項に規定する政令で定める日においてされたものとみなされる同項に規定する保留地予定地等（次項第三号において「保留地予定地等」という。）である土地の取得

三 法第五百八十五条第六項において準用する法第三百四十三条第八項の規定により土地の取得とみなされる同項に規定する埋立地等（次項第四号において「埋立地等」という。）の使用の開始

四 法第七十三条の六の規定の適用がある土地の取得に該当する土地の取得

五 法第七十三条の七各号（第六号を除く。）に掲げる取得に該当する土地の取得

六 第五十四条の三十二第四項第一号に掲げる土地の取得

七 第五十四条の三十二第四項第三号に掲げる土地の取得

八 第五十四条の三十二第四項第四号に掲げる土地の取得

九 昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地にあつては、昭和四十七年四月一日）以後に土地の上に建物若しくは構築物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権又は総務省令で定める地役権（以下この号及び次項第十号において「借地権等」という。）を有することとなつた者が当該借地権等の存続期間内にする当該土地の取得

2 法第五百九十三条第二項に規定する政令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 無償又は著しく低い価額により取得された土地 その取得の時ににおける当該土地の取得のために通常要する価額

二 土地でその取得が前項第一号に掲げる取得に該当するもの 当該仮換地等である土地に対応する従前の土地の取得価額（法第五百九十三条第一項に規定する取得価額をいう。以下この項、第五十四条の三十九及び第五十四条の四十において同じ。）

三 土地でその取得が前項第二号に掲げる取得に該当するもの 当該保留地予定地等である土地について法第五百八十五条第五項において準用する法第七十三条の二第二項に規定する契約に係る当該土地の使用又は収益等に係る権利を取得するために要した費用の額

四 土地でその取得が前項第三号に掲げる取得に該当するもの 当該埋立地等の埋立てに要した費用の額及び公有水面の埋立てをする権利の取得のために要した費用の額の合計額又は当該埋立地等を使用する権利の取得のために要した費用の額の合計額

五 土地でその取得が前項第四号に掲げる取得に該当するもの 当該土地に係る従前の土地等の取得価額（土地以外の資産については、取得価額に準ずる価額。第七号及び第八号において同じ。）

六 土地でその取得が前項第五号に掲げる取得に該当するもの 当該取得の直前の所有者に係る当該土地の取得価額

七 土地でその取得が前項第六号に掲げる取得に該当するもの 従前の不動産等の取得価額のうち当該土地に係るものとして総務省令で定める価額

八 土地でその取得が前項第七号に掲げる取得に該当するもの 譲渡不動産の取得価額のうち当該土地に係るものとして総務省令で定める価額

九 土地でその取得が前項第八号に掲げる取得に該当するもの 当該土地に係る交換分合前の土地の取得価額のうち当該土地に係るものとして総務省令で定める価額

十 土地でその取得が前項第九号に掲げる取得に該当するもの その取得の時ににおいて当該土地について借地権等の設定がなかつたとした場合における当該土地の取得のために通常要する価額

（市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合等の法第五百九十五条の基準面積の特例）

第五十四条の三十五 市町村の廃置分合又は境界変更（以下本項において「廃置分合等」という。）があつた場合において、当該廃置分合等に係る承継市町村又は新市町村（以下本項において「承継市町村等」という。）が次の表の上欄に掲げる市町村であり、かつ、当該廃置分合等に係る消滅市町村又は旧市町村（以下本項において「消滅市町村等」という。）が当該上欄に掲げる市町村の区分に応じ同表の中欄に掲げる市町村であるときは、当該承継市町村等に属することとなつた当該消滅市町村等の区域内で当該廃置分合等があつた日前に土地を取得した土地の所有者等（法第五百八十五条第一項に規定する土地の所有者等をいう。以下本節において同じ。）に係る法

第五百九十五条の規定の適用については、当該取得した土地の面積は、当該廃置分合等があつた日から起算して三年を経過する日までの間に限り、当該土地に係る同表の中欄に掲げる市町村の区分に応じ、同表の下欄に定める面積であるものとみなす。

承継市町村等

面積

一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下本条において「指定都市」という。） 都市計画法第五条に規定する都市計画区域を有する市町村（指定都市を除く。以下本条において「都市計画区域に係る市町村」という。） 当該面積（次号又は第三項の規定の適用がある者の所有する土地のうちこれらの規定によりその面積が二分の一を乗じて得た面積であるとみなされた土地については、当該土地の面積に二分の一を乗じて得た面積）に五分の二を乗じて得た面積

2 都市計画区域に係る 指定都市及び都市計画区域に係る市町村以外の市町村 指定都市及び都市計画区域に係る市町村及び都市計画区域に係る市町村以外の市町村 当該面積に二分の一を乗じて得た面積

2 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により新たに指定都市の指定があつた場合において、当該指定があつた市の区域内で当該指定があつた日前に土地を取得した土地の所有者等に係る法第五百九十五条の規定の適用については、当該取得した土地の面積は、当該指定があつた日から起算して三年を経過する日までの間に限り、当該面積（前項の表の第二号の規定の適用がある者の所有する土地のうち同号の規定によりその面積が二分の一を乗じて得た面積であるとみなされた土地については、当該土地の面積に二分の一を乗じて得た面積）に五分の二を乗じて得た面積であるものとみなす。

3 都市計画法第五条の規定による都市計画区域の指定又は変更により指定都市及び都市計画区域に係る市町村以外の市町村が新たに都市計画区域に係る市町村となつた場合においては、当該市町村の区域内で当該指定又は変更があつた日前に土地を取得した土地の所有者等に係る法第五百九十五条の規定の適用については、当該取得した土地の面積は、当該指定又は変更があつた日から起算して三年を経過する日までの間に限り、当該面積に二分の一を乗じて得た面積であるものとみなす。

（共有者等に係る法第五百九十五条の基準面積の特例）

第五十四条の三十六 土地の所有者等で共有物である土地の共有者の一人であるものが他に土地を取得した、又は所有する場合における当該土地の所有者等に係る法第五百九十五条の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、当該土地の所有者等は、当該共有物である土地のうちその者の持分の割合に応ずるものを取得した、又は所有するものとみなす。

2 土地の所有者等で法第五百八十五条第四項の規定により共有物とみなされる土地の共有者の一人であるもの（同項に規定する特殊関係者を有する者又は同項に規定する特殊関係者である者に限る。）が他に土地を取得した、又は所有する場合における当該土地の所有者等に係る法第五百九十五条の規定の適用については、当該土地の所有者等は、当該共有物とみなされる土地を単独で取得した、又は所有するものとみなす。

3 信託の委託者に係る法第五百九十五条の規定の適用については、当該信託の受託者が所有する当該信託に係る信託財産である土地（当該土地のうち非適用土地を除く。）は、当該信託の委託者が所有するものとみなす。

4 信託の受託者が所有する土地のうちに信託財産である土地がある場合における当該信託の受託者に係る法第五百九十五条の規定の適用については、当該信託の委託者について同条の規定を適用した場合において、その者の所有する土地（前項の規定によりその者が所有するものとみなされる土地を含む。）の合計面積が基準面積（同条に規定する基準面積をいう。以下本項、第五十四条の三十九及び第五十四条の四十第二項において同じ。）に満たないときは、当該信託財産で

ある土地は、基準面積の判定の基礎となる当該信託の受託者の所有する土地に含めないものとする。

(法第五百九十五条の区域の区分の判定時期)

第五十四条の三十七 法第五百九十五条の規定を適用する場合において、市町村が同条各号に掲げる区域に係る市町村のいずれに該当するかは、法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日(同項第三号の特別土地保有税にあっては、同項の規定により申告納付すべき日の属する年の七月一日)の現況によるものとする。

(法第五百九十六条第二号の政令で定める額)

第五十四条の三十八 法第五百九十六条第二号に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 固定資産課税台帳に固定資産税の課税標準となるべき価格が登録されている土地(地目の変換その他特別の事情により当該土地の価格によりがたいものを除く。以下「当該価格」)

二 前号に掲げる土地以外の土地 当該土地の取得者からの申出に基づき、又は職権で、当該土地の取得があつた日の属する年の四月一日を初日とする年度分の当該土地に類似する土地の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格として、法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて市町村長が定める価格

2 市町村長は、前項第一号の価格について土地の取得者からの照会があり、又は同項第二号の規定により当該土地の価格を定めた場合には、遅滞なく、その価格を当該土地の取得者に通知しなければならぬ。

(信託の受託者に係る特別土地保有税の税額の算定の特例)

第五十四条の三十九 信託の受託者が所有する土地のうち信託財産である土地がある場合における当該信託の受託者に係る法第五百九十六条第一号の規定の適用については、当該信託の委託者について法第五百九十五条の規定を適用した場合において、その者の所有する土地(第五十四条の三十六第三項の規定によりその者が所有するものとみなされる土地を含む。)の合計面積が基準面積に満たないときは、当該信託財産である土地の取得価額は同号に規定する特別土地保有税の課税標準額に、当該信託財産である土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格は同号に規定する特別土地保有税に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、それぞれ含めないものとする。

(固定資産税の課税標準となるべき価格が取得価額を超える場合等の特例)

第五十四条の四十 土地の所有者が所有する土地のうちその年の一月一日において当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格が当該土地の取得価額を超えるものがある場合における当該土地の所有者に係るその年の四月一日を初日とする年度以降の各年度分の土地に対して課する特別土地保有税に係る法第五百九十六条第一号の規定の適用については、その超える土地の取得価額は同号に規定する特別土地保有税の課税標準額に、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格は同号に規定する特別土地保有税に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、それぞれ含めないものとする。

2 前項の規定の適用がある土地の所有者に係る当該適用があることとなつた年度から起算して三年度を経過した年度分以降の各年度分の土地に対して課する特別土地保有税に係る法第五百九十五条の規定の適用については、当該土地は、基準面積の判定の基礎となるその者の所有する土地に含めないものとする。

3 土地の取得者が取得した土地のうち当該土地の取得に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格(法第五百九十九条第一項第二号若しくは第三号に掲げる日までに当該土地の取得に対して課する不動産取得税の額が確定していない場合又は法第五百八十五条第六項の規定の適用がある場合には、第五十四条の三十八第一項に規定する価格。以下本項において同じ。)に三分の四を乗じて得た額が当該土地の取得価額を超えるものがある場合における当該土地の取得者に係る法第五百九十六条第二号の規定の適用については、その超える土地の取得価額は同号に規定する特別土地保有税の課税標準額に、当該土地の取得に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格

は同号に規定する特別土地保有税に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格に、それぞれ含めないものとする。

(共有物である土地に係る申告書の共同申告)

第五十四条の四十一 共有物である土地(法第五百八十五条第四項の規定により共有物とみなされる土地を含む。)の共有者である土地の所有者等が当該土地又はその取得について行なう法第五百九十九条第一項の申告書の提出又は法第六百条第二項の修正申告書の提出は、これらの者が一の申告書又は修正申告書に連署してするものとする。

(法第六百一条第一項の認定、申請又は確認の手続等)

第五十四条の四十二 その所有する土地について、非課税土地(法第六百一条第一項に規定する非課税土地をいう。以下この項、第三項及び第八項において同じ。)として使用し、又は使用させることにつき同条第一項に規定する市町村長の認定を受けようとする土地の所有者等は、総務省令で定めるところにより、当該土地の所在及び面積、非課税土地としての用途、非課税土地として使用を開始する予定年月日その他必要な事項を記載した申請書並びに当該土地に係る事業計画書で当該申請書に記載した事項についての事実を証するものを市町村長に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書及び事業計画書に基づき法第六百一条第一項に規定する認定をした場合において、当該認定したところに基づいて同項に規定する納税義務の免除に係る期間(第七項から第九項まで及び次条において「納税義務の免除に係る期間」という。)の開始の日(次項から第五項までにおいて「起算日」という。)を定めるときは、当該申請書及び事業計画書に記載されている事項、当該土地に係る事業に係る法令の規定による許可又は計画の承認、当該土地に設置すべき建築物の建築の確認その他の客観的な事情を勘案して、当該申請書の提出があつた日以後の日を定めなければならない。ただし、当該申請書の提出が遅延したことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出があつた日以前の日を定めることができる。

3 既に法第六百一条第一項に規定する納税義務の免除に係る期間(同条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長された場合における当該延長された期間を含む。以下この項において「延長された期間」という。)が定められた土地の所有者等であつて法第六百一条第三項又は第四項(これらの規定を法第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該免除期間に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予された者が、当該免除期間内に、当該土地について第一項の申請をする場合(当該土地について既に法第六百一条第一項に規定する納税義務の免除に係る期間が定められている場合であつて、当該納税義務の免除に係る期間に係る第一項の申請において徴収の猶予の理由とされた非課税土地としての用途と同一の用途を理由として同項の申請をするときを除く。)には、当該猶予された者は、同項の申請に併せて、同項の申請書の提出があつた日以前の日(既に定められている免除期間の開始の日(当該免除期間の開始の日が平成十年四月一日前の日である場合には平成十年四月一日)以後の日に限る。)を起算日として定めることを求める旨の申請をすることができる。この場合において、当該猶予された者は、総務省令で定めるところにより、同項の申請書に併せて、起算日を当該申請書の提出の日以前の日に定めることが必要な理由、起算日として定めることを求める日その他必要な事項を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない。

4 市町村長は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請に相当の理由があると認められる場合には、第二項本文の規定にかかわらず、当該土地に係る事業に係る法令の規定による許可又は計画の承認、当該土地に設置すべき建築物の建築の確認、当該土地に係る事業の進捗状況その他の客観的な事情を勘案して、前項の申請により起算日として定めることを求められた日から

	に係る事業の進捗状況その他の客観的な事情	造成の開始及びその進捗状況その他の客観的な事情
第五十四条の四十二第二八項	非課税土地として使用が開始されたことにつき法第六百一条第一項の規定による市町村長の確認	法第六百二条第一項各号に規定する土地の譲渡があつたことにつき同項の規定による市町村長の確認
	土地の所在、面積及び用途、非課税土地として使用を開始した日	土地の所在及び面積、これらの号に規定する土地の譲渡をした日

(法第六百三条第一項の取得等)

第五十四条の四十六 法第六百三条第一項に規定する政令で定める取得は、法第七十三条の二十七の七の規定の適用がある土地の取得とする。

2 法第六百三条第一項に規定する政令で定める土地は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 土地でその取得が法第七十三条の二十七の三の規定の適用がある取得に該当するもの 当該土地（当該土地に係る同条第一項に規定する被収用不動産等に係る補償金、対価又は移転補償金の額に対応するものとして総務省令で定める土地に限る。）のうち、当該土地に係る当該被収用不動産等が非適用土地であつた土地（当該被収用不動産等で土地以外のものに代わる土地を含むものとし、法第五百八十七条第一項の規定の適用を受けるに至つたものを除く。）

二 土地でその取得が法第七十三条の二十七の四の規定の適用がある取得に該当するもの 当該土地のうち、当該取得の直前において非適用土地であつた土地

三 土地でその取得が法第七十三条の二十七の五の規定の適用がある取得又は前項に規定する取得に該当するもの 当該土地

3 第五十四条の三十二第三項の規定は、前項第二号に掲げる土地に係る同項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号に掲げる土地」とあるのは「第五十四条の四十六第二項第二号に掲げる土地」と、「同項各号」とあるのは「同項第二号」と、同項第一号中「当該土地に係る」とあるのは「当該土地が当該土地に係る」と、「次号において「適用期間」という。」において「とあるのは（以下本項において「適用期間」という。）の初日前からその者による当該土地の取得の時まで引き続き同一の者により所有されていたものであり、又は当該土地に係る適用期間において」と、「その他の」とあるのは「以外の」と、同項第二号中「その他の」とあるのは「以外の」と読み替えるものとする。

4 法第六百三条第二項に規定する政令で定める取得は、第一項に規定する土地の取得とする。その取得した、又は所有する土地について法第六百三条第三項の規定による申告をしようとする土地の所有者等は、総務省令で定めるところにより、当該土地の所在及び面積、当該土地の取得年月日、当該土地の取得の原因その他必要な事項を記載した申告書を市町村長に提出しなければならない。

6 法第六百三条第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる土地の取得の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 第二項第一号に規定する土地の取得 一年

二 第二項第二号に規定する土地の取得 二年

三 第二項第三号に規定する土地の取得（次号及び第五号に掲げる土地の取得を除く。） 三年

四 第二項第三号に規定する土地の取得（法第七十三条の二十七の五の規定の適用がある土地の取得（同条第一項に規定する建築施設の部分の取得に限る。）に限る。） 当該土地の取得の日から都市再開発法第百八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで

五 第二項第三号に規定する土地の取得（法第七十三条の二十七の五の規定の適用がある土地の取得（同条第一項に規定する公共施設（以下この号において「公共施設」という。）の用に供する土地の取得に限る。）に限る。） 当該土地の取得の日から都市再開発法第百八条の二十

第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日までの期間（当該期間が五年を超える場合には、五年）

(法第六百三条の二第二項各号の基準)
第五十四条の四十七 法第六百三条の二第二項第一号に規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 その構造及び工法からみて仮設のものでないこと。

二 その利用が相当の期間にわたると認められること。

2 法第六百三条の二第二項第二号に規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 その整備状況が同一又は類似の用途に供される施設について通常必要とされる整備の水準と同程度の水準に達しているものであること。

二 その利用が相当の期間にわたると認められること。

三 その効用を維持するため通常必要とされる管理が行われると認められること。

(法第六百三条の二第二項の申請の手続等)

第五十四条の四十八 法第六百三条の二第二項の申請をしようとする土地の所有者等は、総務省令で定めるところにより、法第五百九十九条第一項の申告書と併せて、当該土地の所在及び面積、法第六百三条の二第六項において準用する法第五百八十六条第四項に規定する日における当該土地の利用の状況その他法第六百三条の二第二項の認定に関し必要な事項を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない。

2 市町村長は、法第六百三条の二第二項の申請があつた場合において、同条第五項ただし書の規定により当該申請に係る土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予しないこととしたときは、遅滞なくその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(法第六百三条の二の二第一項の認定、申請又は確認の手続等)

第五十四条の四十八の二 第五十四条の四十二の規定は法第六百三条の二の二第一項に規定する納税義務の免除に係る期間の開始の日及び当該期間の決定、免除土地として使用が開始されたことに係る確認又は特別土地保有税に係る地方団体の徴収金で納税義務の免除に係る期間に係るものについて、第五十四条の四十三の規定は法第六百三条の二の二第二項において準用する法第六百一条第二項に規定する申請について、第五十四条の四十四の規定は法第六百三条の二の二第二項において準用する法第六百一条第三項に規定する担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第五十四条の四十二第三項		第五十四条の二の二第一項	
第五十四條の四十二第三項	非課税土地として使用を開始する予定年月日	非課税土地として使用を開始する予定年月日	免除土地として使用を開始する予定年月日
	同条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長された場合における当該延長された期間を含む。以下本項において同じ。	同条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長された場合における当該延長された期間を含む。以下本項において同じ。	同条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長された場合における当該延長された期間を含む。以下本項において同じ。
	同条第三項において準用する法第六百一条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長された場合における当該延長された期間を含む。	同条第三項において準用する法第六百一条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長された場合における当該延長された期間を含む。	同条第三項において準用する法第六百一条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長された場合における当該延長された期間を含む。
	既に法第六百一条第一項に規定する納税義務の免除に係る期間が定められている場合	既に法第六百一条第一項に規定する納税義務の免除に係る期間が定められている場合	既に法第六百一条第一項に規定する納税義務の免除に係る期間が定められている場合

(法第七百一条の四十一第一項の表の第八号の市場等)
第五十六条の五十七 法第七百一条の四十一第一項の表の第八号に規定する政令で定める市場は、木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるものとする。

2 法第七百一条の四十一第一項の表の第八号に規定する政令で定める木材の加工を業とする者は、製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業又は木材防腐処理業(総務省令で定める要件を満たすものに限る。)を営む者とする。

3 法第七百一条の四十一第一項の表の第八号に規定する政令で定める保管施設は、専ら木材の保管の用に供される施設とする。

第五十六条の五十八及び第五十六条の五十九 削除
 (法第七百一条の四十一第一項の表の第九号の施設)

第五十六条の六十 法第七百一条の四十一第一項の表の第九号に規定する政令で定める施設は、客室、食堂(専ら宿泊客の利用に供する施設に限る。)、広間(主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。)、その他宿泊に係る施設で総務省令で定めるもの(これらの施設のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第六項第四号に掲げる営業の用に供されるものを除く。)とする。

(法第七百一条の四十一第一項の表の第十号の施設)
第五十六条の六十一 法第七百一条の四十一第一項の表の第十号に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 港湾法第二条第五項第五号に掲げる施設のうち港務通信施設
 二 港湾法第二条第五項第七号に掲げる施設(宿泊所にあつては、客室、食堂(専ら宿泊客の利用に供する施設に限る。)、広間(主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。))その他宿泊に係る施設で総務省令で定めるものに限る。)

三 港湾法第二条第五項第八号の二に掲げる施設
 (法第七百一条の四十一第一項の表の第十一号に規定する政令で定める施設)
第五十六条の六十二 法第七百一条の四十一第一項の表の第十一号に規定する政令で定める施設は、上屋及び倉庫(倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十一号)第七条第一項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に限る。)とする。

(法第七百一条の四十一第一項の表の第十五号の施設)
第五十六条の六十三 法第七百一条の四十一第一項の表の第十五号に規定する政令で定める施設は、タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第二条第四項に規定するタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設とする。

(法第七百一条の四十一第一項の表の第十六号の施設)
第五十六条の六十四 法第七百一条の四十一第一項の表の第十六号に規定する政令で定める施設は、公共の飛行場に設置される施設(法第七百一条の三十四第三項第二十三号に掲げるものを除く。)、のうち、格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設その他航空運送事業の用に供する施設で総務省令で定めるものとする。

(法第七百一条の四十一第一項の表の第十七号の施設)
第五十六条の六十五 法第七百一条の四十一第一項の表の第十七号に規定する政令で定める施設は、流通業務市街地の整備に関する法律第五条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる施設、同項第五号に掲げる施設のうち事務所以外の施設並びにこれらの施設に附帯する同項第九号に掲げる施設とする。

(法第七百一条の四十一第一項の表の第十九号の施設)
第五十六条の六十六 法第七百一条の四十一第一項の表の第十九号に規定する政令で定める施設は、民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第九項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち信書便物の引受け及び配達のために供する施設その他信書便物の送達のために供する施設で総務省令で定めるものとする。

(法第七百一条の四十一第一項の規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の計算)
第五十六条の六十七 法第七百一条の四十一第一項(従業者割に関する部分に限る。))の規定の適用を受ける施設に係る事業所等において当該施設に係る事業とその他の事業とが併せ行われている場合における当該施設に係る事業の従業者が当該その他の事業にも従事しているものの当該事業所等における勤務に係る給与等の額のうち当該施設に係る従業者給与総額の算定の基礎とすべき額は、当該給与等の額に当該従業者が当該施設に係る事業に従事した分量の当該分量と当該その他の事業に従事した分量との合計量に対する割合を乗じて計算した額とする。ただし、その分量が明らかでない場合は、当該施設に係る事業と当該その他の事業とに均等に従事したものととして計算した額によるものとする。

(法第七百一条の四十一第二項の事業所等)
第五十六条の六十八 法第七百一条の四十一第二項に規定する政令で定める事業所等は、常時雇用する心身障害者(短時間労働者を除く。))の数と重度心身障害者である短時間労働者(以下この項において「短時間労働重度心身障害者」という。))の数を合計した数に心身障害者である短時間労働者(短時間労働重度心身障害者を除く。以下この項において「短時間労働心身障害者」という。))の数の二分之一を乗じて得た数を加算した数が十以上であり、かつ、常時雇用する労働者(短時間労働者を除く。))の総数に短時間労働者の総数の二分之一を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する心身障害者(短時間労働者を除く。))の数の(当該心身障害者のうちに重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数)と短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に短時間労働心身障害者の数の二分之一を乗じて得た数を加算した数の割合が二分之一以上である事業所等とする。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 心身障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第三十七条第二項に規定する対象障害者をいう。

二 短時間労働者 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第三項に規定する短時間労働者をいう。

三 重度心身障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第三号に規定する重度身体障害者又は同条第五号に規定する重度知的障害者をいう。

第五十六条の六十九及び第五十六条の七十 削除
 (法第七百一条の四十一第一項及び第二項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用)
第五十六条の七十一 事業所等において行われる事業につき法第七百一条の四十一第一項及び第二項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該事業所床面積」とあるのは、「前項の規定により控除すべき面積を当該事業所床面積から控除して得た面積」とする。

(法第七百一条の四十三第二項の事業所等)
第五十六条の七十二 法第七百一条の四十三第二項に規定する政令で定める事業所等は、同項に規定する企業組合等(以下本条において「企業組合等」という。))が指定都市等の区域内において行う事業に係る各事業所等のうち、次に掲げる事業所等とする。

一 法第七百一条の四十三第二項に規定する事業所等に該当する事業所等(以下本条において「特例事業所等」という。))において行われる事業の主宰者である組合員の死亡により、当該死亡した組合員の死亡時における持分についての権利義務を承継した組合員(当該死亡した組合員の相続人であるものに限る。))が当該権利義務を承継した後引き続き当該事業所等において行われる事業の主宰者として当該企業組合等の事業に従事している場合における当該事業所等

二 特例事業所等において行われる事業の主宰者である組合員(以下本条において「従前の組合員」という。))からその者の持分の譲渡を受けて組合員となつた者(当該従前の組合員の配偶者、子又はその他の親族で総務省令で定めるものに限る。))が当該譲渡を受けた後引き続き

(国民健康保険税の基礎課税額の限度)

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、六十五万円とする。

2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、二十四万円とする。

3 法第七百三条の四第二十七項に規定する政令で定める金額は、十七万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第五十六条の八十九 法第七百三条の五第一項に規定する政令で定める金額は、四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。))のうち給与所得を有する者(前年中に法第七百三条の五第三項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の特給を受ける者(年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この項及び次項第二号において「給与所得者等の数」という。))が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額(に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十九万五千円を乗じて得た金額を加算した金額)とする。

2 法第七百三条の五第一項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額(世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割額)について行うこと。

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯 十分の七

ロ 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十九万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯(イに掲げる世帯を除く。) 十分の五

ハ 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯(イ又はロに掲げる世帯を除く。) 十分の二

三 前号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、同号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ 前号イに掲げる世帯 十分の六

ロ 前号ロに掲げる世帯 十分の四

四 前二号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、これらの規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ 第二号イに掲げる世帯 十分の五

ロ 第二号ロに掲げる世帯 十分の三

3 法第七百三条の五第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 減額は、被保険者均等割額(納税義務者の世帯に属する六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である国民健康保険の被保険者につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。次号において同じ。))について行うこと。

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

4 法第七百三条の五第三項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 減額は、所得割額(納税義務者の世帯に属する出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した国民健康保険の被保険者(以下この号及び次号において「出産被保険者」という。))につき算定した所得割額に限る。同号において同じ。及び被保険者均等割額(出産被保険者につき算定した被保険者均等割額(第二項に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。同号において同じ。))について行うこと。

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出産被保険者の出産の予定日(総務省令で定める場合には、出産の日)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、三月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を基準として定めた額とすること。

(特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等)

第五十六条の八十九の二 法第七百六条第二項に規定する国民年金法による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国民年金法による老齢基礎年金(同法附則第九条の三第一項による老齢年金を含む。第五十六条の八十九の四第一号において同じ。)、障害基礎年金及び遺族基礎年金

二 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「昭和六十年国民年金等改正法」という。))第一条の規定による改正前の国民年金法(第五十六条の八十九の四において「旧国民年金法」という。))による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金

三 厚生年金保険法による障害厚生年金及び遺族厚生年金

四 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(第五十六条の八十九の四において「旧厚生年金保険法」という。))による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金

2 法第七百六条第二項に規定する前項に定める年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（第五十六条の八十九の四において「旧船員保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、障害年金及び遺族年金
- 二 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項及び第五十六条の八十九の四において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する給付のうち、障害共済年金及び遺族共済年金
- 三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- 四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（第五十六条の八十九の四において「旧国共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- 五 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち、障害共済年金及び遺族共済年金
- 六 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- 七 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（第五十六条の八十九の四において「旧地共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- 八 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち、障害共済年金及び遺族共済年金
- 九 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（第五十六条の八十九の四において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- 十 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（次号において「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。第五十六条の八十九の四において同じ。）のうち、障害共済年金及び遺族共済年金
- 十一 移行農林年金（平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。第五十六条の八十九の四において同じ。）のうち、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- 十二 法第七百六条第二項に規定する政令で定める世帯主は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する者とする。
 - 一 当該世帯主の老齢等年金給付の年額（当該年度分の老齢等年金給付の額の総額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。次号及び第五十六条の八十九の九第一項において同じ。）が十八万円未満である場合その他の当該世帯主が当該市町村の行う介護保険の介護保険法第百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者である場合であつて、当該世帯主に係るイ及びロに掲げる額の合計額が老齢等年金給付の年額を六で除して得た額の二分の一に相当する額を超えるとき。
 - イ 法第七百六条第二項若しくは第三項、第七百八十八条の七第一項又は第七百八十八条の八第一項の規定により国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収するものとして、法第七百八十八条の三第二項（法第七百八十八条の六において準用する場合を含む。）又は第七百八十八条の八第二項の規定を適用して算定した支払回数割保険税額、支払回数割保険税額に相当する額又は支払回数割保険税額の見込額

- ロ 介護保険法第百三十五条第三項、第百三十六条第一項（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第四百四十条第一項若しくは第二項に規定する支払回数割保険料額の見込額、支払回数割保険料額又は支払回数割保険料額に相当する額
 - 三 当該世帯主の属する世帯に六十五歳未満の国民健康保険の被保険者が属する場合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、当該世帯主から口座振替の方法により納付する旨の申出があつたことその他の事情を考慮した上で、特別徴収の方法によつて徴収するよりも普通徴収の方法によつて徴収することが国民健康保険税の徴収を円滑に行うことができると市町村長が認める場合
- （徴税吏員の水利地益税等に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）
- 第五十六条の八十九の三** 地方団体の徴税吏員は、法第七百七条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。
- 2 地方団体の徴税吏員は、法第七百七条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。
- 3 地方団体の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
- （特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位）
- 第五十六条の八十九の四** 同一の特別徴収対象被保険者について、次に掲げる老齢等年金給付が二以上ある場合における法第七百八十八条の二第二項の規定により国民健康保険税を徴収させるべき一の老齢等年金給付は、次の各号の順序に従ひ、先順位の老齢等年金給付とする。
- 一 国民年金法による老齢基礎年金
 - 二 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
 - 三 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
 - 四 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
 - 五 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
 - 六 国民年金法による障害基礎年金
 - 七 厚生年金保険法による障害厚生年金（政府が支給するものに限る。）
 - 八 旧国民年金法による障害年金
 - 九 旧厚生年金保険法による障害年金
 - 十 旧船員保険法による障害年金
 - 十一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち、障害共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
 - 十二 旧国共済法等による障害年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
 - 十三 国民年金法による遺族基礎年金
 - 十四 厚生年金保険法による遺族厚生年金（政府が支給するものに限る。）
 - 十五 旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金
 - 十六 旧船員保険法による遺族年金
 - 十七 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち、遺族共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）

三十一日現在において算定した按分率によるものとし、最初の納期限の月の翌月以降において市町村の廃置分合又は境界変更その他の理由により特定按分率に著しい変動を生ずることとなった場合には、当該著しい変動を生ずることとなった月の末日現在において算定した特定按分率により当該月の翌月から当該年度の三月までの月に払い込むことができるものとする。

5 市町村の廃置分合があつた場合において、存続市町村が当該廃置分合があつた日の属する月の翌月から当該存続市町村の最初の納期限の月までの月において払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、前月の徴収金の合算額に、次に掲げる額の合算額のうち第一号に掲げる額の占める割合を乗じて算定し、存続市町村が当該廃置分合があつた日の属する月の翌月から当該存続市町村の最初の納期限の月までの月において払い込むべき森林環境税に係る徴収金の額は、前月の徴収金の合算額に、次に掲げる額の合算額のうち第三号に掲げる額の占める割合を乗じて算定する。

一 当該廃置分合があつた日の属する年度の前年度の三月三十一日現在において算定した当該廃置分合前の市町村の前年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額の合算額
二 当該廃置分合があつた日の属する年度の前年度の三月三十一日現在において算定した当該廃置分合前の市町村の前年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合算額
三 当該廃置分合があつた日の属する年度の前年度の三月三十一日現在において算定した当該廃置分合前の市町村の前年度の収入額となるべき森林環境税の課税額の合算額

6 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた場合には、市町村が税率変更年度（指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日（以下この項及び次項において「移行日」という。）の属する年度の翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）をいう。以下この項において同じ。）から五年度間の各月において法第七百三十九条の四第二項の規定により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金のうち、特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域に住所を有した納税義務者に対する税率変更前年度以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の市町村民税（次号において「特定市町村民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。以下この項において同じ。）の額は、前各項の規定にかかわらず、第一号に掲げる合算額を第二号に掲げる割合で按分して算定した額とする。ただし、移行日後に移行区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合における第八項の規定の適用を受ける特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、この限りでない。

一 当該各月の前月中に納付又は納入のあつた特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金、特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の市町村民税（次号において「特定市町村民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。）及び特定滞納森林環境税に係る徴収金の合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。）

二 税率変更年度の四月一日現在において算定した指定都市が徴収すべき特定道府県民税の課税額の合計額、指定都市が徴収すべき特定市町村民税の課税額の合計額及び指定都市が徴収すべき特定森林環境税の課税額の合計額の割合

7 移行日が同一の計算期間（毎年四月二日から翌年四月一日までの期間をいう。第九項において同じ。）内に二以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「指定都市」とあるのは「（同一）の次に規定する計算期間内の移行日（指定都市」と、「日」とあるのは「日」という。」と、「移行日」という。）とあるのは「（同一）のうちに最も早い日」と、「翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）」とあるのは「翌年度」と、「移行日」とあるのは「当該計算期間内の移行日」と、同項ただし書中「移行日後」とあるのは「当該計算期間内の各移行日後に当該移行日に係る」とする。

8 指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合には、市町村が税率変更年度（指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日（以下この項及び次項において「移行日」という。）の属する年度の翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）をいう。以下この項において同じ。）から五年度間の各月において法第七百三十九条の四第二項の規定により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金のうち、特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域（移行日に指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた区域をいう。以下この項において同じ。）に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度（税率変更年度の前年度をいう。以下この項において同じ。）以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の道府県民税（第二号において「特定道府県民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。以下この項において同じ。）の額は、特定滞納森林環境税に係る徴収金（賦課期日現在において移行区域に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度以前の年度の収入となるべきものとして課された森林環境税（同号において「特定森林環境税」という。）に係る徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。以下この項において同じ。）の額は、第一項から第五項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる合算額を第二号に掲げる割合で按分して算定した額とする。ただし、移行日後に移行区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた場合における第六項の規定の適用を受ける特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、特定滞納森林環境税に係る徴収金の額については、この限りでない。

一 当該各月の前月中に納付又は納入のあつた特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金、特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の市町村民税（次号において「特定市町村民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。）及び特定滞納森林環境税に係る徴収金の合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。）

二 税率変更年度の四月一日現在において算定した指定都市以外の市町村が徴収すべき特定道府県民税の課税額の合計額、指定都市以外の市町村が徴収すべき特定市町村民税の課税額の合計額及び指定都市以外の市町村が徴収すべき特定森林環境税の課税額の合計額の割合

9 移行日が同一の計算期間内に二以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「指定都市」とあるのは「（同一）の前項に規定する計算期間内の移行日（指定都市」と、「日」とあるのは「日」という。」と、「移行日」という。）とあるのは「（同一）のうちに最も早い日」と、「翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）」とあるのは「翌年度」と、「移行日」とあるのは「当該計算期間内の移行日」と、同項ただし書中「移行日後」とあるのは「当該計算期間内の各移行日後に当該移行日に係る」とする。

10 道府県が法第七百三十九条の五第六項（同条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により市町村に払い込むべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の額は、個人の道府県民税及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金並びに森林環境税に係る徴収金

法第三十二条第八項及び第九項	同項第二号	第四十五条の二第一項第二号
法第三十二条第十項	道府県民税に関する申告書（附則第四条第七項第二号の規定により読み替えて適用される第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）	
法第四十五条の二第一項	道府県民税に関する申告書（附則第四条第七項第二号の規定により読み替えて適用される第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）	
法第四十五条の二第二項	道府県民税に関する申告書（附則第四条第七項第二号の規定により読み替えて適用される第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）	
法第四十五条の二第三項	道府県民税に関する申告書（附則第四条第七項第二号の規定により読み替えて適用される第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）	
法第四十五条の二第四項	道府県民税に関する申告書（附則第四条第七項第二号の規定により読み替えて適用される第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）	
法第四十五条の二第五項	道府県民税に関する申告書（附則第四条第七項第二号の規定により読み替えて適用される第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）	
法第四十五条の二第六項	道府県民税に関する申告書（附則第四条第七項第二号の規定により読み替えて適用される第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）	
法第四十五条の二第七項	道府県民税に関する申告書（附則第四条第七項第二号の規定により読み替えて適用される第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）	
法第四十五条の二第八項	道府県民税に関する申告書（附則第四条第七項第二号の規定により読み替えて適用される第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）	
法第四十五条の二第九項	道府県民税に関する申告書（附則第四条第七項第二号の規定により読み替えて適用される第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）	

14 法附則第四条第十項に規定する通算後譲渡損失の金額は、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

15 市町村民税の所得割の納税義務者の前年の所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合又は法第三十三条第八項若しくは第九項の規定による控除が行われる場合には、まず同条第二項の規定による所得税法第六十九条の規定の例による控除並びに法第三十三条第八項及び第九項（純損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行い、次に法附則第四条第十項の規定による控除及び法第三十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を順次行う。この場合において、控除する純損失の金額及び控除する雑損失の金額が前年前三年間（法第三十四条第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年前五年間）の二以上の年に生じたものであるときは、これらの年のうち最も前年の年に生じた損失の部分の金額から順次控除を行う。

16 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法附則第四条第二号に規定する通算後譲渡損失の金額が生じた年がその者の有する第四十八条の三第二項に規定する特例対象純損失金額若しくは同条第三項に規定する特定雑損失金額が生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして、前項の規定による控除を行う。

17 法附則第四条第十一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算したその年における譲渡資産の特定譲渡（同条第一項第一号に規定する適用期間内に行ったものに限る。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る居住用財産の譲渡損失の金額のうち、その年において生じた純損失の金額から当該純損失の金額が生じた年分の所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額（法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額及び法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額を除く。）の計算上生じた損失の金額の合計額（当該合計額が当該純損失の金額を超える場合には、当該純損失の金額に相当する金額）を控除した金額に達するまでの金額とする。

18 法附則第三十三条の三第五項の規定の適用がある場合における法附則第四条第十項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

法附則第三十三条の三第五項の規定の適用がある場合における第十四項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。	20 法附則第四条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される法第三十七条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 前年の法第三十三条第一項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額 二 法附則第四条第十項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項 三 前二号に掲げるもののほか、市町村民税の賦課徴収について必要な事項	21 法附則第三十三条の二第五項、第三十三条の三第五項、第三十四条第四項、第三十五条第五項、第三十五条の二第五項、第三十五条の二の二第五項又は第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	22 法附則第四条第十項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	法第三十三条の二第一項 同項の規定による申告書	同項の規定による申告書（附則第四条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される第三十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）	法第三十三条の二第二項 同項の規定による申告書	同項の規定による申告書（附則第四条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される第三十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）	法第三十三条の二第三項 同項の規定による申告書	同項の規定による申告書（附則第四条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される第三十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）	法第三十三条の二第四項 同項の規定による申告書	同項の規定による申告書（附則第四条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される第三十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）	法第三十三条の二第五項 同項の規定による申告書	同項の規定による申告書（附則第四条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される第三十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）	法第三十三条の二第六項 同項の規定による申告書	同項の規定による申告書（附則第四条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される第三十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）	法第三十三条の二第七項 同項の規定による申告書	同項の規定による申告書（附則第四条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される第三十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）	法第三十三条の二第八項 同項の規定による申告書	同項の規定による申告書（附則第四条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される第三十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）	法第三十三条の二第九項 同項の規定による申告書	同項の規定による申告書（附則第四条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される第三十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）	法第三十三条の二第十項 同項の規定による申告書	同項の規定による申告書（附則第四条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される第三十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）
--	---	---	---	----------------------------	--	----------------------------	--	----------------------------	--	----------------------------	--	----------------------------	--	----------------------------	--	----------------------------	--	----------------------------	--	----------------------------	--	----------------------------	--

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四条の二 法附則第四条の二第二項第一号の選定は、同号に規定する納税義務者が、同条第三項又は第九項の規定により提出すべき同号に掲げる特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下この条において「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)が生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税又は市町村民税の申告書に、総務省令で定める附属申告書を添付し、当該附属申告書に一の特定譲渡(同号に規定する特定譲渡をいう。以下この条において同じ。)に係る特定居住用財産の譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載することにより行うものとする。

2 法附則第四条の二第二項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同号に規定する譲渡資産(第七項及び第十六項において「譲渡資産」という。)の特定譲渡(その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該納税義務者が前項の規定により選定した一の特定譲渡に限る。第七項及び第十六項において同じ。)による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税又は市町村民税に係る法附則第三十四條第一項(法附則第三十四條の二第二項又は第三十四條の三第四項又は第三十四條の三第三項の規定により適用される場合を含む。以下この条において同じ。)又は第四項(法附則第三十四條の二第四項又は第三十四條の三第三項の規定により適用される場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額(当該長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、法附則第三十五條第一項又は第五項の規定によりこれらの規定に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除する金額がある場合には、当該長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額から当該控除する金額に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額とする。

3 法附則第四条の二第二項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定居住用財産の譲渡損失の金額のうち、その年において生じた純損失の金額(次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該金額から、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額)に達するまでの金額とする。

一 当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年(その年分の所得税につき所得税法第二條第一項第四十号に規定する青色申告書を提出する年に限る。)において、その年分の同法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額(法附則第三十四條第一項又は第四項に規定する長期譲渡所得の金額及び法附則第三十五條第一項又は第五項に規定する短期譲渡所得の金額を除く。)の計算上生じた損失の金額がある場合、当該損失の金額の合計額(当該合計額がその年において生じた純損失の金額を超えるときは、当該純損失の金額に相当する金額)

二 当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年において生じた法第三十二條第九項又は第三百十三條第九項に規定する変動所得の金額の計算上生じた損失の金額又は被災事業用資産の損失の金額がある場合(前号に掲げる場合を除く。)、当該損失の金額の合計額(当該合計額がその年において生じた純損失の金額を超えるときは、当該純損失の金額に相当する金額)

4 法附則第四条の二第四項に規定する通算後譲渡損失の金額に相当する金額は、法附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五條第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

5 道府県民税の所得割の納税義務者の前年の所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合又は法第三十二條第八項若しくは第九項の規定による控除が行われる場合には、まず同条第二項の規定による所得税法第六十九條の規定の例による控除並びに法第三十二條第八項及び第九項(純損失の金額に係る部分に限る。)の規定による控除を行い、次に法附則第四条の二第四項の規定による控除及び法第三十二條第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)の規定による控除を順次行う。この場合において、控除する純損失の金額及び控除する雑損失の金額が前年前三年間(法第三十三條第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年前五年間)の二以上の年に生じたものであるときは、これらの年のうち最も前の年に生じた損失の部分の金額から順次控除を行う。

6 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法附則第四条の二第二項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額が生じた年がその者の有する第七條の九第二項に規定する特例対象純損失金額若しくは同条第三項に規定する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして、前項の規定による控除を行う。

7 法附則第四条の二第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算したその年における譲渡資産の特定譲渡(同条第一項第一号に規定する適用期間内に行つたものに限る。)による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る特定居住用財産の譲渡損失の金額のうち、その年において生じた純損失の金額から当該純損失の金額が生じた年分の所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額(法附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額及び法附則第三十五條第一項に規定する短期譲渡所得の金額を除く。)の計算上生じた損失の金額の合計額(当該合計額が当該純損失の金額を超える場合には、当該純損失の金額に相当する金額)を控除した金額に達するまでの金額とする。

8 法附則第三十三條の三第一項の規定の適用がある場合における法附則第四条の二第四項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

9 法附則第三十三條の三第一項の規定の適用がある場合における第四項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、法附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

10 法附則第四条の二第七項第二号の規定により読み替えて適用される法第四十五條の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前年の法第三十二條第一項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額
二 法附則第四条の二第四項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項
三 前二号に掲げるもののほか、道府県民税の賦課徴収について必要な事項

11 法附則第三十三條の二第二項、第三十三條の三第一項、第三十四條第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第二項、第三十五條の二第二項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三條の二第二項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五條第一項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五條の二第二項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五條の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五條の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

12 法附則第四条の二第四項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三十二條 第三項	同項の規定による道府県民税に関する申告書(附則第四条の二第七項第二号の規定により読み替えて適用される第四十五條の二第四項の規定による申告書を含む)	
	同項ただし書	同項ただし書
法第三十二條 第六項	同項第二号	同項第二号
		第四十五條の二第二項第二号

法第三十二条第八項及び第九項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（附則第四条の二第七項第二号の規定により読み替えて適用される第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
法第三十二条第十一項	第四十五条の二第一項の規定による申告書	第四十五条の二第一項の規定による申告書（附則第四条の二第七項第二号の規定により読み替えて適用される第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
法第四十五条の二第二項	若しくは雑損失の金額の控除	若しくは雑損失の金額の控除、附則第四条の二第四項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除
法第四十五条の二第二項第八号	前各号に掲げるもののほか、	附則第四条の二第四項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他
法第四十五条の二第三項	雑損失の金額の控除	雑損失の金額の控除、附則第四条の二第四項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除
第七條の十九第九項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（法附則第四条の二第七項第二号の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）

13 法附則第四条の二第十項に規定する通算後譲渡損失の金額に相当する金額は、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

14 市町村民税の所得割の納税義務者の前年の所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合又は法第三十三条第八項若しくは第九項の規定による控除が行われる場合には、まず同条第二項の規定による所得税法第六十九条の規定の例による控除並びに法第三十三条第八項及び第九項（純損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行い、次に法附則第四条の二第十項の規定による控除及び法第三十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を順次行う。この場合において、控除する純損失の金額及び控除する雑損失の金額が前年前三年間（法第三百四十四条第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年前五年間）の二以上の年に生じたものであるときは、これらの年のうち最も前の年に生じた損失の部分の金額から順次控除を行う。

15 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法附則第四条の二第二項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額が生じた年がその者の有する第四十八条の三第二項に規定する特例対象純損失金額若しくは同条第三項に規定する特定雑損失金額が生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして、前項の規定による控除を行う。

16 法附則第四条の二第十一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算したその年における譲渡資産の特定譲渡（同条第一項第一号に規定する適用期間内に行つたものに限る。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る特定居住用財産の譲渡損失の金額のうち、その年において生じた純損失の金額から当該純損失の金額が生じた年分の所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額（法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額及び法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額を除く。）の計算上生じた損失の金額の合計額（当該合計額が当該純損失の金額を超えない場合には、当該純損失の金額に相当する金額）を控除した金額に達するまでの金額とする。

17 法附則第三十三条の三第五項の規定の適用がある場合における法附則第四条の二第十項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

18 法附則第三十三条の三第五項の規定の適用がある場合における第十三項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

19 法附則第四条の二第十三項第二号の規定により読み替えて適用される法第三百七条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 前年の法第三百十三條第一項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額 二 法附則第四条の二第十項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項 三 前二号に掲げるもののほか、市町村民税の賦課徴収について必要な事項	20 法附則第三十三条の二第五項、第三十三条の三第五項、第三十四条第四項、第三十五条第五項、第三十五条の二第五項、第三十五条の二の二第五項又は第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	21 法附則第四条の二第十項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
法第三百十三條第三項	同項の規定による申告書	同項の規定による申告書（法附則第四条の二第十三項第二号の規定により読み替えて適用される第三百七条の二第四項の規定による申告書を含む。）
法第三百十三條第六項	同項ただし書を含む	第三百七条の二第二項ただし書及びその時までに提出された法附則第四条の二第十三項第二号の規定により読み替えて適用される第三百七条の二第四項の規定による申告書を含む
法第三百十三條第八項及び第九項	同項第二号による申告書	第三百七条の二第二項第二号による申告書（法附則第四条の二第十三項第二号の規定により読み替えて適用される第三百七条の二第四項の規定による申告書を含む。）
法第三百十三條第十一項	第三百七条の二第二項の規定による申告書の規定による申告書	第三百七条の二第二項の規定による申告書（附則第四条の二第十三項第二号の規定により読み替えて適用される第三百七条の二第四項の規定による申告書を含む。）
法第三百十七條の二第二項	若しくは雑損失の金額の控除	若しくは雑損失の金額の控除、附則第四条の二第十項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除
法第三百十七條の二第二項第八号	前各号に掲げるもののほか	附則第四条の二第十項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他
法第三百十七條の二第三項	雑損失の金額の控除	雑損失の金額の控除、附則第四条の二第十項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除
法第四十八條の九の二第十項	による申告書	による申告書（法附則第四条の二第十三項第二号の規定により読み替えて適用される第三百七条の二第四項の規定による申告書を含む。）

（阪神・淡路大震災に係る雑損控除額の特例の対象となる雑損失の範囲等）

第四条の三 法附則第四条の第三項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第七条の十三の第三項第一号から第三号までに掲げる支出のうち法附則第四条の第三項に規定する申告書の提出の日の前日までにしたものである。

2 法附則第四条の第三項の規定により法第三十四条第一項の規定が適用される場合における第七条の十三の第三項の規定の適用については、同項中「前年中における前項第一号から第三号までに掲げる支出」とあるのは、「附則第四条の第三項に規定する支出」とする。

3 法附則第四条の第三項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第四十八条の六の第二項第一号から第三号までに掲げる支出のうち法附則第四条の第三項に規定する申告書の提出の日の前日までにしたものである。

4 法附則第四条の第三項の規定により法第三百十四条の第二項の規定が適用される場合における第四十八条の六の第二項の規定の適用については、同項中「前年中における前項第一号から第三号までに掲げる支出」とあるのは、「附則第四条の第三項に規定する支出」とする。

第四条の四 道府県民税の所得割の納税義務者が法附則第四条の第三項の規定の適用を受けた場合において、法第三十四条第一項の規定の適用により控除された金額に係る法附則第四条の第三項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちその者と生計を一にする第七条の十三の第三項に規定する親族の有する法附則第四条の第三項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族の資産に係る損失の金額」という。）があるときは、当該親族の資産に係る損失の金額は、当該親族の平成八年度以後の年度分の個人の道府県民税に関する規定の適用については、平成七年において生じなかつたものとみなす。

2 市町村民税の所得割の納税義務者が法附則第四条の第三項の規定の適用を受けた場合において、法第三百十四条の第二項の規定の適用により控除された金額に係る法附則第四条の第三項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちその者と生計を一にする第四十八条の六の第一項に規定する親族の有する法附則第四条の第三項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族の資産に係る損失の金額」という。）があるときは、当該親族の資産に係る損失の金額は、当該親族の平成八年度以後の年度分の個人の市町村民税に関する規定の適用については、平成七年において生じなかつたものとみなす。

（令和六年能登半島地震災害に係る雑損控除額の特例の対象となる雑損失の範囲等）

第四条の五 法附則第四条の第四項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第七条の十三の第三項第一号から第三号までに掲げる支出とする。

2 法附則第四条の第四項の規定により法第三十四条第一項の規定が適用される場合における第七条の十三の第三項の規定の適用については、同項中「支出」とあるのは、「支出（法附則第四条の第四項に規定する申告書の提出の日の前日までにしたものに限る。）とする。

3 第七条の十三の第四項第一項の規定は、法附則第四条の第四項に規定する特例損失金額を計算する場合について準用する。

4 法附則第四条の第四項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第四十八条の六の第二項第一号から第三号までに掲げる支出とする。

5 法附則第四条の第四項の規定により法第三百十四条の第二項の規定が適用される場合における第四十八条の六の第二項の規定の適用については、同項中「支出」とあるのは、「支出（法附則第四条の第四項に規定する申告書の提出の日の前日までにしたものに限る。）とする。

6 第七条の十三の第四項第一項の規定は、法附則第四条の第四項に規定する特例損失金額を計算する場合について準用する。

第四条の六 道府県民税の所得割の納税義務者が法附則第四条の第四項の規定の適用を受けた場合において、法第三十四条第一項の規定の適用により控除された金額に係る法附則第四条の第四項に規定する損失対象金額のうちその者と生計を一にする第七条の十三の第三項に規定する親族の有する法附則第四条の第四項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和七年

度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税に関する規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 市町村民税の所得割の納税義務者が法附則第四条の第四項の規定の適用を受けた場合において、法第三百十四条の第二項の規定の適用により控除された金額に係る法附則第四条の第四項に規定する損失対象金額のうちその者と生計を一にする第四十八条の六の第一項に規定する親族の有する法附則第四条の第四項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和七年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市町村民税に関する規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る健康の保持増進及び疾病の予防への取組）

第四条の七 法附則第四条の第五項に規定する政令で定める取組は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の第二項に規定する取組とする。

2 法附則第四条の第五項に規定する政令で定める取組は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の第二項に規定する取組とする。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

第四条の八 法附則第五条の第七項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の第二項に規定する同項各号に掲げる寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前年中に寄附された租税特別措置法第四条の第五項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に、前年中に同項に規定する特定寄附信託の信託財産から支出した法第三十七条の第二項各号に掲げる寄附金の額の合計額の前年中に当該信託財産から支出した租税特別措置法第四条の五第二項に規定する対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

2 法附則第五条の第七項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の第七項に規定する同項各号に掲げる寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前年中に寄附された租税特別措置法第四条の第五項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に、前年中に同項に規定する特定寄附信託の信託財産から支出した法第三百十四条の七第一項各号に掲げる寄附金の額の合計額の前年中に当該信託財産から支出した租税特別措置法第四条の五第二項に規定する対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

第四条の九 第七条の十八の規定の適用がある場合における法附則第五条の第五項の規定の適用については、同項中「特例控除対象寄附金」とあるのは、「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）とする。

2 第四十八条の九の規定の適用がある場合における法附則第五条の第五項の規定の適用については、同項中「特例控除対象寄附金」とあるのは、「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三

項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。」とする。

(令和六年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する特例を適用しない場合)

第四条の十 法附則第五条の十一第五項に規定する政令で定める規定は、第四十八条の九の十五第五項の規定とする。

2 第四十八条の九の十五第一項の規定の適用がある場合には、法附則第五条の十一第一項から第四項までの規定は、適用しない。

(肉用牛の売却による事業所得に係る免除額)

第五条 法附則第六条第一項に規定する政令で定める額は、前年の総所得金額に係る道府県民税の所得割の額から、前年において生じた同項に規定する事業所得がなかったものとして計算した場合における前年の総所得金額に係る道府県民税の所得割の額を控除した金額とする。

2 法附則第六条第四項に規定する政令で定める額は、前年の総所得金額に係る市町村民税の所得割の額から、前年において生じた同項に規定する事業所得がなかったものとして計算した場合における前年の総所得金額に係る市町村民税の所得割の額を控除した金額とする。

(分離課税に係る所得割の交付時期及び交付額)

第五条の二 法附則第七条の四の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(以下この条において「指定都市」という。)に対し交付するものとされる法第五十条の二の規定により課する所得割(以下この条において「分離課税に係る所得割」という。)に係る交付金については、当該指定都市の区域を包括する道府県は、毎年度三月に、当該指定都市に対し、前年度三月から当該年度二月までの間に当該道府県に払い込まれた当該指定都市に係る分離課税に係る所得割に係る地方団体の徴収金の額の二分の一に相当する額から当該期間内に法第四十七条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定により当該指定都市に対して分離課税に係る所得割に係る徴収取扱費を交付した場合における当該交付した額の二分の一に相当する額を控除した額を交付するものとする。

2 前項に規定する分離課税に係る所得割に係る交付金について、各年度に交付することができなかった金額があるとき、又は各年度において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、当該年度の翌年度に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

3 第一項の規定により指定都市に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度において、当該交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 第一項の規定を適用して指定都市に対し交付すべき額を計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該指定都市に対し交付すべき額とする。

5 前各項に定めるもののほか、分離課税に係る所得割の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第五条の二の二 削除

(法附則第八条第一項の中小企業者等の範囲)

第五条の二の三 法附則第八条第一項に規定する中小企業者等には、租税特別措置法施行令第二十七条の四第二項の規定により租税特別措置法第四十二条の四第四項に規定する中小企業者に該当するものとされる同令第二十七条の四第二項の通算子法人を含むものとする。

(法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例)

第五条の二の四 当分の間、第八条の六第一項(第四十八条の十において準用する場合を含む。)に規定する予定申告法人の同項(第四十八条の十において準用する場合を含む。)に規定する六月経過日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の課税標準となる法人税額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号又は第七号(これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。)の規定(次項から第四項までにおいて「特別税額加算規定」という。)により加算された金額がある場合における第八条の六第一項及び第四十八条の十の規定の適用については、同項中「第四十二条の四第八項第六号若しくは第七号(これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。)」と、同条中「第八条の六の規定」とあるのは「附則第五条の二の四第一項の規定により読み替えて適用される第八条の六第一項及び同条第二項から第六項までの規定」とする。

2 当分の間、第八条の六第一項(第八条の八及び第四十八条の十の三において準用する場合に限る。以下この項において同じ。)の法人の第八号の六第一項に規定する六月経過日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の課税標準となる法人税額のうちに特別税額加算規定により加算された金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「第四十二条の四第八項第六号若しくは第七号(これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。)」と、同条中「第八条の六の規定」とあるのは「附則第五条の二の四第一項の規定により読み替えて適用される第八条の六第一項及び同条第二項から第六項までの規定」とする。

3 当分の間、第八条の六第二項第一号(第四十八条の十において準用する場合を含む。)の被合併法人の同号(第四十八条の十において準用する場合を含む。)に規定する最も新しい事業年度に係る法人税割額の課税標準となる法人税額のうちに特別税額加算規定により加算された金額がある場合における同号及び第四十八条の十の規定の適用については、同号中「第四十二条の四第八項第六号若しくは第七号(これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。)」と、同条中「第八条の六の規定」とあるのは「附則第五条の二の四第三項の規定により読み替えて適用される第八条の六第二項の規定」とする。

4 当分の間、第八条の六第二項第一号(第八条の八及び第四十八条の十の三において準用する場合に限る。以下この項において同じ。)の被合併法人の同号に規定する最も新しい事業年度に係る法人税割額の課税標準となる法人税額のうちに特別税額加算規定により加算された金額がある場合における同号の規定の適用については、同号中「第四十二条の四第八項第六号若しくは第七号(これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。)」と、同条中「第八条の六の規定」とあるのは「附則第五条の二の四第三項の規定により読み替えて適用される第八条の六第二項の規定」とする。

5 当分の間、租税特別措置法第四十二条の四第四項に規定する中小企業者等(以下この項において「中小企業者等」という。)の各事業年度(当該各事業年度又は当該中小企業者等に係る同条第八項第三号イの他の通算法人の同項第二号に規定する他の事業年度において同項第五号に規定する当初申告税額控除可能分配額(同項第三号の中小企業者等税額控除限度額に係るものに限る。))がある場合の当該各事業年度に限る。)の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同条第八項第六号又は第七号の規定により加算された金額がある場合における第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八条の二十三並びに第四十八条の十一の二、第四十八条の十一の十、第四十八条の十一の十三、第四十八条の十一の十八、第四十八条の十一の二十二第一項及び第四十八条の十一の二十五の規定の適用については、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八号の六第一項及び第八号の二十三中「第四十二条の四第四第一項」と、第四十八条の十一の二中「第八条の十三」とあるのは「附則第五条の二の四第五項の規定により読み替えて適用される第八条の十三」と、第四十八条の十一の十中「第八条の十六の六」とあるのは「附則第五条の二の四第五項の規定により読み替えて適用される第八条の十六の六」と、第四十八条の十一の十三中「第八条の十七」とあるのは「附則第五条の二の四第五項の規定により読み替えて適用される第八条の十七」と、第四十八条の十一の十八中「第八条の十九の三」とあるのは「附則第五条の二の四第五項の規定により読み替えて適用される第八条の十九の三」と、第四十八条

の十一の二十二第一項中「第八条の二十第一項」とあるのは「附則第五条の二の四第五項の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項」と、第四十八条の十一の二十五中「第八条の二十三」とあるのは「附則第五条の二の四第五項の規定により読み替えて適用される第八条の二十三」とする。

6 前条の規定は、前項に規定する中小企業者等について準用する。

7 当分の間、租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項に規定する中小企業者等の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同法第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第六号又は第七号の規定により加算された金額がある場合における第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八条の二十三並びに第四十八条の十一の二、第四十八条の十一の十、第四十八条の十一の十三、第四十八条の十一の十八、第四十八条の十一の二十二第一項及び第四十八条の十一の二十五の規定の適用については、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八条の二十三中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第六号若しくは第七号又は同法第四十二条の四第十四第一項」と、「又は第六十三条第一項」とあるのは「若しくは第六十三条第一項」と、第四十八条の十一の二中「第八条の十三」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の十三」と、第四十八条の十一の十中「第八条の十六の六」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の十六の六」と、第四十八条の十一の十三中「第八条の十七」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の十七」と、第四十八条の十一の十八中「第八条の十九の三」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の十九の三」と、第四十八条の十一の二十二第一項中「第八条の二十第一項」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項」と、第四十八条の十一の二十五中「第八条の二十三」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の二十三」とする。

第五条の三 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一の十一第一項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第三項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条の六第一項及び第二項第一号	又は第
六十三	六十三
（これらの規定を第	（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）
八条の八及び第四	以下「平成八年租税特別措置法改正法」という。）附則第十五
十八条の十の三に	条第一項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特
おいて準用する場	別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第
合を含む。）第八	一項又は第八項を含む。）若しくは第六十三条第一項（平成八年
条の十三、第八	租税特別措置法改正法附則第十五条第二項の規定によりその例に
条の十六の六、第	よることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の
条の十七、第八	租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）所得税法等の一部を
条の十九の三、第	改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定
八	によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正
条の二十第一項並	前の租税特別措置法第四十二条の十一の十一第一項又は所得税法等
	の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、

びに第八条の二十		第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四十二条の十一の十一第六項
第四十八条の十	第八条の六の規定	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の六第一項及び第二項並びに同条第三項から第六項までの規定
第四十八条の十一の二	第八条の十三	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十三
第四十八条の十一の十	第八条の十六の六	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十六の六
第四十八条の十一の十三	第八条の十七	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十七
第四十八条の十一の十八	第八条の十九の三	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十九の三
第四十八条の十一の二十二第一項	第八条の二十	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の二十
第四十八条の十一の二十五	第八条の二十三	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の二十三

（法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除の対象となる特定寄附金の支出）

第五条の四 法附則第八条の二の二第一項に規定する特定寄附金の支出は、同項及び同条第四項の規定の適用については、その支払がなされるまでの間、なかつたものとする。

第五条の五 法附則第八条の三の規定により同条に規定する徴収された利子割の額の還付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書に、第四号及び第五号に掲げる事項を証する書類を添付して、これを同条に規定する営業所等所在地の道府県知事に提出しなければならない。ただし、当該道府県知事においてやむを得ない事情があると認められる場合には、当該書類を添付することを要しない。

- 一 請求者の氏名及び住所
- 二 請求者の租税特別措置法第四条の二第一項又は第四条の三第一項に規定する勤務先の名称及び所在地
- 三 当該徴収された利子割に係る法第二十四条第八項に規定する営業所等の名称及び所在地
- 四 当該徴収された利子割の額及びその徴収の年月日
- 五 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第四十八号）附則第五条第一項各号に掲げる事実が阪神・淡路大震災によつて被害を受けたことにより生じたことについての事情の詳細
- 六 銀行又は郵便局において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地
- 七 その他参考となるべき事項

(特定寄附信託に係る利子等の支払の事務)

第五條の六 法附則第八條の三の二の規定によりみなして適用する場合における法第二十四條第八項に規定する利子等の支払の事務(利子等の支払に関連する事務を含む。)で政令で定めるものは、当該特定寄附信託に関する事務とする。

(払込資本の額)

第五條の七 法附則第八條の三の三の規定により読み替えて適用される法第七十二條の二第一項第一号ロ(一)及び(二)を除く。)に規定する政令で定める金額は、資本金の額又は出資金の額と総務省令で定める金額との合計額とする。

(対象法人等に該当するものであることを証する書類)

第六條 法附則第八條の三の四第一項の規定の適用を受ける法人は、同項の規定の適用を受ける事業年度の法第七十二條の二十五、第七十二條の二十六第一項ただし書、第七十二條の二十八又は第七十二條の二十九の規定による申告書に当該法人が法附則第八條の三の四第一項に規定する対象法人又は同項に規定する五年以内株式会社等取得等法人に該当するものであることを証する書類として総務省令で定める書類を添付しなければならない。

2 道府県知事は、前項の書類の添付のない法第七十二條の二十五、第七十二條の二十六第一項ただし書、第七十二條の二十八又は第七十二條の二十九の規定による申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、法附則第八條の三の四第一項の規定を適用することができる。

(法人の事業税の課税標準の特例)

第六條の二 法附則第九條第七項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から第二十條の二の二十三第一号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除して得た金額とする。

2 法附則第九條第八項に規定する政令で定める収入金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める収入金額とする。

一 法附則第九條第八項第一号に掲げる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める収入金額

イ 電気供給業を行う法人が法附則第九條第八項第一号に規定する他の電気供給業を行う法人に対して電気事業法第十七條第一項又は第二十七條の十二の十第一項に規定する託送供給に係る料金を支払う場合 当該料金として支払うべき金額に相当する収入金額

ロ 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される発電事業等(法第七十二條の二第一項第三号に規定する発電事業等をいう。ハにおいて同じ。)を行う法人に対して電気事業法第十七條第一項に規定する託送供給に係る料金に相当する額を支払う場合 当該料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額

ハ 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課されない発電事業等を行う者に対して電気事業法第十七條第一項に規定する託送供給に係る料金に相当する額を支払い、かつ、当該者が法附則第九條第八項第一号の二に規定する一般送配電事業等を行う法人に対して当該料金(これに相当する額を含む。)を支払う場合 当該電気供給業を行う法人が当該料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額

一の二 法附則第九條第八項第一号の二に掲げる場合 電気供給業を行う法人が電気事業法第十七條第一項に規定する託送供給に係る料金(これに相当する額を含む。)として同号に規定する一般送配電事業等を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額

一の三 法附則第九條第八項第一号の三に掲げる場合 電気供給業を行う法人が電気事業法第十七條第一項に規定する託送供給に係る料金として同号に規定する一般送配電事業等を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額

二 法附則第九條第八項第二号に掲げる場合 電気供給業を行う法人が同号に規定する配電事業に係る定期支払額として同号に規定する一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額に相当する収入金額

三 法附則第九條第八項第三号に掲げる場合 電気供給業を行う法人が同項第二号に規定する配電事業に係る定期支払額として同項第三号に規定する配電事業を行う法人に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額に相当する収入金額

3 法附則第九條第十項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定するガス供給業を行う法人がガス事業法第二條第四項に規定する託送供給に係る料金として法附則第九條第十項に規定する他のガス供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とする。

4 法附則第九條第十三項に規定する政令で定める事項は、租税特別措置法施行令第二十七條の十二の五第一項に規定する事項とする。

5 法附則第九條第十三項に規定する政令で定める場合は、同項の規定の適用を受ける事業年度に係る法第七十二條の二十五第八項若しくは第十一項、第七十二條の二十六第一項ただし書又は第七十二條の二十八第一項の規定による申告書に、経済産業大臣の法附則第九條第十三項の法人がインターネットを利用する方法により前項に規定する事項を公表していることについて届出があつた旨を証する書類の写しの添付がある場合とする。

6 法附則第九條第十六項の規定により読み替えて適用される同条第十三項又は第十四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、租税特別措置法第四十二條の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額に、法第七十二條の二第一項第一号イ若しくは第三号イに掲げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所(法第七十二條第五号ただし書に規定する外国法人にあつては、恒久的施設。以下この項において同じ。)の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)のうち事業税を課されない事業及び法第七十二條の二第二項第二号に掲げる事業以外の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。

7 第二十條の二の二十一第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

8 法附則第九條第十九項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する廃炉等実施認定事業者が同項に規定する小売電気事業者又は同項に規定する一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)第五十五條の三第一項の規定による廃炉等積立金として積み立てる金銭として交付を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

9 法附則第九條第二十項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が、同項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行つた電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合において、当該法人が当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額とする。

10 法附則第九條第二十一項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸収分割会社(同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。)又は特定吸収分割承継会社(同条第二十一項に規定する特定吸収分割承継会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引(特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。)のうち同項に規定する総務省令で定めるもの(以下この項において「特定取引」という。)を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

11 法附則第九條第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額(以下この項において「賠償負担金相当金額等」という。)を同条第二十二項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合にあつては当該一般送配電事業者が当該発電事業者に交付する賠償負担金相当金額等に相当する収入金額とし、同項に規定する配電事業者が

七 国税等に係る国税徴収法第三十六条に規定する滞納処分費 その生じた時
(譲渡割に係る処分に関する不服審査等の特例)

第六条の八 法附則第九条の四第一項の規定により税務署長が消費税の賦課徴収の例により消費税と併せて賦課徴収を行う譲渡割に関する処分は、不服申立て及び訴訟については、国税に関する法律に基づく処分とみなして、国税通則法施行令第八章の規定を適用する。この場合において、同令第三十七条第一項中「再調査の請求に係る国税」とあるのは「再調査の請求に係る国税又は地方消費税の譲渡割」と、「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の譲渡割」と、「当該国税」とあるのは「当該国税又は地方消費税の譲渡割」とする。

第六条の九 譲渡割に関する犯則事件については、当分の間、第六条の二十二の二から第六条の二十二の十三までの規定にかかわらず、間接国税以外の国税に関する犯則事件とみなして、国税通則法施行令第十章の規定を適用する。

(譲渡割の賦課徴収又は申告納付に関する報告の方法)

第六条の十 税務署長は、毎年度、道府県知事に対し、前年度の譲渡割の確定申告の件数(決定の件数を含む)、前年度に終了した課税期間に係る納付すべき譲渡割額、前年度の譲渡割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

(譲渡割に係る徴収取扱費の支払)

第六条の十一 道府県は、毎年度、法附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費として、次に掲げる各期間(以下この条及び次条において「徴収取扱費算定期間」という。)ごとに、当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等(同条に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。)が還付された場合にあっては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあっては当該加算されるべき額を加算した額とする。)の二分の十に相当する額(次条において「徴収取扱費基礎額」という。)に百分の〇・五五を乗じて得た金額を、総務省令で定めるところにより、国に支払うものとする。

一 前年度十二月から前年度二月まで

二 前年度三月から五月まで

三 六月から八月まで

四 九月から十一月まで

2 法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあっては、これを加算した額)を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなして、前項の規定を適用する。

(譲渡割に係る徴収取扱費の算定に關し必要な事項の通知)

第六条の十二 国は、各徴収取扱費算定期間ごとに、各道府県ごとの当該各徴収取扱費算定期間に係る徴収取扱費基礎額を、当該各徴収取扱費算定期間経過後三月以内に、各道府県知事に、法附則第九条の十四第二項の通知として通知するものとする。

(地方消費税の清算の時期等の特例)

第六条の十三 当分の間、第三十五条の十九の規定の適用については、同条第一項中「法第七十二条の百十四第一項の規定」とあるのは「法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される法第七十二条の百十四第一項の規定」と、「当該道府県が収入した譲渡割額に相当する額(当該期間内に譲渡割に係る還付金等(法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。)を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において同じ。及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物

割の納付額の合算額」とあるのは「当該道府県に法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第九条の六第三項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額の合算額」と、「法第七十二条の百三第一項に規定する徴収取扱費」とあるのは「法第七十二条の百三第一項及び法附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費」と、同項の表中「前年度一月から前年度三月まで」とあるのは「前年度二月から四月まで」と、「四月から六月まで」とあるのは「五月から七月まで」と、「七月から九月まで」とあるのは「八月から十月まで」と、「十月から十二月まで」とあるのは「十一月から一月まで」と、同条第二項中「法第七十二条の百十四第二項の規定」とあるのは「法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される法第七十二条の百十四第二項の規定」と、「当該道府県が収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額」とあるのは「当該道府県に法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第九条の六第三項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額の合算額」とする。

(地方消費税の交付月及び交付月ごとの交付額の特例)

第六条の十四 当分の間、第三十五条の二十一の規定の適用については、同条第一項中「法第七十二条の百十五第一項の規定」とあるのは「法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される法第七十二条の百十五第一項の規定」と、同項の表中「前年度一月から前年度三月までの間」とあるのは「前年度二月から四月までの間」と、「収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額」とあるのは「法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第九条の六第三項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額の合算額」と、「法第七十二条の百三第一項に規定する徴収取扱費」とあるのは「法第七十二条の百三第一項及び法附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費」と、「第三十五条の十九第一項の規定」とあるのは「附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される第三十五条の十九第一項の規定」と、「四月から六月までの間」とあるのは「五月から七月までの間」と、「七月から九月までの間」とあるのは「八月から十月までの間」と、「十月から十二月までの間」とあるのは「十一月から一月までの間」と、同条第二項中「法第七十二条の百十五第二項の規定」とあるのは「法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される法第七十二条の百十五第二項の規定」と、同項の表中「前年度一月から前年度三月までの間」とあるのは「前年度二月から四月までの間」と、「収入した譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額」とあるのは「法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第九条の六第三項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額の合算額」と、「第三十五条の十九第二項の規定」とあるのは「附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される第三十五条の十九第二項の規定」と、「四月から六月までの間」とあるのは「五月から七月までの間」と、「七月から九月までの間」とあるのは「八月から十月までの間」と、「十月から十二月までの間」とあるのは「十一月から一月までの間」とする。

(総務省令への委任)

第六条の十五 附則第六条の三から前条までに定めるもののほか、法附則第九条の四から第九条の十五まで及び附則第六条の三から前条までの規定に規定する譲渡割の賦課徴収等の特例の実施のための手続その他必要な事項は、総務省令で定める。

2 法附則第十一条の四第一項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものは、前条第十六項に規定する一の部分とする。

（法附則第十一条の四第二項の改修工事等）

第九条

法附則第十一条の四第二項に規定する安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で政令で定めるものは、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件を満たす改修工事とする。

一 次に掲げる工事に要した費用の額の合計額が、法附則第十一条の四第二項に規定する住宅性能向上改修住宅（次項及び次条において「住宅性能向上改修住宅」という。）の法附則第十一条の四第二項の個人に対する譲渡の対価の額の百分の二十に相当する金額（当該金額が三百万円を超える場合には、三百万円）以上であること。

イ 増築、改築、建築基準法第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替

ロ 第三十七条の十六第一号に規定する共同住宅等の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替（イに掲げる工事に該当するものを除く。）

（1） 当該独立的に区画された一の部分の床（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部（以下この号において「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半又は主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替

（2） 当該独立的に区画された一の部分の間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）

（3） 当該独立的に区画された一の部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）

ハ 法附則第十一条の四第二項に規定する改修工事対象住宅（以下この項において「改修工事対象住宅」という。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（イ及びロに掲げる工事に該当するものを除く。）

ニ 改修工事対象住宅について行う建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替（イからハまでに掲げる工事に該当するものを除く。）

ホ 改修工事対象住宅について行う国土交通大臣が総務大臣と協議して定める法附則第十五条の九第四項に規定する高齢者等（以下このホにおいて同じ。）の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する修繕又は模様替（イからニまでに掲げる工事に該当するものを除く。）

ヘ 改修工事対象住宅について行う国土交通大臣が総務大臣と協議して定める外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する修繕又は模様替（イからホまでに掲げる工事に該当するものを除く。）

ト 改修工事対象住宅について行う給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に係る修繕又は模様替（当該改修工事対象住宅の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されているものに限り、イからヘまでに掲げる工事に該当するものを除く。）

二 前号イからヘまでに掲げる工事に要した費用の額の合計額が百万円を超えること。

三 第一号ニからトまでに掲げる工事のうちいずれか一の工事に要した費用の額が五十万円を超えること。

2 法附則第十一条の四第二項に規定する住宅性能向上改修工事を行った改修工事対象住宅で政令で定めるものは、住宅性能向上改修住宅のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 床面積が五十平方メートル以上二百四十平方メートル以下のものであること。

二 第三十七条の十八第三項各号に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

（法附則第十一条の四第四項の住宅性能向上改修住宅）

第九条の二

法附則第十一条の四第四項に規定する住宅性能向上改修住宅で政令で定めるものは、住宅性能向上改修住宅のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当することについて総務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

イ 当該住宅性能向上改修住宅を譲渡する法附則第十一条の四第二項に規定する宅地建物取引業者（次号において「宅地建物取引業者」という。）が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める要件に該当するものであること。

ロ 当該住宅性能向上改修住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性その他の品質又は性能に係る基準に適合するものであること。

二 宅地建物取引業者と特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項に規定する保険法人との間に当該住宅性能向上改修住宅の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

（贈与により農地等取得した場合の不動産取得税の徴収猶予）

第十条 道府県知事は、法附則第十二条第一項の規定により不動産取得税の徴収を猶予しようとする場合において、当該不動産取得税の納税義務者が提供すべき担保を徴する必要があると認めるときは、担保を徴しないので、徴収を猶予することができる。

2 法附則第十二条第一項の規定の適用を受けようとする受贈者は、その適用を受けようとする租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等（第二十二項を除き、以下この条において「農地等」という。）の取得につき、当該取得の日の属する年の翌年の三月十五日（当該取得に係る不動産取得税について既に納税通知書が交付されているときは、当該納税通知書に記載された納期限）までに、法附則第十二条第一項の規定の適用を受けた旨を申請しなければならない。

3 法附則第十二条第一項の規定の適用を受けようとする者（租税特別措置法第七十条の四第一項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者を除く。）は、法附則第十二条第一項の規定の適用を受けようとする農地等の贈与を受けた日の属する年の翌年の三月十五日までに、当該農地等の明細その他の総務省令で定める事項を記載した書類を道府県知事に提出しなければならない。

4 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項、第三十五項、第七十条の四の二第三項、第五項、第六項、第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）及び第十項（同法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項に係る部分に限る。）第七十条の八第一項及び第二項、第九十三條第五項並びに第九十六條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十条の四 前項	
第九項	地方税法（昭和二十五年法律第一百二十六号。以下この条、第七十条の四の二、第七十条の八第一項及び第二項、第九十三條第五項並びに第九十六條において「法」という。）附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる前項

財務省令	総務省令

第七十条の四 第十二項	納税地の所轄税務署長	道府県知事	第三十二項第三号において読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項	法第十八条の二第四項
	財務省令	道府県知事	第一項	法附則第十二条第一項
	納税地の所轄税務署長	道府県知事	贈与税	贈与税
	納税地の所轄税務署長	道府県知事	納税の猶予	不動産取得税
第七十条の四 第十三項	第一項ただし書及び第四項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第一項ただし書及び第四項	第一項	法附則第十二条第一項
	当該所轄税務署長	道府県知事	同項に規定する	同項の規定による
	前項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる前項	項	法第十六条第三項
	財務省令	総務省令	税務署長	道府県知事
第七十条の四 第二十項	納税地の所轄税務署長	道府県知事	贈与税	不動産取得税
	納税地の所轄税務署長	道府県知事	第四項又は第五項	同項の規定によりその例によることとされる第四項又は第五項
	第一項ただし書及び第四項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第一項ただし書及び第四項	納税の猶予	徴収の猶予
	当該所轄税務署長	道府県知事	同法第四十九条第二項及び第三項	法第十五条の三第二項及び第三項
第七十条の四 第二十四項	第二十二項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第二十二項	第一項	法附則第十二条第一項
	前項第二号	同条第一項の規定によりその例によることとされる前項第二号	納税の猶予	徴収の猶予
	これらの規定に規定する税務署長	道府県知事	国税通則法及び国税徴収法	法
	当該税務署長	道府県知事	贈与税に	不動産取得税に
第七十条の四 第二十七項	第一項の規定	法附則第十二条第一項の規定	贈与税の	延滞金
	贈与税	不動産取得税	納税猶予分の贈与税額と	不動産取得税の
	同項、第五項、第三十項又は第三十一項	同項	納税猶予分の贈与税額を	同項の規定による徴収の猶予を受けたものと
	納税の猶予	徴収の猶予	前号に規定する	徴収の猶予を受けた不動産取得税の額を
第七十条の四 第二十八項	、第一項	、同項	国税通則法の	法の
	申告書の提出期限	納期限	第一項の	法附則第十二条第一項の
	納税地の所轄税務署長	道府県知事	贈与税に	不動産取得税に
	税務署長	道府県知事	贈与税の申告書の提出期限	納期限
第七十条の四 第二十九項	第一項	法附則第十二条第一項	納税の猶予	徴収の猶予
	贈与税	不動産取得税	第一項ただし書	延滞金
	第四項又は第五項	同項の規定によりその例によることとされる第四項又は第五項	第四項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第四項
	利子税及び延滞税	延滞金	第五項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第五項
	国の	地方団体の	第一項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第一項

第七十条の四
の二三項

第七十条の四 の二第五項	財務省令	総務省令
	納税地の所轄税務署長 前項	道府県知事 法附則第十二条第一項の規定によりその例による こととされる前項
第七十条の四 の二第六項	財務省令	総務省令
	納税地の所轄税務署長 第一項	道府県知事 法附則第十二条第一項の規定によりその例による こととされる第一項
第七十条の四 の二第八項	第四項	同条第一項の規定によりその例によることとされ る第四項
	これらの規定に規定する税 務署長 次項	道府県知事 道府県知事に 同条第一項の規定によりその例によることとされ る次項
第七十条の四 の二第九項	第一項の 前条第一項第一号	法附則第十二条第一項の規定によりその例による こととされる第一項の 同条第一項の規定によりその例によることとされ る前条第一項第一号
	「第一項」	「法附則第十二条第一項の規定によりその例によ ることとされる第一項」
第七十条の四 の二第十項	前項の 第一項の 前条第一項	法附則第十二条第一項の規定によりその例による こととされる前項の 同条第一項の規定によりその例によることとされ る第一項の 同条第一項の規定によりその例によることとされ る前条第一項
	同条	前条
第七十条の八 の二第一項	第七十条の四第一項	法附則第十二条第一項
	農地等 利子税 財務省令	農地、採草放牧地及び準農地 延滞金 総務省令
第七十条の八 の二第二項	第七十条の四第一項ただし 書又は第四項	法附則第十二条第一項の規定によりその例による こととされる第七十条の四第一項ただし書又は第 四項
	納税の猶予 納税地の所轄税務署長 当該税務署長	徴収の猶予 道府県知事 道府県知事
第九十三条第 五項	利子税の 延滞金	延滞金の 道府県知事
	利子税等（利子税、延滞税 及び還付加算金をいう。次 項において同じ。）	延滞金

第九十六条第 二項	計算した割合及び加算した 割合（平均貸付割合及び延 滞税特別基準割合を除く。）	計算した割合
	利子税等	延滞金

5 租税特別措置法施行令第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第四十二項、第四十三項、第五十八項、第六十三項及び第六十四項並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項（同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十項、第二十四項及び第二十七項から第二十九項まで並びに第七十条の四の二第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第六十三項及び第六十四項並びに第四十条の六の二第二項中「財務省令」とあるのは「総務省令」と、同令第四十条の六第十四項中「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「不動産取得税の額」と、同条第二十二項中「納税地の所轄税務署長」とあるのは「道府県知事」と、同条第六十三項第一号中「及び住所」とあるのは「住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」と、同項第三号及び第四号中「贈与税」とあるのは「不動産取得税」と、同項第三号中「法第七十条の四第一項」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条第一項」と、「納税の猶予」とあるのは「徴収の猶予」と、同令第四十条の六の二第六項中「第二項の財務省令」とあるのは「第二項の総務省令」と読み替えるものとする。

6 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等につき、当該貸付特例適用農地等に係る同項に規定する農用地利用集積等促進計画に基づく賃借権等の存続期間が満了をしたことにより当該賃借権等が消滅した場合又は当該存続期間の満了する前に当該賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合には、その消滅した旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を、当該賃借権等の消滅した日から二月以内に道府県知事に提出しなければならない。

7 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第十八項の規定の適用を受ける受贈者が、同項に規定する一時的道路用地等（以下この条において「一時的道路用地等」という。）の用に供されている農地等につき、当該農地等に係る同項に規定する貸付期限（以下この条において「貸付期限」という。）の到来により租税特別措置法施行令第四十条の六第四十四項に規定する地上権等（以下この条において「地上権等」という。）が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより地上権等が消滅した場合又は、その消滅した旨、当該農地等を受贈者の農業の用に供している旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書に、農業委員会の証明書で総務省令で定めるところにより当該受贈者の農業の用に供されている旨を証するものその他総務省令で定める書類を添付し、これを地上権等の消滅した日から二月以内に、道府県知事に提出しなければならない。

8 法附則第十二条第一項及び第二項の規定において租税特別措置法第七十条の四の規定を準用し、又はその例による場合においては、前項の場合であつて貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅したときは、当該地上権等が消滅した日を貸付期限とみなす。

9 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第十八項の規定の適用を受けて農地等を一時的道路用地等の用に供している場合において、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延等により貸付期限が延長されることとなつたときは、受贈者は、引き続き同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を記載した届出書に、貸付期限を延長する事情の詳細を記載した当該事業の施行者の書類その他総務省令で定める

書類を添付し、これを当該貸付期限の到来する日から一月以内に、道府県知事に提出しなければならない。

一 届出者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 当該貸付期限の延長に係る農地等の明細

三 延長されることとなった期限

四 当該貸付期限の延長に係る農地等を当該受贈者の農業の用に供する予定年月日

五 その他参考となるべき事項

10 法附則第十二条第一項及び第二項の規定において租税特別措置法第七十条の四の規定を準用し、又はその例による場合においては、前項の場合であつて貸付期限が延長されることとなったときは、当該延長されることとなった期限を貸付期限とみなす。

11 法附則第十二条第一項及び第二項の規定において租税特別措置法第七十条の四（第六項から第十五項までを除く。）の規定を準用し、又はその例による場合においては、受贈者が、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等に該当する農地等を一時的道路用地等の用に供した場合に、当該農地等は、同号に規定する都市営農農地等に該当するものとする。

12 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受ける受贈者が同項に規定する営農困難時貸付農地等（以下この項において「営農困難時貸付農地等」という。）について法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十七項の規定により提出する同項の届出書には、営農困難時貸付農地等に係る事項その他の総務省令で定める事項を記載しなければならない。

13 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第十九項及び第二十項の規定は、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定により同項に規定する営農困難時貸付（以下この項において「営農困難時貸付」という。）を行った受贈者が、当該営農困難時貸付に係る農地等の全部又は一部について、一時的道路用地等の用に供するために当該営農困難時貸付に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（第二十四項において「賃借権等」という。）を消滅させ、かつ、当該一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付を行った場合について準用する。

14 法附則第十二条第一項の規定による不動産取得税の徴収の猶予があつた場合において、当該不動産取得税に係る農地等の受贈者又は贈与者（これらの者のうち租税特別措置法第七十条の四第一項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者並びにその者に当該農地等を贈与した者を除く。）が死亡したときは、総務省令で定める者は、総務省令で定める事項を記載した届出書を、その死亡の日後、遅滞なく、道府県知事に提出しなければならない。

15 道府県知事は、第二項の申請があつた場合において、法附則第十二条第一項の規定の適用があるときは、当該申請に係る農地等の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得の日の属する年の翌年の三月十五日を納期限とする旨及びその徴収を猶予する旨を通知するものとする。

16 農林水産大臣、市町村長又は農業委員会は、租税特別措置法第七十条の四第三十六項の規定により、同項の事実が生じた旨を、国税庁長官又は農地等の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を当該農地等の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

17 農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）は、租税特別措置法第七十条の四第三十七項の規定により、法附則第十二条第一項の規定の適用を受けた同項の準農地の利用の形態その他の現況を当該準農地の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を当該準農地の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

18 道府県知事は、前二項の規定による通知の事務に関し必要があると認める場合には、これらの規定に規定する農林水産大臣又は市町村長若しくは農業委員会に対し、法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける受贈者並びに同項の規定の適用を受ける農地等に関する事項その他総務省令で定める事項を通知することができる。

19 次に掲げるものについては、法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける農地等に該当するものとして、第一号に掲げるものにあつては租税特別措置法第七十条の四（第六項から第十五項までを除く。）の規定を準用し、又はその例によることとし、第二号及び第三号に掲げるものにあつては同条（第六項から第十四項までを除く。）の規定を準用し、又はその例によることとする。

一 一時的道路用地等の用に供されている農地等

二 租税特別措置法施行令第四十条の六第九項に規定する事務所、作業場、倉庫その他の施設又は使用人の宿舍の敷地

三 租税特別措置法施行令第四十条の六第十三項に規定する道路、水路、排水路、かんがい用施設その他これらに類する施設の用地

20 受贈者が、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等に該当する農地等を前項第二号に掲げるものに転用した場合においては、当該農地等は同条第二項第四号に規定する都市営農農地等に該当するものとして、同条（第六項から第十四項までを除く。）の規定を準用し、又はその例によることとする。

21 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二項第一項の規定の適用を受ける同項に規定する猶予適用者（第二十四項において「猶予適用者」という。）が、同条第一項に規定する特定貸付農地等（以下この項及び第二十四項において「特定貸付農地等」という。）について法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十七項の規定により提出する同項の届出書には、特定貸付農地等に係る特定貸付（法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二項第一項に規定する特定貸付）をいふ。第二十四項において同じ。）に関する事項その他の総務省令で定める事項を記載しなければならない。

22 法附則第十二条第一項及び第二項の規定において租税特別措置法第七十条の四の規定を準用し、又はその例による場合においては、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十九項第一号又は第二号に掲げる受贈者が同条第十項の規定により法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなされた場合であつて当該受贈者が有する租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文に規定する農地等のうちに法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二項第三号に規定する特定市街化区域農地等があるときは、当該特定市街化区域農地等については同条第一項に規定する農地等とみなす。

23 次の各号に掲げる受贈者（当該各号に掲げる受贈者の区分に応じ当該各号に定める規定の適用を受けているものに限る。）が法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十九項の規定により法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなされた場合における第四項の規定により読み替えられた法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十七項の規定の適用については、同項中「同項の不動産取得税の納期限」とあるのは「同項の規定によりその例によることとされる次条第一項の届出書を提出した日」と、「引き続き同項」とあるのは「引き続き法附則第十二条第一項」とする。

一 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十九項第二号に掲げる受贈者 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十

六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第十項の規定

二 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第九項第三号に掲げる受贈者 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第十三項の規定

24 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第十九項及び第二十項の規定は、特定貸付けを行った猶予適用者が、当該特定貸付けに係る特定貸付農地等の全部又は一部について、一時的道路用地等の用に供するために当該特定貸付けに係る賃借権等を消滅させ、かつ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った場合について準用する。

（軽油引取税に係るみなし揮発油の特例）

第十条の二 当分の間、第四十三条の三第二項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十条の二の二 法附則第十二条の二の七第一項第一号に規定する政令で定める船舶は、専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供する船舶とする。

2 法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する政令で定める自動車は、次に掲げるものとする。

一 道路運送車両法第四条の規定により登録を受けている同法第二条第二項に規定する自動車
二 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第一百四十条第一項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車のうち同条第三項の規定により番号及び標識を付されたもの
三 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）

第三条第二項の規定により同項に規定する道路運送車両法の規定が適用されない自動車
3 法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する通信の用に供する機械又は自動車に類するものとして政令で定めるものは、リーダー、射撃統制装置その他総務省令で定めるものとする。

4 法附則第十二条の二の七第一項第三号に規定する政令で定める者は、専用の鉄道を設置する者及び専用側線において車両の入換作業を営む者とする。

5 法附則第十二条の二の七第一項第三号に規定する政令で定める機械は、日本貨物鉄道株式会社（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱を行う場所において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものとする。

6 法附則第十二条の二の七第一項第四号に規定する政令で定める者は、委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるもの、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び素材生産業を営む者で総務省令で定めるものとする。

7 法附則第十二条の二の七第一項第四号に規定する動力耕うん機その他の政令で定める機械は、農業又は林業の用に供する機械、農地の造成又は改良の業務の用に供する機械及び素材生産業の用に供する機械で、次に掲げるものとする。

一 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、收穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械

二 製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機

8 法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）	セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他のこれに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
生コンクリート製造業	生コンクリート製造業を営む者（製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。）の事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
鉱物（岩石及び砂利を含む。以下この項において同じ。）の掘採事業	削岩機及び動力付試す機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
とび・土工・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないもの又は道路運送車両法第四条の規定により登録を受けているものを除く。）の動力源の用途	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないもの又は道路運送車両法第四条の規定により登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
鉱さいバラス製造業	鉱さいバラス製造業を営む者（租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（以下この表において「中小事業者等」という。）に限る。）の事業場内において専ら鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
港湾運送業	港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
倉庫業	倉庫業法第三条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業	駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内において専ら貨物利用運送事業法第二条第六項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道を含む。）により運送される貨物の鉄道（軌道を含む。）の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
航空運送サービス業で総務省令で定めるもの	空港法第四条第一項各号に掲げる空港、同法第五条第一項に規定する地方管理空港その他の公共の飛行場で総務省令で定めるものにおいて専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
廃棄物処理事業	廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第三号ロに規定する埋立地をいう。以下この項において同じ。）内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）で、廃棄物

	の処理及び清掃に関する法律第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者又は同法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者（これらの者のうち中小事業者等を除く。）が廃棄物の埋立地内において専ら産業廃棄物の処分のために使用するもの（一般廃棄物の処分のために使用することが必要であると認められるものを除く。）以外のものの動力源の用途
木材加工業で総務省令で定めるもの	木材加工業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
木材市場業で総務省令で定めるもの	木材市場業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
堆肥製造業で総務省令で定めるもの	堆肥製造業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において、専ら堆肥の製造工程において使用する機械（道路運送車両法第四条の規定により登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途
索道事業	鉄道事業法第三十二条の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途
9	第四十三条の十五の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一の規定による免税の手續について準用する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設備」とあるのは、「車両又は設備」と、同条第四項中「経過する日」とあるのは「経過する日（当該経過する日が令和九年三月三十一日以後に到来する場合に於ては、同日）」と、同条第十三項ただし書中「国の行政機関の長」とあるのは「国の行政機関の長又は法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定するオーストラリア軍隊」と読み替えるものとする。
10	第四十三条の十七の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の三十一第四項の規定による免除又は還付の手續について準用する。
11	第四十三条の四の規定は、法附則第十二条の二の七第四項の規定により読み替えて適用される法第四百四十四条の三第一項第三号に規定する法附則第十二条の二の七第一項に規定する軽油の引取りに係る軽油の譲渡をしようとする者について準用する。
12	法附則第十二条の二の七第六項に規定する政令で定める国際約束は、次のとおりとする。 一 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国の自衛隊とオーストラリア政府との間の協定 二 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定 三 日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定 四 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定 五 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定
第十條の三	（固定資産税等の非課税の適用を受ける固定資産の範囲） 法附則第十四条第一項に規定する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連

絡高速道路株式会社が高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号ロに規定する事業）の用に供する固定資産で政令で定めるもの又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第一項第一号若しくは第十号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの事業又は業務の用に供する固定資産のうち、道路法第二条第一項に規定する道路、同法第九十一条第二項に規定する道路予定区域の区域内の土地及び都市計画法第六十二条第一項の規定により告示された同法第六十条第二項第一号に規定する事業地内の土地とする。

2 法附則第十四条第二項に規定する政令で定める市街地の区域は、千葉市の区域、東京都の特別区の存する区域、川崎市の区域、横浜市の区域、名古屋市の区域、京都市の区域、大阪市の区域、神戸市の区域及び広島市の区域並びにこれらの区域の近郊の区域で総務省令で定めるものとする。

3 法附則第十四条第二項に規定する政令で定める公共の用に供する飛行場は、成田国際空港及び新千歳空港とする。

4 法附則第十四条第二項に規定する政令で定める区域は、航空法第四十条の規定により告示された進入表面、転移表面又は水平表面の投影面の区域とする。

第十條の四 法附則第十四条の二第二項に規定する政令で定める家屋及び償却資産は、二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定第一条（j）に規定する博覧会に関連する非商業的活動の用に供する家屋及び償却資産のうち同項に規定する者が所有するものとする。

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一條 法附則第十五条第一項第一号に規定する倉庫を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものは、倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（以下この項において「倉庫業者」という。）に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 事業協同組合で倉庫業者のみを構成員とするもの

二 株式会社で当該株式会社に投資した倉庫業者がその発行済株式の総数の十分の九以上に相当する株式を所有するもの

2 法附則第十五条第一項第一号に規定する流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。

一 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ 容器に入っていない粉状若しくは粒状の物品その他のばらの物品を保管する倉庫であつて穀物の貯蔵用の倉庫としての構造を有するもの（以下この号並びに次項第二号及び第三号において「貯蔵槽倉庫」という。）、総務省令で定める冷蔵品を保管する倉庫（以下この項において「冷蔵倉庫」という。）、又はその他の倉庫で総務省令で定めるもの（以下この項において「一般倉庫」という。）のいずれかであること。

ロ 倉庫業法第六条第一項第四号に規定する基準に適合しているものであり、かつ、法附則第十五条第一項第一号に規定する倉庫業者によつて専ら他人の物品の保管の用に供されているものであること。

ハ 主要構造部が鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（総務省令で定める骨格材を用いるものに限る。）であること。

ニ 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第七条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第四条第三号に規定する特定流通業務施設に該当するものであること。

ホ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

- (1) その容積が六千立方メートル以上のものであること。
- (2) 搬入用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置で総務省令で定めるものをいい、自動検量装置（貨物の重量を自動的に計量する装置をいう。）（三）において同じ。）が取り付けられたものに限る。）が設けられているものであること。
- (3) 搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から貨物の搬出を連続して自動的に行う装置で総務省令で定めるものをいい、自動検量装置が取り付けられたものに限る。）が設けられているものであること（次項第二号に掲げる特定搬出用自動運搬装置が設けられている場合を除く。）。
- (4) 次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(i) 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

(ii) 次項第二号に掲げる特定搬出用自動運搬装置が設けられているものであること。

(5) 流通機能の高度化及び流通業務の省力化のために必要とされる要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。

ヘ 冷蔵倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) その容積が六千立方メートル以上のものであること。

(2) 強制送風式冷蔵装置（冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置であつて、室温の調整を自動的に行うものをいう。）が設けられているものであること。

(3) 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

(4) 流通機能の高度化及び流通業務の省力化のために必要とされる要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。

ト 一般倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) その床面積が三千平方メートル（当該一般倉庫の階数が二以上のものにあつては、六千平方メートル）以上のものであること。

(2) 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

(3) 流通機能の高度化及び流通業務の省力化のために必要とされる要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。

二 道路法第三条第一号に掲げる高速自動車国道及びこれに類する道路の周辺の地域のうち物資の流通の拠点となる区域として国土交通大臣が総務大臣と協議して指定する区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの。

イ 冷蔵倉庫又は一般倉庫のいずれかであること。

ロ 前号ロからニまでに掲げる要件に該当するものであること。

ハ 冷蔵倉庫にあつては、前号へに掲げる要件に該当するものであること。

ニ 一般倉庫にあつては、前号トに掲げる要件に該当するものであること。

法附則第十五条第一項第二号に規定する倉庫に附属する機械設備で政令で定めるものは、次のいずれかに該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 到着時刻表示装置（貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者が貨物の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システムとして総務省令で定めるものを使用して提供した前項各号に掲げる倉庫に到着する予定時刻に係る情報を表示する装置であつて、総務省令で定める規格その他の基準に適合するものをいう。）

二 特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であつて、総務省令で定める搬出能力その他の基準に適合するものをいう。）

三 貨物自動車関係情報自動解析装置（前項各号に掲げる倉庫（貯蔵槽倉庫にあつては、第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものに限る。）において物資の搬入及び搬出の円滑化を図るために、自動車登録番号標による貨物の運送の用に供する自動車の特定及び当該自動車に係る情報の解析を自動的に行う一又は二以上の装置であつて、総務省令で定める機能を有するものをいう。）

4 法附則第十五条第一項第二号に規定する機械設備のうち物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与するものとして政令で定めるものは、前項第三号に掲げる機械設備とする。

5 法附則第十五条第二項に規定する既存の施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものは、同項に規定する施設又は設備（以下この項において「施設等」という。）で既に事業の用に供されていたものを当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該事業の用に供しなくなった施設等に代えて当該事業の用に供される施設等とする。

6 法附則第十五条第四項に規定する沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、当該電気供給業の用に供する償却資産のうち次に掲げるものの以外のものである。

一 事務所の用に供する償却資産

二 宿舍の用に供する償却資産

7 法附則第十五条第五項に規定する地震防災対策の用に供する償却資産で政令で定めるものは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者が取得した償却資産で総務省令で定めるもの（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）及び首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）並びにこれらに基づく命令以外の法令により当該償却資産の設置義務を負う者が当該設置義務に基づき取得するものを除く。）とする。

8 法附則第十五条第六項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、機関車のうち、貨物鉄道事業に係る輸送の効率化に資する車両として総務省令で定めるものとする。

9 法附則第十五条第七項に規定する設備で政令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で総務省令で定めるもの（次項において「水素充填設備」という。）のうち、一基の取得価額として総務省令で定めるところにより計算した金額が一億五千万円以上のものとする。

10 法附則第十五条第七項に規定する設備のうち大規模なものとして政令で定めるものは、水素充填設備のうち、前項に規定する金額が五億円以上のものとする。

11 法附則第十五条第九項に規定する区間で政令で定めるものは、同項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により旅客輸送量が著しく減少すると見込まれる区間として総務大臣が指定する区間とする。

12 法附則第十五条第九項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

13 法附則第十五条第九項に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 宿舍の用に供する固定資産

二 職員の福利及び厚生のに供する固定資産

三 前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付けている固定資産

四 遊休状態にある土地及び家屋（法附則第十五条第九項に規定する特定鉄道事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを除く。）

- 五 観光その他旅客誘致のための施設の用に供する固定資産
- 六 私人のための専用側線の用に供する固定資産
- 14 法附則第十五条第十項に規定する鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものは、地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものとする。
- 15 法附則第十五条第十二項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるもの及び同項に規定する改良された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車又は原動機を有する客車にけん引される客車のうち運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。
- 16 法附則第十五条第十三項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。
- 17 法附則第十五条第十三項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家屋及び償却資産とする。
- 一 当該家屋及び償却資産を所有する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者（第四号において「選定事業者」という。）以外の者又は当該家屋及び償却資産に係る選定事業を選定した地方公共団体等以外の者が使用している家屋及び償却資産（国家公務員宿舎法第十条の公邸及び同法第十二条の無料宿舎の用に供するものを除く。）
- 二 空港法第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港の用に供する家屋及び償却資産（総務省令で定めるものを除く。）
- 三 水道法第三条第一項に規定する水道の用に供するダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）の用に供する家屋及び償却資産（総務省令で定めるものを除く。）
- 四 選定事業者の事務所のために供する家屋及び償却資産
- 18 法附則第十五条第十四項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- 一 都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域（次号において「特定都市再生緊急整備地域」という。）以外の同条第三項に規定する都市再生緊急整備地域（以下この号において「都市再生緊急整備地域」という。）内において施行される同法第二十五条に規定する認定事業（以下この項及び次項において「認定事業」という。）であり、かつ、その事業区域の面積が一ヘクタール以上（当該都市再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同法第二条第一項に規定する都市開発事業をい、当該都市再生緊急整備地域に係る同法第十五条第一項に規定する地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。以下この号において同じ。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて総務省令で定めるところにより証明がされた場合における当該認定事業にあつては、〇・五ヘクタール以上）であること。
- 二 特定都市再生緊急整備地域内において施行される認定事業であること。
- 19 法附則第十五条第十四項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、認定事業（当該認定事業の事業区域内に地上階數十以上又は延べ面積が七万五千平方メートル以上の耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）が整備されるものに限る。）により取得した公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産とする。
- 20 法附則第十五条第十五項に規定する速達性向上事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。
- 一 その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人
- 二 その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の四分の一以上の数又は金額が一の地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人（前号に掲げる法人を除く。）
- 三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 21 法附則第十五条第十五項に規定する都市鉄道施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。
- 22 法附則第十五条第十六項に規定する政令で定める者は、その基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人をいう。次項において同じ。）に準ずるもので総務大臣が指定するもの（次項において「準指定法人」という。）から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。
- 23 法附則第十五条第十六項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、指定法人及び準指定法人とする。
- 24 法附則第十五条第十九項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。
- 25 法附則第十五条第二十項及び第四十三項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するものとする。
- 26 法附則第十五条第二十項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する家屋及び償却資産のうち、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるものの以外のものとする。
- 一 事務所の用に供する家屋及び償却資産
- 二 宿舍の用に供する家屋及び償却資産
- 三 休憩施設の用に供する家屋及び償却資産
- 27 法附則第十五条第二十一項に規定する津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるものは、防潮堤、護岸（改良されたものにあつては、当該改良によつて高さを増したものに限る。）胸壁及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものとする。
- 28 法附則第十五条第二十三項に規定する避難の用に供する償却資産として政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の同条第二十二項に規定する協定避難用部分又は同項に規定する指定避難施設避難用部分への円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。
- 29 法附則第十五条第二十四項に規定する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

- 一 エレベーターの設置事業（当該エレベーターを設置するために必要な停車場設備の整備を含む。）及び当該設置事業と併せて行われる停車場建物又は旅客用通路の整備事業であつて次に掲げるもの
- イ これらの事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が三千人以上である駅又は停留場において実施される事業
- ロ これらの事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が二千人以上三千人未満である駅又は停留場（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十五条第一項に規定する基本構想において定められた同法第二条第二十四号に規定する重点整備地区の区域内の同条第二十三号イに規定する生活関連施設であるものに限り。）において実施される事業
- 二 プラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものの設置事業であつて次に掲げるもの（当該設備を設置するために必要な停車場設備の整備を含む。）
- イ 当該事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上である駅若しくは停留場（以下この号において「特定駅等」という。）又は特定駅等からの距離が百キロメートル以内の駅若しくは停留場において実施される事業
- ロ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画に基づき同法第二条第二十六号イに掲げる公共交通特定事業として実施される事業
- 30 法附則第十五条第二十四項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、前項第一号に掲げる事業により取得した停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。
- 31 法附則第十五条第二十四項に規定する停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる償却資産とする。
- 一 第二十九項第一号に掲げる事業により取得したエレベーター及び停車場設備
- 二 第二十九項第二号に掲げる事業により取得したプラットホームからの転落を防止するための設備及び停車場設備
- 32 法附則第十五条第二十七項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産のうち、輸入されるばら積み貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。
- 一 事務所の用に供する家屋及び償却資産
- 二 宿舍の用に供する家屋及び償却資産
- 三 休憩施設の用に供する家屋及び償却資産
- 33 法附則第十五条第二十九項に規定する特別特定技術基準対象施設で政令で定めるものは、護岸、岸壁及び物揚場とする。
- 34 法附則第十五条第三十項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 電気事業法第二条第一項第九号に掲げる一般送配電事業者又は同項第十一号の三に掲げる配電事業者
- 二 電気通信事業法第二条第五号に掲げる電気通信事業者
- 三 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十五号に規定する一般放送事業者（有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第二条第二項に規定する有線電気通信設備（以下この号において「有線電気通信設備」という。）を用いて放送法第二条第三号に規定する一般放送（以下この号において「一般放送」という。）の業務を行う者に限り。）又は同条第二十六号に規定する放送事業者以外の者（有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者で有線電気通信法第三条第一項の規定による届出をした者に限り。）
- 法附則第十五条第三十項に規定する道路法第二条第一項に規定する道路その他これに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 道路運送法第二条第八項に規定する一般自動車道
- 二 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二十七条に規定する管理用通路
- 三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項第一号に規定する園路
- 四 港湾法第二条第五項第四号に規定する道路（同条第六項の規定により同号に規定する道路とみなされたものを含む。）
- 五 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第二号イに規定する道路（同法第六十六条第一項又は第三項の規定により同号イに規定する道路とみなされたものを含む。）
- 六 前各号に掲げるもの以外の総務省令で定める道路
- 36 法附則第十五条第三十二項に規定する土地で政令で定めるものは、同項に規定する緑地保全・緑化推進法人が有料で借り受けた土地以外の土地のうち、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が総務省令で定める用途に供する家屋の敷地の用に供されてないことについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。
- 37 法附則第十五条第三十三項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が有料で借り受けた土地及び償却資産以外の土地及び償却資産とする。
- 38 法附則第十五条第三十四項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十九条第一項に規定する使用権設定土地の面積の同法第十条第一項に規定する事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である場合（当該事業区域の面積が五百平方メートル未満である場合を除く。）には、当該使用権設定土地及び当該使用権設定土地の区域内に所在する償却資産に限る。）のうち、法附則第十五条第三十四項に規定する土地使用権を取得した者が有料で借り受けたもの以外のものとする。
- 39 法附則第十五条第三十五項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。
- 一 農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に規定する事業を行う農事組合法人に限り。）
- 二 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会
- 三 水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会
- 四 森林組合又は森林組合連合会
- 五 協業組合又は出資組合である商工組合
- 40 法附則第十五条第三十五項に規定する資金で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 農業近代化資金融通法第二条第三項に規定する農業近代化資金 政府又は都道府県の利子補給に係るもの
- 二 漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金 政府又は都道府県の利子補給に係るもの
- 三 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金 同法第三条第一項又は第二項の規定による政府の助成に係るもの（林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入に必要なものを除く。）
- 四 沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金 沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第三号から第六号まで、第九号、第十一号から第十五号まで及び第十八号に掲げる資金以外のもの
- 41 法附則第十五条第三十五項に規定する農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置（農林漁業者の共同利用に供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省令で定めるものを除く。）のうち、一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が三百三十万円以上のものとする。

42 法附則第十五条第三十六項に規定する政令で定める法人は、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）とする。

43 法附則第十五条第三十六項に規定する機械装置等で政令で定めるものは、農業の用に供するものであつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 機械及び装置 一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。次号において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）が三十万円以上三百三十万円以下のもの

二 器具及び備品 一台又は一基の取得価額が三十万円以上六百万円以下のもの
三 建物附属設備 一の建物附属設備の取得価額が三十万円以上六百万円以下のもの
四 構築物 一の構築物の取得価額が三十万円以上二千万円以下のもの

44 法附則第十五条第三十八項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する実施主体が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産で総務省令で定めるものとする。

45 法附則第十五条第三十九項に規定する償却資産で政令で定めるものは、その取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）の合計額が二億円以下のものとする。

46 法附則第十五条第四十項に規定する自転車を買貸する事業で政令で定めるものは、同項に規定する市町村自転車活用推進計画を定めた市町村が作成した都市再生特別措置法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域内において行われる事業で総務省令で定めるものとする。

47 法附則第十五条第四十四項に規定する先端設備等に該当する機械装置等で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 機械及び装置 一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。次号及び第三号において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）が百六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

二 工具 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの
三 器具及び備品 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの
四 建物附属設備 一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

48 法附則第十五条第四十四項に規定する中小事業者等が同項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）について同条第四十四項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を市町村長（当該機械装置等が法第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、当該機械装置等の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。）を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

49 法附則第十五条第四十四項に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る事項として政令で定めるものは、雇用者給与等支給額（同項に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項において同じ。）の引上げの方針（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十二条第一項の規定により同項に規定する先端設備等導入計画を提出した日の属する事業年度（令和五年四月一日以後に開始する事業年度に限る。）又は当該提出した日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から当該提出した日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合を百分の一・五以上とする旨のものに限る。）とする。

50 法附則第十五条第四十五項に規定する土地で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次項に規定する設備の用に供する土地で総務省令で定めるもの
二 法附則第十五条第四十五項に規定する電気自動車（次項において「電気自動車」という。）が次項に規定する設備による充電に際して駐車するため必要な土地として総務省令で定めるもの

51 法附則第十五条第四十五項に規定する償却資産で政令で定めるものは、電気自動車の充電のために必要な設備であつて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得されたもの又は同日前に令和四年度の一般会計補正予算（第二号）若しくは令和五年度の当初予算により交付される補助金を受けて取得されたもので総務省令で定めるものとする。

（日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条の二 法附則第十五条の二第二項に規定する償却資産として政令で定めるものは、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社（第三項及び次条において「旅客会社」という。）、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に係る法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に係る法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社が所有する固定資産で鉄道事業の用に供されるもののうち、昭和六十二年三月三十一日において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団が所有し、かつ、日本国有鉄道改革法等施行法第三十条の規定による改正前の日本鉄道建設公団法（昭和三十三年法律第三号）第二十三条第一項ただし書の規定により日本国有鉄道に無償で貸し付けていた償却資産で、当該償却資産を同項本文の規定により日本国有鉄道に有償で貸し付けていたとした場合には地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この項において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十七項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。）の適用があつたものとする。

2 法附則第十五条の二第二項に規定する鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で総務大臣が指定するもの

二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図ることを目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人で総務大臣が指定するもの

3 法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産で政令で定めるものは、旅客会社が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第三号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接鉄道事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの又は第五十二条の五の二に規定する鉄道施設の用に供する固定資産若しくは前項に規定する法人が所有し、かつ、旅客会社に貸し付けている線路設備その他の鉄道施設の用に供する固定資産で総務省令で定めるものとする。

第十一条の三 法附則第十五条の三に規定する固定資産で政令で定めるものは、旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に係る法律第一条第二項に規定する貨物会社（以下この条において「貨物会社」という。）が直接その本来の事業の用に供する固定資産のうち、次に掲げるものの以外のものであるものとする。

一 宿舍の用に供する固定資産
二 職員の福利及び厚生に供する固定資産（病院又は診療所の用に供するものを除く。）
三 前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付けている固定資産（旅客会社又は貨物会社に貸し付けているもので総務省令で定めるものを除く。）

四 遊休状態にある土地及び家屋（直接鉄道事業の用に供するものとして昭和六十二年三月三十一日において建設計画が確定しているもので当該建設計画に従つて鉄道事業の用に供されると認められるもの及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十

三条第一項第三号の業務の用に供するもので建設計画が確定しているもの（当該建設計画において、当該旅客会社又は貨物会社が直接鉄道事業の用に供するとされるものに限る。）を除く。）

五 車両

六 車両、機械、器具又は被服の製造の用に供する固定資産

七 観光その他旅客誘致のための施設の用に供する固定資産

八 発電所又は採炭施設の用に供する固定資産

九 私人のための専用側線の用に供する固定資産

十 旅客自動車運送事業の用に供する固定資産

十一 職員の研修の用に供する固定資産

（固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲）

第十二条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 住宅 法附則第十五条の六第一項に規定する住宅（法附則第十五条の七から第十五条の十までの規定の適用がある住宅にあつては、同項に規定する勧告に従わないで新築した住宅を含む。）をいう。

二 貸家住宅 その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。

三 サービス付き高齢者向け貸家住宅 サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）である貸家住宅をいう。

四 共同住宅等 共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する家屋をいう。

五 別荘 第三十六条第二項に規定する別荘をいう。

六 専有部分税額 区分所有に係る家屋（法第三百四十一条第十二号に規定する区分所有に係る家屋をいう。以下この条において同じ。）の専有部分（法第三百五十二条第一項に規定する専有部分をいう。以下この条において同じ。）に係る同項に規定する区分所有者が法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額をいう。

七 居住用専有部分 区分所有に係る家屋の専有部分でその人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。）の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合が二分の一以上であるものをいう。

八 基準住居部分 人の居住の用に供するために独立的に区画された家屋の一の部分でその床面積が五十平方メートル（当該独立的に区画された家屋の一の部分が貸家の用に供されるものである場合には、四十平方メートル（サービス付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル））以上二百八十平方メートル以下であるものをいう。

九 基準部分 区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する専有部分でその床面積が五十平方メートル（当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合には、四十平方メートル（サービス付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル））以上二百八十平方メートル以下であるもの（専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうち基準住居部分であるもの）をいう。

十 貸家用専有部分 区分所有に係る貸家住宅の専有部分でその専ら住居として貸家の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。）の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合が二分の一以上であるものをいう。

十一 高齢者向け貸家用専有部分 区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅（区分所有に係る家屋であるサービス付き高齢者向け貸家住宅をいう。以下この条において同じ。）の専有部分でその専らサービス付き高齢者向け住宅事業（高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業をいう。以下この項及び第十二項から第十四項までにおいて同じ。）に係る住居として貸家の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。）の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合が二分の一以上であるものをいう。

十二 高齢者向け特定貸家基準住居部分 サービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供するために独立的に区画されたサービス付き高齢者向け貸家住宅の一の部分でその床面積が三十平方メートル以上百六十平方メートル以下であるものをいう。

十三 高齢者向け特定貸家基準部分 区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅の専有部分のうち、二以上の部分に独立的に区画された部分であつて、高齢者向け特定貸家基準住居部分であるものをいう。

2 法附則第十五条の六第一項に規定する政令で定める専有部分は居住用専有部分とし、同項に規定する政令で定める家屋は家屋でその人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。）の床面積の当該家屋の床面積に対する割合が二分の一以上であるものとする。

3 法附則第十五条の六第一項及び第二項、第十五条の七第一項及び第二項並びに第十五条の八第四項第一号に規定する住宅で政令で定めるものは、住宅で、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 区分所有に係る住宅以外の住宅 床面積が五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下である住宅（共同住宅等にあつては、基準住居部分を有する住宅）であること。

二 区分所有に係る住宅 居住用専有部分に係る基準部分を有する住宅であること。

4 法附則第十五条の六第一項及び第二項並びに第十五条の七第一項及び第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 区分所有に係る住宅 次に掲げる居住用専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 居住用専有部分（別荘の用に供する部分を有しないものに限る。）で基準部分（その床面積が百二十平方メートル以下のものに限る。）であるもの（二以上の部分に独立的に区画されている居住用専有部分にあつては、基準部分（その床面積が百二十平方メートル以下のものに限る。）のみを有するもの） 当該居住用専有部分に係る専有部分税額

ロ イに掲げる居住用専有部分以外の居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分税額に、当該居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積（一の基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該居住用専有部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

二 区分所有に係る住宅以外の住宅（次項に規定する住宅に限る。） 当該住宅に係る固定資産税額に、人の居住の用に供する部分（共同住宅等にあつては、基準住居部分に限る。以下この号において同じ。）の床面積（一の人の居住の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該住宅の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

5 法附則第十五条の六第一項及び第二項並びに第十五条の七第一項及び第二項に規定する人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅は、次に掲げる住宅とする。

一 人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次号において同じ。）以外の部分を有する住宅

二 人の居住の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える住宅（共同住宅等にあつては、人の居住の用に供する部分で基準住居部分（その床面積が百二十平方メートル以下のものに限る。）に該当しないものを有するもの）

- 6 法附則第十五条の六第二項に規定する地上階数は、第五十二条の十一第三項に規定する建築物の階数から同項に規定する地階の階数を控除した階数とする。
- 7 法附則第十五条の八第一項に規定する住宅で政令で定めるものは、基準部分を有する住宅とする。
- 8 法附則第十五条の八第一項に規定する従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものは、家屋のうち同項に規定する従前の権利者が所有する同項に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して与えられた部分（次項から第十一項までにおいて「従前の権利に対応する部分」という。）で人の居住の用に供するもの（居住用専有部分に係るものに限るものとし、別荘の用に供する部分を除く。次項及び第十一項において「従前の権利に対応する居住部分」という。）とする。
- 9 法附則第十五条の八第一項に規定する従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものは、家屋のうち従前の権利に対応する部分で従前の権利に対応する居住部分以外のもの（第十一項において「従前の権利に対応する非居住部分」という。）とする。
- 10 法附則第十五条の八第一項に規定する従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものは、家屋のうち従前の権利に対応する部分とする。
- 11 法附則第十五条の八第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 法附則第十五条の八第一項に規定する住宅である家屋のうち従前の権利に対応する居住部分に係るもの 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ その全部が従前の権利に対応する居住部分である専有部分 当該専有部分に係る専有部分税額
- ロ その一部が従前の権利に対応する居住部分である専有部分 当該専有部分に係る専有部分税額に当該専有部分の床面積のうち従前の権利に対応する居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（従前の権利に対応する居住部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより補正した割合）を乗じて得た額
- 二 法附則第十五条の八第一項に規定する住宅である家屋のうち従前の権利に対応する非居住部分に係るもの 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ その全部が従前の権利に対応する非居住部分である専有部分 当該専有部分に係る専有部分税額
- ロ その一部が従前の権利に対応する非居住部分である専有部分 当該専有部分に係る専有部分税額に当該専有部分の床面積のうち従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（従前の権利に対応する非居住部分とその他の部分とについて天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより補正した割合）を乗じて得た額
- 三 法附則第十五条の八第一項に規定する住宅以外の家屋のうち従前の権利に対応する部分に係るもの 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ その全部が従前の権利に対応する部分である専有部分 当該専有部分に係る専有部分税額
- ロ その一部が従前の権利に対応する部分である専有部分 当該専有部分に係る専有部分税額に当該専有部分の床面積のうち従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（従前の権利に対応する部分とその他の部分とについて天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより補正した割合）を乗じて得た額
- 12 法附則第十五条の八第二項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅で政令で定めるものは、サービス付き高齢者向け貸家住宅のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
- イ 当該サービス付き高齢者向け貸家住宅が建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部を耐火構造とした建築物、同条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する建築物その他総務省令で定める建築物であること。
- ロ 当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の建設に要する費用について、政府の補助で総務省令で定めるものを受けていること。
- ハ 当該サービス付き高齢者向け貸家住宅に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第二項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿に記載されたサービス付き高齢者向け住宅の戸数が十戸以上であること。
- 二 次に掲げるサービス付き高齢者向け貸家住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。
- イ 区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅 高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分を有すること。
- ロ 区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅 サービス付き高齢者向け貸家住宅でその専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る居住として貸家の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項及び第十四項において同じ。）の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合が二分の一以上であるもののうち、高齢者向け特定貸家基準居住部分を有するものであること。
- 13 法附則第十五条の八第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け貸家住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅 次に掲げる高齢者向け貸家用専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 高齢者向け貸家用専有部分（別荘の用に供する部分を有しないものに限る。）であつて高齢者向け特定貸家基準部分（その床面積が百二十平方メートル以下のものに限る。）のみを有するもの 当該高齢者向け貸家用専有部分に係る専有部分税額
- ロ イに掲げる高齢者向け貸家用専有部分以外的高齢者向け貸家用専有部分 当該高齢者向け貸家用専有部分に係る専有部分税額に、当該高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る居住として貸家の用に供する部分の床面積（一の高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る居住として貸家の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合（専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る居住として貸家の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額
- 二 区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅（次項に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅に限る。） 当該サービス付き高齢者向け貸家住宅に係る固定資産税額に、高齢者向け特定貸家基準居住部分の床面積（一の高齢者向け特定貸家基準居住部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合（高齢者向け特定貸家基準居住部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額
- 14 法附則第十五条の八第二項に規定する専ら居住として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅は、次に掲げるサービス付き高齢者向け貸家住宅とする。

一 専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分以外の部分を有するサービス付き高齢者向け貸家住宅

二 専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分で高齢者向け特定貸家基準住居部分（その床面積が百二十平方メートル以下のものに限り）に該当しないものを有するサービス付き高齢者向け貸家住宅

第七項から第十一項までの規定は、法附則第十五条の八第三項に規定する住宅で政令で定めるもの、同項に規定する者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるもの、同項に規定する者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるもの、同項に規定する者が所有する部分で政令で定めるもの及び同項に規定する政令で定めるところにより算定した額について、それぞれ準用する。

16 法附則第十五条の八第四項各号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋（同項に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋（以下この項において「従前の家屋」という。）に代わるものと市町村長が認める家屋をいう。第一号及び第四号において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特例適用家屋のうち法附則第十五条の八第四項第一号に規定する政令で定める住宅であるもの（以下この項及び次項において「特定特例適用住宅」という。）（次号に規定する特定特例適用住宅を除く。） 次に掲げる特定特例適用住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分所有に係る特定特例適用住宅（区分所有に係る家屋である特定特例適用住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。） 以外の特定特例適用住宅 当該特定特例適用住宅に係る固定資産税額に、従前の家屋の床面積（当該従前の家屋が区分所有に係る家屋であるときは、法附則第十五条の八第四項に規定する移転補償金を受けた者が所有していた当該従前の家屋の専有部分の床面積。以下この項において同じ。）を当該特定特例適用住宅の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

ロ 区分所有に係る特定特例適用住宅 当該区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分に係る専有部分税額に、従前の家屋の床面積を当該区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

二 特定特例適用住宅（法附則第十五条の八第四項第一号に規定する特定居住用部分（以下この号及び次号において「特定居住用部分」という。） 以外の部分を有するものに限り。以下この号及び次号において同じ。）のうち特定居住用部分 次に掲げる特定居住用部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅に係る特定居住用部分 当該特定居住用部分に係る固定資産税額（当該特定特例適用住宅に係る固定資産税額に、当該特定居住用部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合（当該特定居住用部分と当該特定居住用部分以外の部分との間に、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額をいう。）に、従前の家屋の床面積を当該特定特例適用住宅のうち当該特定居住用部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

ロ 区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分に係る特定居住用部分 当該特定居住用部分に係る専有部分税額（当該専有部分に係る専有部分税額に、当該専有部分のうち当該特定居住用部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（当該特定居住用部分と当該特定居住用部分以外の部分との間に、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額をいう。）に、従前の家屋の床面積を当該区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分のうち当該特定居住用部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

三 特定特例適用住宅のうち特定居住用部分以外の部分 次に掲げる特定居住用部分以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅に係る特定居住用部分以外の部分 当該特定居住用部分以外部分に係る固定資産税額（当該特定特例適用住宅に係る固定資産税額に、当該特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合（当該特定居住用部分以外の部分と特定居住用部分との間に、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額をいう。）に、従前の家屋の床面積から当該特定特例適用住宅のうち特定居住用部分の床面積を減じて得た数値を当該特定特例適用住宅のうち当該特定居住用部分以外の部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一とし、当該数値が零を下回る場合には零とする。）を乗じて得た額

ロ 区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分に係る特定居住用部分以外の部分 当該特定居住用部分以外の部分に係る専有部分税額（当該専有部分に係る専有部分税額に、当該専有部分のうち当該特定居住用部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（当該特定居住用部分以外の部分と特定居住用部分との間に、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額をいう。）に、従前の家屋の床面積から当該区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分のうち特定居住用部分の床面積を減じて得た数値を当該専有部分のうち当該特定居住用部分以外の部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一とし、当該数値が零を下回る場合には零とする。）を乗じて得た額

四 特定特例適用住宅以外の特例適用家屋（以下この号において「特定特例適用家屋」という。） 次に掲げる特定特例適用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分所有に係る特定特例適用家屋（区分所有に係る家屋である特定特例適用家屋をいう。以下この項において同じ。） 以外の特定特例適用家屋 当該特定特例適用家屋に係る固定資産税額に、従前の家屋の床面積を当該特定特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

ロ 区分所有に係る特定特例適用家屋 当該区分所有に係る特定特例適用家屋の専有部分に係る専有部分税額に、従前の家屋の床面積を当該区分所有に係る特定特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

17 法附則第十五条の八第四項第一号に規定する家屋のうち人の居住の用に供する部分で政令で定めるものは、次の各号に掲げる特定特例適用住宅の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一 区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅 人の居住の用に供する部分（共同住宅等にあつては、基準住居部分のうち人の居住の用に供する部分）で別荘の用に供する部分以外の部分

二 区分所有に係る特定特例適用住宅 居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分で別荘の用に供する部分以外の部分

18 法附則第十五条の九第一項に規定する政令で定める耐震改修は、当該耐震改修に要した費用の額が五十万円を超えるものとする。

19 法附則第十五条の九第一項に規定する地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準は、建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とする。

20 法附則第十五条の九第一項に規定する政令で定める耐震基準適合住宅は、同項に規定する耐震基準適合住宅（以下この項及び次項において「耐震基準適合住宅」という。）のうち次に掲げるものとする。

21

一 人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。以下この項及び次項において同じ。）以外の部分を有する耐震基準適合住宅

二 共同住宅等である耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅にあつては、人の居住の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超えるもの

三 共同住宅等である耐震基準適合住宅にあつては、一の独立区画部分（人の居住の用に供するために独立的に区画された部分として総務省令で定める部分をいう。以下この条において同じ。）の床面積が百二十平方メートルを超えるもの

法附則第十五条の九第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる耐震基準適合住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅（前項各号に掲げる耐震基準適合住宅に限る。以下この号において同じ。） 次に掲げる耐震基準適合住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 共同住宅等である耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅 当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額に、人の居住の用に供する部分の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

ロ 共同住宅等である耐震基準適合住宅 当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額に、人の居住の用に供する部分の床面積（一の独立区画部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該一の独立区画部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

二 区分所有に係る耐震基準適合住宅 次に掲げる居住用専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 居住用専有部分（居住用専有部分のうち、建物の区分所有等に関する法律第二条第一項に規定する建物の部分に相当するものをいう。以下この条において同じ。）を有する居住用専有部分以外の居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分税額に、人の居住の用に供する部分の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

ロ 居住用専有部分を有する居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分税額に、人の居住の用に供する部分の床面積（一の居住用専有部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該一の居住用専有部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める家屋は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 当該家屋の床面積が五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下であること。

22

二 人の居住の用に供する部分の床面積の当該家屋の床面積に対する割合が二分の一以上であること。

三 貸家の用に供する部分以外の人の居住の用に供する部分を有すること。

23 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該居住安全改修工事が完了した日が一月一日である場合には、同日）における年齢が六十五歳以上の者

二 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者又は同条第二項に規定する要支援認定を受けている者

三 第七条各号に掲げる者

24 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める改修工事は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事であつて、当該改修工事に要した費用の額（当該改修工事の費用に充てるために国若しくは地方公共団体から補助金等（当該改修工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。以下この項において同じ。）の交付、介護保険法第四十五条第一項に規定する居宅介護住宅改修費（以下この項において「居宅介護住宅改修費」という。）の給付又は同法第五十七条第一項に規定する介護予防住宅改修費（以下この項において「介護予防住宅改修費」という。）の給付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を控除した額）が五十万円を超えるものとする。

25 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める高齢者等居住改修住宅は、同項に規定する高齢者等居住改修住宅（以下この項及び次項において「高齢者等居住改修住宅」という。）のうち次に掲げるものとする。

一 特定居住用部分（法附則第十五条の九第四項に規定する特定居住用部分をいう。以下この項から第四十六項までにおいて同じ。）以外の部分を有する高齢者等居住改修住宅

二 特定居住用部分の床面積が百平方メートルを超える高齢者等居住改修住宅

26 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額（同条第九項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用する前の額とする。）に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百平方メートルとして算定するものとする。）の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

27 法附則第十五条の九第五項に規定する政令で定める専有部分は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 当該専有部分の床面積が五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下であること。

二 人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合が二分の一以上であること。

三 貸家の用に供する部分以外の人の居住の用に供する部分を有すること。

28 法附則第十五条の九第五項に規定する政令で定める高齢者等居住改修専有部分は、同項に規定する高齢者等居住改修専有部分（以下この項及び次項において「高齢者等居住改修専有部分」という。）のうち次に掲げるものとする。

一 特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修専有部分

二 特定居住用部分の床面積が百平方メートルを超える高齢者等居住改修専有部分

29 法附則第十五条の九第五項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該高齢者等居住改修専有部分に係る専有部分税額（同条第十項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用する前の額とする。）に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百平方メー

トルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百平方メートルとして算定するものとする。）の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

30 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める家屋は、第二十二項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

31 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める工事は、国土交通大臣及び経済産業大臣が総務大臣と協議して定める工事であつて、当該工事に要した費用の額（当該工事の費用に充てるために国又は地方公共団体から補助金等（当該工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額）が六十万円を超えるものとする。

32 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める熱損失防止改修等住宅は、同項に規定する熱損失防止改修等住宅（以下この項及び次項において「熱損失防止改修等住宅」という。）のうち次に掲げるものとする。

一 特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修等住宅

二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える熱損失防止改修等住宅

33 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額（同条第四項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用する前の額とする。）に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該熱損失防止改修等住宅の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

34 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める専有部分は、第二十七項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

35 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める熱損失防止改修等専有部分は、同項に規定する熱損失防止改修等専有部分（以下この項及び次項において「熱損失防止改修等専有部分」という。）のうち次に掲げるものとする。

一 特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修等専有部分

二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える熱損失防止改修等専有部分

36 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修等専有部分に係る専有部分税額（同条第五項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用する前の額とする。）に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該熱損失防止改修等専有部分の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

37 法附則第十五条の九の二第一項に規定する政令で定める耐震改修は、当該耐震改修に要した費用の額が五十万円を超えるものとする。

38 法附則第十五条の九の二第一項に規定する政令で定める認定長期優良住宅は、法附則第十五条の七第一項に規定する認定長期優良住宅（以下この項において「認定長期優良住宅」という。）のうち、次の各号に掲げる認定長期優良住宅の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 区分所有に係る認定長期優良住宅（区分所有に係る家屋である認定長期優良住宅をいう。次号において同じ。）以外の認定長期優良住宅 床面積が五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下である認定長期優良住宅（共同住宅等にあつては、基準住居部分を有する住宅）であること。

二 区分所有に係る認定長期優良住宅 居住用専有部分に係る基準部分を有する認定長期優良住宅であること。

39 法附則第十五条の九の二第一項に規定する政令で定める特定耐震基準適合住宅は、同項に規定する特定耐震基準適合住宅（以下この項及び次項において「特定耐震基準適合住宅」という。）のうち次に掲げるものとする。

一 人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。以下この項及び次項において同じ。）以外の部分を有する特定耐震基準適合住宅

二 共同住宅等である特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅にあつては、人の居住の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超えるもの

三 共同住宅等である特定耐震基準適合住宅にあつては、一の独立区画部分の床面積が百二十平方メートルを超えるもの

40 法附則第十五条の九の二第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特定耐震基準適合住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 区分所有に係る特定耐震基準適合住宅（区分所有に係る家屋である特定耐震基準適合住宅をいう。次号において同じ。）以外の特定耐震基準適合住宅（前項各号に掲げる特定耐震基準適合住宅に限る。以下この号において同じ。） 次に掲げる特定耐震基準適合住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 共同住宅等である特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅 当該特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税額に、人の居住の用に供する部分の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

ロ 共同住宅等である特定耐震基準適合住宅 当該特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税額に、人の居住の用に供する部分の床面積（一の独立区画部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該一の独立区画部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

二 区分所有に係る特定耐震基準適合住宅 次に掲げる居住用専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 居住専有独立部分を有する居住用専有部分以外の居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分税額に、人の居住の用に供する部分の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

ロ 居住専有独立部分を有する居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分税額に、人の居住の用に供する部分の床面積（一の居住専有独立部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該一の居住専有独立部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

るものとする。の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

41 法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定める家屋は、第二十二項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

42 法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定める特定熱損失防止改修等住宅は、同項に規定する特定熱損失防止改修等住宅（以下この項及び次項において「特定熱損失防止改修等住宅」という。）のうち次に掲げるものとする。

一 特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修等住宅

二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える特定熱損失防止改修等住宅

43 法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該特定熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該特定熱損失防止改修等住宅の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

44 法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定める専有部分は、第二十七項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

45 法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定める特定熱損失防止改修等住宅専有部分は、同項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分（以下この項及び次項において「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」という。）のうち次に掲げるものとする。

一 特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修等住宅専有部分

二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える特定熱損失防止改修等住宅専有部分

46 法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る専有部分税額に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

47 法附則第十五条の九の三第一項に規定する政令で定める専有部分は、居住用専有部分とする。

48 法附則第十五条の九の三第一項に規定するマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の二第二項の規定による助言若しくは指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は同法第五条の八に規定する管理計画認定マンションで政令で定めるものは、これらのマンションのうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事より前にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものが行われたことがあること。

ロ 当該マンションに係る建物の区分所有等に関する法律第二条第一項に規定する建物の部分に相当する部分の数が十以上であること。

二 次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション 当該助言又は指導がマン

ションの修繕に関する長期の計画で総務省令で定めるもの（以下このイにおいて「特定計画」という。）に係るものであり、かつ、当該助言又は指導を受けた日以後に、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準に適合する当該管理組合の管理者等に係るマンションに係る特定計画が作成され、又は当該基準に適合するように当該管理組合の管理者等に係るマンションに係る特定計画が変更されたこと。

ロ マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する管理計画認定マンション 当該マンションに係る資金計画のうちマンションの修繕に係る部分として総務省令で定めるもの（以下このロにおいて「特定部分」という。）が、令和三年九月一日から令和四年三月三十一日までの間にマンションの修繕を確実に遂行するため適切なものとして国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準に適合することとなったこと、又は同年四月一日以後に同法第五条の四第二号に掲げる基準（特定部分に係る部分に限る。）に適合することとなったこと。

49 法附則第十五条の九の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる居住用専有部分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 居住専有独立部分を有する居住用専有部分以外の居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分税額に、人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。以下この号及び次号において同じ。）の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が百平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百平方メートルとして算定するものとする。）の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

二 居住専有独立部分を有する居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分税額に、人の居住の用に供する部分の床面積（一の居住専有独立部分の床面積が百平方メートルを超える場合には、当該一の居住専有独立部分の床面積を百平方メートルとして算定するものとする。）の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

50 法附則第十五条の十第一項に規定する同項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 次に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 住宅以外の耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額

ロ 住宅のうち共同住宅等である耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額に、当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。以下この項及び次項において同じ。）の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

ハ 住宅のうち共同住宅等である耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額に、当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（一の独立区分部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該一の独立区分部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井

の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

二 区分所有に係る耐震基準適合家屋 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 居住用専有部分以外の専有部分 当該専有部分に係る専有部分税額

ロ 居住用専有部分を有する居住用専有部分以外の居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分税額に、当該居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分について、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

ハ 居住用専有部分を有する居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分税額に、当該居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（一の居住用専有部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該一の居住用専有部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分について、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

法附則第十五条の十一第一項に規定する耐震改修に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものの額の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用の額に、次の各号に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 次に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 住宅以外の耐震基準適合家屋 十分の十

ロ 住宅のうち共同住宅等である耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分について、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）

ハ 住宅のうち共同住宅等である耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（一の独立区画部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該一の独立区画部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分について、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）

二 区分所有に係る耐震基準適合家屋 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 居住用専有部分以外の専有部分 当該専有部分に係る専有部分税額の当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額に対する割合

ロ 居住用専有部分を有する居住用専有部分以外の居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分税額の当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額に対する割合に、当該居住用

専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分について、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た割合

ハ 居住用専有部分を有する居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分税額の当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額に対する割合に、当該居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（一の居住用専有部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該一の居住用専有部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分について、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た割合

52 前各項に定めるもののほか、共同住宅等に共同の用に供される部分がある場合における当該共同住宅等の床面積の算定その他のこの条に規定する床面積の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（法附則第十五条の十一第一項の特別特定建築物）

第十二条の二 法附則第十五条の十一第一項に規定する特別特定建築物で政令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第五条第三号に規定する劇場及び演芸場並びに同条第四号に規定する集会場及び公会堂とする。

（法附則第十五条の十二の規定の適用を受ける家屋に関する読替え）

第十二条の三 法附則第十五条の十二の規定の適用を受ける家屋に係る第五十二条の十三の第三項の規定の適用については、同項第一号中「固定資産税額」とあるのは「固定資産税額（当該特別適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額）」と、同項第二号中「固定資産税額」とあるのは「固定資産税額（当該特別適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受け、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分である場合には、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとする額）」と、同項第三号中「固定資産税額」とあるのは「固定資産税額（当該特別適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額）」とする。

2 法附則第十五条の十二の規定の適用を受ける家屋に係る第五十六条の八十四の二第三項の規定の適用については、同項第一号中「都市計画税額」とあるのは「都市計画税額（当該特別適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額）」と、同項第二号中「都市計画税額」とあるのは「都市計画税額（当該特別適用家屋が同条の規定の適用を受け、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分である場合には、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとする額）」と、同項第三号中「都市計画税額」とあるのは「都市計画税額（当該特別適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額）」とする。

（平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等）

第十二条の四 法附則第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十八年年度に係る賦課期日における法附則第十六条の二第一項に規定する被災住宅用地（以下この条において「被災住宅用地」という。）の所有者

二 平成二十八年一月二日から同年四月十三日までの間に被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

三 前二号に掲げる者（この号の規定により相続により被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。）が個人である場合において、平成二十八年四月十四日以後にその者についての相続によりその者が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、平成二十八年四月十四日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部を取得したその者の三親等内の親族（前号に該当する者を除く。）

五 第一号又は第二号に掲げる者（この号の規定により合併又は分割により被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。）が法人である場合において、平成二十八年四月十四日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した法人

2 法附則第十六条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の二第二項の規定により法第三百四十九条の三の第二項に規定する住宅用地（以下この条において「住宅用地」という。）とみなされた土地の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成二十八年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地とする。

3 法附則第十六条の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十八年年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者

二 平成二十八年一月二日から同年四月十三日までの間に被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者

三 前二号に掲げる者（この号の規定により相続により被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。）が個人である場合において、平成二十八年四月十四日以後にその者についての相続によりその者が所有し、又はその共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、平成二十八年四月十四日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得したその者の三親等内の親族（前号に該当する者を除く。）

五 第一号又は第二号に掲げる者（この号の規定により合併又は分割により被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。）が法人である場合において、平成二十八年四月十四日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得した法人

法附則第十六条の二第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に規定する特定被災共用土地（次号及び次項において「被災共用土地等」という。）である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 前項第一号又は第二号に掲げる者（以下この号及び次項において「従前所有者等」という。）が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号までに掲げる者（以下この号及び次項において「相続人等」という。）が令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部（その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部）の面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日において共有持分を有してい

た当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積に相当する土地）

ロ 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部を所有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

ハ 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

二 被災共用土地等である土地 当該土地に係る次の表の上欄に掲げる被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分及び同表の中欄に掲げる被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率を当該土地の面積（当該面積が当該被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合には、当該十倍の面積）に乗じて得た面積に相当する土地（被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合が四分の一未満である被災区分所有家屋に係る土地を除く。）

被災区分所有家屋		被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合		率
イ	ロに掲げる被災区分所有家屋以外の被災区分所有家屋	満	二分の一以上	〇・五
				一・〇
ロ	地上階数五以上を有する耐火建築物であつた被災区分所有家屋	満	四分の一以上二分の一未満	〇・五
				二分の一以上四分の三未満
		満	二分の一以上四分の三未満	五

(平成三十年七月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等)

第十二条の五 法附則第十六条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成三十年度に係る賦課期日における法附則第十六条の三第一項に規定する被災住宅用地(以下この条において「被災住宅用地」という。)の所有者

二 平成三十年一月二日から同年六月二十七日までの間に被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

三 前二号に掲げる者(この号の規定により相続により被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。)が個人である場合において、平成三十年六月二十八日以後にその者についての相続によりその者が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、平成三十年六月二十八日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部を取得したその者の三親等内の親族(前号に該当する者を除く。)

五 第一号又は第二号に掲げる者(この号の規定により合併又は分割により被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。)が法人である場合において、平成三十年六月二十八日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した法人

2 法附則第十六条の三第二項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の三第一項の規定により法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地(以下この条において「住宅用地」という。)とみなされた土地の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成三十年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地とする。

3 法附則第十六条の三第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成三十年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者

二 平成三十年一月二日から同年六月二十七日までの間に被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者

三 前二号に掲げる者(この号の規定により相続により被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。)が個人である場合において、平成三十年六月二十八日以後にその者についての相続によりその者が所有し、又はその共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、平成三十年六月二十八日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得したその者の三親等内の親族(前号に該当する者を除く。)

五 第一号又は第二号に掲げる者(この号の規定により合併又は分割により被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。)が法人である場合において、平成三十年六月二十八日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有し、又はその共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得した法人

4 法附則第十六条の三第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 法附則第十六条の三第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に規定する特定被災共用土地(次号及び次項において「被災共用土地等」という。)である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 前項第一号又は第二号に掲げる者(以下この号及び次項において「従前所有者等」という。)が平成三十年六月二十七日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は当該被災住宅用地に係る前項第三号から第五号までに掲げる者(以下この号及び次項において「相続人等」という。)が令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合、その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部(その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が平成三十年六月二十七日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積(相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの)を超える場合には、当該面積に相当する土地)

ロ 従前所有者等が平成三十年六月二十七日において被災住宅用地の全部又は一部を所有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合、従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積(当該面積が当該従前所有者等が平成三十年六月二十七日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積(相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの)を超える場合には、当該面積)の合計に相当する土地

ハ 従前所有者等が平成三十年六月二十七日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合、各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積(当該面積が当該従前所有者等が平成三十年六月二十七日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積(相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの)を超える場合には、当該面積)の合計に相当する土地

二 被災共用土地等である土地 当該土地に係る次の表の上欄に掲げる被災区分所有家屋(法附則第十六条の三第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。)の区分及び同表の上欄に掲げる被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率を当該土地の面積(当該面積が当該被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合には、当該十倍の面積)に乘じて得た面積に相当する土地(被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合が四分の一未満である被災区分所有家屋に係る土地を除く。)

被災区分所有家屋	被災区分所有家屋に係る	
	居住部分に相当する部分の割合	率

イ ロに掲げる被災区分所有家屋以外の被災区分所 有家屋	満	四分の一以上二分の一未	〇・五
ロ 地上階数五以上を有する耐火建築物であつた被災区分所有家屋	満	四分の一以上二分の一未	〇・五
満	二分の一以上四分の三未	〇・七	五
四分の三以上	一・〇		

- 5 前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において平成三十年六月二十七日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。）が平成三十年六月二十七日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分（法附則第十六条の第三項に規定する専有部分をいう。第十三項において同じ。）（第七項において「特定専有部分」という。）のうち、平成三十九年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘（第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第七項において同じ。）の用に供する部分を除く。）であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。
- 6 第五十二条の十一第三項の規定は、第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合について準用する。
- 7 法附則第十六条の第三第二項において準用する同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の第二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。
- 一 第四項第一号の規定の適用がある土地 法附則第十六条の第三第二項において準用する同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成三十九年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の第二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地
- 二 第四項第二号の規定の適用がある土地 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ次に定める土地
- イ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートル以下であるもの 当該住宅用地とみなされた土地
- ロ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートルを超えるもの 当該住宅用地とみなされた土地の面積を当該住宅用地とみなされた土地に係る被災区分所有家屋の特定専有部分に存した住居でその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居の数（以下このロにおいて「特例適用住居数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地とみなされた土地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積に相当する土地
- 8 前項に規定する特例適用住居数の算定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。
- 9 法附則第十六条の第三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の第二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の第三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地に対応する従前の土地のうちの被災住宅用地が法附則第十六条の第三第一項の規定により住宅用地とみなされるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の第二第二項の規定の適用を受けることとなる土地に相当する土地とする。

- 10 前項の規定は、法附則第十六条の第三第七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前項中「附則第十六条の第三第六項」とあるのは「附則第十六条の第三第七項において準用する同条第六項」と、「被災住宅用地が法附則第十六条の第三第一項」とあるのは「同条第二項に規定する特定被災住宅用地が同項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。
- 11 法附則第十六条の第三第十項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 法附則第十六条の第三第十項に規定する滅失し、又は損壊した家屋（以下この条において「被災家屋」という。）の所有者（当該被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人
- 三 法附則第十六条の第三第十項に規定する取得され、又は改築された家屋（第十三項において「特例適用家屋」という。）に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族
- 四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この号及び第十五項第四号において同じ。）を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

- 12 法附則第十六条の第三第十項に規定する政令で定める区域は、平成三十年七月豪雨に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域（第十六項において「被災区域」という。）とする。
- 13 法附則第十六条の第三第十項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 区分所有に係る特例適用家屋（法第三百四十一条第十二号に規定する区分所有に係る家屋（以下この号及び次項において「区分所有に係る家屋」という。）である特例適用家屋をいう。次号及び同項において同じ。）及び共有物である特例適用家屋以外の特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額（当該特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額）に、被災家屋の床面積（当該被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、第十一項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、同号に掲げる者が有していた当該被災家屋に係る持分の割合を当該被災家屋の床面積に乘じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）をそれぞれ乗じて得た額
- 二 区分所有に係る特例適用家屋（当該特例適用家屋の専有部分に係る区分所有者（法第三百五十二条第一項に規定することとされる法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うもの）とされる固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受け、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分である場合には、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）又は都市計画税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受け、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分である場合には、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）に、被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）をそれぞれ乗じて得た額
- 三 共有物である特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額（当該特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額）に、被災家屋の床面積（当該被災家屋の床面積が第十一項各号に掲げる

者がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合には、当該面積を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値をそれぞれ乗じて得た額

14 前項に定めるもののほか、被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は同項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋に共用部分があるときの同項各号の床面積その他の事項の算定に關し必要な事項は、総務省令で定める。

15 法附則第十六条の第三十一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第十六条の第三十一項に規定する滅失し、又は損壊した償却資産（以下この項及び第十七項において「被災償却資産」という。）の所有者（当該被災償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 被災償却資産が法第三百四十二条第三項の規定により共有物とみなされたものである場合における当該被災償却資産の買主

三 前二号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

四 第一号又は第二号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

16 法附則第十六条の第三十一項に規定する政令で定める区域は、被災区域とする。

17 法附則第十六条の第三十一項に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一 被災償却資産が共有物である場合（第三号に掲げる場合を除く。）第十五項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合により法附則第十六条の第三十一項に規定する取得又は改良が行われた償却資産（以下この項において「代替償却資産」という。）の共有持分を有しているとした場合における代替償却資産に係る持分の割合に応ずる部分

二 代替償却資産が共有物である場合（次号に掲げる場合を除く。）第十五項各号に掲げる者（次号において「特例対象者」という。）が有している代替償却資産に係る持分の割合の合計に応ずる部分

三 被災償却資産及び代替償却資産がいずれも共有物である場合 各特例対象者が有している代替償却資産に係る持分の割合（当該持分の割合が第十五項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合を超える場合には、被災償却資産に係る持分の割合）の合計に応ずる部分

18 第十一項又は第十五項に規定する者が法附則第十六条の第三十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの規定に規定する市町村長（法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。）を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

19 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、総務省令で定める。

（令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲）

第十二条の六 法附則第十六条の四第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 令和二年度に係る賦課期日における法附則第十六条の四第一項に規定する被災住宅用地（以下この条において「被災住宅用地」という。）の所有者

二 令和二年一月二日から同年七月二日までの間に被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

三 前二号に掲げる者（この号の規定により相続により被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。）が個人である場合において、令和二年七月三日以後にその者についての相続によりその者が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、令和二年七月三日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部を取得したその者の三親等内の親族（前号に該当する者を除く。）

五 第一号又は第二号に掲げる者（この号の規定により合併又は分割により被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。）が法人である場合において、令和二年七月三日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した法人

2 法附則第十六条の四第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の四第一項の規定により法第三百四十九条の三の第二項に規定する住宅用地（以下この条において「住宅用地」という。）とみなされた土地の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち令和二年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地とする。

3 法附則第十六条の四第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 令和二年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者

二 令和二年一月二日から同年七月二日までの間に被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者

三 前二号に掲げる者（この号の規定により相続により被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。）が個人である場合において、令和二年七月三日以後にその者についての相続によりその者が所有し、又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部の持分について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、令和二年七月三日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部の持分について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得したその者の三親等内の親族（前号に該当する者を除く。）

五 第一号又は第二号に掲げる者（この号の規定により合併又は分割により被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。）が法人である場合において、令和二年七月三日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有し、又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部の持分について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得した法人

4 法附則第十六条の四第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 法附則第十六条の四第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に規定する特定被災共用土地（次号及び次項において「被災共用土地等」という。）である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 前項第一号又は第二号に掲げる者（以下この号及び次項において「従前所有者等」という。）が令和二年七月二日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している者（以下この号及び次項において「相続人等」という。）が令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部（その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が令和二年七月二日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が

当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる

被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積に相当する土地）

ロ 従前所有者等が令和二年七月二日において被災住宅用地の全部又は一部を所有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が令和二年七月二日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積に係る共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

ハ 従前所有者等が令和二年七月二日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が令和二年七月二日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積に係る共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

二 被災共用土地等である土地 当該土地に係る次の表の上欄に掲げる被災区分所有家屋（法附則第十六条の四第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分及び同表の中欄に掲げる被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率を当該土地の面積（当該面積が当該被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合には、当該十倍の面積）に乗じて得た面積に相当する土地（被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合が四分の一未満である被災区分所有家屋に係る土地を除く。）

被災区分所有家屋		被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合	率
イ	ロに掲げる被災区分所有家屋以外の被災区分所有家屋	四分の一以上二分の一未満	〇・五
	地上階数五以上を有する耐火建築物であつた被災区分所有家屋	二分の一以上	一・〇
ロ	被災区分所有家屋	四分の一以上二分の一未満	〇・五
	被災区分所有家屋	二分の一以上四分の三未満	〇・七五
		四分の三以上	一・〇

5 前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において令和二年七月二日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。）が令和二年七月二日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分（法附則第十六条の四第三項に規定する専有部分をいう。第七項において「特定専有部分」という。）のうち、令和二年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘（第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第七項において同じ。）の用

に供する部分を除く。）であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6 第五十二条の十一第三項の規定は、第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合について準用する。

7 法附則第十六条の四第二項において準用する同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 第四項第一号の規定の適用がある土地 法附則第十六条の四第二項において準用する同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち令和二年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地

二 第四項第二号の規定の適用がある土地 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートル以下であるもの 当該住宅用地とみなされた土地

ロ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートルを超えるもの 当該住宅用地とみなされた土地の面積を当該住宅用地とみなされた土地に係る被災区分所有家屋の特定専有部分に存した住居でその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居の数（以下このロにおいて「特例適用住居数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地とみなされた土地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積に相当する土地 前項に規定する特例適用住居数の算定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

9 法附則第十六条の四第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の四第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地に対応する従前の土地のうちの被災住宅用地が法附則第十六条の四第一項の規定により住宅用地とみなされたとしたならば同項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けることとなる土地に相当する土地とする。

10 前項の規定は、法附則第十六条の四第七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第十六条の四第六項」とあるのは「法附則第十六条の四第七項において準用する同条第六項」と、「被災住宅用地が法附則第十六条の四第一項」とあるのは「同条第二項に規定する特定被災住宅用地が同項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第十三条 法附則第十七条第一号ただし書に規定する政令で定める田又は畑は、次に掲げる田又は畑とする。

一 耕作以外の用に供するため土地収用法その他の法律によつて収用され、又は使用された田又は畑（これらに関する農地法第三条第一項に規定する権利（所有権を除く。）が収用され、又は使用されたものを含む。）

二 都市計画法第七条第一項の市街化区域（以下「市街化区域」という。）内にある田又は畑で農地法第四条第一項第七号又は第五条第一項第六号の届出がされたもの

三 その他総務省令で定める田又は畑

- 六 農住組合法第六十七條第一項の農住組合の設立の認可の申請
- 七 都市計画法第二十九條第一項に規定する開発行為の許可を要しない宅地の造成に係る計画が次に掲げる事項につき総務省令で定める書類により国土交通大臣の定める基準に適合していることについての市町村長の認定（次項第十号において「優良な宅地化計画の認定」という。）の申請
- イ 宅地としての安全性に関する事項
- ロ 道路、給水施設、排水施設その他宅地に必要な施設に関する事項
- ハ その他優良な宅地の供給に必要な事項
- 八 前各号に掲げる手続を行うために都道府県知事又は市町村長に対して行う当該市街化区域農地の計画的な宅地化に係る協議で当該協議が開始されたことについて都道府県知事又は市町村長の証明を受けたもの
- 三 法附則第二十九條の五第一項に規定する政令で定める計画策定等は、次に掲げる計画策定等とする。
- 一 都市計画法第二十九條第一項に規定する開発行為の許可
- 二 土地区画整理法第四條第一項の土地区画整理事業の施行の認可、同法第十四條第一項の土地区画整理組合の設立の認可、同条第三項の事業計画の認可又は同法第五十一條の二第一項の土地区画整理事業の施行の認可
- 三 土地区画整理法第五十二條第一項又は第六十六條第一項の規定による事業計画の決定
- 四 土地区画整理法第七十一條の二第一項の規定による施行規程及び事業計画の認可
- 五 大都市地域住宅等供給促進法第三十三條第一項の住宅街区整備事業の施行の認可又は大都市地域住宅等供給促進法第三十七條第一項の住宅街区整備組合の設立の認可
- 六 大都市地域住宅等供給促進法第五十八條第一項の規定による事業計画の決定
- 七 大都市地域住宅等供給促進法第五十八條第一項の規定による施行規程及び事業計画の認可
- 八 農住組合法第六十七條第一項の農住組合の設立の認可
- 九 都市計画法第二十九條の五第二項第一号に規定する地区整備計画（同条第三項に規定する再開発等促進区（以下この号において「再開発等促進区」という。）におけるものを除く。）についての都市計画の決定又は再開発等促進区若しくは幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九條第三項に規定する沿道再開発等促進区についての都市計画の決定（当該宅地化農地（法附則第二十九條の五第一項に規定する宅地化農地をいう。）が、都市計画法第八條第一項第一号に規定する第一種低層住宅専用地域、第二種低層住宅専用地域、第一種中高層住宅専用地域又は第二種中高層住宅専用地域内にある場合に限る。）
- 十 都市計画法第二十九條第一項に規定する開発行為の許可を要しない宅地の造成に係る計画についての優良な宅地化計画の認定
- 四 法附則第二十九條の五第二項の申告は、当該市町村の条例で定めるところにより、同条第一項の認定を受けようとする土地の所在及び地積その他当該認定に必要な事項を記載した申告書によりしなければならない。
- 五 法附則第二十九條の五第四項の申請は、当該市町村の条例で定めるところにより、同条第三項の認定を受けようとする土地の所在及び地積その他当該認定に必要な事項を記載した申請書によりなければならない。
- 六 法附則第二十九條の五第五項の申請は、当該市町村の条例で定めるところにより、同条第一項又は第三項の確認を受けようとする土地の所在及び地積その他当該確認に必要な事項を記載した申請書によりしなければならない。
- 七 第四項の申告書及び前二項の申請書には、総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 八 法附則第二十九條の五第七項又は第八項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六條の十四第一項の規定の適用については、同項第四号中「若しくは第六百二十九條第五項」とあるのは、「第六百二十九條第五項若しくは法附則第二十九條の五第七項若しくは第八項」とする。
- 九 法附則第二十九條の五第七項後段及び第八項後段に規定する政令で定める要件は、同条第一項に規定する宅地化農地所有者が当該認定の日前三年以内において固定資産税及び都市計画税に係る

る地方団体の徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における固定資産税及び都市計画税に係る地方団体の徴収金の納付状況からみて当該徴収の猶予に係る固定資産税及び都市計画税を納付する實力を有することが確実であると認められることとする。	
10 法附則第二十九條の五第七項後段又は第八項後段の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六條の十並びに第六條の十一第一項及び第二項の規定を準用する。	
11 第六條の十四第一項の規定は、法附則第二十九條の五第十三項の規定による充当について準用する。	
第十四條の六 法附則第二十九條の七第五項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る法附則第十九條の三第一項（法附則第二十七條の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法附則第十九條の三（法附則第二十七條の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第一項の表	平成五年度に
	平成六年度
	平成七年度
	平成八年度
	平成九年度
第一項	特定市となつた年度の翌々年度
	特定市となつた年度の翌々年度
	特定市となつた年度の翌々年度
	特定市となつた年度の翌々年度
	特定市となつた年度の翌々年度
2 法附則第二十九條の七第五項に規定する市街化区域農地について、前項の規定により読み替えられた法附則第十九條の三第一項（法附則第二十七條の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定を適用する場合には、法附則第十九條の三第二項及び第三項（法附則第二十七條の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定は適用せず、法附則第二十一條の二第一項及び第二十七條の四の二第一項中「附則第十九條の三第三項」とあるのは「一地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十四條の六第一項」と、同条第一項ただし書」とあるのは「附則第十九條の三第一項ただし書」とする。	
3 法附則第二十九條の七第五項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る法附則第十九條の四第六項及び第二十七條の二第六項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
附則第十九條の四第六項	市街化区域農地（前条第三項において準用する同条第二項の規定により市街化区域設定年度（同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する市街化区域設定年度をいう。以下この項及び附則第二十七條の二第六項において同じ。）に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地を含む。以下この項において同じ。）
	市街化区域農地
前条第三項において準用する同条第一項ただし書	
四十五号。以下この項において「施行令」	

市街化区域設定年度の翌々年度の初日 の属する年の一月一日	特定市となつた年度の翌々年度の初日の属する年の一月一日
市街化区域設定年度の翌々年度分	特定市となつた年度の翌々年度分

(前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等)

第十五条 法附則第十七条、第十八条、第十九条の三、第十九条の四、第二十一条、第二十一条の二、第二十五条、第二十五条の三から第二十七条の二まで、第二十七条の四又は第二十七条の四の二の規定を適用する場合において、次に掲げる額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額とする。

一 法附則第十七条第六号に規定する前年度課税標準額
二 法附則第十七条第七号に規定する比準課税標準額
三 法附則第十七条第八号イに規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、法第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項本文若しくは第二十九条の七第二項に定める率を乗じて得た額
四 法附則第十七条第八号ロに規定する当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、法第七百二条の三、法附則第二十七条の規定により読み替えられた法附則第十九条の三第一項本文又は法附則第二十九条の七第三項に定める率を乗じて得た額

五 法附則第十八条第一項から第三項までに規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、法第三百四十九条の三の二に定める率を乗じて得た額
六 法附則第十八条第一項に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、百分の五を乗じて得た額
七 法附則第十八条第一項に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に法第三百四十九条の三の二に定める率を乗じて得た額に、百分の五を乗じて得た額

八 法附則第十八条第一項から第五項まで、第十九条第一項、第十九条の四第一項若しくは第二項、第二十一条又は第二十一条の二第一項に規定する固定資産税の課税標準となるべき額
九 法附則第十九条第一項に規定する前年度分の固定資産税の課税標準額に、法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定に定める率を乗じて得た額
十 法附則第十九条の三第三項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により算定した市街化区域農地に係る固定資産税の課税標準となるべき額

十一 法附則第十九条の四第一項又は第二項に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額
十二 法附則第十九条の四第一項に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額に、百分の五を乗じて得た額
十三 法附則第二十五条第一項から第三項までに規定する当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、法第七百二条の三に定める率を乗じて得た額

十四 法附則第二十五条第一項に規定する当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、百分の五を乗じて得た額
十五 法附則第二十五条第一項に規定する当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、法第七百二条の三に定める率を乗じて得た額に、百分の五を乗じて得た額
十六 法附則第二十五条第一項から第五項まで、第二十六条第一項、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四又は第二十七条の四の二第一項に規定する都市計画税の課税標準となるべき額

十七 法附則第二十六条第二項に規定する前年度分の都市計画税の課税標準額に、法第三百四十九条の三(第十八項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定に定める率を乗じて得た額
十八 法附則第二十七条の規定により算定した市街化区域農地に係る都市計画税の課税標準となるべき額
十九 法附則第二十七条の二第一項又は第二項に規定する当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額

二十 法附則第二十七条の二第二項に規定する当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額に、百分の五を乗じて得た額

2 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項各号に掲げる農地で令和六年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において法附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地(以下この条において「特定市街化区域農地」という。)以外の農地に該当するもの(次項の規定の適用を受ける農地を除く。)のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

3 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地で令和六年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの(以下この項において「令和六年度一般農地等」という。)、同条第六項第三号に掲げる農地で令和七年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの(以下この項において「令和七年度一般農地等」という。))又は同条第六項第四号に掲げる農地で令和八年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの(以下この項において「令和八年度一般農地等」という。))のうち、当該農地の類似土地(法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。次項第二号において同じ。)が令和六年度一般農地等にあつては令和五年度、令和七年度一般農地等にあつては令和六年度、令和八年度一般農地等にあつては令和七年度に係る賦課期日(以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。))において特定市街化区域農地に該当したものに係る令和六年度分、令和七年度一般農地等にあつては令和七年度分、令和八年度一般農地等にあつては令和八年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

4 法附則第二十九条の二の規定により当該特定市街化区域農地について法附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二の規定の適用がなかつたものとみなして令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税の税額を算定する場合において、当該特定市街化区域農地が次の各号に掲げる特定市街化区域農地に該当するときは、当該特定市街化区域農地が、当該各年度に係る賦課期日において、第一号に掲げる特定市街化区域農地にあつては第二項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げる特定市街化区域農地にあつては前項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に該当するものとみなして、それぞれ第二項又は前項の規定を適用して算定するものとする。

一 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項各号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地(次号の規定の適用を受ける特定市街化区域農地を除く。)で当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの

二 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が令和五年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの、同項第三号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が令和六年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの又は同項第四号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が令和七年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの

5 令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税について、法附則第二十五条の三の規定を都及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市に対して準用し、及び適用する場合には、特別区並びに同項の市の区及び総合区の区域は、一の市の区域とみなす。

(立体交差化施設に係る構築物の範囲等)

第十五条の二 第五十二条の規定は、地方税法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第十一号)附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法第三百四十九条の第三十三項に規定する構築物の範囲について準用する。

2 第五十二条の十の二の規定は、地方税法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六号)附則第十条第五項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法第三百四十九条の第三十六項に規定する家屋及び償却資産の範囲について準用する。

(軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の払込みに係る通知)

第十五条の二の二 法附則第二十九条の九第一項に規定する定置場所在道府県(次条及び附則第十五条の二の四において「定置場所在道府県」という。)の知事は、法附則第二十九条の十二第二項の規定による払込みを行う場合には、同項の規定により払い込む軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として納付された額その他必要な事項を法附則第二十九条の十第一項に規定する定置場所在市町村(次条及び附則第十五条の二の四において「定置場所在市町村」という。)の長に通知するものとする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収又は申告納付に関する報告の方法)

第十五条の二の三 定置場所在道府県の知事は、毎年六月三十日までに、定置場所在市町村の長に對し、前年度の軽自動車税の環境性能割の申告及び決定の件数、当該申告及び決定に係る納付すべき軽自動車税の環境性能割額、前年度の軽自動車税の環境性能割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第十五条の二の四 法附則第二十九条の十六第一項第二号に規定する政令で定める率は、百分の五とする。

2 法附則第二十九条の十六第一項第二号に規定する地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額として政令で定める金額は、定置場所在道府県に納付された軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る過誤納金について歳出予算から還付金を支出した場合における当該還付金に相当する金額とする。

3 定置場所在道府県の知事は、毎年六月三十日までに、定置場所在市町村の長に對し、前年度の軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に係る法附則第二十九条の十六第一項各号に掲げる金額を通知するものとする。

4 定置場所在市町村は、前項の規定による通知があつた日から三十日以内に、法附則第二十九条の十六第一項に規定する徴収取扱費を定置場所在道府県に交付するものとする。

(総務省令への委任)

第十五条の二の五 前三条に定めるもののほか、法附則第二十九条の九から第二十九条の十六まで及び前三条に規定する軽自動車税の環境性能割の賦課徴収その他の特例の実施のための手続その他必要な事項は、総務省令で定める。

(法附則第三十一条の二の二第一項の修正した額等)

第十五条の三 法附則第三十一条の二の二第一項に規定する政令で定めるところにより修正した額は、法第五百九十三条第一項の土地の取得価額を、当該土地の取得の日の属する年の翌年の一月一日(当該土地の取得のあつた日が一月一日である場合にあつては、同日)から当該年度の初日の属する年の一月一日までの期間の全国における地価の変動を勘案して総務省令で定めるところにより修正した額(当該額が、当該期間の当該土地の価格の変動を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額に満たない場合にあつては、当該総務省令で定めるところにより算定した額)とする。

2 法附則第三十一条の二の二第一項の規定が適用される場合においては、第五十四条の四十第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価額(法附則第三十一条の二の二第一項に規定する修正取得価額が取得価額より低い土地にあつては、当該修正取得価額。以下この項において同じ。)」とする。

(法附則第三十一条の三の二第二項の理由等)

第十五条の四 法附則第三十一条の三の二第二項に規定する政令で定める理由は、工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は大規模な宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の事情により譲受者(同項に規定する譲受者をいう。次条において同じ。)が同項に規定する土地の所有者等から譲渡を受けた土地(以下この項及び次項並びに次条において「対象土地」という。)を非課税土地(法附則第三十一条の三の二第二項に規定する非課税土地をいう。次条において同じ。)として使用し、若しくは使用させ、対象土地について特例譲渡(同項に規定する特例譲渡をいう。次条において同じ。)をし、又は対象土地を免除土地(同項に規定する免除土地をいう。次項及び次条において同じ。)として使用し、若しくは使用させるために要する期間が二年を超えることがやむを得ないものとして市町村長の承認を受けた理由とする。

2 法附則第三十一条の三の二第二項に規定する政令で定める期間は、前項の理由を勘案して市町村長が定める相当の期間(対象土地を免除土地として使用し、又は使用させる予定であることにつき市町村長が同条第一項の認定をする場合にあつては、前項の理由を勘案して五年を超えない範囲内で市町村長が定める相当の期間)とする。

3 法附則第三十一条の三の二第三項に規定する政令で定める日は、市町村長が次条第二項前段の通知をする日とする。

(法附則第三十一条の三の二第二項の認定、申請又は確認の手続等)

第十五条の五 対象土地を譲渡した者(以下この条において「譲渡者」という。)は、当該対象土地について法附則第三十一条の三の二第二項の規定による市町村長の認定を受けようとする場合には、総務省令で定めるところにより、当該対象土地の所在及び面積、非課税土地としての用途、特例譲渡の目的又は免除土地としての用途、非課税土地としての使用の開始、特例譲渡又は免除土地としての使用の開始の予定年月日その他必要な事項を記載した申請書並びに当該対象土地に係る事業計画書で当該申請書に記載した事項についての事実を証するものを市町村長に提出しなければならぬ。この場合において、前条第一項の承認を受けようとする譲渡者は、当該申請書に同項の二年の期間の延長を必要とする理由その他の必要な事項を付記しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書及び事業計画書の提出があつた場合において、法附則第三十一条の三の二第二項の認定をしたとき、又は当該認定をしなかつたときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。この場合において、同項の二年の期間を延長して予定期間(同項に規定する予定期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)を定めたときは、当該予定期間を当該申請者に併せて通知しなければならない。

3 譲渡者は、譲受者が対象土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させたこと、対象土地について特例譲渡をしたこと又は対象土地を免除土地として使用し、若しくは使用させたことにつき法附則第三十一条の三の二第二項の規定による市町村長の確認を受けようとする場合には、総務省令で定めるところにより、当該対象土地の所在及び面積、非課税土地としての用途、特例譲渡の目的又は免除土地としての用途、非課税土地としての使用の開始、特例譲渡又は免除土地としての使用の開始の年月日、予定期間その他当該確認に必要な事項を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない。

4 譲受者は、対象土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させ、対象土地について特例譲渡、又は対象土地を免除土地として使用し、若しくは使用させた場合には、総務省令で定めるところにより、法附則第三十一条の三の二第二項の認定を受けた譲渡者に対し、当該事実を証する書類を交付しなければならない。

5 法附則第三十一条の三の二第二項の申出をしようとする同条第一項に規定する土地の所有者等(他、総務省令で定めるところにより、当該申出に係る土地の所在及び面積、譲渡の予定年月日その他必要な事項を記載した申出書を市町村長に提出しなければならない。)

6 第五十四条の四十二第九項の規定は法附則第三十一条の三の二第二項に規定する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金で免除期間に係るものについて、第五十四条の四十三の規定は法附則

第三十一条の三の二第四項において読み替えて準用する法第六百一条第二項の規定による申請について、第五十四条の四十四の規定は法附則第三十一条の三の二第四項において読み替えて準用する法第六百一条第三項に規定する担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第五十四条の四十二第二項	納税義務の免除に 係る期間	法附則第三十一条の三の二第一項に規定する免除期間
第五十四条の四十三第三項	納税義務の免除に 係る期間	法附則第三十一条の三の二第一項に規定する予定期間
第五十四条の四十三第三項	納税義務の免除に 係る期間	法附則第三十一条の三の二第四項において読み替えて準用する法第六百一条第二項
第五十四条の四十三第三項	納税義務の免除に 係る期間	法附則第三十一条の三の二第一項に規定する予定期間

7 法附則第三十一条の三の二第三項の規定又は同条第四項において準用する法第六百一条第三項若しくは第四項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六百一条の十四の規定の適用については、同条第一項第四号中「又は第六百三条の二の二第二項」とあるのは、「第六百三条の二の二第二項又は附則第三十一条の三の二第四項」と、「若しくは第六百二十九条第五項」とあるのは、「第六百二十九条第五項若しくは附則第三十一条の三の二第三項」と、同条第二項中「又は第六百二十九条第八項」とあるのは、「第六百二十九条第八項又は附則第三十一条の三の二第四項」とする。

(法附則第三十一条の三の二第一項の理由等)

第十六条 法附則第三十一条の三の二第一項に規定する政令で定める理由は、工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は大規模な宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の事情により同項に規定する土地の所有者等が同項の申出に係る土地（以下この項及び次項並びに次条において「対象土地」という。）を非課税土地（法附則第三十一条の三の二第一項に規定する非課税土地をいう。次条において同じ。）として使用し、若しくは使用させ、対象土地について特例譲渡（同項に規定する特例譲渡をいう。次条において同じ。）をし、又は対象土地を免除土地（同項に規定する免除土地をいう。次項及び次条において同じ。）として使用し、若しくは使用させるために要する期間が二年を超えることがやむを得ないものとして市町村長の承認を受けた理由とする。

2 法附則第三十一条の三の二第一項に規定する政令で定める期間は、前項の理由を勘案して市町村長が定める相当の期間（対象土地を免除土地として使用し、又は使用させる予定であることにつき市町村長が同条第一項の認定をする場合にあつては、前項の理由を勘案して五年を超えない範囲内で市町村長が定める相当の期間）とする。

3 法附則第三十一条の三の二第二項に規定する政令で定める日は、市町村長が次条第三項前段の通知をする日とする。

(法附則第三十一条の三の二第一項の認定、申請又は確認の手続等)

第十六条の二 法附則第三十一条の三の二第一項の申出をしようとする同項に規定する土地の所有者等は、総務省令で定めるところにより、当該申出に係る土地の所在及び面積その他の必要な事項を記載した申出書を市町村長に提出しなければならない。

2 法附則第三十一条の三の二第一項の申出をした者（以下この条において「申出者」という。）は、当該申出に係る対象土地について同項の規定による市町村長の認定を受けようとする場合には、総務省令で定めるところにより、当該対象土地の所在及び面積、非課税土地としての用途、特例譲渡の目的又は免除土地としての用途、非課税土地としての使用の開始、特例譲渡又は免除土地としての使用の開始の予定年月日その他必要な事項を記載した申請書並びに当該対象土地に係る事業計画書で当該申請書に記載した事項についての事実を証するものを市町村長に提出しなければならない。この場合において、前条第一項の承認を受けようとする申出者は、当該申請書に同項の二年の期間の延長を必要とする理由その他の必要な事項を付記しなければならない。

3 市町村長は、前項の申請書及び事業計画書の提出があつた場合において、法附則第三十一条の三の二第一項の認定をしたとき、又は当該認定をしなかつたときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。この場合において、同項の二年の期間を延長して予定期間（同項に規定する予定期間をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。）を定めたときは、当該予定期間を当該申請者に併せて通知しなければならない。

4 申出者は、対象土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させたこと、対象土地について特例譲渡をしたこと又は対象土地を免除土地として使用し、若しくは使用させたことにつき法附則第三十一条の三の二第一項の規定による市町村長の確認を受けようとする場合には、総務省令で定めるところにより、当該対象土地の所在及び面積、非課税土地としての用途、特例譲渡の目的又は免除土地としての用途、非課税土地としての使用の開始、特例譲渡又は免除土地としての使用の開始の年月日、予定期間その他当該確認に必要な事項を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない。

5 第五十四条の四十二第九項の規定は法附則第三十一条の三の二第一項に規定する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金で同項に規定する免除期間又は予定期間に係るものについて、第五十四条の四十三の規定は法附則第三十一条の三の二第三項において読み替えて準用する法第六百一条第三項の三の二第三項において読み替えて準用する法第六百一条第三項に規定する担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第五十四条の四十二第九項	納税義務の免除に 係る期間	法附則第三十一条の三の二第一項に規定する免除期間又は予定期間
第五十四条の四十三第一項	納税義務の免除に 係る期間	法附則第三十一条の三の二第一項に規定する予定期間
第五十四条の四十三第二項	納税義務の免除に 係る期間	法附則第三十一条の三の二第三項において読み替えて準用する法第六百一条第二項
第五十四条の四十三第三項	納税義務の免除に 係る期間	法附則第三十一条の三の二第一項に規定する予定期間

6 法附則第三十一条の三の二第二項の規定又は同条第三項において準用する法第六百一条第三項若しくは第四項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六百一条の十四の規定の適用については、同条第一項第四号中「又は第六百三条の二の二第二項」とあるのは、「第六百三条の二の二第二項又は附則第三十一条の三の二第三項」と、「若しくは第六百二十九条第五項」とあるのは、「第六百二十九条第五項若しくは附則第三十一条の三の二第二項」と、同条第二項中「又は第六百二十九条第八項」とあるのは、「第六百二十九条第八項又は附則第三十一条の三の二第三項」とする。

(法附則第三十一条の三の二第一項の理由等)

第十六条の二の二 法附則第三十一条の三の二第四項に規定する政令で定める理由は、工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は大規模な宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の事情により同項に規定する土地の所有者等（第四項において「土地の所有者等」という。）が同項の申出に係る土地（以下この項及び次項並びに次条において「対象土地」という。）を非課税土地（法附則第三十一条の三の二第一項に規定する非課税土地をいう。次条において同じ。）として使用し、若しくは使用させ、対象土地について特例譲渡（同項に規定する特例譲渡をいう。次条において同じ。）をし、又は対象土地を免除土地（同項に規定する免除土地をいう。次項及び次条において同じ。）として使用し、若しくは使用させるために要する期間が二年を超えることがやむを得ないものとして市町村長の承認を受けた理由とする。

2 法附則第三十一条の三の二第四項に規定する政令で定める期間は、前項の理由を勘案して市町村長が定める相当の期間（対象土地を免除土地として使用し、又は使用させる予定であることに

つき市町村長が同条第一項の認定をする場合にあっては、前項の理由を勘案して五年を超えない範囲内で市町村長が定める相当の期間」とする。

3 法附則第三十一条の三の四第二項に規定する政令で定める日は、市町村長が次条第三項前段の通知をする日とする。

4 法附則第三十一条の三の四第四項後段に規定する政令で定める要件は、同条第一項の認定に係る土地の所有者等が当該認定の日前三年以内において特別土地保有税及び固定資産税に係る地方団体の徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における特別土地保有税及び固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付状況からみて当該徴収猶予に係る特別土地保有税を納付する實力を有することが確実であると認められることとする。

5 法附則第三十一条の三の四第四項後段の規定により担保を徴収する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

（法附則第三十一条の三の四第一項の認定、申請又は確認の手続等）

第十六条の二の三 法附則第三十一条の三の四第一項の申出をしようとする同項に規定する土地の所有者等は、総務省令で定めるところにより、当該申出に係る土地の所在及び面積その他の必要な事項を記載した申出書を市町村長に提出しなければならない。

2 法附則第三十一条の三の四第一項の申出をした者（以下この条において「申出者」という。）は、当該申出に係る対象土地について同項の規定による市町村長の認定を受けようとする場合には、総務省令で定めるところにより、当該対象土地の所在及び面積、非課税土地としての用途、特例譲渡の目的又は免除土地としての用途、非課税土地としての使用の開始、特例譲渡又は免除土地としての使用の開始の予定年月日その他必要な事項を記載した申請書並びに当該対象土地に係る事業計画書で当該申請書に記載した事項についての事実を証するものを市町村長に提出しなければならない。この場合において、前条第一項の承認を受けようとする申出者は、当該申請書に同項の二年の期間の延長を必要とする理由その他の必要な事項を付記しなければならない。

3 市町村長は、前項の申請書及び事業計画書の提出があつた場合において、法附則第三十一条の三の四第一項の認定をしたとき、又は当該認定をしなかつたときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。この場合において、同項の二年の期間を延長して変更後予定期間（同項に規定する変更後予定期間をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。）を定めたときは、当該変更後予定期間を当該申請者に併せて通知しなければならない。

4 申出者は、対象土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させたこと、対象土地について特例譲渡をしたこと又は対象土地を免除土地として使用し、若しくは使用させたことにつき法附則第三十一条の三の四第一項の規定による市町村長の確認を受けようとする場合には、総務省令で定めるところにより、当該対象土地の所在及び面積、非課税土地としての用途、特例譲渡の目的又は免除土地としての用途、非課税土地としての使用の開始、特例譲渡又は免除土地としての使用の開始の年月日、変更後予定期間その他当該確認に必要な事項を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない。

5 第五十四条の四十二第九項の規定は法附則第三十一条の三の四第一項に規定する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金で同項に規定する免除期間、予定期間又は変更後予定期間に係るものについて、第五十四条の四十三の規定は法附則第三十一条の三の四第三項の規定による申請について準用する。この場合において、第五十四条の四十二第九項第一号及び第二号中「納税義務の免除に係る期間」とあるのは「法附則第三十一条の三の第三項に規定する免除期間、同項に規定する予定期間又は法附則第三十一条の三の四第一項に規定する変更後予定期間」と、第五十四条の四十三中「納税義務の免除に係る期間」とあるのは「法附則第三十一条の三の四第一項に規定する変更後予定期間」と読み替えるものとする。

6 法附則第三十一条の三の四第二項、第四項又は第五項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六条の十四の規定の適用については、同条第一項第四号中「若しくは第六百二十九条第五項」とあるのは「第六百二十九条第五項若しくは附則第三十一条の三の四第二項、第四項若

しくは第五項」と、同条第二項中「又は第六百一条第八項」とあるのは「第六百一条第八項」と、「の規定による」とあるのは「又は附則第三十一条の三の四第九項の規定による」とする。

（法附則第三十一条の三の五第三項の計画等）

第十六条の二の四 法附則第三十一条の三の五第三項に規定する政令で定める計画は、国土交通省の作成した石狩新港地区の開発に関する計画及び青森県の作成したむつ小川原地区の開発に関する計画とする。

2 法附則第三十一条の三の五第四項に規定する政令で定める土地の譲渡は、第五十四条の四十五第四項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる土地の譲渡（同項第五号又は第六号に掲げる土地の譲渡にあつては、当該譲渡が公募の方法により行われるものに限る。）とする。

（法附則第三十一条の四第一項及び第二項の特定施設）

第十六条の二の五 法附則第三十一条の四第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第六百三条の二第一項第二号に規定する駐車場、資材置場その他の土地自体の利用を主たる目的とする特定施設のうち建物又は構築物を伴わないものとして政令で定めるものは、当該特定施設のうち、次に掲げる建物又は構築物及びこれらと一体的に利用されている土地により構成されているもの以外のものとする。

一 建築基準法第七第五項又は第七条の二第五項に規定する検査済証を交付された建物又は構築物

二 自動車車庫の用に供する構築物（その建築について建築基準法第六第一項の確認を要する建築物を除く。）のうち総務省令で定める特殊の装置を用いて設けられたもの

第十六条の二の六 削除

（法附則第三十二条の四第一項の事業等）

第十六条の二の七 法附則第三十二条の四第一項に規定する政令で定める事業は、二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定第一条（「」）に規定する博覧会に関連する非商業的活動に係る事業とする。

2 法附則第三十二条の四第一項の規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せて行う場合における従業者給与総額の算定については、第五十六条の四十九の規定を準用する。この場合において、同条中「第七百一条の三十四第三項又は第五項」とあるのは、「附則第三十二条の四第一項」と読み替えるものとする。

（法附則第三十二条第一項の特定民間観光関連施設等）

第十六条の二の八 法附則第三十二条第一項に規定する特定民間観光関連施設で政令で定めるものは、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設で総務省令で定めるもの（以下この項において「対象施設」という。）の用に供する家屋又は構築物（当該対象施設に含まれる部分に限るものとし、当該対象施設の用に供する事務所、宿舍その他その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもので総務省令で定めるものを除く。第一号において同じ。）で次に掲げる要件に該当するものをその用に供する施設とする。

一 当該家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第六第一号及び第二号又は法人税法施行令第十三第一号及び第二号に掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が一億円を超えるものであること。

二 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積（以下この号において「共用部分の床面積」という。）を除く。）のうちに当該対象施設に含まれる部分の床面積（共用部分の床面積を除く。）の占める割合が二分の一以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第六第二号又は法人税法施行令第十三第二号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）の取得価額の合計額のうちに当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が二分の一以上のものであること。

2	法附則第三十三條第二項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる要件を満たす施設とする。	
	一 当該施設に設置される機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が千万円以上であること。	
3	二 当該施設に係る建物及びその附属設備の取得価額の合計額が一億円以上であること。	
	法附則第三十三條第三項に規定する産業高度化・事業革新促進事業で政令で定めるものは、沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第四條各号（第九号を除く。）に掲げる業種に属する事業とする。	
4	法附則第三十三條第三項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる要件を満たす施設とする。	
	一 当該施設に設置される機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が千万円以上であること。	
5	二 当該施設に係る建物及びその附属設備の取得価額の合計額が一億円以上であること。	
	法附則第三十三條第四項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる要件を満たす施設とする。	
6	一 当該施設に設置される機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が千万円以上であること。	
	二 当該施設に係る建物及びその附属設備の取得価額の合計額が一億円以上であること。	
第 十 六 条 の 二 の 九	法附則第三十三條第五項に規定する政令で定める施設は、特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第二條第一項に規定する農産加工品の生産の用に供する施設で総務省令で定めるものとする。	
	（法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三條の規定の適用がある場合における同条の規定の適用等）	
法 附 則 第 三 十 三 條 第 一 項	第十六條の二の十 事業所等（法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。次項及び第三項において同じ。）において行われる事業につき法第七百一条の四十一第一項又は第五項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
	当該特定民間観光関連施設に係る事業所床面積	第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積を当該特定民間観光関連施設に係る事業所床面積から控除して得た面積
法 附 則 第 三 十 三 條 第 二 項 か ら 第 五 項 ま で	第七百一条の四十一第一項	同条第三項
	同条第三項	同条第三項
2	事業所等において行われる事業につき法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三條第六項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該特定事業所内保育施設に係る事業所床面積又は従業員給与総額」とあるのは、「第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積又は金額を当該特定事業所内保育施設に係る事業所床面積又は従業員給与総額から控除して得た面積又は金額」と、「第七百一条の四十一第三項」とあるのは「同条第三項」とする。	
	第三 第五十六條の六十七の規定は、法附則第三十三條第六項の規定の適用を受ける同項に規定する特定事業所内保育施設に係る事業所等において当該特定事業所内保育施設に係る事業とその他の事業とを併せて行う場合における従業員給与総額の算定について準用する。	

（上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）		
第十六条の二の十一 法附則第三十三条の二第二項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、前年中の同項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額とする。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額から控除する。		
2 法附則第三十三条の二第二項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
法第四十五条の二第二項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の二第二項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額
第七条の二の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第二項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（以下この節において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）
第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ	山林所得金額	山林所得金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額
第七条の九第一項第二号ホ	総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額
第七条の十一第一項及び第三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は上場株式等に係る配当所得等の金額
3 法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、前年中の同項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額とする。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額から控除する。		
4 法附則第三十三条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
法第三百十五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第三百十七条及び第三百十七条の二第二項第一号において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）
法第三百十五条第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額
法第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は上場株式等に係る配当所得等の金額
第四十六条の二の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（以下この節において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）
第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ	山林所得金額	山林所得金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額
第四十八条の三第一項第二号ホ	総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額

第四十八條の五の第三項及び第三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は上場株式等に係る配当所得等の金額
	所得金額	金額
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例) 第十六条の三 法附則第三十三條の三第一項に規定する事業所得及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得又は雑所得に係る租税特別措置法施行令第十九條第四項の規定による収入金額から当該事業所得又は雑所得に係る同項の規定による原価等の額を控除した金額の合計額（法附則第三十三條の三第三項第二号の規定により適用される所得税法第六十九條の規定の適用がある場合又は同項第三号の規定により適用される法第三十二條第八項若しくは第九項の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後の金額）とする。		
2	法附則第三十三條の三第一項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額とする。	3
	法附則第三十三條の三第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	法第四十五條の一第一項第一号
第七條の二の二第二項	又は山林所得金額	山林所得金額
第七條の三の四第二項並びに第七條の十三第一項及び第二項第二号ロ	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額（以下この節において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）
第七條の九第一項第二号イ	総所得金額の総所得金額から	総所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額の総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額から又は土地等に係る事業所得等の金額及び総所得金額から
第七條の九第一項第二号ハ	総所得金額	総所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額の順次
第七條の九第一項第二号ニ	総所得金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から	総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から順次
第七條の九第一項第二号ホ	総所得金額	総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額
第七條の十一第一項及び第三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額
4 法附則第三十三條の三第五項に規定する事業所得及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得又は雑所得に係る租税特別措置法施行令第十九條第四項の規定による収入金額から当該事業所得又は雑所得に係る同項の規定による原価等の額を控除した金額の合計額（法附則第三十三條の三第七項第二号の規定により適用される所得税法第六十九條の規定の適用がある場合又は同項第三号の規定により適用される法第三十二條第八項若しくは第九項の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後の金額）とする。		
5 法附則第三十三條の三第五項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額とする。 6 法附則第三十三條の三第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
法第三十五條	又は山林所得金額	山林所得金額
法第三十五條第一号	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額（以下この節において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）
法第三十七條及び第三百十七條の二第一項	又は山林所得金額	山林所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額
法第四十六條の二の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額（以下この節において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）
第四十六條の四第二項並びに第四十八條の六第一項及び第二項第二号ロ	山林所得金額	山林所得金額並びに土地等に係る事業所得等の金額
第四十八條の三第一項第二号イ	総所得金額の総所得金額から	総所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額の総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額から又は土地等に係る事業所得等の金額及び総所得金額から
第四十八條の三第一項第二号ハ	総所得金額	総所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額の順次
第四十八條の三第一項第二号ニ	総所得金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から	総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から順次
第四十八條の三第一項第二号ホ	総所得金額	総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額
第四十八條の五の三第一項及び第三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額
(長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例) 第十七條 法附則第三十四條第二項の規定により法附則第三十五條第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額を控除する場合において、法附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額のうちに租税特別措置法第三十三條の四第一項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第一項又は第三十五條の三第一項の規定の適用に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、当該損失の金額は、まず当該他の部分の金額から控除し、なお控除することができない当該損失の金額があるときは、これを順次同項又は同法第三十四條の三第一項、第三十五條の二第一項、第三十四		

条の二第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項若しくは第三十三条の四第一項の規定の適用に係る部分の金額から控除する。

2 法附則第三十四条第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第四十五条の二第一項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十五条の二第二項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定に該当する場合に、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）
第七条の二の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額（以下この節において「長期譲渡所得の金額」という。）
第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ	山林所得金額	山林所得金額並びに長期譲渡所得の金額
第七条の九第一項第二号ホ	総所得金額	総所得金額、長期譲渡所得の金額
第七条の十一第一項及び第三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は長期譲渡所得の金額
3 法附則第三十四条第五項の規定により法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額を控除する場合において、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額のうちに租税特別措置法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第二項又は第三十五条の三第一項の規定の適用に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、当該損失の金額は、まず当該他の部分の金額から控除し、なお控除することができない当該損失の金額があるときは、これを順次同項又は同法第三十四条の三第一項、第三十五条の二第二項、第三十四条の二第一項、第三十四条第一項若しくは第三十三条の四第一項の規定の適用に係る部分の金額から控除する。		
4 法附則第三十四条第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
法第三百十五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（第三百十七条及び第三百十七條の二第二項第一号において「長期譲渡所得の金額」という。）
法第三百十五条第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額
法第三百十七条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は長期譲渡所得の金額
法第三百十七條の二第二項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合に、これらの規定の適用により

同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する政令で定める日は、同項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間の末日から同日以後二年（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項第一号又は第二号に掲げる事業（その造成に係る住宅建設の用に供される一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限る。）にあつては、四年）を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可等を受けることができるものと見込まれる日として市町村長が認定した日（当該事業について、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十四項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日（次項において「当初認定日の属する年の末日」という。）とする。

第四十六条の二の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（以下この節において「長期譲渡所得の金額」という。）
第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ	山林所得金額	山林所得金額並びに長期譲渡所得の金額
第四十八条の三第三項第二号ホ	総所得金額	総所得金額、長期譲渡所得の金額
第四十八条の五の三第一項及び第三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は長期譲渡所得の金額

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十七条の二 法附則第三十四条の二第二項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情は、同項の譲渡に係る土地等の買取りをする租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業（以下この項及び第四項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該確定優良住宅地造成等事業につき、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める事由により法附則第三十四条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号に規定する開発許可、同項第十四号ハの都道府県知事の認定、同項第十五号ニの都道府県知事若しくは市町村長の認定又は同項第十六号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅に係る建築基準法第七條第五項若しくは第七條の二第五項に規定する検査済証の交付（以下この条において「開発許可等」という。）を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた事情（当該土地等の譲渡については、当該事情）とする。

一 租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項第一号から第三号までに掲げる事業 当該各号に定める事由

二 確定優良住宅地造成等事業（前号に掲げる事業で同号に定める事由があるものを除く。） 当該事業につき災害その他の総務省令で定める事情（第三項において「災害等」という。）が生じたことにより当該事業に係る開発許可等を受けるために要する期間が通常二年を超えることとなることと見込まれること。

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する政令で定める日は、同項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間の末日から同日以後二年（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項第一号又は第二号に掲げる事業（その造成に係る住宅建設の用に供される一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限る。）にあつては、四年）を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可等を受けることができるものと見込まれる日として市町村長が認定した日（当該事業について、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十四項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日（次項において「当初認定日の属する年の末日」という。）とする。

3 第一項第一号に掲げる事業（当該事業につき同号に定める事由により同項の承認を受けた事情があるものに限る。）につき、災害等が生じたことにより、又は当該事業が租税特別措置法施行令第二十条の二第二十五項に規定する大規模住宅地等開発事業であることにより、当初認定日の

属する年の末日までに当該事業に係る開発許可等を受けることが困難であると認められるとして総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けた事情（当該事業について、同項の税務署長の承認を受ける事情がある場合には、当該事情）があるときは、法附則第三十四条の第二項に規定する政令で定める日は、前項の規定にかかわらず、当該当初認定日の属する年の末日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可等を受けることができる（当該事業について、市町村長が認定した日（当該事業について、租税特別措置法施行令第二十条の第二十五項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日とする）。

4 法附則第三十四条の第二項に規定する政令で定める場合は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該確定優良住宅地造成等事業につき同項に規定する予定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により同条第二項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合（租税特別措置法施行令第二十条の第二十六項の税務署長の承認を受けた場合を含む。）とし、法附則第三十四条の第二項に規定する政令で定める日は、同条第二項に規定する予定期間の末日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日で当該確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができる（当該確定優良住宅地造成等事業について、市町村長が認定した日（当該確定優良住宅地造成等事業について、市町村長が認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日とする）。

（阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例）

第十七条の二 法附則第三十四条の二に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第三十一条の第二項第十三号若しくは第十四条の造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る法附則第三十四条の第二項又は第五項に規定する期間の末日が平成七年十二月三十一日である場合（これらの規定の適用によりこれらの規定に規定する政令で定める日までの期間その延長が認められる場合を除く。）であつて、当該事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該事業につき阪神・淡路大震災による被害により同月三十一日までに前条第一項に規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成七年政令第二十九号）第十四条第一項の税務署長の承認を受けた場合を含む。）とする。

2 法附則第三十四条の二に規定する政令で定める日は、平成八年一月一日から起算して二年以内の日で前項に規定する事業につき前条第一項に規定する開発許可等を受けることができる（見込まれる日として市町村長が認定した日（当該事業について、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十四条第二項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日とする）。

（短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十七条の三 法附則第三十五条第一項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうち同条第三項に規定する土地等の譲渡に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそれぞれにつき同条第一項の計算を行うものとする。

2 法附則第三十五条第二項の規定により法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額を控除する場合において、法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額のうち租税特別措置法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項又は第三十五条第一項の規定の適用に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、当該損失の金額は、まず当該他の部分の金額から控除し、なお控除することができない当該損失の金額があるときは、これを順次同法第三十四条の三第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は第三十三条の四第一項の規定の適用に係る部分の金額から控除する。

3 法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額と法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額とがある場合における法第三十四条第十一項の規定の適用については、同項

中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

4 法附則第三十五条第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第四十五条の二 第一項第一号	又は山林 所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）
第七條の二の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額（以下この節において「短期譲渡所得の金額」という。）
第七條の三の四第二項並びに第七條の十三第一項及び第二項第二号ロ	山林所得金額	山林所得金額並びに短期譲渡所得の金額
第七條の九第一項第二号ホ	総所得金額	総所得金額、短期譲渡所得の金額
第七條の十一第一項及び第三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は短期譲渡所得の金額
5 法附則第三十五条第五項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうち同条第七項に規定する土地等の譲渡に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそれぞれにつき同条第五項の計算を行うものとする。		
6 法附則第三十五条第六項の規定により法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額を控除する場合において、法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額のうち租税特別措置法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項又は第三十五条第一項の規定の適用に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、当該損失の金額は、まず当該他の部分の金額から控除し、なお控除することができない当該損失の金額があるときは、これを順次同法第三十四条の三第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は第三十三条の四第一項の規定の適用に係る部分の金額から控除する。		
7 法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額と法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額とがある場合における法第三十四条の二第二十一項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。		
8 法附則第三十五条第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
法第三百十五條	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（第三百十七條及び第三百十七條の二第一項第一号において「短期譲渡所得の金額」という。）
法第三百十五條第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額

法第三百十七條	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は短期譲渡所得の金額
法第三百十七條の二第二項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第二項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項又は第三十六條の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二條第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）
第四十六條の二の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額（以下この節において「短期譲渡所得の金額」という。）
第四十六條の四第二項並びに第四十八條の六第一項及び第二項第二号ロ	山林所得金額	山林所得金額並びに短期譲渡所得の金額
第四十八條の三第一項第二号ホ	総所得金額	総所得金額、短期譲渡所得の金額
第四十八條の五の三第一項及び第三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は短期譲渡所得の金額

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十八条 法附則第三十五條の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる同条第二項に規定する一般株式等の租税特別措置法第三十七條の十第一項に規定する譲渡（以下この項及び第五項並びに附則第十八條の六第八項及び第二十五項において「一般株式等の譲渡」という。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定（租税特別措置法施行令第二十五條の十二第七項及び第八項、第二十五條の十二の二第七項並びに第二十六條の二十八の三第六項の規定を除く。以下この条から附則第十八條の六までにおいて同じ。）の例により計算した当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、当該各号に定めるところにより控除する。

- 一 当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。
 - 二 当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑所得の金額から控除する。
 - 三 当該一般株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡所得の金額から控除する。
- 前年中において法附則第三十五條の二第二項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する法第二十四條第一項第一号の者が、法第四十五條の二第二項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、一般株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五條の二第二項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。
- 3 前項の者が租税特別措置法第二十九條の二第四項に規定する特定株式又は同項に規定する承継特定株式に係る法附則第三十五條の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における前項の規定の適用については、同項中「明細書」とあるのは、「明細その他総務省令で定める事項を記載した書類」とする。

4 法附則第三十五條の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	法第四十五條の二第二項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五條の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額
第七條の二の二第二項	山林所得金額	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五條の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この節において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）
第七條の三の四第二項並びに第七條の十三第一項及び第二項第二号ロ	山林所得金額	山林所得金額	山林所得金額並びに一般株式等に係る譲渡所得等の金額
第七條の九第一項第二号ホ	総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額
第七條の十一第一項及び第三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は一般株式等に係る譲渡所得等の金額	若しくは山林所得金額又は一般株式等に係る譲渡所得等の金額
5 法附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、当該各号に定めるところにより控除する。	山林所得金額	山林所得金額	山林所得金額
一 当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。	山林所得金額	山林所得金額	山林所得金額
二 当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑所得の金額から控除する。	山林所得金額	山林所得金額	山林所得金額
三 当該一般株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡所得の金額から控除する。	山林所得金額	山林所得金額	山林所得金額
前年中において法附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する法第二十九條第一項第一号の者が、法第三十七條の二第二項に規定する申告書を提出する場合においては、総務省令で定めるところにより、一般株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。	山林所得金額	山林所得金額	山林所得金額
7 前項の者が租税特別措置法第二十九條の二第四項に規定する特定株式又は同項に規定する承継特定株式に係る法附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における前項の規定の適用については、同項中「明細書」とあるのは、「明細その他総務省令で定める事項を記載した書類」とする。	山林所得金額	山林所得金額	山林所得金額
8 法附則第三十五條の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	山林所得金額	山林所得金額	山林所得金額
法第三十五條	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第三十七條及び第三十七條の二第二項第一号において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）	山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十七條の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額
法第三十五條第一号	山林所得金額	山林所得金額	山林所得金額

法第三百七条及び第三百七条の二第一項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は一般株式等に係る譲渡所得等の金額
第四十六条の二の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この節において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）
第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号	山林所得金額	山林所得金額並びに一般株式等に係る譲渡所得等の金額
第四十八条の三第二項第二号	総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額
第四十八条の五の三第一項及び第三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は一般株式等に係る譲渡所得等の金額

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十八条の二 法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の基因となる同条第二項に規定する上場株式等の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する譲渡（以下この項及び第五項において「上場株式等の譲渡」という。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。

- 一 当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。
- 二 当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑所得の金額から控除する。
- 三 当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡所得の金額から控除する。
- 2 前年中において法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を含む法第二十四条第一項第一号の者が、法第四十五条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。
- 3 前項の者が租税特別措置法第二十九条の二第四項に規定する特定株式又は同項に規定する承継特定株式に係る法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における前項の規定の適用については、同項中「明細書」とあるのは、「明細その他総務省令で定める事項を記載した書類」とする。
- 4 前条第四項の規定は、法附則第三十五条の二の二第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前条第四項の表中「附則第三十五条の二第二項」とあるのは「附則第三十五条の二の二第二項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。
- 5 法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の基因となる上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額

及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。

- 一 当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。
- 二 当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑所得の金額から控除する。
- 三 当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡所得の金額から控除する。
- 6 前年中において法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を含む法第二百九十四条第一項第一号の者が、法第三十七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。
- 7 前項の者が租税特別措置法第二十九条の二第四項に規定する特定株式又は同項に規定する承継特定株式に係る法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における前項の規定の適用については、同項中「明細書」とあるのは、「明細その他総務省令で定める事項を記載した書類」とする。
- 8 前条第八項の規定は、法附則第三十五条の二の二第五項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前条第八項の表中「附則第三十五条の二第二項」とあるのは「附則第三十五条の二の二第五項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第三十七条の十第一項」とあるのは「第三十七条の十一第一項」と読み替えるものとする。

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第十八条の三 法附則第三十五条の二の三第一項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式又は公社債の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 特定管理株式等（法附則第三十五条の二の三第一項に規定する特定管理株式等をいう。以下この条において同じ。） 同項に規定する事実が発生した特定管理株式等につき当該事実が発生した日において次項に定めるところにより当該特定管理株式等に係る一株又は一単位当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該特定管理株式等の数を乗じて計算した金額
- 二 特定口座内公社債（法附則第三十五条の二の三第一項に規定する特定口座内公社債をいう。以下この条において同じ。） 同項に規定する事実が発生した特定口座内公社債につき当該事実が発生した日において次条第一項に定めるところにより当該特定口座内公社債に係る一単位当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該特定口座内公社債の数を乗じて計算した金額
- 2 特定管理株式等の譲渡（法附則第三十五条の二の三第二項に規定する譲渡をいう。以下この項及び第五項において同じ。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額は、道府県民税の所得割の納税義務者が有するそれぞれの特定管理口座（同条第二項に規定する特定管理口座をいう。以下この項及び第五項において同じ。）ごとに、当該特定管理口座に係る特定管理株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得と当該特定管理株式等の譲渡以外の株式等（同条第二項に規定する株式等をいう。第五項において同じ。）の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の例により計算するものとする。
- 3 法附則第三十五条の二の三第一項の規定の適用を受けようとする道府県民税の所得割の納税義務者は、同条第三項の申告書に、同条第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければならない。

ばならない。ただし、当該申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときは、この限りでない。

4 法附則第三十五条の二の第三項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式又は公社債の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 特定管理株式等 法附則第三十五条の二の第三項に規定する事実が発生した特定管理株式等につき当該事実が発生した日において次項に定めるところにより当該特定管理株式等に係る一株又は一単位当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該特定管理株式等の数を乗じて計算した金額

二 特定口座内公社債 法附則第三十五条の二の第三項に規定する事実が発生した特定口座内公社債につき当該事実が発生した日において次条第五項に定めるところにより当該特定口座内公社債に係る一単位当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該特定口座内公社債の数を乗じて計算した金額

5 特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額は、市町村民税の所得割の納税義務者が有するそれぞれの特定管理口座ごとに、当該特定管理口座に係る特定管理株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得と当該特定管理株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算するものとする。

6 法附則第三十五条の二の第三項の規定の適用を受けようとする市町村民税の所得割の納税義務者は、同条第七項の申告書に、同条第五項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければならぬ。ただし、当該申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときは、この限りでない。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例)

第十八条の四 法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座内保管上場株式等（以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡（同条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算は、道府県民税の所得割の納税義務者が有するそれぞれの特定口座（同項に規定する特定口座をいう。以下この条において同じ。）ごとに、当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等（法附則第三十五条の二の第三項に規定する株式等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算することにより行うものとする。

2 法附則第三十五条の二の四第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡（以下この項において「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」という。）による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算は、道府県民税の所得割の納税義務者が有するそれぞれの特定口座ごとに、当該特定口座に係る信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得又は雑所得と当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得又は雑所得とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額を計算することにより行うものとする。

3 租税特別措置法施行令第二十五条の十の第二十二項第三号の規定の適用がある場合における同号に規定する当該割当株式を受け入れた特定口座に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、法第三十二条第十四項及び第十五項の規定は、適用しない。この場合における法附則第三十五条の二の第二項の規定の適用については、同項中「第三十二条第十五項の規定により同条第十四項」とあるのは、「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十八条の四第三項の規定により第三十二条第十四項」とする。

4 前年中において法附則第三十五条の二の第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等がある法第二十四条第一項第一号の者で租税特別措置法第三十七条の十一の第三項第一号に規定

する金融商品取引業者等の営業所（国内にあるものに限る。）に特定口座を開設していたものが法第四十五条の二第二項又は第三項に規定する申告書（法附則第三十五条の三第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合において、前年中に、第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若しくは雑所得の基因となる上場株式等（法附則第三十五条の二の四第一項に規定する上場株式等をいう。第八項において同じ。）の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十八条の二第二項の規定の適用については、租税特別措置法施行令第二十五条の十の第十二項に規定する特定口座年間取引報告書若しくはその写し又は当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等に係る同条第一項に規定する電磁的記録印刷書面（以下この項及び第八項において「特定口座年間取引報告書等」という。）（二以上の特定口座を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの合計表（総務省令で定める事項を記載したものをいう。）。第八項において同じ。）の添付をもつて附則第十八条の二第二項に規定する明細書の添付に代えることができる。

5 法附則第三十五条の二の四第四項に規定する特定口座内保管上場株式等（以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算は、市町村民税の所得割の納税義務者が有するそれぞれの特定口座ごとに、当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算することにより行うものとする。

6 法附則第三十五条の二の四第五項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡（以下この項において「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」という。）による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算は、市町村民税の所得割の納税義務者が有するそれぞれの特定口座ごとに、当該特定口座に係る信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得又は雑所得と当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得又は雑所得とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額を計算することにより行うものとする。

7 租税特別措置法施行令第二十五条の十の第二十二項第三号の規定の適用がある場合における同号に規定する当該割当株式を受け入れた特定口座に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、法第三百十三條第十四項及び第十五項の規定は、適用しない。この場合における法附則第三十五条の二の第五項の規定の適用については、同項中「第三百十三條第十五項の規定により同条第十四項」とあるのは、「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十八条の四第七項の規定により第三百十三條第十四項」とする。

8 前年中において法附則第三十五条の二の第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等がある法第二百九十四條第一項第一号の者で租税特別措置法第三十七条の十一の第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所（国内にあるものに限る。）に特定口座を開設していたものが法第三百十七條の二第二項又は第三項に規定する申告書（法附則第三十五条の三第十八項において準用する法第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合において、前年中に、第五項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は第六項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若しくは雑所得の基因となる上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十八条の二第六項の規定の適用については、特定口座年間取引報告書等の添付をもつて同項に規定する明細書の添付に代えることができる。

- (源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算及び特別徴収等の特例)
- 第十八条の四の二** 道府県民税の所得割に係る源泉徴収選択口座内配当等(法附則第三十五条の二の五第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等という。以下この項及び第十項において同じ)に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の計算は、当該所得割の納税義務者が有するそれぞれの源泉徴収選択口座(法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この条において同じ。)ごとに、当該源泉徴収選択口座に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の利子等(所得税法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。第十項において同じ。)及び配当等(同法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。第十項において同じ。)に係る利子所得の金額及び配当所得の金額とを区分して、同法その他の所得税に関する法令の規定の例により当該源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額を計算することにより行うものとする。
- 2 第九条の二十第一項の規定は、法附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えて適用される法第七十一条の三十一第二項に規定する政令で定める場合及び政令で定める日について準用する。この場合において、第九条の二十第一項第一号中「選択口座(法第二十三条第一項第十六号に規定する選択口座をいう。以下この条)」とあるのは「源泉徴収選択口座(法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項)」と、「金融商品取引業者等(法第七十一条の五十一第一項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この条において同じ。)」とあるのは「特別徴収義務者」と、「当該選択口座」とあるのは「当該源泉徴収選択口座」と、「金融商品取引業者等の営業所」とあるのは「特別徴収義務者の営業所」と、同項第二号から第五号までの規定中「選択口座」とあるのは「源泉徴収選択口座」と、同項第二号及び第三号中「金融商品取引業者等」とあるのは「特別徴収義務者」と読み替えるものとする。
- 3 法附則第三十五条の二の五第三項の規定は、前項において準用する第九条の二十第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつたことにより源泉徴収選択口座内配当等(法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等という。次項、第五項及び第八項において同じ。)について徴収して納入すべき配当割の額の計算をする場合については、適用しない。
- 4 法附則第三十五条の二の五第三項の場合において、当該道府県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に当該特別徴収義務者が当該源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に法第七十一条の三十一第二項の規定により既に徴収した道府県民税の配当割の額が法附則第三十五条の二の五第三項の規定を適用して計算した道府県民税の配当割の額に満たないときは、当該特別徴収義務者は、当該満たない部分の金額に相当する配当割を徴収して納入することを要しない。
- 5 第二項において読み替えて準用する第九条の二十第一項第一号に規定する営業の譲渡を受けた特別徴収義務者又は同項第二号に規定する資産及び負債の移転を受けた特別徴収義務者(第八項及び第九項において「移管先の特別徴収義務者」という。)が、当該譲渡又は移転により移管を受けた源泉徴収選択口座に係る源泉徴収選択口座内配当等につき、法附則第三十五条の二の五第三項及び前項の規定により当該移管を受けた日の属する年中に徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額を計算する場合又は同条第四項の規定により還付すべき道府県民税の配当割の額を計算する場合には、これらの規定に規定する源泉徴収選択口座内配当等の額及び既に徴収した配当割の額には、これらの規定に規定する源泉徴収義務者(第八項において「移管元の特別徴収義務者」という。)が交付したこれらの規定に規定する源泉徴収選択口座内配当等の額及び既に徴収した配当割の額を含めて、これらの規定を適用するものとする。
- 6 法附則第三十五条の二の五第三項第一号に規定する政令で定める金額は、その年中にした源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等(同号に規定する特定口座内保管上場株式等という。次項において同じ。)の譲渡につき租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その年中に当該源泉徴収選択口座において

- 処理された差金決済(法附則第三十五条の二の五第三項第二号に規定する差金決済をいう。次項において同じ。)に係る信用取引等に係る上場株式等の譲渡(法附則第三十五条の二の五第三項第二号に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡をいう。次項において同じ。)による事業所得の金額及び雑所得の金額から控除してもなお控除することができない金額とする。
- 7 法附則第三十五条の二の五第三項第二号に規定する政令で定める金額は、その年中に源泉徴収選択口座において処理された差金決済に係る信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同条第一項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除してもなお控除することができない金額とする。
- 8 移管先の特別徴収義務者が第五項の譲渡又は移転により移管を受けた源泉徴収選択口座に係る源泉徴収選択口座内配当等につき法附則第三十五条の二の五第四項の規定による道府県民税の配当割の還付をする場合には、当該源泉徴収選択口座に係る移管元の特別徴収義務者が交付した源泉徴収選択口座内配当等につき法第七十一条の三十一第二項の規定により徴収した道府県民税の配当割の額に相当する金額は、当該移管を受けた日の属する年の当該移管先の特別徴収義務者に係る第九条の二十第二項各号に掲げる金額から控除するものとする。
- 9 第九条の二十第三項及び第四項の規定は、前項の移管先の特別徴収義務者が同項の規定による控除をする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定を」とあるのは「附則第十八条の四の二第八項の規定を」と、「第一項の金融商品取引業者等が前項」とあるのは「同項の移管先の特別徴収義務者が同項」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該移管先の特別徴収義務者」と、同条第四項中「金融商品取引業者等」とあるのは「移管先の特別徴収義務者」と、「選択口座」とあるのは「法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選択口座」と、「第二項」とあるのは「附則第十八条の四の二第八項」とする。
- 10 市町村民税の所得割に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の計算は、当該所得割の納税義務者が有するそれぞれの源泉徴収選択口座ごとに、当該源泉徴収選択口座に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の利子等及び配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により当該源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額を計算することにより行うものとする。
- (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)
- 第十八条の五** 法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一 当該損失の金額が、事業所得又は雑所得の基因となる上場株式等の譲渡(法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡をいう。以下この項から第三項まで及び第六項において同じ。)をしたことにより生じたものである場合 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額
- 二 当該損失の金額が、譲渡所得の基因となる上場株式等の譲渡をしたことにより生じたものである場合 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額
- 2 法附則第三十五条の二の六第二項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度に道府県民税に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第四項第二号及び第六項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)の計算上生じた損失の金額のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

- 3 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、上場株式等の譲渡をした年中の上場株式等（法附則第三十五条の二の第二項に規定する上場株式等をいう。第十二項において同じ。）の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる上場株式等の譲渡に係る第一項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。
- 4 法附則第三十五条の二の第六第四項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。
- 一 控除する上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も前の年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額から順次控除する。
- 二 前年前三年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、前年の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の三第三項及び第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（以下この号において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る配当所得等の金額から控除する。
- 三 法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の二の第六第四項の規定による控除を行った後、法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。
- 5 法附則第三十五条の二の第六第五項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 6 法附則第三十五条の二の第六第五項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のうち、第三項に規定する特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。
- 7 法附則第三十五条の二の第六第一項又は第四項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第一項又は第四項の規定の適用後の金額とする。
- 一 法附則第三十三条の二第三項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額により読み替えて適用される法附則第三十三条の二第一項及び第二項第一号
- 三 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第一項第一号
- 四 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される法第七条の二の二第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第一項第二号ホ、第七条の十一第一項及び第三項並びに第七條の十三第一項及び第二項第二号ロ
- 8 法附則第三十五条の二の第六第四項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。
- 一 法附則第三十五条の二の第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条
- 二 法附則第三十五条の二の第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三十三条の三第一項及び第二項第一号
- 三 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第二項第一号
- 四 附則第十八条の二第二項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される法第七条の二の二第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第一項第二号ホ、第七条の十一第一項及び第三項並びに第七條の十三第一項及び第二項第二号ロ
- 9 法附則第三十五条の二の第六第四項の規定の適用がある場合における法第三十二条第三項及び第四十五條の二第一項第八号の規定の適用については、法第三十二条第三項中「所得税法第二十一条第四十号」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十五条の十一の二十九項第一号又は第二十五条の十二の二第二十三項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二十一条第四十号」と、同号中「前各号に掲げるもののほか」とあるのは「附則第三十五条の二の第六第四項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他」とする。
- 10 法附則第三十五条の二の第六第九項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一 当該損失の金額が、事業所得又は雑所得の基因となる上場株式等の譲渡（法附則第三十五条の二の第六第九項に規定する上場株式等の譲渡をいう。以下この項から第十二項まで及び第十五項において同じ。）をしたことにより生じたものである場合、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額
- 二 当該損失の金額が、譲渡所得の基因となる上場株式等の譲渡をしたことにより生じたものである場合、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額
- 11 法附則第三十五条の二の第六第九項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第十三項第二号及び第十五項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）の計算上生じた損失の金額のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。
- 12 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、上場株式等の譲渡をした年中の上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる上場株式等の譲渡に係る第十項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。
- 13 法附則第三十五条の二の第六第十一項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第十二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。
- 一 控除する上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も前の年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額から順次控除する。
- 二 前年前三年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、前年の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の三第十三項及び第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（以下この号において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る配当所得等の金額から控除する。

三 法第三百十三條第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五條の二の第六十一項の規定による控除を行った後、法第三百十三條第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

14 法附則第三十五條の二の第六十二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、第十項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

15 法附則第三十五條の二の第六十二項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のうち、第十二項に規定する特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

16 法附則第三十五條の二の第六十八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第八項又は第十一項の規定の適用後の金額とする。

一 法附則第三十三條の二第七項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十四條の二第二項及び第三十三條の二第七項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三十三條の二第四項及び第五項第一号

三 法附則第三十五條の六の規定により読み替えて適用される法第七百三條の四第六項及び第七項、第七百三條の五第一項並びに第七百六條の二第一項

四 附則第十六條の二の十一第四項の規定により読み替えて適用される法第三百十五條各号列記以外の部分、第三百十七條及び第三百十七條の二第一項第一号

五 附則第十六條の二の十一第四項の規定により読み替えて適用される第四十六條の二の第二項、第四十六條の四第二項、第四十八條の三第一項第二号ホ、第四十八條の五の三第一項及び第三項並びに第四十八條の六第一項及び第二項第二号ロ

六 附則第十八條の九の規定により読み替えて適用される第五十六條の八十九第二項第二号

17 法附則第三十五條の二の第六十八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、附則第十六條の二の十一第四項の規定により読み替えて適用される法第三百十五條第一号に規定する租税特別措置法第八條の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、同号の規定にかかわらず、同法第三十七條の二の第二項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

18 法附則第三十五條の二の第六十一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 法附則第三十五條の二の第二十八項において準用する法附則第三十五條の二第二十八項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十四條の二

二 法附則第三十五條の二の第二十八項において準用する法附則第三十五條の二第二十八項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三十三條の四第四項及び第五項第一号

三 法附則第三十七條の二の規定により読み替えて適用される法第七百三條の四第六項及び第七項、第七百三條の五第一項並びに第七百六條の二第二項

四 附則第十八條の二第二十八項において準用する附則第十八條第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五條各号列記以外の部分、第三百十七條及び第三百十七條の二第一項第一号

五 附則第十八條の二第二十八項において準用する附則第十八條第八項の規定により読み替えて適用される第四十六條の二の第二項、第四十六條の四第二項、第四十八條の三第一項第二号ホ、第四十八條の五の三第一項及び第三項並びに第四十八條の六第一項及び第二項第二号ロ

六 附則第二十一條の規定により読み替えて適用される第五十六條の八十九第二項第二号

19 法附則第三十五條の二の第六十一項の規定の適用がある場合には、附則第十八條の二第二十八項において準用する附則第十八條第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五條第一号に規定する租税特別措置法第三十七條の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、同号の規定にかかわらず、同法第三十七條の十二の二第五項の規定の適用後の金額とする。

20 法附則第三十五條の二の第六十一項の規定の適用がある場合における法第三百十三條第三項及び第三百十七條の二第二項第八号の規定の適用については、法第三百十三條第三項中「所得税法第二條第一項第四十号」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十五條の十一の二第十九項第一号又は第二十五條の十二の二第二十三項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二條第一項第四十号」と、同号中「前各号に掲げるもののほか」とあるのは「附則第三十五條の二の第六十一項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）
第十八條の六 法附則第三十五條の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第三十五條の三第一項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（同項に規定する払込みをいう。以下この条において同じ。）により取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした日として総務省令で定める日において、総務省令で定める方法により判定した場合に当該特定株式を発行した特定中小会社（同項に規定する特定中小会社をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）が法人税法第二條第十号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として総務省令で定める者

二 当該特定株式を発行した特定中小会社の設立に際し、当該特定中小会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この項において「特定事業主であつた者」という。）
三 特定事業主であつた者の親族
四 特定事業主であつた者とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
五 特定事業主であつた者の使用人
六 前三号に掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産により生計を維持しているもの
七 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
八 前各号に掲げる者以外の者で、特定中小会社との間で当該特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約として総務省令で定める契約を締結していないもの

2 法附則第三十五條の三第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
一 租税特別措置法第三十七條の十三の二第二項に規定する株式会社（以下この項及び第十九項において「特定株式会社」という。）の同条第一項に規定する設立特定株式（次号イ及び第九項において「設立特定株式」という。）を払込みにより取得をした道府県民税の所得割の納税義務者が当該特定株式会社の発起人であること。
二 当該道府県民税の所得割の納税義務者が次に掲げる者に該当しないこと。
イ 当該設立特定株式を発行した特定株式会社の設立に際し、当該特定株式会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この号において「特定事業主であつた者」という。）

ロ 特定事業主であつた者の親族
ハ 特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ニ 特定事業主であつた者の使用人
ホ ロからニまでに掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産により生計を維持しているもの
ヘ ハからホまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

3 法附則第三十五條の三第一項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
一 払込みにより取得をした法附則第三十五條の三第一項に規定する租税特別措置法第三十七條の十三の三第一項各号に掲げる事実（以下この項において「事実」という。）の発生に係る特定株式（以下この項において「価値喪失株式」という。）が事業所得の基因となる株式である

二 当該特定株式を発行した特定株式会社の設立に際し、当該特定株式会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この号において「特定事業主であつた者」という。）

場合 当該事実が発生した日を所得税法施行令第百五十五条第一項に規定するその年十二月三十一日とみなして同項第一号に掲げる方法により当該価値喪失株式に係る一株当たりの取得価額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の日において有する当該価値喪失株式の数を乗じて計算した金額

二 価値喪失株式が譲渡所得又は雑所得の基因となる株式である場合 当該事実が発生した時を所得税法施行令第百五十八条第一項に規定する譲渡の時とみなして同項に定める方法により当該価値喪失株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の日において有する当該価値喪失株式の数を乗じて計算した金額

4 法附則第三十五条の第三項の規定の適用を受けようとする者は、同条第二項の申告書（同条第八項において準用する法第四十五条の第二項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された租税特別措置法第三十七条の十三の第三項において準用する同法第三十七条の十二の第二項において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。）を含む。）に、法附則第三十五条の第三項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければならない。ただし、これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときは、この限りでない。

5 法附則第三十五条の第三項の規定による特定株式に係る譲渡損失の金額（同条第六項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第十三項第二号において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一 控除する特定株式に係る譲渡損失の金額が前年前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も前の年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額から順次控除する。

二 前年前三年内の一の年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、その年分の法附則第三十五条の第三項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）及び同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）があるときは、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、まず当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。

三 法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の第三項の規定による控除を行った後、法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

6 法附則第三十五条の第三項に規定する特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 当該損失の金額が、法附則第三十五条の第三項に規定する適用期間（次号において「適用期間」という。）内に、払込みにより取得をした特定株式で事業所得又は雑所得の基因となるものの譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この号及び次号において同じ。）をしたことにより生じたものである場合（第三号に掲げる場合を除く。） 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該特定株式の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額

二 当該損失の金額が、適用期間内に、払込みにより取得をした特定株式で譲渡所得の基因となるものの譲渡をしたことにより生じたものである場合（次号に掲げる場合を除く。） 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該特定株式の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額

三 当該損失の金額が法附則第三十五条の第三項の規定により同項の特定株式の譲渡をしたことにより生じたものとみなされたものである場合 第三項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した金額

7 法附則第三十五条の第三項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の同項に規定する譲渡（次項において「特定株式の譲渡」という。）をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る同条第六項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

8 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、特定株式の譲渡をした年中の一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は当該一般株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる特定株式の譲渡に係る第六項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

9 特定株式を払込みにより取得をした道府県民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式、払込み以外の方法により取得をした当該特定株式又は当該特定株式と同一銘柄の株式で特定株式に該当しないものの譲渡（法附則第三十五条の二の第三項に規定する譲渡をいう。以下この項、第十二項、第二十六項及び第二十九項において同じ。）をした場合（当該譲渡の時の直前において当該道府県民税の所得割の納税義務者に当該払込みにより取得をした特定株式に係る特定残株数がある場合に限る。）には、これらの株式（以下この条において「同一銘柄株式」という。）の譲渡については、当該譲渡をした当該同一銘柄株式のうち当該譲渡の時の直前における当該払込みにより取得をした当該特定株式に係る特定残株数に達するまでの部分に相当する数の株式が当該払込みにより取得をした当該特定株式に該当するものとみなして、第一項から第十七項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

10 特定株式を払込みにより取得をした道府県民税の所得割の納税義務者が、その有する当該特定株式に係る同一銘柄株式につき所得税法施行令第百十条第一項に規定する分割又は併合後の所有株式（以下この条において「特定分割等株式」という。）を有することとなった場合（当該特定分割等株式を有することとなった時の直前において当該道府県民税の所得割の納税義務者に当該同一銘柄株式に係る特定残株数がある場合に限る。）には、当該特定分割等株式のうち当該特定分割等株式の数の第一号に掲げる数のうちに第二号に掲げる数の占める割合を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する株式を有することとなったことはその有することとなった時において当該割合を乗じて得た数に相当する特定株式を払込みにより取得をしたこととみなして、第一項から第十七項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

11 一 当該特定分割等株式を有することとなった時の直前において有する当該同一銘柄株式の数

二 当該特定分割等株式を有することとなった時の直前における当該特定株式に係る特定残株数

三 特定株式を払込みにより取得をした道府県民税の所得割の納税義務者が、その有する当該特定株式に係る同一銘柄株式につき所得税法施行令第百十条第二項に規定する株式無償割当て後の所有株式（以下この条において「特定無償割当て株式」という。）を有することとなった場合（当該特定無償割当て株式を有することとなった時の直前において当該道府県民税の所得割の納税義務者に当該同一銘柄株式に係る特定残株数がある場合に限る。）には、当該特定無償割当て株式のうち当該特定無償割当て株式の数の第一号に掲げる数のうち第二号に掲げる数の占める割合を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する株式を有することとなったことはその有することとなった時において当該割合を乗じて得た数に相当する特定株式を払込みにより取得をしたこととみなして、第一項から第十七項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

一 当該特定無償割当て株式を有することとなった時の直前において有する当該同一銘柄株式の数

二 当該特定無償割当て株式を有することとなった時の直前における当該特定株式に係る特定残株数

12 前三項に規定する特定残株数は、同一銘柄の株式に係る第一号に掲げる数から当該同一銘柄の株式に係る第二号に掲げる数を控除した数をいうものとし、特定分割等株式を有することとなつたことがある場合又は特定無償割当て株式を有することとなつたことがある場合においてこれらの号に掲げる数の算出をするときは、当該特定分割等株式又は特定無償割当て株式を有することとなつた時（当該特定分割等株式又は特定無償割当て株式を有することとなつた時が二以上ある場合には、最後の当該特定分割等株式又は特定無償割当て株式を有することとなつた時）以後にされた特定株式の払込みによる取得又は株式の譲渡若しくは贈与を基礎として計算するものとする。

一 払込みにより取得をした特定株式の数（払込みによる取得が二以上ある場合には、当該二以上の払込みによる取得をした特定株式の数の合計数）

二 特定株式の払込みによる取得の時（払込みにによる取得が二以上ある場合には、最初の払込みによる取得の時）以後に譲渡又は贈与をした株式の数

13 法附則第三十五条の第三項において読み替えて準用する法第四十五条の第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額

14 二 法附則第三十五条の第三項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項
三 前二号に掲げるもののほか、道府県民税の賦課徴収について必要な事項

法附則第三十三条の第三項、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の第三項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額若しくは法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

15 法附則第三十五条の第三項又は第八項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十二条第九項の規定の適用については、同項中「道府県民税に関する申告書」とあるのは、「道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の第三項において準用する第四十五条の第二項の規定による申告書を含む）」とする。

16 法附則第三十五条の第三項又は第五項の規定の適用がある場合には、第一号から第四号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第五号から第八号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第三項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

一 法附則第三十五条の第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条

二 法附則第三十五条の第二項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三十三条の第三項及び第二項第一号

三 附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される法第四十五条の第二項第一号

四 附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七條の二の第二項、第七條の三の四第二項、第七條の九第一項第二号ホ、第七條の十一第一項及び第三項並びに第七條の十三第一項及び第二項第二号ロ

五 法附則第三十五条の二の第二項において準用する法附則第三十五条の第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条

六 法附則第三十五条の二の第二項において準用する法附則第三十五条の第二項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三十三条の第三項及び第二項第一号

七 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第一項第一号

八 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七條の二の第二項、第七條の三の四第二項、第七條の九第一項第二号ホ、第七條の十一第一項及び第三項並びに第七條の十三第一項及び第二項第二号ロ

17 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の第三項又は第八項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三十二条第三項	所得税法第二十条第一項第四十号	租税特別措置法施行令第二十五条の十二の第三第二十三項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二十条第一項第四十号
同項の規定による道府県民税に関する申告書	同項の規定による道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の第三項において準用する第四十五条の第二項第四項の規定による申告書を含む。）	同項の規定による道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の第三項において準用する第四十五条の第二項第四項の規定による申告書を含む。）
同項ただし書	同項ただし書	同項ただし書
法第三十二条第六項	を含む	及びその時までに提出された附則第三十五条の第三項第八項において準用する第四十五条の第二項第四項の規定による申告書を含む
法第三十二条第八項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の第三項において準用する第四十五条の第二項第四項の規定による申告書を含む。）
法第三十二条第十一項	第四十五条の二の第一項の規定による申告書	第四十五条の二の第一項の規定による申告書（附則第三十五条の第三項において準用する第四十五条の第二項第四項の規定による申告書を含む。）
法第四十五条の第二項	若しくは雑損失の金額の控除	若しくは雑損失の金額の控除、附則第三十五条の第三項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除
法第四十五条の第二項第一号	前各号に掲げるもののほか、	附則第三十五条の第三項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他
法第四十五条の第二項第三号	雑損失の金額の控除	雑損失の金額の控除、附則第三十五条の第三項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除
法第四十五条の第二項第九号	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（法附則第三十五条の第三項第八項において準用する法第四十五条の第二項第四項の規定による申告書を含む。）

18 法附則第三十五条の第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 特定株式を払込みにによる取得をした日として総務省令で定める日において、総務省令で定める方法により判定した場合に当該特定株式を発行した特定中小会社若しくは法人税法第二十条第十号に規定する会社に該当することとなる場合における当該判定の基礎となる株主として総務省令で定める者

二 当該特定株式を発行した特定中小会社の設立に際し、当該特定中小会社自ら営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この項において「特定事業主であつた者」という。）

三 特定事業主であつた者の親族

四 特定事業主であつた者または婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

五 特定事業主であつた者の使用人

六 前三号に掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産により生計を維持しているもの

七 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

八 前各号に掲げる者以外の者で、特定中小会社との間で当該特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約として総務省令で定める契約を締結していないもの

19

法附則第三十五条の第三十一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特定株式会社設立特定株式を払込みにより取得をした市町村民税の所得割の納税義務者が当該特定株式会社の発起人であること。

二 当該市町村民税の所得割の納税義務者が次に掲げる者に該当しないこと。

イ 当該設立特定株式を発行した特定株式会社の設立に際し、当該特定株式会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この号において「特定事業主であつた者」という。）

ロ 特定事業主であつた者の親族

ハ 特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ニ 特定事業主であつた者の使用人

ホ ロからニまでに掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産により生計を維持しているもの

ヘ ハからホまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

20 法附則第三十五条の第三十一項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 払込みにより取得をした法附則第三十五条の第三十一項に規定する租税特別措置法第三十七条の十三の第三項各号に掲げる事実（以下この項において「事実」という。）の発生に係る特定株式（以下この項において「価値喪失株式」という。）が事業所得の基因となる株式である場合 当該事実が発生した日を所得税法施行令第一百五十一条に規定するその年十二月三十一日とみなして同項第一号に掲げる方法により当該価値喪失株式に係る一株当たりの取得価額に相当する金額を算出した場合における当該事実の発生直前において有する当該価値喪失株式の数を乗じて計算した金額

二 価値喪失株式が譲渡所得又は雑所得の基因となる株式である場合 当該事実が発生した時を所得税法施行令第一百八十一条に規定する譲渡の時とみなして同項に定める方法により当該価値喪失株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生直前において有する当該価値喪失株式の数を乗じて計算した金額

21 法附則第三十五条の第三十一項の規定の適用を受けようとする者は、同条第十二項の申告書（同条第十八項において準用する法第三十七條の二第四項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された租税特別措置法第三十七條の十三の第三十項において準用する同法第三十七條の十二の二第九項において準用する所得税法第二百二十三條第一項の規定による申告書を含む。）を含む。）に、法附則第三十五条の第三十一項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければならない。ただし、これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときは、この限りでない。

22 法附則第三十五条の第三十五項の規定による特定株式に係る譲渡損失の金額（同条第十六項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第三十項第二号において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一 控除する特定株式に係る譲渡損失の金額が前年前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も前の年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額から順次控除する。

二 前年前三年内の一の年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、その年分の法附則第三十五条の第三十五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）及び同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）があるときは、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、まず当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。

三 法第三百十三條第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の第三十五項の規定による控除を行った後、法第三百十三條第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

23 法附則第三十五条の第三十六項に規定する特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 当該損失の金額が、法附則第三十五条の第三十六項に規定する適用期間（次号において「適用期間」という。）内に、払込みにより取得をした特定株式で事業所得又は雑所得の基因となるものの譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この号及び次号において同じ。）をしたことにより生じたものである場合（第三号に掲げる場合を除く。） 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該特定株式の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額

二 当該損失の金額が、適用期間内に、払込みにより取得をした特定株式で譲渡所得の基因となるものの譲渡をしたことにより生じたものである場合（次号に掲げる場合を除く。） 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該特定株式の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額

三 当該損失の金額が法附則第三十五条の第三十一項の規定により同項の特定株式の譲渡をしたことにより生じたものとみなされたものである場合 第二十項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した金額

24 法附則第三十五条の第三十六項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の同項に規定する譲渡（次項において「特定株式の譲渡」という。）をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る同条第十六項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

25 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、特定株式の譲渡をした年中の一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は当該一般株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる特定株式の譲渡に係る第二十三項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

26 特定株式を払込みにより取得をした市町村民税の所得割の納税義務者が、同一銘柄株式の譲渡をした場合（当該譲渡の時の直前において当該市町村民税の所得割の納税義務者に当該払込みにより取得をした特定株式に係る特定残株数がある場合に限る。）には、当該同一銘柄株式の譲渡については、当該譲渡をした当該同一銘柄株式のうち当該譲渡の時の直前における当該払込みにより取得をした当該特定株式に係る特定残株数に達するまでの部分に相当する数の株式が当該払込みにより取得をした当該特定株式に該当するものとみなして、第十八項から第三十五項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

27 特定株式を払込みにより取得をした市町村民税の所得割の納税義務者が、その有する当該特定株式に係る同一銘柄株式につき特定分割等株式を有することとなつた場合（当該特定分割等株式を有することとなつた時の直前において当該市町村民税の所得割の納税義務者に当該同一銘柄株式に係る特定残株数がある場合に限る。）には、当該特定分割等株式のうち当該特定分割等株式の数の第一号に掲げる数のうちに第二号に掲げる数の占める割合を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する株式を有することとなつたことはその有することとなつた時において当該割合を乗じて得た数に相当する特定株式を払込みにより取得をしたこととみなして、第十八項から第三十五項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

一 当該特定分割等株式を有することとなつた時の直前において有する当該同一銘柄株式の数

二 当該特定分割等株式を有することとなった時の直前における当該特定株式に係る特定残株数
 特定株式を払込みにより取得をした市町村民税の所得割の納税義務者が、その有する当該特定株式に係る同一銘柄株式につき特定無償割当て株式を有することとなった場合（当該特定無償割当て株式を有することとなった時の直前において当該市町村民税の所得割の納税義務者に当該同一銘柄株式に係る特定残株数がある場合に限る。）には、当該特定無償割当て株式のうち当該特定無償割当て株式の数に第一号に掲げる数のうち第二号に掲げる数の占める割合を乗じて得た数（未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する株式を有することとなったことはその有することとなった時において当該割合を乗じて得た数に相当する特定株式を払込みにより取得をしたこととみなして、第十八項から第三十五項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

一 当該特定無償割当て株式を有することとなった時の直前において有する当該同一銘柄株式の数
 二 当該特定無償割当て株式を有することとなった時の直前における当該特定株式に係る特定残株数

29 前三項に規定する特定残株数は、同一銘柄の株式に係る第一号に掲げる数から当該同一銘柄の株式に係る第二号に掲げる数を控除した数をいうものとし、特定分割等株式を有することとなつたことがある場合又は特定無償割当て株式を有することとなつたことがある場合においてこれらの号に掲げる数の算出をするときは、当該特定分割等株式又は特定無償割当て株式を有することとなつた時（当該特定分割等株式又は特定無償割当て株式を有することとなつた時が二以上ある場合には、最後の当該特定分割等株式又は特定無償割当て株式を有することとなつた時）以後にされた特定株式の払込みによる取得又は株式の譲渡若しくは贈与を基礎として計算するものとする。

一 払込みにより取得をした特定株式の数（払込みによる取得が二以上ある場合には、当該二以上の払込みによる取得をした特定株式の数の合計数）
 二 特定株式の払込みによる取得の時（払込みによる取得が二以上ある場合には、最初の払込みによる取得の時）以後に譲渡又は贈与をした株式の数

30 法附則第三十五条の三第十八項において読み替えて準用する法第三百七条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 前年の法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額
 二 法附則第三十五条の三第十五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項

31 前三号に掲げるもののほか、市町村民税の賦課徴収について必要な事項
 三 法附則第三十三条の三第五項、第三十四条第四項、第三十五条第五項又は第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額若しくは法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

32 法附則第三十五条の三第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の二第八項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十三条第九項の規定の適用については、同項中「による申告書」とあるのは、「による申告書（附則第三十五条の三第十八項において準用する第三百七条の二第四項の規定による申告書を含む。）」とする。

33 法附則第三十五条の三第十三項又は第十五項の規定の適用がある場合には、第一号から第六号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第七号から第十二号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十三項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。
 一 法附則第三十五条の二第八項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二

二 法附則第三十五条の二第八項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第四項及び第五項第一号

三 法附則第三十七条の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五第一項並びに第七百六条の二第一項

四 附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五号各号列記以外の部分、第三百七条及び第三百七条の二第二項第一号

五 附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六号の二の二第二項、第四十六号の四第二項、第四十八号の三第一項第二号ホ、第四十八号の五の三第一項及び第三項並びに第四十八号の六第一項及び第二項第二号ロ

六 附則第二十条の規定により読み替えて適用される第五十六号の八十九第二項第二号
 七 法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五条の二第八項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十四号の二

八 法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五条の二第八項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第四項及び第五項第一号

九 法附則第三十七条の二の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五第一項並びに第七百六条の二第一項

十 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五号各号列記以外の部分、第三百七条及び第三百七条の二第二項第一号

十一 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六号の二の二第二項、第四十六号の四第二項、第四十八号の三第一項第二号ホ、第四十八号の五の三第一項及び第三項並びに第四十八号の六第一項及び第二項第二号ロ

十二 附則第二十一条の規定により読み替えて適用される第五十六号の八十九第二項第二号
 34 法附則第三十五条の三第十三項又は第十五項の規定の適用がある場合には、附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五号第一号に規定する租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五号第一号に規定する租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、附則第十八条第八項（附則第十八条の二第八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される法第三百十五号第一号の規定にかかわらず、租税特別措置法第三十七条の十三の三第四項又は第七項の規定の適用後の金額とする。

35 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三百十三 条第三項		法第三百十三 条第六項		法第三百十三 条第八項	
所得税法第二 条第一項第四 十号	同項の規定に よる申告書	同項の規定に よる申告書	同項ただし書 を含む	同項第二号 による申告書	第三十七号の二第二項第二号 による申告書（附則第三十五条の三第十八項において準用する 第三百七条の二第四項の規定による申告書を含む。）
	同項の規定に よる申告書		同項ただし書 を含む		

法第三百十三 条第十一項	第三百十七 条の二第一 項の 規定による 申告書	第三百十七 条の二第一 項の 規定による 申告書を含む。
法第三百十七 条の二第一項	若しくは雑損 失の金額の控 除	若しくは雑損 失の金額の控 除、附則第三 十五條の三第 十五項に 規定する特定 株式に係る譲 渡損失の金額 の控除
法第三百十七 条の二第一項	前各号に掲げ るもののほか、	附則第三十五 條の三第十五 項に規定する 特定株式に係 る譲渡損失の 金額の控除に 関する事項そ の他
法第三百十七 条の二第一項	雑損失の金額	雑損失の金額 の控除、附則 第三十五條の 三第十五項に 規定する特定 株式に係る譲 渡損失の金額 の控除
法第三百十七 条の二第三項	の控除	特定株式に係 る譲渡損失の 金額の控除
第四十八條の 九の二第十項	による申告書	による申告書 (法附則第三 十五條の三第 十八項におい て準用する 法第三百十七 條の二第四項 の規定による 申告書を含む。)

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例)

第十八条の六の二 道府県民税の所得割の納税義務者が、法附則第三十五條の三の二第一項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この項において「非課税口座内上場株式等」という。)及び当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等(法附則第三十五條の二の二第二項に規定する上場株式等をいう。以下この条において同じ。)を有する場合には、当該非課税口座内上場株式等の譲渡(法附則第三十五條の三の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によりこれらの金額を計算するものとする。

2 法附則第三十五條の三の二第二項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式等の区分に応じ当該各号に定める金額をその株式等の一単位当たりの価額として計算した金額とする。

一 取引所売買株式等(その売買が主として金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所及びこれに類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。以下この号において同じ。))において行われていた株式等をいう。以下この号において同じ。)

金融商品取引所において公表された法附則第三十五條の三の二第二項に規定する事由(以下この項において「払出事由」という。)が生じた日における当該取引所売買株式等の最終の売買の価格(公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。)に相当する金額

二 店頭売買株式等(租税特別措置法施行令第二十五條の八第九項第二号に規定する店頭売買登録銘柄として登録された株式等をいう。以下この号において同じ。)

金融商品取引法第六十七條の十九の規定により公表された払出事由が生じた日における当該店頭売買株式等の最終の売買の価格(公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。)に相当する金額

三 その他価格公表株式等(前二号に掲げる株式等以外の株式等のうち、価格公表者(株式等の売買の価格又は気配相場の価格を継続的に公表し、かつ、その公表する価格がその株式等の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者をいう。以下この号

において同じ。))によつて公表された売買の価格又は気配相場の価格があるものをいう。以下この号において同じ。)

価格公表者によつて公表された払出事由が生じた日における当該その他の価格公表株式等の最終の売買の価格(公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。)に相当する金額

四 前三号に掲げる株式等以外の株式等 その株式等の払出事由が生じた日における価額として合理的な方法により計算した金額

3 市町村民税の所得割の納税義務者が、法附則第三十五條の三の二第四項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この項において「非課税口座内上場株式等」という。)及び当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等を有する場合には、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によりこれらの金額を計算するものとする。

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例)

第十八条の六の三 前条第一項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が法附則第三十五條の三の三第一項に規定する未成年者口座管理契約(第四項において「未成年者口座管理契約」という。)に基づき同条第一項に規定する未成年者口座内上場株式等(第三項から第五項までにおいて「未成年者口座内上場株式等」という。)の譲渡をした場合について準用する。この場合において、前条第一項中「附則第三十五條の三の二第一項」とあるのは「附則第三十五條の三の三第一項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成年者口座内上場株式等」と読み替えるものとする。

2 前条第二項の規定は、法附則第三十五條の三の三第二項に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、前条第二項中「附則第三十五條の三の二第二項」とあるのは「附則第三十五條の三の三第二項」と、「規定する事由」とあるのは「規定する事由又は法附則第三十三條の二の二第二項に規定する契約不履行等事由」と読み替えるものとする。

3 前条第一項の規定は、法附則第三十三條の二の二第二項に規定する未成年者口座(第五項において「未成年者口座」という。)及び法附則第三十五條の三の三第三項に規定する課税未成年者口座(第五項において「課税未成年者口座」という。)を開設する道府県民税の所得割の納税義務者の同条第三項に規定する基準年(第五項において「基準年」という。)の前年十二月三十一日又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日までに法附則第三十三條の二の二第二項に規定する契約不履行等事由(第五項において「契約不履行等事由」という。)が生じた場合には、法附則第三十五條の三の三第三項第一号から第三号までの規定により未成年者口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この場合において、前条第一項中「法附則第三十五條の三の二第一項」とあるのは「法附則第三十五條の三の三第一項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成年者口座内上場株式等」と、「場合」には、当該」とあるのは「場合」には、法附則第三十五條の三の三第三項第一号から第三号までの規定による」と、(法附則第三十五條の三の二第二項」とあるのは「(同条第一項」と読み替えるものとする。

4 前条第三項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座内上場株式等の譲渡をした場合について準用する。この場合において、同項中「附則第三十五條の三の二第四項」とあるのは「附則第三十五條の三の三第六項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成年者口座内上場株式等」と読み替えるものとする。

5 前条第三項の規定は、未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する市町村民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日までに契約不履行等事由が生じた場合に、法附則第三十五條の三の三第八項第一号から第三号までの規定により未成年者口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この

場合において、前条第三項中「附則第三十五条の三の二第四項」とあるのは「附則第三十五条の三の三第六項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成年者口座内上場株式等」と、「場合」には、「当該」とあるのは「場合には、同条第八項第一号から第三号までの規定による」と読み替えるものとする。

（先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十八条の七 法附則第三十五条の四第一項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得（次項において「先物取引に係る雑所得等」という。）の基因となる先物取引（租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引をいう。以下この項及び第四項において同じ。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、当該各号に定める所得の金額から控除する。

- 一 当該先物取引による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による譲渡所得の金額及び雑所得の金額
- 二 当該先物取引による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額
- 三 当該先物取引による雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び譲渡所得の金額
- 2 前年中において先物取引に係る雑所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者が、法第四十五条の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。
- 3 法附則第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第四十五条の二第一項 第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額
第七條の二の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下この節において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）
第七條の三の四第二項並びに第七條の十三第一項及び第二項第二号ロ	山林所得金額	山林所得金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額
第七條の九第一項第二号ホ	総所得金額	総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額
第七條の十一第一項及び第三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は先物取引に係る雑所得等の金額
4 法附則第三十五条の四第四項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得（次項において「先物取引に係る雑所得等」という。）の基因となる先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、当該各号に定める所得の金額から控除する。		
一 当該先物取引による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額	当該先物取引による譲渡所得の金額及び雑所得の金額	

二 当該先物取引による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額

三 当該先物取引による雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び譲渡所得の金額

5 前年中において先物取引に係る雑所得等を有する法第二百九十四条第一項第一号の者が、法第三百十七條の二第一項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。

6 法附則第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三百十五條	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（第三百十七條及び第三百十七條の二第一項第一号において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）
法第三百十五條第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額
法第三百十七條及び第三百十七條の二第一項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は先物取引に係る雑所得等の金額
第四十六條の二の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下この節において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）
第四十六條の四第二項並びに第四十八條の六第一項及び第二項第二号ロ	山林所得金額	山林所得金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額
第四十八條の三第一項第二号ホ	総所得金額	総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額
第四十八條の五の三第一項及び第三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は先物取引に係る雑所得等の金額

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第十八条の七の二 法附則第三十五条の四の二第一項の規定による先物取引の差金等決済に係る損失の金額（同条第二項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額をいう。第一号及び第四項第二号において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

- 一 控除する先物取引の差金等決済に係る損失の金額が前年前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も前の年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額から順次控除する。
- 二 法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の四の二第一項の規定による控除を行った後、法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

2 法附則第三十五条の四の二第二項に規定する先物取引の差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済（次項において「先物取引の差金等決済」という。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額とする。

3 法附則第三十五条の四の二第二項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、先物取引の差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年

度の道府県民税に係る同項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額とする。

4 法附則第三十五条の四の二第四項において読み替えて準用する法第四十五条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額

二 法附則第三十五条の四の二第二項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、道府県民税の賦課徴収について必要な事項

5 法附則第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第二項又は第三十五条の二の二第二項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第二項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二第二項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の二の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

6 法附則第三十五条の四の二第二項又は第四項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の四第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十二条第九項の規定の適用については、同項中「道府県民税に関する申告書」とあるのは、「道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の四の二第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む）」とする。

7 法附則第三十五条の四の二第二項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 法附則第三十五条の四第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条第一項及び第二項第一号

二 法附則第三十五条の四第二項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第三項及び第二項第一号

三 前条第三項の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第二項第一号

四 前条第三項の規定により読み替えて適用される第七條の二の二第二項、第七條の三の四第二項、第七條の九第一項第二号ホ、第七條の十一第一項及び第三項並びに第七條の十三第一項及び第二項第二号ロ

8 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の四の二第二項又は第四項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三十二条第三項	所得税法第二十条第一項第四十号	
	同項の規定による道府県民税に関する申告書	同項の規定による道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の四の二第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
法第三十二条第六項	同項ただし書	第四十五条の二第二項ただし書
法第三十二条第六項	を含む	及びその時までに提出された附則第三十五条の四の二第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む
法第三十二条第八項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の四の二第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）

法第三十二条第四十五条の二第一項の規定による申告書（附則第三十五条の二第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第四十五条の二第一項の金額の控除

法第三百十七 条の二第一項 第八号	前各号に掲げ るもののほか、 附則第三十五条の四の二第七項に規定する先物取引の差金等決 済に係る損失の金額の控除に関する事項その他
法第三百十七 条の二第三項 第四十八条の 九の第二十項	雑損失の金額 の控除 による申告書 雑損失の金額の控除、附則第三十五条の四の二第七項に規定す る先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除 による申告書（法附則第三十五条の四の二第二十項において準用 する法第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）
（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）	
第十八条の八	世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者 について法附則第三十五条の五の規定の適用がある場合における第五十六条の八十九の規定の適 用については、同条第一項中「一百万円」とあるのは「百二十五万円」と、同条第二項第二号中 「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額」とあるのは「法附則第三十五条の五の規定に より読み替えられた法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額」とする。
第十八条の九	世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者 が法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を有する場合にお ける第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とある のは、「山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得 等の金額」とする。
（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	
第十九条	世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法 附則第三十三条の三第五項の事業所得又は雑所得を有する場合における第五十六条の八十九第二 項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに 法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
（長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	
第十九条の二	世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者 が法附則第三十四条第四項の譲渡所得を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の 適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三 十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
2	世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 三十五条第五項の譲渡所得を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用につい ては、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条第五 項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	
第二十条	世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法 附則第三十五条の二第五項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第五十六条の八 十九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金 額並びに法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	
第二十一条	世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が 法附則第三十五条の二の二第五項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第五十六 条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林 所得金額並びに法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金 額」とする。
（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	
第二十二条	世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が 法附則第三十五条の四第四項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第五十六条

しくは第九項（法附則第四十三條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）と、「前年前三年間」とあるのは「前年前五年間」とする。

4 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法附則第四條第一項第二号又は第四條の二第一項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして、附則第四條及び第四條の二の規定を適用する。

5 法附則第四十三條第二項の規定により法第三十三條の規定を適用する場合における第四十八條の三第一項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「前年前三年間」とあるのは、「前年前五年間」とする。

6 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の雑損失金額又は次条第八項に規定する他の純損失金額の生じた年がその者の有する特定雑損失金額（法附則第四十三條第二項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の雑損失金額又は当該他の純損失金額は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして、第四十八條の三第一項の規定を適用する。

7 法附則第四十三條第二項の規定の適用がある場合における附則第四條及び第四條の二の規定の適用については、附則第四條第十五項及び第四條の二第十四項中「若しくは第九項」とあるのは「若しくは第九項（法附則第四十三條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）と、「前年前三年間」とあるのは「前年前五年間」とする。

8 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法附則第四條第一項第二号又は第四條の二第一項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして、附則第四條及び第四條の二の規定を適用する。

（東日本大震災に係る純損失の繰越控除の特例）

第二十七條 法附則第四十四條第一項各号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 固定資産（所得税法第二條第一項第十八号に規定する固定資産をいう。第六項において同じ。） 東日本大震災（法附則第四十二條第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）による損失が生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同法第三十八條第一項又は第二項の規定を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

二 繰延資産（所得税法第二條第二十号に規定する繰延資産をいう。第六項において同じ。） その繰延資産の額からその償却費として同法第五十條の規定により東日本大震災による損失が生じた日の属する年の前年以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額

2 法附則第四十四條第一項から第三項までの規定により法第三十二條の規定を適用する場合における第七條の九第一項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「前年前三年間」とあるのは、「前年前五年間」とする。

3 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額（法附則第四十四條第一項から第三項までに規定する平成二十三年純損失金額、被災純損失金額及び平成二十三年特定純損失金額（以下この項及び第五項において「特例対象純損失金額」という。）以外の純損失の金額をいう。以下この項において同じ。）又は附則第二十四條第五項に規定する他の雑損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額又は当該他の雑損失金額は当該特例対象純損失金額よりも前の年に生じたものとして、第七條の九第一項の規定を適用する。

4 法附則第四十四條第一項から第三項までの規定の適用がある場合における附則第四條及び第四條の二の規定の適用については、附則第四條第六項及び第四條の二第五項中「若しくは第九項」とあるのは「若しくは第九項（法附則第四十四條第一項から第三項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）と、「前年前三年間」とあるのは「前年前五年間」とする。

5 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法附則第四條第一項第二号又は第四條の二第一項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特例対象純損失金額よりも前の年に生じたものとして、附則第四條及び第四條の二の規定を適用する。

6 法附則第四十四條第五項各号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 固定資産 東日本大震災による損失が生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして所得税法第三十八條第一項又は第二項の規定を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

二 繰延資産 その繰延資産の額からその償却費として所得税法第五十條の規定により東日本大震災による損失が生じた日の属する年の前年以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額

7 法附則第四十四條第五項から第七項までの規定により法第三十三條の規定を適用する場合における第四十八條の三第一項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「前年前三年間」とあるのは、「前年前五年間」とする。

8 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額（法附則第四十四條第五項から第七項までに規定する平成二十三年純損失金額、被災純損失金額及び平成二十三年特定純損失金額（以下この項及び第十項において「特例対象純損失金額」という。）以外の純損失の金額をいう。以下この項において同じ。）又は附則第二十四條第十一項に規定する他の雑損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額又は当該他の雑損失金額は当該特例対象純損失金額よりも前の年に生じたものとして、第四十八條の三第一項の規定を適用する。

9 法附則第四十四條第五項から第七項までの規定の適用がある場合における附則第四條及び第四條の二の規定の適用については、附則第四條第十五項及び第四條の二第十四項中「若しくは第九項」とあるのは「若しくは第九項（法附則第四十四條第五項から第七項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）と、「前年前三年間」とあるのは「前年前五年間」とする。

10 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法附則第四條第一項第二号又は第四條の二第一項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特例対象純損失金額よりも前の年に生じたものとして、附則第四條及び第四條の二の規定を適用する。

（東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

第二十七條の二 法附則第四十四條の二第二項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）又は第三項（同条第四項の規定により適用される場合を含む。）の規定により法附則第三十七條の三の規定の適用については、附則第十七條第一項中「第三十四條の三第一項、第三十五條第一項」とあるのは「第三十四條の三第一項、第三十五條第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一條の七第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）又は第四項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。）と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第二項の表法第四十五條の二第一項第一号の項中「第三十五條第一項」とあるのは「第三十五條第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一條の七第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）又は第四項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、附則第十七條の三第二項中「又は第三十五條第一項」とあるのは「又は第三十五條第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の七第一項（同条第二項の規定により適用

第二項中「又は第三十五條第一項」とあるのは「又は第三十五條第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の七第一項（同条第二項の規定により適用

用される場合を含む。）又は第四項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第四項の表法第四十五条の二第二項第一号の項中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一号の七第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）又は第四項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

2 法附則第四十四条の二第二項及び第四項に規定する政令で定める日は、同条第二項に規定する居住の用に供することができなくなった家屋又は同条第四項に規定する旧家屋（以下この項において「居住不能家屋等」という。）を同条第二項又は第四項の被相続人がその取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をした日とする。ただし、当該居住不能家屋等が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、当該各号に定める日とする。

一 交換により取得した家屋で所得税法第五十八条第一項の規定の適用を受けたもの 当該交換により譲渡をした家屋の取得をした日

二 昭和四十七年十二月三十一日以前に所得税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）による改正前の所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得した家屋 当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日

三 昭和四十八年一月一日以後に所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得した家屋、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日

3 法附則第四十四条の二第六項（同条第七項の規定により適用される場合を含む。）又は第八項（同条第九項の規定により適用される場合を含む。）の規定により法附則第三十四条又は法附則第三十五条の規定が適用される場合における附則第十七条又は附則第十七条の三の規定の適用については、附則第十七条第三項中「第三十四条の三第一項、第三十五条第一項」とあるのは「第三十四条の三第一項、第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一号の七第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）又は第四項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）以下この項において同じ。」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第四項の表法第三十七条の二第二項第一号の項中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一号の七第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）又は第四項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、附則第十七条の三第六項中「又は第三十五条第一項」とあるのは「又は第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一号の七第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）又は第四項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、附則第十七条の三第六項中「又は第三十五条第一項」とあるのは「又は第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一号の七第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）又は第四項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

4 法附則第四十四条の二第七項及び第九項に規定する政令で定める日は、同条第七項に規定する居住の用に供することができなくなった家屋又は同条第九項に規定する旧家屋（以下この項において「居住不能家屋等」という。）を同条第七項又は第九項の被相続人がその取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をした日とする。ただし、当該居住不能家屋等が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、当該各号に定める日とする。

一 交換により取得した家屋で所得税法第五十八条第一項の規定の適用を受けたもの 当該交換により譲渡をした家屋の取得をした日

二 昭和四十七年十二月三十一日以前に所得税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）による改正前の所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得した家屋 当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日

三 昭和四十八年一月一日以後に所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得した家屋 当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日

（東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例）

第二十七条の三 法附則第四十四条の三第三項に規定する政令で定める日は、平成二十五年十二月三十一日とする。

2 法附則第四十四条の三第二項に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る法附則第三十四条の二第二項に規定する期間の末日が平成二十三年十二月三十一日である場合（同項の規定の適用により同項に規定する政令で定める日までの期間その延長が認められる場合を除く。）であつて、当該事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該事業につき東日本大震災による被害により同月三十一日までに附則第十七条の二第二項に規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第十四条第一項の税務署長の承認を受けた場合を含む。）とする。

3 法附則第四十四条の三第二項に規定する政令で定める日は、平成二十五年十二月三十一日とする。

4 法附則第四十四条の三第三項に規定する政令で定める日は、平成二十五年十二月三十一日とする。

5 法附則第四十四条の三第四項に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る法附則第三十四条の二第五項に規定する期間の末日が平成二十三年十二月三十一日である場合（同項の規定の適用により同項に規定する政令で定める日までの期間その延長が認められる場合を除く。）であつて、当該事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該事業につき東日本大震災による被害により同月三十一日までに附則第十七条の二第四項に規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十四条第一項の税務署長の承認を受けた場合を含む。）とする。

6 法附則第四十四条の三第四項に規定する政令で定める日は、平成二十五年十二月三十一日とする。

（東日本大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付の手続）

第二十八条 法附則第四十六条の規定によつて同条に規定する徴収された利子割の額の還付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書に、第四号及び第五号に掲げる事項を証する書類を添付して、これを同条に規定する営業所等所在地の道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、当該道府県知事においてやむを得ない事情があると認められる場合には、当該書類を添付することを要しない。

一 請求者の氏名及び住所

二 請求者の租税特別措置法第四条の二第二項又は第四条の三第一項に規定する勤務先の名称及び所在地

三 当該徴収された利子割に係る法第二十四条第八項に規定する営業所等の名称及び所在地

四 当該徴収された利子割の額及びその徴収の年月日

五 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）附則第三条第一項各号に掲げる事実が東日本大震災によつて被害を受けたことにより生じたことについての事情の詳細

六 銀行又は郵便局（簡易郵便局法第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。）において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地

七 その他参考となるべき事項

第二十九条 削除

（東日本大震災に係る個人の事業税の損失の繰越控除の特例）

第三十条 法附則第五十條第四項第二号に規定する政令で定めるものは、その者のその年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、その年において生じた同号に規定する被災事業用資産震災損失合計額（当該被災事業用資産震災損失合計額のうち同号に規定する棚卸資産震災損失額が含まれる場合であつて、当該棚卸資産震災損失額に係る保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額があるときは、当該補填される部分の金額を控除した金額）に達するまでの金額とする。

2 法附則第五十條第四項第三号に規定する政令で定めるものは、その者の平成二十三年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、同年において生じた法第七十二条の四十九の十二第七項に規定する被災事業用資産の損失の金額に達するまでの金額とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の特例の適用を受ける者の範囲等）

第三十一条 法附則第五十一條第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災家屋（法附則第五十一條第一項に規定する被災家屋をいう。第四号において同じ。）の所有者

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 法附則第五十一條第一項に規定する代替家屋（次項第三号において「代替家屋」という。）に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

2 法附則第五十一條第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 従前の土地（法附則第五十一條第二項に規定する従前の土地をいう。第四号において同じ。）の所有者

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 個人である第一号に掲げる者（以下この号において「従前土地所有者」という。）の三親等内の親族で、法附則第五十一條第二項に規定する代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと道府県知事が認める土地の上にある代替家屋に当該従前土地所有者と同居する者又は当該土地の上に新築される代替家屋に当該従前土地所有者と同居する予定であると道府県知事が認める者

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により従前の土地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

3 法附則第五十一條第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災農用地（法附則第五十一條第三項に規定する被災農用地をいう。第四号において同じ。）の平成二十三年三月十一日における所有者

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 個人である第一号に掲げる者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災農用地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

4 法附則第五十一條第四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内家屋（法附則第五十一條第四項に規定する対象区域内家屋をいう。第四号において同じ。）の同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 法附則第五十一條第四項に規定する代替家屋（次項第三号において「代替家屋」という。）に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

5 法附則第五十一條第五項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象土地（法附則第五十一條第五項に規定する対象土地をいう。第四号において同じ。）の同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 個人である第一号に掲げる者（以下この号において「対象土地所有者」という。）の三親等内の親族で、法附則第五十一條第五項に規定する代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと道府県知事が認める土地の上にある代替家屋に当該対象土地所有者と同居する者又は当該土地の上に新築される代替家屋に当該対象土地所有者と同居する予定であると道府県知事が認める者

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象土地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

6 法附則第五十一條第六項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内農用地（法附則第五十一條第六項に規定する対象区域内農用地をいう。第四号において同じ。）の同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 個人である第一号に掲げる者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人

4

五 第一号又は第二号に掲げる者（この号の規定により合併又は分割によつて被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。）が法人である場合において平成二十三年三月十一日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有し、又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得した法人、法附則第五十六条第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 法附則第五十六条第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に規定する特定被災共用土地（次号及び次項において「被災共用土地等」という。）である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 前項第一号又は第二号に掲げる者（以下この号及び次項において「従前所有者等」という。）が平成二十三年三月十日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号までに掲げる者（以下この号及び次項において「相続人等」という。）が平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部（その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が平成二十三年三月十日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合は、当該面積に相当する土地）

ロ 従前所有者等が平成二十三年三月十日において被災住宅用地の全部又は一部を所有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十三年三月十日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

ハ 従前所有者等が平成二十三年三月十日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十三年三月十日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

二 被災共用土地等である土地 次の表の上欄に掲げる当該土地に係る被災区分所有家屋（法附則第五十六条第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この号、次項及び第七項にお

て同じ。）の区分及び同表の中欄に掲げる当該被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率を当該土地の面積（当該面積が当該被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合には、当該十倍の面積）に乘じて得た面積に相当する土地（当該被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合が四分の一未満である被災区分所有家屋に係る土地を除く。）

被災区分所有家屋	被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合	率
イ ロに掲げる被災区分所有家屋以外の被災区分所有家屋	四分の一以上二分の一未満	〇・五
ロ 地上階数五以上を有する耐火建築物であつた被災区分所有家屋	二分の一以上四分の一未満	一・〇
	二分の一以上四分の三未満	〇・五
	四分の三以上	一・〇

5 前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において平成二十三年三月十日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。）が平成二十三年三月十日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分（法附則第五十六条第三項に規定する専有部分をいう。第十五項及び第二十四項において同じ。）（第七項において「特定専有部分」という。）のうち、平成二十三年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘（第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第七項において同じ。）の用に供する部分を除く。）であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6 第五十二条の十一第三項の規定は、第四項第二号の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第三十三条第四項第二号」と、「同項」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

7 法附則第五十六条第二項において準用する同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 第四項第一号の規定の適用がある土地 法附則第五十六条第二項において準用する同条第一項の規定により法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地」とみなされた土地）という。）の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成二十三年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地

二 第四項第二号の規定の適用がある土地 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれに定める土地

イ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートル以下であるもの 当該住宅用地とみなされた土地

ロ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートルを超えるもの 当該住宅用地とみなされた土地の面積を当該住宅用地とみなされた土地に係る被災区分所有家屋の特定専有部分に存した住居でその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居の数（以下この号において「特例適用住居数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるもの

にあつては当該住宅用地とみなされた土地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積に相当する土地前項に規定する特例適用住居数の認定その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、総務省令で定める。

9 法附則第五十六条第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第五十六条第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により法第三百四十九条の三の第二項に規定する住宅用地（以下この項において「住宅用地」という。）とみなされた土地に対応する従前の土地のうちの被災住宅用地が法附則第五十六条第一項の規定により住宅用地とみなされるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の第二項の規定の適用を受けることとなる土地に相当する土地とする。

10 前項の規定は、法附則第五十六条第七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第五十六条第六項」とあるのは「法附則第五十六条第七項において準用する同条第六項」と、「被災住宅用地が法附則第五十六条第一項」とあるのは「法附則第五十六条第二項に規定する特定被災住宅用地が同項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

11 法附則第五十六条第十項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災住宅用地の所有者（当該被災住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 個人である第一号に掲げる者（以下この号において「従前土地所有者」という。）の三親等内の親族で、法附則第五十六条第十項に規定する取得が行われた土地（次項において「代替土地」という。）の上に新築される家屋に当該従前土地所有者と同居する予定であると市町村長が認める者

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災住宅用地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人法附則第五十六条第十項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる代替土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 共有物である土地以外の土地 従前土地所有者（前項第一号に掲げる者又は同項第二号から第四号までに掲げる者に係る同項第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。）が有していた被災住宅用地の面積（当該被災住宅用地が共有物である場合には、その持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積とし、代替土地の面積を超える場合には、当該代替土地の面積とする。）に相当する土地

二 共有物である土地 前項各号に掲げる者が有している持分の割合に応ずる代替土地の面積（従前土地所有者が有していた被災住宅用地の面積（当該被災住宅用地が共有物である場合には、従前土地所有者が有していた持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

13 法附則第五十六条第十項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第五十六条第十項の規定により法第三百四十九条の三の第二項に規定する住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地」とみなされた土地」という。）の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成二十三年度分の固定資産税について同条第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地とする。

14 法附則第五十六条第十一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第五十六条第十一項に規定する滅失し、又は損壊した家屋（以下この項、次項及び第十六項において「被災家屋」という。）の所有者（当該被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 法附則第五十六条第十一項に規定する取得され、又は改築された家屋に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人法附則第五十六条第十一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

15 一 区分所有に係る家屋（法第三百四十一条第十二号に規定する区分所有に係る家屋をいう。以下この条において同じ。）及び共有物である家屋以外の家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額（特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額）に、被災家屋の床面積（当該被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、前項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、同号に掲げる者が有していた当該被災家屋に係る持分の割合を当該被災家屋の床面積に乘じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）をそれぞれ乗じて得た額

二 区分所有に係る家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）の専有部分に係る区分所有者（法第三百五十二条第一項に規定する区分所有者をいう。以下この号及び第二十四項において同じ。）が同条又は法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分であるときは、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）又は都市計画税額（特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分であるときは、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）に、被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）をそれぞれ乗じて得た額

三 共有物である家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額（特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額）に、被災家屋の床面積（当該被災家屋の床面積が前項各号に掲げる者がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乘じて得た面積を超える場合には、当該面積）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値をそれぞれ乗じて得た額

16 前項に定めるもののほか、被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は同項第二号に掲げる区分所有に係る家屋に共用部分があるときの同項の床面積等の算定に關し必要な事項は、総務省令で定める。

17 法附則第五十六条第十二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第五十六条第十二項に規定する滅失し、又は損壊した償却資産（以下この項及び第九項において「被災償却資産」という。）の所有者（当該被災償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 被災償却資産が法第三百四十二条第三項の規定により共有物とみなされたものである場合における当該被災償却資産の買主

三 前二号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

四 第一号又は第二号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

18 法附則第五十六条第十二項に規定する政令で定める区域は、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）とする。

19 法附則第五十六条第十二項に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一 被災償却資産が共有物である場合（第三号に掲げる場合を除く。） 第十七項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合により法附則第五十六条第十二項に規定する取得又は改良が行われた償却資産（以下この項において「代替償却資産」という。）の共有持分を有しているとした場合における代替償却資産に係る持分の割合に応ずる部分

二 代替償却資産が共有物である場合（次号に掲げる場合を除く。） 第十七項各号に掲げる者（次号において「特例対象者」という。）が有している代替償却資産に係る持分の割合の合計に応ずる部分

三 被災償却資産及び代替償却資産がいずれも共有物である場合 各特例対象者が有している代替償却資産に係る持分の割合（当該持分の割合が第十七項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合を超える場合には、被災償却資産に係る持分の割合）の合計に応ずる部分

20 法附則第五十六条第十三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内住宅用地（法附則第五十六条第十三項に規定する対象区域内住宅用地をいう。以下この項から第二十二項までにおいて同じ。）の同条第十三項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（当該対象区域内住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 個人である第一号に掲げる者（以下この号において「従前土地所有者」という。）の三親等内の親族で、法附則第五十六条第十三項に規定する取得が行われた土地（次項において「代替土地」という。）の上に新築される家屋に当該従前土地所有者と同居する予定であると市町村長が認める者

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内住宅用地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

21 法附則第五十六条第十三項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる代替土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 共有物である土地以外の土地 従前土地所有者（前項第一号に掲げる者又は同項第二号から第四号までに掲げる者に係る同項第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。）が有してい

た対象区域内住宅用地の面積（当該対象区域内住宅用地が共有物である場合には、その持分の割合に応ずる対象区域内住宅用地の面積とし、代替土地の面積を超える場合には、当該代替土地の面積とする。）に相当する土地

二 共有物である土地 前項各号に掲げる者が有している持分の割合に応ずる代替土地の面積（従前土地所有者が有していた対象区域内住宅用地の面積（当該対象区域内住宅用地が共有物である場合には、従前土地所有者が有していた持分の割合に応ずる対象区域内住宅用地の面積）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

22 法附則第五十六条第十三項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第五十六条第十三項の規定により法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地」とみなされた土地」という。）の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る対象区域内住宅用地のうち平成二十三年度分の固定資産税について同条第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該対象区域内住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地とする。

23 法附則第五十六条第十四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内家屋（法附則第五十六条第十四項に規定する対象区域内家屋をいう。以下この項から第二十五項までにおいて同じ。）の同条第十四項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（当該対象区域内家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 法附則第五十六条第十四項に規定する取得された家屋に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

24 法附則第五十六条第十四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 区分所有に係る家屋及び共有物である家屋以外の家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額（特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額）に、対象区域内家屋の床面積（当該対象区域内家屋が区分所有に係る家屋であるときは、前項第一号に掲げる者が所有していた当該対象区域内家屋の専有部分の床面積とし、当該対象区域内家屋が共有物であるときは、同号に掲げる者が有していた当該対象区域内家屋に係る持分の割合を当該対象区域内家屋の床面積に乘じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）をそれぞれ乗じて得た額

二 区分所有に係る家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）の専有部分に係る区分所有者が法第三百五十二条又は法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分であるときは、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）又は都市計画税額（特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分が同条の規

30 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。
(東日本大震災に係る軽自動車税の環境性能割の特例の適用を受ける者の範囲等)
第三十四条 法附則第五十七条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災自動車等(法附則第五十七条第一項に規定する被災自動車等をいう。第三号において同じ。)の所有者(法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主)

二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人(以下この条及び次条において「分割承継法人」という。)

2 法附則第五十七条第二項に規定する政令で定める自動車等は、次に掲げる同項に規定する自動車等とする。

一 法第四百四十五条第三号に規定する自動車であつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第十五条の規定により永久抹消登録がされたもの又は同法第十六条第二項の規定による届出がされたもの

二 軽自動車のうち三輪以上のものであつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九条の二第二項の規定による届出がされたもの

3 法附則第五十七条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内用途廃止等自動車等(法附則第五十七条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。第三号において同じ。)の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主)

二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

4 法附則第五十七条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内自動車等(法附則第五十七条第三項に規定する対象区域内自動車等をいう。第三号において同じ。)の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主)

二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

定の適用を受ける部分であるときは、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額)に、対象区域内家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値(当該数値が一を超える場合には、一)をそれぞれ乗じて得た額

三 共有物である家屋 当該家屋(以下この号において「特例適用家屋」という。)に係る固定資産税額(特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額)又は都市計画税額(特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額)に、対象区域内家屋の床面積(当該対象区域内家屋の床面積が前項各号に掲げる者がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合には、当該面積)を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値をそれぞれ乗じて得た額

25 前項に定めるもののほか、対象区域内家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は同項第二号に掲げる家屋に共用部分があるときの同項の床面積等の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

26 法附則第五十六条第十五項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内償却資産(法附則第五十六条第十五項に規定する対象区域内償却資産をいう。以下この項及び第二十八項において同じ。)の同条第十五項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(当該対象区域内償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)

二 対象区域内償却資産が法第三百四十二条第三項の規定により共有物とみなされたものである場合における当該対象区域内償却資産の買主

三 前二号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

四 第一号又は第二号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内償却資産に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

27 法附則第五十六条第十五項に規定する政令で定める区域は、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)とする。

28 法附則第五十六条第十五項に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一 対象区域内償却資産が共有物である場合(第三号に掲げる場合を除く。) 第二十六項第一号に掲げる者が有していた対象区域内償却資産に係る持分の割合により法附則第五十六条第十五項に規定する取得が行われた償却資産(以下この項において「代替償却資産」という。)の共有持分を有しているとした場合の代替償却資産に係る持分の割合に応ずる部分

二 代替償却資産が共有物である場合(次号に掲げる場合を除く。) 第二十六項各号に掲げる者(次号において「特例対象者」という。)が有している代替償却資産に係る持分の割合の合計に応ずる部分

三 対象区域内償却資産及び代替償却資産がいずれも共有物である場合 各特例対象者が有している代替償却資産に係る持分の割合(当該持分の割合が第二十六項第一号に掲げる者が有していた対象区域内償却資産に係る持分の割合を超える場合には、対象区域内償却資産に係る持分の割合)の合計に応ずる部分

29 第十一項、第十四項、第十七項、第二十項、第二十三項又は第二十六項に規定する者が法附則第五十六条第十項から第十五項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する市町村長(法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等(同条第一項に規定する価格等をいう。)を決定する総務大臣又は道府県知事)に提出しなければならない。

5 第一項、第三項又は前項に規定する者が法附則第五十七条第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの規定に規定する道府県知事に提出しなければならない。

(東日本大震災に係る軽自動車税の種別割の特例の適用を受ける者の範囲等)

第三十五条 法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災二輪自動車等(法附則第五十八条第二項に規定する被災二輪自動車等をいう。第三号において同じ。)の所有者(法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主)について相続があつたときにおけるその者の相続人

二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災二輪自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

2 法附則第五十八条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災小型特殊自動車(法附則第五十八条第三項に規定する被災小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。)の所有者(法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主)

二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災小型特殊自動車に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

3 法附則第五十八条第六項に規定する政令で定める二輪自動車等は、次に掲げる同条第二項に規定する二輪自動車等とする。

一 原動機付自転車であつて、法第四百六十三条の十九第一項の規定により用途を廃止し、又は解体した旨の申告書又は報告書が提出されたもの

二 軽自動車(二輪のものに限る。)であつて、用途の廃止又は解体を事由として軽自動車届出済証(軽自動車の使用者が道路運送車両法第九十七条の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。)が地方運輸局長又はその権限の委任を受けた運輸監理部長若しくは運輸支局長に返納されたもの

三 二輪の小型自動車であつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九条第一項の規定により自動車検査証が返納されたもの

4 法附則第五十八条第六項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内用途廃止等二輪自動車等(法附則第五十八条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。第三号において同じ。)の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主)

二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等二輪自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

5 法附則第五十八条第七項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内二輪自動車等(法附則第五十八条第七項に規定する対象区域内二輪自動車等をいう。第三号において同じ。)の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主)

二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内二輪自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

6 法附則第五十八条第八項に規定する政令で定める小型特殊自動車は、小型特殊自動車であつて、法第四百六十三条の十九第一項の規定により用途を廃止し、又は解体した旨の申告書又は報告書が提出されたものとする。

7 法附則第五十八条第八項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車(法附則第五十八条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。)の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主)

二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

8 法附則第五十八条第九項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内小型特殊自動車(法附則第五十八条第九項に規定する対象区域内小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。)の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主)

二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内小型特殊自動車に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

9 前条第一項、第三項若しくは第四項又は第一項、第二項、第四項、第五項、第七項若しくは前項に規定する者が法附則第五十八条第一項から第九項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの規定に規定する市町村長に提出しなければならない。

10 法附則第五十八条第十三項に規定する場合には、同項に規定する対象区域内軽自動車等の所有者(法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主)は、総務省令で定める書類を当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長に提出しなければならない。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の対象となる地方団体の徴収金の期日等)

第三十六条 法附則第五十九条第一項に規定する政令で定める日は、令和三年二月一日とする。

2 地方団体の長は、法附則第五十九条第一項の規定による徴収の猶予の申請があつた場合には、その申請をした納税者又は特別徴収義務者の新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入

の減少等の事実（同項に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実をいう。次条において同じ。）の状況及びその地方団体の徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である状況と勘案して、その猶予期間を定めるものとする。

3 法附則第五十九条第一項に規定する政令で定める期間は、次に掲げる地方税の区分に応じ当該各号に定める期間以内の期間とする。

一 第五項第一号に掲げる道府県民税又は市町村民税 その事業年度の法第五十三条第一項又は第三百二十一条の八第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項、第八十九条（同法第四百五十五条の五において準用する場合を含む。）又は第四百四十四条の六第一項の規定による法人税の申告書に係るものに限る。）の提出期限までの期間

二 第五項第二号に掲げる事業税 その事業年度の法第七十二条の二十八第一項の規定による申告書の提出期限までの期間

4 法附則第五十九条第一項第一号に規定する政令で定める地方税は、法第一条第一項第十三号に規定する証紙徴収に係る地方税とする。

5 法附則第五十九条第二号に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地方税とする。

一 法第五十三条第一項若しくは第三百二十一条の八第一項の規定による申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を含む。）、第八十八条（同法第四百五十五条の五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を含む。）、の規定による法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第五十三条第二項若しくは第三百二十一条の八第二項の規定による申告書の提出、法第五十三条第一項後段若しくは第二項後段若しくは第三百二十一条の八第一項後段若しくは第二項後段の規定により申告書の提出があつたものとみなされること又は法第五十三条第一項若しくは第三百二十一条の八第一項の規定による申告書（法人税法第八十八条の規定による法人税の申告書に係るものに限る。）の提出がなかつたことによる法第五十五条第二項若しくは第三百二十一条の十一第二項の規定による決定により納付すべき道府県民税又は市町村民税及び当該道府県民税又は市町村民税に係る法第五十五条第三十四項若しくは第三百二十一条の八第三十四項の規定による申告書の提出又は法第五十五条第三項若しくは第三項若しくは第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正により納付すべき道府県民税又は市町村民税

二 法第七十二条の二十六第一項の規定による申告書の提出又は同条第五項の規定により申告書の提出があつたものとみなされることにより納付すべき事業税及び当該事業税に係る法第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出又は法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、第七十二条の四十一第一項若しくは第三項若しくは第七十二条の四十一の二第二項若しくは第三項の規定による更正により納付すべき事業税

6 法附則第五十九条第一項の規定による徴収の猶予は、法第十五条第一項（第一号に係る部分に限り、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十八年法律第二十五号）第十条の規定によりその例によることとされる場合及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第八条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による徴収の猶予とみなして、第六条の十四第一項（第四号に係る部分に限る。）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十八年政令第百五十四号）第七條（第四号に係る部分に限る。）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第百八十九号）第七條（第四号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の申請手続）

第三十七条 法附則第五十九条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項及び同条第一項の申請をやむを得ない理由によりその地方団体の徴収金の納期限後にする場合にはその理由とする。

一 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及び地方団体の徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細

二 納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の年度、税目、納期限及び金額

三 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする期間

2 法附則第五十九条第二項に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類

二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

三 猶予を受けようとする日現在の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例の適用を受けるための耐震改修に係る契約締結の期限）

第三十八条 法附則第六十二条第一項に規定する政令で定める日は、個人が同項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得した日から五月を経過する日又は地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日から二月を経過する日のいずれか遅い日とする。

（令和三年度から令和八年度までの各年度における特別区財政調整交付金の特例）

第三十九条 法附則第七十五条の規定により地方自治法第二百八十二条第二項の規定を読み替えて適用する場合における地方自治法施行令第二百十條の十の規定の適用については、令和三年度から令和八年度までの間、同条中「係る額」とあるのは、「係る額と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額」とする。

附則（昭和二十六年三月二日政令第八一号）

この政令は、公布の日から施行し、第七條の改正規定は昭和二十五年十二月一日の属する事業年度分から、改正後の第二十六條の規定は昭和二十六年三月三十一日の属する事業年度分から、法人の行う事業に対する事業税に関するその他の部分は昭和二十六年一月一日の属する事業年度分から、その他の部分は昭和二十六年年度分から、それぞれ適用する。

附則（昭和二十八年八月二〇日政令第二〇四号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。但し、第一条の十四及び第三条の四に係る改正規定中労働金庫及び労働金庫連合会に係る部分は労働金庫法施行の日から、輸出組合及び輸入組合に係る部分は輸出取引法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十八号）施行の日から施行する。

附則（昭和二十八年一〇月三〇日政令第三五五号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分の固定資産税から適用する。

附則（昭和二十九年五月二三日政令第九六号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。但し、娯楽施設利用税に関する改正規定は、入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）施行の日から、遊興飲食税に関する改正規定は、昭和二十九年七月一日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の地方税法施行令の規定は、この附則において特別の定があるものを除く外、法人（法人税法第四条の法人を除く。）の道府県民税に関する部分は昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から、法人の行う事業に対する事業税に関する部分は昭和二十九年一月一日の属する事業年度分から、法人の市町村民税に関する部分は昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から、第五十四条中もつばら水稻育苗のための電気温床に使用するため供給を受け、且つ、これに使用する電気に係る部分はこの政令の施行の日以後において電気事業者の電気料金の変更に付て通商産業大臣の認可があり、当該認可のあつた料金を実施した日以後において使用した電気に対して課する電気ガス税から、その他の部分（遊興飲食税に関する部分を除く。）は昭和二十九年年度の地方税から適用する。

3 改正後の地方税法施行令第三十六条から第三十八条までの規定は、建築された家屋に対して課する不動産取得税については、昭和二十九年七月一日から適用する。

4 地方税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十五号）以下「一部改正法」という。附則第十五項に規定する法人の清算所得に対する事業税（旧地方税法（昭和二十三年法律第一百十号）の規定による事業税附加税及び事業税割並びに旧地方税法（昭和十五年法律第六十号）の規定による営業税、営業税附加税及び営業税割を含む。以下本項、次項及び第六項中同じ。）について従前の法令の規定によりすでに賦課（申告納付の場合における申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定を含む。以下本項中同じ。）された税額は、それぞれ当該法人及び賦課した地方団体について確定した事業税の税額とする。

5 前項の法人が一部改正法による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十二条の三十一の規定により清算所得に対する事業税を申告納付する場合には、当該申告納付すべき事業税の税額は、新法第七十二条の十四第二項の規定により算定した清算所得金額から前項において確定したものとされる事業税の税額に係る課税標準額（事業税の本税額に係る課税標準額に限る。）を控除した金額を基礎として算出するものとする。この場合において、一部改正法の施行の日以後において新法第七十二条の二十九又は第七十二条の三十一の規定によつて申告納付した、又は申告納付すべき事業税額があるときは、新法第七十二条の三十一第一項ただし書の規定の適用があるものとする。

6 新法第七十二条の四十一の規定は、附則第四項の法人の事業税の更正又は決定について準用する。

7 附則第四項の法人で、閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第一条の規定により閉鎖機関として指定されたもの又は清算期間が長期にわたるため清算中の各事業年度の所得の計算が困難であると認められるものについて道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）が承認したものは、新法第七十二条の二十九の規定による清算中の各事業年度の所得に対する事業税の申告納付に代えて、残余財産が確定した場合において、新法第七十二条の三十一の規定により清算所得に対する事業税を申告納付することができる。

8 （不動産取得税を課さない区域）

一部改正法附則第二十二項の規定により家屋の新築、増築又は改築について不動産取得税を課さない区域は、横浜市の区域のうち神奈川県知事が指定する区域とする。

附 則（昭和二十九年七月一四日政令第二〇二号）

1 この政令中第十九条の改正規定は公布の日から、第四十二条第二号並びに第四十三条第一項第一号及び第二号の改正規定は昭和二十九年七月十六日から施行する。

2 改正後の地方税法施行令第十九条の規定は、法人の行う事業に対する事業税については昭和二十九年一月一日の属する事業年度分から、個人の行う事業に対する事業税については昭和二十九年年度分から適用する。

附 則（昭和三〇年八月一日政令第一五七号） 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一項において国庫出納金等端数計算法施行令（昭和二十五年政令第七十七号）第二条第三項中第一号及び第三号を削り、同令第三条第二項中第一号及び第六号を削る改正規定に係る部分は、昭和三十年九月一日から施行する。

2 （適用区分）

改正後の地方税法施行令の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、法人の道府県民税のうち法人税割に関する部分は昭和三十年七月一日の属する事業年度以降の事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る分（清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る分を含む。）から、法人の行う事業に対する事業税に関する部分は昭和三十年七月一日の属する事業年度以降の事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に係る分（清算中の事業年度に係る分及び残余

財産の一部の分配により納付すべき分を含む。）から、不動産取得税に関する部分はこの政令（前項ただし書に係る分を除く。以下同じ。）の施行の日から、法人の市町村民税のうち法人税割に関する部分は昭和三十年七月一日の属する事業年度以降の事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る分（清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る分を含む。）から、その他の部分は昭和三十年年度分の地方税から適用する。

（市町村の廃置分合等があつた場合の課税権の承継に関する規定の適用）

3 改正後の地方税法施行令第一条の二から第一条の五までの規定は、この政令の施行の日以後において廃置分合又は境界変更が行われる市町村について適用する。

（存続市町村に係る道府県民税の所得割の課税総額に関する規定の適用）

4 改正後の地方税法施行令第七条の二の規定は、この政令の施行の日以後において廃置分合又は境界変更が行われる市町村について適用し、同令第八条の規定は、この政令の施行の日以後において道府県に払い込む個人の道府県民税について適用する。

（電気ガス税に関する規定の適用）

6 改正後の地方税法施行令第五十五条第一号の規定は、昭和三十年十月一日以後において収納すべき料金に係る電気ガス税から適用する。

附 則（昭和三〇年八月三十一日政令第二一三号） 抄

この政令は、法の施行の日（昭和三十年九月一日）から施行する。

附 則（昭和三〇年九月一九日政令第二四九号） 抄

この政令は、昭和三十年十一月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三〇年九月二七日政令第二五六号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三〇年九月二七日政令第二五八号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三二年四月二四日政令第二〇六号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、軽油引取税に関する部分（附則第四項を除く。）は、昭和三十一年六月一日から施行する。

2 （適用区分）

この政令による改正後の地方税法施行令の規定は、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの（以下「準法人」という。）の都民税の均等割に関する部分にあつては昭和三十一年年度分から、準法人の行う事業に対する事業税に関する部分にあつては昭和三十一年三月三十一日までを終了する事業年度から後の分から、固定資産税に関する部分にあつては昭和三十一年年度分から適用する。

（電気ガス税に関する規定の適用）

3 この政令による改正後の第五十五条の三の規定は、昭和三十一年四月一日以後において使用する電気に対して課する電気ガス税から適用する。

附 則（昭和三二年五月一五日政令第一三七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三二年八月一三日政令第二六〇号）

この政令は、公布の日から起算して三日を経過した日から施行する。

附 則（昭和三二年八月二二日政令第二六五号） 抄

1 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四百七号）及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和三十一年法律第四百十八号）の施行の日（昭和三十一年九月一日）から施行する。

附 則（昭和三二年四月一〇日政令第六二号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、地方税法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第六十号。附則第一条ただし書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。ただし、遊興飲食税及び電気ガス税に関する改正規定、第五十六条の三から第五十六条の五まで並びに第五十八条及び第五十九条の改正規定は、昭和三十三年七月一日から施行する。

2 この政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、この附則において特別の定があるもののほか、法人の行う事業に対する事業税に関する部分は昭和三十三年四月一日の属する事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税（地方税法第七十二条の六の規定により清算所得に対する事業税を課されない法人以外の法人の清算中の事業年度に係る事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき事業税を含む。）から、その他の部分は昭和三十三年年度分の地方税から適用する。

（道府県民税及び市町村民税に関する規定の適用）

3 新令第七条第二号（同令第四十七条中同号に係る部分を含む。）の規定は、漁業生産組合及び森林組合の昭和三十三年四月一日以後に開始する事業年度分の道府県民税及び市町村民税（以下本項において「道府県民税等」という。）並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する道府県民税等の法人税割及びこれと合算して課する道府県民税等の均等割から適用し、これらの法人の同日前に開始した事業年度分の道府県民税等並びに同日前の解散又は合併による清算所得に対する道府県民税等の法人税割及びこれと合算して課する道府県民税等の均等割については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業を行うものについては、新令の規定は、当該法人でない社団又は財団の昭和三十三年四月一日以後に開始する事業年度分の事業税から適用する。

附 則（昭和三十三年六月四日政令第一三四号）

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中地方税法施行令第四十条の改正規定は、昭和三十三年七月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方税法施行令第三十五条の二の規定は、昭和三十三年四月一日の属する事業年度分の事業税から適用する。

附 則（昭和三十三年四月五日政令第七四号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、昭和三十三年年度分の地方税から適用する。

3 新令第九条の五（同令第四十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下次項において同じ。）第二十八条及び第三十条第四項の規定は、この政令の施行後にこれらに規定する請求書の提出又は決定があつた場合において還付すべき新令第九条の二（同令第四十八条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する道府県民税の中間納付額若しくは新令第二十五条に規定する事業税の中間納付額又は新令第四十八条の二に規定する市町村民税の中間納付額（以下「中間納付額」と総称する。）に加算すべき金額について適用し、この政令の施行前に当該請求書の提出又は決定があつた場合において還付すべき中間納付額に加算すべき金額の計算については、なお従前の例による。

4 新令第九条の五、第二十八条及び第三十条第四項の規定を適用する場合において、中間納付額の還付がこの政令の施行前に地方税法第五十三条第一項若しくは同法第三百二十一条の八第一項の規定による申告書の提出期限又は同法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限の到来した事業年度に係るものであるときは、新令第九条の五若しくは第二十八条中「当該期限の翌日」とあり、又は新令第三十条第四項中「当該中間納付額に係る事業年度分の事業税の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和三十三年政令第七十四号）の施行の日」と読み替えるものとする。

附 則（昭和三十一年〇月二〇日政令第二九三号） 抄

1 この政令は、理化学研究所法施行の日（昭和三十三年十月二十一日）から施行する。

附 則（昭和三十三年三月三十一日政令第八二号）

(施行期日)

1 この政令は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(市町村民税に関する規定の適用)

2 この政令による改正後の地方税法施行令第四十六条の二第二項の規定は、昭和三十三年年度分の市町村民税から適用し、昭和三十三年年度分以前の市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（昭和三十三年一月二〇日政令第三三七号） 抄

1 この政令は、地方税法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第四十九号）の施行の日（昭和三十三年一月一日）から施行する。

3 新令第六条の十三の規定は、この政令の施行の日以後に第二次納税義務者となつた者の納付又は納入に係る地方団体の徴収金につき過誤納が生じた場合について適用し、同日前に第二次納税義務者となつた者の納付又は納入に係る地方団体の徴収金につき過誤納が生じた場合については、なお従前の例による。

4 新令第六条の十八第一項第二号に掲げる事項についての法第二十条の十第一項の証明書は、この政令の施行の日以後に同号に規定する法定納期限等が到来するものに限り交付するものとする。

5 新令第三十五条の二第二項の規定は、昭和三十三年四月一日の属する事業年度分から適用する。

附 則（昭和三十三年二月一五日政令第三五九号） 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十三年二月二六日政令第三八二号）

1 この政令は、昭和三十三年一月一日から施行する。ただし、鉱物の掘採事業に係る部分は、同年三月一日から施行する。

附 則（昭和三十三年四月二二日政令第一〇五号）

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第九条及び第四十八条の二の規定は昭和三十三年四月一日の属する事業年度分の道府県民税及び市町村民税の法人税割から、新令第二十一条の規定は昭和三十三年四月一日の属する事業年度分の事業税から、新令第二十三条の三及び第二十三条の四の規定は昭和三十三年年度分の事業税から適用し、改正前の地方税法施行令の規定に基づいて課し又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

附 則（昭和三十三年六月三〇日政令第一八五号）

この政令は、自治庁設置法の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十三年七月一日）から施行する。

附 則（昭和三十三年八月三十一日政令第二四七号） 抄

1 この政令は、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第三百十八号）の施行の日（昭和三十三年九月一日）から施行する。

附 則（昭和三十三年四月三〇日政令第一二二号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方税法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第七十四号。以下「改正法」という。）（同法附則第一条ただし書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。ただし、遊興飲食税に関する改正規定並びに附則第九条及び附則第十二条の規定は昭和三十三年五月一日から、第五十六条の三から第五十六条の五までの規定の改正規定は同年七月一日から施行する。

法人税額について法人税法第二十六条の七の規定による還付を受けた法人については、なお効力を有するものとする。

(法人の事業税に関する規定の適用)

第十条 新令第三十五条の二第一項及び附則第八項の規定は、昭和三十七年四月一日の属する事業年度分の法人の事業税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用)

第十一条 新令第四十九条の三の規定は、昭和三十七年度分の固定資産税から適用する。

附則 (昭和三十七年四月二日政令第三六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日から施行する。

(地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第二十七条の規定による改正後の地方税法施行令の一部を改正する政令（以下この条において「新令」という。）附則第八条第一項第一号の規定の適用については、整備法による改正前の法人税法又は国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）（国税通則法附則第七条第一項又は第九条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により納付し、又は徴収される利子税額又は延滞加算税額、過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額に相当する法人税額は、新令附則第八条第一項第一号に規定する利子税又は延滞税、過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税の額に相当する法人税額とみなす。

附則 (昭和三十七年六月二〇日政令第二五四号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、地方税法施行令第三十八条及び附則第九項の改正規定は、農業協同組合法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第二百七号）の施行の日から施行する。

附則 (昭和三十七年八月二三日政令第三三二号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十八年二月二八日政令第二二二号)

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の地方税法施行令第五十四条の二、附則第十一項及び附則第十二項の規定は、昭和三十八年四月一日以後において収納すべき料金に係る分から適用し、同年三月三十一日以前において収納すべき料金に係る分については、なお従前の例による。

附則 (昭和三十八年三月二八日政令第六一六号)

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十八年二月一日の属する事業年度分に係る法人等の市町村民税から適用する。

附則 (昭和三十八年四月一日政令第一一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第三条の次に一条を加える改正規定、第五条、第六条の十一、第六条の十二、第六条の十四第一項、第八条の二、第九条の五及び第二十八条の改正規定、第六条の十九を第六条の二十二とし、第六条の十五から第六条の十八までを三条ずつ繰り下げ、第六条の十四の次に三条を加える改正規定並びに附則第十三条の規定は、昭和三十八年十月一日から施行する。

(中間納付額の還付に係る還付加算金に関する規定の適用)

第二条 この政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第九条の五（第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。）及び第二十八条（第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十八年十月一日以後に還付のため支出を決定し、又は充当をする中間納付額に加算すべき金額について適用する。ただし、当該加算すべき金額で同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

(道府県民税に関する規定の適用)

第三条 新令第七条の十九の規定は、昭和三十九年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第四条 新令第九條及び第九條の七の規定は、昭和三十八年四月一日の属する事業年度（清算中の事業年度を含む。以下本条において同じ。）分の法人の道府県民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(道府県民税に関する経過措置)

第五条 新令第七条の十九の規定を適用する場合において、当該個人のその年の前年以前五年内の各年のうちに昭和三十八年前五年以内の年（以下「旧年」という。）が含まれるときは、その含まれる旧年については同条第二項の規定による当該年において課された外国の所得税等の額とみなす金額はないものとし、当該旧年に係る同条第四項の規定による道府県民税の控除余裕額は所得税法施行規則の一部を改正する政令（昭和三十八年政令第九十九号）附則第六項に規定する国税の控除余裕額のうち昭和三十六年及び昭和三十七年に係るものの額に百分の十を乗じて計算した金額とし、新令第七条の十九第四項中「前年以前五年内の各年」とあるのは「前年以前五年内の各年（地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和三十八年政令第十六号）附則第五条第一項の規定による道府県民税の控除余裕額がある旧年を含む。）」とする。

2 前項の規定による旧年の道府県民税の控除余裕額は、当該個人が昭和三十九年度分の地方税法第四十五条の二第二項に規定する申告書に当該道府県民税の控除余裕額に関する明細書を添付して提出した場合において、当該明細書に係る当該道府県民税の控除余裕額に關して記載された金額を限度とするものとする。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第六条 新令第九条の七の規定を適用する場合において、当該法人の各事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度のうちに昭和三十八年四月一日前五年以内に終了した事業年度（以下「旧事業年度」という。）が含まれるときは、その含まれる旧事業年度については同条第二項の規定による当該事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす金額はないものとし、当該旧事業年度に係る同条第五項の規定による道府県民税の控除余裕額は法人税法施行規則の一部を改正する政令（昭和三十八年政令第一百号）附則第七項に規定する国税の控除余裕額のうち昭和三十七年四月一日の属する事業年度以後の旧事業年度に係るものの額に百分の五・四を乗じて計算した金額とし、新令第九条の七第五項中「前五年以内の各事業年度」とあるのは「前五年以内の各事業年度（地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和三十八年政令第十六号）附則第六条第一項の規定による道府県民税の控除余裕額がある旧事業年度を含む。）」とする。

2 前項の規定による旧事業年度の道府県民税の控除余裕額は、当該法人が昭和三十八年四月一日の属する事業年度に係る地方税法第五十三条第一項又は第二項に規定する申告書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書）で当該道府県民税の控除余裕額に関する事項の記載があるものを提出した場合において、当該申告に係る当該道府県民税の控除余裕額に關して記載された金額を限度とするものとする。ただし、道府県知事において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(事業税に関する規定の適用)

第七条 新令第十四条第六号の規定は、昭和三十八年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する規定の適用)

第八条 新令第四十八条の九の二の規定は、昭和三十九年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第九条 新令第四十八条の十三の規定は、昭和三十八年四月一日の属する事業年度（清算中の事業年度を含む。以下本条において同じ。）分の法人の市町村民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。（市町村民税に関する経過措置）

第十条 新令第四十八条の九の二の規定を適用する場合において、当該個人のその年の前年以前五年内の各年のうちに旧年が含まれるときは、その含まれる旧年については同条第二項の規定による当該年において課された外国の所得税等の額とみなす金額はないものとし、当該旧年に係る同条第五項の規定による市町村民税の控除余額額は所得税法施行規則の一部を改正する政令附則第六項に規定する国税の控除余額のうち昭和三十六年及び昭和三十七年に係るものの額に百分の二十を乗じて計算した金額とし、新令第四十八条の九の二第五項中「前年以前五年内の各年」とあるのは「前年以前五年内の各年（地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和三十八年政令第百十六号）附則第十条第一項の規定による市町村民税の控除余額がある旧年を含む。）」とする。

2 前項の規定による旧年の市町村民税の控除余額は、当該個人が昭和三十九年度分の地方税法第三百七条の二第一項に規定する申告書に当該市町村民税の控除余額に関する明細書を添付して提出した場合において、当該明細書に係る当該市町村民税の控除余額に關して記載された金額を限度とするものとする。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第十一条 新令第四十八条の十三の規定を適用する場合において、当該法人の各事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度のうちに旧事業年度が含まれるときは、その含まれる旧事業年度については同条第二項の規定による当該事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす金額はないものとし、当該旧事業年度に係る同条第六項の規定による市町村民税の控除余額は法人税法施行規則の一部を改正する政令附則第七項に規定する国税の控除余額のうち昭和三十七年四月一日の属する事業年度以後の旧事業年度に係るものの額に百分の八・一を乗じて計算した金額とし、新令第四十八条の十三第六項中「前五年以内の各事業年度」とあるのは「前五年以内の各事業年度（地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和三十八年政令第百十六号）附則第十一条第一項の規定による市町村民税の控除余額がある旧事業年度を含む。）」とする。

2 前項の規定による旧事業年度の市町村民税の控除余額は、当該法人が昭和三十八年四月一日の属する事業年度に係る地方税法第三百二十一条の八第一項又は第二項に規定する申告書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書）で当該市町村民税の控除余額に關する事項の記載があるものを提出した場合において、当該申告に係る当該市町村民税の控除余額に關して記載された金額を限度とするものとする。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（固定資産税に関する規定の適用）

第十二条 新令第四十九条第二項の規定は、昭和三十八年度分の固定資産税から適用する。

附則（昭和三十八年九月二二日政令第三二六号）

この政令は、昭和三十八年十月十五日から施行する。

附則（昭和三十八年一〇月一六日政令第三四八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年三月一六日政令第二三三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年三月二二日政令第八三三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年三月二二日政令第八三三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年三月二二日政令第八三三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年三月二二日政令第八三三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年三月二二日政令第八三三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

2 新令第二十条の規定は、法人の事業税にあつては、昭和三十九年四月一日の属する事業年度の法人の事業税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。（市町村民税に関する規定の適用）

第三条 新令第四十八条の六第一項及び第二項の規定は、昭和三十九年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。（改正後の地方税法施行令の一部を改正する政令の規定の適用）

第四条 第二条の規定による改正後の地方税法施行令の一部を改正する政令附則第十条の規定は、昭和三十九年四月一日の属する事業年度分の法人の事業税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

附則（昭和三十九年九月一五五五政令第三〇〇号）

この政令は、昭和三十九年九月二十九日から施行する。

附則（昭和三十九年九月一五五五政令第三〇〇号）

この政令は、昭和三十九年九月二十九日から施行する。

附則（昭和三十九年九月一五五五政令第三〇〇号）

この政令は、昭和三十九年九月二十九日から施行する。

附則（昭和三十九年九月一五五五政令第三〇〇号）

この政令は、昭和三十九年九月二十九日から施行する。

附則（昭和三十九年九月一五五五政令第三〇〇号）

この政令は、昭和三十九年九月二十九日から施行する。

附則（昭和三十九年九月一五五五政令第三〇〇号）

この政令は、昭和三十九年九月二十九日から施行する。

附則（昭和三十九年九月一五五五政令第三〇〇号）

この政令は、昭和三十九年九月二十九日から施行する。

附則（昭和三十九年九月一五五五政令第三〇〇号）

この政令は、昭和三十九年九月二十九日から施行する。

附則（昭和三十九年九月一五五五政令第三〇〇号）

この政令は、昭和三十九年九月二十九日から施行する。

附則（昭和三十九年九月一五五五政令第三〇〇号）

この政令は、昭和三十九年九月二十九日から施行する。

附則（昭和三十九年九月一五五五政令第三〇〇号）

この政令は、昭和三十九年九月二十九日から施行する。

附則（昭和三十九年九月一五五五政令第三〇〇号）

この政令は、昭和三十九年九月二十九日から施行する。

附則（昭和三十九年九月一五五五政令第三〇〇号）

この政令は、昭和三十九年九月二十九日から施行する。

附則（昭和三十九年九月一五五五政令第三〇〇号）

この政令は、昭和三十九年九月二十九日から施行する。

附則（昭和三十九年九月一五五五政令第三〇〇号）

前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 施行日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度分の法人の事業税を課する場合における新令第二十一条の二の規定の適用については、同条中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定により課された所得税額」とあるのは「旧所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定により課された所得税額」とする。

（都の特例に関する規定の適用）

第七条 新令第五十七条の二の規定は、施行日の属する事業年度分の法人の都民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の都民税については、なお従前の例による。

第九条 前条の規定による改正後の地方税法施行令の一部を改正する政令附則第十条第一項及び第二項の規定は、施行日の属する事業年度分の法人の事業税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

附 則 （昭和四〇年六月三日政令第一九三号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令による改正後の地方税法施行令第五十六条の十四第一項の規定は、昭和四十年年度分の国民健康保険税から適用し、昭和三十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 （昭和四〇年六月二二日政令第二二四号） 抄

1 この政令は、農地開発機械公団法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百十三号）の施行の日（昭和四十年六月二十二日）から施行する。

附 則 （昭和四〇年七月九日政令第二四九号） 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四一年二月一五日政令第一六号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方税法施行令第四十九条の二第二項第十号の規定は、昭和四十年年度分の固定資産税から適用する。

附 則 （昭和四一年三月三一日政令第八七号） 抄

1 この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四一年三月三一日政令第八九号）

第一条 この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、電気ガス税に関する改正規定（第五十五条の二第一号の改正規定を除く。）は同年六月一日から、料理飲食等消費税に関する改正規定は同年八月一日から施行する。

（個人の道府県民税等に関する規定の適用）

第二条 この政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定中個人の道府県民税及び個人の市町村民税（以下「個人の道府県民税等」という。）に関する部分は、昭和四十一年度分の個人の道府県民税等から適用し、昭和四十年年度分までの個人の道府県民税等については、なお従前の例による。

2 新令第七条の九の二又は第四十八条の三の二の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する純損失の金額のうちに地方税法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十号。以下「改正法」という。）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十二条第八項又は第三百三十三条第八項の規定により各年における総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除された純損失の金額があるときは、当該金額を新令第七条の九の二に規定する損失の金額に達するまでの金額から控除した金額をもつて当該損失の金額に達するまでの金額とする。

（法人の道府県民税等に関する規定の適用）

第三条 新令第八条の四及び第九条の九（それぞれ第四十八条の十又は第四十八条の十五において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十一年四月一日（以下「施行日」という。）以後に改正法による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第五十三条第一項又は第三百三十一条の八第一項の法人の道府県民税又は法人の市町村民税に係る申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項の申告書に係るものに限る。）の提出期限が到来する法人の道府県民税及び法人の市町村民税（以下「法人の道府県民税等」という。）から適用し、同日前に当該提出期限が到来した法人の道府県民税等については、なお従前の例による。

2 新令第九条の七第四項及び第四十八条の十三第五項の規定は、昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度分及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税等並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税等（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額に係る法人の道府県民税等を含む。以下同じ。）について適用し、同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以前に終了する事業年度分及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税等並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税等については、なお従前の例による。この場合において、同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税等に対するこれらの規定の適用については、新令第九条の七第四項中「百分の五・八」とあるのは「百分の五・六五」と、新令第四十八条の十三第五項中「百分の八・九」とあるのは「百分の八・六五」とする。

3 昭和四十一年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の新法第五十三条第一項又は第三百三十一条の八第一項の法人の道府県民税又は法人の市町村民税に係る申告書（法人税法第七十一条第一項の申告書に係るものに限る。）の提出期限が施行日前である場合には、当該申告書に係る法人の道府県民税等に対する新令第九条の七第四項及び第四十八条の十三第五項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（個人の事業税に関する規定の適用）

第四条 新令の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十一年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十年年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第五条 新令第五十二条の四の規定は、昭和四十一年一月二日以後において新たに取得された除雪車について昭和四十一年度分の固定資産税から適用する。

（法人の都民税に関する規定の適用）

第六条 新令第五十七条の二の規定は、昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度分及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の法人の都民税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る都民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額に係る法人の都民税を含む。以下同じ。）について適用し、同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以前に終了する事業年度分及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度分の法人の都民税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税については、なお従前の例による。この場合において、同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税額に係る法人の都民税に対する新令第五十七条の二の規定の適用については、同条中「百分の十四・七」とあるのは、「百分の十四・三」とする。

2 昭和四十一年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の新法第七百三十四条第三項において準用する新法第三百三十一条の八第一項の法人の都民税に係る申告書（法人税法第七十一条第一項の申告書に係るものに限る。）の提出期限が施行日前である場合には、当該申告書に係る都民税に対する新令第五十七条の二の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和四一年四月一四日政令第二一九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一項及び第二項並びに第四条第一項及び第二項の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和四一年五月二六日政令第二五五号）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五十五条の三の次に一条を加える改正規定は、昭和四十一年六月一日から施行する。

2 この政令による改正後の地方税法施行令第五十六条の十四第一項の規定は、昭和四十一年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四一年七月三〇日政令第二七三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年八月四日政令第二七九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年八月一八日政令第二九〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年一〇月二〇日政令第三五一号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

附 則（昭和四一年一二月二八日政令第三六八号）

1 この政令は、昭和四十一年一月一日から施行する。
2 改正後の地方税法施行令第八条の二、第三十五条の三及び第四十八条の九の三の規定は、それぞれ昭和四十二年度分の個人の道府県民税、個人の事業税及び個人の市町村民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の道府県民税、個人の事業税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四二年五月三一日政令第一一四号）

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、地方税法施行令第五十四条の三の改正規定は、同年七月一日から施行する。

（個人の道府県民税等に関する規定の適用）

第二条 次項に規定する場合を除き、改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定中個人の道府県民税及び個人の市町村民税（以下「個人の道府県民税等」という。）に関する部分は、昭和四十二年度分の個人の道府県民税等から適用し、昭和四十一年度分までの個人の道府県民税等については、なお従前の例による。

2 新令第四十八条の九の三から第四十八条の九の五まで（新令第四十八条の十七において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十一年六月一日（以下「施行日」という。）以後に徴収した特別徴収に係る納入金を納入する場合について適用し、同日前に徴収した当該納入金については、なお従前の例による。

（法人の道府県民税等に関する規定の適用）

第三条 新令第九条の七の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び法人の市町村民税（以下この項において「法人の道府県民税等」という。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税等については、なお従前の例による。

2 改正前の地方税法施行令第九条第二項（同令第四十八条の十一において準用する場合を含む。）の規定は、法人税法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十一号）による改正前の法人

税法（以下「旧法人税法」という。）第七十九条第一項の規定による同法第七十四条第一項第三号（同法第六十九条に係る部分に限る。）に掲げる金額に相当する税額の還付（以下この項において「還付」という。）を受けた法人の法人税制の課税標準となる法人税額の計算及び法人税法の一部を改正する法律附則第二条又は第四条第一項の規定によりなおその例によるものとされる旧法人税法第七十九条第一項の規定による還付を受ける法人の法人税制の課税標準となる法人税額の計算については、なおその効力を有する。

（固定資産税に関する規定の適用）

第四条 次項に規定する場合を除き、新令の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十二年度分の固定資産税から適用し、昭和四十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新令附則第二十三項及び第二十四項の規定は、昭和三十九年一月二日から昭和四十一年一月一日までに新築された住宅についても適用する。この場合において、当該住宅に対するこれらの規定の適用については、地方税法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十五号）による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第六十五項の規定の適用を受ける住宅にあつては、昭和四十二年度から起算して、当該住宅が新築された日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合には、当該日の属する年。以下この項において同じ。）の四月一日の属する年度から昭和四十一年度までの年度の数を三から控除し、当該控除して得た数に相当する年度分の固定資産税に限るものとし、新法附則第六十六項の規定の適用を受ける住宅にあつては、昭和四十二年度から起算して、当該住宅が新築された日の属する年の翌年の四月一日の属する年度から昭和四十一年度までの年度の数を地上階数四以下のものにあつては五、地上階数五以上のものにあつては十からそれぞれ控除し、当該控除して得た数に相当する年度分の固定資産税に限るものとする。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第五条 新令第五十四条の三の規定は、電気ガス税の昭和四十二年七月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）について適用し、同年六月三十日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納した、又は収納すべきであつた料金に係る分）については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する規定の適用）

第六条 新令第五十六条の十四第一項の規定は、昭和四十二年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（都の特例に関する規定の適用）

第七条 新令第五十七条の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一条の八第六項の期間に係る法人の都民税について適用し、同日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

2 新令第五十七条の二の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の都民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の都民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の都民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税割に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四二年八月一四日政令第二五四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第十二条までの規定は、法附則第六条、法附則第十三条から第十五条まで、法附則第二十一条及び法附則第二十七条の規定の施行の日（昭和四十二年八月十六日）から施行する。

附 則（昭和四二年九月一四日政令第二九三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年九月一六日政令第二九五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第十三条までの規定は、法附則第一条ただし書の規定による施行の日から施行する。

附則（昭和四二年一〇月一九日政令第三二八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年一二月二六日政令第三七一号）

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十三年一月一日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の地方税法施行令の規定は、昭和四十三年度分の個人の道府県民税及び市町村民税並びに個人の事業税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税並びに個人の事業税については、なお従前の例による。

附則（昭和四三年三月三〇日政令第五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十三年四月一日から施行する。ただし、第五十六条の三の二及び第五十六条の五の改正規定は同年五月一日から、第五十四条の改正規定は同年六月一日から、第七条の二及び第七条の十三第一項の改正規定並びに次条第二項の規定は昭和四十四年一月一日から施行する。

（個人の道府県民税等に関する規定の適用）

第二条 次項に別段の定めがあるものを除き、改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定中個人の道府県民税及び市町村民税（以下この条において「個人の道府県民税等」という。）に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の道府県民税等から適用し、昭和四十二年度分までの個人の道府県民税等については、なお従前の例による。

2 新令第七条の二（新令第四十六条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第七条の十三第一項（新令第四十八条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十四年度分の個人の道府県民税等から適用し、昭和四十三年度分までの個人の道府県民税等については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

第四条 新令第二十一条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額につき法人税額の還付を受けた法人の各事業年度の所得の算定について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額につき法人税額の還付を受けた法人の各事業年度の所得の算定については、なお従前の例による。

2 旧令第二十一条第二項の規定は、施行日前に開始した事業年度において生じた欠損金額につき法人税額の還付を受けた同項に規定する法人の各事業年度の所得の算定については、なおその効力を有する。

（固定資産税に関する規定の適用）

第五条 新令の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十三年度分の固定資産税から適用し、昭和四十二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する規定の適用）

第六条 新令第五十六条の十四の規定は、昭和四十三年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十二年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附則（昭和四三年四月二七日政令第一〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十三年七月一日から施行する。ただし、地方税法施行令第五十二条の十に係る改正規定及び同令附則の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年六月二五日政令第二一九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第五十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和四十三年七月一日）から施行する。

附則（昭和四三年九月一九日政令第二八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附則（昭和四四年四月九日政令第八七号）

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、地方税法施行令第五十六条の五の改正規定は昭和四十四年五月一日から、同令第八条の改正規定は同年六月一日から施行する。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する規定の適用）

第二条 改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定中個人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、昭和四十四年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する規定の適用）

第三条 新令第二十二条及び第二十三条の二第一項の規定は、この政令の施行の日（次条において「施行日」という。）以後に終了する各事業年度分の法人の事業税から適用し、同日前に終了した各事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する規定の適用）

第四条 新令の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後において不動産を取得した場合について適用し、同日前において不動産を取得した場合については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第五条 次項に規定するものを除き、新令の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十四年度分の固定資産税から適用し、昭和四十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十二条第二項の規定は、昭和四十三年一月二日以後において新築された住宅について昭和四十四年度分の固定資産税から適用し、昭和四十三年一月一日以前において新築された住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する規定の適用）

第六条 新令第五十六条の十四第一項の規定は、昭和四十四年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附則（昭和四四年五月三一日政令第一三六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十四年六月一日から施行する。ただし、地方税法施行令第四十二条の四及び第四十三条の二第四号の改正規定は同年十月一日から、同令第七条の二及び第七条の十三の改正規定は昭和四十五年一月一日から施行する。

（個人の道府県民税等に関する規定の適用）

2 改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七条の二（新令第四十六条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第七条の十三第一項（新令第四十八条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（料理飲食等消費税に関する規定の適用）

3 新令第四十二条の四及び第四十三条の二第四号の規定は、昭和四十四年十月一日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（地方税法第百十三条第一項に規定するその他の利

用行為をいう。）に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

4 新令第四十九条の二第二項第二号の規定は、昭和四十五年度分の固定資産税から適用する。

附 則（昭和四十四年八月二十八日政令第二二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次条及び附則第六条から第十五条までの規定は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附 則（昭和四十四年八月二十六日政令第二二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（地方税法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 法附則第四条第一項に規定する市街地改造事業並びに同条第二項に規定する防災建築物造成組合、防災建築物街区造成事業及び防災建築物に関しては、この政令の附則の規定による改正後の次に掲げる政令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 地方税法施行令

附 則（昭和四十四年九月三日政令第二五八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附 則（昭和四十四年二月一九日政令第三〇九号） 抄

1 この政令は、昭和四十五年三月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年四月一日政令第四八号）

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年四月一七日政令第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、地方税法施行令第八条、第五十四条及び第五十六条の五の改正規定は昭和四十五年六月一日から、同令第七条の二及び第七条の十三第一項の改正規定は昭和四十六年一月一日から施行する。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する規定の適用）

第二条 次項に規定するものを除き、改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定中個人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、昭和四十五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新令第七条の二（新令第四十六条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第七条の十三第一項（新令第四十八条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

第三条 新令第九条の七第四項及び第四十八条の十三第五項の規定は、昭和四十五年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の道府県民税及び市町村民税）を、以下この条において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

第四条 新令第二十条第二項の規定は、この政令の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の事業税から適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十五年度分の固定資産税から適用し、昭和四十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十一条第二項の規定中減圧蒸留装置に係る部分は、昭和四十四年一月二日以後に新設された同項に規定する減圧蒸留装置について昭和四十五年度分の固定資産税から適用する。

3 新令附則第十二条第一項の規定は、昭和四十四年一月二日以後に新築された住宅について昭和四十五年度分の固定資産税から適用し、昭和四十四年一月一日以前に新築された住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都の特例に関する規定の適用）

第六条 新令第五十七条の二の規定は、昭和四十五年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の都民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の都民税）を含む。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の都民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十五年七月九日政令第二一八号）

この政令は、柔道整復師法の施行の日（昭和四十五年七月十日）から施行する。

附 則（昭和四十五年九月二二日政令第二六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年九月二八日政令第二八〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第九条までの規定は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年一〇月九日政令第三〇〇号） 抄

1 この政令は、ガス事業法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第十八号）の施行の日（昭和四十五年十月十二日）から施行する。

附 則（昭和四十五年二月一九日政令第三三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年三月三〇日政令第六二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、第五十四条及び第五十六条の五の改正規定は同年六月一日から、第四十二条の四及び第四十三条の二の改正規定は同年十月一日から、第七条の二の改正規定（「十七万七千五百円」を「十八万七千五百円」に改める部分に限る。）、第七条の十三の改正規定、附則第十四条の次に四条を加える改正規定及び附則第十五条の次に一条を加える改正規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する規定の適用）

第二条 次項に定めるものを除き、改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定中個人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、昭和四十六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新令第七条の二の規定中寡婦に係る親族の範囲の要件としての金額に関する部分（新令第四十六条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第七条の十三（新令第四十八条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十七年度分の個人の道府県民税及び市町村民

税から適用し、昭和四十六年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する規定の適用）

第四条 新令第二十一条の六の規定は、昭和四十六年四月一日以後に開始する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に開始した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。ただし、地方税法の一部を改正する法律附則第三条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十二条の十四第一項ただし書の規定の適用を受ける法人に係る事業税の課税標準となる各事業年度の所得の計算については、改正前の地方税法施行令第二十一条の六の規定は、なおその効力を有する。

（料理飲食等消費税に関する規定の適用）

第五条 新令第四十二条の四及び第四十三条の規定は、昭和四十六年十月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（地方税法第百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第六条 新令第五十二条の九の規定は、昭和四十六年度分の固定資産税から適用し、昭和四十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十一条第四項の規定は、昭和四十五年一月二日以後において新設された同項に規定する償却資産について昭和四十六年度分の固定資産税から適用し、昭和四十五年一月一日以前において新設された同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する規定の適用）

第七条 新令第五十六条の十八の規定は、昭和四十六年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十六年六月二十二日政令第二〇一号） 抄

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十六年六月二十四日）から施行する。

附 則（昭和四十六年六月二十五日政令第二二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和四十七年四月一日政令第六七号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五十四条、第五十四条の二、第五十四条の六、第五十四条の七及び第五十六条の五の改正規定は、昭和四十七年六月一日から施行する。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する規定の適用）

第二条 改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定中個人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、昭和四十七年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十六年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

第三条 新令第二十一条の五第一項の規定は、昭和四十七年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の事業税から適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新令第二十一条の五第二項の規定は、昭和四十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十六年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第四条 新令第四十九条の五の規定は、昭和四十七年度分の固定資産税から適用し、昭和四十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する規定の適用）

第五条 新令第五十六条の十八の規定は、昭和四十七年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十七年六月九日政令第二一七号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年七月一七日政令第二八四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十七年九月一日から施行する。

附 則（昭和四十七年七月二〇日政令第二八六号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、下水道事業センター法の施行の日（昭和四十七年七月二十二日）から施行する。

附 則（昭和四十七年十一月一七日政令第三九九号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）の施行の日（昭和四十七年十一月二十二日）から施行する。

附 則（昭和四十七年二月八日政令第四二〇号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十七年十二月二十日）から施行する。

附 則（昭和四十八年四月二六日政令第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、電気ガス税に関する改正規定、第五十六条の五の改正規定及び附則に二条を加える改正規定（附則第二十一条に係る部分に限る。）は昭和四十八年六月一日から、第四十三条の二の改正規定は同年十月一日から、第六条の十七第三項を削る改正規定は昭和四十九年四月一日から施行する。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する規定の適用）

第二条 改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定中個人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、昭和四十八年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する規定の適用）

第三条 新令の規定中法人の事業税に関する部分は、昭和四十八年四月一日以後に終了する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に終了した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。ただし、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第二十三号）附則第三条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の地方税法第七十二条の十四第一項ただし書の規定の適用を受ける法人に係る事業税の課税標準となる各事業年度の所得の計算については、改正前の地方税法施行令第二十一条の七の規定は、なおその効力を有する。

（不動産取得税に関する規定の適用）

第四条 新令の規定中不動産取得税に関する部分は、この政令の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。この場合において、同日から昭和四十八年五月三十一日までとの間の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税に係る新令附則第八条第七項の規定の適用については、同項中「（十六）項及び（十七）項に掲げる防火対象物」とあるのは、「（十六）項及び（十七）項に掲げる防火対象物（同表の（十六）項に掲げる防火対象物にあつては、同表の（二）項から（四）項まで、（五）項、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されている部分が存するものに限る。」とする。

（料理飲食等消費税に関する規定の適用）

第五条 新令第四十三条の二第四号の規定は、昭和四十八年十月一日以後における飲食及びその他の利用行為（地方税法第百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課すべ

き料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する規定の適用)

第六条 次項及び第三項に規定するものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税（以下次項までにおいて「固定資産税等」という。）に関する部分は、昭和四十八年度分の固定資産税等から適用し、昭和四十七年度分までの固定資産税等については、なお従前の例による。

2 新令附則第十一条第五項の規定は、昭和四十七年一月二日以後において新設し、又は増設された倉庫について昭和四十八年度分の固定資産税等から適用し、昭和四十七年一月一日以前において新設し、又は増設された倉庫に対して課する固定資産税等については、なお従前の例による。

3 新令附則第十二条第二項第二号の規定は、昭和四十七年一月二日以後において新築された住宅について昭和四十八年度分の固定資産税から適用し、昭和四十七年一月一日以前において新築された住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する規定の適用)

第七条 新令第五十六条の十八の規定は、昭和四十八年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十七年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十八年六月一四日政令第一五四号)

(施行期日)

1 この政令は、昭和四十八年七月一日から施行する。

(固定資産税に関する規定の適用)

2 改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十九年度分の固定資産税から適用し、昭和四十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

3 新令第五十四条の十四第二項に規定する区域、地区又は地域において同項に規定する期間内に土地を取得し、この政令の施行の日において当該土地を所有する者に係る当該土地に対して課する特別土地保有税については、同項中「当該土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に、当該土地を敷地とする同号に規定する工場用の建物の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物の用に供した者に限り」とあるのは、「昭和四十八年七月一日において当該土地を敷地とする同号に規定する工場用の建物の建設に着手しており、若しくはその建設を終わり、若しくは当該土地に取得時に現に存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物の用に供している者又は同日から起算して一年以内に、当該土地を敷地とする当該工場用の建物の建設に着手し、若しくは当該土地に取得時に現に存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物の用に供した者に限り」とする。

4 新令第五十四条の三十二第二項、第五十四条の三十六第三項及び第五十四条の四十六第二項の規定の適用については、この政令の施行の際土地の所有者が所有する土地でその取得が昭和四十四年一月一日（新令第五十四条の十二第一号に掲げる土地にあつては、同号に定める日。以下この項において同じ。）からこの政令の施行の日の前日までの間（以下この項において「指定期間」という。）において行なわれたもののうち次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものは、新令第五十四条の三十二第二項第一号に規定する非適用土地とみなす。

一 その者による当該土地の取得その他指定期間内に行なわれた当該土地の取得のいずれもが新令第五十四条の三十二第二項第二号に規定する取得に相当する取得（次号において「相続等による取得」という。）に該当するものであつたこと。

二 その者による当該土地の取得その他指定期間内に行なわれた当該土地の取得のうち相続等による取得に該当するものを除いた最近の取得が新令第五十四条の三十二第二項第一号又は第三号から第六号までに規定する取得に相当する取得のいずれかに該当し、かつ、当該土地によつて代替された従前の土地が昭和四十四年一月一日前から当該取得に係る従前の土地の譲渡（所有権の消滅を含む。）の時まで引き続き同一の者により所有されており、又は指定期間の開始

後その時までに行なわれた当該従前の土地の取得のいずれもが相続等による取得に該当するものであつたこと。

三 前二号に掲げるもののほか、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第二十三号）による改正後の地方税法及び新令の規定中特別土地保有税に関する部分が昭和四十四年一月一日から適用されていたと仮定した場合に新令第五十四条の三十二第二項第一号に規定する非適用土地となるべき土地であること。

5 法第五百九十九条第一項第二号の規定により昭和四十九年二月末日までに申告納付すべき土地の取得に対して課する特別土地保有税については、新令第五十四条の四十四第一項中「特別土地保有税及び固定資産税」とあるのは、「固定資産税」とする。

附 則 (昭和四十八年八月三〇日政令第二四七号)

(施行期日)

1 この政令は、昭和四十八年九月一日から施行する。

3 前項の規定による改正後の地方税法施行令第四十九条の二第六項の規定は、昭和四十九年度分の固定資産税から適用し、昭和四十八年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十八年九月二九日政令第二八一号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十八年九月二九日政令第二八六号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十八年十一月二二日政令第三三五号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年二月一日政令第二〇号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和四十九年三月二十八日）から施行する。

附 則 (昭和四十九年三月三〇日政令第八八号)

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(個人の道府県民税及び市町村民税に関する規定の適用)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定中個人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、昭和四十九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新令第四十八条の九の三第五項の規定は、昭和四十九年四月一日（以下「施行日」という。）以後に提出する同条第一項の申請書について適用する。

3 新令附則第十六条の二の規定は、昭和五十年年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用する。この場合において、同年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る同条の規定の適用については、同条第八項中「七百万円」とあるのは、「二百六十万円」とする。

4 新令附則第十六条の二の規定は、道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）附則第五条の規定により適用される同法による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十五条の二の規定の適用を受けた場合には、その者の昭和四十九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について

も、適用する。この場合において、新令附則第十六条の二第八項中「七百万円」とあるのは「三百万円」と、「百分の四十」とあるのは「百分の三十六・七五」と、「百分の五・二」とあるのは「百分の五・六」と、同条第九項中「百分の五・二」とあるのは「百分の五・六」と、「百分の十二・一」とあるのは「百分の九・一」とする。

5 昭和四十九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、前項の規定に該当する者の昭和四十八年の不動産所得の金額及び事業所得の金額は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第九十四号）附則第四条第一項及び第二項の規定の例により計算した金額とする。

6 昭和四十九年度分の個人の市町村民税に限り、法附則第三十五条の二第一項の規定は、同年度分の市町村民税に係る第一期分の納期限までに、同項の規定の適用を受けようとする旨及び同項に規定する譲渡所得の明細に関する事項を記載した書類を市町村長に提出した者についても、適用する。

（法人の道府県民税及び市町村民税に関する規定の適用）

第三条 新令第九条の七第四項及び第四十八条の十三第五項の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度（清算中の事業年度を含む。以下この条において同じ。）分の法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

第四条 新令第二十二條の二及び附則第六条の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新令第三十五条の三第一項の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、同日から昭和五十年四月三十日までの間に終了する事業年度分の法人の事業税に係る同項の規定の適用については、同項中「三百五十万円」とあるのは「三百万円」と、「七百万円」とあるのは「六百万円」とする。

（不動産取得税に関する規定の適用）

第五条 新令の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する規定の適用）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税（以下この項及び第六項において「固定資産税等」という。）に関する部分は、昭和四十九年度分の固定資産税等から適用し、昭和四十八年度分までの固定資産税等については、なお従前の例による。

2 新令第五十二条の二の二第二項の規定は、施行日以後において新設された同項に規定する機械その他の設備について、昭和五十年年度分の固定資産税から適用する。

3 改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第五十二条の二の二第二号の規定は、昭和四十九年三月三十一日までの間において新設された同号に掲げるでん粉廃液の濃縮設備については、なおその効力を有する。

4 旧令附則第十条の規定は、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十九号。以下「改正法」という。）附則第七条第十一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十四条第二項の規定の適用を受ける家屋及び償却資産については、なおその効力を有する。この場合において、旧令附則第十条第一項第

三号中「奄美群島振興特別措置法」とあるのは、「奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九号）による改正前の奄美群島振興特別措置法」とする。

5 旧令附則第十一条第四項の規定は、改正法附則第七条第十三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法附則第十五条第七項の規定の適用を受ける航空機については、なおその効力を有する。

6 昭和四十九年度分の固定資産税等に関し、旧令附則第十四条の二第二項第三号の規定は、同号に掲げる農地については、なおその効力を有する。

（電気税及びガス税に関する規定の適用）

第七条 新令の規定中電気税及びガス税に関する部分は、施行日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気税及びガス税（特別徴収に係る電気税及びガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対して課する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであった料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する規定の適用）

第八条 新令第五十四条の二十六の規定は、土地に対して課する特別土地保有税にあつては昭和四十九年度分から適用し、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては昭和四十九年一月一日以後の土地の取得について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新令第五十四条の三十一の二の規定は、土地に対して課する特別土地保有税にあつては昭和五十年年度分から適用し、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては昭和四十九年三月三十一日以後の土地の取得について適用し、昭和四十九年度分の土地に対して課する特別土地保有税及び同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新令第五十四条の三十二の規定は、土地に対して課する特別土地保有税にあつては昭和五十年年度分から適用し、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては施行日以後の土地の取得について適用し、昭和四十九年度分の土地に対して課する特別土地保有税及び同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する規定の適用）

第九条 新令第五十六条の十八及び附則第十八条の五の規定は、昭和四十九年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十八条の四の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について改正法附則第十七条第一項の規定により適用される法附則第三十三条の二の規定の適用がある場合には、昭和四十九年度分の国民健康保険税についても、適用する。この場合において、新令附則第十八条の四の「昭和五十年度」とあるのは、「昭和四十九年度」とする。

（都の特例に関する規定の適用）

第十条 新令第五十七条の二の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度（清算中の事業年度を含む。以下この条において同じ。）分の法人の都民税から適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の都民税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十九年六月二三日政令第二〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第十八条までの規定は、昭和四十九年六月十五日から施行する。

（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 前条の規定による改正前の地方税法施行令第四十九条の二第三項の規定は、旧農地開発機械公団が昭和四十九年一月一日までの間において取得した同項に規定する固定資産に対して課する昭和四十九年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。

附 則（昭和四十九年七月三〇日政令第二七九号） 抄

は、「地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第四十九号）による改正前の地方税法施行令第五十四条の二十六第四項」とする。

（軽自動車税に関する規定の適用）

第六条 新令第五十三条第二項の規定は、昭和五十一年度分の軽自動車税から適用し、昭和五十年分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（電気税に関する規定の適用）

第七条 新令の規定中電気税に関する部分は、昭和五十一年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する規定の適用）

第八条 新令第五十四条の十五第二項、第五十四条の二十六第一項第二号、第五十四条の二十七第二項及び第五十四条の三十二第一項第一号（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）の規定は、昭和五十一年度分から適用し、昭和五十年分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新令第五十四条の十五第二項、第五十四条の二十六第一項第二号、第五十四条の二十七第二項及び第五十四条の三十二第一項第一号（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後の土地の取得について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する規定の適用）

第九条 新令第五十六条の八十九第一項の規定は、昭和五十一年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十一年八月六日政令第二二六号）

1 この政令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

2 改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第五十六条の二十八第二項第二号及び第五十六条の三十四第一項の規定（地方税法（以下「法」という。）第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税に関する部分に限る。）は、昭和五十一年十月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び同年以後の年分の個人の事業について適用する。

3 新令第五十六条の二十八第二項第二号及び第五十六条の三十四第一項の規定（法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）は、昭和五十一年十月一日以後に行われる法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋の新築又は増築について適用する。

4 この政令の施行により、新たに指定都市等（法第七百一条の三十一第一項第一号に規定する市をいう。）となつた市に係る新令第五十六条の八十三第一項第一号の規定の適用については、同号中「当該市が新たに指定都市等となつた日の翌日から六月を経過する日の属する月の初日」とあり、及び「その所在する市が新たに指定都市等となつた日の翌日から六月を経過する日の属する月の初日」とあるのは、「昭和五十一年十月一日」とする。

附 則（昭和五十一年八月一四日政令第二一八号）

この政令は、昭和五十一年九月一日から施行する。

附 則（昭和五十一年九月一八日政令第二四五号）

この政令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十一年二月一四日政令第三〇八号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（法人の道府県民税等に関する規定の適用）

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第九条の七、第四十八条の十三、第五十七条の二及び第五十七条の二の二の規定は、この政令の施行の日（以

下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税については、なお従前の例による。

3 新令第九条の七、第四十八条の十三、第五十七条の二及び第五十七条の二の二の規定は、昭和五十一年十月一日から施行日の前日までに終了した各事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税又は都民税のうち、次に掲げるものについても、適用する。

一 当該各事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税又は都民税について施行日の前日までに地方税法施行令第九条の七第九項又は第四十八条の十三第十項（同令第五十七条の二において準用する場合を含む。）に規定する外国の法人税等（地方税法第五十三条第八項又は第三百二十一条の八第八項（同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国の法人税等をいう。以下同じ。）の額の控除に関する事項の記載がある申告書（同法第五十三条第一項若しくは第二項又は第三百二十一条の八第一項若しくは第二項（同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をいう。以下同じ。）を提出した法人で、施行日から起算して一月を経過する日までに、自治省令で定めるところにより、当該各事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税又は都民税の同法第五十三条第八項又は第三百二十一条の八第八項の規定による限度額の計算について新令第九条の七第四項ただし書又は第四十八条の十三第五項ただし書（新令第五十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による選択をしようとする旨及び外国の法人税等の額の控除に関する事項を当該法人の事務所又は事業所所在地の都道府県知事又は市町村長（二以上の都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）に事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事又は市町村長）に届け出たものの当該各事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税又は都民税

二 当該各事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税又は都民税について施行日以後に申告書を提出する法人の当該各事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税又は都民税

4 二以上の都道府県又は市町村に事務所又は事業所を有する法人がその主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事又は市町村長に対し前項第一号の規定による届出をした場合には、当該法人は、自治省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を関係都道府県知事及び関係市町村長に通知しなければならない。

5 昭和五十一年十月一日から施行日の前日までに終了した各事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税又は都民税について附則第三項第一号の規定による届出があつた場合における新令第九条の七第九項又は第四十八条の十三第十項（新令第五十七条の二において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、新令第九条の七第九項及び第四十八条の十三第十項中「当該申告に係る当該控除」とあるのは、「地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和五十一年政令第三百八号）附則第三項第一号の規定による届出に係る外国の法人税等の額の控除」とする。

附 則（昭和五十一年二月二八日政令第二二二号）

この政令は、昭和五十一年三月一日から施行する。

附 則（昭和五十二年三月九日政令第二五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十二年三月十五日から施行する。

附 則（昭和五十二年三月三一日政令第四九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第五十六条の三の二を第五十六条の三の三とし、第五十六条の三の次に一条を加える改正規定は同年六月一日から、第四十三条の二第四号の改正規定は同年十月一日から施行する。

（不動産取得税に関する規定の適用）

第二条 改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第三十九条の三第一項第三号二及び本並びに附則第八条の二の規定は、昭和五十二年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動

産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(料理飲食等消費税に関する規定の適用)

第三条 新令第四十三条の二第四号の規定は、昭和五十二年十月一日以後における飲食その他の利用行為（地方税法第百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日以前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用)

第四条 新令第五十二条の二の四第二項第三号の規定は、昭和五十二年度分の固定資産税から適用し、昭和五十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十二条の規定は、昭和五十一年一月二日以後に新築された同条第二項、第六項若しくは第十二項に規定する住宅若しくは貸家住宅又は同日以後に新築された同条第十項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地について、昭和五十二年度分の固定資産税から適用する。

3 改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第十二条の規定は、昭和五十一年一月一日までに新築された同条第二項、第五項若しくは第九項に規定する住宅若しくは貸家住宅又は同日までに新築された同条第五項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項第一号ロ中「第五十四条の二十六第四項」とあるのは、「地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第四十九号）による改正前の地方税法施行令第五十四条の二十六第四項」とする。

(特別土地保有税に関する規定の適用)

第五条 新令第五十四条の二十六の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和五十一年一月二日以後に新築された同条第一項又は第二項に規定する住宅の用に供する土地について、昭和五十二年度分の土地に対して課する特別土地保有税から適用する。

2 新令第五十四条の二十六並びに第五十四条の三十二第一項第三号及び第三項第一号の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 旧令第五十四条の二十六の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和五十一年一月一日までに新築された同条第一項又は第二項に規定する住宅の用に供する土地に係る土地に対して課する特別土地保有税については、なおその効力を有する。

4 新令第五十四条の三十二第一項第三号並びに第二項第一号及び第三号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和五十二年度分の土地に対して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十一年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する規定の適用)

第六条 新令第五十六条の十九第一項第四号、第五十六条の六十九第一項第六号及び第五十六条の七十一第二項の規定は、施行日以後に行われる地方税法第百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この項において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき地方税法第百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この項及び次項において「新増設に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 旧令第五十六条の十九第一項第三号及び第二項の規定は、施行日前に担保の目的で家屋の全部又は一部を譲渡した場合における当該家屋の全部又は一部は、譲渡による取得に対して課する新増設に係る事業所税については、なおその効力を有する。

3 新令第五十六条の四十四第一項第三号、第五十六条の四十四第三項第一号及び第二号並びに第五項並びに第五十六条の四十五第四号の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十二年以後の年分の個人の事業に対して課すべき地方税法第百一条の三十二第一項

に規定する事業に係る事業所税（以下この項において「事業に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業及び同年前の年分の個人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する規定の適用)

第七条 新令第五十六条の八十九第一項及び第二項第一号の規定は、昭和五十二年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附則（昭和五十二年四月二二日政令第二〇三号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十二年四月二八日政令第二二二号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第五十六条の八十三第三項の規定は、この政令の施行の日以後に、指定都市等に該当しない市が新たに指定都市等となつた場合又は廃置分合若しくは境界変更により指定都市等でない市町村の区域の全部若しくは一部が新たに指定都市等の区域に属することとなつた場合について適用し、同日前に、指定都市等に該当しない市が新たに指定都市等となつた場合又は廃置分合若しくは境界変更により指定都市等でない市町村の区域の全部若しくは一部が新たに指定都市等の区域に属することとなつた場合については、なお従前の例による。

附則（昭和五十二年七月一五日政令第二三五号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十二年一月二五五政令第三一〇号）

この政令は、農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部の施行の日（昭和五十三年二月一日）から施行する。

附則（昭和五十二年三月三一日政令第七五号）

第一条 この政令は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第五十六条の五の改正規定は、同年六月一日から施行する。

(分割法人の徴収猶予に関する経過措置)

第二条 改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第六条の九の二第一項の規定は、昭和五十三年四月一日（以下「施行日」という。）以後に提出する地方税法第十五条の四の二第一項第一号の申告書若しくは施行日以後に受ける同項第二号の更正に係る法人の道府県民税若しくは市町村民税又は施行日以後に提出した同項第三号の修正申告書に係る法人の事業税について適用し、施行日前に提出した同項第一号の申告書若しくは施行日前に受けた同項第二号の更正に係る法人の道府県民税若しくは市町村民税又は施行日前に提出した同項第三号の修正申告書に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第三条 新令第九条の七第三項及び第四十八条の十三第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新令第四十七条の三第二号の規定は、昭和五十三年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第四条 改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第二十一条の五第一項の規定は、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。次項において「昭和五十三年法律第十一号」という。）附則第十五条第七項に規定する各事業年度の法人の事業税の課税標準である所得の算定については、なおその効力を有する。この場合において、旧令第二十一条の五第一項中「租税特別措置法第五十六条の八」とあるのは、「租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第

十一号。次項において「昭和五十三年法律第十一号」という。）附則第十五条第七項の規定によりその例によるものとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十六条の八」とする。

2 旧令第二十一条の五第二項の規定は、昭和五十三年法律第十一号附則第六条第二項に規定する各年の個人の事業税の課税標準である所得の計算については、なおその効力を有する。この場合において、旧令第二十一条の五第二項中「租税特別措置法第二十条の二」とあるのは、「昭和五十三年法律第十一号附則第六条第二項の規定によりその例によるものとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十条の二」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

第五条 新令第三十九条の八の規定は、地方税法第七十三条の十五の二第二項若しくは第七十三条の二十四第二項の前後の取得に係る土地の取得のうち当該後の取得に係る土地の取得又は同条第一項第一号若しくは同法第七十三条の二十八第一項の住宅の新築が施行日以後に行われた場合における当該土地の取得又は当該住宅の新築が行われた土地の取得に対して課する不動産取得税について適用し、当該前後の取得に係る土地の取得のうち当該後の取得に係る土地の取得又は当該住宅の新築が施行日以前に行われた場合における当該土地の取得又は当該住宅の新築が行われた土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧令附則第七条の規定は、施行日以前における土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第六条 新令第五十二条第三項の規定は、昭和五十三年度分の固定資産税及び都市計画税（以下次項までにおいて「固定資産税等」という。）から適用し、昭和五十二年分までの固定資産税等については、なお従前の例による。

2 新令附則第十一条第四項（事業協同組合に関する部分に限る。）の規定は、同項に規定する事業協同組合が昭和五十二年一月二日以後において新設し、又は増設した倉庫に対して課すべき昭和五十三年度分の固定資産税等から適用する。

3 旧令附則第十一条第七項及び第八項の規定は、地方税法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第九号）附則第七条第五項及び第十二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十五条第九項の規定の適用を受ける固定資産については、なおその効力を有する。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第七条 新令第五十四条の二十の二第三項、第五十四条の二十の三第二項及び第五十四条の三十二第一項第一号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和五十三年度分の土地に対して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十二年分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新令第五十四条の二十の二第三項、第五十四条の二十の三第二項及び第五十四条の三十二第一項第一号の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日以前の土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新令第五十四条の三十四第一項第一号及び第二号並びに第二項第二号及び第三号の規定は、地方税法第五百八十五条第五項において準用する同法第七十三条の二第二十一項に規定する従前の土地の取得が施行日以後においてされる場合又は同法第五百八十五条第五項において準用する同法第七十三条の二第二十二項に規定する同項の契約の効力が発生した日として政令で定める日（以下この項において「契約の効力発生日」という。）が施行日以後の日である場合について適用し、当該従前の土地の取得が施行日以前においてされた場合又は当該契約の効力発生日が施行日以前の日であつた場合については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第八条 新令第五十六条の三十五第二項（地方税法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税（以下この項において「事業に係る事業所税」という。）に関する部分に限る。）及び

附則第十六条の二の二第四項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十三年以後の年分の個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業及び同年前の年分の個人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新令第五十六条の三十五第二項（地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この項において「新増設に係る事業所税」という。）に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる同法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この項において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日以前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第九条 新令第五十六条の八十九第一項の規定は、昭和五十三年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十二年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附則（昭和五三年五月一六日政令第一六九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年六月二七号政令第二六〇号）

この政令は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別会計法施行令の規定は、昭和五十三年度の予算から適用する。

附則（昭和五三年七月二二日政令第二八六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十三年十月二日）から施行する。

附則（昭和五三年九月五日政令第三二二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 略

二 第一条の規定（職業訓練法施行令第四条第一項の改正規定に限る。）、第二条の規定、第七条の規定、第八条の規定（労働省組織令第三十五条の三第二号の改正規定を除く。）、次条の規定及び附則第三条の規定 昭和五十四年四月一日

附則（昭和五十四年一月一八日政令第四号）

この政令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附則（昭和五十四年三月三二日政令第六七号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方税法施行令第五十六条の五の改正規定（倉庫業に係る部分に限る。）は同年六月一日から、同令附則第十七条の次に一条を加える改正規定は昭和五十五年四月一日から施行する。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第四条の二の規定は、昭和五十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なおその効力を有する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第三十六条の二の二第二項第四号、第三十六条の二の三第二号、第三十六条の三第八項第四号、第三十九条の三及び附則第八条第二項第二号の規定は、昭和五十四年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年九月四日政令第二三七号）抄

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）
第四条 新令第五十二条の三の三第四号の規定は、昭和五十四年度分の固定資産税及び都市計画税（以下この条において「固定資産税等」という。）から適用し、昭和五十三年度分までの固定資産税等については、なお従前の例による。

2 旧令附則第十一条第二項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十二号）附則第七条第六項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十五条第二項の規定の適用を受ける重油に係る水素化脱硫装置に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

3 新令附則第十二条第二項、第六項、第十項及び第十二項の規定は、昭和五十三年一月二日以後において新築されたこれらの規定に規定する住宅及び貸家住宅に対して課すべき昭和五十四年度分の固定資産税から適用し、昭和五十三年一月一日までに新築された旧令附則第十二条第二項、第六項、第十項及び第十二項に規定する住宅及び貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十五条の規定は、昭和五十四年度分の固定資産税等から適用し、昭和五十三年度分までの固定資産税等については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第五条 新令第五十四条の二十六第一項第二号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和五十四年度分の土地に対して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十三年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新令第五十四条の二十六第一項第二号の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、施行日前の土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第六条 新令第五十六条の十七第一号の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十四年以後の年分の個人の事業に対して課すべき地方税法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税（以下この条において「事業に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業及び同年前の年分の個人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第七条 新令第五十六条の八十九第一項の規定は、昭和五十四年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年三月三十一日政令第六八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五四年五月一日政令第一三七号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第五十六条の十五の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和五四年六月八日政令第一七四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年六月二六日政令第一九八号）

この政令は、昭和五十四年七月一日から施行する。

附 則（昭和五四年六月二九日政令第一九九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年七月二日政令第二〇七号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年四月一日から施行する。）
附 則（昭和五五年三月三十一日政令第四五号）抄

1 この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方税法施行令第五十四条の七の改正規定及び同令第五十六条の五の改正規定（地熱資源開発事業及びとび・土工事業で自治省令で定めるものに係る部分に限る。）は同年六月一日から、同令附則第十七条及び第十七条の二の改正規定は昭和五十六年四月一日から施行する。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）附則第十七条及び第十七条の二の規定は、昭和五十六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新令第二十一条の七の規定は、法人の昭和五十五年四月一日（以下「施行日」という。）以後に取得する租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第五十五条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施行日前に取得した租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九号）による改正前の租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 新令第三十九条の三の二の規定は、施行日前に住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。）をした者がその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合については、適用しない。

2 新令第三十九条の三の二の規定は、昭和五十五年七月一日前において新築された住宅の用に供する土地を取得した者で地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第十号。第五項において「昭和五十五年法律第十号」という。）附則第四条第七項の規定の適用を受ける者がその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合については、適用しない。

3 施行日前に取得された住宅の用に供する土地の取得に係る新令第三十九条の三の三第二項の規定の適用については、同項中「当該土地の上にある既存住宅」とあり、及び「当該既存住宅」とあるのは、「当該土地の上にある住宅」とする。

4 新令附則第七条第三項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 昭和五十五年法律第十号附則第四条第八項に規定する政令で定める住宅は、新令第三十七条の十九第二項に規定する住宅とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第五条 次項に定めるものを除き、新令第五十二条の二の三第二項及び附則第十六条の二第一項の規定は、昭和五十五年度分の固定資産税から適用し、昭和五十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新令第五十二条の二の三第二項第二号、第四号及び第六号の規定は、昭和五十四年一月二日以後において取得された同項に規定する機械及び装置について、昭和五十五年度分の固定資産税から適用する。

（軽油引取税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新令第五十六条の五の規定（地熱資源開発事業及びとび・土工事業で自治省令で定めるものに関する部分を除く。）は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新令第五十六条の五の規定（地熱資源開発事業及び土・土工事業で自治省令で定めるものに関する部分に限る。）は、昭和五十五年六月一日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用する。

3 第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第五十六条の五（ガス供給業、熱供給業、ガラス製造業、セメント製造業、非鉄金属製造業、金属罐製造業及び稚蚕共同飼育事業に関する部分に限る。以下この条において同じ。）及び附則第十九条の規定は、施行日前に地方税法（以下次条までにおいて「法」という。）第七百条の十五第四項の規定により提出された当該免税証に記載された免税軽油の数量の軽油を引き渡した軽油引取税の特別徴収義務者である者以外の軽油の販売業者が施行日以後において当該免税証を軽油引取税の特別徴収義務者である販売業者に提出して当該免税証に記載された免税軽油の数量の軽油を引き取る場合における当該軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なおその効力を有する。

4 施行日前において法第七百条の十五第一項の規定により免税証の交付を受けた旧令第五十六条の五に掲げる免税軽油使用者が、この政令の施行の際、当該交付を受けた免税証のうち軽油引取税の特別徴収義務者又は法第七百条の十五第四項に規定する軽油引取税の特別徴収義務者以外の軽油の販売業者に提出していない免税証を所持しているときは、当該免税軽油使用者は、施行日以後速やかに当該免税証をその交付を受けた道府県知事に返納しなければならない。（事業所税に関する経過措置）

第七条 新令第五十六条の十七第一号の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十五年以後の年分の個人の事業に対して課すべき法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税（以下この条において「事業に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業及び同年前の年分の個人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第八条 新令第五十六条の八十九第一項の規定は、昭和五十五年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附則（昭和五十五年三月三十一日政令第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十五年四月一日）から施行する。

附則（昭和五十五年四月三〇日政令第一二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十五年五月二〇日政令第二一九号）

この政令は、オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律の施行の日（昭和五十五年五月三十一日）から施行する。

附則（昭和五十五年九月二九日政令第二四二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附則（昭和五十五年九月二九日政令第二四五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附則（昭和五十五年一〇月三十三日政令第二五五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（昭和五十五年一二月二六日政令第三三七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十六年一月二三日政令第六号）抄

1 この政令は、昭和五十六年七月一日から施行する。

附則（昭和五十六年三月二一日政令第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十六年三月三十一日政令第七七号）

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定（第五十四条の十一の六）を「第五十四条の十一の九」に改める部分に限る。）、第六条の十四第一項及び第二項の改正規定、第五十四条の十一の六の次に三を加える改正規定並びに第五十六条の五の改正規定（同条の表石油精製業の項を削る部分を除く。）並びに附則第六条第二項の規定、昭和五十六年六月一日

二 第五十四条の四十第三項及び附則第八条第二項第一号の改正規定並びに附則第三条第三項及び第五条第三項の規定、昭和五十六年七月一日

三 第九条の七第四項及び第八項、第四十八条の十三第五項及び第九項並びに第五十七条の二の改正規定並びに附則第二条第一項及び第九条の規定、昭和五十六年八月一日

四 第五十六条の六十八の改正規定及び附則第七条第三項までの改正規定、第五十五条の五十四条の六十八の改正規定及び第五十四条の三十二第一項から第三項までの改正規定、第五十四条の三十四第一項及び第二項の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）、第五十六条の二十七の次に一条を加える改正規定、第五十六条の八十七の改正規定、附則第七条の改正規定（同条第二項に係る部分を除く。）、附則第十一条に五項を加える改正規定（同条第二十項に係る部分に限る。）並びに附則第十四条の五の改正規定、農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の施行の日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第九条の七第四項及び第八項並びに第四十八条の十三第五項及び第九項の規定は、昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の道府県民税及び市町村民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新令第四十七条の三第二号及び附則第四条の二の規定は、昭和五十六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 新令附則第七条第二項の規定は、昭和五十六年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第七条第二項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第十五号。以下「改正法」という。）附則第五条第七項の規定によりなお効力を有することとされる改正法による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十一条第二項に規定する農業委員会のあつせん（施行日前に行われた申出に基づきされたものに限る。）による農地の交換分合により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧令附則第七条第二項中「法附則第十一条第二項」とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を

並びに肥料又は家畜の飼料を生産するためのでん粉廃液の濃縮設備、果実の果皮の乾燥設備並びに有機性の汚泥の脱水設備及び乾燥設備で自治省令で定めるものとする」として、同項の規定を適用する。

6 新令附則第十二条第二項第二号の規定は、昭和五十六年一月二日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課する昭和五十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された旧令附則第十二条第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第六条 新令第五十四条の十三第一項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和五十六年四月一日以後に新設され、又は増設される設備を製造の事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に係る昭和五十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備を製造の事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に係る土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新令第五十四条の十三第一項の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後にされる土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前にされた土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新令第五十四条の二十六第一項第二号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和五十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和五十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 新令第五十四条の二十六第一項第二号の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後にされる土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前にされた土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第七条 新令第五十六条の八十九第一項及び附則第十九条の規定は、昭和五十七年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和五十六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十七年四月二七日政令第二二八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十七年九月一四日政令第二四五号) 抄

この政令は、昭和五十七年九月二十三日から施行する。

附 則 (昭和五十七年九月一四日政令第二四七号)

この政令は、法の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。

附 則 (昭和五十七年九月二五日政令第二六六号)

この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十八年三月三一日政令第六三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方税法施行令第五十四条の五第二項及び第五十六条の二の四の改正規定並びに附則第六条及び第八条の規定は、同年六月一日から施行する。

第二条 (個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七十六条の十六、第七十六条の十六の二（新令第四十八条の八第一項において準用する場合を含む。）及び第四十八条の七第三項の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適

用し、昭和五十七年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新令第二十一条の七の規定は、法人の昭和五十八年四月一日（以下「施行日」という。）以後に取得する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十五条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施行日前に取得した租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第十一号）による改正前の租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第六条第二項の規定は、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なおその効力を有する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新令の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第五条 新令第五十二条の三から第五十二条の十の十まで並びに新令附則第十一条第二項、第三項、第六項（第一号を除く。）及び第二十二項の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新令第五十二条の二の二第二項の規定は、昭和五十七年一月二日以後に取得された同項に規定する機械及び装置に対して課する昭和五十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令第五十二条の二の二第二項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新令附則第十一条第四項、第五項、第七項及び第八項の規定は、昭和五十七年一月二日以後に新設され、又は増設された同条第四項に規定する機械設備及び同条第五項に規定する貯蔵タンクに対して課する昭和五十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新設され、又は増設された旧令附則第十一条第四項に規定する機械設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十一条第六項第一号の規定は、昭和五十八年一月一日以後に新設され、又は増設された同項に規定する倉庫に対して課する昭和五十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新設され、又は増設された旧令附則第十一条第五項第一号に規定する倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(電気税に関する経過措置)

第六条 新令第五十四条の五第二項の規定は、昭和五十八年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第七条 新令第五十四条の二十の三第二項第一号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和五十八年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和五十七年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新令第五十四条の二十の三第二項第一号の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後にされる土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前にされた土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

。）前に終了した事業年度に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税については、なおその効力を有する。

（重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱に関する経過措置）

第三条 改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第三十四条第一項、第四十条、第四十二条の四、第四十五条の二、第四十八条の十八、第五十四条の十一の十、第五十四条の十一の十一、第五十四条の十一の十二、第五十四条の四十九、第五十五条の五の二、第五十六条の十二の二、第五十六条の十三の二、第五十六条の八十一の三、第五十六条の九十及び第五十七条の三の規定は、施行日以後に改正法第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十二条の四十六第一項、第九十七条第一項、第二百七条第一項、第二百七十八條第一項、第三百二十八条の十一第一項、第四百九十八条第一項、第五百三十六條第一項、第五百六十七條第一項、第六百九条第一項、第六百八十八條第一項、第六百九十九條の二十一第一項、第七百条の三十三第三項、第七百一条の十二第一項、第七百一条の六十一第一項及び第七百二十一条第一項に規定する申告書又は納入申告書の提出期限が到来する地方税に係る過少申告加算金額に代えて重加算金額を徴収する場合について適用し、施行日前にこれらの提出期限が到来した地方税に係る過少申告加算金額に代えて重加算金額を徴収する場合には、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 新令第三十六条の二の三及び第三十九条の三の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する者が購入する住宅及び当該住宅の用に供する土地に係る不動産取得税について適用し、施行日前にこれらの規定に規定する者が購入した住宅及び当該住宅の用に供する土地に係る不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新令第三十九条及び第三十九条の二の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第五条 新令第四十七条の三第二号の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和五十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 昭和五十七年中に旧令附則第十六条の四第五項に規定する譲渡がされた場合における当該譲渡による事業所得及び雑所得に係る道府県民税及び市町村民税の所得割については、なお従前の例による。

3 昭和五十九年十二月三十一日までに締結される改正法第二条の規定による改正後の地方税法第三十四条第一項第五号イからハまでに掲げる契約又は第三百十四条の二第二項第五号イからハまでに掲げる契約に係る新令第七条の十五の三第一項及び第四十八条の七第二項の規定の適用については、昭和六十年年度分及び昭和六十一年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、新令第七条の十五の三第一項第一号中「次に掲げる要件」とあるのは「イからハまでに掲げる要件」と、「であり、かつ、当該契約に基づき支払うべき年金の額（年金の支払開始日から一定の期間内に年金受取人が死亡してもなお年金を支払う旨の定めのある契約にあつては、当該一定の期間内に支払うべき年金の額とする。）の一部を一括して支払う旨の定めがないこと」とあるのは「であること」と、同項第二号中「前号イからニまで」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和五十九年政令第六十一号。次号において「昭和五十九年改正政令」という。）附則第五条第三項の規定により読み替えられた前号イからハまで」と、同項第三号中「第一号イからニまで」とあるのは「昭和五十九年改正政令附則第五条第三項の規定により読み替えられた第一号イからハまで」とする。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、昭和五十九年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、昭和五十八年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 改正法附則第十四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条第四項に規定する石油貯蔵施設（昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新設されたもの及び同日までに石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）第五条第一項の規定により届出をした同項に規定する石油の備蓄に関する計画に基づき昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に新設されたものに限る。）に対して課する固定資産税については、旧令附則第十一条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法附則第十五条第四項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七号）附則第十四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条第四項」とする。

3 改正法附則第十四条第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条第八項に規定する償却資産に対して課する昭和五十八年度分までの固定資産税並びに同項に規定する償却資産のうち産業廃棄物（新法附則第十五条第七項に規定する産業廃棄物を除く。）の処理の用に供する償却資産に対して課する昭和五十九年度分及び昭和六十年度分の固定資産税については、旧令附則第十一条第十項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法附則第十五条第八項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七号）附則第十四条第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条第八項」とする。

4 新令附則第十一条第十四項の規定は、昭和五十八年四月一日以後に取得された同項に規定する機器に対して課する昭和五十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令附則第十一条第十四項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新令附則第十一条第十七項の規定は、昭和五十八年一月二日以後に取得された同項に規定する機械及び装置に対して課する昭和五十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令附則第十一条第十七項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第七条 新令第五十四条の十三第一項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新設され、又は増設される同項に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令第五十四条の十三第一項に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新令第五十四条の十三第一項の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新令第五十四条の十九の二第一項及び第三項、第五十四条の二十の二から第五十四条の二十二まで並びに第五十四条の三十二第二項第三号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和五十九年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和五十八年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 新令第五十四条の十九の二第一項及び第三項、第五十四条の二十の二から第五十四条の二十二まで並びに第五十四条の三十二第二項第三号の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第八条 新令第五十六条の三十四第二項及び第五十六条の三十五第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十九年度以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止され

た個人の事業を除く。）に対して課すべき新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税（以下この条において「事業に係る事業所税」という。）並びに施行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この条において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この条において「新増設に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び昭和五十九年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税並びに施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第九条 新令第五十六条の八十九第一項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和五十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 旧令附則第十九条の規定により読み替えて適用される旧令第五十六条の八十九第二項の規定による昭和五十八年度分の国民健康保険税に係る減額の基準については、なお従前の例による。

附則（昭和五十九年五月二日政令第二二七号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十九年九月二六日政令第二八六号）抄

1 この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附則（昭和五十九年九月二六日政令第二九一号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十九年一月九日政令第三二〇号）抄

1 この政令は、昭和五十九年十二月一日から施行する。

附則（昭和五十九年一月三〇日政令第三三七号）抄

1 この政令は、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十九年十二月五日）から施行する。

附則（昭和五十九年二月二日政令第三四五号）抄

1 この政令は、土地改良法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十六号）の施行の日（昭和五十九年十二月二二日）から施行する。

附則（昭和六〇年一月二五日政令第六号）抄

1 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和六〇年三月三〇日政令第六三号）抄

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。
（課税標準額及び税額の端数計算の特例に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第六条の十七第二項第一号及び第四号の規定は、昭和六十年四月一日（以下「施行日」という。）以後に行われた地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第八十八号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法第七十四条の四第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ消費税及び同法第四百六十七条第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ消費税について適用し、施行日前に日本専売公社が売り渡した製造たばこに対して課する道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

第三条 新令第三十六条の三の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（輸出用製造たばこ等に係る経過措置）

第四条 改正法附則第四条第三項及び第六条第三項に規定する製造たばこで政令で定めるものは、次に掲げる製造たばことする。

- 一 施行日前に、日本専売公社が、輸出のため売り渡した製造たばこ
- 二 施行日前に、日本専売公社が、本邦と外国との間を往來する本邦の船舶（新令第三十九条の九に規定する船舶に該当するものを含む。）又は航空機への開税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品としての積込みのため売り渡した製造たばこ
- 三 施行日前に、日本専売公社が、製造たばこの包装用の機械の検査のため引き渡した製造たばこ

（固定資産税に関する経過措置）

第五条 新令第四十九条の二第一項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（電気税及びガス税に関する経過措置）

第六条 新令第五十四条の六第二項及び第五十四条の十一の二第二項の規定は、施行日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気税又はガス税について適用し、施行日前に使用した電気又はガスに対して課する電気税又はガス税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第七条 新令第五十四条の三十一第一項第六号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和六十一年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和六十年分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新令第五十四条の三十一第一項第六号の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（特別区たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の払込みの方法に関する経過措置）

第八条 新令第五十七条の四の規定は、施行日以後に行われた改正法第一条の規定による改正後の地方税法第四百六十七条第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき特別区たばこ消費税について適用し、施行日前に日本専売公社が売り渡した製造たばこに対して課する特別区たばこ消費税については、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年一月二九日政令第一二一號）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年三月三〇日政令第六三号）抄

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法施行令第五十六条の五の表の改正規定及び附則第六条第二項の規定 昭和六十年十月一日
- 二 第一条中地方税法施行令第二十一条の二の改正規定（「及び」を「並びに」に改め、「租税特別措置法」の下に「第三条の四第四項、第九条の二第四項及び」を加える部分に限る。） 昭和六十一年一月一日
- 三 第一条中地方税法施行令附則第十七条の二の改正規定 昭和六十一年四月一日

（事業税に関する経過措置）

第二条 昭和六十年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税及び昭和六十年四月一日（以下「施行日」という。）前に開始した事業年度分の法人の事業税に係る第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第十七条から第二十条までに規定

項中「法附則第三十五条の二の二第二項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）附則第七條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）附則第三十五条の二の二第二項」と、「租税特別措置法第四十一条の九第一項」とあるのは「租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）附則第十二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法（第四項において「旧租税特別措置法」という。）第四十一条の九第一項」と、同条第二項中「法」とあるのは「旧法」と、同条第三項中「法附則第三十五条の二の二第二項」とあるのは「旧法附則第三十五条の二の二第二項」と、同条第四項中「法附則第三十五条の二の二第二項」とあるのは「旧法附則第三十五条の二の二第二項」と、「租税特別措置法」とあるのは「旧租税特別措置法」と、「同法」とあるのは「旧租税特別措置法の」と、同項の表中「地方税法（以下この条において「法」という。）とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）附則第七條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）と、「法第三百十七條の二第一項」とあるのは「地方税法（以下この条において「法」という。）第三百十七條の二第一項」と、「法附則第三十五条の二の二第二項」とあるのは「旧法附則第三十五条の二の二第二項」と、同条第五項中「租税特別措置法施行令」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第六十一号）附則第八條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令」と、「法附則第三十五条の二の二第二項」とあるのは「旧法附則第三十五条の二の二第二項」と、「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、「自治省令」とあるのは「総務省令」と、「地方税法」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）附則第七條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の地方税法」と、「される法」とあるのは「される租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七号）附則第十二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法」と、旧令附則第十八條の三の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同条第一項中「法附則第三十五条の三第一項第一号」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）附則第七條第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）附則第三十五条の三第一項第一号」と、同条第二項中「法」とあるのは「旧法」と、「自治省令」とあるのは「総務省令」と、同条第三項中「法」とあるのは「旧法」とする。

第五條（固定資産税に関する経過措置）

別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税に関する部分は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

昭和六十一年六月三十日まで旧令第五十二条の二の二第二項第二号に規定する技術導入資金の貸付けを受けて取得された機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

新令附則第十一条第十六項の規定は、昭和六十一年四月一日以後に取得された同項に規定する機器に対して課する昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令附則第十一条第十三項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第六條（特別土地保有税に関する経過措置）

新令第五十四条の十三第一項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新設され、又は増設される同項に規定する要件に該当する設備を製造

の事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令第五十四条の十三第一項に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

新令第五十四条の十三第一項の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

改正法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第五百八十六条第二項第十三号の二に規定する土地に係る昭和六十一年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第五十三号）が効力を失う日の前日までにされる施行日前に同号に規定する承認を受けた振興計画に従って実施する同号に規定する事業に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、旧令第五十四条の二十一の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法」とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の地方税法」とする。

第七條（事業所税に関する経過措置）

新令第五十六条の四十二第二号及び第五十六条の五十九の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和六十一年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税（以下この項において「事業に係る事業所税」という。）並びに施行日以後に行われる同法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この項において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき同法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この項において「新増設に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年分の個人の事業及び昭和六十一年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税並びに施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

改正法附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第七百一条の三十四第三項第二十三号の二の規定の適用を受ける施設については、旧令第五十六条の三十五の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法」とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の地方税法」とする。

第八條（国民健康保険税に関する経過措置）

新令第五十六条の八十九第一項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附則（昭和六十一年四月一八日政令第二一九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十一年五月三〇日政令第一九三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十一年六月一〇日政令第二〇八号）抄

第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

第二条（旧特殊法人登記令等の暫定的効力）

農業機械化研究所については、第二条の規定による改正前の特殊法人登記令、第三条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法施行令、第四条の規定による改正前の国家公務員等共

し、同日前に新設され、又は増設された改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則
第十一条第六項第一号に規定する倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例によ
る。

3 新令附則第十一条第二十四項の規定は、昭和六十一年一月二日以後に取得された同項に規定す
る家屋及び償却資産に対して課する昭和六十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、
同日前に取得された旧令附則第十一条第二十三項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固
定資産税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十二条第二項第一号イ若しくは第六項第二号の規定は、昭和六十一年一月二日以後
に新築された同条第二項若しくは第六項に規定する住宅若しくは貸家住宅又は同日以後に新築さ
れた同条第十項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地に対して課する昭和六十二年以後
の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十一年一月一日までに新築された旧令附則第十二
条第二項若しくは第六項に規定する住宅若しくは貸家住宅又は同日以後に新築された同条第十項
に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の
例による。

5 新令附則第十二条第十三項の規定は、昭和六十一年一月二日以後に新築された同項に規定する
住宅に対して課する昭和六十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築さ
れた旧令附則第十二条第十三項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前
の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第六条 新令第五十四条の十三第一項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に
限る。）は、施行日以後に新設され、又は増設される同項に規定する要件に該当する設備を製造
の事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税に
ついて適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令第五十四条の十三第一項に規定する要
件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に対して
課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新令第五十四条の十三第一項の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分
に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行
日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新令第五十四条の二十六の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）
は、昭和六十一年一月二日以後に新築された同条第一項又は第二項に規定する住宅の用に供する
土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和六十一年一月一日までに新築された旧
令第五十四条の二十六第一項又は第二項に規定する住宅の用に供する土地に対して課する特別土
地保有税については、なお従前の例による。

4 新令第五十四条の二十六の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限
る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前
の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

5 新令第五十四条の二十七及び第五十四条の二十七の二の規定（土地に対して課する特別土地保
有税に関する部分に限る。）は、昭和六十一年一月二日以後の年度分の土地に対して課する特別土地保
有税について適用し、昭和六十一年一月一日までの土地に対して課する特別土地保有税については、
なお従前の例による。

6 新令第五十四条の二十七及び第五十四条の二十七の二の規定（土地の取得に対して課する特別
土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有
税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前
の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第七条 新令附則第十一条第六項第一号の規定は、昭和六十一年一月二日以後に新設され、又は増
設された同号に規定する倉庫に対して課する昭和六十三年以後の年度分の都市計画税について

適用し、同日前に新設され、又は増設された旧令附則第十一条第六項第一号に規定する倉庫に対
して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第八条 新令第五十六条の八十九第一項の規定は、昭和六十二年以後の年度分の国民健康保険税
について適用し、昭和六十一年一月一日までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 旧令附則第十九条の二の規定により読み替えて適用される旧令第五十六条の八十九第二項の規
定による昭和六十一年度分の国民健康保険税に係る減額の基準については、なお従前の例によ
る。

附 則 （昭和六十二年四月一日政令第一二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六十二年四月二八日政令第一三三三号）

この政令は、昭和六十二年五月一日から施行する。ただし、第七条の規定は公布の日から施行
する。

附 則 （昭和六十二年五月二九日政令第一八四号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六十二年六月一九日政令第二一九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六十二年八月二五日政令第二八七号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六十二年九月一六日政令第三〇七号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六十二年九月二六日政令第三一五号）

この政令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則 （昭和六十二年九月二九日政令第三二五号）

この政令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則 （昭和六十二年二月四日政令第三九四号）

この政令は、総合保養地域整備法附則第三条の規定の施行の日（昭和六十二年十二月五日）か
ら施行する。

附 則 （昭和六十二年二月二五日政令第四〇九号）

この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、附則第十六条の三第一項及び
第八項の改正規定中「過大報酬額」を「過大報酬等の額」に改める部分は、昭和六十四年四月一
日から施行する。

第二条 改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七條の三の三（新令第四十六條の三
第一項において準用する場合を含む。）及び新令第七條の三の四（新令第四十六條の三第二項に
おいて準用する場合を含む。）の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の個人の道府県民税及び
市町村民税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税について
は、なお従前の例による。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第三条 改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第九條の九、第四十八條の十五及び附
則第五條の三の規定は、昭和六十三年四月一日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び
市町村民税については、なおその効力を有する。

（法人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

（利子等に係る道府県民税に関する経過措置）

第四条 地方税法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十四号。以下「改正法」という。）附則第四條第十一項に規定する普通預金に類するものとして政令で定めるものは、租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二条第一項に掲げるものとする。

2 改正法附則第四條第十一項に規定する政令で定める日は、租税特別措置法施行令第二条第二項に規定する日とする。

3 改正法附則第四條第十二項に規定する政令で定める期間は、同項に規定する給付補てん金等の租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和六十二年政令第三百八十九号。以下「租税特別措置法施行令改正令」という。）附則第六條第一項各号に掲げる区分に応じ、同項各号に定める期間とする。

4 改正法附則第四條第十二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 改正法附則第四條第十二項に規定する利子配当等 租税特別措置法施行令改正令附則第二条第三項若しくは第四項又は第五条第一項若しくは第二項の規定により計算した金額

二 改正法附則第四條第十二項に規定する財産形成貯蓄利子等 租税特別措置法施行令改正令附則第四条第四項の規定により計算した金額

三 改正法附則第四條第十二項に規定する給付補てん金等 租税特別措置法施行令改正令附則第六條第二項の規定により計算した金額

5 改正法附則第四條第十三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 租税特別措置法施行令改正令附則第四條第一号に掲げる利子又は収益の分配 当該利子又は収益の分配の所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十六号）附則第四十二條第五項の規定により同条第一項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約又は勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結したものとされる日（以下この項において「契約締結日」という。）を含む同年の計算期間に対応するものの額に昭和六十三年四月一日から当該契約締結日の前日までの期間の日数を乗じた額を当該計算期間の日数で除して計算した金額

二 租税特別措置法施行令改正令附則第四條第二号に掲げる利子 当該利子の契約締結日を含む同年の計算期間に対応するものの額に昭和六十三年四月一日から当該契約締結日の前日までの月数に乗じた額を当該利子に係る郵便貯金の預入の日の属する月から払戻しの日の属する月の前月までの月数で除して計算した金額

三 租税特別措置法施行令改正令附則第四條第三号に掲げる差益 当該差益の契約締結日を含む同年の保険期間等に対応するものの額に昭和六十三年四月一日から当該契約締結日の前日までの期間の日数を乗じた額を当該保険期間等の日数で除して計算した金額

（昭和六十三年の利子割の交付額の特例）

第五条 昭和六十三年度に限り、新令第九條の十五第一項の規定の適用については、同項の表中「前年度三月」とあるのは「四月」と、「前年度一月から五月までの間」とあるのは「四月及び五月」とする。

（軽自動車税の確定金額の端数計算に関する経過措置）

第六条 昭和六十三年年度分の軽自動車税に限り、地方税法附則第三十條の二第二項の規定により読み替えて適用される同法第四百四十四條第一項各号に掲げる税率の適用を受けるものの確定金額については、改正法による改正前の地方税法第二十條の四の二第三項本文の規定の例により、その端数金額を切り捨てる。

附則（昭和六十三年三月三十一日政令第七七号） 抄

第一条 この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、附則第四條に一項を加える改正規定及び附則第十七條の二の改正規定並びに次条の規定は、昭和六十四年四月一日から施行する。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）附則第四條第二項の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、昭和六十三年年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中不動産取得税に関する部分は、昭和六十三年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新令第三十六條の二の三及び第三十九條の三の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する者が購入する住宅及び当該住宅の用に供する土地に係る不動産取得税について適用し、施行日前にこれらの規定に規定する者が購入した住宅及び当該住宅の用に供する土地に係る不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第九條の三の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六号）附則第三条第三項の規定によりなすその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十一条の四第十項に規定する承認（施行日前に行われたものに限り）に係る事業提携計画に定めるところに従って営業の譲渡を受けた者が取得する同項の不動産に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧令附則第九條の三の三「法附則第十一条の四第十項」とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六号）附則第三条第三項の規定によりなすその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十一条の四第十項」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税に関する部分は、昭和六十三年年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十二年年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十一条第十八項の規定は、昭和六十二年四月一日以後に取得された同項に規定する機器に対して課する昭和六十三年年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令附則第十一条第十七項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新令附則第十二條第二項第二号の規定は、昭和六十二年一月二日以後に新築された同条第二項、第六項、第十三項若しくは第十八項に規定する住宅若しくは貸家住宅又は同日以後に新築された同条第十項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地に対して課する昭和六十三年年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十二年一月一日までに新築された旧令附則第十二條第二項、第六項、第十三項若しくは第十八項に規定する住宅若しくは貸家住宅又は同日までに新築された同条第十項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十四條の五第七項第四号の規定は、施行日以後にされた同号に規定する譲渡について適用する。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第五条 新令第五十四條の二十六の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和六十二年一月二日以後に新築された同条第一項又は第二項に規定する住宅の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和六十二年一月一日までに新築された旧令第五十四條の二十六第一項又は第二項に規定する住宅の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新令第五十四条の二十六の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第六条 新令第五十六条の六十八の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和六十三年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき地方税法（以下「法」という。）第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税（以下この条において「事業に係る事業所税」という。）並びに施行日以後に行われる法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この条において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この条において「新増設に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び昭和六十三年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税並びに施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第七条 新令第五十六条の八十九第一項の規定は、昭和六十三年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十二年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 旧令附則第十九条の二の規定により読み替えて適用される旧令第五十六条の八十九第二項の規定により昭和六十二年分の国民健康保険税に係る減額の基準については、なお従前の例による。

附 則 （昭和六三年四月一日政令第八四号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六三年四月八日政令第八九号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、精神衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年七月一日）から施行する。

（地方税法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

2 この政令の施行前にされた改正前の第二条各号に掲げる規定による判定は、改正後のこれらの規定による判定とみなす。

附 則 （昭和六三年四月八日政令第九一号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（昭和六十三年四月八日）から施行する。

附 則 （昭和六三年四月八日政令第九二号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法の施行の日（昭和六十三年四月八日）から施行する。

附 則 （昭和六三年六月一〇日政令第一八四号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六三年六月一八日政令第二〇三号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和六十三年六月十八日）から施行する。

附 則 （昭和六三年六月一八日政令第二〇四号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六三年七月二二日政令第二三二号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、農用地開発公団法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和六十三年七月二十三日）から施行する。

（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 改正法附則第十三条第三項の規定により読み替えて適用される改正法附則第十二条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十三条の四第一項第一号に規定する農用地整備公団が直接農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち改正法による改正前の農用地開発公団法第十九条第一号イ又はロの事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、倉庫又は畜舎その他の農用地整備の用に供する不動産とする。

2 改正法附則第十三条第四項の規定により読み替えて改正法附則第十二条の規定による改正後の地方税法第七十三条の六第一項の規定が適用される場合における第十三条の規定による改正後の地方税法施行令第三十七条の十二の規定の適用については、同条中「法第七十三条の六第一項」とあるのは「法第七十三条の六第一項（農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第十三条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「伴う換地の取得」とあるのは「伴う換地の取得（農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）附則第十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法の一部を改正する法律による改正前の農用地開発公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第一項又は第五項の規定による換地の取得を含む。）」と、同条第一号中「第九十六条の四」とあるのは「第九十六条の四並びに農用地整備公団法附則第十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法の一部を改正する法律による改正前の農用地開発公団法第二十三条第二項」とする。

3 改正法附則第十三条第八項の規定により読み替えて適用される改正法附則第十二条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項第二号に規定する農用地整備公団が直接農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち改正法による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ又はロの事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 倉庫

二 農業用排水施設及びその用に供する土地

三 前号の施設の操作又は監視の用に供する固定資産

四 防風林及び土砂防止林

五 改正法による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号又は第三号の事業として行う工事の用に供する家屋

4 改正法附則第十三条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法附則第十二条の規定による改正前の地方税法附則第十一条第七項の規定の適用については、第十三条の規定による改正前の地方税法施行令附則第七条第六項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法附則」とあるのは、「農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第十三条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の法附則」とする。

附 則 （昭和六三年八月九日政令第二四五号）
この政令は、多極分散型国土形成促進法附則第一条ただし書に定める規定の施行の日（昭和六十三年八月十三日）から施行する。

附 則 （昭和六三年八月九日政令第二四七号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和六十三年八月十三日）から施行する。ただし、附則第三条中地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十七条の二の改正規定は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六三年八月二六日政令第二五五号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十三年九月一日から施行する。

2 新令附則第二十条第三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、旧令附則第二十条第三項の規定は、施行日以後の免除自動車の取得に対して課すべき自動車取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号中「物品税法」とあるのは「旧物品税法（消費税法（昭和六十三年法律第八号）附則第二十条第二号の規定による廃止前の物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）をいう。次号において同じ。）」と、同項第二号中「物品税法」とあるのは「旧物品税法」とする。

4 施行日前に旧物品税法第十九条第一項又は第二十条第一項の規定により物品税を免除された軽自動車等に対して課すべき軽自動車税に係る新令附則第二十条第五項の規定の適用については、同項中「第二項」とあるのは、「地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第三百六十三号）附則第五条第一項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の第二項」とする。

附 則（平成元年三月三十一日政令第九十一号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成元年三月三十一日政令第九八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方税法施行令第七条第七号の改正規定、同令第七条の十五の四を同令第七条の十五の五とし、同令第七条の十五の三の次に一条を加える改正規定、同令第七条の十六の改正規定並びに同令第四十八条の七第二項及び第三項の改正規定は、平成二年四月一日から施行する。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定による寄附金控除額の控除の対象となる共同募金会に対する寄附金の範囲については、新令第七条の十五の四の規定の例により、平成二年四月一日前においても承認し、又は定めることができる。

2 新令第四十七条の三第二号の規定は、平成元年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新令第十二条の規定は、平成元年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 次項に定めるものを除き、新令の規定中不動産取得税に関する部分は、平成元年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第九条の五の規定は、地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第十四号）附則第四条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十一条の四第十五項に規定する認定（施行日前に行われたものに限る。）に係る認定計画に定めるところに従って営業の譲渡を受けた者が取得する同項の不動産に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧令附則第九条の五中「法附則第十一条の四第十五項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第十四号）附則第四条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十一条の四第十五項」とする。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成元年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、昭和六十三年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新令第五十一条の十七の規定は、昭和六十三年一月二日以後に変電所又は送電施設の用に新たに供された同条に規定する償却資産に対して課する平成元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に変電所又は送電施設の用に新たに供された旧令第五十一条の十六に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新令附則第十条の二の規定は、昭和六十三年一月二日以後に設置された同条に規定する施設又は設備に対して課する平成元年度分の固定資産税について適用し、同日前に設置された旧令附則第十条の二に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第十四号）附則第七条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十五条第三項に規定する石油ガス備蓄施設（昭和五十六年四月一日から平成元年三月三十一日までの間に新設されたもの及び同日までに石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）第十条の二第一項の規定により届出をした同項に規定する石油ガスの備蓄に関する計画に基づき施行日から平成四年三月三十一日までの間に新設されたものに限る。）に対して課する固定資産税については、旧令附則第十一条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法附則第十五条第三項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第十四号）附則第七条第三項」とする。

5 新令附則第十一条第五項第一号の規定は、昭和六十三年一月二日以後に新設され、又は増設された同条に規定する倉庫に対して課する平成元年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に新設され、又は増設された旧令附則第十一条第六項第一号に規定する倉庫に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

6 新令附則第十一条第八項の規定は、昭和六十三年一月二日以後に取得された同項に規定する機械及び設備に対して課する平成元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令附則第十一条第九項に規定する機械及び設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新令附則第十一条第十三項の規定は、昭和六十三年一月二日以後に設置された同項に規定する償却資産に対して課する平成元年度分の固定資産税について適用し、同日前に設置された旧令附則第十一条第十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新令附則第十一条第二十三項の規定は、昭和六十三年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令附則第十一条第二十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 新令附則第十二条第十三項及び第二十一項の規定は、昭和六十三年一月二日以後に新築されたこれらの規定に規定する住宅に対して課する平成元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された旧令附則第十二条第十三項又は第二十一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第六条 新令附則第十六条の二第十項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新設され、又は増設される同項に規定する要件に該当する設備を製造の事業又は研究の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令第五十四条の十三の二第二項に規定する要件に該当する設備を製造の事業又は研究の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十六条の二第十項の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新令附則第二十一条第六項第二号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に取得され、又は建設される同号に該当する家屋を当該認定事業者の事業の用に供した場合において、当該家屋の敷地である土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に取得され、又は建設された旧令附則第二十一条第六項に該当する家屋を当該認定事業者の事業の用に供した場合において、当該家屋の敷地である土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 新令附則第二十一条第六項第二号の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第七条 新令第五十六条の三の二及び第五十六条の三の三の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第八条 新令附則第二十一条第八項の規定は、施行日以後に行われる同項に該当する特定施設（地方税法附則第三十八条第十項に規定する特定施設をいう。以下この条において同じ。）に係る事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新增設に係る事業所税及び当該特定施設に係る事業所等において当該特定施設に係る認定事業者が行う事業に対して課する事業に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた旧令附則第二十一条第八項に該当する特定施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税及び当該特定施設に係る事業所等において当該特定施設に係る認定事業者が行う事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第九条 新令第五十六条の八十九第一項の規定は、平成元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成元年四月二八日政令第二二二号）

この政令は、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成元年四月二十九日）から施行する。

附 則（平成元年六月二日政令第一六六号）

1 この政令は、平成元年十月一日から施行する。

2 改正後の地方税法施行令（次項において「新令」という。）第五十六条の五の四の規定の適用については、平成三年九月三十日までの間に限り、同条第三号中「第五項本文又は」とあるのは「第五項本文若しくは」と、「同じ。」とあるのは「同じ。」又は地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第十四号）による改正前の法（次項において「旧法」という。）第七百条の十一の三の規定により特別徴収義務者としての指定を取り消された者」と、同条第四号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「取り消された者」とあるのは「取り消された者又は旧法第七百条の十一の三の規定により特別徴収義務者としての指定を取り消された者」とする。

3 地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第十四号。以下「改正法」という。）附則第八条第六項の規定により読み替えて適用される改正法による改正後の地方税法第七百条の六の四第一項の規定により改正法附則第八条第四項に規定する旧元売業者又は同条第五項に規定する旧特約業者を特約業者として指定する場合における新令第五十六条の五の六第四号の規定の適用については、同号中「次のいずれかに該当する者」とあるのは、「一年以上引き続き軽油の販売をしていない者に該当しない者」とする。

附 則（平成元年六月二八日政令第一八八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成元年六月三〇日政令第二〇五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成元年七月一日政令第二〇八号）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成元年七月七日政令第二二七号）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成元年七月二二日政令第二二九号）抄

（施行期日）
1 この政令は、中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十一号）の施行の日（平成元年七月二十七日）から施行する。
附 則（平成元年七月二八日政令第二三六号）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成元年八月一日政令第二三九号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成二年四月一日から施行する。
附 則（平成元年九月二二日政令第二七二号）抄

（施行期日）
1 この政令は、新技術開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日（平成元年十月一日）から施行する。
附 則（平成元年九月二六日政令第二七四号）抄

（施行期日）
1 この政令は、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の施行の日（平成元年九月二十七日）から施行する。
附 則（平成元年十一月二二日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
1 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成元年十一月二十二日）から施行する。
附 則（平成元年十二月一五日政令第三二三号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成二年一月一日から施行する。
附 則（平成元年十二月一九日政令第三二九号）抄

（施行期日）
1 この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成元年十二月二十七日）から施行する。
附 則（平成二年三月三一日政令第九〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十六条の五の表の改正規定及び附則第六条の規定 平成二年六月一日

二 第七十七条の七の改正規定、第七十七条の十五の三第一項第一号の改正規定、第七十七条の十五の五を第七十七条の十五の三の次に二条を加える改正規定、第四十八条の七第二項の改正規定及び第五十四条の十八第二項第三号の改正規定 平成三年四月一日

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第四十七条の三第二号の規定は、平成二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成元年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十六条の三第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定は、平成二年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成元年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

3 新令附則第十六条の三第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成二年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、同条第七項中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十九」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の四十」とする。（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 新令第三十六条の三の三第四号の規定は、平成二年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第四条 地方税法の一部を改正する法律（平成二年法律第十四号）附則第六条第六項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十五条第七項に規定する振動を防止するための償却資産に対して課する平成二年度分及び平成三年度分の固定資産税については、改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第十四条第五号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法附則第十五条第七項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（平成二年法律第十四号）附則第六条第六項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十五条第七項」とする。

2 新令附則第十一條第二十二項の規定は、昭和六十四年一月二日以後に取得された同項に規定する機械及び装置に対して課する平成二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令附則第十一條第二十二項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第五条 新令第五十四條の十三第一項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新設され、又は増設される同項に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令第五十四條の十三第一項に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新令第五十四條の十三第一項の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第六条 新令第五十六條の五の規定は、平成二年六月一日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第七条 新令第五十六條の四十二第三号の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成二年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税（以下「事業に係る事業所税」という。）並びに施行日以後に行われる同法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき同法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下「新増設に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成元年度分までの個人の事業及び平成二年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税並びに施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附則（平成二年三月三十一日政令第九一号）抄

1 この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附則（平成二年四月二七日政令第一一三号）抄

1 この政令は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法の施行の日（平成二年五月一日）から施行する。

附則（平成二年四月二七日政令第一一四号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年七月一〇日政令第二二一号）抄

この政令は、貨物運送取扱事業法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

附則（平成二年七月一〇日政令第二二四号）抄

この政令は、貨物自動車運送事業法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

附則（平成二年八月一日政令第二三五号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年九月一四日政令第二六六号）抄

1 この政令は、水質汚濁防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二年九月二十二日）から施行する。

附則（平成二年一〇月五日政令第三〇五号）抄

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成二年一一月九日政令第三二三号）抄

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二年十一月二十日）から施行する。

附則（平成二年一一月九日政令第三二五号）抄

1 この政令は、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二年法律第六十二号）の施行の日（平成二年十一月二十日）から施行する。

附則（平成二年一二月七日政令第三三七号）抄

この政令は、平成三年一月一日から施行する。ただし、第一条中老人福祉法施行令第四条及び第五条第四項の改正規定並びに同令第六条を同令第七条とし、同令第五条の次に一条を加える改正規定、第二条中身体障害者福祉法施行令第十条の改正規定（「第十八条第一項第三号」を「第十八条第四項第三号」に改める部分を除く。）及び同条の次に一条を加える改正規定、第三条中精神薄弱者福祉法施行令第二条の改正規定及び同令本則に一条を加える改正規定、第四条中児童福祉法施行令第十四条、第十五条及び第十七条の改正規定並びに同令第五章中第十八条の二を第十八条の三とし、同令第四章中第十八条の次に一条を加える改正規定、第七条中地方自治法施行令第一百七十四條の二十六第五項の改正規定（「並びに第五十五条」を「第五十五条並びに第五十五条の二」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「第五十一条第一号」を「第五十一条第一号の二」に改める部分に限る。）、同令第一百七十四條の二十八第五項の改正規定（「第三十七條の二各号列記以外の部分」を「同法第三十七條の二第二項」に改める部分及び「同条第五号」を「同項第五号」に改める部分に限る。）及び同令第一百七十四條の三十一の二第二項の改正規定（「第二十四條第一項」の下に「及び第二項」を加える部分に限る。）並びに第九条の規定は、同年四月一日から施行する。

附則（平成三年一月二五日政令第五号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年一月二五日政令第六号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月三〇日政令第八二号) 抄
 (施行期日)

第一条 この政令は、平成三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第四十一条の次に一条を加える改正規定 平成三年七月一日

二 第一条中第八条の六第一項及び第二項並びに第九条の改正規定、附則第六条の改正規定並びに附則第十条の改正規定、第二条中附則第八条の改正規定並びに附則第三条第一項及び第四条第二項の規定 平成四年一月一日

三 第一条中第七条の十五の六及び附則第十七条の二の改正規定、第二条の規定(附則第八条の改正規定を除く)並びに次条第三項及び附則第七条の規定 平成四年四月一日

四 第一条中附則第十四条の二第二項第三号及び第十四条の五第七項第九号の改正規定 生産緑地法の一部を改正する法律(平成三年法律第三十九号)の施行の日

(個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令(以下「新令」という。)の規定による寄附金控除額の控除の対象となる日本赤十字社に対する寄附金の範囲については、新令第七条の十五の六第三号の規定の例により、平成四年四月一日前においても承認することができる。

2 新令第四十七条の三の規定は、平成三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新令附則第十七条の二の規定は、所得割の納税義務者が平成三年一月一日以後に行う地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第七号。以下「改正法」という。)第一条の規定による改正後の地方税法附則第三十四条の二第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

(法人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第三条 新令第八条の六第一項及び第二項の規定(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十二条の三第一項の規定に関する部分に限る。)は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等について適用する。

2 第一条の規定による改正前の地方税法施行令(以下「旧令」という。)附則第五条の三の規定は、平成三年四月一日(以下「施行日」という。)前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税については、なおその効力を有する。

(事業税に関する経過措置)

第四条 新令第二十一条の五の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

2 旧令附則第六条の規定は、平成四年一月一日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なおその効力を有する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第五条 新令第三十七条 第三十七条の三、第三十八条の二第一項及び附則第六条の二第一項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新令第三十七条の十六、第三十七条の十八及び附則第八条第三項の規定は、平成三年一月一日以後の住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 新令第三十九条の二の四第一項の規定は、平成三年一月一日以後に取得された住宅の用に供する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に取得された住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第六条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成三年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成二年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新令第五十一条の十四第二号の規定は、平成二年一月二日以後に取得された同号に規定する家屋又は償却資産に対して課する平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新令第五十二条の二の二第二項の規定は、平成二年一月二日以後に取得された同項に規定する機械及び装置に対して課する平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令第五十二条の二の二第二項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十五条第五項及び第七項の規定は、平成二年一月二日以後に新設され、又は増設された同条第五項に規定する危険物品倉庫又は同条第七項に規定する危険物品タンクに対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

5 新令附則第十五条第九項の規定は、平成二年四月一日以後に取得された同項に規定する機械及び設備に対して課する平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令附則第十五条第九項に規定する機械及び設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新令附則第十五条第十九項の規定は、平成二年四月一日以後に取得された同項に規定する機械その他の設備に対して課する平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令附則第十五条第十九項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新令附則第十五条第二十一項の規定は、平成二年一月二日以後に取得された同項に規定する機械及び装置に対して課する平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令附則第十五条第二十二項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新令附則第十二条第二号の規定は、平成二年一月二日以後に新築された同条第二項、第六項、第十項若しくは第十八項に規定する住宅若しくは貸家住宅又は同日以後に新築された同条第十項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地に対して課する平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された旧令附則第十二条第二項、第六項、第十項若しくは第十八項に規定する住宅若しくは貸家住宅又は同日前に新築された同条第十項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第七条 第二条の規定による改正後の地方税法施行令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成四年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成三年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第八条 新令第五十四条の十三第一項第五号の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後に新設され、又は増設される同号に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令第五十四条の十三第一項第五号に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新令第五十四条の十三第一項第五号の規定(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新令第五十四条の十三の三第三項の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後に新設され、又は増設される同項に規定する要件に該当する設備を同条

第二項に規定する事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令第五十四条の十三の第三項に規定する要件に該当する設備を同条第二項に規定する事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 新令第五十四条の十三の第三項の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

5 新令第五十四条の二十六の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成二年一月二日以後に新築された同条第一項又は第二項に規定する住宅の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、同日前に新築された旧令第五十四条の二十六第一項又は第二項に規定する住宅の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

6 新令第五十四条の二十六の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）
第九条 新令第五十六条の四十二第二号の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成三年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税（以下「事業に係る事業所税」という。）並びに施行日以後に行われる同法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき同法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下「新増設に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成二年分までの個人の事業及び平成三年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税並びに施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）
第十条 新令第五十六条の八十九の規定は、平成三年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 （平成三年四月一七日政令第一四〇号） 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次条の規定は、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律附則第三条及び第四条の規定の施行の日から施行する。

附 則 （平成三年五月二日政令第一五七号） 抄
（施行期日）
1 この政令は、平成三年五月二十日から施行する。

附 則 （平成三年五月二四日政令第一八五号） 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三年五月二四日政令第一八六号） 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三年六月二八日政令第二二八号） 抄
この政令は、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第六十四号）の施行の日（平成三年七月一日）から施行する。

附 則 （平成三年七月二二日政令第二三四号） 抄
（施行期日）
1 この政令は、森林法等の一部を改正する法律（平成三年法律第三十八号）の施行の日（平成三年七月二十五日）から施行する。

附 則 （平成三年七月三一日政令第二五四号） 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、中小小売商業振興法の一部を改正する法律（平成三年法律第八十四号）の施行の日（平成三年八月一日）から施行する。

附 則 （平成三年七月三一日政令第二五六号） 抄
この政令は、法の施行の日（平成三年八月一日）から施行する。

附 則 （平成三年八月一日政令第二六〇号） 抄
（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三年九月六日政令第二八二号） 抄
（施行期日）
1 この政令は、生産緑地法の一部を改正する法律（平成三年法律第三十九号）の施行の日（平成三年九月十日）から施行する。

附 則 （平成三年九月六日政令第二八三号） 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三年九月二五日政令第三〇四号） 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三年十月一日から施行する。

附 則 （平成三年一〇月一四日政令第三二二号） 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三年十一月一日から施行する。

附 則 （平成三年一〇月一八日政令第三二四号） 抄
（施行期日）
1 この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 （平成三年一〇月二五日政令第三三三号） 抄
（施行期日）
1 この政令は、河川法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十一号）の施行の日（平成三年十一月一日）から施行する。

附 則 （平成四年三月三一日政令第七六号） 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十四条の三十二第二項第一号の改正規定 平成四年八月一日
二 附則第十七条の二の改正規定 平成五年四月一日
三 附則第五十二条の改正規定、附則第十六条の三を削り、附則第十六条の四を附則第十六条の三とし、附則第十六条の五を附則第十六条の四とする改正規定及び附則第十八条の四を削る改正規定並びに附則第九条第二項及び第十条の規定 平成六年四月一日

（法人の道府県民税に関する経過措置）
第二条 改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第八條の六第一項及び第二項の規定（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十二条の三第一項及び第七項に関する部分に限る。）は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等について適用する。

（事業税に関する経過措置）
第三条 改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第二十一条の五の規定は、平成四年四月一日（以下「施行日」という。）前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なおその効力を有する。この場合において、同条中「租税特別措置法第六十六条の十四第一項」とある

のは、「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）による改正前の租税特別措置法第六十六条の十四第一項」とする。

第四条 新令の規定中不動産取得税に関する経過措置

不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第五条 個人の市町村民税に関する経過措置

新令第四十七条の三第三号の規定は、平成四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第六条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成四年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成三年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

地方税法の一部を改正する法律（平成四年法律第五号）附則第八條第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十五条第五項に規定する機械その他の設備に対して課する平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税については、旧令附則第十一條第十項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第五十四条の十四第二項」とあるのは、「地方税法施行令の十四第二項」とする。

3 地方税法の一部を改正する法律（平成四年法律第五号）附則第八條第五項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条第七項に規定する悪臭物質の排出を防止するための償却資産に対して課する平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税については、旧令附則第十一條第十四項の規定は、なおその効力を有する。

新令附則第十一條第十九項の規定は、平成三年四月一日以後に取得された同項に規定する機器に対して課する平成四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令附則第十一條第十七項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第七條 新令第五十四条の十三第一項第二号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新設され、又は増設される同号に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令第五十四条の十三第一項第二号に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新令第五十四条の十三第一項第二号の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新令附則第十六條の二第九項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新設され、又は増設される同項に規定する要件に該当する設備を製造の事業又は研究の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令附則第十六條の二第十項に規定する要件に該当する設備を製造の事業又は研究の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十六條の二第九項の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第八條 新令第五十六条の三十四第一項及び第五十六条の四十二の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成四年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき地方税法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税（以下この条において「事業に係る事業所税」という。）並びに施行日以後に行われる同法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この条において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき同法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この条において「新増設に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成三年分までの個人の事業及び平成四年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税並びに施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第九條 新令第五十六条の八十九第一項の規定は、平成四年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 旧令附則第十八條の四の規定は、平成五年度分までの国民健康保険税については、なおその効力を有する。

（みなし法人課税を選択した場合に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する経過措置）

第十條 平成五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について旧法附則第三十三條の二第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた所得割の納税義務者（次項において「平成五年度分みなし法人課税適用者」という。）の平成五年前五年内の各年において生じた旧令附則第十六條の三第一項に規定するみなし法人損失額（同条第六項及び第七項の規定（同条第八項において準用する場合を含む。）により平成五年前において控除されたものを除く。次項において「みなし法人損失額」という。）がある場合における平成六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税については、当該みなし法人損失額が生じた各年（当該みなし法人損失額が昭和六十三年又は平成元年において生じたものであるときは、平成二年）において生じた所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額とみなして、地方税法第三十二条第八項及び第三百三十三條第八項の規定を適用する。

2 前項の規定は、平成五年度分みなし法人課税適用者がみなし法人損失額が生じた年分の所得税につき所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書（以下この項において「青色申告書」という。）をその提出期限まで（国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）に提出し、かつ、その後において連続して青色申告書（平成四年分以前の所得税については、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）による改正前の租税特別措置法第二十五条の二第一項の規定の適用に係る青色申告書）を提出している場合に限り、適用する。

附則（平成四年四月一日政令第一〇二号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成四年六月二六日政令第二二八号）抄

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成四年七月四日）から施行する。

附則（平成四年七月一五五政令第二五〇号）抄

第一条 この政令は、法の施行の日（平成四年七月十六日）から施行する。

附則（平成四年七月三二日政令第二六六号）抄

第一条 この政令は、平成四年八月一日から施行する。

附則（平成四年八月一二日政令第二七八号）抄

（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

3 この政令の施行の日前に前項の規定による改正前の地方税法施行令第五十二条の二の二第二項第五号に規定する林業労働安全衛生施設資金の貸付けを受けて取得された機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

附 則 （平成五年六月二三日政令第二二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成五年八月九日）から施行する。

附 則 （平成五年七月二八日政令第二五八号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、農業機械化促進法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十九号）の施行の日（平成五年八月二日）から施行する。

附 則 （平成五年七月二八日政令第二六四号）

この政令は、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成五年八月一日）から施行する。

附 則 （平成五年七月三〇日政令第二七一号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成五年八月二日）から施行する。

附 則 （平成五年九月二七日政令第三一五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成五年九月二十八日）から施行する。

附 則 （平成五年十一月八日政令第三五四号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成五年十一月十日）から施行する。

附 則 （平成六年一月四日政令第四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成六年三月三一日政令第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十六条の五の表の改正規定及び附則第八条の規定 平成六年六月一日

二 附則第十七条の二の改正規定 平成七年四月一日

三 第五十六条の四十二中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第九号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同号の次に一号を加える部分に限る。）及び附則第十四項に一号を加える改正規定 特定水道利水障害の防止のため

（水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）の施行の日（地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律附則第九条第一項の政令で定める信用協同組合等）

第二条 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律附則第九条第一項に規定する信用協同組合等のうち事業規模が大きいものとして政令で定めるものは、同項に規定する信用協同組合のうち平成五年三月三十一日に終了した事業年度の貸借対照表における預金積金又は預金定期積金の額が五千億円以上であるものとして自治大臣が指定するものとする。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、平成六年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新令第三十七条の十六の規定は、平成六年一月一日以後の住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。この場合において、同年十二月三十一日までに行う住宅の取得に係る同条の規定の適用については、同条中「三十五平方メートル」とあるのは、「三十平方メートル」とする。

3 新令第三十七条の十七の規定は、平成七年一月一日以後の住宅の取得又は同日以後に取得された住宅の用に供する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の住宅の取得又は同日前に取得された住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新令第三十七条の十八（第三号を除く。）の規定は、平成六年一月一日以後の住宅の取得又は同日以後に取得された住宅の用に供する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の住宅の取得又は同日前に取得された住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 新令第三十九条の二の四の規定は、平成六年一月一日以後に取得された住宅の用に供する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に取得された住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。この場合において、同年十二月三十一日までに取得された住宅の用に供する土地の取得に係る同条の規定の適用については、同条中「三十五平方メートル」とあるのは、「三十平方メートル」とする。

6 改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第八条第一項の規定は、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律附則第四条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十一条の四第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧令附則第八条第一項中「法附則第十一条の四第一項」とあるのは、「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成六年法律第十五号）附則第四条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十一条の四第一項」とする。

7 新令附則第八条第二項の規定は、平成六年一月一日以後の住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（個人の市町村民税に関する経過措置）

第四条 新令第四十七条の三第三号の規定は、平成六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成五年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新令第五十二条の四の規定は、平成五年一月二日以後に取得された同条に規定する車両に対して課する平成六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令第五十二条の四に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新令附則第十一条第一項の規定は、平成五年四月一日以後に発電所、変電所又は送電施設の用に新たに供された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発電所、変電所又は送電施設の用に新たに供された旧令附則第十一条第一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十一条第四十三項第二号の規定は、施行日以後に取得された同号に規定する償却資産に対して課する平成七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令附則第十一条第四十六項第二号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新令附則第十一条の三第二項第二号の規定は、平成五年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋又は償却資産に対して課する平成六年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税につ

いて適用し、同日前に取得された旧令附則第十一条の第三第二項に規定する家屋又は償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

6 新令附則第十二条第三項第二号の規定は、平成五年一月二日以後に新築された同条第三項、第七項若しくは第十六項に規定する住宅若しくは貸家住宅又は同日以後に新築された同条第十三項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち地方税法附則第十六条第四項に規定する旧農地（以下次項までにおいて「旧農地」という。）に対して課する平成六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された旧令附則第十二条第三項、第七項若しくは第十六項に規定する住宅若しくは貸家住宅又は同日前に新築された同条第十三項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新令附則第十二条第三項及び第十四項第二号の規定は、平成七年一月二日以後に新築された同条第十三項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち旧農地に対して課する平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された旧令附則第十二条第十三項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第六条 新令第五十四条の十三第一項第二号の規定は、施行日以後に取得された土地又はその取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前に取得された土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新令第五十四条の十三第二項の表の第一号の規定は、施行日以後に指定される同号に規定する区域において取得される土地又はその取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前に指定された同号に規定する区域において取得された土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新令第五十四条の二十六の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成五年一月二日以後に新築された同条第一項又は第二項に規定する住宅の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、同日前に新築された旧令第五十四条の二十六第一項又は第二項に規定する住宅の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 新令第五十四条の二十六の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

5 新令附則第十六条の二第九項の規定は、施行日以後に取得された土地又はその取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前に取得された土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第七条 新令附則第十六条の二の六第一項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第八条 新令第五十六条の五の規定は、平成六年六月一日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第九条 新令第五十六条の四十二第六号並びに第五十六条の五十三第一項第一号及び第二項第二号の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき地方税法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税（以下この条において「事業に係る事業所税」という。）及び施行日以後に行われる同法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この項において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき同法第七

百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この項において「新増設に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業に対して課する事業に係る事業所税及び施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十六条の二の八第一項の規定は、施行日後に開始する事業年度分の法人の事業及び平成七年以後の年分の個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日以前に開始した事業年度分までの法人の事業及び平成六年分までの個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十条 新令第五十六条の八十九第一項の規定は、平成六年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附則（平成六年八月五日政令第二六四号）

この政令は、林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成六年八月十五日）から施行する。

附則（平成六年九月二六日政令第三一一号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成六年九月二十八日）から施行する。

附則（平成六年十一月二日政令第三五五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年十二月二六日政令第四一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、ガス事業法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十二号）の施行の日（平成七年三月一日）から施行する。

附則（平成七年二月一五日政令第二二二号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成七年二月一七日政令第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成七年二月二〇日政令第二七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成七年三月二七号政令第一〇一号）

この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方税法施行令第五十四条の三十二第二項第一号の規定は、平成八年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

附則（平成七年三月三二日政令第一四二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六条の二の六第一項の改正規定（「次項及び第六項」を「及び次項」に改める部分）及び同条第六項を削る部分を除く。 平成七年九月一日

二 第五十二条の十の九の改正規定及び附則第四条第二項の規定 平成八年四月一日

三 附則第十七条の改正規定並びに附則第九条及び第十條の規定 平成九年四月一日

四 第八条の六第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（「同条第十六項において準用する場合を含む。」を削る部分を除く。） 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の施行の日

（法人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）附則第五条の二の規定は、平成七年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同条第一項中「百分の四」とあるのは「百分の四（平成七年四月一日前に事業の用に供したもののについては、百分の七）」と、「控除すべき金額の五分の四に相当する金額」とあるのは「控除すべき金額」と、「当該五分の四に相当する金額」とあるのは「当該控除すべき金額」と、同条第二項中「百分の五」とあるのは「百分の五（平成七年四月一日前に事業の用に供したもののについては、百分の七）」とする。

第三条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第十条の規定は、平成七年一月一日前に行われた地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号。以下「改正法」という。）による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十二条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（第四項及び第七項において「農地等」という。）の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

旧令附則第十条第三項	租税特別措置法	
	租税特別措置法	租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法（以下本条において「改正前の租税特別措置法」という。）
旧令附則第十条第四項の表以外の部分	租税特別措置法	改正前の租税特別措置法
	同法	改正前の租税特別措置法
旧令附則第十条第四項の表	地方税法	地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第四条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法
	「法」	「改正前の地方税法」
	法附則第十二条	改正前の地方税法附則第十二条第一項
	第一項	
	法第十六條第三項	地方税法第十六條第三項
	法第十五條の三	地方税法第十五條の三第二項
旧令附則第十条第五項	租税特別措置法施行令	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第五十八号）附則第二十八條第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同令による改正前の租税特別措置法施行令
	準用する租税特別措置法	準用する改正前の租税特別措置法
	大蔵省令	財務省令
	自治省令	総務省令

旧令附則第十条第六項、第八項及び第九項	地方税法	
	租税特別措置法	地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第四条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法
	自治省令	改正前の租税特別措置法
	総務省令	

3 改正法附則第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。第一号及び次項において同じ。）に規定する政令で定める農業生産法人は、次に掲げる要件の全てに該当する農業生産法人（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。）であることにつき総務省令で定めるところにより農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）が証明したもの（次項において「旧特定農業生産法人」という。）とする。

一 改正法附則第四条第四項の規定の適用を受けようとする同項に規定する受贈者（次号及び次項において「受贈者」という。）が農業生産法人の理事、業務執行権を有する社員又は取締役（代表権を有しない者を除く。）となつてゐること。

二 当該受贈者が当該農業生産法人の農業協同組合等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法第二条第三項第二号二に規定する常時従事者である組合員、社員又は株主（一年間のうち当該農業生産法人の行う同項第一号に規定する農業に従事する日数が百五十日以上であり、かつ、当該農業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。）となつてゐること。

4 改正法附則第四条第四項の使用貸借による権利の設定は、旧特定農業生産法人に対し同項の規定の適用を受けようとする当該権利の設定の時の直前において受贈者が有する農地等旧法附則第十二条第一項の規定の適用を受けているもの（地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第七号）附則第四条第六項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十二条第二項の規定の適用を受けている者（第九項及び第十一項において「昭和五十一年改正前の地方税法適用者」という。）にあつては同条第一項に規定する農地及び採草放牧地で同項の規定の適用を受けているもの、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第四条第二項の規定の適用を受けている者（第十項及び第十一項において「平成三年改正前の地方税法適用者」という。）にあつては同条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方税法附則第十二条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地で同項の規定の適用を受けているもの）の全てについて行われるものでなければならない。

5 改正法附則第四条第四項の規定の適用がある場合における第二項の規定により読み替えられた旧令附則第十条（第二項から第五項まで及び第七項を除く。）の規定の適用については、同条第一項中「附則第十二条第一項」とあるのは「附則第十二条第一項又は地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号。以下この条において「平成七年改正法」という。）附則第四条第四項」と、同条第六項及び第九項中「附則第十二条第一項」とあるのは「附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項」とする。

6 改正法附則第四条第四項の規定の適用がある場合における改正法附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下この項及び次項において「改正前の租税特別措置法」という。）第七十條の四第十項から第十四項まで、第十五項第二号、第十八項及び第十九項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前の租税特別措置法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十条の四第十項	第一項の規定の適用を受ける	地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号。以下この条において「平成七年改正法」という。）附則第四条第三項の規定によりなお効力を有することとされる平成七年改正法による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この条において「改正前の地方税法」という。）附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の規定の適用を受ける
第七十条の四第十一項	同項	これらの項
第七十条の四第十二項	贈与税	不動産取得税
第七十条の四第十三項	納税の猶予	徴収の猶予
第七十条の四第十四項	申告書の提出期限（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号。以下この項において「平成七年改正法」という。）附則第三十六条第十項の規定によりこの項の規定の適用を受けることとなつた受贈者については、同条第三項	納期限（平成七年改正法附則第四条第四項の規定の適用を受けることとなつた者については、同項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第三項
第七十条の四第十五項	引き続いて第一項	引き続いて改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項
第七十条の四第十六項	平成七年改正法附則第三十六条第三項の規定の適用を受ける農地等に係る同条第五項第一号に規定する被設定者の農業経営に関する事項及び当該被設定者が同条第四項に規定する特定農地所有適格法人	同項の適用を受ける同条第三項に規定する農地等に係る当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人（平成七年改正法附則第四条第四項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第四項に規定する特定農地所有適格法人をいう。以下この項において同じ。）の農業経営に関する事項及び当該使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人が特定農地所有適格法人
第七十条の四第十七項	納税地の所轄税務署長	道府県知事
第七十条の四第十八項	税務署長	道府県知事
第七十条の四第十九項	第一項	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項
第七十条の四第二十項	贈与税	改正法附則第四条第四項
第七十条の四第二十一項	同項	不動産取得税
第七十条の四第二十二項	納税の猶予	これらの項の
第七十条の四第二十三項	第一項の場合	徴収の猶予
第七十条の四第二十四項	同項に規定する	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の場合 改正前の地方税法附則第十二条第一項の規定による

第七十条の四第二十五項	国税通則法第五十一条	地方税法第十六条第三項
第七十条の四第二十六項	第一項	道府県知事
第七十条の四第二十七項	税務署長	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項
第七十条の四第二十八項	第一項に	改正法附則第四条第四項
第七十条の四第二十九項	贈与税	不動産取得税
第七十条の四第三十項	納税の猶予	徴収の猶予
第七十条の四第三十一項	係る第一項	係る改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項
第七十条の四第三十二項	同法第四十九条第二項及び第三項	地方税法第十五条の三第二項及び第三項
第七十条の四第三十三項	及び第三項	地方税法第十五条の三第二項及び第三項
第七十条の四第三十四項	第一項の規定による納税の猶予	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の規定による徴収の猶予
第七十条の四第三十五項	国税通則法及び国税徴収法	地方税法
第七十条の四第三十六項	第一項	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項
第七十条の四第三十七項	贈与税	改正法附則第四条第四項
第七十条の四第三十八項	延滞税	不動産取得税
第七十条の四第三十九項	同項	延滞金
第七十条の四第四十項	納税の猶予	これらの項
第七十条の四第四十一項	前号に規定する	徴収の猶予
第七十条の四第四十二項	期限	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の規定による
第七十条の四第四十三項	期限	期限（第三項、第四項、第十二項又は前項の規定による当該期限を含む。）
第七十条の四第四十四項	国税通則法	地方税法
第七十条の四第四十五項	第一項の	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項
第七十条の四第四十六項	各号に規定する贈与税の額	各号に規定する不動産取得税の額
第七十条の四第四十七項	贈与税に	不動産取得税に
第七十条の四第四十八項	贈与税の申告書の提出期限	納期限
第七十条の四第四十九項	定める納税の猶予	定める徴収の猶予
第七十条の四第五十項	利子税	延滞金
第七十条の四第五十一項	贈与税	不動産取得税
第七十条の四第五十二項	納税の猶予	徴収の猶予

7 前項の規定により読み替えられた改正前の租税特別措置法第七十条の四第十項に規定する届出書には、改正法附則第四条第四項の規定の適用を受ける農地等に係る当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人（改正法附則第四条第四項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第四項に規定する特定農地所有適格法人をいう。以下この項において同じ。）に使用させている所在地の異なる当該農地等ことの当該届出書の提出期限を含む事業年度開始の前日前三年以内に開始した各事業年度における農業に係る生産及び出荷の状況並びに収入金額並びに当該使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人が特定農地所有適格法人に該当する事実の明細を記載しなければならない。

8 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第百五十八号）附則第二十八條第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同令による改正前の租税特別措置法施行令第四十條の六第十一項、第二十二項及び第二十三項の規定は、改正法附則第四條第四項の規定の適用がある場合における旧法附則第十二條第二項において準用する改正前の租税特別措置法第七十條の四第十項から第十二項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第四十條の六第十一項中「贈与税」とあるのは「不動産取得税」と、「財務省令」とあるのは「総務省令」と、同令第二十二項中「同条第一項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号。以下この項において「平成七年改正法」という。）附則第四條第三項の規定によりなお効力を有することとされる平成七年改正法による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「改正前の地方税法」という。）附則第十二條第一項又は平成七年改正法附則第四條第四項」と、「財務省令」とあるのは「（総務省令）」と、「法第七十條の四第一項」とあるのは「改正前の地方税法附則第十二條第一項又は平成七年改正法附則第四條第四項」と、「納税の猶予」とあるのは「徴収の猶予」と、「贈与税」とあるのは「不動産取得税」と、同令第二十三項中「財務省令」とあるのは「総務省令」と読み替えるものとする。

9 昭和五十一年改正前の地方税法適用者について改正法附則第四條第四項及び第五項の規定を準用する場合においては、同条第四項中「前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第七号）附則第四條第六項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法（以下この項及び次項において「昭和五十一年改正前の地方税法」という。）と、「農地等」とあるのは「同項に規定する農地及び採草放牧地」と、「当該農地等」とあるのは「当該農地及び採草放牧地」と、「前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法」とあるのは「昭和五十一年改正前の地方税法」と、「徴収を猶予する」とあるのは「納期限を延長する」と、同条第五項中「徴収の猶予」とあるのは「納期限の延長」と、「第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法」とあるのは「昭和五十一年改正前の地方税法」と読み替えるものとする。

10 平成三年改正前の地方税法適用者について改正法附則第四條第四項及び第五項の規定を準用する場合においては、同条第四項中「前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第四條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方税法（以下この項及び次項において「平成三年改正前の地方税法」という。）と、「農地等」とあるのは「同項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（以下この項において「農地等」という。）と、「前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法」とあるのは「平成三年改正前の地方税法」と、同条第五項中「第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法」とあるのは「平成三年改正前の地方税法」と読み替えるものとする。

11 第五項から第八項までの規定は、昭和五十一年改正前の地方税法適用者又は平成三年改正前の地方税法適用者について改正法附則第四條第四項及び第五項の規定を準用する場合について準用する。

（固定資産税に関する経過措置）

4 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税に関する部分は、平成七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 改正法附則第六條第五項の規定によりなお効力を有することとされる旧法第三百四十九條の三第二十七項の規定の適用を受ける家屋及び償却資産については、旧令第五十二條の十の九の規定は、なおその効力を有する。

3 新令附則第十二條第十六項第一号の規定は、平成六年一月二日以後に新築された同号に規定する住宅に対して課する平成七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された旧令附則第十二條第十六項第一号に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

5 新令附則第十六條の二の六第一項の規定は、平成七年九月一日以後の自動車の取得に対し課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

6 新令第五十四條の十三の七第二項及び第五項第一号、第五十四條の十三の八第三項並びに第五十四條の十三の十二第一項及び第四項第一号の規定は、施行日以後に取得された土地又はその取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前に取得された土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 改正法附則第九條第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法第五百八十六條第二項第十一号の二に規定する土地については、旧令第五十四條の二十の五の規定は、なおその効力を有する。

（事業所税に関する経過措置）

7 新令第五十六條の六十の規定は、施行日以後に最初に終了する事業年度後の事業年度分の法人の事業（施行日以後に事業を開始する法人の施行日以後に最初に終了する事業年度分の事業を含む。）及び平成八年以後の年分の個人の事業（施行日以後に事業を開始する個人の平成七年度の事業を含む。）に対して課すべき地方税法第七百一條の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税（以下この項において「事業に係る事業所税」という。）並びに施行日以後に行われる同法第七百一條の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この項及び第三項において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき同法第七百一條の三十二第二項に規定する新增設に係る事業所税（以下この項において「新增設に係る事業所税」という。）について適用し、施行日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業（施行日以後に事業を開始する法人の事業を除く。）及び平成七年以前の年分の個人の事業（施行日以後に事業を開始する個人の事業を除く。）に対して課する事業に係る事業所税並びに施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 改正法附則第十一條第五項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第三十二條の三の二第十七項の規定の適用については、旧令附則第十六條の二の九第七項から第九項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第八項中「第五十四條の二十の五第三項」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第百四十二号）附則第六條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第五十四條の二十の五第三項」と、「法附則第三十二條の三の二第十八項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）による改正後の地方税法附則第三十二條の三の二第十七項」と、同条第九項中「第五十四條の二十の五第一項」とあるのは「旧令第五十四條の二十の五第一項」とする。

3 事業所用家屋の新築又は増築につき改正法附則第十一條第五項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第三十二條の三の二第十七項の規定の適用がある場合における新令附則第十六條の二の九第九項、第十六項及び第十七項の規定の適用については、同条第九項中「事務所以外の施設」とあるのは「事務所以外の施設（地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第十一條第五項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法（第十六項及び第十七項において「旧法」という。）附則第三十二條の三の二第十七項の規定の適用を受けるものを除く。）」と、同条第十六項中「又は同条第九項から第二十一項までに規定する事業を行う者」とあるのは「同条第九項から第二十一項までに規定する事業を行う者又は地方税法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第百四十二号）附則第七條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の地方税法施行令附則第十六條の二の九第九項に規定する法人」と、「又は第十六項から第二十一項まで」とあるのは「若しくは第十六項から第二十一項まで又は旧法附則第三十二條の三の二第十七項」と、同条第十七項中「附則第三十二條の三の二第十四項又は第十六項から第二十一項まで」とあるのは「附則第三十

に新設され、又は増設される同項に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された前条の規定による改正前の地方税法施行令第五十四条の十三第一項第四号に定める設備を製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新令第五十四条の十三の十七第一項の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

附 則 （平成七年三月三十一日政令第一七四号） 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。

附 則 （平成七年四月二日政令第一七八号） 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年四月十四日）から施行する。

附 則 （平成七年五月八日政令第一九三号） 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成七年五月二七日政令第二〇七号） 抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成七年五月二四日政令第二一四号） 抄

（施行期日）
1 この政令は、都市再開発法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成七年五月二十五日）から施行する。

附 則 （平成七年六月二六日政令第二六八号）

この政令は、電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年七月一日）から施行する。

附 則 （平成七年六月三〇日政令第二七八号） 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成七年七月一日から施行する。

（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の地方税法施行令第七条第二号及び第七条の十五の八第二号の規定は、平成八年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成七年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。この場合において、平成八年度分から平成十年度分までの各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る同令第七条第二号及び第七条の十五の八第二号の規定の適用については、同令第七条第二号中「受けている者」とあるのは「受けている者又は精神に障害がある者で厚生大臣若しくは道府県知事からその障害の程度が国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）別表若しくは道府県知事金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けているもの」と、同令第七条の十五の八第二号中「記載されている者」とあるのは「記載されている者又は厚生大臣若しくは都道府県知事からその障害の程度が国民年金法施行令別表に定める一級の障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている者」とする。

附 則 （平成七年九月八日政令第三二三号） 抄

（施行期日）
1 この政令は、悪臭防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成七年九月二七日政令第三四二号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、附則第六条及び第七条の規定は、地方税法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成九年政令第十六号）の施行の日から施行する。

（地方消費税に関する経過措置）

第二条 平成九年度に限り、改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項の規定の適用については、これらの規定中「／一 前年度十二月から前年度二月まで／二 前年度三月から五月まで／三 六月から八月まで／四 九月から十一月まで／」とあるのは、「／一 四月から八月まで／二 九月から十一月まで／」とする。

第三条 平成九年度に限り、新令附則第六条の十三の規定にかかわらず、新令第三十五条の十九第一項の規定の適用については、同項中「法第七十二条の百十四の規定」とあるのは「法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される法第七十二条の百十四の規定」と、「当該道府県が収入した譲渡割額に相当する額（当該期間内に譲渡割に係る還付金等（法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。）を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。第三十五条の二十二第二項において同じ。）及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額」とあるのは「当該道府県に法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第九条の六第三項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額の合算額」と、「法第七十二条の百三第三項第一項に規定する徴収取扱費」とあるのは「法第七十二条の百三第三項第一項及び法附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費」とし、同項の表を次の表のとおり読み替えるものとする。

期間		支払月
四月から十月まで	十一月	
十一月から一月まで	二月	

第四条 平成九年度に限り、新令附則第六条の十四の規定にかかわらず、新令第三十五条の二十二第一項の規定の適用については、同項中「法第七十二条の百十五の規定」とあるのは「法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される法第七十二条の百十五の規定」とし、同項の表を次の表のとおり読み替えるものとする。

交付月ごとに交付すべき額	
交付月	月 二 十
四月から十月までの間に法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第九条の六第三項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額の合算額に相当する額（当該期間内に法第七十二条の百三第三項第一項及び法附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額。以下本表において同じ。）に、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第三百四十二号。以下本表において「改正令」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される第三十五条の十九の規定により十一月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同条の規定により十一月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額	十一月から一月までの間に法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第九条の六第三項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同

項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額の合算額に相当する額に、改正令附則第二条の規定により読み替えて適用される第三十五条の十九の規定により二月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同条の規定により二月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額

第五条 地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律百十一号）附則第五条第三項第五号に規定する政令で定めるものは、消費税法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第三百四十一号）附則第五条第六項の規定の適用を受ける課税仕入れとする。

第六条 地方税法等の一部を改正する法律附則第八条の政令で定める経費等（地方税法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する経費で政令で定めるものは、当該経費のうち次に掲げるものとする。

一 電子計算機による情報処理システムの整備に要する経費

二 地方消費税の賦課徴収等に関する周知宣伝及び研修に要する経費

第七条 道府県が地方税法等の一部を改正する法律附則第八条の規定により負担する経費の額は、前条に規定する経費の合計額（以下この条において「負担基本額」という。）を各道府県ごとの消費に相当する額（地方税法第七十二条の百四十四第三項に規定する額をいう。）に応じてあんだ額のうち当該道府県に係る額（以下この条において「道府県負担額」という。）とする。

2 国は、平成九年七月三十一日までに、各道府県ごとの道府県負担額及びその算定に用いた負担基本額を、当該各道府県に対して通知しなければならない。

3 道府県は、平成九年八月三十一日までに、当該道府県の道府県負担額を国庫に納付しなければならない。

附則（平成七年一〇月一八日政令第三五五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年十一月一日）から施行する。

（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 前条の規定による改正後の地方税法施行令第五十四条の二十四号の規定は、この政令の施行の日以後に取得された土地又はその取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行の前日に取得された土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

附則（平成七年一〇月一八日政令第三五九号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。

附則（平成七年一二月二二日政令第四二六号）

この政令は、保険業法の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。

附則（平成八年一二月二六日政令第一一〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第五十六条の十五の規定（宮崎市に係る部分を除く。）は、平成七年十二月二十二日から適用する。

附則（平成八年三月二五日政令第四二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成八年四月一日から施行する。

（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第四条の規定による改正後の地方税法施行令第七条の四（同令第四十七条において準用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

附則（平成八年三月三一日政令第八〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第七条の十四の三の改正規定、第四十九条の第二項の改正規定、第五十二条の四の改正規定及び第五十二条の十の十二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十六条の第三項、第十六条の四第一項、第十七条第一項及び第二項並びに第十七条の三第三項から第三項までの改正規定並びに附則第十八条の改正規定（同条第四項の改正規定中「同条第六項」を「同条第七項」に改める部分を除く。）並びに附則第三条第二項、第六項及び第十項、第八条並びに第九条の規定は、平成九年四月一日から施行する。（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、平成八年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第四条第二項の規定の適用を受けている者（次項において「平成三年改正前の地方税法適用者」という。）について地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法附則第十二条第二項及び新令附則第十条第四項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の七第一項及び第二項の規定を準用する場合においては、同条第一項中「法附則第十二条第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この条において「平成三年改正前の地方税法」という。）附則第十二条第一項」と、「法附則第十二条第二項において準用する第七十条の四第十七項第一号又は第二号」とあるのは「平成三年改正前の地方税法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法（次項において「平成三年改正前の租税特別措置法」という。）第七十条の四第十五項第一号又は第二号」と、同条第二項中「法附則第十二条第一項においてその例によることとされる第七十条の四第一項ただし書又は第三項」とあるのは「平成三年改正前の地方税法附則第十二条第一項においてその例によることとされる平成三年改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項ただし書又は第二項」と読み替えるものとする。

3 平成三年改正前の地方税法適用者について改正法附則第四条第六項の規定を準用する場合においては、同項中「新法附則第十二条第二項の規定」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号）附則第四条第七項において準用する新法附則第十二条第二項の規定」と、「新法附則第十二条第二項において準用する改正後の租税特別措置法第七十条の四第十七項第一号又は第二号」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第十五項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成八年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成七年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 新令第四十九条の第二項の規定は、同項に規定する固定資産に対して課する平成九年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成八年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新令第五十一条の十七第一項の規定は、平成七年一月二日以後に変電所又は送電施設の用に新たに供された同項に規定する償却資産に対して課する平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に変電所又は送電施設の用に新たに供された改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第五十一条の十七第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新令第五十二条の第二項の規定は、平成七年一月二日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令第五十二条の第二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 新令第五十二条の二の二第二項の規定は、平成七年一月二日以後に取得された同項に規定する機械及び装置に対して課する平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令第五十二条の二の二第二項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 新令第五十二条の四の規定は、平成八年一月二日以後に取得された同条に規定する車両に対して課する平成九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令第五十二条の四に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 新令第五十二条の六第二項第一号の規定は、同号に規定する事業の施行により必要を生じた鉄道又は軌道に係る橋りょうの新設若しくは改良又はトンネルの新設により敷設された地方税法第三百四十九条の第三十五項に規定する線路設備等であつて平成七年一月二日以後に取得されたものに対して課する固定資産税について適用し、旧令第五十二条の六第二項第一号に規定する事業の施行により必要を生じた鉄道又は軌道に係る橋りょうの新設若しくは改良又はトンネルの新設により敷設された同法第三百四十九条の第三十五項に規定する線路設備等であつて同日前に取得されたものに対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 新令第五十二条の十の規定は、平成七年一月二日以後に新設された同条に規定する償却資産に対して課する平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新設された旧令第五十二条の十に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 9 新令第五十二条の十の四の規定は、施行日以後に同条に規定する車庫の新設又は増設をするために敷設された鉄道又は軌道に係る構築物に対して課する平成九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧令第五十二条の十の四に規定する車庫の新設又は増設をするために施行日前に敷設された鉄道又は軌道に係る構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 10 新令第五十二条の十の十三の規定は、同条に規定する土地に対して課する平成九年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成八年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。
- 11 改正法附則第六十六条第六項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十四条の規定の適用を受ける施設又は設備については、旧令附則第十条の二の規定は、なおその効力を有する。
- 12 新令附則第十一条第八項の規定は、平成七年四月一日以後に取得された同項に規定する機械及び設備に対して課する平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令附則第十一条第九項に規定する機械及び設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 13 新令附則第十二条第十二項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令附則第十二条第十三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 14 改正法附則第六十九条及び第十一条第四項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条第九項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、旧令附則第十一条第十六項の規定は、なおその効力を有する。
- 15 新令附則第十一条第十七項の規定は、平成七年四月一日以後に取得された同項に規定する機器に対して課する平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令附則第十一条第十八項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 16 新令附則第三十二条の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成九年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 17 新令附則第三十三条の規定は、平成七年四月一日以後に取得された同項に規定する機械及び装置に対して課する平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令附則第三十二条に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 18 新令附則第三十六条の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する電気通信回線設備に対して課する平成九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令附則第三十五条に規定する電気通信回線設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 19 改正法附則第六十八条の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条第三十項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、旧令附則第三十七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「自治省令」とあるのは「総務省令」と、「郵政大臣」とあるのは「総務大臣」とする。
- 20 新令附則第四十条の規定は、平成七年四月一日以後に取得された同項に規定する機械その他の設備に対して課する平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令附則第三十九項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 21 新令附則第四十二条の規定は、平成七年四月一日以後に取得された同項に規定する機械及び装置に対して課する平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令附則第四十一項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 22 新令附則第四十四項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する家屋又は償却資産に対して課する平成九年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に取得された旧令附則第四十三項に規定する家屋又は償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。
- （特別土地保有税に関する経過措置）
- 23 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成八年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成七年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 24 第十項に定めるものを除き、新令の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 25 新令第五十四条の十三第一項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新設され、又は増設される同項に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令第五十四条の十三第一項に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 26 新令第五十四条の十三の第三第三項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新設され、又は増設される同項に規定する要件に該当する設備を同条

(延滞金及び還付加算金に関する経過措置)

第二条 改正後の地方税法施行令(以下「新令」という。)附則第三条の二及び第十条第四項の規定は、延滞金及び還付加算金のうち平成十二年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中不動産取得税に関する部分は、平成十一年四月一日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新令第三十六条の七から第三十六条の十四までの規定は、平成十二年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 施行日前に雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)附則第六条第一項の規定による解散前の雇用促進事業団(次条第二項において「旧雇用促進事業団」という。)が同法附則第十二条の規定による廃止前の雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号。次条第二項において「旧雇用促進事業団法」という。)第十九条第一項第四号に規定する業務の用に供するものとして取得した土地の上に雇用・能力開発機構が雇用・能力開発機構法第十九条第一項第一号に規定する施設の用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得に係る新令第三十七条の三の規定の適用については、同条中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの(第三号に掲げるものを除く。)」とする。

4 新令第三十七条の十六の規定は、平成十一年一月一日以後の住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 新令第三十七条の十八の規定は、平成十一年一月一日以後の住宅の取得又は同日以後に取得された住宅の用に供する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の住宅の取得又は同日前に取得された住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。この場合において、施行日前の住宅の取得又は施行日前に取得された住宅の用に供する土地の取得に係る同条の規定の適用については、同条中「該当する住宅」とあるのは「該当する住宅で当該住宅を取得した者が自己の居住の用に供するもの」と、同条第二号中「二十年」とあるのは「十五年」と、「二十五年」とあるのは「二十年」とする。

6 新令第三十九条の二の四の規定は、平成十一年一月一日以後に取得された住宅の用に供する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に取得された住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

7 改正前の地方税法施行令(以下「旧令」という。)附則第九条の五の規定は、地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第十五号。以下「改正法」という。)附則第五条第四項の規定によりなお効力を有することとされる改正法による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第十一条の四第十一項に規定する特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第六十一号)第五条第一項の承認(同法第六条第一項の規定による変更の承認を含む。)又は同法第八条第一項の承認(同法第九条第一項の規定による変更の承認を含む。)に係る営業の譲渡を受けた者が取得する旧法附則第十一条の四第十一項に規定する不動産に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧令附則第九条の五中「法附則第十一条の四第十一項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第十五号)附則第五条第四項の規定によりなお効力を有することとされる旧法による改正前の地方税法附則第十一条の四第十一項」とする。

8 新令附則第九条の五の規定は、平成十一年一月一日以後の住宅の取得又は同日以後に取得された住宅の用に供する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の住宅の取得又は同日前に取得された住宅の用に供する土地に対して課する不動産取得税については、な

お従前の例による。この場合において、施行日前の住宅の取得又は施行日前に取得された住宅の用に供する土地の取得に係る同条の規定の適用については、同条中「附則第十一条の四第十一項」とあるのは「附則第十一条の四第十三項」と、同条第二号中「二十年」とあるのは「十五年」と、「二十五年」とあるのは「二十年」とする。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成十一年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧雇用促進事業団が旧雇用促進事業団法第十九条第一項第四号に規定する業務の用に供するものとして取得した土地の上に雇用・能力開発機構が雇用・能力開発機構法第十九条第一項第一号に規定する施設を設置した場合における当該施設の用に供する固定資産に係る新令第五十一条の四の規定の適用については、同条中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの(第三号に掲げるものを除く。)」とする。

3 新令第五十二条の二第二項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令第五十二条の二第二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新令第五十二条の二の二第二項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する機械及び装置に対して課する平成十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令第五十二条の二の二第二項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新令第五十二条の十の規定は、施行日以後に取得された同条に規定する償却資産に対して課する平成十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令第五十二条の十に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新令附則第十一条第六項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する機械その他の設備に対して課する平成十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令附則第十一条第十八項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 旧法附則第十五条第二十八項に規定する電気通信回線設備に対して課する固定資産税については、旧令附則第十五条第三十五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号中「自治省令」とあるのは、「総務省令」とする。

8 新令附則第十一条第三十八項の規定は、施行日以後に新設された同項に規定する高度有線テレビジョン放送施設に対して課する平成十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧令附則第十一条第三十九項に規定する高度有線テレビジョン放送施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 新令附則第十二条第三項の規定は、平成十一年一月二日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課する平成十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された旧令附則第十二条第三項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 新令附則第十二条第七項の規定は、平成十一年一月二日以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課する平成十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された旧令附則第十二条第七項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 新令附則第十二条第十三項の規定は、平成十一年一月二日以後に新築された同項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち改正法による改正後の地方税法(以下「新法」という。)附則第十六条第四項に規定する旧農地(以下この項において「旧農地」という。)に対して課する平成十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された旧令附則第十二

の効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の地方税法附則第十一条第七項の規定の適用については、農用地開発公団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭和六十三年政令第二百三十二号）第十三条の規定による改正前の地方税法施行令附則第七條第六項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法附則第十一條第七項」とあるのは、「森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第十一條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第十三條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二條の規定による改正前の法附則第十一條第七項」とする。

5 改正法附則第二十一條第二項の規定により読み替えて平成十二年改正後の地方税法第七十三條の二十七の七の規定が適用される場合における地方税法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第五百五十四号）による改正後の地方税法施行令（以下「平成十二年改正後の地方税法施行令」という。）第三十九條の七の二の規定の適用については、同条中「第二十二條の四第二項」とあるのは、「第二十二條の四第二項又は同法附則第十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八條の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第二十三條第二項」とする。

6 改正法附則第二十一條第三項の規定により読み替えて適用される新地方税法第七十三條の四第一項第一号に規定する緑資源公団が新法附則第十三條第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九條第一項第一号イの事業の用に直接供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

- 一 農業用排水施設及びその用に供する土地
- 二 前号の施設の操作又は監視の用に供する不動産
- 三 防風林
- 四 土砂防止林

7 改正法附則第二十一條第四項の規定により読み替えて平成十二年改正後の地方税法第七十三條の六第一項の規定が適用される場合における平成十二年改正後の地方税法施行令第三十七條の十二の適用については、同条中「法第七十三條の六第一項」とあるのは「法第七十三條の六第一項（森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二十一條第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第二十二條の四第二項」とあるのは「第二十二條の四第二項又は同法附則第十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八條の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第二十三條第二項」と、同条各号中「並びに緑資源公団法第二十二條の四第二項」とあるのは「緑資源公団法第二十二條の四第二項並びに同法附則第十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八條の規定による廃止前の農用地整備公団法第二十三條第二項」とする。

8 改正法附則第二十一條第八項の規定により読み替えて適用される平成十二年改正後の地方税法第三百四十八條第二項第二号に規定する緑資源公団が直接新法附則第十三條第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九條第一項第一号又は第四号の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

- 一 倉庫
- 二 農業用排水施設及びその用に供する土地
- 三 前号の施設の操作又は監視の用に供する固定資産
- 四 防風林及び土砂防止林
- 五 旧農用地整備公団法第十九條第一項第一号又は第四号の事業として行う工事の用に供する家屋

附 則（平成二十一年九月二十九日政令第三一〇号） 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、産業活力再生特別措置法の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附 則（平成二十一年一〇月一日政令第三一二号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二十一年一〇月一四日政令第三二四号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年一〇月二九日政令第三四九号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、平成十一年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十一年一二月一七日政令第三七一号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十一年十一月十九日から施行する。

附 則（平成二十一年一二月二七日政令第四三二号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年三月二十一日から施行する。

附 則（平成二十二年二月一六日政令第三七号）
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 民法の一部を改正する法律附則第三條第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの政令による改正規定の適用については、第十一条の規定による都市再開発法施行令第四條の二第一項の改正規定並びに第十五條の規定による旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律施行令第十九條第二項及び第三項の改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年三月三一日政令第一五四号） 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三十八條及び第五十四條の二十の二の改正規定、附則第十一条第四十二項を同条第四十四項とし、同項の前に一項を加える改正規定（同項の前に一項を加える部分に限る。）並びに同条第四十一項の改正規定（若しくは第六号）を削る部分に限る。） 食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成十二年法律第六十六号）の施行の日
二 第五十四條の四十六の改正規定 農地法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四百三十三号）の施行の日
三 第五十六條の四十八の次に一條を加える改正規定、附則第七條に五項を加える改正規定（同条第二十三項から第二十五項までに係る部分に限る。）、附則第十一条第五十七項の改正規定及び同条に七項を加える改正規定（同条第五十八項から第六十項までに係る部分に限る。） 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）の施行の日

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）
第二条 次項に定めるものを除き、改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定中個人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、平成十三年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成十二年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新令第四十七条の三第三号の規定は、平成十二年度以後の年度の個人の市町村民税について適用し、平成十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(法人の道府県民税に関する経過措置)

第三条 新令附則第九条の九第四項の規定は、平成十二年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 次項に定めるものを除き、新令の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第九条の五の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号。以下「改正法」という。）附則第五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十一一条第十一項に規定する住宅の取得が施行日から平成十二年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該住宅の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成十二年度以後の年度の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十一年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 改正法附則第七条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧法第三百四十八条第二項第十九号の三に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、旧令第五十一条の四の三の規定は、なおその効力を有する。

3 新令第五十二条の十の四第二項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する構築物に対して課する平成十三年度以後の年度の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令第五十二条の十の四第二項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十一一条第十五項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する機器に対して課する平成十三年度以後の年度の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令附則第十一一条第十五項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 改正法附則第七条第十四項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条第三十六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、旧令附則第十一一条第四十四項の規定は、なおその効力を有する。

6 新令附則第十二条第一項第七号及び第八号並びに同条第三項第一号の規定は、平成十二年一月二日以後に新築された同項又は同条第十六項に規定する住宅に対して課する平成十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された旧令附則第十二条第三項又は第十六項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。この場合において、平成十二年一月二日から平成十三年一月一日までの間に新築された新令附則第十二条第三項又は第十六項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、同条第一項第七号及び第八号並びに同条第三項第一号中「五十平方メートル」とあるのは、「四十平方メートル」として、これらの規定を適用する。

7 改正法附則第七条第十七項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十六条の二十第十項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、旧令附則第十二条の第二十一項、第十二項及び第十七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「自治省令」とあるのは「総務省令」と「自治大臣」とあるのは「総務大臣」とする。

8 改正法附則第七条第十八項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十六条の二十第十一項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、旧令附則第十二条の第二十三項の規定は、なおその効力を有する。

9 改正法第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第二十九条の七第二項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二十九条の六第二項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る改正法附則第十一一条及び第十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改正法附則第十一一条第一項	
市街化区域農地（旧法附則第十九条の三第二項の規定により平成五年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地、同条第三項において準用する同条第二項の規定により同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する市街化区域設定年度（以下この項において「市街化区域設定年度」という。）に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地及び地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号。以下この項において「平成五年改正法」という。）附則第九条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「平成五年改正前の地方税法」という。）附則第十九条の三第三項において準用する同条第二項の規定により平成五年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地を含む。	市街化区域農地（附則第十九条の三第一項ただし書の規定又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号。以下この項において「平成五年改正法」という。）附則第九条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年改正前の地方税法（以下この項において「平成五年改正前の地方税法」という。）附則第十九条の三第一項ただし書の規定の適用を受けた
市街化区域設定年度から平成十一年度（市街化区域設定年度が平成七年度以前である場合には、当該市街化区域設定年度	特定市となった年度（平成五年度以降の各年度に係る賦課期日において旧法附則第二十九条の七第一項又は平成五年改正前の地方税法附則第二十九条の六第一項の規定の適用を受けないこととなった場合において当該年度をいう。以下この項において同じ。）から平成十一年度（特定市となった年度が平成七年度以前である場合には、当該特定市となった年度

用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新築され、又は増築された旧令第五十四条の十三の十九第六項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

12 新令第五十四条の二十六の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成十二年一月二日以後に新築された同条第一項又は第二項に規定する住宅の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、同日前に新築された旧令第五十四条の二十六第一項又は第二項に規定する住宅の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。この場合において、平成十二年一月二日から平成十三年一月一日までの間に新築された住宅の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、新令第五十四条の二十六第一項第一号イ及び第四項中「五十平方メートル」とあるのは、「四十平方メートル」として、これらの規定を適用する。

（自動車取得税に関する経過措置）

第七條 新令附則第十六条の二の六第一項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。この場合において、平成十二年八月三十一日までに行う自動車の取得に係る同項の規定の適用については、同項中「次に掲げる排出ガス保安基準」とあるのは、「次に掲げる排出ガス保安基準又は同法第四十一条の規定により平成六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準」とする。

（軽油引取税に関する経過措置）

第八條 別段の定めがあるものを除き、新令第五十六条の二の四の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 旧令第五十六条の二の四（へき地における学校を設置する者に関する部分に限る。次項において同じ。）の規定は、施行日前に旧法第七百条の十五第六項の規定により提出された免税証に記載された免税軽油の数量に相当する数量の軽油を引き渡した当該免税証に係る同項に規定する免税取扱特別徴収義務者である者以外の軽油の販売業者が施行日以後において当該免税証を当該免税証に係る同項に規定する免税取扱特別徴収義務者である販売業者に提出して当該免税証に記載された免税軽油の数量に相当する数量の軽油を引き取る場合における当該軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なおその効力を有する。

3 施行日前において旧法第七百条の十五第一項の規定により免税証の交付を受けた旧令第五十六条の二の四に規定する同項の免税軽油使用者が、この政令の施行の際、当該交付を受けた免税証のうち当該免税証の交付を行った道府県に係る旧法第七百条の十一の第三項に規定する登録特別徴収義務者又は当該免税証に係る旧法第七百条の十五第六項に規定する免税取扱特別徴収義務者である者以外の軽油の販売業者に提出していない免税証を所持しているときは、当該免税軽油使用者は、施行日以後速やかに当該免税証をその交付を受けた道府県知事に返納しなければならない。

（事業所税に関する経過措置）

第九條 新令の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度の分の法人の事業及び平成十二年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度の分の法人の事業並びに平成十二年前の年分の個人の事業及び平成十二年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新令の規定中新増設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋（新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に

行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附 則 （平成 二二年三月三一日政令第一八七号） 抄

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成 二二年四月二六日政令第二二一号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成十年法律第百号）の施行の日（平成十二年六月一日）から施行する。

附 則 （平成 二二年六月二日政令第二四三号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条の二第二号の改正規定及び同令第八条を同令第八条の二とし、同令第四章中同条の前に一条を加える改正規定、第二条の規定、第四条中地方税法施行令第五十四条の十五の三の改正規定並びに第五条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成 二二年六月七日政令第三〇四号） 抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会等の委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの政令の規定にかかわらず、その日に満了する。

一 略

二 中央固定資産評価審議会

附 則 （平成 二二年六月七日政令第三二六号）

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成 二二年六月七日政令第三三四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 二二年六月一四日政令第三三七号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 二二年六月二三日政令第三四五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 （平成 二二年六月二三日政令第三五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十七号）の施行の日（平成十二年六月二六日）から施行する。

附 則 （平成 二二年六月二三日政令第三五六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年六月三十日から施行する。

附 則 （平成 二二年六月三〇日政令第三七二号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、港湾運送事業法の一部を改正する法律（平成十二年法律第六十七号）附則第一条の政令で定める日（平成十二年十一月一日）から施行する。

附 則 （平成 二二年七月二二日政令第三七六号） 抄

（施行期日）

九 第一条中地方税法施行令第五十六条の五十三に一号を加える改正規定、同令第五十六条の五十三の二第二項に一号を加える改正規定及び同条第二項に一号を加える改正規定並びに附則第九条第六項の規定 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）の施行の日

十 第一条中地方税法施行令附則第六条の十六に二項を加える改正規定（同条第九項に係る部分に限る。） 農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十四号）の施行の日

十一 第一条中地方税法施行令附則第十二条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十項の次に二項を加える改正規定（同条第二十二項に係る部分に限る。） 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行の日

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第三十四条第八項第一号に規定する政令で定める事由は、身体の傷害若しくは疾病又はこれらを原因とする人の状態（同号に掲げる契約に係る約款に、これらの事由に基因して一定額の保険金を支払う旨の定めがある場合に限る。）並びに第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七条の十五の六第一号及び第三号に掲げる事由とする。

2 改正法附則第七条第二項の規定により読み替えて適用される新法第三百十四条の二第八項第一号に規定する政令で定める事由は、身体の傷害若しくは疾病又はこれらを原因とする人の状態（同号に掲げる契約に係る約款に、これらの事由に基因して一定額の保険金を支払う旨の定めがある場合に限る。）並びに新令第四十八条の七第一項において読み替えて準用する新令第七条の十五の六第一号及び第三号に掲げる事由とする。

（法人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第三条 新令の規定中法人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、平成十三年四月一日（以下「施行日」という。）以後に行われる合併、分割、現物出資又は事後設立（法人税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六号）第一条の規定による改正後の法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下この条において同じ。）が行われる場合の各事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに施行日以後に解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）が行われる場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に合併、現物出資又は事後設立が行われた場合における各事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに施行日前に解散が行われた場合における清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第四条 新令第二十一条及び新令附則第六条の二の規定は、施行日以後に合併、分割又は現物出資が行われる場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に合併又は現物出資が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第三十七条の三の規定は、改正法附則第五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十三条の四第一項第十二号に規定する不動産（雇用・能力開発機構が石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律

（平成十二年法律第十六号）附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第二十三条第一項第二号に規定する業務の用に供する不動産で、平成十六年三月一日から平成十七年三月三十一日までの間に取得されたものに限る。）の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧令第三十七条の三（雇用・能力開発機構」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構」と、「炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」とあるのは「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」とする。

3 旧令附則第六条の十六第六項及び第七項の規定は、改正法附則第五条第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十条第五項に規定する土地（平成十五年十月一日から平成十九年三月三十一日までの間に取得されたものに限る。）の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧令附則第六条の十六第六項中「日本鉄道建設公団」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」とする。

4 旧令附則第七条第五項から第七項までの規定は、改正法附則第五条第五項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十二条に規定する不動産（施行日から平成十五年三月三十一日までの間に取得されたものに限る。）の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

5 新令附則第七条第二十六項第二号の規定は、平成十四年四月一日以後の新法附則第十一条第二十七項に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

6 新令附則第七条第二十八項第二号の規定は、平成十四年四月一日以後の新法附則第十一条第二十八項に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成十三年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十二年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 改正法附則第八条第五項の規定によりなお効力を有することとされる旧法第三百四十八条第二項第十九号に規定する固定資産（独立行政法人雇用・能力開発機構が石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法第二十三条第一項第二号に規定する業務の用に供するものに限る。）に対して課する平成十七年度分までの固定資産税については、旧令第五十一条の四の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「雇用・能力開発機構」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構」と、「炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」とあるのは「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」とする。

3 新令第五十二条の十の四第二項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する構築物に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令第五十二条の十の四第二項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十一条第十六項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する機械その他の設備に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令附則第十一条第十六項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新令附則第十一条第三十七項の規定は、施行日以後に新設された同項に規定する電気通信設備に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された

旧令附則第十一条第三十六項に規定する電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新令附則第十一条第三十九項の規定は、施行日以後に新設された同項に規定する電気通信設備又は施設に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧令附則第十一条第三十七項に規定する電気通信設備又は施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新令附則第十一条第四十一項の規定は、施行日以後に新設された同項に規定する高度有線テレビジョン放送施設に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧令附則第十一条第三十九項に規定する高度有線テレビジョン放送施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新令附則第十二条の二第五号、第三項第五号及び第十一項第四号の規定は、平成十四年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用する。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定(新令附則第十六条から第十六条の二の三までの規定を除く。)中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十三年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十二年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新令の規定(新令附則第十六条から第十六条の二の三までの規定を除く。)中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新令第五十四条の十三第一項の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後に新設され、又は増設される同項に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令第五十四条の十三第一項に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 新令第五十四条の十三の二第二項の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後に新築される同項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新築された旧令第五十四条の十三の二第一項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

5 施行日前に新設された旧令第五十四条の十三の五第二項に規定する設備に係る施行日前に建設された同条第三項に規定する建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

6 施行日前に新設された旧令第五十四条の十三の五第二項に規定する設備に係る施行日以後に建設される新令第五十四条の十三の五第三項に規定する建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税に係る同条第二項の規定の適用については、同項中「一億千万円」とあるのは、「二億円」とする。

7 施行日以後に新設される新令第五十四条の十三の五第二項に規定する設備に係る施行日前に建設された旧令第五十四条の十三の五第三項に規定する建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税に係る新令第五十四条の十三の五第三項の規定の適用については、同項中「十億円」とあるのは、「九億円」とする。

8 新令第五十四条の十三の八第三項の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後に新設され、又は増設される同項に規定する要件に該当する設備を山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十二条第一項第二号イに規定する事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に

新設され、又は増設された旧令第五十四条の十三の八第三項に規定する要件に該当する設備を同号イに規定する事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

9 新令第五十四条の十三の八第五項の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後に新築され、又は増築される同項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新築され、又は増築された旧令第五十四条の十三の八第五項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

10 新令第五十四条の十三の十二第二項の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後に新設され、又は増設される同項に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令第五十四条の十三の十二第二項に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

11 新令第五十四条の十三の十二第四項の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後に新築され、又は増築される同項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新築され、又は増築された旧令第五十四条の十三の十二第四項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

12 新令第五十四条の十三の十七第一項の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後に新設され、又は増設される同項に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令第五十四条の十三の十七第一項に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

13 新令第五十四条の十三の十七第四項の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後に新築され、又は増築される同項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新築され、又は増築された旧令第五十四条の十三の十七第四項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

14 新令第五十四条の十三の二十第一項の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後に新築され、又は増築される同項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新築され、又は増築された旧令第五十四条の十三の二十第一項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

15 新令附則第十五条の三第一項の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後に取得され、又は建設される同項に規定する特定民間施設の用に供する家屋の敷地である土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に取得され、又は建設された旧令附則第十六条第一項に規定する特定民間施設の用に供する家屋の敷地である土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

第八条 新令第五十六条の五の規定は、平成十三年六月一日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第九条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中事業に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び第六項において同じ。)に關す

(事業所税に関する経過措置)

る部分（新令第五十六条の十五の規定を除く。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十三年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十三年前の年分の個人の事業及び平成十三年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中新増設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項及び第六項において同じ。）に関する部分（新令第五十六条の十五の規定を除く。）は、施行日以後に行われる事業所用家屋（新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項及び第六項において同じ。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 新法第七百一条の三十一第一項第一号ハの規定に基づく新令第五十六条の十五の規定によるさいたま市の指定については、新令第五十六条の八十三第一項及び第三項並びに第五十六条の八十四第二項の規定は、適用しない。

4 新令第五十六条の八十三第一項の規定は、さいたま市の区域のうち平成十三年四月三十日において与野市の区域であった区域（次項において「旧与野市の区域」という。）に係る新法の規定中事業所税に関する部分の適用について準用する。この場合において、同項第一号中「当該市が新たに指定都市等となった日の翌日から六月を経過する日の属する月の初日」とあり、及び「その所在する市が新たに指定都市等となった日の翌日から六月を経過する日の属する月の初日」とあるのは、「平成十三年十一月一日」と読み替えるものとする。

5 旧与野市の区域に係る新令第五十六条の六十九第三項の規定の適用については、同項中「昭和五十年十月一日」とあるのは「平成十三年十一月一日」と、さいたま市の区域のうち旧与野市の区域以外の区域に係る同項の規定の適用については、同項中「昭和五十年十月一日」とあるのは「昭和五十一年十月一日」とする。

6 新令第五十六条の五十三第十一号並びに新令第五十六条の五十三の二第二項第六号及び第二項第六号の規定は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十三年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税並びに同日以後に行われる事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十三年前の年分の個人の事業及び平成十三年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税並びに同日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附 則 （平成十三年六月二十九日政令第二二九号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十三年八月八日政令第二六八号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年九月十日）から施行する。

附 則 （平成十三年八月二十五日政令第二七五号）
この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 （平成十三年九月五日政令第二八二号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十四年一月一日）から施行する。

附 則 （平成十三年九月五日政令第二八四号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年九月十日から施行する。

附 則 （平成十三年九月五日政令第二八六号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 （平成十三年九月二十七日政令第三一七号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 （平成十三年一〇月一九日政令第三三三三号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成十三年一二月七日政令第三四六号）
この政令は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十二月一日）から施行する。

附 則 （平成十三年一二月三〇日政令第三八三三号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、小型船舶の登録等に関する法律（以下「法」という。）の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則 （平成十三年二月一九日政令第四一〇号）
この政令は、倉庫業法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則 （平成十四年一月一七日政令第四四号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附 則 （平成十四年三月一日政令第四四〇号）
この政令は、地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日（平成十四年三月二日）から施行する。

附 則 （平成十四年三月一三日政令第四三三三号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成十四年三月二五日政令第六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成十四年三月二五日政令第六一六号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十四年三月三二日政令第一一七号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十六条の五の二第二号二及び第五十六条の五の四第六号の改正規定 平成十四年十月一日

二 附則第十八条の改正規定、附則第十八条の四を附則第十八条の八とし、附則第十八条の三を附則第十八条の七とする改正規定、附則第十八条の二の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）及び同条を附則第十八条の六とし、附則第十八条の次に四条を加える改正規定 平成十五年一月一日

三 目次の改正規定及び第三章第二節中第五十二条の十三の次に二条を加える改正規定 平成十五年四月一日

四 第三十六条の十三第二項第一号及び第四十九条の十七第二項第一号の改正規定並びに第五十六条の二十六の八の改正規定（「母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業」を「母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業及び」に改める部分及び「及び父子家庭居宅介護等事業」を削る部分に限る。） 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十九号）の施行の日

五 第三十九条の四の次に一条を加える改正規定、第五十四条の四十六第六項の改正規定、附則第十七条の第二項の改正規定（「第二十号の二十五項」を「第二十号の二十六項」に改める部分及び「第二十号の二十五項第一号」を「第二十号の二十六項第一号」に改める部分に限る。）並びに同条第二項及び第三項の改正規定 都市再開発法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十一号）の施行の日

六 第五十二条の二の第二項第二号ロの改正規定 農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第五十一号）の施行の日

七 第五十四条の十三の二十七の次に七条を加える改正規定、第五十四条の二十二第三項第一号及び第五十六条の三十四の二の改正規定、附則第十六条の二の九に八項を加える改正規定（同条第二十一項から第二十三項までに係る部分に限る。）、附則第十六条の二の十四第一項の表法附則第三十二条の七第九項の項の改正規定、附則第十六条の二の十四第七項の改正規定、同項を同条第六項とし、同項の次に一項を加える改正規定並びに同条第八項の改正規定 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の施行の日

八 第五十六条の二十一、第五十六条の四十九第一項、第五十六条の五十一、第五十六条の六十九、第五十六条の七十一第一項及び第五十六条の七十五の改正規定、附則第七条に二項を加える改正規定（同条第二十八項に係る部分に限る。）、附則第十六条の二の十第二項の改正規定、附則第十六条の二の十四第四項の改正規定（「第七百一条の三十二第五項」を「第七百一条の三十二第六項」に改める部分に限る。）並びに附則第十七条の二の第二項の改正規定（「第二十号の二十五項」を「第二十号の二十六項第一号」に改める部分及び「第二十号の二十五項第一号」を「第二十号の二十六項第一号」に改める部分を除く。） マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の施行の日

九 附則第十一条第十項を同条第十二項とし、同項の次に三項を加える改正規定（同条第十五項に係る部分に限る。） 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の施行の日

第二条 改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七条の十五の九第三号（新令第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定は、所得割の納税義務者が平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）以後に日本赤十字社に対して支出する寄附金について適用する。

2 新令第四十七条の三第三号の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第三条 新令第八号の六第一項及び第二項第一号（新令第四十八号の十において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）
第四条 新令の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）
第五条 新令の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）
第六条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分（新令第五十二条の十四及び第五十二条の十五の規定を除く。）は、平成十四年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十三年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新令第五十二条の二の第二項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する機械及び装置に対して課する平成十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第五十二条の二の第二項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新令附則第十一条第三項の規定は、施行日以後に新設され、又は増設された同項に規定する倉庫に対して課する平成十五年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令附則第十一条第三項に規定する倉庫に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十一条第七項の規定は、施行日以後に新設され、又は増設された同項に規定する上屋に対して課する平成十五年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令附則第十一条第六項に規定する上屋に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

5 地方税法の一部を改正する法律（平成十四年法律第十七号。以下「改正法」という。）附則第五十三条第三項の規定によりなお効力を有することとされる改正法による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十五条第六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、旧令附則第十一条第九項から第十一項までの規定は、なおその効力を有する。

6 改正法附則第五条第五項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条第八項に規定する施設及び設備に対して課する固定資産税については、旧令附則第十一条第三項の規定は、なおその効力を有する。
7 改正法附則第五条第十六項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条第九項に規定する施設に対して課する固定資産税については、旧令附則第十一条第十四項の規定は、なおその効力を有する。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第七条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定（新令附則第十六条から第十六条の二の三までの規定を除く。）中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十三年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新令の規定（新令附則第十六条から第十六条の二の三までの規定を除く。）中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新令第五十四条の十三第一項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新設され、又は増設される同項に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令第五十四条の十三第一項に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 新令第五十四条の十三の二第二項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新築される同項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新築された旧令第五十四条の十三の二第一項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

5 新令第五十四条の十三の第三項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新設され、又は増設される同項に規定する要件に該当する設備を同条第二項に規定する事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令第五十四条の十三の第三項に規定する要件に該当する設備を同条第二項に規定する事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

6 新令第五十四条の十三の第四第二項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に整備される同項に規定する施設の用に供する研究所用の建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に整備された旧令第五十四条の十三の第四第二項に規定する施設の用に供する研究所用の建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

7 新令第五十四条の十三の第六第一項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新築される同項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新築された旧令第五十四条の十三の第六第一項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

8 新令第五十四条の十三の第十一第一項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に建設される同項に規定する建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に建設された旧令第五十四条の十三の第十一第一項に規定する建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

9 新令第五十四条の十三の第十四第四項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新築される同項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新築された旧令第五十四条の十三の第十四第四項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

10 新令第五十四条の十三の第十四第一項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新築され、又は増築される同項又は新令第五十四条の十三の第十五第一項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新築され、又は増築された旧令第五十四条の十三の第十四第一項又は第十五第一項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

11 新令第五十四条の十三の第十六第一項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新築される同項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新築された旧令第五十四条の十三の第十六第一項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

12 新令第五十四条の十三の第十八第一項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新設され、又は増設される同項に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令第五十四条の十三の第十八第一項に規定する要件に該当する設備を製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

13 新令第五十四条の十三の第十八第四項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新築され、又は増築される同項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新築され、又は増築された旧令第五十四条の十三の第十八第四項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

14 新令第五十四条の十三の十九第六項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新築され、又は増築される同項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新築され、又は増築された旧令第五十四条の十三の十九第六項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

第八条 次項に定めるものを除き、新令第五十六条の五の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 旧令第五十六条の五（同条の表化学工業の項中3及び同表製紙業の項に関する部分に限る。次項において同じ。）の規定は、施行日前に旧法第七百条の十五第六項の規定により提出された免税証に記載された免税軽油の数量に相当する数量の軽油を引き渡した当該免税証に係る同項に規定する免税取扱特別徴収義務者である者以外の軽油の販売業者が施行日以後において当該免税証を当該免税証に係る同項に規定する免税取扱特別徴収義務者である販売業者に提出して当該免税証に記載された免税軽油の数量に相当する数量の軽油を引き取る場合における当該軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なおその効力を有する。

3 施行日前において旧法第七百条の十五第一項の規定により免税証の交付を受けた旧令第五十六条の五に掲げる免税軽油使用者が、この政令の施行の際、当該交付を受けた免税証のうち当該免税証の交付を行った道府県に係る旧法第七百条の十一の第三項に規定する登録特別徴収義務者又は当該免税証に係る旧法第七百条の十五第六項に規定する免税取扱特別徴収義務者である者以外の軽油の販売業者に提出していない免税証を所持しているときは、当該免税証軽油使用者は、施行日以後速やかに当該免税証をその交付を受けた道府県知事に返納しなければならない。

（事業所税に関する経過措置）

第九条 新令の規定中事業に係る事業所税（改正法による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十四年以後の年の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十四年前の年の個人の事業及び平成十四年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新令の規定中新増設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋（新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 施行日から沖縄振興特別措置法の施行の日の前日までの間における新令附則第十六条の二の十四第一項の規定の適用については、同項の表法附則第三十二条の七第三項、第六項及び第八項から第十項までの項中「法附則第三十二条の七第三項、第六項及び第八項から第十項まで」とあるのは、「法附則第三十二条の七第三項、第六項及び第十項」とする。

附 則（平成十四年五月二十四日政令第一八一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年六月五日政令第一九七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年七月二十六日政令第二五八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年八月一日政令第二七二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年八月一日から施行する。

（法人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定中法人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税、同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税、同日以後に終了する計算期間分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日以後に解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）が行われる場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額に係る法人の市町村民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税、同日前に終了した計算期間分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日前に解散が行われた場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新令第八条の六第二項の規定は、平成十四年八月一日（以下「施行日」という。）以後に地方税法の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十号。以下この項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（第四項において「新法」という。）第五十三条第一項の規定により申告納付の義務が発生する法人の道府県民税について適用し、施行日前に改正法による改正前の地方税法（第四項において「旧法」という。）第五十三条第一項の規定により申告納付の義務が発生した法人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新令第九条の七第六項から第十八項まで及び第二十一項から第三十項までの規定は、施行日以後に適格組織再編成（同条第六項に規定する適格組織再編成をいう。以下この条において同じ。）が行われる場合について適用し、施行日前に適格組織再編成が行われた場合については、なお従前の例による。

4 新令第四十八条の十において準用する新令第八条の六第二項の規定は、施行日以後に新法第三百二十一条の八第一項の規定により申告納付の義務が発生する法人の市町村民税について適用し、施行日前に旧法第三百二十一条の八第一項の規定により申告納付の義務が発生した法人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 新令第四十八条の十三第七項から第十九項まで及び第二十二項から第三十一項までの規定は、施行日以後に適格組織再編成が行われる場合について適用し、施行日前に適格組織再編成が行われた場合については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新令の規定中法人の事業税に関する部分（新令第二十四条の七及び第二十四条の八の規定を除く。）は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年八月三〇日政令第二八二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則（平成一四年一〇月二日政令第三〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成一四年一〇月三〇日政令第三一九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年一〇月三〇日政令第三二一号）抄

この政令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附 則（平成一四年一月一三日政令第三三一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。

（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第六条の規定による改正後の地方税法施行令（以下この条において「新地方税法施行令」という。）第五十四条の二十六の二の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成十五年四月一日以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十四年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新地方税法施行令第五十四条の二十六の二の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新地方税法施行令附則第十四条の五第三項第九号及び第十四条の六の規定は、平成十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年二月六日政令第三六三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年二月一八日政令第三八五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月二四日政令第六四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日政令第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行令第六条の二十三、第八条の十二、第八条の十四並びに第九条の七第六項及び第十八項の改正規定、同令第二十條の三第一項の改正規定（第七十二条の十四第一項本文）を「第七十二条の二十三第一項本文」に改める部分、「（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下本節において同じ。）を削る部分及び「第七十二条の十四第二項」を「第七十二条の二十三第二項」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定（「第七十二条の十四第二項」を「第七十二条の二十三第二項」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定（「第七十二条の十四第二項」を「第七十二条の二十三第二項」に改める部分を除く。）、同条第五項の改正規定（「第七十二条の十四第二項」を「第七十二条の二十三第二項」に改める部分を除く。）、同条第六項の改正規定（「第七十二条の十四第二項」を「第七十二条の二十三第二項」に改める部分を除く。）、同令第二十一條第二項の改正規定（「第七十二条の十四第一項本文」を「第七十二条の二十三第一項本文」に改める部分を除く。）並びに同条第三項の改正規定並びに附則第七条第三項の規定 平成十五年三月三十一日

二 略

三 第一条中地方税法施行令第二十条、第三十六条の三、第三十七条の二、第三十七条の三、第三十七條の二の六、第三十七條の三の二、第三十七條の四、第三十七條の五の四、第三

十七条の六、第三十七条の七及び第三十七条の九から第三十七条の九の三までの改正規定、同令第三十七条の九の五の次に三条を加える改正規定（同令第三十七条の九の八に係る部分を除く。）、同令第三十七条の十を削り、同令第三十七条の十の二を同令第三十七条の十とする改正規定、同令第三十七条の十二及び第三十九条の七の二の改正規定、同令第四十九条の二の第二項及び第三項、第五十条の二、第五十条の四、第五十一条の二の三、第五十一条の二の四、第五十一条の四の二、第五十一条の九から第五十一条の十一まで、第五十一条の十三並びに第五十一条の十四の改正規定、同令第五十一条の十五の次に四を加える改正規定（同令第五十一条の十五の五に係る部分を除く。）、同令第五十二条の五の二第一項第一号、第五十二条の六、第五十二条の八、第五十二条の十の三、第五十二条の十の六、第五十二条の十の八、第五十二条の十の九、第五十二条の十の十二、第五十二条の十八、第五十二条の三十一の三及び第五十二条の四十五の改正規定、同令第五十六条の二十二の改正規定（「野菜供給安定基金が行うその本来の事業」及び「及び」を削る部分に限る。）、同令附則第六条の十六第七項の改正規定（「附則第十条第六項」を「附則第十条第四項」に改める部分を除く。）、同令に二項を加える改正規定、同令附則第十条の二の改正規定、同令の次に一条を加える改正規定（同令附則第十条の三第三項に係る部分を除く。）、並びに同令附則第十一条第六十二項、第十一条の二第一項及び第十一条の三第三項第四号の改正規定並びに附則第九条第三項、第六項及び第七項の規定並びに附則第二十条の規定（「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第四百十三号）附則第五条第三項の改正規定に限る。」平成十五年十月一日

四 第一条中地方税法施行令目次の改正規定、同令第六条の十七の改正規定、同令第七条の四の二の改正規定（同令第二項第一号に係る部分を除く。）、同令第九条の九及び第九条の十一の改正規定、同令第二章第一節中第九条の十五の次に八条を加える改正規定、同令第四十八条の九の六の改正規定、同令を同令第四十八条の九の十とし、同令第四十八の九の五を同令第四十八の九の九とし、同令第四十八の九の四を同令第四十八の九の八とし、同令第四十八の九の三を同令第四十八の九の七とし、同令第四十八の九の二の次に四条を加える改正規定、同令第四十八の九の十七及び附則第三項の二第一項の改正規定、同令附則第六条の二を同令附則第六条の二の二とし、同令附則第六条の次に一条を加える改正規定、同令附則第十八条及び第十八条の二第三項の表の改正規定、同令第十項の改正規定（「前条第九項」を「前条第六項」に改める部分に限る。）、同令附則第十八条の三、第十八条の四及び第十八条の五第八項の改正規定、同令第九項の改正規定（「同条第三項」を「同条第四項」に、「附則第十八条第九項」を「附則第十八条第六項」に改める部分に限る。）、同令附則第十八条の六第十四項の改正規定（「とし、これらの公開株式等に係る譲渡所得の金額について附則第十八条第四項後段の規定の適用がある場合には同項後段の規定による控除後の金額」を削る部分に限る。）、同項第二号及び同条第十九項の改正規定、同令第二十項の改正規定（「規定する」とあるのは「附則第十八条第八項」を「規定する」とあるのは「附則第十八条第五項」に改める部分及び「附則第十八条第四項後段」とあるのは「附則第十八条第八項において準用する同条第四項後段」と）を削り、「同条第三項」を「同条第四項」に、「附則第十八条第九項」を「附則第十八条第六項」に改める部分に限る。）、並びに同条の次に一条を加える改正規定並びに第二条中地方自治法施行令第二百十條の十二第二項の改正規定（「同法第一条第二項において地方税法施行令第三十五條の二十一の規定による読替えをして準用する」を削る部分を除く。）、並びに附則第三条、第四条第三項及び第五項から第八項まで、第五条、第六条並びに第十三条の規定平成十六年一月一日

五 第一条中地方税法施行令第三十七条の二の七を削る改正規定、同令第三十七条の三、第五十一条の四及び第五十一条の十五の二の改正規定並びに同令附則第十条の二の次に一条を加える改正規定（同令附則第十条の三第三項に係る部分に限る。）、並びに附則第二十条の規定（「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第四百十三号）附則第五条第二項及び第六条第二項の改正規定に限る。」平成十六年三月一日

六 第一条中地方税法施行令第六条の九の二第二項第一号、第六条の十四第一項第四号及び第十条から第十五条の三までの改正規定、同令第二十条の二の次に八条を加える改正規定、同令第二十条の三第一項の改正規定（「第七十二条の十四第一項本文」を「第七十二条の二十三第一項本文」に改める部分、「法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下本節において同じ。」を削る部分及び「第七十二条の十四第二項」を「第七十二条の二十三第二項」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「第七十二条の十四第一項本文」を「第七十二条の二十三第一項本文」に改める部分及び「第七十二条の十四第二項」を「第七十二条の二十三第二項」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定（「第七十二条の十四第四第一項本文」を「第七十二条の二十三第一項本文」に改める部分に限る。）、同令第二十一条の改正規定（「第七十二条の十四第一項」を「第七十二条の二十三第一項」に改める部分に限る。）、同令第二十一条の二及び第二十一条の三の改正規定、同令第二十一条の四の改正規定（「第七十二条の十四第一項」を「第七十二条の二十三第一項」に改める部分に限る。）、同令第二十一条の五から第二十一条の七までの改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第二十一条から第二十三条までの改正規定、同令第二十三条の二から第二十三条の六までを削る改正規定、同令第二十四条から第二十四条の二の三まで及び第三十条の改正規定、同令第三十二条の次に二条を加える改正規定、同令第三十三条の二第一項、第三十四条第二項及び第三十五条の三第一項の改正規定、同令の次に十条を加える改正規定、同令第三十五条の八第四項を削る改正規定、同令第三十六条の二の二第二項第三号及び第三十七条の二の四の改正規定、同令第三十七条の九の五の次に三条を加える改正規定（同令第三十七条の九の八に係る部分に限る。）、同令第五十一条の二の二の改正規定、同令第五十一条の十五の次に四条を加える改正規定（同令第五十一条の十五の五に係る部分に限る。）、並びに同令第五十二条の十の十七、第五十二条の十六、第五十二条の十六の二及び第五十六条の三十六の改正規定並びに附則第七項第一項、第二項、第四項及び第五項、第十六条並びに第十七条の規定、附則第十八条の規定（「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第一条の改正規定に限る。）、並びに附則第十九条第二項の規定平成十六年四月一日

七 第一条中地方税法施行令第五十二条の十の二の改正規定、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

八 第一条中地方税法施行令第五十二条の二の二第二項の改正規定及び附則第九条第八項の規定、林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十二号）の施行の日

第二条 地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号。以下「改正法」という。）附則第十五条第八項に規定する政令で定める手続は、第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第五十四条の四十八の二第一項において読み替えて準用する旧令第五十四条の四十二第八項の規定に基づく同項に規定する申請書の提出とする。

第三条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）附則第三条の二の規定は、還付加算金のうち平成十七年四月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

第四条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中個人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、平成十五年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 旧令附則第四条第一項の規定は、平成十五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税にいては、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法第八条の六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第八条の六第一項」とする。

3 旧令附則第十八条第四項及び第六項の規定は、平成十五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税にいては、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「同条第六項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第三条第九項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の二第六項」と、同項第一号中「第三十五條の三第八項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第三条第八項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の三第八項」と、「次項並びに次条第四項」とあるのは「次項」と、「第四項並びに次条第四項」とあるのは「第四項」と、「本項及び次条第四項」とあるのは「本項」と、「法附則第三十五條の二第六項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第三条第九項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の二第六項」と、「次項並びに次条第四項及び第七項」とあるのは「次項」と、同条第二項第一号中「第五項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第七十七條第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法第三十七條の十第三項」と、同条第四項中「法附則第三十五條の二第六項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第三十五條の二第六項」と、「第一項後段若しくは第二項又は次条第三項、第四項、第五條の二第六項」とあるのは「第一項後段又は第二項」と、同条第六項中「法附則第三十五條の二第六項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第三条第九項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の二第六項」と、同条第八項中「同条第六項」とあるのは「附則第三条第九項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の二第六項」と、「同条第十項」とあるのは「附則第十條第九項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の二第十項」と、「第三十五條の三第八項」とあるのは「附則第三條第八項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の三第八項」と、「法附則第三十五條の三第十二項」とあるのは「附則第十條第八項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の三第十二項」と、「法附則第三十五條の二第六項」とあるのは「附則第三條第九項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の二第六項」と、「法附則第三十五條の二第六項」とあるのは「附則第三條第九項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の二第六項」と、「第四項中「次条第三項」とあるのは「次条第九項において準用する同条第三項」と、「第五項」とあるのは「第五項」と、同条第九項中「租税特別措置法第三十七條の十第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第十二條の規定による改正前の租税特別措置法第三十七條の十第一項」とする。

4 旧令附則第四条第二項の規定は、平成十六年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税にいては、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法第八条の五第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第十二條の規定による改正前の租税特別措置法第八条の五第二項」とする。

5 旧令附則第十八条の四の規定は、平成十六年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税にいては、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法附則第三十五條の二の四第一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第三條第十一項及び第十條第十一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の二の四第一項」と、同条第一号中「附則第三十五條の二の四第二項第一号」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第三條第十一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の二の四第二項第二号」と、同条第二号中「附則第三十五條の二の四第二項第二号」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第三條第十一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の二の四第二項第二号」と、同条第三号中「法附則第三十五條の二の四第二項第一号」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第三條第十一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の二の四第二項第一号」と、「法附則第三十五條の二の四第二項第二号」とあるのは「附則第十條第十一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の二の四第二項第二号」と、同条第四号中「法附則第三十五條の二の四第二項第一号」とあるのは「附則第三條第十一項の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の二の四第二項第一号」と、「法附則第三十五條の二の四第二項第二号」とあるのは「附則第十條第十一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の二の四第二項第二号」とする。

6 平成十六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、新令附則第十八条及び第十八条の二の規定の適用については、新令附則第十八条第六項の表第七條の二第二項の項中「という」とあるのは「という」。（法附則第三十五條の二の二第二項に規定する上場株式等の譲渡所得等の金額を除く。）と、同表第七條の三第二項、第七條の三の四第二項及び第七條の十三の項中「の金額」とあるのは「の金額（法附則第三十五條の二の二第二項に規定する上場株式等の譲渡所得等の金額を除く。）」と、新令附則第十八條の二第六項の表第七條の二第二項の項中「という」とあるのは「という」。（法附則第三十五條の二の二第二項に規定する上場株式等の譲渡所得等の金額を除く。）と、同表第七條の三第二項、第七條の三の四第二項及び第七條の十三の項中「の金額」とあるのは「の金額（法附則第三十五條の二の二第二項に規定する上場株式等の譲渡所得等の金額を除く。）」とする。

7 平成十六年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者は、新令附則第十八條第六項又は第十八條の二第六項の規定により読み替えて適用される地方税法第四十五條の二第二項第一号の規定により同項に規定する申告書（以下この項において「申告書」という。）に記載することとされている地方税法附則第三十五條の二第二項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）については、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から改正法附則第三條第十一項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第三十五條の二の四第二項第一号に規定する選択口座に係る所得の金額の一部又は全額を除外した金額をもって、当該申告書に記載することとされている株式等に係る譲渡所得等の金額とすることができ

8 平成十六年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者は、新令附則第十八條第六項又は第十八條の二第六項の規定により読み替えて適用される地方税法第三百十七條の二第二項第

一号の規定により同項に規定する申告書（以下この項において「申告書」という。）に記載することとされている地方税法附則第三十五条の第二十項において準用する同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）については、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から改正法附則第十条第十一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法附則第三十五条の二の四第二項第一号に規定する選択口座に係る所得の金額の一部又は全額を除外した金額をもって、当該申告書に記載することとされている株式等に係る譲渡所得等の金額とすることができる。

9 平成十五年四月一日（以下「施行日」という。）から平成十五年十二月三十一日までの間における新令附則第十八条の二第五項の規定の適用については、同項中「前条第五項」とあるのは、「前条第八項」とする。

10 施行日から平成十五年十二月三十一日までの間における旧令附則第十八条第一号並びに第十八条の三第三項及び第四項の規定の適用については、同号中「次項並びに次条第四項及び第七項」とあるのは「次項」と、同条第三項中「第六項並びに前条第八項」とあるのは「第六項」と、同条第四項中「前条第八項」とあるのは「前条第九項において準用する同条第八項」と読み替える」とあるのは「読み替える」とする。

（平成十五年度及び平成十六年度の配当割の交付額の特例）

第五条 平成十五年度に限り、道府県は、新令第九条の十九第一項の規定にかかわらず、改正法第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金を交付しない。

2 平成十六年度に限り、新令第九条の十九第一項の規定の適用については、同項の表中「前年度三月」とあるのは、「前年度一月」とする。

（平成十五年度及び平成十六年度の株式等譲渡所得割の交付額の特例）

第六条 平成十五年度に限り、道府県は、新令第九条の二十三第一項の規定にかかわらず、新法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金を交付しない。

2 平成十六年度に限り、新令第九条の二十三第一項の規定の適用については、同項の表中「前年度三月」とあるのは、「前年度一月」とする。

（事業税に関する経過措置）

第七条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中法人の事業税に関する部分は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散（当該解散の日を含む事業年度開始の日が平成十六年四月一日以後である解散に限り、合併による解散を除く。以下この項及び附則第十七条において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項及び附則第十七条において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 平成十六年四月一日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の事業税についての新法第七十二条の二十一第三項の規定の適用については、同項第一号中「当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度」とあるのは「当該事業年度」と、「金額の合計額」とあるのは「金額」と、同項第二号中「当該事業年度終了の時又は当該事業年度の前事業年度終了の時」とあるのは「当該事業年度終了の時」と、「それぞれの時」とあるのは「当該終了の時」と、「帳簿価額の合計額」とあるのは「帳簿価額」とする。

3 平成十五年三月三十一日から平成十六年三月三十一日までの間における旧令第二十三条の二第二項の規定の適用については、同項中「第六十九条」とあるのは「第六十九条若しくは第八十一条の十五」と、「損金の額」とあるのは「損金の額若しくは個別帰属損金額」とする。

4 旧令第二十三条の二の規定は、平成十六年四月一日前に開始する事業年度に係る法人の事業税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十九条」とあるのは「第六十九条若しくは第八十一条の十五」と、「損金の額」とあるのは「損金の額若しくは個別帰属損金額」とする。

は「第六十九条若しくは第八十一条の十五」と、「損金の額」とあるのは「損金の額若しくは個別帰属損金額」とする。

5 新令の規定中個人の事業税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成十五年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第八条 次項に定めるものを除き、新令の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧令附則第九条の四の規定は、改正法附則第六条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法附則第十一条の四第七項に規定する営業の譲渡（施行日から平成十六年三月三十一日までの間に行われたものに限る。）に係る不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第九条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成十五年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十四年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新令第四十九条の二の第二項、第五十条の五及び第五十一条の二の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新令第五十二条の五の二第一項第一号及び第五十二条の六の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新令第四十九条の十七第一項第四号及び第二項の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日までに旧令第四十九条の十七第二項第五号に掲げる事業の用に供された固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新令第五十一条の二の三の規定は、平成十五年十月一日以後に取得された同条に規定する固定資産に対して課する平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令第五十一条の二の三に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新令第五十一条の二の四の規定は、平成十五年十月一日以後に取得された同条に規定する固定資産に対して課する平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令第五十一条の二の四に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新令第五十二条の二の第二項の規定は、林業経営の改善等に必要資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十二号）の施行の日以後に取得された同項に規定する機械及び装置に対して課する平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令第五十二条の二の第二項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 改正法附則第十一条第十三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第三百四十九条の三第三十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、旧令第五十二条の十の十四の規定は、なおその効力を有する。

10 新令附則第十一条第二項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する緑化施設に対して課する平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された同項に規定する設備又は施設に対して課する平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された

旧令附則第十一条第四十四項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 新令附則第十一条第五十六項の規定は、施行日以後に同項に規定する改良工事により取得された新法附則第十五条第三十九項に規定する停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の設備に対して課する平成十六年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に旧令附則第十一条第五十六項に規定する改良工事により取得された旧法附則第十五条第三十九項に規定する停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の設備に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定（新令附則第十六条から第十六条の二の三までの規定を除く。）中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十五年以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十四年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新令の規定（新令附則第十六条から第十六条の二の三までの規定を除く。）中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新令第五十四条の十三の二第二項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新築された同項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新築された旧令第五十四条の十三の二第一項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 新令第五十四条の十三の十六第一項の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新築される同項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新築された旧令第五十四条の十三の十六第一項に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

5 新令第五十四条の十八の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成十六年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十五年分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

6 新令附則第十六条第二項の規定は、施行日以後にされる新法附則第三十一条の三の二第二項の規定による市町村長の認定について適用し、施行日前にされた旧法附則第三十一条の三の二第一項の規定による市町村長の認定については、なお従前の例による。

7 新令附則第十六条の二の二第二項の規定は、施行日以後にされる新法附則第三十一条の三の三第一項の規定による市町村長の認定について適用し、施行日前にされた旧法附則第三十一条の三の三第一項の規定による市町村長の認定については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第十一条 旧令附則第十六条の二の六第二項第一号の規定は、旧法附則第三十二条第八項に規定する自動車の取得が施行日から平成十五年九月三十日までの間に行われたときに限り、当該自動車の取得に対して課すべき自動車取得税については、なおその効力を有する。

2 旧令附則第十六条の二の六第二項第二号の規定は、旧法附則第三十二条第八項に規定する自動車の取得が施行日から平成十六年九月三十日までの間に行われたときに限り、当該自動車の取得に対して課すべき自動車取得税については、なおその効力を有する。

(事業所税に関する経過措置)

第十二条 新令の規定中事業所税（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十五年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課す

べき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十五年前の年分の個人の事業及び平成十五年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた事業所用家屋（旧法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。）の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税（旧法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。）については、なお従前の例による。

附 則（平成十五年三月三十一日政令第一三七七号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、題名の改正規定、第一条の改正規定（「石油税法」を「石油石炭税法」に改める部分に限る。）、第二条第一項の改正規定、第三条第二項の改正規定、第十条から第十三条までの改正規定、第十五条第一項の改正規定、第十六条の改正規定及び第二十條の改正規定並びに附則第四条から第十六条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成十五年五月二二日政令第二二九号）抄

この政令は、建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年六月一日）から施行する。

附 則（平成十五年六月二五日政令第二七八号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成十五年六月二五日政令第二八〇号）抄

この政令は、証券取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日（平成十五年六月三十日）から施行する。

附 則（平成十五年八月一日政令第三五〇号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年八月二十九日）から施行する。

附 則（平成十五年八月八日政令第三六六号）抄

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成十五年九月二五日政令第四四三号）抄

この政令は、法第三条の規定の施行の日（平成十五年十月二日）から施行する。

附 則（平成十五年一〇月一日政令第四四九号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則（平成十五年十二月三日政令第四八三号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年二月三日政令第四八七号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年二月一七日政令第五二三号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年十二月十九日）から施行する。

附 則（平成十六年三月三十一日政令第一〇八号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行令第五十六条の二の四を同令第五十六条の二の五とし、同令第五十六条の二の三の次に一条を加える改正規定、同令第五十六条の五の三、第五十六条の五の五、第五十六条の五の七、第五十六条の六の二、第五十六条の七及び第五十六条の八第五項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令第五十六条の十の改正規定 平成十六年六月一日

二 第一条中地方税法施行令第三十七条の二の三の改正規定、同令第三十七条の四の二から第三十七条の四の四までを削る改正規定（同令第三十七条の四の四に係る部分を除く。）、同令第三十八條の三、第三十九條の三第三号及び第五十四條の三第二項第一号の改正規定並びに同令附則第六條の十六に四項を加える改正規定（同条第十一項に係る部分に限る。）、並びに附則第三条第二項及び第五條第五項の規定 平成十六年七月一日

三 第一条中地方税法施行令第三十七条の五の改正規定（中小企業総合事業団が中小企業総合事業団法（平成十一年法律第九号）第二十一条第一号第十号を「独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第一項第二号」に改める部分に限る。）、同令第三十八條の二の改正規定（同条第二項を削る部分を除く。）、並びに同令第五十一条の五、第五十二条の二の第二項第三号、第五十四条の十三の二十三第一項第一号及び第五十四条の二十の四第一項第四号の改正規定並びに附則第四条第五項及び第五條第三項の規定 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百十六号）の施行の日

四 第一条中地方税法施行令第九條の二第一項第一号、第九條の三第二号、第九條の七、第九條の九の二第一項第一号、第九條の九の二第一項第一号及び第二十条の二の八第一項の改正規定、同令第二十一条第一項の改正規定（五年）を「七年」に改める部分を除く。）、並びに同令第二十一条の二第二項、第二十一条の三第三項、第二十一条の五、第四十八條の十二第二項、第四十八條の十三及び第四十八條の十五の二第一項第一号の改正規定 信託業法（平成十六年法律第五百十四号）の施行の日

五 第一条中地方税法施行令第三十七條の四の二から第三十七條の四の四までを削る改正規定（同令第三十七條の四の四に係る部分に限る。）、同令第三十七條の五の改正規定（中小企業総合事業団が中小企業総合事業団法（平成十一年法律第九号）第二十一条第一号第十号を「独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第一項第二号」に改める部分を除く。）、同令第五十四条の四十五第二項第一号の改正規定（地域振興整備公団）を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める部分に限る。）、及び同令附則第六條の十六に四項を加える改正規定（同条第九項及び第十項に係る部分に限る。）、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第四十七條の三第三号の規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十八條の六第十五項の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年四月一日（以下「施行日」という。）以後に行う地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第十七号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第三十五條の三第八項に規定する特定中小会社の特定株式の譲渡について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に行った改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第三十五條の三第八項に規定する特定中小会社の特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 新令の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧法第七十三條の十四第八項及び旧令第三十八條の三の規定は、平成十六年七月一日前に、同項に規定する被収用不動産等を地域振興整備公団に譲渡した者又は当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、同日以後に同項に規定する不動産の取得を行った場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新令第五十二条の規定は、施行日以後に取得された同条に規定する構築物に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第五十二条に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新令第五十二条の二の二第二項第一号の規定は、施行日以後に取得された同号に規定する機械及び装置に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令第五十二条の二の二第二項第一号に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新令第五十二条の二の二第二項第二号の規定は、施行日以後に取得された同号に規定する機械及び装置に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令第五十二条の二の二第二項第二号に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の施行の日前に旧令第五十二条の二の二第二項第三号に規定する資金の貸付けを受けて取得された同号に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新令第五十二条の十の四第二項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する構築物に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令第五十二条の十の四第二項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新令附則第十一条第三項の規定は、施行日以後に新設され、又は増設された同項に規定する倉庫に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令附則第十一条第四項に規定する倉庫に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

8 新令附則第十一条第四項の規定は、施行日以後に新設され、又は増設された同項に規定する機械設備に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令附則第十一条第五項に規定する機械設備に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

9 新令附則第十一条第六項の規定は、施行日以後に新設され、又は増設された同項に規定する上屋に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令附則第十一条第七項に規定する上屋に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

10 新令附則第十一条第十項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令附則第十一条第十一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 改正法附則第十條第二十三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法附則第十五條第二十四項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、旧令附則第十五條第三十五項の規定は、なおその効力を有する。

12 新令附則第十二条第一項第七号及び第八号の規定は、平成十七年一月二日以後に新築された同条第三項に規定する住宅に対して課する平成十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された旧令附則第十二条第三項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 新令附則第十二条第二十一項の規定は、施行日以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された旧令附則第十二条第二十一項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 新令附則第十二条第二十二項の規定は、施行日以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された旧令附則第十二条第二十二項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十五年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新令第五十四条の十三の二十三第一項第一号及び第五十四条の二十の四第一項第四号の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、平成十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 新令第五十四条の三十一第一項第五号の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、平成十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

5 旧令第五十四条の三十二第一項第一号の規定は、平成十六年七月一日前に、同号に規定する被収用不動産等を地域振興整備公団に譲渡した者又は当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、同日以後に同号に規定する土地の取得を行った場合における当該土地に対して課する特別土地保有税については、なおその効力を有する。

(自動車取得税に関する経過措置)

第六条 新令附則第十六条の二の六第一項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。この場合において、施行日から平成十七年九月三十日までの間に行う自動車の取得に係る同項の規定の適用については、同項中「同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準」とあるのは、「同法第四十一条の規定により、平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準又は平成十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準、平成十三年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準、平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準若しくは平成十六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準」とする。

(事業所税に関する経過措置)

第七条 新令の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十六年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十六年以前の年分の個人の事業及び平成十六年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 改正法附則第十八条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法附則第三十二条の七第十項の規定の適用を受ける施設については、旧令附則第十六条の二の十第十三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「環境事業団が」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)附則第四条第一項の規定による解散前の環境事業団が」と、「環境事業団法」とあるのは「同法附則第二十条の規定による廃止前の環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)」とする。

附則(平成二六年四月一四日政令第一六四号) 抄

第一条 この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成十六年四月二十三日)から施行する。

附則(平成二六年五月二六日政令第一八一号) 抄

この政令は、機構の成立の時から施行する。

附則(平成二六年九月二九日政令第二九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

附則(平成二六年一〇月二七日政令第三二二号) 抄

1 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則(平成二六年一〇月二七日政令第三二八号) 抄

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則(平成二六年二月一五五政令第三九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。)から施行する。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するもののほか、施行日前に改正法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附則(平成二六年二月一七政令第四〇二号)

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年一月一日)から施行する。

附則(平成二六年二月二七政令第四二二号)

(施行期日)

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附則(平成二七年三月三一日政令第九四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行令第五十六条の二の五の表の改正規定(同表第五号に係る部分に限る。)及び附則第四条第四項の規定 平成十七年六月一日

二 第一条中地方税法施行令第七條の四の二第二項第三号、第九條の十一、第三十六條の三、第三十六條の九第一項第一号、第三十六條の十三第一項第二号、第四十九條の十三第一項第一

号、第四十九条の十七第一項第二号、第五十二条の三の二、第五十四条の十六及び第五十六条の二十三の二の改正規定、同令附則第十六条の二の六第一項の改正規定（本項、次項、第七項）を「この項及び次項」に改める部分及び「（次項、第七項）」を「（次項）」に改める部分に限る。）並びに同条第七項を削る改正規定（平成十七年十月一日）

三 第一条中地方税法施行令第七条の三の第三項及び第七条の三の四第一項の改正規定、同令附則第四条第十二項、第四条の第二十一項及び第十八条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第十八条の二から第十八条の六まで及び第十八条の七の二の改正規定（平成十八年一月一日）

四 第一条中地方税法施行令第三十六条の二の第二項の改正規定並びに同令附則第十七条の二第一項及び第十七条の二の第二項の改正規定（平成十八年四月一日）

五 第一条中地方税法施行令第三十七条の九の八の次に二条を加える改正規定（同令第三十七条の九の十に係る部分に限る。） 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号） 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

六 第一条中地方税法施行令第五十一条の十五の六の次に三条を加える改正規定（同令第五十一条の十五の八に係る部分に限る。） 総合法律支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

七 第一条中地方税法施行令第五十二条の五の二第二項の改正規定（本州四国連絡橋公団）を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める部分に限る。）及び附則第五条第三項の規定（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）の施行の日

八 第一条中地方税法施行令第五十六条の四十三第三項の改正規定（建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）の施行の日

九 第一条中地方税法施行令第五十六条の五十三第三号の改正規定及び同令附則第十一条第十六項の改正規定（大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）の施行の日

十 第一条中地方税法施行令第三十六条の十三第二項第四号及び第四十九条の十七第二項第四号の改正規定並びに同令第五十六条の二十六の八の改正規定（「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改める部分に限る。） 介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号） 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

十一 第一条中地方税法施行令第三十六条の十三第二項第五号及び第四十九条の十七第二項第六号の改正規定並びに同令第五十六条の二十六の八の改正規定（「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改める部分を除く。） 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）の施行の日

十二 第一条中地方税法施行令第三十七条の二の三の改正規定（公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）の施行の日

十三 第一条中地方税法施行令第三十七条の五第三項及び第五十六条の三十四の改正規定並びに附則第三条第二項の規定（中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）の施行の日

十四 第一条中地方税法施行令第三十七条の九の八の次に二条を加える改正規定（同令第三十七条の九の九に係る部分に限る。）及び第五十一条の十五の六の次に三条を加える改正規定（同令第五十一条の十五の七に係る部分に限る。） 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法（平成十七年法律第二百六号）の施行の日

十五 第一条中地方税法施行令第五十六条の十七第二号及び第五十六条の六十八第二項第一号の改正規定（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十一号）の施行の日

十六 第一条中地方税法施行令附則第七条に五項を加える改正規定（同条第三十四項及び第三十五項に係る部分に限る。） 民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再

生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十四号） 附則第一条ただし書に規定する日

十七 第一条中地方税法施行令附則第七条に五項を加える改正規定（同条第三十六項に係る部分に限る。） 通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域が多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十四号） 附則第一条ただし書に規定する日

十八 第一条中地方税法施行令附則第十条の三に三項を加える改正規定及び同令附則第十一条に四項を加える改正規定（同条第七十八項及び第七十九項に係る部分に限る。） 都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）の施行の日

十九 第一条中地方税法施行令附則第十一条第四項及び第五項第一号の改正規定（港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号） 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

二十 第一条中地方税法施行令附則第十一条に四項を加える改正規定（同条第七十六項に係る部分に限る。） 水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）の施行の日

二十一 第一条中地方税法施行令附則第十一条に四項を加える改正規定（同条第七十七項に係る部分に限る。） 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号） 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

二十二 第一条中地方税法施行令附則第十四条の五第二項の改正規定（民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十四号）の施行の日

（事業税の経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第二十条の二の十一及び第二十条の三（これらの規定中法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第五十九条第一項に関する部分に限る。）の規定は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）以後に会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続開始の決定がされる場合について適用する。

2 新令第二十条の二の十一及び第二十条の三（これらの規定中法人税法第五十九条第二項に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度（施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度のうち、所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号） 附則第十條第三項又は第十一條第二項に規定する事実の生じた日の属する事業年度で当該事実の生じた日が施行日前であるもの（以下この項において「経過事業年度」という。）を除く。）分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度（経過事業年度を含む。）分の法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第三十七条の五第三項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十三条の四第一項第二十一号に規定する土地（独立行政法人中小企業基盤整備機構が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号） 附則第十六條の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四条第二号の規定による廃止前の新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第三十二条第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する土地で、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に取得されたものに限る。）の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場

合において、旧令第三十七条の五第三項中「新事業創出促進法」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）附則第十六条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四条第二号の規定による廃止前の新事業創出促進法」とする。

3 旧令附則第十条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第十二条第五項に規定する受贈者の同項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧令附則第十条（第五項、第十六項及び第十八項各号を除く。）中「附則第十二条第一項」とあるのは「附則第十二条第五項の規定により読み替えて適用される同条第二項」と、「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第十五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法」と、「附則第十二条第二項」とあるのは「附則第十二条第五項の規定により読み替えて適用される同条第二項」と、第五項中「租税特別措置法施行令」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第百三十三号）附則第三十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令」と、「附則第十二条第二項」とあるのは「附則第十二条第五項の規定により読み替えて適用される同条第二項」と、「準用する租税特別措置法」とあるのは「準用する所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第十五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法」と、「附則第十二条第一項」とあるのは「附則第十二条第五項の規定により読み替えて適用される同条第二項」と、第十六項中「附則第十二条第一項」とあるのは「附則第十二条第五項の規定により読み替えて適用される同条第二項」と、「あつては租税特別措置法」とあるのは「あつては所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第十五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法」と、同項第二号及び第三号中「租税特別措置法施行令」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第百三十三号）附則第三十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令」とする。

（軽油引取税に関する経過措置）

4 別段の定めがあるものを除き、新令第五十六条の二の五の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 旧令第五十六条の二の五（同条の表航空保安施設を設置し、及び管理する者の項及び航空交通管制用通信設備を設置し、及び管理する者の項に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定は、施行日前に旧法第七百条の十五第八項の規定により提出された免税証に記載された免税軽油（同条第一項に規定する免税軽油をいう。以下この項において同じ。）の数量に相当する数量の軽油を引き渡した当該免税証に係る同条第八項に規定する免税取扱特別徴収義務者である者以外の軽油の販売業者が施行日以後において当該免税証を当該免税証に係る同項に規定する免税取扱特別徴収義務者である販売業者に提出して当該免税証に記載された免税軽油の数量に相当する数量の軽油を引き取る場合における当該軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なおその効力を有する。

3 施行日前において旧法第七百条の十五第一項の規定により免税証の交付を受けた旧令第五十六条の二の五に掲げる同項に規定する免税軽油使用者が、この政令の施行の際、当該交付を受けた免税証のうち当該免税証の交付を行った道府県に係る旧法第七百条の十一の第三項に規定する登録特別徴収義務者又は当該免税証に係る旧法第七百条の十五第八項に規定する免税取扱特別徴収義務者である者以外の軽油の販売業者に提出していない免税証を所持しているときは、当該免税軽油使用者は、施行日以後速やかに当該免税証をその交付を受けた道府県知事に返納しなければならない。

4 新令第五十六条の二の五（同条の表第五号に係る部分に限る。）の規定は、平成十七年六月一日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

5 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十六年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧令第五十二条の二の第二項第二号イ及びハに掲げる資金の貸付けを受けて取得された同号に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新令第五十二条の五の二第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧令第五十二条の五の二第二項に規定する鉄道施設に対して課する平成十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十一条第三項の規定は、施行日以後に新設され、又は増設された同項に規定する倉庫に対して課する平成十八年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に新設され、又は増設された旧令附則第十一条第三項に規定する倉庫に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

5 新令附則第十二条第十六項の規定は、施行日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課する平成十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された旧令附則第十二条第十六項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

6 次項に定めるものを除き、新令の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十七年度以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十七年前の年分の個人の事業及び平成十七年度の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 新令第五十六条の五十三第三号の規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十七年度以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十七年前の年分の個人の事業及び平成十七年度の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

附 則 （平成一十七年六月一日政令第二〇三号） 抄
この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一十七年六月二十九日政令第二二九号） 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一十七年七月二二日政令第二四九号） 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一十七年七月二二日政令第二四九号） 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一十七年九月九日政令第二九八号） 抄
この政令は、航空法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一十七年九月九日政令第二九八号） 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一十七年九月九日政令第二九八号） 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一十七年九月九日政令第二九八号） 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一十七年九月九日政令第二九八号） 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一十七年九月九日政令第二九八号） 抄
この政令は、公布の日から施行する。

第三項に規定する倉庫及び同条第六項に規定する上屋に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年二月二二日政令第三七五号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年十二月二十二日）から施行する。

附 則（平成一八年一月二五日政令第五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日政令第二二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行令第五十六条の五の三、第五十六条の五の五及び第五十六条の五の七の改正規定並びに同令附則第十一條第三十八項の改正規定（附則第十五条第二十八項）を「附則第十五条第二十四項」に改める部分を除く。）、同条第三十九項の改正規定（附則第十五条第二十八項）を「附則第十五条第二十四項」に改める部分を除く。）、同条第四十項の改正規定（附則第十五条第二十九項）を「附則第十五条第二十五項」に改める部分を除く。）、同条第四十二項の改正規定（附則第十五条第三十項）を「附則第十五条第二十六項」に改める部分を除く。）、及び同条に三項を加える改正規定（同条第七十七項に係る部分に限る。）並びに附則第六条第七項の規定 平成十八年六月一日

二 第一条中地方税法施行令第九条の七第十八項、第九条の九、第三十六条の八第二項第一号及び第三十六条の十から第三十六条の十二までの改正規定、同令第三十六条の十三第二項の改正規定（同項第四号の改正規定を除く。）、同令第四十八條の十三第十九項、第四十九條の十二第二項第一号、第四十九條の十四及び第四十九條の十五の改正規定、同令第四十九條の十六を削る改正規定、同令第四十九條の十七の改正規定（同条第二項第四号の改正規定を除く。）、同条を同令第四十九條の十六とする改正規定、同令第四十九條の十八の改正規定、同条を同令第四十九條の十七とする改正規定、同令第五十六條の二十六の五の改正規定、同令第五十六條の二十六の六及び第五十六條の二十六の七を削る改正規定、同令第五十六條の二十六の八の改正規定（「老人短期入所事業」の下に「小規模多機能型居宅介護事業」を加える部分を除く。）並びに同条を同令第五十六條の二十六の六とする改正規定並びに附則第三条第一項、第六条第三項及び第四項並びに第七條第二項の規定 平成十八年十月一日

三 第一条中地方税法施行令目次の改正規定、同令第七條の十九第三項の改正規定、同令第九条の十三を同令第九条の十三の二とし、同令第九条の十二の次に一条を加える改正規定、同令第九条の十七を同令第九条の十七の二とし、同令第九条の十六の次に一条を加える改正規定、同令第九条の二十の次に一条を加える改正規定、同令第三十三條の二の次に一条を加える改正規定、同令第二章第五節中第三十九條の十四を第三十九條の十五とし、第三十九條の十三の次に一条を加える改正規定、同令第二章第七節を削る改正規定、同令第二章第六節中第四十條を第四十一條とし、同条の前に一条を加える改正規定、同令第二章第六節の次に一節を加える改正規定、同令第二章第九節中第四十五條の二の三を第四十五條の二の四とし、第四十五條の二の二の次に一条を加える改正規定、同令第四十八條の九の二第四項の改正規定、同令第三章第一節中第四十八條の十八を第四十八條の十九とし、第四十八條の十七の次に一条を加える改正規定、同令第三章第三節中第五十三條の六を第五十三條の七とし、第五十三條の五を第五十三條の六とし、第五十三條の四の次に一条を加える改正規定、同令第五十四條から第五十四條の十一までの改正規定、同令第五十四條の四十八の二の次に一条を加える改正規定、同令第三章第六節中第五十四條の六十を第五十四條の六十一とし、第五十四條の五十九の次に一条を加える改正規定、同令第五十五條の五の二を同令第五十五條の五の三とし、同令第五十五條の五の次に一条を加える改正規定、同令第五十六條の十二の二を同令第五十六條の十二の三とし、同令

第五十六條の十二の次に一条を加える改正規定、同令第三章の四中第五十六條の十三の二を第五十六條の十三の三とし、同条の前に一条を加える改正規定、同令第五十六條の七十六から第五十六條の八十までの改正規定、同令第三章の六中第五十六條の九十を第五十六條の九十の二とし、第五十六條の八十九の次に一条を加える改正規定並びに同令第三章の七中第五十六條の九十三を第五十六條の九十四とし、第五十六條の九十二の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第十八條の改正規定、同令附則第十八條の二第二項の改正規定（同条第三項各号）を「同条第三項」に改める部分に限る。）、及び同令附則第十八條の三第三項の改正規定（同条第三項各号）を「同条第三項」に改める部分に限る。）並びに附則第二条第二項、第十一項及び第十二項の規定 平成十九年一月一日

四 第一条中地方税法施行令第七條の九の改正規定、同令第七條の九の二を同令第七條の九の三とし、同令第七條の九の次に一条を加える改正規定、同令第七條の十一及び第七條の十三の三の改正規定、同令第七條の十六の二を削る改正規定、同令第七條の十七、第七條の十八、第八條の三、第九條の十四、第九條の十五第一項、第九條の十八、第九條の十九第一項、第九條の二十二、第九條の二十三第一項、第三十八條第一号及び第四十六條の二から第四十六條の三までの改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四十八條の三及び第四十八條の三の二の改正規定、同条を同令第四十八條の三の三とし、同令第四十八條の三の次に一条を加える改正規定、同令第四十八條の五の二及び第四十八條の六の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四十八條の七第一項の改正規定（第三百十四條の二第二項第五号の三に規定する事由の範囲）を「第三百十四條の二第二項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金」に改める部分及び「第七條の十五の七第一号」を「第七條の十五の七」に改め、「一、同条第二号中「法第三十四條第八項第二号」とあるのは「法第三百十四條の二第八項第二号」と」を削る部分を除く。）並びに同令第四十八條の八、第四十八條の九及び第四十八條の九の三から第四十八條の九の六までの改正規定並びに同令附則第四條から第四條の四までの改正規定、同令附則第五條の次に二条を加える改正規定、同令附則第五條の二第三項の改正規定（第四十二條の四第四十項）を「第四十二條の四第四十項」に改める部分を除く。）、同条を同令附則第五條の四とする改正規定、同令附則第五條の二の二の表第四十八條の十の項、第四十八條の十一の二第二項の項、第四十八條の十一の六第一項の項、第四十八條の十一の九第一項の項及び第四十八條の十一の十二第一項の項の改正規定、同条を同令附則第五條の五とする改正規定、同令附則第六條の二を削り、同令附則第六條の二の二を同令附則第六條の二とする改正規定、同令附則第十六條の三及び第十七條の改正規定、同令附則第十七條の二第二項の改正規定（第二十條の二十九項）を「第二十條の二第二十一項の」に改める部分及び同項第一号の改正規定を除く。）、同条に三項を加える改正規定、同令附則第十七條の二の二及び第十七條の三の改正規定、同令附則第十八條の二の改正規定（同条第三項各号）を「同条第三項」に改める部分に限る。）、同令附則第十八條の三の改正規定（同条第三項の改正規定（同条第三項各号）を「同条第三項」に改める部分に限る。）を除く。）、同令附則第十八條の三の三の改正規定（同条第三項各号）を「同条第三項」に改める部分に限る。）、同令附則第十八條の六までの改正規定、同令附則第十八條の六の二を削る改正規定、同令附則第十八條の七、第十八條の七の二及び第十九條の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第二十條及び第二十一條の改正規定並びに附則第二条第三項から第五項まで及び第八項から第十項まで、第十條から第十二條まで、第十四條並びに第十六條の規定 平成十九年四月一日

五 第一条中地方税法施行令第七條の十五、第七條の十五の二、第七條の十五の七、第七條の十五の八及び第七條の十五の十二の改正規定、同令第四十八條の七第一項の改正規定（第三百十四條の二第二項第五号の三に規定する事由の範囲）を「第三百十四條の二第二項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金」に改める部分及び「第七條の十五の七第一号」を「第七條の十五の七」に改め、「一、同条第二号中「法第三十四條第八項第二号」とあるのは「法第三百十四條の二第八項第二号」と」を削る部分に限る。）並びに同条第二項の改正規定並びに附則第二条第六項及び第七項の規定 平成二十年一月一日

六 第一条中地方税法施行令第三十六条の三第八項第一号の改正規定（研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十七号）の施行の日）
七 第一条中地方税法施行令第三十七条の五第二項の改正規定（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）の施行の日）
八 第一条中地方税法施行令第三十七条の九の五、第三十七条の九の六、第五十一条の十五の二、第五十一条の十五の三、第五十二条の十の九及び第五十四条の三十一の三の改正規定（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）の施行の日）
九 第一条中地方税法施行令第三十七条の九の七及び第五十一条の十五の五の改正規定（独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十一号）の施行の日）
十 第一条中地方税法施行令第五十一条の十六の三の改正規定及び附則第六条第五項の規定（独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）の施行の日）
十一 第一条中地方税法施行令第五十四条の十三の十九第一項及び第五項の改正規定（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律（平成十八年法律第三十一号）の施行の日）
十二 第一条中地方税法施行令第五十六条の三十七の改正規定（道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十号）の施行の日）
十三 第一条中地方税法施行令第二十号の二の二、第二十号の二の十三、第二十号の二の十九並びに第二十一条の三第一項及び第二項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（第三十七条第三項）を「第三十七条第一項」に改める部分に限る。）並びに同令附則第六条の十六第四項の改正規定並びに附則第三条第二項及び第四条第二項の規定（会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日）
十四 第一条中地方税法施行令附則第七條第十六項の改正規定（「身体障害者等」を「障害者等」に改める部分に限る。）、同条第十七項の改正規定（附則第十一条第一項を「附則第十一条第十六項」に改める部分を除く。）、同令附則第十一条第五十九項の改正規定（「身体障害者等」を「障害者等」に改める部分に限る。）、及び同条第六十項の改正規定（附則第十五条第四十五項）を「附則第十五条第四十一項」に改める部分を除く。）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日
十五 第一条中地方税法施行令附則第七條第二十六項の改正規定（「特定用途港湾施設で、」を「特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で、」に改める部分に限る。）、同令附則第十一条第二十八項の改正規定（第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設の下に「（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）」を加える部分に限る。）、同条第二十九項の改正規定（第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設の下に「（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）」を加える部分に限る。）、及び同条第六十五項の改正規定（第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設の下に「同項第一号に掲げる港湾施設に限る。」を加える部分に限る。）、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日
十六 第一条中地方税法施行令附則第十一条第二十六項の改正規定（「定めるものは、」の下に「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の」を加える部分に限る。）、同条に三項を加える改正規定（同条第七十八項に係る部分に限る。）、及び同令附則に一条を加える改正規定（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）の施行の日）
十七 第一条中地方税法施行令附則第十一条に三項を加える改正規定（同条第七十六項に係る部分に限る。）、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の施行の日

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）		
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第四十七条の第三号の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。		
2 新令第七条の十九第三項及び第四十八条の九の二第四項の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成十八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。		
3 新令第九条の十四及び第九条の十五第一項の規定は、平成十九年度以後に市町村に対し交付すべき利子割に係る交付金について適用し、平成十八年度までに市町村に対し交付する利子割に係る交付金については、なお従前の例による。		
4 新令第九条の十八及び第九条の十九第二項の規定は、平成十九年度以後に市町村に対し交付すべき配当割に係る交付金について適用し、平成十八年度までに市町村に対し交付する配当割に係る交付金については、なお従前の例による。		
5 新令第九条の二十二及び第九条の二十三第一項の規定は、平成十九年度以後に市町村に対し交付すべき株式等譲渡所得割に係る交付金については、平成十八年度までに市町村に対し交付する株式等譲渡所得割に係る交付金については、なお従前の例による。		
6 地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号。以下「平成十八年改正法」という。）附則第五条第五項又は第十一条第五項に規定する政令で定める契約は、建物又は動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済に係る契約とする。		
7 平成十八年改正法附則第五条第六項又は第十一条第六項の場合において、一の損害保険契約等又は一の長期損害保険契約等が平成十八年改正法附則第五条第五項第一号若しくは第二号又は第十一条第五項第一号若しくは第二号に規定する契約のいずれに該当するかは、地方税法第四十五条の二第二項の道府県民税に関する申告書又は同法第三十七條の二第二項の申告書を提出する義務を有する者にあつては当該申告書、新令第七条の三の三又は第四十六條の三に規定する給与所得等以外の所得を有しなかつた者にあつては同法第三百十七條の六第一項の給与支払報告書又は同条第四項の公的年金等支払報告書に記載されたところによる。		
8 平成十八年改正法附則第六条第一項又は第十二条第一項の規定の適用がある場合において、平成十八年改正法附則第六条第一項第一号若しくは第二号又は第十二条第一項第一号若しくは第二号に掲げる金額に百円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。		
9 市町村長は、平成十八年改正法附則第六条第一項又は第十二条第一項の規定の適用を受けようとする旨の申告があつた場合においては、当該申告をした者に対し、平成十八年改正法附則第六条第一項又は第十二条第一項の規定による減額（以下この項において「特例減額」という。）をした場合にあつては、その旨（平成十八年改正法附則第六条第五項若しくは第六項又は第十二条第五項若しくは第六項の規定による還付又は充当をした場合にあつては、その旨を含む。）を、特例減額をしない場合にあつては、その旨を、遅滞なく、通知しなければならない。		
10 新令第六条の十四第一項の規定は、平成十八年改正法附則第六条第六項又は第十二条第六項の規定による充当について準用する。		
11 平成十九年一月一日から同年三月三十一日までの間における新令附則第十八条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。		
附則第十八条第一項	株式等に係る譲渡所得等の金額	株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額
	法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡（以下この項	株式等の譲渡（同項に規定する株式等の譲渡をいう。以下この項及び第六項において同じ。）

附則第十八条第六項	及び第六項において「株式等の譲渡」という。）		附則第三十五条の二第六項	附則第三十五条の二第九項において準用する同条第一項
	株式等に係る譲渡所得等の金額		附則第三十五条の二第六項	株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額
附則第十八条第七項及び第八項	附則第三十五条の二第七項		附則第三十五条の二第六項	附則第三十五条の二第九項において準用する同条第一項
	附則第三十五条の二第七項		附則第三十五条の二第六項	附則第三十五条の二第九項において準用する同条第一項
附則第十八条第九項	附則第三十五条の二第七項		附則第三十五条の二第六項	附則第三十五条の二第九項において準用する同条第一項
	附則第三十五条の二第七項		附則第三十五条の二第六項	附則第三十五条の二第九項において準用する同条第一項
附則第十八条第十項	附則第三十五条の二第六項		附則第三十五条の二第六項	附則第三十五条の二第九項において準用する同条第一項
	附則第三十五条の二第六項		附則第三十五条の二第六項	附則第三十五条の二第九項において準用する同条第一項
	第四十六条の二第二項		第七条の二第二項	第七条の二第二項
	第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項及び第四十八条の六		第七条の三第二項、第七条の三の四第二項及び第七条の十三	第七条の三第二項、第七条の三の四第二項及び第七条の十三
	第四十八条の三第二号ホ		第七条の九第二号ホ	第七条の九第二号ホ
	第四十八条の五の二		第七条の十一及び第四十八条の五の二	第七条の十一及び第四十八条の五の二
12 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる地方税法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				
附則第十八条の三第四項	附則第十八条第四項において準用する同条第一項後段		地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第百二十一号。以下「改正令」という。）附則第二十一条の規定により読み替えられる附則第十八条第六項後段	改正令附則第二十一条の規定により読み替えて適用される附則第十八条第六項第一号
	附則第十八条第四項において準用する同条第一項第一号		改正令附則第二十一条の規定により読み替えて適用される附則第十八条第六項第二号	改正令附則第二十一条の規定により読み替えて適用される附則第十八条第六項第二号
附則第十八条の三第五項	附則第十八条第四項において準用する同条第一項第三号		改正令附則第二十一条の規定により読み替えて適用される附則第十八条第六項第三号	改正令附則第二十一条の規定により読み替えて適用される附則第十八条第六項第三号
	附則第十八条第四項において準用する同条第一項		改正令附則第二十一条の規定により読み替えて適用される附則第十八条第六項	改正令附則第二十一条の規定により読み替えて適用される附則第十八条第六項
附則第十八条の三第五項	附則第十八条第五項又は改正令附則第二十一条の規定により読み替えて適用される附則第十八条第十項		改正令附則第二十一条の規定により読み替えて適用される附則第十八条第十項	改正令附則第二十一条の規定により読み替えて適用される附則第十八条第十項
附則第十八条の三第四項	附則第十八条第四項において準用する同条第二項		改正令附則第二十一条の規定により読み替えて適用される附則第十八条第七項	改正令附則第二十一条の規定により読み替えて適用される附則第十八条第七項

附則第十八条の五第九項	前項中		前項中「附則第十八条第五項」とあるのは「改正令附則第二十一条の規定により読み替えて適用される附則第十八条第十項」と、
	並びに第四十八条の五の二		並びに第七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一、第七条の十三及び第四十八条の五の二
附則第十八条第五項	附則第十八条第五項		改正令附則第二十一条の規定により読み替えて適用される附則第十八条第十項
	「附則第十八条第一項に規定する」とあるのは「附則第十八条第四項において準用する同条第一項に規定する」前項中		「附則第十八条第一項後段」とあるのは「改正令附則第二十一条の規定により読み替えて適用される附則第十八条第六項後段」
並びに第四十八条の五の二	前項中「附則第十八条第五項」とあるのは「改正令附則第二十一条の規定により読み替えて適用される附則第十八条第十項」と、		並びに第七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一、第七条の十三及び第四十八条の五の二
	改正令附則第二十一条の規定により読み替えて適用される附則第十八条第十項		
(法人の道府県民税に関する経過措置)			
第三条	平成十八年十月一日前に行われた第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第九条の九第四項第六号に掲げる完全子会社からの譲受けについては、なお従前の例による。		
2	附則第一条第十三号に定める日から平成十八年九月三十日までの間に行われる株式移転に係る地方税法施行令第九条の九第四項第六号及び第五項の規定の適用については、同号中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百五十二条第一項に規定する完全子会社」とあるのは「会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社」と、「株式移転（同法第三百六十四条第一項の株式移転をいう。以下本号において同じ。）」とあるのは「株式移転」と、「第三百五十二条第一項に規定する完全親会社」とあるのは「第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社」とする。		
第四条	(事業税に関する経過措置) 新令第十条の三第五号の規定は、平成十八年度分以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。		
2	新令第二十条の二の十九第一項第一号の規定は、法人が附則第一条第十三号に定める日以後に新令第二十条の二の十九第一項第一号の固定資産につき積立金として積み立てる場合の同項に規定する総資産の帳簿価額の計算について適用し、法人が同日前に旧令第二十条の二の十九第一項第一号の固定資産につき同号に規定する損金経理により引当金勘定に繰り入れ、又は利益若しくは剰余金の処分により積み立てた場合の同項に規定する総資産の帳簿価額の計算については、なお従前の例による。		
第五条	(不動産取得税に関する経過措置) 新令の規定中不動産取得税に関する部分は、平成十八年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。		

う。）の委託を受けた者の営業所等が所在するときは、当分の間、同法第七十一条の十第一項の規定にかかわらず、これらの者を当該道府県の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに当該利子割を徴収させるものとする。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）附則第十五条」とする。

附 則（平成一九年八月三日政令第二四〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年八月六日）から施行する。

附 則（平成一九年九月二〇日政令第二九二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一〇月三二日政令第三二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（国民健康保険税の特別徴収の開始に伴う経過措置）

第三条 健康保険法等改正法附則第四十五条第一項に規定する政令で定める世帯主は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する者とする。

一 当該世帯主が当該市町村の行う介護保険の介護保険法第百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者でない場合

二 当該世帯主が当該市町村の行う介護保険の介護保険法第百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者である場合であつて、当該世帯主に係るイ及びロに掲げる額の合計額が当該年度分の高齢等年金給付の額の総額として総務省令で定めるところにより算定した額（第五号及び第四項において「高齢等年金給付の年額」という。）を六で除して得た額の二分の一に相当する額を超えるとき。

イ 健康保険法等改正法附則第四十五条第一項の規定により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収するものとして、同条第二項の規定を適用して算定した支払回数割保険税額の見込額

ロ 介護保険法第百三十五条第三項又は第百四十条第一項若しくは第二項に規定する支払回数割保険料額の見込額又は支払回数割保険料額に相当する額

三 当該世帯主の属する世帯に六十五歳未満の国民健康保険の被保険者が属する場合

四 当該高齢等年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供していることその他の総務省令で定める事由により、当該世帯主が当該高齢等年金給付の全部の支払を受けていない場合

五 当該世帯主の年齢等年金給付の年額が十八万円未満である場合

六 前各号に掲げる場合のほか、当該世帯主に係る国民健康保険税の普通徴収の方法による納付の実績等を考慮した上で、特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが国民健康保険税の徴収を円滑に行うことができると市町村長が認める場合

2 健康保険法等改正法附則第四十五条第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、平成十九年度分の国民健康保険税額を十二（当該国民健康保険税の納税義務が同年度の初日後に発生した場合においては、その発生した日の属する月から同年度の三月までの月数とする。）で除して得た額に十二を乗じて得た額（当該金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

3 健康保険法等改正法附則第四十五条第三項の規定により健康保険法等改正法第十六条の規定による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）第七百十八条の三第一項、第七百十八条の四及び第七百十八条の五の規定を準用する場合においては、同項中「支払回数割保険税額」とあり、新地方税法第七百十八条の四及び第七百十八条の五第一項中「同条第二項に規定する支払

回数割保険税額」とあり、並びに同条第二項中「第七百十八条の三第二項に規定する支払回数割保険税額」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第四十五条第一項に規定する支払回数割保険税額の見込額」と読み替えるものとする。

4 年金保険者は、平成十九年十二月十日までに、同年十月一日において当該年金保険者から高齢等年金給付の支払を受けている六十五歳以上七十五歳未満の者（平成二十年四月一日までの間において六十五歳に達するものを含み、同日までの間において七十五歳に達するもの並びに第一項第四号及び第五号に掲げる場合に該当するものを除く。）の氏名、住所、性別及び生年月日、当該高齢等年金給付の種類及び年齢並びに当該高齢等年金給付の支払を行う年金保険者の名称を、その者が平成十九年十月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

5 前項の規定による通知に係る事項については、年金保険者と市町村が協議の上同項の規定と異なる定めをしたときは、同項の規定にかかわらず、その定めたところによることができる。

6 第二条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新地方税法施行令」という。）第五十六条の八十九の九第一項の規定は、健康保険法等改正法附則第四十五条第三項において準用する新地方税法第七百十八条の三第一項及び第七百十八条の五第一項の規定による市町村から年金保険者への通知について準用する。

7 新地方税法施行令第五十六条の八十九の九第二項の規定は、健康保険法等改正法附則第四十五条第三項において準用する新地方税法第七百十八条の五第二項後段及び第七百十八条の九第二項の規定並びに第四項の規定による年金保険者から市町村への通知について準用する。

8 新地方税法施行令第五十六条の八十九の十の規定は、健康保険法等改正法附則第四十五条第三項において読み替えて準用する新地方税法第七百十八条の四の規定による国民健康保険税額の市町村への納入について準用する。

附 則（平成一九年二月二二日政令第三六三号） 抄

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附 則（平成一九年二月一四日政令第三六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施行する。

（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 既登録社債等については、第七条の規定による改正前の地方税法施行令第六条の十第一項ただし書及び第七条の四の二第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成二〇年四月三〇日政令第一五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行令第五十六条の三の三の改正規定及び附則第九条の規定 公布の日から起算して二月を経過した日

二 第一条中地方税法施行令第七条の十五の八から第七条の十五の十までを削り、同令第七条の十五の十一を同令第七条の十五の八とし、同令第七条の十五の十二を同令第七条の十五の九とする改正規定、同令第七条の十七、第七条の十八、第七条の十九、第四十八条の七、第四十八条の八、第四十八条の九、第四十八条の九の二、第四十八条の九の三、第四十八条の九の八の前の見出し、同条及び第四十八条の九の十の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定、同令第五十六条の四十一第二号の改正規定、同令第五十六条の八十九の二第一項の改正規定（同項第一号の改正規定、同項第六号の改正規定（昭和三十三年法律第百二十九号）を削る部分を除く。）及び同項第八号の改正規定（昭和三十三年法律第百五十三号）を削る部分を除く。）並びに同条第二項の改正規定並びに同令附則第三条の二の次に一条を加える改正規定、同令附則第四条の四の次に一条を加える改正規定、同令附則第十八条の五第九項の表法第四十五条の二第一項の項の改正規定（附則第三十五条の二の六第一項）を「附則第

える改正規定、同令第七條の十五の五の改正規定、同条を同令第七條の十五の十一とする改正規定、同令第七條の十五の四を削る改正規定、同令第七條の十五の三の改正規定、同条を同令第七條の十五の十とする改正規定、同令第七條の十五の二の改正規定、同条を同令第七條の十五の九とする改正規定、同令第七條の十五の改正規定、同条を同令第七條の十五の二とし、同条の次に六条を加える改正規定、同令第七條の十四の三の次に一条を加える改正規定並びに同令第二十條の二の四第一項第二号の改正規定 平成二十五年一月一日

四の二 第一条中地方税法施行令附則第十八條の六の次に一条を加える改正規定 平成二十七年一月一日

五 第一条中地方税法施行令第三十七條の九の九から第三十七條の九の十一まで及び第五十一條の十五の七から第五十一條の十五の十までの改正規定 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の施行の日

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 次項に定めるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新令附則第九條第一項の規定は、平成二十二年七月一日以後の同項に規定する事業所の事業の用に供する施設の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第九條第一項に規定する事業所の事業の用に供する施設の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第三条 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）附則第六條第三項の規定による申告書の提出について、当該申告書の提出期限後にその提出があつた場合における新令第三十九條の十四の規定の適用については、同令第二号イ中「当該納付すべき税額に係る法第七十四條の十第一項又は第三項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とあり、及び同号ロ中「当該申告書の提出があつた日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）附則第六條第五項の納期限」とする。

（個人の市町村民税に関する経過措置）

第三条の二 平成二十三年度分及び平成二十四年度分の個人の市町村民税に限り、新令第四十八條の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同令第四項の規定は、適用しない。

項 一 第	
同項第五号イに規定する政令で定める新生命保険契約等に係る保険料又は掛金について、第七條の十五の二の規定は同号イに規定する政令で定める旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金について、第七條の十五の三第一項の規定は同号イ（一）に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、同令第二項の規定は同号ロ（一）に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、同令第三項の規定は同号ハ（一）（イ）に規定する政令で定めるところにより計算した金額について	同項第五号に規定する政令で定める保険料又は掛金について
同号ロに規定する政令で定める事由について、第七條の十五の五の規定は同号ロに規定する政令で定めるもの	同号ニに規定する事由の範囲
第七條の十五の六の規定は法第三百十四條の二第二項第五号の三	第七條の十五の七の規定は同項第五号の三

第七條の十五中「法第三十四條第八項第一号イ」とあるのは「法第三百十四條の二第八項第一号イ」と、法第三十四條第八項第一号ハ」とあるのは「法第三百十四條の二第八項第一号ハ」と、第七條の十五の二中「法第三十四條第八項第二号二」とあるのは「法第三百十四條の二第八項第二号二」と、第七條の十五の四中「法第三十四條第一項第五号ロ」とあるのは「法第三百十四條の二第一項第五号ロ」と、法第三十四條第八項第三号」とあるのは「法第三百十四條の二第八項第三号」と、第七條の十五の五中「法第三十四條第八項第一号イ」とあるのは「法第三百十四條の二第八項第一号イ」と、法第三十四條第八項第一号ハ」とあるのは「法第三百十四條の二第八項第一号ハ」と、第七條の十五の六

第七條の十四の三に規定する共済制度とし、同項第六号

第七條の十五及び第七條の十五の四中「法第三百十四條第一項第五号二」とあるのは「法第三百十四條の二第二項第五号二」と、第七條の十五の七

第七條の十五の七

第七條の十五の九第四項の規定は法第三百十四條の二第八項第三号ロに規定する政令で定めるものについて、第七條の十五の十二の規定は同項第四号に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものについて、第七條の十五の十三の規定は同号ハに規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第七條の十五の十二中「法第三十四條第八項第一

第七條の十五の七

第七條の十五の八

法第三百十四條の二第八項第二号に規定する政令で定める共済に係る契約は、第七條の十五の九に規定する契約とする

（平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置）
第三条 平成二十三年四月二十一日における地方税法附則第五十一条第四項に規定する警戒区域設定指示区域（以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。）であつて同年三月十二日において同法附則第五十五条の二第一項第二号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であつた区域は、地方税法施行令附則第三十一条第四項、第五項及び第七項、第三十二条第三項から第五項まで、第三十二条の二、第三十三条第二十項から第二十六項まで、第二十八項及び第二十九項並びに第三十四条第四項、第五項及び第七項から第十項までの規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十一条第四項	法附則第五十一条第四項に規定する政令で定める者	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第四項に規定する政令で定める者
	法附則第五十一条第四項に規定する対象区域内家屋	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第四項に規定する対象区域内家屋
附則第三十一条第五項	同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
	法附則第五十一条第四項に規定する代替家屋	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第四項に規定する代替家屋
附則第三十一条第七項	同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
	前各項	第一項から第三項まで、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百五十八号。以下「改正令」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用される第四項若しくは第五項又は前項
附則第三十二条第三項	から第六項まで	から第三項まで、地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第四項若しくは第五項又は同条第六項
	法附則第五十二条第二項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項
附則第三十二条第四項	同項各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
	法附則第五十二条第三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第三項

附則第三十二条第五項	同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
	第一項、第三項又は法附則第五十二条第一項から第三項まで	第一項又は改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される第三項若しくは法附則第五十二条第一項又は地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項若しくは第三項
附則第三十二条の二第二項	前条第四項	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される前条第四項
	法附則第五十四条第三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第三項
附則第三十二条の二第二項	法附則第五十四条第七項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第七項
	法附則第五十六条第十三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十三項
附則第三十三条第二十一項及び第二十二項	同条第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
	法附則第五十六条第十三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十三項
附則第三十三条第二十三項	法附則第五十六条第十四項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十四項
	同条第十四項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十三条第二十四項	法附則第五十六条第十四項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十四項
	法附則第五十六条第十五項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十五項
附則第三十三条第二十六項	同条第十五項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
	法附則第五十六条第十五項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十五項
附則第三十三条第二十八項	法附則第五十六条第十五項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十五項
	法附則第五十六条第十五項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十五項
附則第三十三条第二十九項	第十五項、第二十七項、第二十三項又は第二十六項	若しくは第十七項又は改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される第二十項、第二十三項若しくは第二十六項
	第十五項まで	第十二項まで又は地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十三項から第十五項まで
附則第三十四条第四項	法附則第五十七条第六項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項

	同項各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十四条第五項	法附則第五十七条第七項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第七項
	同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十四条第七項	法附則第五十七条第八項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項
	同項各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十四条第八項	法附則第五十七条第九項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第九項
	同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十四条第九項	第三項若しくは第四項又は第一項、第二項、第四項	若しくは改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される附則第三十二条第三項若しくは第四項又は第一項若しくは第二項若しくは改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される第四項
	第九項まで	第三項まで又は地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第四項から第九項まで
附則第三十四条第十項	法附則第五十七条第十項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十項

附則（平成二十三年八月三〇日政令第二七八号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年一〇月二二日政令第三二三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年一一月一六日政令第三三九号）

この政令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

附則（平成二十三年一一月二八日政令第三五五号）

この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

附則（平成二十三年一一月二八日政令第三六一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

附則（平成二十三年一二月二日政令第三七六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年二月二日政令第三八六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の十九第七項及び第四十八条の九の二第八項の改正規定並びに附則第四条、第四条の二、第十八条の五、第十八条の六及び第十八条の七の二の改正規定並びに次条第一項及び附則第四条第一項の規定 平成二十四年一月一日

二 第八条の六、第八条の九、第八条の十第一項、第八条の十二から第九条まで、第九条の七第十二項第二号イ、第二十条の二の十一、第二十条の二の十七第一項、第二十条の三及び第二十一条第一項の改正規定、第二十一条の四を削り、第二十一条の五を第二十一条の四とし、第二十一条の六から第二十一条の八までを一条ずつ繰り上げる改正規定、第二十一条の九第一項の改正規定、同条を第二十一条の八とする改正規定並びに第二十四条の六、第二十四条の七第一項及び第四十八条の十三第三項第二号イの改正規定並びに附則第五条の四の改正規定並びに附則第五条の規定 平成二十四年四月一日

三 目次の改正規定、第七条の四の六の次に一条を加える改正規定、第二十条の二の改正規定、第三十五条を削り、第三十五条の二を第三十五条とし、第三十五条の三を第三十五条の二とし、同条の次に二条を加える改正規定、第三十五条の三の三から第三十五条の三の十一までの改正規定、第二章第二節中第三十五条の四の次に二条を加える改正規定、第三十五条の七の三の次に一条を加える改正規定、第三十七条の十五の次に一条を加える改正規定、第三十九条の十の次に一条を加える改正規定、第四十条を第四十条の二とし、同章第六節中同条の前に一条を加える改正規定、第四十二条の四の次に一条を加える改正規定、第四十三条の十二の次に一条を加える改正規定、第四十三条の十七の次に二条を加える改正規定、第四十五条を第四十四条の二とし、同章第八節中同条の次に一条を加える改正規定、同章第九節中第四十五条の二の四を第四十五条の二の五とし、第四十五条の二の三を第四十五条の二の四とし、第四十五条の二の二の次に一条を加える改正規定、同章第九節を同章第十一節とし、同章第八節を同章第九節とし、同節の次に一節を加える改正規定、同章第七節の二を同章第八節とする改正規定、第四十七条の四の次に一条を加える改正規定、第五十二条の十三の次に一条を加える改正規定、第三章第二節中第五十二条の十五の次に二条を加える改正規定、同節の次に一節を加える改正規定、第五十三条の二の次に一条を加える改正規定、同章第四節中第五十四条の前に一条を加える改正規定、第五十四条の三十二の次に一条を加える改正規定、第五十四条の五十九の次に一条を加える改正規定、第三章の二及び第三章の三の改正規定、第五十六条の十三の二を第五十六条の十二とし、第三章の四中同条の前に一条を加える改正規定、第五十六条の十三の三を第五十六条の十三とする改正規定、第五十六条の四十九の次に一条を加える改正規定、第五十六条の八十九の二の改正規定、第五十六条の八十九の十を第五十六条の八十九の十一とし、第五十六条の八十九の三から第五十六条の八十九の九までを一条ずつ繰り下げ、第五十六条の八十九の二の次に一条を加える改正規定、第五十六条の九十二の次に一条を加える改正規定並びに第五十八条の改正規定並びに附則第三十条第二項の改正規定 平成二十五年一月一日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 この政令による改正後の地方税法施行令（以下この条及び附則第四条において「新令」という。）第七条の十九第七項並びに附則第四条第十二項、第四条の二第十一項、第十八条の五第十二項、第十八条の六第十六項及び第十八条の七の二第八項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新令第九条の七第二十七項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十五号）第一条の規定による改正後の地方税法（附則第四条第二項において「新法」という。）第五十三条第一項又は第四項の規定

（事業税に関する経過措置）

第三条 新令第二十一条の七の規定は、施行日以後に行われる新法第七十二条の二十三第二項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十二条の二十三第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

2 新令第二十二條第七号の規定は、平成二十四年七月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 新法第七十三条の四第一項第二十三号の規定は、平成二十四年七月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新令第三十六条の十第二項第五号の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

3 新令第三十七条の五の二第二項及び第三項の規定は、平成二十四年七月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

（軽油引取税に関する経過措置）

第五条 新令附則第十条の二の二第一項、第六項及び第七項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成二十四年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成二十三年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新令第五十二条の十の七の規定は、平成二十五年以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

3 平成二十四年改正法附則第八条第八項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条第二十項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、この政令による改正前の地方税法施行令（次項及び次条において「旧令」という。）附則第二十五条及び第二十六項の規定は、なおその効力を有する。

4 平成二十四年改正法附則第八条第十項及び第十四条第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条の三第二項に規定する旧資産に対応するものとして取得された家屋又は償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、旧令附則第十一条の三第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

5 平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十八条第二項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第四項、第十九条の四第二項及び第四項、第二十五条第二項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第四項並びに第二十七条の二第二項及び第四項の規定の適用がある場合における新令の規定（固定資産税又は都市計画税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十 五条第一 項	第二十 七条の 四の二	第二十七條の四の二並びに地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の 七条の 四の二 「平成二十四年改正法」という。）附則第九條第一項の規定によりなおその 効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正法第一條 の規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成二十四年改正 前の地方税法」という。）附則第十八條第二項及び第四項、第十九條の四
-------------------	-------------------	--

第二項及び第四項、第二十五条第二項及び第四項並びに第二十七条の二第二項及び第四項の

附則第十
五条第一
項第五号
から第三
項まで
おその効
力を有す
るものと
して読み
替えて適
用される
平成二十
四年改正
前の地方
税法附則
第十八條
第二項

附則第十
五条第一
項第八号
から第二
十一年の
規定によ
りなおそ
の効力を
有するも
のとして
読み替え
て適用さ
れる平成
二十四年
改正前の
地方税法
附則第十
八條第二
項若しくは
第四項若
しくは第
十九條の
四第二項
若しくは
第四項

附則第十
五条第一
項第十一
号
若しくは
第二十二
條又は平
成二十四
年改正法
附則第九
條第一項
の規定に
よるもの
として読
み替えて
適用され
る平成二
十四年改
正前の地
方税法附
則第十九
條の四第
二項

附則第十
五条第一
項第十三
号
から第三
項まで
おその効
力を有す
るものと
して読み
替えて適
用される
平成二十
四年改正
前の地方
税法附則
第二十五
條第二項

附則第十
五条第一
項第十六
号
若しくは
第二十七
條の四の
二第二項
若しくは
第四項

附則第十
五条第一
項第十九
号
若しくは
第二十二
條又は平
成二十四
年改正法
附則第九
條第一項
の規定に
よるもの
として読
み替えて
適用され
る平成二
十四年改
正前の地
方税法附
則第二十
七條の二
第二項

附則第十
五条第一
項第二十
号
若しくは
第二十七
條の二又
は平成二
十四年改
正法附則
第九條第
一項の規
定により
なおその
効力を有
するもの
として読
み替えて
適用され
る平成二
十四年改
正前の地
方税法附
則第十九
條の四第
二項若しくは
第四項

附則第十
五条第四
項
若しくは
第二十七
條の二又
は平成二
十四年改
正法附則
第九條第
一項の規
定により
なおその
効力を有
するもの
として読
み替えて
適用され
る平成二
十四年改
正前の地
方税法附
則第十九
條の四第
二項若しくは
第四項

（特別土地保有税に関する経過措置）
第七條 旧令第五十四条の十七第一項第二号及び第二項第二号に規定する森林施業計画は、新令第五十四条の十七第一項第二号及び第二項第二号の規定の適用については、これらの号に規定する森林経営計画とみなす。

（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告に関する経過措置）
第八條 新令第五十八条の規定は、平成二十三年度の地方税法第七百五十七條第一号に規定する税負担軽減措置等から適用する。

（総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した居住困難区域等に関する経過措置）
第九條 平成二十四年改正法附則第十五條第一項の規定の適用がある場合における新令附則第三十一条第四項から第七項まで並びに第三十三條第二十項から第二十六項まで、第二十八項及び第二十九項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三 十一條第 四項	法附則第五十一條第四 項に規定する政令で定 める者	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正 する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条及び附 則第三十三條において「平成二十四年改正法」という。）
--------------------	---------------------------------	--

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十八條の九の十二第三項の改正規定、第四十八條の九の十五を第四十八條の九の十七とする改正規定、第四十八條の九の十四第二項の改正規定、同条を第四十八條の九の十六とする改正規定及び第四十八條の九の十三の次に二条を加える改正規定並びに附則第三条第二項の規定 平成二十八年十月一日

二 附則第四条、第四条の二、第十六條の二の十一及び第十八條の改正規定、附則第十八條の三を削る改正規定、附則第十八條の二の改正規定、同条を附則第十八條の三とする改正規定、附則第十八條の次に一条を加える改正規定、附則第十八條の四、第十八條の四の二第一項及び第十項、第十八條の五、第十八條の六、第十八條の六の二、第十八條の七の二、第十八條の九並びに第二十條の改正規定並びに附則第二十二條を削り、附則第二十一條を附則第二十二條とし、附則第二十條の次に一条を加える改正規定並びに附則第五條、第七條及び第八條の規定 平成二十九年一月一日

三 附則第七條に三項を加える改正規定 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）の施行の日

(道府県民税に関する経過措置)

第二条 平成二十八年一月一日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八條の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。次条第一項において「旧租税特別措置法」という。）第四十一條の十二第七項に規定する割引債（同条第九項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第七項に規定する償還差益に対して課する個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第三条 平成二十八年一月一日前に発行された旧租税特別措置法第四十一條の十二第七項に規定する割引債（同条第九項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第七項に規定する償還差益に対して課する個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 この政令による改正後の第四十八條の九の十二第三項、第四十八條の九の十四、第四十八條の九の十五及び第四十八條の九の十六第二項の規定は、平成二十八年十月一日以後の地方税法第三百十七條の二第二項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収については、なお従前の例による。

(平成二十年改正政令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の平成二十年改正政令附則第三條の規定は、平成二十九年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の平成二十年改正政令附則第七條の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年三月二四日政令第七三三号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

(地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 厚生年金基金（平成二十五年改正法附則第三條第十二号に規定する厚生年金基金をいう。）に係るこの政令の施行の日前の期間に係る第十八條の規定による改正前の地方税法施行令第二十条の二の四第一項第六号に掲げる掛金及び徴収金については、なお従前の例による。

2 第十八條の規定による改正前の地方税法施行令第二十条の二の四第一項第六号の規定は、存続厚生年金基金に係るこの政令の施行の日以後の期間に係る同号に掲げる掛金及び徴収金については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この号において「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）と、「厚生年金基金の事業主」とあるのは「平成二十五年厚生年金等改正法附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下この号において「存続厚生年金基金」という。）の事業主」と、「同法」とあるのは「平成二十五年厚生年金等改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」と、当該厚生年金基金」とあるのは「当該存続厚生年金基金」と、「厚生年金基金令」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一條の規定による廃止前の厚生年金基金令」とする。

3

存続厚生年金基金に対する第十八條の規定による改正後の地方税法施行令第三十六條の九第一項第二号、第三十六條の十第一項第二号、第四十九條の十三第一項第二号及び第四十九條の十五第一項第二号の規定の適用については、第三十六條の九第一項第二号中「健康保険組合連合会」とあるのは「健康保険組合連合会、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）と、第三十六條の十第一項第二号、第四十九條の十三第一項第二号及び第四十九條の十五第一項第二号中「健康保険組合連合会」とあるのは「健康保険組合連合会、存続厚生年金基金」とする。

4 存続連合会に対する第十八條の規定による改正後の地方税法施行令第三十六條の九第一項第二号、第三十六條の十第一項第二号、第四十九條の十三第一項第二号及び第四十九條の十五第一項第二号の規定の適用については、第三十六條の九第一項第二号中「健康保険組合連合会」とあるのは「健康保険組合連合会、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三條第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）と、第三十六條の十第一項第二号、第四十九條の十三第一項第二号及び第四十九條の十五第一項第二号中「健康保険組合連合会」とあるのは「健康保険組合連合会、存続連合会」とする。

附 則（平成二六年三月三一日政令第一三三三号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八條の十二第二項、第九條の七、第九條の九の八第一項第三号、第九條の九の九第一項第三号、第三十五條の十九第一項、第四十八條の十三、第四十八條の十五の三第一項第三号、第四十八條の十五の四第一項第三号及び第五十七條の二の改正規定並びに次条第五項、附則第六條第五項及び第十條の規定 平成二十六年十月一日

二 第七條の十三の二第二号、第七條の十三の四、第七條の十五の十第四号及び第七條の十五の十四第四号並びに附則第十八條第四項第一号、第二十四條、第二十五條第二項及び第二十七條の改正規定並びに次条第一項から第四項まで及び附則第六條第一項から第四項までの規定 平成二十七年一月一日

三 第二十條の二の十二第一項の改正規定（「第四十一條の十二第四項及び」を「第九條の六第六項、第四十一條の九第四項、第四十一條の十二第四項、第四十一條の十二の二第七項及び」

第十條第六附則		第三十五條				第六條第十一項			
還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内	徴収取扱費基礎額	徴収取扱費基礎額	各期間（以下この条及び次条）	当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第九條の六第三項	当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第九條の七	同じ	当該還付金等	法附則第九條の八第二項	（の十七分の十に相当する額（次条において「徴収取扱費基礎額」という。）
旧法還付金等が平成二十六年三月に還付されたものとみなし、同月に旧地方税法第七十二條の百四の規定により旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が同月に旧地方税法第七十二條の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に旧地方税法第七十二條の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が平成二十六年四月及び五月	平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	各期間（次条）	平成二十六年三月に旧地方税法附則第九條の六第三項	同月に旧地方税法附則第九條の七	「旧法還付金等」という	当該旧法還付金等	旧地方税法附則第九條の八第二項	次条において「平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額」という。	百分の〇・四五
百分の〇・四五	百分の〇・三五	金額と平成二十六年四月及び五月に法附則第九條の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（平成二十六年四月及び五月に法附則第九條の七の規定により譲渡割に係る還付金等（同条に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九條の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十二分の十に相当する額（次条において「平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・四五を乗じて得た金額との合計額	平成二十五年十二月から平成二十六年二月までの期間内に旧地方税法附則第九條の七	係る旧法還付金等					

第二項		第六條第十一項		第三項		第一項後段	
、当該還付金等	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内に法附則第九條の六第三項	当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九條の八第二項	還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内	徴収取扱費基礎額	地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十六年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五條の十七、新令第三十五條の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六條の十一及び新令附則第六條の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	各期間（以下この条及び次条）	平成二十六年三月に
、当該旧法還付金等	当該期間内に旧地方税法附則第九條の六第三項	当該期間内に旧地方税法附則第九條の八第二項	旧法還付金等が平成二十六年三月に還付されたものとみなし、同月に旧地方税法附則第九條の七の規定により旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が同月に旧地方税法附則第九條の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に旧地方税法附則第九條の八第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が平成二十六年四月及び五月及び五月の徴収取扱費基礎額		各期間（次条）	第一条	同様に旧地方税法第七十二條の百四
					当該各徴収取扱費算定期間内に法第七十二條の百三第三項及び附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一條	第一条	同様に旧地方税法第七十二條の百四
					法第七十二條の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例による	同条第三項	

第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第二項	こととされた旧地方税法第七十二条の百四第三項	「旧法還付金等」という	当該旧法還付金等	法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項	（次条において「徴収取扱費基礎額」という。）の十七分の十に相当する額	百分の〇・五〇	金額
	同じ	「旧法還付金等」という	当該旧法還付金等	旧地方税法第七十二条の百五第二項	次条において「平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額」という。	百分の〇・五五	金額と平成二十六年四月及び五月に法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（平成二十六年四月及び五月に法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十二分の十に相当する額（次条において「平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五〇を乗じて得た金額との合計額
	係る還付金等	係る旧法還付金等	係る旧法還付金等	係る旧法還付金等	平成二十五年十二月から平成二十六年二月までの期間内に旧地方税法第七十二条の百四		
	、当該還付金等	、当該旧法還付金等					

新令第三十五条の十八	第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第一項	徴収取扱費基礎額	各期間（以下この条及び次条	当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項	同様に旧地方税法附則第九条の七	（同条	「旧法還付金等」という	当該旧法還付金等
	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項	当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項	還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内	旧法還付金等が平成二十六年三月に還付されたものとみなし、同月に旧地方税法第七十二条の百四の規定により旧法還付金等に相当する額が同月に旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が平成二十六年四月及び五月	平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	各期間（次条	平成二十六年三月に旧地方税法附則第九条の六第三項	平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額
	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項	当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項	還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内	旧法還付金等が平成二十六年三月に還付されたものとみなし、同月に旧地方税法第七十二条の百四の規定により旧法還付金等に相当する額が同月に旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が平成二十六年四月及び五月	平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	各期間（次条	平成二十六年三月に旧地方税法附則第九条の六第三項	平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額
	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項	当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項	還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内	旧法還付金等が平成二十六年三月に還付されたものとみなし、同月に旧地方税法第七十二条の百四の規定により旧法還付金等に相当する額が同月に旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が平成二十六年四月及び五月	平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	各期間（次条	平成二十六年三月に旧地方税法附則第九条の六第三項	平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額

第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第二項	法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項		旧地方税法附則第九条の八第二項	
	（の十七分の十に相当する額（次条において「徴収取扱費基礎額」）		次条において「平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額」	
第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第二項	法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七		旧地方税法附則第九条の八第二項	
	（の十七分の十に相当する額（次条において「徴収取扱費基礎額」）		次条において「平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額」	
第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第二項	法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七		旧地方税法附則第九条の八第二項	
	（の十七分の十に相当する額（次条において「徴収取扱費基礎額」）		次条において「平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額」	
第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第二項	法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七		旧地方税法附則第九条の八第二項	
	（の十七分の十に相当する額（次条において「徴収取扱費基礎額」）		次条において「平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額」	

5	とされた旧地方税法附則第九条の六第三項		当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項	
	還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内		旧法還付金等が平成二十六年三月に還付されたものとみなし、同月に旧地方税法附則第九条の七の規定により旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が同月に旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に旧地方税法附則第九条の八第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が平成二十六年四月及び五月	
4	新令附則第六条の十二		平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	
	徴収取扱費基礎額		平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	
3	第三十五條の十七		十二分の十	
	法第七十二條の百四		平成二十六年四月及び五月に法第七十二條の百四	
2	第三十五條の十七		十二分の十	
	法第七十二條の百四		平成二十六年四月及び五月に法第七十二條の百四	
1	附則第六條の十一		十二分の十	
	法附則第九條の七		平成二十六年四月及び五月に法附則第九條の七	
0	附則第六條の十一		十二分の十	
	法附則第九條の七		平成二十六年四月及び五月に法附則第九條の七	

5 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十六年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十

一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第一項
十七分の十
十二分の十

第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第二項
法第七十二条の百四及び
平成二十六年四月及び五月に法第七十二条の百四及び
平成二十六年四月及び五月

当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内
平成二十六年四月及び五月
当該徴収取扱費算定期間内
平成二十六年四月及び五月

当該徴収取扱費算定期間の次
平成二十六年六月から八月まで
十二分の十

法附則第九条の七及び
平成二十六年四月及び五月に法附則第九条の七及び
平成二十六年四月及び五月

当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内
平成二十六年四月及び五月
当該徴収取扱費算定期間内
平成二十六年四月及び五月

当該徴収取扱費算定期間の次
平成二十六年六月から八月まで

平成二十六年九月から十一月までの期間及び同年十二月から平成二十七年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第三十五条の十八、附則第六条の十一（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第六条の十二の規定の適用については、新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項の規定中「十七分の十」とあるのは、「十二分の十」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）
第五十条 新令第三十六条の十第二項第六号の規定は、附則第十条に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

2 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）附則第七条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法第七十三条の二十七の五第一項の規定の適用がある場合における新令第三十九条の五及び第三十九条の六の規定の適用については、新令第三十九条の五中「法第七十三条の二十七の六第一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条及び次条において「改正法」という。）附則第七条第三項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第一条の規定による改正前の法第七十三条の二十七の五第一項」と、新令第三十九条の六中「法第七十三条の二十七の六第一項」とあるのは「改正法附則第七条第三項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第一条の規定による改正前の法第七十三条の二十七の五第一項」とする。

（市町村民税に関する経過措置）
第六十条 新令第四十八条の七第二項（新令第七条の十三の二第二号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十六年四月一日以後の災害又は盗難若しくは横領により生ずる地方税法第三百十四条の二

第一項第一号に規定する損失の金額について適用し、同日前の災害又は盗難若しくは横領により生じた同号に規定する損失の金額については、なお従前の例による。

2 新令第四十八条の七第一項において準用する新令第七条の十三の四及び新令附則第十八条第九項第一号の規定は、平成二十七年四月以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新令第四十八条の七第四項（新令第七条の十五の十第四号に係る部分に限る。）の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が平成二十六年四月一日以後に支払う地方税法第三百十四条の二第一項第五号イに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、同号ロに規定する介護医療保険料又は同号ハに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に支払った同号イに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、同号ロに規定する介護医療保険料又は同号ハに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料については、なお従前の例による。

4 新令第四十八条の七第四項（新令第七条の十五の十第四号に係る部分に限る。）の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が平成二十六年四月一日以後に支払う地方税法第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する地震保険料については、なお従前の例による。

5 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度に係る法人の市町村民税についての新令第四十八条の十及び第四十八条の十三において準用する新令第八条の六の規定の適用については、同条第一項中「六を乗じて」とあるのは、「四・七を乗じて」とする。

（固定資産税に関する経過措置）
第七十条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十六年四月以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十五年年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新令第四十九条の十五第二項第十号の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（事業所税に関する経過措置）
第八十条 新令第五十六条の二十六の五の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び同日の属する年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用する。

（国民健康保険税に関する経過措置）
第九十条 新令の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成二十六年四月以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十五年年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（法人の都民税に関する経過措置）
第十十条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度に係る法人の都民税についての新令第八条の六（新令第八条の八において準用する場合並びに新令第五十七条の二において準用する新令第四十八条の十及び第四十八条の十三において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、新令第八条の六第一項中「六を乗じて」とあるのは、「三・八を乗じて」とする。

（予算決算及び会計令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用に関する経過措置）
第十一條 平成二十六年度から平成二十八年年度までの各年度における予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）附則第九条の二の規定の適用については、同条中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

月に法第七十二条の百四

第二十六年改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される地方税法施行令第三十五条の十七第二項	法第七十二条の百四及び	例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。の十七分の十に相当する額（次条において「平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五〇を乗じて得た金額との合計額 平成二十六年十二月から平成二十七年二月までの徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法第七十二条の百四及び
地方税法施行令第三十五条の十八 第二十六年改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される地方税法施行令附則第六条の十一第一項	徴収取扱費基礎額 、当該各徴収取扱費算定期間内 （当該各徴収取扱費算定期間内 十七分 の十 徴収取扱費基礎額	平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額 、平成二十七年三月 （同月 十二分の十 平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額 金額と同年四月及び五月に法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条において「平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・四五を乗じて得た金額との合計額 平成二十六年十二月から平成二十七年二月までの徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条

により読み替えて適用される地方税法施行令附則第六條の十一 第二項		還付金等を還付し た日の属する徴収取扱費算定期間内 当該徴収取扱費算定期間の	ることとされた旧地方税法附則第九條の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法附則第九條の八第二項及び地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九條の八第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあっては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九條の七及び
第四條 地方税法等改正法第二條の規定による改正後の地方税法（以下この項において「地方税法等改正法」という。）第七十二條の百十三及び附則第九條の十四並びにこの政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第三十五條の十七、第三十五條の十八、附則第六條の十一及び附則第六條の十二の規定は、令和元年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間（新令第三十五條の十七第一項及び附則第六條の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。以下この条において同じ。）とする徴収取扱費（地方税法等改正法による改正地方税法第七十二條の百十三第一項及び附則第九條の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。）の支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五條の十七、第三十五條の十八、附則第六條の十一及び附則第六條の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第七十條 第七十二條の百三第三項、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六條の十一において「地方税法等改正法」という。）附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一條の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六條の十一において「旧地方税法」という。）第七十二條の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二條の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六條の十一において「元年旧地方税法」という。）第七十二條の百三第三項	第七十條 第七十二條の百四、地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二條の百四及び地方税法等改正法附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二條の百四	

項一 第一十の条六第則附				項二 第七十の条五十三第			
同条第三項	法第七十二条の百四第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四第三項			第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百五第二項			
第七十二条の百四	第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四						
第七十二条の百三第三項	第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百三第三項						
第七十二条の百五第二項	第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百五第二項						
附則第九條の六第三項	附則第九條の六第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九條の六第三項及び地方税法等改正法附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九條の六第三項						
附則第九條の七	附則第九條の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九條の七及び地方税法等改正法附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九條の七						
同条	法附則第九條の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九條の七及び地方税法等改正法附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九條の七						
附則第九條	附則第九條の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九條の七及び地方税法等改正法附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九條の七						
附則第九條の八第二項	附則第九條の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九條の八第二項及び地方税法等改正法附則第九條の八第二項						

十一 第二項	法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の八第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に法附則第九条の八第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七				
	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	当該徴収取扱費算定期間内	当該徴収取扱費算定期間の次	徴収取扱費基礎額	平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基礎額
十一 第一項	3 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十八年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。				
第一項	（以下この条				
後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七	、当該各徴収取扱費算定期間内	（次項			
新令第三十五条の十七	、平成二十八年三月に法第七十二条の百三第三項及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還				

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九號。以下この条及び附則第六條の十一において「地方税法等改正法」という。）	旧地方税法	（当該各徴収取扱費算定期間内	還付金等（法第七十二條の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二條の百四第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）
付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第七十二條の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二條の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条において「平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五〇を乗じて得た金額と同年四月及び五月	地方税法等改正法	（同年四月及び五月	還付金等

第三十五條の第七項		の一部を改正する法律（令和二年法律第十二号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日 （還付加算金に関する経過措置） 第二条 この政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）附則第三条の第二項及び第二項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する還付加算金については、なお従前の例による。 （道府県民税に関する経過措置） 第三条 新令第七条の十三の四の規定は、令和二年四月一日以後の災害又は盗難若しくは横領により生ずる地方税法第三十四条第一項第一号に規定する損失の金額について適用し、同日前の災害又は盗難若しくは横領により生じた同号に規定する損失の金額については、なお従前の例による。 （事業税に関する経過措置） 第四条 新令第二十条の二の十六、第二十一条の四及び第二十二条第七号の規定は、この政令の施行の日（附則第六条において「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。 （地方消費税に関する経過措置） 第五条 新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、令和二年三月から五月までの期間以後の新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間（次項から第十項までにおいて「徴収取扱費算定期間」という。）に係る徴収取扱費（地方税法第七十二条の百三十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。）の支払について適用し、令和元年十二月から令和二年二月までの期間以前のこの政令による改正前の地方税法施行令（次条第二項において「旧令」という。）第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間に係る徴収取扱費の支払については、なお従前の例による。この場合において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第七十 二条の 百四	第七十 二条の 百三第 三項	第七十二条の百三第三項、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「元年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項

第三十五條の第七項		附則第六十條の第一項	第三十五條の第七項
同条第三項	第七十二条の百四第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四第三項	同条第三項	第七十二条の百四第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四第三項
第七十 二条の 百五第 二項	第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百五第二項	第七十 二条の 百五第 二項	第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百五第二項
第七十 二条の 百四	第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四	第七十 二条の 百四	第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四
附則第九 条の	附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の七	附則第九 条の	附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の七
同条	法附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の七	同条	法附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の七
附則第九 条の	附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法	附則第九 条の	附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法

2 令和二年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「元年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に法第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（法第七十二条の百四第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等という。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条において「令和二年三月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・六〇を乗じて得た金額と同年四月及び五月	の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「元年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に法第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（法第七十二条の百四第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等という。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条において「令和二年三月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・六〇を乗じて得た金額と同年四月及び五月
社会保障の安定 財源の確保等を 図る税制の抜本 的な改革を行う ための地方税法 及び地方交付税 法の一部を改正 する法律（平成 二十四年法律第 六十九号。以下 この条及び附則 第六条の十一に おいて「地方税 法等改正法」と いう。）	旧地方税法
地方税法等改正 法第一条の規定 による改正前の 地方税法（以下 この条及び附則 第六条の十一に おいて「旧地方 税法」という。）	

規 定
に 基 づ け て
替 換
し て
適 用
さ れ
る 新
附 則
の 第 十
一 項

（当該各徴収取 扱費算定期間内 還付金等（法附 則第九条の七、 地方税法等改正 法附則第二条の 規定によりなお 従前の例による こととされた旧 地方税法附則第 九条の七及び地 方税法等改正法 附則第八条の規 定によりなお従 前の例によるこ ととされた元年 旧地方税法附則 第九条の七に規 定する還付金等 をいう。以下こ の条において同 じ。）	令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	金額 徴収取扱費基 礎額	金額 金額との合計額
九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に法附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の七に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定によりなお従前の例により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の二十一分の十に相当する額（次条において「令和三年三月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五五を乗じて得た金額と同年四月及び五月	還付金等	（当該各徴収取 扱費算定期間内 還付金等（法附 則第九条の七、 地方税法等改正 法附則第二条の 規定によりなお 従前の例による こととされた旧 地方税法附則第 九条の七及び地 方税法等改正法 附則第八条の規 定によりなお従 前の例によるこ ととされた元年 旧地方税法附則 第九条の七に規 定する還付金等 をいう。以下こ の条において同 じ。）	金額 金額との合計額

第 一 項 後	規 定 に 基 づ け て 替 換 し て 適 用 さ れ る 新 附 則 の 第 十 一 項	新 令 第 六 附 則
法附則第九条の七、	令和二年十二月から令和三年二月までの徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第九条の七の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の七に規定する還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に法附則第九条の七、地方税法等改正法附則第九条の七の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法附則第九条の六第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七、	徴収取扱費基礎額 令和三年三月の徴収取扱費基礎額及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額
当該還付金等を 還付した日の属 する徴収取扱費 算定期間内	同年四月及び五月	算定期間の次
当該徴収取扱費 算定期間内	同年四月及び五月	当該徴収取扱費 算定期間内
当該徴収取扱費 算定期間の次	同年六月から八月まで	当該徴収取扱費 算定期間の次

において同じ。）についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

新 令		法 新 年 四				欄 一 第	
項 第 の 十 条 第 八		項 第 の 十 条 第 八				欄 二 第	
二 三 六 の 八		一 三 六 の 八				二 三 六 の 八	
事業年度（ 第四項、第五項又は 第九項		同条第二項				同条第六項又は同法	
事業年度について被合併法人等の確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して当該被合併法人等の確定申告書又は当該被合併法人の連結確定申告書（所得税法等改正法第三条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項において「旧法人税法」という。）第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下この項において同じ。）（当該被合併法人等が旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人である事業年度にあつては、当該被合併法人等との間に同条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同条第十二号の六の七に規定す		所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「所得税法等改正法」という。）附則第二十条第五項の規定により読み替えられた法人税法（以下この条及び次条において「読替後の法人税法」という。）第五十七条第二項又は所得税法等改正法附則第二十条第一項				所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第五項の規定により読み替えられた法人税法（以下この項において「読替後の法人税法」という。）第五十七条第六項又は法人税法	
読替え後の法人税法第五十七条第四項若しくは第九項又は法人税法第五十七条第五項		地方税法施行令改正令附則第三条第十四項の規定により読み替えられた第八項				（この項） 、同法 、読替後の法人税法 （地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方税法施行令改正令」という。）附則第三条第十四項の規定により読み替えられたこの項） 、読替後の法人税法 （地方税法施行令改正令附則第三条第十四項の規定により読み替えられた次項 、地方税法施行令改正令附則第三条第十四項の規定により読み替えられた前項	
次項		地方税法施行令改正令附則第三条第十四項の規定により読み替えられた次項				（この項） 、同法 、読替後の法人税法 （地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方税法施行令改正令」という。）附則第三条第十四項の規定により読み替えられたこの項） 、読替後の法人税法 （地方税法施行令改正令附則第三条第十四項の規定により読み替えられた次項 、地方税法施行令改正令附則第三条第十四項の規定により読み替えられた前項	
、前項		地方税法施行令改正令附則第三条第十四項の規定により読み替えられた第八項				（この項） 、同法 、読替後の法人税法 （地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方税法施行令改正令」という。）附則第三条第十四項の規定により読み替えられたこの項） 、読替後の法人税法 （地方税法施行令改正令附則第三条第十四項の規定により読み替えられた次項 、地方税法施行令改正令附則第三条第十四項の規定により読み替えられた前項	
第八項		地方税法施行令改正令附則第三条第十四項の規定により読み替えられた第八項				（この項） 、同法 、読替後の法人税法 （地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方税法施行令改正令」という。）附則第三条第十四項の規定により読み替えられたこの項） 、読替後の法人税法 （地方税法施行令改正令附則第三条第十四項の規定により読み替えられた次項 、地方税法施行令改正令附則第三条第十四項の規定により読み替えられた前項	
第十項		地方税法施行令改正令附則第三条第十四項の規定により読み替えられた第八項				（この項） 、同法 、読替後の法人税法 （地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方税法施行令改正令」という。）附則第三条第十四項の規定により読み替えられたこの項） 、読替後の法人税法 （地方税法施行令改正令附則第三条第十四項の規定により読み替えられた次項 、地方税法施行令改正令附則第三条第十四項の規定により読み替えられた前項	

第 八 条 の 四		第 八 条 の 五	
同項		同項	
より		より	
同法		同法	
又は当該 事業年度）		又は当該 事業年度）	
が提出されている場 合		が提出されている場 合	
合併等前欠損金額 （同項）		合併等前欠損金額 （同項）	
法人税法		法人税法	
同項の規定に 開始した事業年度		同項の規定に 開始した事業年度	
事業年度（当該 事業年度開始日 に 合併法人等十年前事 業年度開始日 の 前十年内事業年度ご と		事業年度（当該 事業年度開始日 に 合併法人等十年前事 業年度開始日 の 前十年内事業年度ご と	
事業年度開始の日か ら		事業年度開始の日か ら	
、同項の法人の合併 等事業年度が設立日 （当該法人の設立の日 をいう。）の属する事 業年度である場合に おいて、被合併法人 等十年前事業年度開 始日が当該設立日以 後であるときは、被 合併法人等の当該設 立日の前日の属する 事業年度開始の日 （当該被合併法人等 が当該設立日以後に 設立されたものである		、同項の法人の合併 等事業年度が設立日 （当該法人の設立の日 をいう。）の属する事 業年度である場合に おいて、被合併法人 等十年前事業年度開 始日が当該設立日以 後であるときは、被 合併法人等の当該設 立日の前日の属する 事業年度開始の日 （当該被合併法人等 が当該設立日以後に 設立されたものである	
る連結親法人の連結確定申告書。以下この項において同じ 。）が提出されている場合（		る連結親法人の連結確定申告書。以下この項において同じ 。）が提出されている場合（	
読替え後の法人税法第五十七条第二項		読替え後の法人税法第五十七条第二項	
より、又は所得税法等改正法附則第二十条第一項の規定に より		より、又は所得税法等改正法附則第二十条第一項の規定に より	
法人税法		法人税法	
若しくは当該		若しくは当該	
事業年度又は所得税法等改正法附則第二十条第一項の最終 の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度		事業年度又は所得税法等改正法附則第二十条第一項の最終 の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度	
又は当該被合併法人の連結確定申告書が提出されている場 合）		又は当該被合併法人の連結確定申告書が提出されている場 合）	
合併等前欠損金額（地方税法施行令の一部を改正する政令 （令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十四項の規定 により読み替えられた法（以下この節において「読替後の 法」という。）第五十三条第七項		合併等前欠損金額（地方税法施行令の一部を改正する政令 （令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十四項の規定 により読み替えられた法（以下この節において「読替後の 法」という。）第五十三条第七項	
読替え後の法人税法		読替え後の法人税法	
読替え後の法第五十三条第七項の規定に		読替え後の法第五十三条第七項の規定に	
開始した事業年度又は連結事業年度		開始した事業年度又は連結事業年度	
事業年度又は連結事業年度（当該		事業年度又は連結事業年度（当該	
「合併法人等十年前事業年度等開始日		「合併法人等十年前事業年度等開始日	
読替え後の法第五十三条第七項に		読替え後の法第五十三条第七項に	
合併法人等十年前事業年度等開始日の		合併法人等十年前事業年度等開始日の	
法第五十三条第七項の適格合併の日前十年以内に開始し、 又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した 事業年度又は連結事業年度」と		法第五十三条第七項の適格合併の日前十年以内に開始し、 又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した 事業年度又は連結事業年度」と	
事業年度又は連結事業年度開始の日から		事業年度又は連結事業年度開始の日から	
て、読替え後の法第五十三条第七項の規定		て、読替え後の法第五十三条第七項の規定	

第四欄		新法		新令	
第二欄	第五十三項	第五十三項	第五十三項	第八條の十九の四第一項	第八條の十九の五
第三欄	同法第五十七條第一項	(この項	法人税法第五十七條第一項	法人について法	同法第二十項
第四欄	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二條の規定による改正前の法人税法（第二十一項及び第二十二項において「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七條第一項	(地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この項及び次項において「地方税法施行令改正令」という。）附則第三條第十九項の規定により読み替えられたこの項	平成二十七年旧法人税法第五十七條第一項	法人について読替後の法	法第五十三條第二十項
	とし、地方税法施行令改正令附則第三條第十九項の規定により読み替えられた	とし、地方税法施行令改正令附則第三條第十九項の規定により読み替えられた	とし、地方税法施行令改正令附則第三條第十九項の規定により読み替えられた	法第五十三條第二十項	読替後の法第五十三條第二十一項の規定に
	おける同法第十九項の規定により読み替えられた第十九項	おける同法第十九項の規定により読み替えられた第十九項	地方税法施行令改正令附則第三條第十九項の規定により読み替えられた第十九項の規定は	平成二十七年旧法人税法第五十七條第一項	場合（地方税法施行令改正令附則第三條第十九項の規定により読み替えられた
	配賦欠損金控除額（	配賦欠損金控除額（同法第十九項の規定により読み替えられた	配賦欠損金控除額（同法第十九項の規定により読み替えられた	場合（	につき同法第十九項の規定により読み替えられた
	法第五十三條第二十項	法第五十三條第二十項	法第五十三條第二十項	法第五十三條第二十項	法第五十三條第二十項
	開始した事業年度	開始した事業年度又は連結事業年度	開始した事業年度又は連結事業年度（当該	開始した事業年度	開始した事業年度

合併法人等十年前事業年度開始日	「合併法人等十年前事業年度等開始日
で同項	で読替え後の法第五十三条第二十一項
合併法人等十年前事業年度開始日の	合併法人等十年前事業年度等開始日の
前十年内事業年度ごと	法第五十三条第二十一項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと
属する事業年度開始	属する事業年度又は連結事業年度開始
同項の規定	読替え後の法第五十三条第二十一項の規定

前十年以内に開始する連結事業年度がある場合には、開ける新令第八条の二十二の規定の適用については、同条中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「前十年内事業年度ごと」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する事業年度又は連結事業年度開始」とする。

21 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号、以下この項及び附則第五条において「平成二十七年改正法」という。）附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法附則第一条第九号の二に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成二十七年旧法」という。）第五十三条第十二項第一号に規定する法人税額について所得税法等改正法第十六条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条及び附則第五条において「四年新措置法」という。）第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を同号に規定する加算された金額とみなして平成二十七年旧法第五十三条第二項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百二十五号、附則第五条において「平成三十年改正令」という。）第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下この条において「平成三十年旧令」という。）第八条の二十第一項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用する。

22 四年新法第五十三条第二十八項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日
前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第九条の規定の適用については、同
条中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当
該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」と
あるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」と
あるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「前十年内事業年度」とあるのは「前十年
に同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開
始した事業年度又は連結事業年度」と」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する事業年
度又は連結事業年度開始」とする。

23 改正法附則第五條第四項の規定により四年新法第五十三條第三項、第五項及び第六項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第二十條 第十項		同条第六項	
金額と、前項の規定によりないものとされた欠損金額は同条第九項の規定によりないものとされた欠損金額と、それぞれ 新法人税法第五十七條第六項から第九項まで		平成二十七年旧法人税法第五十七條第六項 金額と	
同条第六項中「第一項の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七條第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二條の規定による改正前の法人税法（以下この条において「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七條第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の」と、「第二項」とあるのは「同条第二項若しくは第六項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第二十七條第七項（欠損金の繰越しに関する経過措置）」と、同条第七項中「第二項」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七條第二項」と、同項第一号中「前十年内事業年度」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七條第二項に規定する前九年内事業年度」と、「第二項」とあるのは「同項若しくは同条第六項又は令和二年改正法附則第二十七條第七項」と、同条第八項中「おける第一項」とあるのは「おける平成二十七年旧法人税法第五十七條第一項」と、同項第一号中「通算前十年内事業年度」とあるのは「通算前九年内事業年度」と、「十年以内」とあるのは「九年以内」と、「第二項」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七條第二項若しくは第六項又は令和二年改正法附則第二十七條第七項」と、「第一項」とあるのは「平成二十七年旧法人税法第五十七條第一項」と、「第四項から第六項まで」とあるのは「同条第四項、第五項若しくは第九項の規定、第六項」と、「又は第五十八條第一項」とあるのは「の規定又は令和二年改正法附則第二十七條第八項」と、同項第二号中「通算前十年内事業年度」とあるのは「通算前九年内事業年度」と、同条第九項中		、同項中 新法人税法第五十七條第九項	
令和二年改正法附則第二十七條第七項」とする		読替え後の令和二年改正法附則第二十七條第七項」とする	

附則第二十一條 第三項		附則第二十一條 第二項		附則第二十一條 第一項	
（旧法人税法第八十一條の十第一項に規定する該当日を含む。）以後 連結事業年度以前の各連結事業年度 連結欠損金個別帰属額 適用連結事業年度（旧法人税法第八十一條の十第一項 適用連結事業年度を 特定支配日 生じた連結事業年度 当該適用連結事業年度 前条第二項		連結事業年度以前の各連結事業年度 連結欠損金個別帰属額 生じた連結事業年度 適用連結事業年度 前条第二項		には、 （前項の規定により欠損等法人とみなされたものを含む。以下この項及び第五項において同じ。）と他の 以後 事業年度以前の各事業年度 個別欠損金額 適用事業年度（新法人税法第五十七條の二第一項 適用事業年度を 支配日 生じた事業年度 当該適用事業年度 地方税法施行令改正令附則第四條第四項の規定により読み替えられた前条第二項	
連結事業年度において生じた旧法人税法第八十一條の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額（旧法人税法第二條第十九號の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この条及び附則第三十五條第二項第二号イにおいて同じ。）が生じた場合には、当該連結欠損金額の		適用事業年度以前の各事業年度 個別欠損金額 地方税法施行令改正令附則第四條第四項の規定により読み替えられた前条第二項		には、地方税法施行令改正令附則第四條第四項の規定により読み替えられた と他の 以後 事業年度以前の各事業年度 個別欠損金額 適用事業年度（新法人税法第五十七條の二第一項 適用事業年度を 支配日 生じた事業年度 当該適用事業年度 地方税法施行令改正令附則第四條第四項の規定により読み替えられた前条第二項	

の地方税法施行令第八条の二十第一項に規定する金額とみなして平成二十七年改正法附則第十六条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十年改正令第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下この条において「平成三十年旧令」という。）第四十八条の十一の九第一項の規定を適用する。

22 四年新法第三百二十一条の八第二十八項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の二十八の規定の適用については、同条中「第九条」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第二十二項の規定により読み替えられた第九条」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」とする。

23 改正法附則第十三条第四項の規定により四年新法第三百二十一条の八第三項、第五項及び第六項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 三 項		第 五 項	
通算適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額（同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法第五十七条第六項又は第八項の規定によりないものとされたものをいう。次項から第六項までにおいて同じ。）	連結適用前欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この項及び第五項において「なお効力を有する旧法」という。）第三百二十一条の八第五項に規定する連結適用前欠損金額をいう。第五項及び第六項において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（なお効力を有する旧法第三百二十一条の八第五項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。第五項及び第六項において同じ。）	通算適用前欠損金額	前項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額
控除対象通算適用前欠損調整額を	なお効力を有する旧法第三百二十一条の八第六項に規定する控除対象個別帰属調整額（以下この条において「控除対象個別帰属調整額」という。）を	控除対象通算適用前欠損調整額は、前事業年度	当該控除対象通算適用前欠損調整額
控除対象通算適用前欠損調整額は、この項又はなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第五項の規定により前事業年度又は前連結事業年度	すべき法人税額又は個別帰属法人税額（なお効力を有する旧法第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。第五項において同じ。）	連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額	当該控除対象個別帰属調整額
すべき法人税額	最初連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定（同法附則第二条第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項及び次項において「なお効力を有する旧法人税法」とい	最初通算事業年度	最初通算事業年度

第 六 項		第 四 項	
同法第五十七条第六項又は第八項	あること	（同法） ものに限る。）	う。）第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。次項において同じ。）
前十年内事業年度の	第三項	すべき法人税額	すべき法人税額又は個別帰属法人税額
控除未済通算適用前欠損調整額	同法	法人の事業年度	法人の事業年度又は連結事業年度
前事業年度	前事業年度又は前連結事業年度	通算適用前欠損金額	連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額
第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）	の控除対象個別帰属調整額	最初通算事業年度	最初連結事業年度
の控除対象通算適用前欠損調整額	の控除対象個別帰属調整額	法人税法第五十七条第六項又は第八項	なお効力を有する旧法人税法第八十一条の九第二項
ある	ない	並びに第三項	並びに第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
改正法附則第十三条第四項において準用する四年新法第三百二十一条の八第三項の規定の適用がある場合における四年新法第三百二十一条の八第三十項並びに附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	並びに第三十項	第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二	第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二
附則第八条第三項及び第四項	第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二	第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二	第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二

附則第八條の二		三項	十一條の八第 附則第十三條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
第三十二條		第三十三條	（令和二年法律第五号）附則第十三條第四項において準用する場合を含む。）

25 改正法附則第十三條第四項において準用する四年新法第三百二十一条の八第三項に規定する政令で定める額は、新令第四十八條の十一の二（新令附則第五條の二の四第五項及び第七項並びに附則第五條の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。第三十一項において同じ。）に規定する金額とする。

26 新令第八條の十五の規定は、改正法附則第十三條第四項において準用する四年新法第三百二十一条の八第五項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

27 新令第八條の十六の規定は、改正法附則第十三條第四項において準用する四年新法第三百二十一条の八第五項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同条第五項に規定する被合併法人等（以下この項において「被合併法人等」という。）の同条第五項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同条第五項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

28 平成二十七年旧法第三百二十一条の八第五項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二條の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第三百二十一条の八第五項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七條第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十年改正令第一条の規定による改正前の地方税法施行令第八條の十三第一項に規定する金額とみなして平成三十年旧令第四十八條の十一の二第一項の規定を適用する。

29 改正法附則第十三條第五項の規定により四年新法第三百二十一条の八第三項、第五項及び第六項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

開始した事業年度	開始した連結事業年度
生じた通算適用前欠損金額（同法第五十七條第一項の欠損金額（同法第五十八條第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法第五十七條第六項又は第八項の規定によりないものとされたものをいう。次項から第六項までにおいて同じ。）がある場合の	控除対象個別帰属税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この項及び第五項において「なお効力を有する旧法」という。）第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この条において同じ。）が生じた場合における
控除対象通算適用前欠損調整額	控除対象個別帰属税額

項五第

前事業年度	この項又はなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第九項の規定により前事業年度又は前連結事業年度
すべき法人税額	すべき法人税額又は個別帰属法人税額（なお効力を有する旧法第二百九十二條第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。第五項において同じ。）
開始した事業年度	開始した連結事業年度
前十年内事業年度	前十年内連結事業年度
前十年内事業年度に 係る生じた通算適用前欠損金額に 係る	前十年内連結事業年度に 係る
前項に規定する控除対象通算適用前欠 損調整額	控除対象個別帰属税額
当該控除対象通算適用前欠損調整額 に係る通算適用前欠損金額の生じた事 業年度後最初の最初通算事業年度につ いて同法第五十七條第六項又は第八項 の規定の適用があることを証する書類 を添付した （同法 ものに限る。）	当該控除対象個別帰属税額 の生じた前十年内連結事業年度について （法人税法 ものに限る。）又はなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第一項の規定により提出すべき申告書（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三條の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第十四條第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくはなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第四項の規定により提出すべき申告書 、第三項又はなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第九項 当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度の すべき個別帰属法人税額又は法人税額 控除未済個別帰属税額 生じたとき 前十年内連結事業年度に に法人税法 の生じた前十年内連結事業年度 法人の連結事業年度又は事業年度 前連結事業年度又は前事業年度
前事業年度	前事業年度

項 六 第	
通算適用前欠損金額（	控除対象個別帰属税額（
第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）	控除対象個別帰属税額
被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額に係る通算適用前欠損金額	もの
事業年度後最初の最初通算事業年度について法人税法第五十七条第六項又は第八項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後	連結事業年度以後
控除対象通算適用前欠損調整額と	控除対象個別帰属税額と

30 改正法附則第十三条第五項において準用する四年新法第三百二十一条の八第三項の規定の適用がある場合における四年新法第三百二十一条の八第三十項並びに附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第三百二十一条の八第三十項	並びに第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
附則第八条第三項及び第四項	第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
附則第八条の二	第三百二十一条の八第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第五項において準用する場合を含む。）

31 改正法附則第十三条第五項において準用する四年新法第三百二十一条の八第三項に規定する政令で定める額は、新令第四十八条の十一の二に規定する金額とする。	
32 新令第八条の十五の規定は、改正法附則第十三条第五項において準用する四年新法第三百二十一条の八第五項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。	
33 新令第八条の十六の規定は、改正法附則第十三条第五項において準用する四年新法第三百二十一条の八第五項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同条第五項に規定する被合併法人等（以下この項において「被合併法人等」という。）の同条第五項に規定する前十年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属税額が生じた連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等十年前連結事業年度開始日」という。）後である場合及び同条第五項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前連結事業年度開始日が当該設立日以	

後であるときについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

34 平成二十七年旧法第三百二十一条の八第九項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第三百二十一条の八第九項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十年改正令第一条の規定による改正前の地方税法施行令第八条の十七第一項に規定する金額とみなして平成三十年旧令第四十八条の十一の六第一項の規定を適用する。

35 改正法附則第十三条第六項の規定により四年新法第三百二十一条の八第二十六項、第二十八項及び第二十九項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項 六 十 二 第	
開始した事業年度	開始した連結事業年度
同法第八十条第五項	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（第二十八項において「なお効力を有する旧法人税法」という。）第八十一条の三十一第五項

項 八 十 二 第	
前十年内事業年度	前十年内連結事業年度
開始した事業年度又は	開始した連結事業年度又は
すべき法人税額	この項又はなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第十五項の規定により前事業年度又は前連結事業年度すべき法人税額又は個別帰属法人税額（なお効力を有する旧法第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。第二十八項において同じ。）
前事業年度	この項又はなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第十五項の規定により前事業年度又は前連結事業年度
控除対象還付対象欠損調整額	控除対象個別帰属還付税額
生じた還付対象欠損金額（同法第八十条第十二項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額と同条第十三項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。次項から第二十九項まで	損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該法人に控除対象個別帰属還付税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この項及び第二十八項において「なお効力を有する旧法」という。）第三百二十一条の八第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この条

条第二項の改正規定（附則第三条の二の四第二項）を「附則第三条の二の三第二項」に改める部分に限る。）公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

二 附則第三条の二の三第一項の改正規定（附則第三条の二の四第一項）を「附則第三条の二の三第一項」に改める部分を除く。）及び同条第二項の改正規定（附則第三条の二の四第二項）を「附則第三条の二の三第二項」に改める部分を除く。）前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日